

令和 5 年度概算要求書 (説明資料)

03 裁判所所管

最高裁判所

目 次

秘 書 課 経 費 -----	1	行 政 局 経 費 -----	4 4 1
広 報 課 経 費 -----	5 3	家 庭 局 経 費 -----	4 6 1
情 報 政 策 課 経 費 -----	6 7	図 書 館 経 費 -----	5 2 3
総 務 局 経 費 -----	1 2 5	司 法 研 修 所 経 費 -----	5 3 3
人 事 局 経 費 -----	1 7 7	裁判所職員総合研修所経費 -----	5 8 1
経 理 局 経 費 -----	2 1 7	人 件 費 -----	6 3 5
民 事 局 経 費 -----	3 3 1	施 設 費 -----	6 7 3
刑 事 局 経 費 -----	3 8 3	(参考) 共通経費内訳 -----	6 8 1

※明細書頁のA～Fは共通経費内訳のA～Fに対応している。

秘 書 課 經 費

目 次

一	経常事務費	
1	基本経費 -----	3
2	委員会に必要な経費 -----	5
3	経常的広報経費 -----	7
二	国際会議等に必要な経費	
1	国際会議出席等経費 -----	9
2	国際会議分担金等経費 -----	19
三	裁判官の執務態勢の確立に必要な経費 -----	21
四	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	裁判運営の改善経費 -----	26
五	知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費	
	知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費 -----	47

		明細書頁
<u>経常事務費</u>		
<u>基本経費</u>		6
(1) 調査連絡旅費		
＜要求要旨＞		
最高裁判所長官、最高裁判所判事及び事務総長が、各高等裁判所単位で地方裁判所、家庭裁判所等下級裁判所の実情等を視察するために要する費用を要求する。		7
(2) 長官交際費		
＜要求要旨＞		
最高裁判所長官の儀礼的、社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。		9

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所						6
職員旅費						7
(内国旅費)						9
	調査連絡旅費			3,025 (3,025)		
	長官視察			774 (774)		
	長官	1人 4回	72,782	291 (291)		
	秘書官	1人 4回	56,607	226 (226)		
	秘書課長	1人 4回	64,130	257 (257)		
	裁判官視察			2,010 (2,010)		
	最高裁判事	14人 1回	78,365	1,097 (1,097)		
	秘書官	14人 1回	65,192	913 (913)		
	総長視察			241 (241)		
	総長	1人 2回	64,130	128 (128)		
	事務官	1人 2回	56,607	113 (113)		
交際費	長官交際費			2,114 (2,114)		

明細書頁	
<u>委員会に必要な経費</u> (1) 依頼協力謝金 ＜要求要旨＞ 裁判所における情報公開等の客観性・透明性を確保することを目的として、平成27年7月から、裁判所の司法行政文書開示手続及び保有個人情報開示等手続について苦情の申出がされた場合に、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問し、その答申を尊重して苦情に対応する手続を実施しており、委員会の開催のために必要な経費を要求する。 (2) 会議費 ＜要求要旨＞ 情報公開・個人情報保護審査委員会の会議に必要な費用として要求する。	10 A

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	情報公開・個人情報保護審査委員会			929 (929)		10
	委員長	1人 15回	22,700	341 (341)		A
	委員	2人 15回	19,600	588 (588)		
庁費 (会議費)	情報公開・個人情報保護審査委員会	3人 15回	110.9	5 (5)		

経常的広報経費

外国語図書刊行経費

<要求要旨>

- (1) 近年、我が国の裁判所にも、諸外国の裁判所その他司法機関の関係者、弁護士、大学教授、法学部生等の外国法曹関係者が、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うために来訪する例がとみに増えてきている。その際に、我が国の司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多く、我が国の裁判所制度の全体像を説明した外国語の図書を刊行し、来訪する外国法曹関係者等の要請にこたえてきたところである。

平成30年度までは、主に高位の外国法曹を対象として日本の司法制度を紹介した「Justice in Japan」及び一般の外国法曹関係者向けに日本の司法制度を解説した「Courts in Japan」の改訂をそれぞれ隔年で行っていたが、令和元年度以降は、「Justice in Japan」については毎年新たな法改正等を反映させたり、データを最新のものに更新したりするなどの改訂を行って刊行することとなった。また、「Courts in Japan」については、令和2年度から、より外国法曹が手にとりやすく、かつ親しみやすい折り畳み式のパンフレットとして印刷しており、今後は、隔年で改訂していく予定である。令和5年度は、「Justice in Japan」の英語版を刊行するための経費を要求する。

なお、「Justice in Japan」は、外国からの訪問者及び出張時の面会者への贈呈品としての性格が強いものであり、印刷物として刊行する必要性が高い。

- (2) 「Justice in Japan」については、その性質上、高い精度の翻訳が求められるため、別途翻訳・校閲料を要求する。

<配布計画>

書名	翻訳語	部数	配布先
Justice in Japan	英語	250	外国の高位法曹

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	外国語図書刊行経費 Justice in Japan	250(350)部	2,222,000	556 (833) 556 (778)		12
	Courts in Japan (英文折り畳み式パンフレット)			0 (55)		
(雑役務費)	外国語図書刊行経費 Justice in Japan			46 (49)		
	校閲料	10(11)枚	3,080	31 (34)		
	翻訳料	2枚	7,480	15 (15)		

明細書頁	
16	<u>国際会議等に必要な経費</u> <u>国際会議出席等経費</u> (1) 国際会議出席及び国際会議提出報告書論文和文英訳 ＜要求要旨＞
17	国境を越えた人の往来、企業・経済活動の活発化に伴い、外国人を当事者・関係者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化・複雑化の進展は著しい。このような昨今の情勢にかんがみれば、我が国司法部が国際会議に積極的に参加して、他国司法部との情報交換や討議を行うことを通じて、国際的な司法問題について認識を共有して、その改革策を模索し、また、司法部相互の緊密な関係の強化を図っていくことが必要である。
18	司法に関する国際会議は、年々開催数が増加しているが、特に最近では、専門分野にテーマを絞った実務的な深い議論が行われる傾向にある。このような意味からも、会議テーマの分野に精通し、第一線で活躍している裁判官を国際会議に派遣する必要性は高い。 また、このような専門分野にテーマを絞った国際会議には、実務経験の長い下級裁判所の所長クラス以上の出席者が請われる例も増えており、このような招請に応じて国際会議に出席することは、諸外国に日本の司法事情を知らしめ、日本の司法の国際的地位を高めるために極めて有意義である。
	よって、国際会議出席の経費について、令和5年度は、欧州裁判官評議会、ローエイシア、国際知的財産権会議、フォーダム大学知財関係国際会議、子奪取条約に関する会議、国際商標協会、大韓民国特許法院主催の国際知財裁判所会議、国際倒産裁判官ネットワークの国際会議、商事裁判所常設国際フォーラム、連邦巡回法曹協会主催のグローバルシリーズ、世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム、ミュンヘン国際特許法会議、国際倒産についての国際裁判官会議、家族法及び子供の人権世界会議、家庭裁判所協会年次総会、商事法円卓会議、国際司法研修協会及び全米州裁判所センター主催Eコート会議への派遣のための経費を要求する。 国際会議への出席に際し、出席者がスピーチを行う場合も多いほか、国際会議実施機関より我が国の現状、問題点、対応策などについて調査報告書等の提出が求められることがあるところ、こうしたスピーチ原稿や調査報告書等については、正確な翻訳に基づいていなければならないため、そのための翻訳費用を併せて要求する。 また、欧州裁判官評議会では取り上げられる司法問題は、専門性が高く、複雑な内容のことが多い。さらに、日本に関する情報提供を求められることもあり、その際には、正確かつ内容の濃い情報を提供しなければならない。そのためには、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳者の確保が必要であるので、その費用を要求する。 さらに、国際会議出席に当たっては登録料を支払う必要がある会議も存在するため、登録料支払のための経費を要求する。

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
		航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計		
欧州裁判官評議会(令和4年度の ストラスブールを仮置き)	判事 1人	1,292,765	2,684	28,500 × 6 日(甲)	-	-	1,466,449	1,466,449	1,466
ローエイシア(令和2年度のウ ランバートルを仮置き)	判事 2人	146,283	2,684	20,600 × 6 日(丙)	-	-	272,567	545,134	545
国際知的財産権会議(令和3年 度のシアトルを仮置き)	判事 1人	461,610	2,684	28,500 × 4 日(甲)	-	-	578,294	578,294	578
フォーダム大学知財関係国際会 議(ニューヨーク)	判事 1人	878,631	2,684	34,000 × 5 日(指)	-	-	1,051,315	1,051,315	1,051
子奪取条約に関する会議(シン ガポールを仮置き)	判事 2人	146,283	2,684	34,000 × 4 日(指)	-	-	284,967	569,934	570
国際商標協会(令和2年度のシ ンガポールを仮置き)	判事 1人	146,283	2,684	34,000 × 8 日(指)	-	-	420,967	420,967	421
大韓民国特許法院主催の国際知 財裁判所会議(ソウル)	判事 1人	578,110	2,684	22,800 × 4 日(乙)	-	-	671,994	671,994	672
	判事 1人	146,283	2,684	22,800 × 4 日(乙)	-	-	240,167	240,167	240
国際倒産裁判官ネットワークの 国際会議(平成30年度の ニューヨークを仮置き)	判事 2人	461,610	2,684	34,000 × 5 日(指)	-	-	634,294	1,268,588	1,269

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
		航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計		
商事裁判所常設国際フォーラム (令和4年度のオーストラリアを仮置き)	判事 1人	101,910	2,684	22,800 × 4 日 (乙)	-	-	195,794	195,794	196
連邦巡回法曹協会主催のグローバルシリーズ (令和4年度のワシントンD.C.を仮置き)	判事 1人	878,631	2,684	34,000 × 4 日 (指)	-	-	1,017,315	1,017,315	1,017
世界知的所有権機関主催の知財事件担当判事フォーラム (令和元年度のジュネーブを仮置き)	判事 1人	312,430	2,684	34,000 × 6 日 (指)	-	-	519,114	519,114	519
ミュンヘン国際特許法会議 (令和4年度のミュンヘンを仮置き)	判事 1人	312,430	2,684	28,500 × 4 日 (甲)	-	-	429,114	429,114	429
国際倒産についての国際裁判官会議 (令和3年度のサンディエゴを仮置き)	判事 2人	461,610	2,684	28,500 × 4 日 (甲)	-	-	578,294	1,156,588	1,157
家族法及び子供の人権世界会議 (令和3年度のシンガポールを仮置き)	判事 1人	146,283	2,684	34,000 × 6 日 (指)	-	-	352,967	352,967	353
	調査官等 1人	146,283	2,684	25,500 × 6 日 (指)	-	-	301,967	301,967	302

国際会議 (開催地)	出張者	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
		航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計		
家庭裁判所協会年次総会(令和4年度のシカゴを仮置き)	調査官等 1人	230,733	2,684	21,300 × 7日(甲)	-	-	382,517	382,517	383
商事法円卓会議(令和3年度の上海を仮置き)	判事 1人	146,283	2,684	20,600 × 5日(丙)	-	-	251,967	251,967	252
国際司法研修協会(オタワ)	判事 1人	461,610	2,684	28,500 × 8日(甲)	-	-	692,294	692,294	692
全米州裁判所センター主催Eコート会議(令和4年度のラスベガスを仮置き)	判事 2人	461,610	2,684	28,500 × 6日(甲)	-	-	635,294	1,270,588	1,271
合 計									13,383

(イ) 通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価(1日)	所要額(円)	所要額(千円)
欧州裁判官評議会	1.5	348,600	1,568,700	1,569

(ウ) 翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価	所要額 (円)	所要額 (千円)
国際会議提出報告書等	97	6,270	608,190	608

(エ) 国際会議登録料

案件名	人員	1人当たりの登録料	所要額 (円)	所要額 (千円)
家族法及び子供の人権世界会議	2	1,790 豪ドル × 97 円 = 173,630 円	347,260	347
ローエイシア	2	2,190 豪ドル × 97 円 = 211,530 円	423,060	423
全米州裁判所センター	1	4,900 ドル × 135 円 = 661,500 円	661,500	662
合 計	5			1,432

(令和4年6月22日付人事院事務連絡の為替レートによる。)

(2) 行政官長期在外研究

＜要求要旨＞

行政官長期在外研究制度は、人事院が実施する国家公務員の研修制度の一環として、海外の大学院の修士課程等に2年間を限度として派遣し、外国の司法制度等の研究に従事させることにより、外国法の理解に秀で、語学力に優れた職員を育成することを目的とするものである。制度発足の昭和41年から毎年判事補の派遣を行い、令和3年度からは、判事補だけでなく、裁判官以外の裁判所職員も派遣されている。

近年、裁判所においても外国法を適用する事件が顕著に見られるようになるとともに、国際会議の場での発言や情報交換の機会が増加するなど国際化の傾向は顕著である。特に、知的財産権法や倒産法の分野での国際化の進展は著しい。また、民事訴訟手続のデジタル化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直し等が断続的に行われ、かつ、その速度は高まってきている。そのため、諸外国の法制度の内容やその運用状況等を参照しつつ迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られており、諸外国の司法制度の実際の運用に関する調査研究の必要性がますます高くなっている。

裁判所を取り巻くこうした状況に適切に対処していくためには、外国法全般について実践的かつ高度の理論や知識を身につけ、さらに豊かな語学力を備えた長期在外研究経験者の存在が極めて重要である。

また、社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判所に提起される事件がより一層複雑かつ困難になり、裁判官においては高度の法的知識はもとより、従前にも増して高い識見、広い視野、柔軟な思考を備えることが不可欠となってきた。かかる状況を受けて、最高裁としては、裁判所の重要課題の一つとして、若手裁判官である判事補に多様な経験を積ませるべく裁判所外での研修等の充実、強化に取り組んでいるところである。行政官長期在外研究は、判事補が外国の司法制度の調査・研究を行うのみに止まらず、異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることで、様々な観点から我が国の司法制度の在り方を見つめ直す機会として極めて有効であり、判事補の経験多様化、ひいては国民に対する司法サービスの更なる向上のための重要な柱である。

さらに、裁判官以外の裁判所職員についても、裁判手続において重要な役割を果たしているところ、司法における国際化等の急速な社会情勢の変化に対応させるためには、広い視野や国際的な感覚を身に付けさせるとともに、裁判所運営の改善などに向けた施策の企画立案等ができるよう育成することが必要である。

なお、令和5年度においては、派遣経費については令和3年度派遣者と令和4年度派遣者、令和5年度派遣者の合計23人分を要求する。

<所要額内訳>

(ア) 外国留学旅費

区分	留学先	期間	人員	1人当たりの所要額(円)							所要額 (円)	所要額 (千円)
				航空賃	鉄道賃 車賃	日当	滞在費	支度料	雑費	計		
継続分	米国	3年度派遣	6	451,410	1,342	7,600	9,600 × 89 日	-	-	1,317,752	7,906,512	12,068
	英国		3	225,930	1,342	7,600	9,600 × 120 日	-	-	1,386,872	4,160,616	
	米国	4年度派遣	4	-	-	-	9,600 × 366 日	-	-	3,513,600	14,054,400	24,922
	英国		2	-	-	-	9,600 × 366 日	-	163,200	3,676,800	7,353,600	
	仏国		1	-	-	-	9,600 × 366 日	-	-	3,513,600	3,513,600	
新規分	米国	5年度派遣	6	521,874	1,342	21,400	9,600 × 274 日	30,000	68,850	3,273,866	19,643,196	22,553
	英国		1	382,200	1,342	21,400	9,600 × 243 日	30,000	141,610	2,909,352	2,909,352	
合 計			23								59,543	

(イ) 外国留学授業料

区分	留学先	期間	人員	1人当たりの授業料(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	
継続分	米国	4年度派遣	4	75,942.00	ドル	×	135	円	=	10,252,170	円	53,662
	英国		2	35,618.00	ポンド	×	170	円	=	6,055,060	円	
	仏国		1	3,770.00	ユーロ	×	144	円	=	542,880	円	
新規分	米国	5年度派遣	6	54,931.00	ドル	×	135	円	=	7,415,685	円	49,249
	英国		1	27,970.00	ポンド	×	170	円	=	4,754,900	円	
合 計			14									102,911

(令和4年6月22日付人事院事務連絡の為替レートによる。)

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)			(299,000)			16
	通訳料 (欧州裁判官評議会)	4.511	348,600	1,569 (1,346)		17
職員旅費 (外国旅費)	国際会議			13,383 (13,472)		18
外国留学旅費 (外国旅費)	外国留学旅費 (行政官長期在外研究)			59,543 (53,185)		
	継続分			36,990 (31,953)		
	4年度派遣分			24,922 (31,953)		
	3年度派遣分			12,068 (0)		
	新規分					
	5年度派遣分			22,553 (21,232)		
庁費 (雑役務費)	国際会議提出報告書等 (翻訳料)	97(85)枚	6,270	608 (533)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	外国留学授業料 (行政官長期在外研究)			102,911 (80,311)		18
	新規分					
	5年度派遣分			49,249 (31,117)		
	継続分					
	4年度派遣分			53,662 (49,194)		
	国際会議登録料			1,492 (1,222)		

	明細書頁
<u>国際会議分担金等経費</u> 国際裁判官協会等分担金 <要求要旨> 昭和32年に国際裁判官協会に、昭和38年に国際少年家庭裁判所裁判官協会に、平成29年に国際司法研修協会にそれぞれ加入しており、以後各会議に裁判官を派遣するなど、継続的に関与している。これらの国際会議分担金に関する経費を、令和5年度においても、引き続き要求する。	19

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 国際裁判官連合分担金	国際裁判官協会等分担金			467 (402)		19
	国際裁判官協会	1,767人	254,448	255 (227)	1人につき 144(128)円	
	国際少年家庭裁判所裁判官協会	450人	76,500	77 (67)	1人につき 170(147)円	
	国際司法研修協会	1,000人	135,000	135 (108)	1人につき 135(108)円	

裁判官の執務態勢の確立に必要な経費

外国司法事情研究（最高裁判所判事及び下級裁判所判事）

＜要求要旨＞

人・物の往来、企業・経済活動の国際化に伴い、外国人を当事者とする事案や、同種の紛争・法的問題が他国の裁判所に係属する事案が増加するなど、司法分野における国際化の進展は著しいところ、真に適正な司法判断を行うために、諸外国の法制や運用の実情、さらには社会事情に対する的確な理解が必要となる。このような司法の分野における国際化の流れに適切に対処し、我が国の司法に対する国民や諸外国からの高い信頼を勝ち得ていくためには、さまざまな形で国際交流を深めていく必要がある。

具体的には、まず、司法の運営について極めて重要な責任を負う最高裁判所判事が、諸外国の司法の動向を直接視察し、司法部高官との交流を深めることが肝要である。これまで、平成24年度には、最高裁判所長官が米国連邦最高裁判所を訪問した際、両長官間で両国の最高裁判所判事レベルが継続的に交流をする旨の合意をし、平成25年度には、最高裁判所長官がドイツ連邦通常裁判所を訪問した際、同裁判所長官と意見交換し、両国司法部間の交流をはかつていく必要性について認識を共有したところである。令和2年度にコロナ禍において行われた日英司法オンライン会議は、長年の最高裁判所判事の継続的交流により実現したものであり、本会議でも最高裁長官同士で改めて両国司法部間の交流を強化する意向が示された。この意向を受けたものとして、令和3年度の英国記録長官によるオンライン講演会が実現した。また令和3年度には最高裁判所長官と仏破毀院院長によるオンライン会議により両国司法部間の交流を強化する意向も示され、実務者レベルでの会合に繋がっている。いずれも高位法曹の交流でなければ実現が困難であり、コロナ禍前の実際の交流を発端とするものである。また、欧米の国々に止まらず、我が国とアジア太平洋地域の国々との司法交流の重要性も増してきている。

さらに、近年、グローバリズムの進展により社会経済活動が複雑化したことなどに伴い、裁判所に提起される事件はより一層複雑困難になってきており、裁判所の直面する課題也多岐にわたる。これらの課題に関し、下級裁判所判事が、諸外国の裁判所の実情を調査するとともに、その機会を通じて、諸外国の裁判官と、情報、意見を交換し、交流を深めることは、我が国司法の発展、改善のために極めて有意義である。また、自らが直面する課題に関して諸外国の裁判制度の実情を直接見聞することで、課題の解決策に関する有益な示唆を得る機会となるほか、帰国後の報告を通じて他の職員にも還元することができる。

令和5年度は、最高裁判所の外国司法事情研究として、欧州、北米、大洋州、アジアのそれぞれに最高裁判事各1人、随行判事各1人、合計8人の派遣に必要な経費、下級裁判所判事の外国司法事情研究については、欧州2人、北米1人、大洋州1人、アジア2人の合計6人の派遣に必要な経費を、それぞれ要求する。

また、最高裁判所判事の出張時には、諸外国司法部高官及び専門家と円滑な交流を図りつつ、高度に専門的で複雑な内容の問題について討論する必要が従前に比べて増している。そのため、法律・司法分野に関する専門性を有し、高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるのでそのための費用を要求する。

<所要額内訳>

(1) 最高裁判事

(ア) 外国旅費

出張者	出張先	人員	1人当たりの所要額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計		
最高裁判所判事	欧州	1	3,408,170	-	42,700 × 2日 (指)	-	-	3,721,570	3,722	9,728
					28,500 × 8日 (乙)					
	北米	1	2,696,910	-	42,700 × 2日 (指)	-	-	3,066,310	3,066	
					35,500 × 8日 (甲)					
	大洋州	1	1,564,640	-	28,500 × 10日 (乙)	-	-	1,849,640	1,850	
	アジア	1	776,410	-	42,700 × 2日 (指)	-	-	1,089,810	1,090	
					28,500 × 8日 (乙)					
	判事	欧州	1	1,687,170	2,684	34,000 × 2日 (指)	-	-	1,940,254	
22,800 × 8日 (乙)										
北米		1	1,834,910	2,684	34,000 × 2日 (指)	-	-	2,133,594	2,134	
					28,500 × 8日 (甲)					
大洋州		1	1,475,440	2,684	22,800 × 10日 (乙)	-	-	1,706,124	1,706	
アジア		1	776,410	2,684	34,000 × 2日 (指)	-	-	1,029,494	1,029	
					22,800 × 8日 (乙)					
合 計		8								16,537

(イ) 通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価（1日）	所要額（円）	所要額（千円）
欧 州	4.5	348,600	1,568,700	1,569
北 米	4.5	330,000	1,485,000	1,485
大洋州	4.5	275,000	1,237,500	1,238
アジア	4.5	336,000	1,512,000	1,512
合 計				5,804

(2) 下級裁判所判事

出張者	出張先	人員	1人当たりの所要額（円）						所要額 （円）	所要額 （千円）	所要額 （千円）
			航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計			
判事 (2週間)	欧州	1	248,256	2,684	34,000 × 12 日（指）	-	-	658,940	658,940	659	659
判事 (2週間)	欧州	1	248,256	2,684	34,000 × 12 日（指）	-	-	658,940	658,940	659	1,300
	北米	1	230,733	2,684	34,000 × 12 日（指）	-	-	641,417	641,417	641	
判事 (10日間)	大洋州	1	101,910	2,684	22,800 × 8 日（乙）	-	-	286,994	286,994	287	1,129
	アジア	2	146,283	2,684	34,000 × 8 日（指）	-	-	420,967	841,934	842	
合 計		6									3,088

經費積算內訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳料 (外国司法事情研究) 最高裁判所判事		(318,600)	5,801 (5,485)		24
	欧州	4.5日	348,600	1,569 (1,434)		
			(289,000)			
	北米	4.5日	330,000	1,185 (1,301)		
	大洋州	4.5日	275,000	1,238 (1,238)		
	アジア	4.5日	336,000	1,512 (1,512)		
職員旅費 (外国旅費)	外国司法事情研究			19,625 (19,123)		
	最高裁判所判事外国司法事情研究			16,537 (16,035)		
	最高裁判所判事		(3,304,120)	9,728 (9,310)		
	欧州	1人	3,721,570	3,722 (3,304)		
	北米	1人	3,066,310	3,066 (3,066)		
	大洋州	1人	1,849,640	1,850 (1,850)		
	アジア	1人	1,089,810	1,090 (1,090)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
	判事		(1,856,404)	6,809 (6,725)		24
	欧州	1人	1,940,254	1,940 (1,856)		25
	北米	1人	2,133,594	2,134 (2,134)		
	大洋州	1人	1,706,124	1,706 (1,706)		
	ｱｼﾞｱ	1人	1,029,494	1,029 (1,029)		
	下級裁判所判事外国司法事情研究			3,088 (3,088)		
	2週間					
	欧州	1人	658,940	659 (659)		
	2週間			1,300 (1,300)		
	欧州	1人	658,940	659 (659)		
	北米	1人	641,417	641 (641)		
	10日間			1,129 (1,129)		
	ｱｼﾞｱ	2人	420,967	842 (842)		
	大洋州	1人	286,994	287 (287)		

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判運営の改善経費

(1) 外国法曹招へい経費

<要求要旨>

我が国のみならず、世界的な規模で社会、経済状況が急激に変化し、種々の利害の対立が深刻化している現在、司法の分野におけるグローバル化が一層進展し、各国の裁判所が取り組むべき共通の課題はますます増加している。このような共通の課題に取り組む協力体制の基盤作りのためにも、諸外国の司法部首脳等との直接の交流や外国司法専門研究会などの講演会等を通じた情報・意見の交換及び信頼関係の構築は必要不可欠である。そのため、平成7年度から外国法曹等を招へいするための経費が認められ、これに基づいて主に欧米各国の司法官等を招へいし、それぞれが共通に直面している司法制度・司法運営の課題について、情報及び意見の交換を行っている。

外国法曹等の招へいは、世界的な司法動向に対応するため、外国司法制度・法文化等についての大局的又は実務的な観点からの情報・意見交換を行うとともに、築き上げてきた信頼関係をより発展させるために極めて重要であり、今後も外国法曹等の招へいを行っていく必要がある。新型コロナウイルス感染症の影響により、直接の往来に関する情勢が不安定ではあるが、首脳同士の関係構築のためには対面での会談の果たす役割が大きい。新型コロナウイルス感染症の世界的流行が終息し、海外との往来が再開した際には、速やかに対面での招へいを行うことが不可欠と考えられる。

令和5年度は、平成21年に最高裁判所を設立し、社会、経済状況の変化に直面しながら組織及び制度を変革している英国から、令和2年1月に新たに就任された最高裁判所長官を招へいする経費を要求する。

<所要額内訳>

内 容	所要額 (円)	備 考
1 航空料等	2,730,210	
2 招宴費	1,650,550	
3 滞在費等	1,996,133	
4 通訳料	1,496,000	
5 翻訳料	52,360	
合 計	7,925,253	

29

32

33

35

(2) オンライン会合開催経費

<要求要旨>

新型コロナウイルス感染症の流行により、外国からの賓客を招くことが困難な状況が続くことも想定されるが、このような状況下でも、定期的に行ってきた司法交流を途絶えさせることなく、外国司法専門研究会などの講演会や意見交換会を通して、これまで培ってきた外国司法機関との情報交換網や信頼関係を維持し、更に発展、強化させるとともに、最新の司法事情をタイムリーに交換し、日本の裁判実務に役立てることが必要である。

また、ITを有効に活用したオンライン会合の開催は、実際の往来が難しい状況においても実施することができ、外国法曹と接する機会の少ない全国の裁判官・裁判所職員に対しても聴講の機会を提供することができるなどのメリットがある。

そこで、オンライン会合開催に必要な経費を要求する。

<所要額内訳>

内 容	所要額 (円)	備 考
1 業務委託費	2,003,100	
2 翻訳料	949,960	
3 講師謝金	101,700	
4 通訳料	990,000	
合 計	4,044,760	

(3) 判事補海外留学研究

<要求要旨>

諸外国の制度と比較した上での司法制度改革の必要性が各界から指摘され、我が国の司法制度の全般にわたって幅広い議論が行われてきたが、国際的な経済取引の進展等に伴い、国際的な法律問題を含む事件や外国法が適用される事件を適正・迅速に処理する必要性が高まっており、国際裁判管轄、外国判決・仲裁の執行など、性質上、国際法や外国法の理解が必要となる事件や、国際的な法整備が進んでいる特許権や著作権等の知的財産権に関する事件においては、諸外国の司法事情に通じていることが極めて有効である。

このように、我が国の司法の在り方を考察し、また我が国における訴訟事件を適正に処理するため、裁判官が外国司法制度及びその運用について実践的かつ高度の知識を身につける必要性和重要性は飛躍的に高まってきている。そのためには、外国の大学において外国法の研究を行ったり、また、外国の裁判所等の司法関係機関において訴訟運営の実情に直接接し、実務的な研究を重ねたりして、外国の司法制度及びその運用に関する正確な知識・理解を修得することが最も有益であり、裁判所にとって緊急の重要課題となっている。

社会経済活動の複雑化、国際化、価値観の多様化などに伴って、裁判官においては高度な法的知識はもとより、従前にも増して、高い識見、広い視野、柔軟な思考力を備えることが不可欠になってきている。かかる状況を受けて、裁判所としては、重要課題の一つとして、判事補に対する研修の充実、強化に取り組み、原則として、すべての判事補に弁護士職務経験、行政機関、在外公館等での勤務、民間企業等への派遣又は海外留学等の多様な経験を積む機会を与えるべく努めている。

その中でも、判事補海外留学研究は、外国の法制度・裁判実務に直に触れ、裁判官等をはじめとする法曹実務家や法学者と情報交換・意見交換をする機会等を通じて、判事補が異なる文化や生きた社会事象に接し、幅広い社会経験を得ることができる機会として極めて有意義であることから、判事補の経験多様化方策の重要な柱となっている。

令和5年度は新規24人、継続24人の派遣に必要な経費を要求する。

29

30

32

<所要額内訳>
(ア) 外国旅費

区分	留学先	人員	1人当たりの所要額 (円)							所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	日当	滞在費	支度料	雑費	計			
4年度派遣 継続分	英国	3	225,930	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	832,952	2,498,856	2,499	23,591
	フランス	1	270,072	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	877,094	877,094	877	
	ドイツ	1	270,072	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	877,094	877,094	877	
	ベルギー	1	270,072	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	877,094	877,094	877	
	米国	14	454,410	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	1,061,432	14,860,048	14,860	
	豪州	2	248,587	1,342	3,600	6,720 × 90 日	-	-	858,329	1,716,658	1,717	
	カナダ	2	335,017	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	942,039	1,884,078	1,884	
5年度派遣 新規分	英国	3	382,200	1,342	21,400	6,720 × 274 日	30,000	141,610	2,417,832	7,253,496	7,253	58,363
	フランス	1	145,290	1,342	21,400	6,720 × 274 日	30,000	14,256	2,353,568	2,353,568	2,354	
	ドイツ	2	445,290	1,342	21,400	6,720 × 274 日	30,000	10,800	2,350,112	4,700,224	4,700	
	ベルギー	1	445,290	1,342	21,400	6,720 × 274 日	30,000	55,872	2,395,184	2,395,184	2,395	
	米国	14	521,874	1,342	21,400	6,720 × 274 日	30,000	68,850	2,484,746	34,786,444	34,786	
	豪州	1	304,198	1,342	20,100	6,720 × 273 日	30,000	178,480	2,368,680	2,368,680	2,369	
	カナダ	2	342,859	1,342	21,400	6,720 × 274 日	30,000	16,050	2,252,931	4,505,862	4,506	
合 計		48										81,954

(イ) 授業料

留学先	人員	1人当たりの授業料 (円)	所要額 (円)	所要額 (千円)
欧州	2	5,764 ユロ × 144 円 = 830,016 円	1,660,032	1,660
欧州 (英国)	2	1,430 ポンド × 170 円 = 243,100 円	486,200	486
米国	9	7,601 ドル × 135 円 = 1,026,135 円	9,235,215	9,235
豪州	1	9,680 豪ドル × 97 円 = 938,960 円	938,960	939
カナダ	2	8,690 カナダドル × 107 円 = 929,830 円	1,859,660	1,860
合 計	16			14,180

(令和4年6月22日付人事院事務連絡の為替レートによる。)

14) 一般職外国司法事情研究

<要求要旨>

近年、社会・経済の急激な変化に伴う価値観の多様化、企業・経済活動の国際化等に伴い、訴訟事件の複雑化の傾向が見られるところ、このような訴訟事件の適正・迅速な処理は、諸外国の裁判所において共通する課題となっている。我が国においても、これらの事件の審理の充実、促進を図るべく、現在の訴訟運営や訴訟慣行を状況に応じて見直し、運用面での是正を適切に図っていくためには、裁判官とは異なる専門性を有する裁判所書記官、裁判所事務官及び家庭裁判所調査官においても、その業務を遂行するに当たり、諸外国の裁判所における実情について、長期的展望を視野に入れつつ調査しておく必要がある。

裁判所書記官は、訴訟手続面を中心として裁判運営の基本部分に関わり、審理方式の改善及び審理促進の担い手として、裁判官と協働することが不可欠である。また、訴訟手続面における緻密な法的知識に基づいて、コートマネージャーとして様々な事務を担当し、適正・迅速で、かつ、国民に分かりやすい裁判の実現に向けて重要な役割を果たすことが期待されている。

このように裁判所書記官に期待される役割の重要性に鑑みれば、諸外国における裁判官以外の司法補助職等の訴訟への関与の在り方、事件処理における役割、裁判官との協働関係、訴訟当事者との関係、裁判所全体の中での位置付け等、訴訟運営も含めた裁判官補助職の制度全般について、詳細な調査を行う必要がある。さらに、国民の負担軽減及び審理の効率化のために、近年、裁判事務の情報システム化が進んでおり、実際にシステム運営に携わる裁判所書記官が、諸外国の情報通信技術の利用状況等を直接調査する必要もある。

裁判所事務官は、主に裁判所事務局に配置され、裁判事務の充実、強化のために司法行政事務の処理を担う者である。諸外国の裁判所における司法行政事務の処理の実態を調査研究することは、紛争の専門化、国際化の進展が著しい現代社会にマッチした裁判所運営の在り方を探り、また、国民に分かりやすく、利用しやすい裁判所の実現のために、どのような施策を講ずべきかを検討する上で、非常に有益である。また、諸外国のいわゆるコート・アドミニストレーターの育成、権限の実際、裁判官との協働の在り方等を裁判所事務官が独自の観点から調査・研究することも、我が国の司法の在り方を考察する上で必要である。

家庭裁判所調査官は、当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において、外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り、家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなってきている。

そこで、令和5年度も引き続き司法事情研究のための派遣旅費を要求する。また、裁判官補助職に関する諸制度や事務処理の詳細にわたる事項について、インタビュー等により調査を行う際には、高度な能力を持つ通訳の確保が必要であるため、併せて通訳料も要求する。

さらに、調査の際には、調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上、相手方機関に送付され、調査の基礎となることから正確性が要求されるため、併せて翻訳料も要求する。

29

30

33

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

区分	派遣先	人員	1人当たりの所要額(円)						所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計			
2週間	北米	5	280,510	2,684	21,300 × 12 日 (甲)	-	-	538,794	2,693,970	2,694	4,301
	豪州	4	193,810	2,684	17,100 × 12 日 (乙)	-	-	401,694	1,606,776	1,607	
合 計		9									4,301

(イ) 通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価 (1日)	所要額 (円)	所要額 (千円)
北 米	6	330,000	1,980,000	1,980

(ウ) 翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価 (1枚)	所要額 (円)	所要額 (千円)
調査事項書	90	6,270	564,300	564

明細書頁	
31	(5) 一般職長期在外研究 ＜要求要旨＞ 近年、価値観の多様化、社会経済活動の国際化等を背景として、一層複雑困難化する訴訟事件を適正・迅速に処理するため、裁判官のみならず裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官についても、広い視野と国際性を身に付けさせておくことが必要である。
32	民事裁判については、とりわけ国際情勢の変動の影響が著しく、特に、倒産事件、知的財産権事件などの特殊専門事件について、裁判所書記官は、コートマネージャーとして、裁判官と協働して訴訟運営に関与し、裁判手続のあらゆる段階において、訴訟手続面を中心として緻密な法的知識に基づき、様々な事務を担当し、適正・迅速で、かつ、国民に分かりやすい裁判の実現に向けて、重要な役割を果たすことが期待されている。刑事事件については、外国人が被告人となる事件について、その適正・迅速な処理のために裁判所書記官の果たすべき役割が重要となっている。さらに、当事者・関係者等を外国人とする少年事件・家事事件において、外国での生活習慣・生活事情・家族観等の理解を前提とする調査が必要な事件の処理を巡り、家庭裁判所調査官の果たすべき役割がますます重要なものとなってきている。また、紛争の国際化にマッチした裁判所運営のあり方を模索し、国際化に対応した、分かりやすく、利用しやすい裁判所の実現のための施策を検討するために、裁判所事務官の果たすべき役割が重要となっている。
33	このように、複雑・困難化する事件の適正・迅速な処理のためには、その事件処理・事件運営に関する施策立案を担当する部署における裁判所書記官、家庭裁判所調査官及び裁判所事務官の役割が極めて重要となっており、一般職においても外国の司法制度等についての知識を有することが求められている。
	複雑・困難化する民事事件等の適正な迅速処理、国民に分かりやすく利用しやすい裁判所の実現など、裁判所に対する国民の期待に応えるために、絶えず裁判所運営の改善を行っていくことが必要であり、これは裁判所全体で取り組んでいかなければならない課題である。諸外国の動きを見ると、例えば、米国では、裁判所運営に大きく携わるコート・アドミニストレーターが存在があり、また、ドイツでは、手続案内や世話人制度（成年後見制度）等において司法補助官が直接的に国民と関わるなど国民が利用しやすい裁判所となるための様々な試みがなされている。裁判所の組織を支える一般職についても、このような諸外国の動向についての理解や知識を得させ、それを基にして、我が国の司法のあるべき方向について、裁判官と協働しながら考察させていく必要がある。
	上記の目的を達成するためには、一般職を相当期間、諸外国の裁判所を中心とする司法機関や大学等に派遣し、諸外国の制度や訴訟運営の実情、司法改革の動向を実際に見聞させ、生きた知識を得させることが最も有益である。
	令和5年度は新規6人、継続5人の派遣に必要な経費を要求する。

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

区分	留学先	人員	1人当たりの所要額(円)							所要額 (円)	所要額 (千円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	日当	滞在費	支度料	雑費	計			
4年度派遣 継続分	欧州	1	270,072	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	877,094	877,094	877	4,691
	英国	1	225,930	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	832,952	832,952	833	
	米国	2	454,410	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	1,061,432	2,122,864	2,123	
	豪州	1	248,587	1,342	3,600	6,720 × 90 日	-	-	858,329	858,329	858	
5年度派遣 新規分	欧州	1	445,290	1,342	21,300	6,720 × 274 日	30,000	10,800	2,350,012	2,350,012	2,350	14,478
	英国	1	382,200	1,342	21,300	6,720 × 274 日	30,000	141,610	2,417,732	2,417,732	2,418	
	米国	2	521,874	1,342	21,300	6,720 × 274 日	30,000	68,850	2,484,646	4,969,292	4,969	
	豪州	2	308,804	1,342	17,100	6,720 × 273 日	30,000	178,480	2,370,286	4,740,572	4,741	
合 計		11										19,169

(イ) 授業料

留学先	人員	1人当たりの授業料 (円)	所要額 (円)	所要額 (千円)
米国	2	8,965 ドル × 135 円 = 1,210,275 円	2,420,550	2,421
英国	1	7,150 ポンド × 170 円 = 1,215,500 円	1,215,500	1,216
豪州	2	9,680 豪ドル × 97 円 = 938,960 円	1,877,920	1,878
合 計	5			5,515

(令和4年6月22日付人事院事務連絡の為替レートによる。)

	明細書頁
(6) 裁判官外国司法制度調査研究 ＜要求要旨＞ 近年、より国民に分かりやすく利用しやすい司法の実現に向け、諸外国との比較を踏まえ数々の立法がなされる中、民事、刑事等の裁判の運営において実施された制度の定着に努力を払う一方で、社会の変化に応じて諸外国の同種制度の運用を参照しつつ、不断に運用状況を検証していく必要がある。 また、民事訴訟手続等のデジタル化が検討され、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）実施法が改正されるなど、法制度及び運用の見直しが断続的にあり、かつ、その速度は速まるばかりである。このような分野については、諸外国の法制度の運用状況を参照しつつ、迅速かつ適正な運用を確立する必要に迫られている。 さらに、商事関係訴訟、知的財産権訴訟等、裁判の運営や判断の場面において、国際標準を踏まえた運用を行っていく必要があるなどの観点から、諸外国の法制度の動向を常時把握することが必要な分野が広がっている。これらの分野については、外国の最新の司法事情を調査し、これを我が国の実務に反映させる必要がある。 こうした動向を踏まえ、国民の期待に応える裁判を実現するため、諸外国の司法制度やその運用に関する正確なデータを収集・分析し、現在の訴訟運営を見直し、運用面での改善も図っていくことが緊急の課題となっている。しかし、特に制度の運用面については、文献やインターネットを利用した調査では、詳細な実情を把握することに限界があるため、諸外国に出張者を派遣し、当地の法曹関係者等にインタビューをするなどして、実情把握に努める必要がある。このように、第一線の裁判官を諸外国に派遣し、自らの実務経験を踏まえつつ、外国の裁判制度や運用の実情を調査、研究させることが必要であり、その需要は一層高まっていることから、令和5年度も司法制度調査研究のための派遣旅費を要求する。 なお、諸外国の法制度の詳細について、当地の法曹関係者等に対するインタビュー等による調査を行う際には、高度な能力を持つ通訳の確保が必須であることから、併せて通訳料も要求する。 また、調査の際には、調査先の国の言語による調査事項等を予め提出する必要がある上、相手方機関に送付され、調査の基礎となることから正確性が要求されるため、併せて翻訳料も要求する。	29 31 33

<所要額内訳>

(ア) 外国旅費

区分	派遣先	人員	1人当たりの所要額 (円)						所要額 (円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	滞在費	支度料	雑費	計		
1月	欧州	1	248,256	2,684	34,000 × 13 日 (指) 28,500 × 16 日 (甲)	-	-	1,148,940	1,148,940	1,149
	北米	2	230,733	2,684	34,000 × 13 日 (指) 28,500 × 16 日 (甲)	-	-	1,131,117	2,262,834	2,263
	アジア	1	146,283	2,684	34,000 × 29 日 (指)	-	-	1,134,967	1,134,967	1,135
合 計		4								4,547

(イ) 通訳料

案件名	通訳日数	通訳単価 (1日)	所要額 (円)	所要額 (千円)
欧州	20	348,600	6,972,000	6,972

(ウ) 翻訳料

案件名	資料枚数	翻訳単価 (1枚)	所要額 (円)	所要額 (千円)
調査事項書	110	6,270	689,700	690

(7) 司法制度説明翻訳校閲料

<要求要旨>

近年、我が国の司法制度やその運用について研究又は調査を行うため、我が国の裁判所を来訪する諸外国の司法関係者、弁護士、大学教授等の外国法曹関係者数は高水準で推移している。その際に、我が国の法制度や司法制度を紹介する外国語の資料を求められることが多い。

これまで、我が国の司法制度を解説した英文資料「民事裁判の概要」、「刑事裁判の概要」及び「家庭裁判所の概要」を整備し、裁判所ウェブサイト英語版に掲載している。令和5年度においても、各種法律、規則の制定、改正に伴う改訂作業や統計データのアップデートなど、上記英語版資料の維持、管理、更新作業を行う必要があるところ、同作業に必要な翻訳料及び校閲料を要求する。

<所要額内訳>

品名等	翻訳・校閲語	単価等 (円)	枚数	所要額 (円)	所要額 (千円)
司法制度説明翻訳校閲料					
校閲料	英語	3,080	23	70,840	71
翻訳料	英語	7,180	1	7,180	7

(8) 日韓交流プログラム行事経費

<要求要旨>

韓国の裁判所と我が国の裁判所との間では、平成17年度から、日韓双方の司法の抱える問題点について意見交換等を行うために、交流プログラムを定期的に実施している。

令和5年度は、日本において交流プログラムを実施する予定であり、これに必要な通訳料及び翻訳料を要求する。

<所要額内訳>

(ア) 通訳料

内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備 考
日韓交流プログラム行事経費	110,000	4	440,000	440	
	73,700	3	221,100	221	

(イ) 翻訳料

内 容	単価等 (円)	員数等	所要額 (円)	所要額 (千円)	備 考
日韓交流プログラム行事経費	7,920	11	87,120	87	

29

33

(9) 最高裁判所判決翻訳等経費

< 要求要旨 >

近年、司法の分野においても国際化傾向が急速に進展し、我が国の最高裁判決、特に、憲法判断及びグローバルな法理論（特許権侵害、国際管轄等）について判断を示した判決が、各国から注目され、諸外国の大学、研究機関、法曹関係者等から、最高裁判決について積極的に資料提供を求めてくる例が増えている。また、裁判所が扱う事件内容自体の国際化に伴い、具体的な判決内容が、国際関係や国際取引に直接影響を及ぼす例も増加している。さらに、アジア各国においても、欧米諸国の法制を継受、根付かせてきた我が国に見習うべきものがあるとして、我が国の司法に対する注目度が高まっているほか、欧州評議会ベニス委員会に対し、重要かつ各国の参考になり得る憲法判例を毎年1回程度提供しており、憲法判例会報及び憲法判例データベースに掲載されている。

そこで、諸外国の数多くの研究者等の強い情報提供の要求に応じ、また、諸外国の多数の者が、最高裁の判例を迅速かつ容易に利用できるようにするため、対外的に関心の高い最高裁判決を英語に翻訳し、最高裁のウェブサイトに掲載している。

司法分野における国際化が各方面から要求されており、その要請が年々高まっていることを考慮すると、最高裁判例を迅速かつ容易な方法で国際的な利用に供する必要性は一層増大している。その際は、法律用語だけでなく、法解釈の細部にわたるニュアンスを可能な限り正確に翻訳するなど最高水準の翻訳により、我が国の最上級審の判断を正確に紹介することが不可欠である。そこで、令和5年度においても、幅広い分野について、多数の最高裁の判決を英文で掲載するために必要な英文翻訳経費を要求する。

< 所要額内訳 >

品名等	翻訳・校閲語	単価等（円）	枚数	所要額（円）	所要額（千円）
最高裁判所判決翻訳料	英語	10,010	685	6,856,850	6,857

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)						29
	一般職外国司法事情研究 (通訳料)	6日	(289,000) 330,000	1,980 (1,734)		
	裁判官'外国司法制度調査研究 (通訳料)	20日	(318,600) 318,600	6,972 (6,372)		
	外国法曹招へい経費 (通訳料)			1,496 (1,760)		
			(132,000)			
		(行事) 1日 6人	110,000	660 (792)		
			(88,000)			
		半日 7人	77,000	539 (616)		
			(88,000)			
		(招宴) 半日 1人	77,000	77 (88)		
			(132,000)			
		(送迎) 1日 2人	110,000	220 (264)		
	日韓交流プログラム行事経費 (通訳料)			661 (661)		
		1日 4人	110,000	440 (440)		
		半日 3人	73,700	221 (221)		
			(132,000)			
	オンライン会合開催経費 (通訳料)	1日 3人 3時間	110,000	990 (1,188)		
(講師等謝金)	オンライン会合講師謝金	9時間	11,300	102 (102)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
職員旅費 (外国旅費)						29
	司法制度調査旅費			109,971 (112,499)		30
	判事補海外留学研究			81,954 (85,190)		
	新規分 (5年度派遣分)			58,363 (56,438)		
			(2,340,608)			
	英国	3人	2,117,832	7,253 (7,022)		
			(2,281,662)			
	フランス	1人	2,353,568	2,354 (2,282)		
			(2,288,062)			
	ドイツ	2人	2,350,112	4,700 (4,576)		
			(2,300,862)			
	ベルギー	1人	2,395,184	2,395 (2,301)		
			(2,398,424)			
	米国	14人	2,484,746	34,786 (33,578)		
			(2,192,519)			
	豪州	1人	2,368,680	2,369 (2,193)		
			(2,242,911)			
	カナダ	2人	2,252,931	4,506 (4,486)		
	継続分 (4年度派遣分)			23,591 (28,752)		
			(1,086,294)			
	英国	3(2)人	832,952	2,499 (2,173)		
	前年度限りの経費 (英国)			0 (2,401)		
			(1,247,662)			
	フランス	1人	877,094	877 (1,248)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
			(1,247,662)			
	ドイツ	1人	877,094	877 (1,248)		30
			(1,247,662)			
	アメリカ	1人	877,094	877 (1,248)		31
			(1,015,757)			
	米国	14(10)人	1,061,432	14,860 (10,158)		
	前年度限りの経費 (米国)			0 (5,239)		
			(1,250,418)			
	豪州	2人	858,329	1,717 (2,501)		
			(1,267,943)			
	カナダ	2人	942,039	1,884 (2,536)		
	一般職外国司法事情研究			4,301 (4,105)		
			(511,394)			
	北米	5人	538,794	2,694 (2,557)		
			(386,994)			
	豪州	4人	401,694	1,607 (1,548)		
	一般職長期在外研究			19,169 (18,657)		
	新規分 (5年度派遣分)			14,478 (13,805)		
			(2,287,962)			
	ドイツ	1人	2,350,012	2,350 (2,288)		
			(2,340,508)			
	英国	1人	2,417,732	2,418 (2,341)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
外国人招へい旅費	米国	2人	(2,398,324) 2,484,646	1,969 (4,797)		31
	豪州	2人	(2,189,519) 2,370,286	4,711 (4,379)		32
	継続分 (4年度派遣分)			4,691 (4,852)		
	欧州	1人	(1,247,662) 877,094	877 (1,248)		
	米国	2(1)人	(1,015,757) 1,061,432	2,123 (1,016)		
	前年度限りの経費 (米国)			0 (1,338)		
	豪州	1人	(1,250,418) 858,329	858 (1,250)		
	英国	1人	832,950	833 (0)		
	裁判官外国司法制度調査研究			4,547 (4,547)		
	欧州	1人	1,148,940	1,149 (1,149)		
	アジア	1人	1,134,967	1,135 (1,135)		
	北米	2人	1,131,417	2,263 (2,263)		
	航空料等		(2,419,210)			
	ロンドン(ファースト)	1人	2,730,210	2,731 (2,420)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費						32
(会議費)	招へい者招宴			1,651 (1,565)		33
(雑役務費)	判事補海外留学研究大学授業料			14,180 (11,527)		
			(702,336)		5,764(5,487)	
	欧州	2人	830,016	1,660 (1,405)	ユーロ×@ 144(128)	
			(198,744)		1,430(1,352)	
	欧州 (英国)	2人	243,100	486 (397)	ポンド×@ 170(147)	
			(780,624)		7,601(7,228)	
	米国	9人	1,026,135	9,235 (7,026)	ドル×@ 135(108)	
			(935,550)		9,680(11,550)	
	豪州	1人	938,960	939 (936)	)豪ドル×@ 97(81)	
			(881,365)		8,690(10,369)	
	カナダ	2人	929,830	1,860 (1,763)	)カナダドル×@ 107(85)	
	一般職長期在外研究大学授業料			5,515 (4,815)		
			(970,704)		8,965(8,988)	
	米国	2人	1,210,275	2,421 (1,941)	ドル×@ 135(108)	
			(935,550)		9,680(11,550)	
	豪州	2人	938,960	1,878 (1,871)	)豪ドル×@ 97(81)	
			(1,003,275)		7,150(6,825)	
	英国	1人	1,215,500	1,216 (1,003)	ポンド×@ 170(147)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
裁判資料整備費 (雑役務費)	外国司法事情研究翻訳等経費			1,254 (1,254)		33
	一般職外国司法事情研究					
	翻訳料	90枚	6,270	564 (564)		34
	裁判官外国司法制度調査研究					
	翻訳料	110枚	6,270	690 (690)		35
	外国法曹招へい翻訳料	7枚	7,480	52 (52)		
	日韓交流プログラム行事経費					
	翻訳料	11枚	7,920	87 (87)		
	司法制度説明翻訳校閲料(HP掲載用)			78 (78)		
	校閲料	23枚	3,080	71 (71)		
	翻訳料	1枚	7,480	7 (7)		
	ワフシ会合開催経費			2,953 (2,901)		
	翻訳料	127(120)枚	7,480	950 (898)		
	業務委託費	3回	667,700	2,003 (2,003)		
招へい外国人滞在費 (雑役務費)	最高裁判所判決翻訳等経費(HP掲載用)					
	翻訳料	685(671)枚	10,010	6,857 (6,717)		
	招へい外国人滞在費等	一式	1,996,133	1,997 (1,988)		
			(1,987,727)			

知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費

(1) 裁判官知的財産権関係在外研究

<要求要旨>

特許権に関する訴訟については、企業活動等の国際化に伴い、我が国において外国企業が訴訟当事者となったり、内容類似の訴訟が同時並行的に複数の国の裁判所に係属したりすることが少なくない。また、条約による実体面、手続面での国際的ハーモナイゼーションの動きが活発であり、国境を越えた差止訴訟（クロスボーダーインジャンクション）が国際的な特許裁判官会議で議論されるなど国際性が極めて強い。また、閣議決定においても、世界に向けて、我が国の知的財産制度を積極的に発信していくことの必要性が確認されている。

このように、知的財産権訴訟を担当する裁判官の専門性・国際性の強化を図る必要性が増加してきており、上記のような知的財産権訴訟の国際的性格を踏まえつつ、国民の司法による紛争解決への期待に対してより充実した対応を行うためには、現に知的財産権訴訟を担当する裁判官を海外の知的財産研究機関等へ派遣し、最先端の知的財産権理論を研究させることはもとより、これらの機会を利用して、我が国の知的財産権訴訟の状況等を正確に情報発信する必要がある。

近時、知的財産をめぐる国際的な動きは、日・米・欧の三極を中心に行っていることから、令和5年度も引き続き米国のワシントン大学 CASRIP（知的財産権研究所）及びドイツのマックスプランク研究所に裁判官を派遣する経費を要求する。

<所要額内訳>

派遣先	期間	人員	1人当たりの所要額（円）						所要額 （円）	所要額 （千円）
			航空賃	鉄道賃 車賃	日当	滞在費	雑費	計		
米国 （シアトル、CASRIP）	0.5月	1	230,733	2,684	-	28,500 × 14 日	-	632,417	632,417	632
ドイツ （ミュンヘン、マックスプランク研究所）	3月	1	248,256	2,684	29,000	9,600 × 89 日	-	1,134,340	1,134,340	1,134
合 計		2								1,766

38

39

(2) ミュンヘン知的財産法センター、ジョージ・ワシントン大学への派遣

<要求要旨>

日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視の国家政策を明確にするために、平成17年4月に知的財産高等裁判所が創設された。世界の知的財産権事情に明るく、専門性に長けた裁判官が育成されることにより、知的財産高等裁判所は国際競争力を高め、専門性を強化することとなる。そこで、外国の知的財産権に関する実務家等の育成機関へ将来知的財産権事件に携わることとなる裁判官を派遣し、最先端の知的財産理論に触れ専門性を備えた裁判官を育成する必要がある。

知的財産権に関する研究、実務家の育成は各国において力を注いでいる分野であり、平成15年10月には、ドイツ（マックスプランク研究所、ミュンヘン工科大学、アウグスブルグ大学）と米国（ジョージ・ワシントン大学）が共同でミュンヘン知的財産法センターを設立した。同センターでは、知的財産法のほか知的財産権に関する課税、評価、仲裁など幅広いプログラムが用意されており、世界中から一流の実務家や研究者が参加していることから、日本からも裁判官が同プログラムに参加することにより、最先端の知的財産に関する理論を身につけることができる。また、ジョージ・ワシントン大学は、知的財産法分野における著名な教授陣による多彩な講義で定評がある。とりわけ、同大学は、ワシントンD.C.に所在するという地の利を活かして、連邦巡回区控訴裁判所（米国全域における特許権侵害及び特許の有効性に関する控訴事件等を取り扱う）の判事による講義等を提供している点で特色を有しており、同大学に裁判官を派遣することで、理論と実務の架橋を意識した研究を行うことができる。

このため、令和5年度も引き続き、専門性を備えた裁判官の育成のため、ミュンヘン知的財産法センター及びジョージ・ワシントン大学に、それぞれ新規1人、継続1人を派遣する経費を要求する。

<所要額内訳>

(ア) 司法制度調査旅費

派遣先	期間	人員	1人当たりの所要額(円)							所要額 (円)	所要額 (千円)
			航空賃	鉄道賃 車賃	日当	滞在費	支度料	雑費	計		
ミュンヘン知的 財産法センター	4年度派遣	1	270,072	1,342	7,600	6,720 × 151 日	-	-	1,293,734	1,293,734	1,294
	5年度派遣	1	445,290	1,342	21,400	6,720 × 212 日	30,000	10,800	1,933,472	1,933,472	1,933
ジョージ・ワシ ントン大学	4年度派遣	1	454,410	1,342	7,600	6,720 × 89 日	-	-	1,061,432	1,061,432	1,061
	5年度派遣	1	521,874	1,342	21,400	6,720 × 274 日	30,000	68,850	2,484,746	2,484,746	2,485
合 計		4									6,773

(イ) 授業料

留学先	人員	1人当たりの授業料(円)				所要額 (円)	所要額 (千円)
ミュンヘン知的財産法センター	1	36,135	ユーロ	×	144 円 =	5,203,440 円	5,203
ジョージ・ワシントン大学	1	5,500	ドル	×	135 円 =	742,500 円	743
合 計	2						5,946

(令和4年6月22日付人事院事務連絡の為替レートによる。)

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (外国旅費)						38
	司法制度調査旅費			8,539 (8,781)		39
	裁判官知的財産権関係在外研究			1,766 (1,717)		
			(583,417)			
	米国 (シトル、CASRIP)	1人	632,417	632 (583)		
	ドイツ (ミンヘン、マックスプランク研究所)	1人	1,134,340	1,134 (1,134)		
	ミンヘン知的財産法センターへの派遣			3,227 (3,328)		
			(1,669,822)			
	新規分 (5年度派遣分)	1人	1,933,172	1,933 (1,670)		
			(1,657,582)			
	継続分 (4年度派遣分)	1人	1,293,734	1,294 (1,658)		
	ジョージ・ワシントン大学への派遣			3,546 (3,736)		
			(2,398,424)			
	新規分 (5年度派遣分)	1人	2,484,746	2,485 (2,398)		
			(1,338,317)			
	継続分 (4年度派遣分)	1人	1,061,432	1,061 (1,338)		

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費 (雑役務費)			(5,518,848)			39
	シンペンの知的財産法セミナー授業料	1人	5,203,440	5,203 (5,519)	36,135(43,116)円×@144(128)	
			(708,804)			
	ジョージ・ワシントン大学授業料	1人	742,500	743 (709)	5,500(6,563)ドル×@135(108)	

費 經 課 報 廣

目 次

一 経常事務費	
1 基本経費 -----	5 5
2 経常的広報経費 -----	5 7
二 裁判所の機構の維持に必要な経費	
機構運営対策経費 -----	5 9
三 裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
裁判運営の改善経費 -----	6 2
四 裁判員制度の施行に必要な経費	
裁判員制度広報関連経費 -----	6 5

	明細書頁
<u>経常事務費</u> <u>基本経費</u>	
(1) クリップングに係る著作権の利用 <要求要旨>	7
裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めているところ、裁判所に関する新聞記事が掲載されると、他の報道機関や一般国民から当該記事に関する照会を受けることも多い。これらの照会に対し、迅速・的確に対応するためには、関係職員がその記事内容を正確に把握しておく必要があり、そのためには該当する新聞記事を複写し、関係職員に配布することが有効であることから、令和5年度も引き続き、クリップングに係る著作権の利用料を要求する、	9
(2) 記事配信システム <要求要旨>	67
裁判や司法制度を国民に正確に理解してもらうためには、様々なメディアによって誤りのない報道がされることが重要である。最高裁判所は日々全国で行われる裁判等に関して各種照会を受けることも多く、最も速報性のあるメディアである通信社の配信記事を迅速に確認することは、その後の新聞社等の取材対応を的確に行う上で、必要不可欠である。 このシステムは、通信社と契約することにより、広報課事務室内に専用のパソコン端末を設置し、あらかじめ設定した検索キーワードを使って該当するニュースを順次表示させるものである。令和5年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。	

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費 事務官			0 (157)		7 9
庁費 (雑役務費)	クレジットに係る著作権の利用	一式	(86,635) 89,796	90 (87)		
情報処理業務庁費 (借料及び損料)	記事配信システム 共同	12月	1,149,500	22,638 (22,638) 13,794 (13,794)		
	時事	12月	737,000	8,844 (8,844)		
(項)下級裁判所 庁費 (雑役務費)	クレジットに係る著作権の利用	一式	(5,680,425) 5,901,684	5,902 (5,680)		67

経常的広報経費

(1) 憲法週間行事及び「法の日」週間行事

<要求要旨>

裁判所では基本的人権を守るために裁判所が果たしてきた役割や法及び裁判が担う役割の重要性を広く国民に理解してもらうため、法務省及び日本弁護士連合会と共に「法の日」及び憲法記念日の機会を捉えて各種広報活動を行っている。

憲法週間行事については、憲法記念日を中心とする5月1日から同月7日までの1週間を憲法週間とし、裁判所が、様々な事件の解決を通じて、基本的人権を守り、法の支配を維持する役割を果たしてきたことを広く国民に理解してもらうことを目的として、様々な広報活動を各地で開催している。

「法の日」週間行事については、10月1日の「法の日」からの1週間を「法の日」週間とし、法の役割と重要性を国民に理解してもらうために制定された「法の日」の制定趣旨を国民に周知し、法をより身近に感じてもらうために、様々な広報活動を各地で開催している。

各週間行事については、それぞれの目的等をふまえ、模擬裁判や模擬調停、庁舎見学会等の広報イベントを中心とした広報活動を各地で開催しており、そのような広報活動の経費として、広報行事を実施する会場の借り上げ費用及び各種広報行事を実施する際の協力者への依頼謝金について、令和5年度も引き続き要求する。

(2) 裁判制度解説パンフレット

<要求要旨>

我が国の裁判や司法制度が紛争の解決に寄与し、国民の生活を支えていることを多くの国民に知ってもらうために、全国の裁判所では、日ごろ、学校団体等を主な対象とした裁判所見学を実施している。見学では、広報担当者が法廷等を案内しながら、日頭で裁判制度の概要を説明するが、その際、裁判制度等について図やイラストを使って解説したパンフレットを見学者に配布して、理解の一助にしている。令和5年度も引き続き、裁判制度解説パンフレットの作成費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	憲法週間及び「法のロ」週間行事 謝金	50庁 1人 1時間	7,900	395 (395)		12
庁費 (印刷製本費)	裁判制度解説パンフレット	70,000部	10,549	738 (738)		
(借料及び損料)	憲法週間及び「法のロ」週間行事 経費					
	広報企画の会場借料	一式	200,000	200 (200)		

裁判所の機構の維持に必要な経費機構運営対策経費

(1) 広報誌発行

<要求要旨>

裁判所や裁判手続について国民に正確な理解をしてもらうため、最高裁判所では「司法の窓」という広報誌を発行している。誌面には、各界の著名人等との対談や裁判制度のトピック、各地の裁判所の紹介記事を掲載するなどして、「より身近で親しみやすい裁判所」のイメージ作りに努めている。この「司法の窓」を全国の大学の図書館、高等学校、地方自治体及び公共図書館に配布し、そうした公共施設等で一般の方々に見ていただき、広く裁判所の広報活動に役立てている。

そこで、令和5年度も引き続き、広報誌を発行するための経費を要求する。

(2) 裁判傍聴者用手続解説リーフレット

<要求要旨>

裁判は原則として公開の法廷で行われており、誰でも自由に傍聴することができる。近年、国民の司法に対する関心はますます高まり、以前にも増して多くの国民が傍聴のために裁判所を訪れている。

しかし、傍聴者は、必ずしも裁判手続に精通しているとは言い難く、裁判用語や手続についての知識を欠くために、裁判の進行がよく理解できないといった不満もあり、また、そのために傍聴人席において私語を発するなど、裁判の進行の妨げとなる例も見受けられる。傍聴者及び傍聴希望者に、裁判に対する正しい知識を得てもらったり、傍聴のマナーを理解してもらったりするためには、裁判手続、裁判用語及び傍聴案内等について図表等を使って簡潔に記載された分かりやすいリーフレットを配布するのが効果的である。このようなリーフレットを傍聴者及び傍聴希望者に配布し、利用してもらうことは、裁判の公開及び迅速な裁判の理念に適うものであることから、令和5年度も引き続き、その作成費用を要求する。

(3) 裁判所ウェブサイト掲載用写真撮影費用

<要求要旨>

最高裁判所判事については、国民審査の判断に資するものとして裁判所ウェブサイト「最高裁判所の裁判官」のコーナーを設け、写真、略歴、信条、趣味等を掲載するなどの広報活動を行っている。また、国民審査の際に使用する手札写真（個人写真）も必要となる。これらの場所で利用する写真については、相応の質を確保するため、充実した機材や高度な撮影技術を有する専門家による撮影が必要である。

そこで、最高裁判所判事の広報活動において使用する写真の撮影費用を要求する。

(4) 新聞・雑誌記事、人物情報データベース利用料

<要求要旨>

広報課では、最高裁判所はもとより裁判所全体の窓口として、報道機関、各種団体及び一般国民からの各種照会に応じている。裁判所としては、広報活動の一環として、これらの照会に対し、適時、適切な対応をする必要がある。照会の内容は、判例、裁判手続に関するものを中心として多岐にわたるが、このような照会があると、広報課又は担当部署で調査して回答している。

全国的に注目を集めている著名事件の際には、各報道機関とも大きく取り上げるため、クラブ記者に加え、クラブ外の記者から様々な取材の申込みや便宜供与の依頼が予想されることから、広報課において当日混乱が生じないように、当該事件の報道ぶりを確認した上で事前準備をする必要がある。また、各種団体、企業や個人から照会があった場合、的確な情報を提供するために、照会者についての情報が必要なこともある。さらに、過去の新聞・雑誌記事との関連で照会されることも多く、この場合には当該記事を探索しなければならない。

これらの各種照会等に的確かつ迅速に対応する方策としては、種々の分野にわたって幅広い情報を持つウェブサイトの有料サービスを利用することが有効である。

このサービスはウェブサイト会員になることにより、広報課事務室内のパソコンから、同サイトの検索システムにアクセスし、新聞・雑誌記事、人物情報など多数のデータベースについて横断的な検索を行うものであり、その情報量や検索性において優れ、単なるインターネットのウェブサイト閲覧では目的が達せられないものである。よって、令和5年度も引き続き、運用経費として使用料を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)						15
	広報誌発行			57 (57)		16
	対談料	3時間 1回	11,300	34 (34)		
	原稿料	30時間 1回	7,733	23 (23)		
庁費 (印刷製本費)						
	裁判傍聴者用手続解説リーフレット	85,000部	4,180	355 (355)		
			(26,928)			
	広報誌	22,500部	23,100	520 (606)		
(雑役務費)						
	広報誌発行			37 (36)		
			(6,402)			
	録音反訳費用	3時間 1回	6,600	20 (19)		
	写真撮影費用	一式	16,500	17 (17)		
	裁判所ウェブサイト掲載用写真撮影費用		(35,000)			
		1(2)人	38,000	38 (70)		
情報処理業務庁費 (雑役務費)						
	新聞・雑誌記事、人物情報データベース利用料	12月	3,417	41 (41)		

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判運営の改善経費

(1) 多チャンネル同時録画機データサービス

<要求要旨>

裁判所では、正確な裁判報道がされるように適切な報道対応に努めているが、テレビ放送内容に関して、他の報道機関や一般国民から照会を受けることが多く、それらの照会に対して適切な対応をするためには、裁判報道に関するテレビ放送内容を正確に把握する必要がある。また、誤った報道がされたときは、テレビ局に対し、以後の放送において正しい内容を放送するように申し入れたり、場合によっては訂正放送を求めたりすることもある。そのためには職員によるテレビ放送内容のモニタリングが必要となるが、職員がすべてモニタリングすることは、きわめて困難かつ非効率であり、現実的でない。

一方、テレビ放送の国民に対する影響力は甚大で、裁判員制度の実施に伴い裁判員やその候補者に不当な偏見を与えないような事件報道、裁判報道が行われるようメディア側に求めていく必要があり、テレビ放送内容の実態把握は不可欠となっている。

そこで、7チャンネルの放送内容を全て録画し、その映像を容易に検索する機能を持った多チャンネル同時録画機を利用することにより、効率的に放送内容を把握することが必要である。

よって、多チャンネル同時録画機のデータサービス利用料を要求する。

(2) 裁判所ウェブサイト保守等

(ア) 裁判所ウェブサイトの保守等

< 要求要旨 >

裁判所ウェブサイトは、裁判所の基本的な情報発信手段であり、裁判所の組織や各地の裁判所、裁判手続、広報行事等の紹介といった一般的な事項から、採用試験情報、調達・公募情報といった閲覧層を絞った記事、更には裁判例や司法統計、最高裁判所規則などの専門的なものまで、裁判所に関する幅広い情報を国民に提供している。

インターネットの利用率（個人）が80パーセントを超える昨今では、最高裁、知財高裁や全国の下級裁の各種裁判例情報、各種の司法統計情報、更には各地で開かれる広報行事の案内、新しい制度や手続の紹介等についての情報を求める国民各層にとって、裁判所ウェブサイトが最も有力なアクセス手段の一つとなっており、掲載情報の不断の更新等による利便性の維持向上が、今後ますます求められる状況にある。

裁判所ウェブサイトは、画面体裁の統一等による見やすさや目的情報の探しやすさを追求するため、すべての掲載情報の編集、更新を最高裁が監修するとともに、セキュリティ保持にも万全の態勢を保つべく、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、令和5年度も引き続き、裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。

(イ) 知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等

< 要求要旨 >

知的財産高等裁判所ウェブサイトは、主要な判決、審決取消訴訟の個別事件情報、審決取消訴訟に関するQ&A、専門委員制度や大合議事件に関する情報など、知的財産権に関する紛争解決に役立つような情報を国民に提供しているほか、知的財産権のグローバルな情報発信の必要性に対応するため、他言語ページ（英語、ドイツ語、フランス語、中国語及び韓国語）を開設している。今後、産業競争力強化の一環として知的財産戦略が進められると、日本企業を巡る知的財産権に関する紛争が日本国内外でより一層生じる可能性があり、その紛争解決の一助として、知的財産権に関する情報を発信している知的財産高等裁判所ウェブサイトの活用が見込まれることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、令和5年度も引き続き、知的財産高等裁判所ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。

(3) 裁判所ウェブサイト改修

< 要求要旨 >

最高裁判例の有する社会的影響に鑑み、裁判所ウェブサイトにおいて公開している「最高裁判所判例集」について、ユーザーが判例の概要や内容に迅速かつ適切にアクセスできる環境を整備するため、判決等の全文だけでなく、当該最高裁事件において、審理対象（論点）となった部分に関する最高裁の判断（結論）を記載した「裁判要旨」のほか、裁判要旨に記載されている当該最高裁事件の審理対象（論点）を要約し一般化して記載した「判示事項」もそれぞれ検索対象にできるよう検索条件指定画面を改修する必要がある。よって、裁判所ウェブサイト改修に要する費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)						33
	多チャンネル同時録画機データサービス利用料	12月	33,000	396 (396)		34
	裁判所ウェブサイトの保守等		(26,314,200)	29,718 (28,069)		
	裁判所ウェブサイトの保守等	一式	27,861,075	27,861 (26,315)		
	知的財産高等裁判所ウェブサイトの保守等	一式	1,857,405	1,857 (1,754)		
	裁判所ウェブサイトの改修	一式	27,390,000	27,390 (0)		

裁判員制度の施行に必要な経費

裁判員制度広報関連経費

裁判員制度ウェブサイトの保守等

<要求要旨>

裁判員制度ウェブサイトは、同制度に対する国民の理解の醸成と参加意識の向上などを目的として、平成17年度に新設された裁判員制度専門のウェブサイトである。同制度に関する情報を、幅広い層の国民に対し、分かりやすく親しみやすい手法で迅速に発信するという観点から、これまで、各種コンテンツの充実を図ってきた。

裁判員制度に関する情報発信が一元的に行えるという点で、本ウェブサイトは広報戦略的にも極めて重要な役割を果たしているのみならず、利用者側にとっても情報の集約によるメリットは大きい。また、すでに報道機関等を始め多くの国民から裁判員制度専門サイトとして一定の認知を得ており、今後、同制度に対する国民の関心を持続させ、裁判員制度の安定的な運用を目指す上で必要不可欠な広報ツールであることから、安定稼働のため、委託会社による運営管理態勢をとる必要がある。

よって、令和5年度も引き続き、裁判員制度ウェブサイトの運用保守等に要する費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)			(7,017,120)			40
	裁判員制度へのサービスの保守等	一式	7,429,620	7,430 (7,017)		

情 報 政 策 課 經 費

一	裁判所の機構の維持に必要な経費	
	機構運営対策経費	6 9
二	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1	裁判運営の改善経費	7 1
2	司法情報通信システム経費	7 4
三	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	
1	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	8 5
2	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）	9 0
3	司法情報通信システム経費	9 2
4	司法情報通信システム経費（特殊要因）	9 5
四	裁判の迅速適正処理経費	
1	裁判の迅速適正処理経費	9 8
2	最高裁判所汎用受付等システム経費	1 0 0
3	司法情報通信システム経費	1 0 2
4	裁判事務処理システム（民事及び家事事件）経費	1 1 0
5	簡裁民事事件管理システム経費	1 1 2
6	裁判事務処理システム（刑事事件）経費	1 1 4
7	裁判統計データ処理システム経費	1 1 6
8	倒産事件処理システム経費	1 1 8
9	債権執行事件管理プログラム経費	1 2 0
1 0	裁判事務支援システム経費	1 2 2

	明細書頁
<u>裁判所の機構の維持に必要な経費</u>	
<u>機構運営対策経費</u>	
(1) ソフトウェアライセンス（司法行政目的のウェブ会議用）の購入 <要求要旨>	16
司法行政目的のウェブ会議を実施するのに必要なライセンス費用を要求する。	71
(2) 司法行政目的のウェブ会議等用モバイルインターネット回線等の提供	
<要求要旨>	
専用端末からのウェブ会議等を可能にするため、モバイルインターネット回線等を利用するための費用を要求する。	

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (消耗品費) (通信運搬費)	ソフトウェアライセンス(司法行政目的のウェブ会議用)の購入 司法行政目的のウェブ会議等用モバイルインターネット回線等の提供	4式 12月 5(6)式 12月	(1,980) 2,062.5 (5,764) 4,951	99 (95) 297 (415)		16
(項)下級裁判所 情報処理業務庁費 (消耗品費) (通信運搬費)	ソフトウェアライセンス(司法行政目的のウェブ会議用)の購入 司法行政目的のウェブ会議等用モバイルインターネット回線等の提供	108式 12月 108式 12月	(1,980) 2,062.5 (5,764) 4,951	2,673 (2,566) 6,416 (7,470)		71

明細書頁	
31	<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u> <u>裁判運営の改善経費</u> (1) 情報セキュリティ実地監査 ＜要求要旨＞ 情報セキュリティ対策の実効性を担保するためには、情報セキュリティ対策を実施する者による自己点検だけでなく、情報セキュリティ対策の監査を実施することが必要である。情報セキュリティ監査は査閲、点検、観察、ヒアリング等により実施するところ、効果的な監査のためには、監査官が被監査庁に赴いてこれらを行う必要がある。 そこで、各上級機関が下級機関に情報セキュリティ対策の監査を実施するための経費を要求する。 ＜実施計画＞ (ア) 最高裁による情報セキュリティ実地監査 対 象 各高裁（４） 監査官 最高裁情報政策課の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員 ３人×４庁） (イ) 高裁による情報セキュリティ実地監査 対 象 各高裁（５０） 監査官 各高裁の監査事務従事者及び補助者（要旅費人員 ４人×４２庁）
34	
77	
78	
	(2) 情報セキュリティに関する調査 ＜要求要旨＞ 情報セキュリティを取り巻く環境は常時変化しており、こうした変化に的確に対応し、情報セキュリティ水準を維持することが必要である。このため、情報セキュリティ対策の根幹をなす情報セキュリティポリシーは、自己点検・監査等の結果等だけでなく、実際の運用において生じた課題を踏まえ、適時見直しを行う必要がある。 この見直しのためには、下級裁における情報セキュリティ対策の運用の実情を把握する必要があるが、下級裁からの報告等のみによって下級裁の実情をつぶさに把握するのは困難であり、管内の地家裁を指導する立場にある高裁の担当者や、裁判事務を取り扱う裁判官等と意見交換を行うことが必要である。 そこで、最高裁が下級裁の情報セキュリティについての運用の実情を調査するための経費を要求する。 ＜実施計画＞ 対 象 各高裁（８） 調査者 最高裁情報政策課の課長又は参事官及び補助者（要旅費人員 ３人×７庁）
	(3) 事務局用パソコン ＜要求要旨＞ 令和５年度も引き続き、令和３年度に整備（一斉更新）したパソコンの継続リース料（１２箇月分）を要求する。 なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて５箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和５年度はその２年目である。

	明細書頁
(4) インターネット閲覧専用パソコン等の処分 <要求要旨> 令和4年3月に運用を終了したインターネット閲覧専用パソコン及び旧職員本務用パソコンのデータ消去及び廃棄処分を実施するための経費を要求する。	34

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)						31
	情報セキュリティ実地監査					34
	事務官	12人	41,678	500 (500)		
	情報セキュリティに関する調査			932 (932)		
	課長又は参事官	7人	49,853	349 (349)		
	事務官	14人	41,678	583 (583)		
情報処理業務庁費 (借料及び損料)						
(雑役務費)	事務局用パソコン(R3)	一式	32,157,428	32,158 (32,158)		
	インターネット閲覧専用パソコン等の処分	一式	33,329,200	33,329 (0)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						77
	情報セキュリティ実地監査					78
	事務官	168人	19,194	3,225 (3,225)		
情報処理業務庁費 (借料及び損料)						
	事務局用パソコン(R3)	一式	110,627,416	110,628 (110,628)		

司法情報通信システム経費

(1) 司法情報通信システム（Ｊ・ＮＥＴ）（最高裁判所データセンタ分）【要望】

<要求要旨>

平成２５年度に最高裁判所データセンタに構築されたＪ・ＮＥＴ（ネットワークシステムや共通基盤インフラ）に、Ｊ・ＮＥＴの各機能を順次移転してきた。

そこで、令和５年度もＪ・ＮＥＴの運用保守等に必要となる、次に掲げる経費を要求する。

(ア) 機器等リース料

Ｊ・ＮＥＴを構成しているサーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等のリース料を要求する。

また、令和３年度から実施している次期Ｊ・ＮＥＴ移行作業において、移行支援役務の調達が必要となることから、これに要する経費を要求する。

(イ) セキュリティ監視機器運用保守（平成３０年度）

セキュリティ対策として、外部からの通信等を監視するためのセキュリティ監視機器の保守及び監視作業のための経費を要求する。

(ウ) セキュリティ監視機器リース料等（令和４年度）

最高裁判所データセンタに設置されたセキュリティ監視機器が令和５年度にリース期間満了を迎えることから、更新が必要となるセキュリティ監視機器について、同機器のリース料、保守及び監視作業のための経費を要求する。

(エ) 次期Ｊ・ＮＥＴ移行作業及び共通運用保守

Ｊ・ＮＥＴは、裁判事務等に関する情報の通信基盤として、裁判所間の通信（各種システムのデータ、電子メールの送受信等）及びインターネットや政府共通ネットワークを経由した裁判所外との通信を管理運営している。セキュリティを確保した上で、安定的な運用を行うには高度な専門知識が必要であることから、外注による常駐運用保守が必要である。

そのため、Ｊ・ＮＥＴ及び最高裁判所データセンタに構築した共通基盤機能の統合運用保守に必要な経費を要求する。

また、最高裁判所データセンタに構築された機器が令和５年度にリース期間の満了を迎えることから、その機器更改に伴う次期Ｊ・ＮＥＴへの移行作業が必要となる。

令和５年度においては、その機器更改の、テスト及び移行に必要な経費を要求する。

(オ) 基幹インフラ更新案件工程監理業務等

Ｊ・ＮＥＴの共通運用保守業務に加えて、Ｊ・ＮＥＴ機器更改のための構築、テスト及び移行にあたっては、共通基盤上のサーバ機能及びネットワーク機能への影響の検討など、技術的な観点から共通運用保守業者及び更改作業業者の工程を綿密に監理する必要がある。これらの監理には高度な知見が必要とされるので、職員のみで担うことは困難であり、専門業者による工程監理の支援が必要であることから、これに要する経費を要求する。また、Ｊ・ＮＥＴ機器更改案件の業務支援（次々期Ｊ・ＮＥＴ更改に向けた検討等）のための経費を併せて要求する。

(カ) データセンタサーバ室ラック購入（中古ラック）

データセンタに設置されている業務システムは、それぞれ経年によるリプレイスを行う必要があるところ、リプレイスがある都度、それらを格納するためのラックまで撤去するのでは、架台部分の強度の低下等が懸念されることから、不要となったラックを買い取り、再利用するために必要となる経費を要求する。

	明細書頁
(2) 司法情報通信システム（J・NET）（最高裁・下級裁分）【要望】 ＜要求要旨＞ J・NETの通信に係る情報通信機器のうち、以下のものについて、リースによる更新が認められ、運用している。令和5年度も引き続きこれら機器のリース料、保守経費等について要求する。 (ア) 帯域制御装置（令和3年度リース開始） 限りのある帯域を有効に利用するため、機器ごとに利用できる帯域に制限をかけ、様々な機器の回線利用帯域を調整し、回線を利用するシステムの運用に支障がないように一定帯域を確保する機能を持つ装置である。 (イ) 最高裁ファイアウォール（平成30年度） セキュリティの観点から、インターネットや政府共通ネットワークなどの裁判所外とJ・NET及び各業務処理システムとJ・NETとの通信を制御するために設置された機器である。 (ウ) 最高裁ファイルサーバ（平成30年度・令和5年度リース開始） 最高裁にはファイルサーバが設置されており、情報共有のため有効に活用されている。平成30年度に設置した機器は令和5年度にリース期間満了を迎えるため、令和5年度リース開始分のリース料を併せて要求する。 (エ) 最高裁DHCPサーバ（令和元年度リース開始） 職員端末等へのIPアドレスの自動割当及びDNS照会を処理するためのサーバである。 (オ) 基幹スイッチ（最高裁L3スイッチ 令和2年度リース開始） L3スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁における処理の高速化を図るものである。 (カ) 最高裁ルータ（令和元年度リース開始） WAN回線の出入口に配置され、裁判所全体のネットワークの基幹となる機器である。 (キ) 下級裁ファイルサーバ（平成30年度・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度リース開始） 現在、下級裁本庁等には、ファイルサーバが設置されており、情報の共有のため有効に機能している。加えて、同サーバは、ウィルス定義ファイル中継サーバ、DNSサーバ、裁判事務処理システムの災害時等の業務継続のためのデータバックアップ先サーバ等の様々な用途で利用されている。 (ク) 東京高地家簡裁DHCPサーバ（令和元年度リース開始） 職員端末へのIPアドレスの自動割当やDNS照会を処理するためのサーバである。 (ケ) 下級裁ルータ及び基幹スイッチ（L3スイッチ、L2スイッチ）（平成30年度・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度リース開始） ルータは、WAN回線の出入口に配置され、各裁判所のネットワークの基幹となる機器である。 L3スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁におけるデータ処理の高速化を図るものである。 L2スイッチは、信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つであり、データ処理の高速化を図っている。 (コ) 平成30年度及び平成29年度設置下級裁ルータ及び基幹スイッチ（L3スイッチ、L2スイッチ）再リース 平成30年度及び平成29年度に設置された各下級裁判所で稼働しているルータ及び基幹スイッチ（L3スイッチ、L2スイッチ）を再リースする。	要望 2 3 4

	明細書頁
(ウ) 下級裁分散リポジトリ（令和２年度リース開始） 下級裁に設置され、ウイルス定義ファイルの配信拠点や災害時のコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。 (ジ) 執行センターの分散リポジトリ（令和元年度リース開始） 執行センター（東京、大阪）に設置され、ウイルス定義ファイルやコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。 (ス) 中日黒新庁舎新規サーバ機器及びネットワーク機器リース 知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中日黒庁舎新営に伴い、中日黒庁舎で必要となるネットワーク機器等及び多機能サーバ等（ハードウェア及びソフトウェア等）について、継続リース料を要求する。 (セ) 平成２８年度設置ＡＤサーバ再リース 平成２８年度に設置された下級裁判所にて稼動しているＡＤサーバを再リースする。 (シ) Ｗｅｂメール利用料 Ｗｅｂメールについては、セキュリティ対策として、継続的に利用する必要があることから同利用に必要な経費を要求する。 (タ) ＩＴＯテープ購入 データセンタ基盤インフラ、個別システム等のバックアップデータを取得するために使用されるＩＴＯテープの購入経費を要求する。	要望 2 3 4
(3) 通信回線等経費（Ｊ・ＮＥＴ 広域イーサネット利用料）【要望】 ＜要求要旨＞ 近年、社会の多様化により、裁判所に係属する事件も複雑困難化している中で、全国に組織、機構を展開している裁判所においては、一層の情報共有、事務の効率化を図らなければ、適正・迅速な事件処理の要請に対応できない。平成７年度に最高裁ＬＡＮと下級裁とをネットワークで結ぶＪ・ＮＥＴの構築が認められ、以降、電子メール、電子掲示板等のグループウェア機能の利用による事務連絡業務の大幅な効率化が図られるとともに、同システムの通信インフラを利用した各種システムも導入され、これらの業務における事務処理の効率化が実現されている。 平成１７年度には、最高裁判所汎用受付等システムに加えて保管金事務処理システムの運用が開始され、Ｊ・ＮＥＴ通信回線の通信量が大幅に増加したことから、平成１７年度に本庁７１拠点（３大支部を含む。）、平成１８年度には下級裁の支部１３７拠点、平成１９年度には下級裁判所の支部（６６拠点）及び独立簡裁（１８５拠点）についてイーサネット回線に移行し、増強を図る経費が認められたところである。 平成２１年度以降は裁判事務処理システムの利用が開始され、平成２５年度は最高裁判所データセンタにＪ・ＮＥＴが構築された。 そこで、令和５年度も引き続き広域イーサネット回線を利用するための経費を要求する。	

	明細書頁
(4) インターネット【要望】 ＜要求要旨＞ 裁判所の組織運営を見直し、司法制度の改善方策を検討、決定するための情報収集の手段としてのインターネット導入が平成8年度に認められ、その後、インターネットの通信に必要な使用料及び通信経費が認められた。 各種システムのセキュリティ対策として、セキュリティパッチの適用やウイルス定義ファイルの適時更新は極めて重要であり、同対策実施のために、インターネットを通じて各種セキュリティベンダーのサイトからパッチ等を取得する必要がある。 そこで、令和5年度も引き続きインターネットの通信に必要な使用料及び通信経費を要求する。 また、令和3年から、次期司法情報通信システム（J・NET）への移行作業が始まっているところ、次期環境で利用するインターネット回線が必要となるため、その使用料及び通信経費を併せて要求する。 (5) J・NETポータル【要望】 ＜要求要旨＞ 平成18年度予算において、職員間での各種情報共有を行い、裁判事務処理等の効率化を図る目的で、事務処理上有益な情報について、司法情報通信システムを利用する職員ポータルサイト及びデータベースの再構築のための経費が認められた。職員ポータルサイトは、裁判集・規則集等データベース及び民事・刑事鑑定事例集等データベース等の各種データベース等及びそれらにアクセスするための窓口となる部分により構成されている。 ポータルサイトの運用・保守のためには、データベースのメンテナンス等のための経費が必要であるため、令和5年度も引き続きその経費を要求する。職員貸与端末等ではWindows10のOS等の機能更新が必要であるところ、動作検証等を実施することにより更新による影響を調査するとともに、不具合が判明した場合の改修作業を実施するための経費を要求する。 また、J・NETポータルが令和5年10月末で運用停止することを契機に、SaaS製品である総合コミュニケーションツールの導入等に際して、導入支援を行うための経費を要求する。 (6) 無線LANの運用保守【要望】 ＜要求要旨＞ パソコンの移動を可能とすることにより、仕事を行う場所の自由度の拡大、いわゆるフリーアドレスによる生産性の向上及びネットワーク経由のデータ共有によるペーパーレス化の実現のため、一部の執務室等に無線LANシステムの構築・導入を行い、J・NET回線及びインターネット回線に接続を可能とするものである。令和4年度に構築する無線LANシステムの安定稼働のため、運用保守の経費を要求する。	要望 2 3

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (消耗品費)	J・NETホータル					
	Red Hat Enterprise Linux 6延長サポートの購入			0 (161)		
	J・NETアドレス帳					
	Java8有償サポート購入			0 (1,663)		
(通信運搬費)						
	広域インターネット利用料(H30)			0 (443,660)		
	インターネット通信費(H30)			0 (3,732)		
	インターネット通信費(R4)			0 (5,691)		
(借料及び損料)						
	J・NETデータセンタ分			0 (418,919)		
	J・NET機器等リース料(H30)			0 (271,007)		
	J・NET機器等リース料(R4)			0 (128,740)		
	セキュリティ監視機器リース料等(R4)			0 (19,172)		
	J・NET最高裁分			0 (19,281)		
	通信機器			0 (8,947)		
	最高裁ファイバサーバリース料(H30)			0 (2,209)		
	最高裁基幹ファイワールリース料(H30)			0 (1,001)		
	最高裁DHCPサーバリース料(R元)			0 (2,089)		
	最高裁帯域制御装置リース料(R3)			0 (3,648)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)	最高裁内LAN設備			0 (10,334)		
	最高裁サーバ等リース料(R元)			0 (2,395)		
	最高裁L3スイッチ等リース料(R2)			0 (7,939)		
	J・NETホータル					
	運用保守			0 (12,402)		
	次期J・NET移行作業及び共通運用保守			0 (725,489)		
	セキュリティ監視機器運用保守(H30)			0 (5,362)		
	Webメール利用料			0 (2,102)		
	基幹インフラ更新案件工程監理業務等(R3)			0 (25,602)		
(項)下級裁判所 情報処理業務庁費 (借料及び損料)	クラウド認証サービスの構築等			0 (95,700)		
	J・NET回線基盤の最適化に関する業務支援			0 (11,516)		
	J・NET下級裁分			0 (148,829)		
	通信機器			0 (68,469)		
	下級裁ファイルサーバーリース料(H30)			0 (29,039)		
	下級裁ファイルサーバーリース料(R元)			0 (2,001)		
	下級裁ファイルサーバーリース料(R2)			0 (11,888)		
	下級裁ファイルサーバーリース料(R3)			0 (8,628)		
	執行センターの分散化シフトリース料(R元)			0 (291)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	東京高地家簡裁DHCPサーバリース料(R元)			0 (2,089)		
	下級裁ファイバサーバリース料(R1)			0 (871)		
	下級裁ファイバサーバリース料(R5)			0 (2,297)		
	平成28年度設置ADサーバ再リース			0 (1,919)		
	下級裁ファイバサーバリース料(H29)			0 (9,416)		
	下級裁LAN設備			0 (80,360)		
	下級裁サーバ等リース料(H30)			0 (8,901)		
	下級裁サーバ等リース料(R元)			0 (8,205)		
	下級裁サーバ等リース料(R2)			0 (16,748)		
	下級裁サーバ等リース料(R3)			0 (31,941)		
	下級裁分散ホストリース料(R2)			0 (6,801)		
	下級裁サーバ等リース料(R4)			0 (2,737)		
	下級裁サーバ等リース料(H29)			0 (5,027)		
	中目黒新庁舎新規サーバ機器及びネットワーク機器リース			0 (2,997)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (備品費)						要望 2
(消耗品費)	サーバーセンター室ラック購入 (中古)	一式	60,500	61 (0)		
(通信運搬費)	LT07-7 の購入	一式	922,250	922 (0)		
			(443,659,785)			
	広域インターネット利用料(H30)	一式	260,638,290	260,638 (443,660)		
			(3,732,300)			
	インターネット通信費(H30)	一式	2,177,175	2,177 (3,732)		
			(5,691,400)			
	インターネット通信費(R4)	一式	9,952,140	9,952 (5,691)		
(借料及び損料)	J・NETサーバーセンター分			545,900 (418,919)		
			(271,007,220)			
	J・NET機器等リース料(H30)	一式	158,087,545	158,088 (271,007)		
			(128,740,184)			
	J・NET機器等リース料(R4)	一式	377,160,678	377,160 (128,740)		
			(19,171,845)			
	セキュリティ監視機器リース料等(R4)	一式	10,652,400	10,652 (19,172)		

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)	J・NET最高裁分			19,358 (19,281)		要望 2
	通信機器			8,696 (8,947)		
			(2,209,369)			3
	最高裁ファイバーハブリース料(H30)	一式	2,025,255	2,025 (2,209)		
			(1,000,890)			
	最高裁基幹ファイバーハブリース料(H30)	一式	667,260	667 (1,001)		
	最高裁DHCPサーバーリース料(R元)	一式	2,089,164	2,089 (2,089)		
			(3,647,975)			
	最高裁帯域制御装置リース料(R3)	一式	3,529,350	3,529 (3,648)		
	最高裁ファイバーハブリース料(R5)	一式	386,561	386 (0)		
	最高裁内LAN設備			10,662 (10,334)		
	最高裁ルータ等リース料(R元)	一式	2,395,140	2,395 (2,395)		
			(7,939,281)			
	最高裁LSスイッチ等リース料(R2)	一式	8,267,088	8,267 (7,939)		
	J・NETホスティング		(12,402,435)			
	運用保守	一式	12,248,333	12,248 (12,402)		
			(725,489,050)			
	次期J・NET移行作業及び共通運用保守	一式	602,456,250	602,456 (725,489)		
			(5,362,500)			
	映像監視機器運用保守(H30)	一式	3,128,125	3,128 (5,362)		
			(2,102,100)			
	Webメール利用料	一式	1,226,225	1,226 (2,102)		
			(25,602,500)			
	基幹インフラ更新案件工程監理業務等(R3)	一式	28,737,500	28,737 (25,602)		
	無線LANの運用保守	一式	1,324,080	1,324 (0)		

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所 情報処理業務庁費 (借料及び損料)						要望 4
	J・NET下級裁判分			217,615 (134,356)		
	通信機器			78,513 (59,023)		
			(29,038,680)			
	下級裁判ファイバーハブリース料(H30)	一式	26,618,790	26,619 (29,039)		
	下級裁判ファイバーハブリース料(R元)	一式	2,001,252	2,001 (2,001)		
	下級裁判ファイバーハブリース料(R2)	一式	11,887,920	11,888 (11,888)		
			(8,628,048)			
	下級裁判ファイバーハブリース料(R3)	一式	9,954,793	9,955 (8,628)		
	執行センターの分散システムリース料(R元)	一式	290,766	291 (291)		
	東京高地家簡裁DHCPサーバーリース料(R元)	一式	2,089,164	2,089 (2,089)		
			(871,345)			
	下級裁判ファイバーハブリース料(R4)	一式	10,015,896	10,016 (871)		
			(2,297,295)			
	下級裁判ファイバーハブリース料(R5)	一式	14,299,782	14,299 (2,297)		
			(1,919,236)			
	平成28年度設置ADサーバー再リース	一式	1,354,664	1,355 (1,919)		
	下級裁判LAN設備			139,102 (75,333)		
			(8,901,268)			
	下級裁判ルータ等リース料(H30)	一式	8,159,496	8,159 (8,901)		
	下級裁判ルータ等リース料(R元)	一式	8,204,922	8,205 (8,205)		
			(16,747,538)			
	下級裁判ルータ等リース料(R2)	一式	17,150,417	17,150 (16,748)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
			(31,941,294)			
	下級裁縫等リース料(R3)	一式	19,177,884	19,178 (31,911)		要望 4
	下級裁分散別プリントリース料(R2)	一式	6,800,706	6,801 (6,801)		
			(2,737,146)			
	下級裁縫等リース料(R1)	一式	25,457,955	25,458 (2,737)		
	下級裁縫等リース料(H30)(再リース)	一式	559,146	559 (0)		
	下級裁縫等リース料(R5)	一式	51,175,278	51,175 (0)		
	下級裁縫等リース料(H29)(再リース)	一式	2,416,627	2,417 (0)		
			(2,996,770)			
	中目黒新庁舎新規カーペット機器及びネットワーク機器リース	一式	3,104,334	3,104 (2,997)		

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費
情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

(1) 裁判部用パソコンの購入等【一部要望】

＜要求要旨＞

国民生活に関わる様々な分野で、オンライン申請を始めとして手続のデジタル化が進められ、それが広く受け入れられている状況にあり、裁判所においても、民事訴訟手続のデジタル化を見据えて検討を進めていくことが必要である。内閣官房における「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを受けて、ウェブ会議等のITツールを積極的に利用した、より効果的・効率的な争点整理の運用（以下「フェーズ1の運用」という。）が令和4年度には全ての地方裁判所及び高等裁判所で実施されるところ、今般、第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律では、ウェブ会議による口頭弁論期日の実施に関する事項につき、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行する（附則第1条4号）とされ、令和5年度には高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、ウェブ会議を用いた非対面での口頭弁論期日等の運用（以下「フェーズ2の運用」という。）を開始する必要がある。また、オンライン提出等に関する事項につき、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日に施行する（附則第1条）とされたことから、令和7年度には訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化の運用（以下「フェーズ3の運用」という。）を開始する必要がある。

フェーズ2の運用は裁判公開の原則から法廷において実施されることになるが、その場合は裁判官等がウェブ会議を実施するために法廷にパソコンを持ち込んでウェブ会議に参加することになる。また、フェーズ3の運用では訴訟記録の電子化により、裁判官が法廷又は事件関係室に持ち込んだパソコンから訴訟記録にアクセスして審理を進めることになる。

そこで、このような新たな運用を円滑に進めるため、裁判官等が場所を移動してのウェブ会議の実施や訴訟記録へのアクセスを可能とするのに必要となるモバイルパソコンを整備及び運用保守するための経費を要求する。

(2) ライセンス利用料等

＜要求要旨＞

内閣官房における「裁判手続等のIT化検討会」の取りまとめを受けて、令和2年からウェブ会議等のITツールを活用したフェーズ1の運用を一部の庁で開始し、令和3年度には、フェーズ1の運用を開始する庁を地方裁判所支部の一部に拡大しており、令和4年度には全ての地方裁判所支部及び高等裁判所に拡大する。

そこで、既にフェーズ1の運用を開始している各庁において必要となるウェブ会議用ソフトのライセンス等の経費を要求する。さらに、ウェブ会議等の運用に当たっては、インターネット上で実際の事件情報を取り扱うところ、事件当事者の個人情報等を保護するため、適切な情報セキュリティ対策を施す必要があることから、必要なセキュリティ対策を徹底するための経費を要求する。

要望

1

(3) 裁判官用ディスプレイ購入【要望】

<要求要旨>

一般の第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律では、民事訴訟手続等における訴状等のオンライン提出や訴訟記録の電子化が規律されているが、こうした規律をはじめ、裁判手続のデジタル化の推進が本格化していく。このような中、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においては「官民でデジタルファーストの原則を業務の進め方も含めて徹底することにより、社会全体の生産性の向上を図る」とされ、デジタル化を進めるに際しては「本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある」とされるとともに、令和2年12月25日閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」においては「各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行う」、「単にペーパーレス化するだけでなく、マルチディスプレイ、会議室への大型ディスプレイの配置、Wi-Fi環境の整備、コミュニケーションツールの導入など、更に効率性を向上できる業務環境の実現に取り組んでいく。」とされている。裁判所においても、裁判手続のデジタル化と併せて、裁判所全体の業務において、書類や文書情報の電子化やデジタル技術の活用等を推進することにより、紙を中心としてきた事務の省力化や効果的な情報共有など、業務の効率化を促進し、デジタル化を実現していくことが求められている。

デジタル化に向けた運用を円滑に導入するためには、訴訟記録をはじめ、業務に関する書類等の電子化やデジタル技術の活用を見据えた執務の在り方を検証していく必要があり、そのための環境整備としてデータの閲覧に必要な裁判官用ディスプレイを購入するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						104
裁判庁費						
(消耗品費)						
	Microsoft 365ライセンス利用料等			71,225 (0)	民事局経費より組替	105
	本格運用用 (第一次実施庁)			28,265 (0)		
	ライセンス	1,460式 10月	1,034	15,096 (0)		
	セキュリティソフト	1,460式 10月	902	13,169 (0)		
	本格運用用 (第二次実施庁)			9,099 (0)		
	ライセンス	470式 10月	1,034	4,860 (0)		
	セキュリティソフト	470式 10月	902	4,239 (0)		
	本格運用用 (第三次実施庁・第一次及び第二次導入庁)			14,114 (0)		
	ライセンス	729式 10月	1,034	7,538 (0)		
	セキュリティソフト	729式 10月	902	6,576 (0)		
	本格運用用 (第三次実施庁・第三次導入庁)			7,628 (0)		
	ライセンス	394式 10月	1,034	4,074 (0)		
	セキュリティソフト	394式 10月	902	3,554 (0)		
	本格運用用 (最高裁・高裁)			9,796 (0)		
	ライセンス	506式 10月	1,034	5,232 (0)		
	セキュリティソフト	506式 10月	902	4,564 (0)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(補役務費)	本格運用用 (地裁非訟)			2,323 (0)		105
	ライセンス	120式 10月	1,034	1,241 (0)		
	セキュリティソフト	120式 10月	902	1,082 (0)		
	裁判部用パソコンの運用保守業務	一式	14,850,000	14,850 (0)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)						要望 1
	裁判部用パソコン購入	一式	352,517,880	352,518 (0)		
	裁判官用ディスプレイ	一式	215,358,000	215,358 (0)		

明細書頁	
89 106	<u>情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）</u> (1) 民事訴訟手続等のデジタル化のためのウェブ会議関連経費 ＜要求要旨＞ 今般、第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、ウェブ会議による口頭弁論期日の実施に関する事項は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行（附則第1条4号）とされ、令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始する」とされており、本改正内容にかかる規律は令和5年度中に施行される見込みである。したがって、令和5年度には高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、ウェブ会議を用いた非対面での口頭弁論期日等の運用（以下「フェーズ2の運用」という。）を開始する必要がある。 そこで、令和5年度にフェーズ2の運用を開始するにあたって、多要素認証利用料、ウェブ会議等の運用支援業務、ウェブ会議用機器及び簡裁へのLAN敷設に要する経費を要求する。
	(2) 家事事件手続等のデジタル化のためのウェブ会議関連経費 ＜要求要旨＞ 国民生活に関わる様々な分野で手続のデジタル化が進められているところ、家事事件手続等についても、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や新型コロナウイルス感染症への対策の観点から、デジタル化に対する国民の期待が高まっている状況にある。令和3年12月に、公益社団法人商事法務研究会の主催の研究会により「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」が取りまとめられたところ、これを受けて、令和4年2月14日に法制審議会に諮問がされた。同年4月8日から法制審議会「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」において調査審議が始まり、令和5年の法案提出を目指して検討が進められている。これに先立って、今般、第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律では、ウェブ会議を用いた和解又は調停での離婚等の成立を可能とする規律（公布後3年以内に施行）や人事訴訟手続におけるウェブ会議を用いた口頭弁論等の規律（遅くとも公布後3年6月以内に施行）が導入されており、これを受けて、早期に準備を進め施行に備える必要があるため、令和5年度に人事訴訟及び家事調停におけるウェブ会議の運用に必要となる周辺機器の購入及び庁内LAN配線敷設に要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ウヰ会議用周辺機器 (ディスプレイ等)	一式	368,319,370	368,319 (0)		89
(項) 裁判費 裁判片費 (消耗品費)	多要素認証利用料	一式	1,675,397	1,675 (0)		106
(雑役務費)	ウヰ会議等の運用支援業務	一式	55,462,000	55,462 (0)		
	簡裁へのLAN配線敷設	一式	32,016,292	32,016 (0)		
	家裁へのLAN配線敷設	一式	169,228,972	169,229 (0)		

	明細書頁
<u>司法情報通信システム経費</u> (1) 総合コミュニケーションツール関連経費【一部要望】 ＜要求要旨＞ 裁判手続をめぐるデジタル化については、今般、第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律を始めとして、今後、その他の各種裁判手続のデジタル化の推進に向けた検討が進められているところである。また、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において「官民でデジタルファーストの原則を業務の進め方も含めて徹底することにより、社会全体の生産性の向上を図る」、「デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的にならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革（BPR）に取り組む必要がある」とされているように、裁判所においてもより良い司法サービスの提供を実現するためには、裁判所における業務の在り方についてデジタル化を推進して、業務改革を行う必要がある。 そこで、裁判所における業務のデジタル化の基盤として、迅速な双方向のコミュニケーションや情報共有が可能となる総合的なコミュニケーションツールを導入するための環境構築、運用、必要なライセンスのための経費を要求する。 (2) Webセキュリティサービスの提供業務【一部要望】 ＜要求要旨＞ セキュリティ対策として、J・NET回線から接続するWebセキュリティサービスの提供のための経費を要求する。	要求 107 要望 1

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	Webセキュリティサービスの提供業務			0 (119,971)		
(項)裁判費 裁判庁費 (消耗品費)	総合コミュニケーションツール等のライセンス(ウェブ会議等)ライセンス利用料)	一式	192,187,776	192,188 (0)		107
(雑役務費)	Webセキュリティサービスの提供業務	一式	119,971,702	119,972 (119,972)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	数量等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (消耗品費) (雑役務費)	総合コミュニケーションワーク等のライセンス(ウェブ会議等)ライセンス利用料) Webセキュリティサービスの提供業務 総合コミュニケーションワーク等の導入 総合コミュニケーションワーク等の運用保守	一式 一式 一式 一式	37,238,784 119,971,702 298,308,780 12,205,380	37,239 (0) 119,971 (119,971) 298,309 (0) 12,205 (0)		要望 1
(項)下級裁判所 情報処理業務庁費 (消耗品費)	総合コミュニケーションワーク等のライセンス(ウェブ会議等)ライセンス利用料)	一式	129,051,648	129,051 (0)		要望 1

司法情報通信システム経費（特殊要因）

(1) 通信回線等経費（広域WAN）

＜要求要旨＞

今般、第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、ウェブ会議による口頭弁論期日の実施に関する事項は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行（附則第1条4号）とされ、令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始する」とされており、本改正内容にかかる規律は令和5年度中に施行される見込みである。したがって、令和5年度には高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、ウェブ会議を用いた非対面での口頭弁論期日等の運用（以下「フェーズ2の運用」という。）を開始する必要がある。

フェーズ2の運用開始により、ウェブ会議による口頭弁論期日等の実施など裁判手続における通信利用が本格化し、全国約460拠点を繋ぐネットワーク回線において通信量が大幅に増加するため、それらの通信に耐えうる広域WAN回線を敷設し直し、改めて通信基盤の設計及び構築をする必要があることから、同回線敷設に必要な経費及び令和5年11月以降の回線利用にかかる経費を併せて要求する。

(2) 総合コミュニケーションツール等のライセンス（ウェブ会議等ライセンス利用料）

＜要求要旨＞

今般、第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、ウェブ会議による口頭弁論期日の実施に関する事項は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行（附則第1条4号）とされ、令和4年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、「令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始する」とされており、本改正内容にかかる規律は令和5年度中に施行される見込みである。したがって、令和5年度には高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、ウェブ会議を用いた非対面での口頭弁論期日等の運用（以下「フェーズ2の運用」という。）を開始する必要がある。また、離婚等の人事訴訟において、民事訴訟と同様に、ウェブ会議を用いた口頭弁論の運用が可能となるとともに、ウェブ会議を利用して和解を成立させることが可能となる。ウェブ会議を利用するに当たっては、当事者とのメッセージ交換やファイル共有なども併せて行うことで充実した審理が行うことができる。

そこで、フェーズ2の運用等を実現するための経費として、法廷等においてウェブ会議を実施するとともに、当事者とのコミュニケーションを充実させる機能を有した総合的なコミュニケーションツールを利用するために必要なライセンスの経費を要求する。

(3) SD-WAN概念実証

＜要求要旨＞

第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、ウェブ会議による口頭弁論期日の実施に関する事項は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行（附則第1条4号）とされたため、令和5年度に高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、フェーズ2の運用を開始する必要がある。

フェーズ2の運用を開始するためには、ウェブ会議による口頭弁論期日等の実施など裁判手続における通信利用の本格化に対応できるよう全国約460拠点を繋ぐネットワーク（WAN回線）の帯域確保が必要となる。SD-WANとは、ソフトウェアでWANを動的に制御する技術であり、利用するアプリケーションを識別して回線を選択し、クラウド上のサービスについては、閉域網を通らずに各拠点からインターネット回線に直接接続することで、閉域網の帯域逼迫を回避することが可能となる。

そこで、新たに設計・構築される裁判所の広域WAN回線において、当該技術を裁判所の環境に導入・活用するための準備として必要な経費を要求する。

	明細書頁
(4) 庁内ネットワークの改善等 ＜要求要旨＞ 第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、ウェブ会議による口頭弁論期日の実施に関する事項は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日に施行（附則第1条4号）とされたため、令和5年度に高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所において、フェーズ2の運用を開始する必要がある。 フェーズ2の運用においては、ウェブ会議による口頭弁論期日等の実施など裁判手続における通信利用の本格化に伴って、庁内ネットワークの通信量も大幅に増加することから、各拠点において同運用に対応できる庁内ネットワーク環境を整備する必要があるため、ネットワーク環境の調査・改善を行うための経費を要求する。	89 107

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (通信運搬費) (雑役務費)	広域WAN SD-WAN概念実証	一式 一式	435,788,787 55,550,000	435,789 (0) 55,550 (0)		44
(項)下級裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	庁内ネットワークの改善等	一式	73,264,400	73,264 (0)		89
(項)裁判費 裁判庁費 (消耗品費) (通信運搬費) (雑役務費)	総合コミュニケーションツール等のライセンス(ウェブ会議等)ライセンス利用料 広域WAN SD-WAN概念実証 庁内ネットワークの改善等	一式 一式 一式 一式	283,569,792 435,788,788 55,550,000 73,264,100	283,570 (0) 435,789 (0) 55,550 (0) 73,265 (0)		107

裁判の迅速適正処理経費裁判の迅速適正処理経費

(1) Microsoft Office2016の購入

<要求要旨>

(ア) 令和3年度に整備（一斉更新）したパソコンにオフィスソフトとして導入したMicrosoft Office2016のライセンス経費を要求する。

(イ) 令和5年度に追加整備される裁判部用パソコン等において必要なMicrosoft Office2016のライセンス経費を要求する。

(2) 職員端末等用ウイルス対策ソフトのライセンス購入

<要求要旨>

職員端末等において必要なウイルス対策ソフト（令和3年度改定の政府統一基準群にも準拠したもの）のライセンス経費を要求する。

(3) Windows Server 2022 (CAL)の購入

<要求要旨>

令和5年度に追加整備される裁判部用パソコン等において必要なクライアントアクセスライセンスの経費を要求する。

(4) 裁判部用パソコン

<要求要旨>

令和5年度も引き続き、令和3年度に整備（一斉更新）したパソコンの継続リース料（12箇月分）を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその2年目である。

(5) セキュリティ監査経費

<要求要旨>

令和5年度のセキュリティ監査を実施するための経費を要求する。

(6) 標的型メール訓練

<要求要旨>

令和5年度の標的型メール訓練を実施するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						93
裁判庁費						
(消耗品費)						
	Microsoft Office2016の購入	一式	543,570,720	543,571 (451,798)		
			(50,376,480)			
	職員端末等用ウイルス対策ソフトのライセンス購入	一式	54,246,720	54,247 (50,376)		
	Windows Server2022(CAL)の購入	一式	5,775,000	5,775 (0)		
(借料及び損料)						
	裁判部用パソコン(R3)	一式	408,917,186	408,918 (408,918)		
			(1,329,547)			
(雑役務費)						
	セキュリティ監査費用	一式	1,231,814	1,232 (1,330)		
			(1,049,481)			
	標的型メール訓練	一式	1,969,273	1,969 (1,049)		

最高裁判所汎用受付等システム経費

最高裁判所汎用受付等システム

< 要求要旨 >

最高裁判所汎用受付等システム（以下「本システム」という。）は、裁判所で唯一、財務省会計センターの歳入金電子納付システム（以下「REPS」という。）との連携基盤として機能しているシステムで、裁判所の督促手続オンラインシステム（以下「督オンシステム」という。）や保管金事務処理システムとREPSとの電子納付情報等のやり取りを中継し、督オンシステムを利用した申立てに係る手数料等や裁判所における保管金の電子納付を実現している。

本システムに障害が発生すると、裁判所における保管金や手数料の電子納付手続等に支障が生じ、電子納付手続を希望する裁判所利用者に不便をかけることとなるばかりか、裁判所の事件手続の進行を遅延させることにもなることから、上記業務の実現及びシステムの安定稼動のため、令和5年度も引き続き、運用保守料及び本システムの運用を継続するのに必要なハードウェア・ソフトウェアのリース料・保守料を要求する。

本システムの歳入金GWサーバにある業務アプリケーションが動作するために必要となるOracle社のJavaの開発環境（JDK）及び実行環境（JRE）について、同ソフトウェアの商用サポートライセンス購入費用を要求する。

また、同歳入金GWサーバで利用している通信用ミドルウェアであるWebSphere MQ V9.0については、REPSとの通信に不可欠なミドルウェアであるところ、無償サポート期間が令和3年9月30日をもって終了したことから、令和5年度も引き続きメーカーからサポート支援を受けるための費用を要求する。

加えて、本システムの現行ハードウェア・ソフトウェアのリース期間が令和5年12月末をもって終了することから、令和4年度に引き続き令和5年度も更改するための費用を要求し、併せて、更改後の本システムに関するソフトウェアのリース料・保守料、運用保守料等を要求する。

リース期間が満了したハードウェア等は、データ消去の上、撤去等を行う必要があることから、その費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						95
裁判庁費						
(消耗品費)						
	オラクルデータベースの購入	16式	39,600	634 (634)		
(借料及び損料)						
			(14,861,220)			
	ハードウェア・ソフトウェア料等	一式	11,145,915	11,116 (14,862)		
	ソフトウェア料等 (更改後)	一式	4,782,360	4,783 (0)		
(雑役務費)						
			(23,752,604)			
	運用保守	一式	24,417,580	24,418 (23,753)		
			(5,834,400)			
	WebSphereMQバックアップ・プログラム支援サービス	一式	4,930,200	4,930 (5,834)		
			(88,088,000)			
	更新作業等	一式	91,117,400	94,418 (88,088)		
	機器撤去等	一式	1,006,500	1,007 (0)		

司法情報通信システム経費

(1) 司法情報通信システム（Ｊ・ＮＥＴ）（最高裁判所データセンタ分）

<要求要旨>

平成２５年度に最高裁判所データセンタに構築されたＪ・ＮＥＴ（ネットワークシステムや共通基盤インフラ）に、Ｊ・ＮＥＴの各機能等を順次移転してきた。

そこで、令和５年度もＪ・ＮＥＴの運用保守等に必要となる、次に掲げる経費を要求する。

(ア) 機器等リース料

Ｊ・ＮＥＴを構成しているサーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア等のリース料を要求する。

また、令和３年度から実施している次期Ｊ・ＮＥＴ移行作業において、移行支援役務の調達が必要となることから、これに要する経費を要求する。

(イ) セキュリティ監視機器運用保守（平成３０年度）

セキュリティ対策として、外部からの通信等を監視するためのセキュリティ監視機器の保守及び監視作業のための経費を要求する。

(ウ) セキュリティ監視機器リース料等（令和４年度）

最高裁判所データセンタに設置されたセキュリティ監視機器が令和５年度にリース期間満了を迎えることから、更新が必要となるセキュリティ監視機器について、同機器のリース料、保守及び監視作業のための経費を要求する。

(エ) 次期Ｊ・ＮＥＴ移行作業及び共通運用保守

Ｊ・ＮＥＴは、裁判事務等に関する情報の通信基盤として、裁判所間の通信（各種システムのデータ、電子メールの送受信等）及びインターネットや政府共通ネットワークを経由した裁判所外との通信を管理運営している。セキュリティを確保した上で、安定的な運用を行うには高度な専門知識が必要であることから、外注による常駐運用保守が必要である。

そのため、Ｊ・ＮＥＴ及び最高裁判所データセンタに構築した共通基盤機能の統合運用保守に必要な経費を要求する。

また、最高裁判所データセンタに構築された機器が令和５年度にリース期間の満了を迎えることから、その機器更改に伴う次期Ｊ・ＮＥＴへの移行作業が必要となる。

令和５年度においては、その機器更改の、テスト及び移行に必要な経費を要求する。

(オ) 基幹インフラ更新案件工程監理業務等

Ｊ・ＮＥＴの共通運用保守業務に加えて、Ｊ・ＮＥＴ機器更改のための構築、テスト及び移行にあたっては、共通基盤上のサーバ機能及びネットワーク機能への影響の検討など、技術的な観点から共通運用保守業者及び更改作業業者の工程を綿密に監理する必要がある。これらの監理には高度な知見が必要とされるので、職員のみで担うことは困難であり、専門業者による工程監理の支援が必要であることから、これに要する経費を要求する。また、Ｊ・ＮＥＴ機器更改案件の業務支援（次々期Ｊ・ＮＥＴ更改に向けた検討等）のための経費を併せて要求する。

95

96

97

(2) 司法情報通信システム（J・NET）（最高裁・下級裁分）

<要求要旨>

J・NETの通信に係る情報通信機器のうち、以下のものについて、リースによる更新が認められ、運用している。令和5年度も引き続きこれら機器のリース料、保守経費等について要求する。

(ア) 帯域制御装置（令和3年度リース開始）

限りのある帯域を有効に利用するため、機器ごとに利用できる帯域に制限をかけ、様々な機器の回線利用帯域を調整し、回線を利用するシステムの運用に支障がないように一定帯域を確保する機能を持つ装置である。

(イ) 最高裁ファイアウォール（平成30年度）

セキュリティの観点から、インターネットや政府共通ネットワークなどの裁判所外とJ・NET及び各業務処理システムとJ・NETとの通信を制御するために設置された機器である。

(ウ) 最高裁ファイルサーバ（平成30年度リース開始）

最高裁にはファイルサーバが設置されており、情報共有のため有効に活用されている。平成30年度に設置した機器は令和5年度にリース期間満了を迎えるため、令和5年度リース開始分のリース料を併せて要求する。

(エ) 最高裁DHCPサーバ（令和元年度リース開始）

職員端末等へのIPアドレスの自動割当及びDNS照会を処理するためのサーバである。

(オ) 基幹スイッチ（最高裁L3スイッチ 令和2年度リース開始）

L3スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁における処理の高速化を図るものである。

(カ) 最高裁ルータ（令和元年度リース開始）

WAN回線の出入口に配置され、裁判所全体のネットワークの基幹となる機器である。

(キ) 下級裁ファイルサーバ（平成30年度・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度リース開始）

現在、下級裁本庁等には、ファイルサーバが設置されており、情報の共有のため有効に機能している。加えて、同サーバは、ウイルス定義ファイル中継サーバ、DNSサーバ、裁判事務処理システムの災害時等の業務継続のためのデータバックアップ先サーバ等の様々な用途で利用されている。

(ク) 東京高地家簡裁DHCPサーバ（令和元年度リース開始）

職員端末へのIPアドレスの自動割当やDNS照会を処理するためのサーバである。

(ケ) 下級裁ルータ及び基幹スイッチ（L3スイッチ、L2スイッチ）（平成30年度・令和元年度・令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度リース開始）

ルータは、WAN回線の出入口に配置され、各裁判所のネットワークの基幹となる機器である。

L3スイッチは、スイッチングハブの機能の一つで、送信されてきたデータからネットワークアドレスを検出して振り分ける機能を有し、大規模庁におけるデータ処理の高速化を図るものである。

L2スイッチは、信号を振り分ける機能をもつスイッチングハブの一つであり、データ処理の高速化を図っている。

		明細書頁
(ロ)	平成30年度及び平成29年度設置下級裁ルータ及び基幹スイッチ（L3スイッチ、L2スイッチ）再リース 平成30年度及び平成29年度に設置された各下級裁判所で稼働しているルータ及び基幹スイッチ（L3スイッチ、L2スイッチ）を再リースする。	95
(ハ)	下級裁分散リポジトリ（令和2年度リース開始） 下級裁に設置され、ウイルス定義ファイルの配信拠点や災害時のコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。	96
(ニ)	執行センターの分散リポジトリ（令和元年度リース開始） 執行センター（東京、大阪）に設置され、ウイルス定義ファイルやコンティンジェンシーファイルの送信先となる機器である。	97
(ス)	中目黒新庁舎新規サーバ機器及びネットワーク機器リース 知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎新営に伴い、中目黒庁舎で必要となるネットワーク機器等及び多機能サーバ等（ハードウェア及びソフトウェア等）について、継続リース料を要求する。	
(セ)	平成28年度設置ADサーバ再リース 平成28年度に設置された下級裁判所にて稼働しているADサーバを再リースする。	
(シ)	Webメール利用料 Webメールについては、セキュリティ対策として、継続的に利用する必要があることから同利用に必要な経費を要求する。	
(タ)	LTOテープ購入 データセンタ基盤インフラ、個別システム等のバックアップデータを取得するために使用されるLTOテープの購入経費を要求する。	
(3)	通信回線等経費（J・NET 広域イーサネット利用料） ＜要求要旨＞ 近年、社会の多様化により、裁判所に係属する事件も複雑困難化している中で、全国に組織、機構を展開している裁判所においては、一層の情報共有、事務の効率化を図らなければ、適正・迅速な事件処理の要請に対応できない。平成7年度に最高裁LANと下級裁とをネットワークで結ぶJ・NETの構築が認められ、以降、電子メール、電子掲示板等のグループウェア機能の利用による事務連絡業務の大幅な効率化が図られるとともに、同システムの通信インフラを利用した各種システムも導入され、これらの業務における事務処理の効率化が実現されている。 平成17年度には、最高裁判所汎用受付等システムに加えて保管金事務処理システムの運用が開始され、J・NET通信回線の通信量が大幅に増加したことから、平成17年度に本庁71拠点（3大支部を含む。）、平成18年度には下級裁の支部137拠点、平成19年度には下級裁判所の支部（66拠点）及び独立簡裁（185拠点）についてイーサネット回線に移行し、増強を図る経費が認められたところである。 平成21年度以降は裁判事務処理システムの利用が開始され、平成25年度は最高裁判所データセンタにJ・NETが構築された。そこで、令和5年度も引き続き広域イーサネット回線を利用するための経費を要求する。	

(4) インターネット

<要求要旨>

裁判所の組織運営を見直し、司法制度の改善方策を検討、決定するための情報収集の手段としてのインターネット導入が平成8年度に認められ、その後、インターネットの通信に必要な使用料及び通信経費が認められた。

各種システムのセキュリティ対策として、セキュリティパッチの適用やウイルス定義ファイルの適時更新は極めて重要であり、同対策実施のために、インターネットを通じて各種セキュリティベンダーのサイトからパッチ等を取得する必要がある。

そこで、令和5年度も引き続きインターネットの通信に必要な使用料及び通信経費を要求する。

また、令和3年から、次期司法情報通信システム（J・NET）への移行作業が始まっているところ、次期環境で利用するインターネット回線が必要となるため、その使用料及び通信経費を併せて要求する。

95

97

(5) J・NETポータル

<要求要旨>

平成18年度予算において、職員間での各種情報共有を行い、裁判事務処理等の効率化を図る目的で、事務処理上有益な情報について、司法情報通信システムを利用する職員ポータルサイト及びデータベースの再構築のための経費が認められた。職員ポータルサイトは、裁判集・規則集等データベース及び民事・刑事鑑定事例集等データベース等の各種データベース等及びそれらにアクセスするための窓口となる部分により構成されている。

ポータルサイトの運用・保守のためには、データベースのメンテナンス等のための経費が必要であるため、令和5年度も引き続きその経費を要求する。

職員貸与端末等ではWindows10のOS等の機能更新が必要であるところ、動作検証等を実施することにより更新による影響を調査するとともに、不具合が判明した場合の改修作業を実施するための経費を要求する。

また、J・NETポータルが令和5年10月末で運用停止することを契機に、SaaS製品である総合コミュニケーションツールの導入等に際して、当該導入支援を行うための経費を要求する。

(6) 無線LANの運用保守

<要求要旨>

パソコンの移動を可能とすることにより、仕事を行う場所の自由度の拡大、いわゆるフリーアドレスによる生産性の向上及びネットワーク経由のデータ共有によるペーパーレス化の実現のため、一部の執務室等に無線LANシステムの構築・導入を行い、J・NET回線及びインターネット回線に接続を可能とするものである。令和4年度に構築する無線LANシステムの安定稼働のため、運用保守の経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						95
裁判庁費						
(消耗品費)						96
	IT07-7 の購入	一式	922,250	923 (0)		
	J・NETホータル Red Hat Enterprise Linux 6延 長サポートの購入			0 (162)		
	J・NETフレックス板 Java8有償サポート購入			0 (1,663)		
(通信運搬費)			(443,659,785)			
	広域インターネット利用料(H30)	一式	260,638,290	260,639 (443,660)		
			(3,732,300)			
	インターネット通信費(H30)	一式	2,177,175	2,178 (3,733)		
			(5,691,400)			
	インターネット通信費(R4)	一式	9,952,140	9,953 (5,692)		
(借料及び損料)						
	J・NETサーバセンタ分			545,902 (418,920)		
			(271,007,220)			
	J・NET機器等リース料(H30)	一式	158,087,545	158,088 (271,008)		
			(128,740,185)			
	J・NET機器等リース料(R4)	一式	377,160,678	377,161 (128,740)		
			(19,171,845)			
	セキュリティ(監視機器リース料等(R4)	一式	10,652,400	10,653 (19,172)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	J・NET最高裁分			19,365 (19,285)		96
	通信機器			8,701 (8,949)		
			(2,209,370)			
	最高裁ファイバース料(H30)	一式	2,025,256	2,026 (2,210)		
			(1,000,890)			
	最高裁基幹ファイバース料(H30)	一式	667,260	668 (1,001)		
	最高裁DHCPサーバース料(R元)	一式	2,089,164	2,090 (2,090)		
			(3,647,975)			
	最高裁帯域制御装置リース料(R3)	一式	3,529,350	3,530 (3,648)		
	最高裁ファイバース等リース料(R5)	一式	386,561	387 (0)		
	最高裁内LAN設備			10,664 (10,336)		
	最高裁サーバース料(R元)	一式	2,395,140	2,396 (2,396)		
			(7,939,282)			
	最高裁L3スイッチ等リース料(R2)	一式	8,267,089	8,268 (7,940)		
	J・NET下級裁分			217,622 (148,835)		
	通信機器			78,516 (68,473)		
			(29,038,680)			
	下級裁ファイバース料(H30)	一式	26,618,790	26,619 (29,039)		
	下級裁ファイバース料(R元)	一式	2,001,252	2,002 (2,002)		
	下級裁ファイバース料(R2)	一式	11,887,920	11,888 (11,888)		
			(8,628,048)			
	下級裁ファイバース料(R3)	一式	9,954,793	9,955 (8,628)		
	執行センターの分散ホストリース料(R元)	一式	290,766	291 (291)		
	東京高地家簡裁DHCPサーバース料(R元)	一式	2,089,164	2,090 (2,090)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
			(871,346)			96
	下級裁ファイルサーバーリース料(R4)	一式	10,015,896	10,016 (872)		
			(2,297,295)			
	下級裁ファイルサーバーリース料(R5)	一式	14,299,782	14,300 (2,298)		
			(1,919,236)			
	平成28年度設置ADサーバー再リース	一式	1,354,664	1,355 (1,919)		
	下級裁ファイルサーバーリース料(H29)			0 (9,446)		
	下級裁LAN設備			139,106 (80,362)		
			(8,901,268)			
	下級裁ルータ等リース料(H30)	一式	8,159,496	8,160 (8,902)		
	下級裁ルータ等リース料(R元)	一式	8,204,922	8,205 (8,205)		
			(16,747,539)			
	下級裁ルータ等リース料(R2)	一式	17,150,418	17,151 (16,748)		
			(31,941,294)			
	下級裁ルータ等リース料(R3)	一式	19,177,884	19,178 (31,942)		
	下級裁分散ホストリース料(R2)	一式	6,800,706	6,801 (6,801)		
			(2,737,146)			
	下級裁ルータ等リース料(R4)	一式	25,457,956	25,458 (2,737)		
	下級裁ルータ等リース料(H30)(再リース)	一式	559,147	560 (0)		
	下級裁ルータ等リース料(R5)	一式	51,175,278	51,176 (0)		
	下級裁ルータ等リース料(H29)(再リース)	一式	2,416,628	2,417 (0)		
	下級裁ルータ等リース料(H29)			0 (5,027)		
			(2,996,770)			
	中目黒新庁舎新規サーバー機器及びネットワーク機器リース	一式	3,104,334	3,105 (2,997)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)						97
	J・NETホスティング		(12,102,435)			
	運用保守	一式	12,248,333	12,249 (12,403)		
	次期J・NET移行作業及び共通運用保守		(725,489,050)			
		一式	602,456,250	602,457 (725,490)		
			(5,362,500)			
	セキュリティ監視機器運用保守(H30)	一式	3,128,125	3,129 (5,363)		
			(2,102,100)			
	Webメール利用料	一式	1,226,225	1,227 (2,102)		
			(25,602,500)			
	基幹システム更新案件工程監理業務等(R3)	一式	28,737,500	28,738 (25,603)		
	無線LANの運用保守	一式	1,324,080	1,324 (0)		
	クラウド認証サービスの構築等			0 (95,700)		
	J・NET回線基盤の最適化に関する業務支援			0 (11,517)		

裁判事務処理システム（民事及び家事事件）経費

裁判事務処理システム（民事及び家事事件）

<要求要旨>

裁判事務処理システム（民事及び家事事件）は、地方裁判所及び高等裁判所の民事裁判業務並びに家庭裁判所の家事分野業務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点をおき、これを的確かつ迅速に支援することを目的とするシステムである。すなわち、期日を中心として順次発生する事件に関する情報をシステムに登録し、その反復継続的な利用を可能とし、かつ、裁判統計等の情報を国民に提供するための裁判統計データ処理システム及び裁判の利用者が現金を裁判手続のために予納し利用する保管金事務処理システムと連携し、もって、定型的かつ反復的な事務処理の効率化と正確性の向上を図り、書記官事務を支援することを目的としている。

令和5年度は、引き続き本システムの運用に要する現行機器等のハードウェア・ソフトウェアリース料・保守料、アプリケーション保守料等及びバックアップテープの保管に必要な費用を要求する。

また、本システムの現行機器等のリース期間が令和5年7月末をもって終了するため、令和5年度に機器等を更新する必要があるため、これに伴うシステム更改に要する費用を要求する。併せて、上記機器等更新後の新機器等に関するハードウェア・ソフトウェアリース料・保守料、納入作業費用及び現行機器等の撤去等に要する費用のうち、新機器等に関するハードウェア・ソフトウェアの納入作業費用を除く費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						97
裁判庁費						
(消耗品費)						
	ソフトウェア・サービス等の購入			0 (1,815)		
(借料及び損料)						
			(27,452,196)			
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等 (再リース)	一式	9,216,040	9,217 (27,453)		
			(60,060,000)			
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等 (更改後)	一式	94,049,770	94,050 (60,060)		
(雑役務費)						
			(80,891,315)			
	アプリケーション保守料等	一式	71,860,049	71,860 (80,891)		
			(116,643)			
	バックアップテープの保管	一式	108,236	108 (117)		
			(38,109,500)			
	機器更改に伴う改修	一式	34,320,000	34,320 (38,110)		
	無停電電源装置バッテリー購入等			0 (2,966)		

簡裁民事事件管理システム経費

簡裁民事事件管理システム

<要求要旨>

簡裁民事事件管理システムは、東京簡易裁判所（霞が関庁舎）において、事件の受付から終局、記録の保存・廃棄までの管理を支援するために用いられているシステムである。

調停委員出勤管理プログラムは、上記システムの付随プログラムとして、平成18年に簡易裁判所及び家庭裁判所の調停委員の出勤情報を管理する機能として追加され、全国の簡易裁判所及び家庭裁判所に導入されている。本プログラムは、簡易裁判所においては、裁判事務支援システムと、家庭裁判所においては、裁判事務処理システム（民事及び家事事件）とそれぞれ連携して利用されている。

本システムを安定的に運用するためには、システム利用上の技術的な問題点について、職員からの問合せに対応する態勢が必要となることから、運用支援契約を締結する必要があるほか、東京簡易裁判所（霞が関庁舎）及び最高裁判所に設置している簡裁民事事件管理システム専用サーバ機等について、引き続きリース及び保守契約を締結する必要がある。

簡裁民事事件管理システムは、上記のとおり専用のサーバ機等を設置して運用しているところ、同サーバ機等の令和5年度の賃貸借契約は令和6年3月31日に終了する。また、簡裁民事事件管理システムは、令和5年度にe事件管理システムに統合予定であることに伴い、令和5年度中に稼働終了する予定である。そこで、令和5年度の賃貸借期間が終了する令和6年3月31日をもって、同サーバ機等の撤去に伴う梱包、運搬及びデータ消去作業が必要となる。

よって、令和5年度は、本システムの運用支援費用、専用サーバ機等のリース、保守費用及び同サーバ機器撤去等費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)裁判費						97
裁判庁費						
(借料及び損料)						
(雑役務費)						
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等	一式	2,769,360	2,770 (0)		
			(2,304,390)			
	運用支援	一式	1,372,500	4,373 (2,304)		
	機器撤去等	一式	148,500	149 (0)		

裁判事務処理システム（刑事事件）経費

裁判事務処理システム（刑事事件）

<要求要旨>

裁判事務処理システム（刑事事件）は、全国の地方裁判所の刑事裁判事務における書記官事務について、その中核となる公証事務と進行管理事務に重点を置き、これを的確かつ迅速に支援するシステムである。すなわち、期日を中心として順次発生する事件に関する情報をシステムに登録し、その反復継続的な利用を可能とし、もって定型的反復的な事務処理の効率化と正確性の向上を図り、書記官事務を支援することを目的としている。

平成17年度予算において、システム開発経費が認められたため、開発基本計画策定及び基本設計を実施し、その後、平成21年度から詳細設計、プログラム開発を行い、平成22年度から平成24年度にかけて、全国の地方裁判所全253庁へ導入した。

その後、それまでのハードウェア・ソフトウェア等のリース期間が満了することに伴い、平成27年度には1回目の、令和2年度には2回目の機器等の更改を行っている。

令和5年度は、引き続き本システムの運用に要するハードウェア・ソフトウェア等リース料、保守料、アプリケーション保守料等及びバックアップテープの保管に必要な費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						98
裁判所費						
(借料及び損料)						
(雑役務費)						
	ハードウェア・ソフトウェア料等	一式	57,921,600	57,922 (57,922)		
			(33,704,715)			
	アプリケーション保守料等	一式	29,941,687	29,942 (33,705)		
			(116,643)			
	バックアップテープの保管	一式	105,854	106 (117)		

裁判統計データ処理システム経費

裁判統計データ処理システム

<要求要旨>

裁判統計は、全国の裁判所が、その処理した事件について提出した裁判統計報告書に基づき作成される裁判所の事件処理状況の数値化及び国民への公表並びに裁判所の組織の維持、管理、発展及び裁判の迅速適正処理のための各種施策に必要な基礎資料の把握等を目的とした統計である。本システムは、下級裁における統計報告から、最高裁におけるデータの集約・管理、司法統計年報の原稿作成、職員による統計数値の集計・検索まで、裁判所の統計業務全般を取り扱うシステムであるとともに、裁判所内外からの求めに応じて統計数値を迅速に提供できる唯一のシステムであることから、これまで継続的な安定稼動に必要な年間を通じての定期的・継続的な保守・点検を確保するための経費及び稼動基盤となるサーバのハードウェア・ソフトウェアリースに必要な経費が認められてきた。

また、社会・経済情勢の変化や司法の役割への期待などから、裁判統計への関心が高まり、統計数値の迅速な公表が求められているところ、ここ数年、裁判統計に影響のある法改正や新制度の導入が相次いでいる。令和5年度も法改正が予定されており、新制度の導入効果を統計上把握・公表するための統計様式の改定が見込まれているため、改定様式を用いた統計業務を本システムで取り扱うためには、本システムを改定様式に対応させる必要がある。

そこで、令和5年度も、裁判統計データ処理システムの運用保守料、裁判統計データ処理システムの法改正対応等の改修作業に必要な経費、現行機器についてのハードウェア・ソフトウェア等リース料及び保守料等並びにバックアップテープの保管に必要な経費を引き続き要求する。

また、本システムの現行機器等のリース期間が令和5年9月末をもって満了するため、令和5年度に機器等を更新する予定であり、システム更改、新機器に関するハードウェア・ソフトウェア等リース料・保守料並びに現行機器等の撤去に要する費用を要求する。

なお、令和5年度には、本システムと民事訴訟手続のデジタル化に係るe事件管理システムとの間で、統計データの連携が開始される予定であり、上記費用には、同連携機能追加に係る機能改修の費用を含んでいる。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						98
裁判庁費						
(借料及び損料)						
			(8,916,310)			
	ハードウェア・ソフトウェア料等	一式	4,458,155	4,459 (8,917)		
	ハードウェア・ソフトウェア料等 (更改後)	一式	17,331,145	17,331 (0)		
(雑役務費)						
			(8,002,500)			
	運用保守等	一式	4,708,244	4,708 (8,003)		
			(10,518,750)			
	法改正対応等改修	一式	11,329,648	11,330 (10,519)		
			(2,678,570)			
	ハードウェア・ソフトウェア保守料	一式	1,339,285	1,340 (2,679)		
			(55,663)			
	バックアップテープの保管	一式	52,130	52 (56)		
	機器撤去等	一式	972,532	973 (0)		
	機器更改に伴う改修	一式	69,287,152	69,287 (0)		
	新OS/DB環境対応検証			0 (15,696)		

倒産事件処理システム経費

倒産事件処理システム

<要求要旨>

(ア) 保守料等

平成6年度から破産事件処理プログラムの運用を開始し、平成15年度から民事再生事件処理プログラムの運用を開始しているところ、現在、これらのプログラムのデータを一元的に管理し、倒産事件処理システムとして全国251の地方裁判所及び支部で稼働している。本システムの障害に対して、迅速かつ適切に対処するためには、専門業者による保守体制を構築しておく必要がある。そこで、令和5年度も引き続き、保守に要する経費を要求する。

(イ) 機器等の借料等（更改後）

倒産事件の進行管理や定型文書の作成等の事務処理の効率化を図るため、倒産事件処理システムを構築し、同システム用サーバ機（以下「サーバ機」という。）を、一定数以上のクライアント端末数を有する18庁に整備している。

このうち東京地裁を除く17庁については、サーバ機をリースにより調達することとし、令和4年度予算においてその借料及び機器の設定費用等に関する経費が認められた。令和5年度も引き続きこれを維持するための借料として必要となる経費を要求する。なお、令和5年度の借入期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

(ウ) 倒産事件処理システム専用サーバ機ハードウェア保守料（東京地裁本庁）

東京地裁については、令和元年度にサーバ機を購入により調達し、令和2年度予算において、そのサーバ機の保守に要する経費が認められており、令和5年度も引き続き同経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						99
裁判庁費						
(借料及び損料)						
			(4,217,440)			
	専用機材料等 (更改後)	一式	12,625,800	12,626 (4,217)		
	専用機材料等			0 (2,607)		
(雑役務費)						
			(3,133,574)			
	運用保守	一式	4,699,189	4,699 (3,134)		
	機器保守料 (東京地裁本庁分)	一式	90,288	90 (90)		

債権執行事件管理プログラム経費

債権執行事件管理プログラム

<要求要旨>

(ア) 保守料等

債権執行事件管理プログラム（以下「本プログラム」という。）は、民事執行事件の中で最も申立て件数が多く、また、差押え対象が多岐にわたる債権執行事件を適正かつ迅速に処理することを目的とするシステムであり、現在全国１９６庁に導入されている。

本プログラムは、入力したデータを反復利用して、決定書など各種帳票を作成する機能を有するほか、事件管理、統計処理機能を有し、多種多様な債権執行事件の適正かつ迅速な処理に不可欠なものとなっている。本プログラムを利用して債権執行事件を適正かつ迅速に処理するためには、本プログラムのセキュリティ面を強化する必要があるほか、プログラム障害に対する迅速処理及び円滑な利用環境を確保、維持するため、専門業者による運用支援を含む保守体制（オンサイト作業を含む。）を構築する必要がある。そこで、専門業者によるセキュリティ管理及び運用支援等を内容とする保守に必要な経費を令和５年度も引き続き要求する。

(イ) 専用サーバ機リース料等

本プログラム導入庁のうち、東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁は、他の裁判所に比して多くの債権執行事件を、本プログラムにより適正かつ迅速に処理しているが、一定数以上のクライアント端末数を有するため、専用のサーバ機を設置している。令和５年度も専用サーバ機のリース料・ハードウェア保守料を引き続き要求する。

なお、令和５年度は、リース期間５か月分である。

(ウ) 専用サーバ機リプレイス等（更改後）

東京地方裁判所本庁及び大阪地方裁判所本庁に設置している専用のサーバ機は令和５年８月３１日にリース期間が終了するところ、引き続き効率的な事務処理環境を維持することは不可欠であるため、サーバ機を更新して本プログラムの安定稼働を確保する必要がある。そこで、サーバ機をリースにより調達することとし、そのリース料及び機器の設定費用等に必要となる経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						100
裁判庁費						
(借料及び損料)						
			(401,016)			
	専用サーバ機リース料等	一式	167,090	168 (402)		
	専用サーバ機リース料等(更改後)	一式	833,510	834 (0)		
(雑役務費)						
			(1,393,296)			
	運用保守	一式	1,380,076	1,380 (1,393)		

	明細書頁
裁判事務支援システム経費	
裁判事務支援システム	
＜要求要旨＞	
(ア) 保守料等	100
本システムは、令和3年度中に簡裁民事及び支払督促（第一次開発）並びに高裁刑事及び簡裁刑事部分（第二次開発）の導入展開を完了し、既存の少年事件部分（第一次開発）に加えて運用を開始した。本システムを長期にわたって安定的かつ効率的に運用するために必要となる運用保守業務に要する費用（ヘルプデスク業務、アプリケーション保守業務を含む）、データセンタにて運用中の各共通サーバ機能の段階的更新への対応、e 事件管理システムへのデータ移行支援及び一部機器リプレイスに関する作業協力を要する費用を要求する。	101
(イ) 機器等リース料	
本システムは、平成31年4月から機器等（ハードウェア・ソフトウェア）のリースを開始しており、令和5年度についても、引き続き機器等をリースする必要があることから、同費用を要求する。	
(ウ) バックアップテープの保管	
最高裁近郊において大規模災害等があった際に、確実に本システムを復旧させるためにはバックアップテープを遠隔地に保管することが必要となるため、令和5年度も引き続き上記バックアップテープの保管に係る費用を要求する。	
(エ) ハードウェア及びソフトウェアリース料等（リース延長）	
本システムの稼働に必要となるハードウェア及びソフトウェアについては、令和5年度末にリース期限を迎えるため、令和6年度はリース延長を行うところ、その一部について令和6年にサポートを受けられなくなるものがあるため、それらを更新し、継続的にサポートを受けられるようにする必要がある。そこで、サポートを受けられなくなる機器等について新たにリースを行うとともに、機器等の更新作業及び保守作業を行うための費用を要求する。	
(オ) 機能改修	
本システムは、平成30年度以降、複数の既存システムの統合を目指して順次開発が行われ、現在、家庭裁判所における少年事件、簡易裁判所における民事、督促及び刑事事件並びに高等裁判所における刑事事件を取り扱うシステムとして稼働中である。既導入庁から寄せられる機能改修要望の内、改修の相当性等を検討し、高度の必要性が認められるものについては、本システムを用いた適正迅速な裁判の実現のために改修を行う必要がある。	

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						100
裁判庁費						
(借料及び損料)						101
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等	一式	29,674,584	29,675 (29,675)		
	ハードウェア・ソフトウェアリース料等 (リース延長)	一式	25,065,381	25,066 (0)		
(雑役務費)			(78,480,190)			
	運用保守	一式	49,197,773	49,198 (78,480)		
			(116,643)			
	バックアップテープの保管	一式	105,854	106 (117)		
	機能改修	一式	12,155,000	12,155 (0)		
	刑法改正対応等改修			0 (22,239)		

費 經 局 務 總

一	経常事務費	
1	基本経費	1 2 7
2	委員会に必要な経費	1 3 1
二	裁判所の機構の維持に必要な経費	
	機構運営対策経費	1 3 6
三	裁判資料の整備に必要な経費	1 4 1
四	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
1	裁判事務の器具整備経費	1 4 8
2	裁判運営の改善経費	1 5 2
3	裁判官の執務環境改善経費	1 6 1
4	裁判補助事務の強化改善経費	1 6 3
五	裁判員制度の施行に必要な経費	
1	裁判員制度の運営に必要な経費	1 7 1
2	音声認識システム等経費	1 7 3
六	裁判の迅速適正処理経費	
	最高裁判所事件管理システム等経費	1 7 5

明細書頁	
6	<u>経常事務費</u> <u>基本経費</u> (1) 司法行政事務の適正な遂行の確保に関する有識者委員 ＜要求要旨＞ 裁判所において、いわゆるコンプライアンスや危機管理上の課題に関し、波及効を踏まえた調査・検証の方法や改善・是正・再発防止のための措置について助言を得るとともに、裁判所の判断の適正さを客観的に担保するため、外部有識者から意見を聴取する必要がある、そのために必要な経費を要求する。
7	
67	(2) 国会審議テレビ中継放送受信経費 ＜要求要旨＞ 国会においては、衆参両院の予算委員会及び決算委員会（衆議院は決算行政監視委員会）等において裁判所の予算及び決算が審議されるほか、衆議院法務委員会が週3回（火、水、金）、参議院法務委員会が週2回（火、木）それぞれ開催されており、いずれも裁判所を所管事項としていることから、必要に応じて長官代理人として局長等が答弁のため出向している。また、法務委員会以外の委員会で司法に関する質疑がなされることも少なくなく、迅速適切な国会対応を行うためには国会での審議内容を正確に把握することが不可欠である。 そこで、国会審議テレビ中継放送を受信するために必要な経費を引き続き要求する。
	(3) 協議会出席旅費 (ア) 高裁長官事務打合せ ＜要求要旨＞ 裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決策を検討することが不可欠である。 そこで、高裁長官事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。
	(イ) 長官所長会同 ＜要求要旨＞ 裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務、経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点について、高裁長官、地家裁所長が一堂に会して意見交換を行い、全国的な視野に立った解決策を検討することが不可欠である。 そこで、長官所長会同を実施するために必要な経費を引き続き要求する。

(ウ) 高裁事務局長事務打合せ

< 要求要旨 >

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、最高裁と地家裁の間に位置する高裁の事務局長が、高地家裁の事務処理態勢全般にわたる様々な問題点を的確に把握し、最高裁担当者と一堂に会して意見交換を行い、高地家裁の実情を踏まえた解決方策を検討することが不可欠である。

そこで、高裁事務局長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

(4) 国立公文書館への裁判文書の運搬費

< 要求要旨 >

平成21年8月5日に、内閣総理大臣（内閣府）と最高裁判所長官との間で、裁判所の保管に係る歴史資料として重要な公文書等を国立公文書館に移管するとの申合せを締結した。この申合せに基づき、下級裁判所等において保管している裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管するために必要な運搬費を要求する。

< 実施計画 >

平成21年度から平成24年度までの間は昭和30年までに既済となった事件、平成25年度から平成29年度までの間は昭和37年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち歴史資料として重要なものについて、国立公文書館に移管した。

平成30年度以降は、昭和42年までに既済となった事件に係る裁判文書のうち国立公文書館に移管することが適当なものを令和4年度までに順次移管する予定である。令和5年度以降については、移管の申合せの折衝中である。移管文書は梱包資材を用いて梱包の上、郵送等により国立公文書館つくば分館に送付する。令和5年度の裁判文書の移管簿冊数は、約1300冊程度を予定している。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)						6
	司法行政事務の適正な遂行の確保 に関する有識者委員謝金	3人 9回	19,600	529 (529)		7
委員等旅費	司法行政事務の適正な遂行の確保 に関する有識者委員旅費	1人 9回	46,921	422 (422)		
庁費 (通信運搬費)			(205,250)			
	国会審議中継放送受信経費	12月	209,870	2,518 (2,463)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						67
	協議会出席旅費					
	中央会同			8,093 (8,093)		
	高裁長官事務打合せ			1,877 (1,877)		
	長官	14人	68,810	963 (963)		
	局長	14人	65,290	914 (914)		
	長官所長会同			5,510 (5,510)		
	高裁長官	7人	68,810	482 (482)		
	高裁局長	7人	65,290	457 (457)		
	地裁所長	49人	61,778	3,027 (3,027)		
	家裁所長	25人	61,778	1,544 (1,544)		

項・目・目細等	品名等	目数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
庁費 （通信運搬費）	高裁事務局長事務打合せ 局長	14人	50,433	706（706）		67
	国立公文書館への裁判文書の運搬 費			639（855）		

	明細書頁
<u>委員会に必要な経費</u>	
(1) 一般規則制定諮問委員会 <要求要旨> 一般規則制定諮問委員会は、弁護士、裁判所の内部規律及び司法行政事務処理に関する規則を制定する場合に、最高裁判所の諮問に応じ、調査審議するために、必要に応じて開催している。	9
そこで、本委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。	10
(2) 下級裁判所裁判官指名諮問委員会 <要求要旨> 下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則に基づいて設置されている委員会で、下級裁判所の裁判官について適任者を選考し、その結果を意見として述べる。また、同委員会には下部組織である地域委員会が設置されている。	11
そこで、同委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。	A
(3) 最高裁判所行政不服審査委員会 <要求要旨> 改正行政不服審査法は、審理の公正性の向上を図るため、審査庁が主任の大臣等である場合には、第三者機関である行政不服審査会への諮問を行うことを義務づけている。この規定は裁判所には適用がないものの、司法行政上の処分に対する不服申立てについても審理の公正性の向上を図る必要性は認められることから、現在、最高裁判所に行政不服審査会に準じた第三者委員会として本委員会が設置されている。	
そこで、本委員会を開催するために必要な経費を引き続き要求する。	
(4) 裁判所職員再就職等監視委員会 <要求要旨> 裁判所職員臨時措置法において読み替えて準用する国家公務員法第106条の5の規定により最高裁判所に裁判所職員再就職等監視委員会が設置され、委員長及び委員2人により構成されている。また、同法第106条の14の規定により裁判所職員再就職等監視委員会に置かれた再就職等監察官に、委員会の有する承認権限を委任し、同監察官を招集した上で、承認を行わせ、さらに同法第106条の14第2項第3号の調査を行わせることを予定している。	
そこで、この委員会の運営に必要な経費を要求する。	
(5) 裁判の迅速化に係る検証に関する検討会（検証検討会） <要求要旨> 平成15年度通常国会で成立した「裁判の迅速化に関する法律」に基づき、最高裁判所は、同法による検証を実施する必要がある。この検証の実施に当たっては、その調査方法及び調査結果に基づく分析について、学識経験者等から意見を聴取するとともに専門家にも関わり、検証の実施に伴う各種方策を行う必要がある。それらの各種方策を検討するための検討会及び準備会を実施する必要があり、そのために必要な経費を引き続き要求する。	

	明細書頁
(6) 地方裁判所委員会 ＜要求要旨＞ 地方裁判所委員会は、地方裁判所の運営に関し、国民の意見等を聴取し、これを反映させるため「地方裁判所委員会規則」に基づき設置され、各地方裁判所において開催されている。 そこで、本委員会の開催のために必要な経費を引き続き要求する。	68 69 D

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当						9
	一般規則制定諮問委員会	15人 1回 出席率80%	19,600	235 (235)		10
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	35人 11回 出席率80%	19,600	6,037 (6,037)		
	最高裁判所行政不服審査委員会			244 (244)		11
	委員長	1人 3回 出席率100%	28,800	86 (86)		
	委員	2人 3回 出席率100%	26,400	158 (158)		
	裁判所職員再就職等監視委員会			111 (111)		
	委員長	1人 1回 出席率100%	26,400	26 (26)		
	委員	2人 1回 出席率80%	26,400	42 (42)		
	再就職等監察官	1人 3回 出席率100%	14,400	43 (43)		
諸謝金 (依頼協力謝金)						
	検証検討会			1,185 (1,185)		
	検討会			866 (866)		
	委員長	1人 6回	20,500	123 (123)		
	委員	7人 6回	17,700	743 (743)		
	準備会	3人 6回	17,700	319 (319)		
職員旅費 (内国旅費)						
	調査連絡旅費					
	裁判所職員再就職等監視委員会□					
	事務官	2人 1回	47,799	96 (96)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)						11
	一般規則制定諮問委員会	5人 1回	46,921	235 (235)		A
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	3人 11回	46,921	1,548 (1,548)		
	最高裁判所行政不服審査委員会	1人 3回	46,921	141 (141)		
	裁判所職員再就職等監視委員会	1人 11回	45,817	46 (46)		
(委員会調査旅費)						
	検証検討会	5人 6回	46,921	1,408 (1,408)		
庁費 (会議費)						
	一般規則制定諮問委員会	25人 11回	110.9	3 (3)		
	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	56人 11回	110.9	68 (68)		
	検証検討会			9 (9)		
	検討会	11人 6回	110.9	7 (7)		
	準備会	3人 6回	110.9	2 (2)		
	最高裁判所行政不服審査委員会	3人 3回	110.9	1 (1)		
	裁判所職員再就職等監視委員会	3人 1回	110.9	1 (1)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 委員手当						68
	地方裁判所委員会			20,067 (20,067)		69
	委員長	50人 3回 出席率100%	20,500	3,075 (3,075)		
	委員	400人 3回 出席率80%	17,700	16,992 (16,992)		D
諸謝金 (講師等謝金)						
	地方裁判所委員会	10人 1回 2時間	8,700	174 (174)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)						
	地方裁判所委員会	6人 3回	2,637	47 (47)		
庁費 (会議費)						
	地方裁判所委員会	550人 3回	110.9	183 (183)		

裁判所の機構の維持に必要な経費機構運営対策経費

(1) 裁判官会議出席旅費

<要求要旨>

司法制度改革を通じて司法の態勢強化が進められてきたところ、真に国民に利用しやすく分かりやすい裁判の実現に向けて、現在の訴訟運営、執務態勢を見直し、時期に応じた改善を図っていくため、司法行政事務の主体である各裁判所において、それぞれ、裁判所を巡る社会情勢についての認識を共通にするとともに、それぞれの庁の事件動向に応じた庁全体としての効果的な執務態勢を整えるべく、支部を含めた管内の裁判官が集まり、司法行政上の様々な問題について意見交換を行い、最も合理的、効果的な課題の解決方策を策定することが必要である。

そこで、このような各裁判所における司法行政上の課題についての裁判官の会議を開催するに当たって、各裁判所管内支部裁判官が本庁での会議に出席するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

会議名	会期	開催場所	各裁判所支部からの出席者
裁判官会議	1日	各高等裁判所	高裁支部裁判官 6(6)
		各地方裁判所	地裁支部裁判官 203(203)
		各家庭裁判所	家裁支部裁判官 203(203)
		計	412(412)

()内の数字は要旅費人員

(2) 協議会出席旅費

(ア) 高裁総務課長等事務打合せ

< 要求要旨 >

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務を実現させるためには、事務の簡素化、合理化に鋭意努め、繁忙部署への適時、適切な人員配置や応援を行えるよう配慮、工夫することが必要であり、事務処理面及び組織面の両面において能率改善、見直しが求められている。特に、昨今、急速な社会、経済情勢の変化を受け、複雑困難な事件が増加し、より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で、裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては、より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。これらの状況の中、中間監督庁(地家裁への指導機関、地家裁から最高裁への経由機関)である高裁の事務局の中で、文書の授受・発送、広報、各種通知・報告、警備など、多種多様な事務を所掌し、裁判所に関する様々な情報が集約され、その管理、伝達を行うとともに、他官庁や各種市民団体など裁判所外部との関係でも窓口となって各種の対応を担う高裁総務課の果たすべき役割は極めて重要である。そこで、高裁総務課の課長及び文書企画官が一堂に会し、裁判所における情報伝達及び管理の在り方等を中心に、総務課が果たすべき役割、在り方について意見交換を行うことが是非とも必要である。

そこで、このような高裁総務課長等事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

< 実施計画 >

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
高等裁判所 総務課長等 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁総務課長 8(7)	局 課 長 3(0)	37(14)
				担当課長 6(0)	
			高裁文書企画官 8(7)	係 員 12(0)	
			計 16(14)	計 21(0)	

()内の数字は要旅費人員

(イ) 総務課長事務打合せ（高裁別）

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政事務の遂行を実現させるためには、文書の授受や発送、広報、各種通知・報告、警備その他の総務事務全般にわたる広範かつ様々な問題点、特に高裁管内特有の問題点について、地家裁の総務課長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、相互に協力して、共通の課題における最も合理的かつ効果的な解決方を議論していくことが必要である。

そこで、このような協議を行う場として総務課長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

(ウ) 庶務課長事務打合せ

<要求要旨>

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まるとともに、より適正かつ迅速な事件処理への国民の期待と要求がますます高まる中で、国民にとって最も身近な裁判所の一つともいえるべき、地・家裁支部の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、特に地・家裁管内特有の問題について、各地・家裁支部の庶務課を総括する庶務課長が各地・家裁ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方を検討することが不可欠である。

そこで、このような協議を行う場として庶務課長事務打合せを実施するために必要な経費を引き続き要求する。

(3) 官報情報検索サービスの利用

<要求要旨>

官報情報検索サービスは、昭和22年5月3日の日本国憲法施行日から現在に至るまでの官報の全記事を日付やキーワードを指定して、閲覧検索できるインターネット上のサービスである。裁判所は、破産・会社更生関係・失踪宣告・相続・除権決定等の公告の記載の確認を行うだけにとどまらず、各種法令の施行日の確認、公務員の人事異動情報の確認や政府調達情報の公告の確認など、様々な目的から広く官報を利用している。

そこで、本サービスを利用するための経費を引き続き要求する。

<整備計画>

令和4年4月1日現在のID取得数は101であり、全国の高地家裁に同数を整備する。

	高裁	地裁	家裁	合計
所要ID数	6	75	20	101

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 総務課長等協議会 課長 事務官			0 (1,701) 0 (1,283) 0 (418)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 裁判官会議出席旅費 高裁支部 地裁支部 家裁支部 高裁総務課長等事務打合せ 総務課長 文書企画官 総務課長事務打合せ (高裁別) 地裁総務課長 家裁総務課長	 6人 203人 203人 7人 7人 42人 42人	 51,467 18,169 18,169 44,489 44,489 19,809 19,809	12,811 (18,640) 7,685 (7,685) 309 (309) 3,688 (3,688) 3,688 (3,688) 622 (622) 311 (311) 311 (311) 1,664 (1,664) 832 (832) 832 (832)		70

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費 (雑役務費)	庶務課長事務打合せ			2,840 (2,840)		70
	地裁支部	102人	13,917	1,420 (1,420)		
	家裁支部	102人	13,917	1,420 (1,420)		
	総務課長等協議会			0 (5,829)		
	高裁総務課長			0 (264)		
	高裁文書企画官			0 (264)		
	事務官			0 (5,301)		
			(2,426,688)			
	官報情報検索サービスの利用	一式	2,446,752	2,447 (2,427)		

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 資料室図書

<要求要旨>

日常の裁判実務の遂行においても、法律理論等の変遷に対応する上においても、法規集、法律図書が資料室に遺漏なく整備されていることが必要であり、これらの図書の整備に必要な予算を、引き続き要求する。

<配布計画>

区分	最高	高等		地方		家庭		計
		本庁	支部	本庁	支部	本庁	支部	
法規集 追録	22	(8庁×1) 8	(6庁×1) 6	(50庁×1) 50	(63庁×1) 63	(50庁×1) 50		199
現行法規 総覧追録	3	(8庁×1) 8						11
法律図書	(5×60冊) 300	(8庁×60冊) 480	(7庁×36冊) 252 (知財高裁分を 含む)	(50庁×48冊) 2,400	(203庁×24冊) 4,872	(50庁×48冊) 2,400	(203庁×24冊) 4,872	15,576
六法全書	(裁判官)							3,841

(2) 法律雑誌

<要求要旨>

法律図書に加え、最新の学説や法理論及び判例評釈が掲載される法律雑誌も裁判所にとって欠くべからざるものであり、法律雑誌の整備に必要な予算を要求する。

<配布計画>

区分	高裁	地裁	家裁	計
配布部数	(9庁×1) 9	(50庁×1) 50	(50庁×1) 50	109

(高裁には、知財高裁分を含む。)

(3) 簡易裁判所の図書資料の整備

<要求要旨>

地方裁判所の本庁や支部の資料室を日常的に利用できない独立簡易裁判所について、日常頻繁に参照する基本的な法律図書及び法律雑誌の整備を図る必要があるので、引き続きこれらの整備に必要な経費を要求する。

<配布計画>

区分	簡易 (独立庁)	計
法律図書	(131庁×1) 131	131
法律雑誌	(131庁×1) 131	131

(4) 行政通達先例集の整備

<要求要旨>

行政訴訟事件はもとより、行政法規違反の刑事事件あるいは私人間の権利関係をめぐる一般の民事事件にあっても、行政関係法規の解釈適用が問題となるものが多い。事件処理に当たっては、行政法規はもちろん、関係省庁の発した通達、通知、更には質疑、回答等の行政通達、先例の研究が不可欠であり追録の整備に必要な経費を要求する。

<配布計画>

	高裁	計
法律図書 追録	8	8

(5) コンメンタール消費税法 追録

<要求要旨>

訴訟に限らず、和解、調停等によって事件を解決する場合でも、消費税法に関しての詳細かつ正確な情報の把握が必要であり、追録を整備するための経費を引き続き要求する。

<配布計画>

区分	最高	高裁	地裁	家裁 (専任庁)	計
追録 配布部数	1	8	50	26	85

(6) 破産、執行、保全事件処理用の図書

<要求要旨>

破産、執行、保全事件を適正かつ迅速に処理するためには、これらの事件の関係図書を担当書記官の執務室等に備え付け、必要に応じて直ちに参照できるような態勢を整えることが不可欠であり、また、それらの図書は、裁判官と書記官が協働して適切な事件処理をしていく上でも、大いに役立つものであるから、これらの追録と雑誌の整備に必要な経費を要求する。

<配布計画>

	地裁本庁	地裁支部 (合議事件取扱庁)	合計
法律図書 追録	50	63	113
法律雑誌	50	63	113

(7) 金融関連事件処理用の図書

<要求要旨>

証券会社や銀行が扱う金融商品の多様化、暗号資産の取引の増加、金融機関からの不正出金の手口の高度化・巧妙化の背景を受けて発生する法的紛争はますます複雑、困難化している。

裁判所としては、国民の関心の高い金融関連の事件に対する処理態勢を充実・強化していくことが不可欠であり、これらの事件処理のために必要な経費を要求する。

<配布計画>

	高裁本庁	地裁本庁	地裁支部 (合議事件取扱庁)	合計
法律雑誌	8	50	63	121

(8) 最高裁判所判例集の刊行

<要求要旨>

最高裁判所判例委員会が選んだ最高裁判所の判例を登載した最高裁判所判例集の定期刊行(年間索引1冊を含む。)に必要な経費を、引き続き要求する。

<配布計画>

区分	庁用									寄贈	予備	計
	最高	高等		地方			簡易	家庭				
		本庁	支部	本庁	支部			本庁	支部			
配布部数	61	(8庁×5) 40	(7庁×2) 14	(50庁×4) 200	(63庁×2) 126	(140庁×1) 140	(388庁×1) 388	(50庁×1) 50	(203庁×1) 203	139	4	1,365

(高等裁判所支部には、知財高裁分を含む。簡易裁判所は、支部併置及び独立簡易裁判所の合計である。)

(9) 最高裁判所裁判集の刊行

<要求要旨>

最高裁判所の判決及び決定のうち、判例集に登載しないが比較的重要なものにつき、最高裁判所民事裁判集及び最高裁判所刑事裁判集として定期的に刊行している。

定期刊行に必要な経費を要求する。

<配布計画>

配布区分	最高	高等	計
民事裁判集	17	(8庁×1) 8	25
刑事裁判集	20	(8庁×1) 8	28

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)						B
	資料室図書			178,535 (164,913)		
	法規集 追録	199部	192,396	38,287 (38,287)		
			(316,800)			
	現行法規総覧 追録	11部	312,840	3,441 (3,485)		
	その他の図書			136,807 (123,141)		
			(5,351)			
	法律図書	15,540冊	6,258	97,249 (83,155)		
			(10,303)			
	六法全書	3,841(3,881)部	10,299	39,558 (39,986)		
			(5,351)			
	知財高裁用資料室図書	36冊	6,258	225 (193)		
	法律雑誌			19,480 (19,513)		
			(195,532)			
	高裁	81庁	198,598	1,589 (1,564)		
			(195,532)			
	地裁	50庁	198,598	9,930 (9,777)		
			(163,437)			
	家裁	50庁	159,215	7,961 (8,172)		

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(印刷製本費)	知財高裁用法律雑誌	17冊	(195,532) 198,598	199 (196)		26 B
	簡易裁判所の図書資料の整備			20,702 (26,537)		
	法律図書	131(185)冊	(107,020) 125,160	16,396 (19,799)		
	法律雑誌	131(185)冊	(36,423) 32,870	4,306 (6,738)		
	行政通達先例集の整備					
	法律図書 追録	8組	79,233	634 (634)		
	コンメンタール消費税法 追録	85部	(36,893) 37,066	3,151 (3,136)		
	破産、執行、保全事件処理用の図書			7,702 (13,415)		
	法律図書 追録	113(209)部	(27,390) 19,540	2,208 (5,725)		
	法律雑誌	113(209)組	(36,796) 48,620	5,494 (7,690)		
	金融関連事件処理用の図書					
	法律雑誌	121組	30,855	3,733 (3,733)		
	最高裁判所判例集	1,363(1,373)部 11冊	(225,000) 258,621	3,878 (3,398)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	知財高裁用 最高裁判所判例集	2部 11冊	(225,000) 258,621	6 (5)		26
	最高裁判所裁判集		(20,328,000)	1,763 (2,920)		27
	民事裁判集	25部 3冊	13,167,832	988 (1,525)		
	刑事裁判集	28部 3冊	(16,605,600) 9,221,300	775 (1,395)		
	裁判所データベース			0 (405)		
	知財高裁用 裁判所データベース			0 (1)		

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判事務の器具整備経費

(1) パーフォレータ【要望】

<要求要旨>

裁判所においては、その作成する書類の一部抜取りや改ざん防止のため、裁判関係文書謄本等の各葉にわたって契印をすることが必要とされているが、裁判関係文書謄本等は一度に複数部作成することや大部になることもあり、その一葉ごとにページをめくって、手作業で押印する負担は無視できない。契印に代えて、細かい穴による文字、記号等を文書の初葉から末葉まで打ち抜くことにより、契印事務を大幅に省力化するため、パーフォレータを整備する必要がある。

また、パーフォレータの使用頻度は極めて高く、かつ、上記のとおり手作業で代替することは現実的でないことから、裁判関係文書謄本等に対する信頼確保を図りつつ、裁判事務に支障が生じないように、耐用年数に応じた鍵付きのパーフォレータを各裁判所に整備するために必要な経費を要求する。

<整備計画>

令和5年度は、218台の更新整備にかかる経費を要求する。

所要台数		整備台数										
庁名	台数	令5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	合計
高等裁判所												
地方裁判所	1,710	218	239	238	95	101	46	156	241	198	178	1,710
家庭裁判所												
合計	1,710	218	239	238	95	101	46	156	241	198	178	1,710

(2) 法廷用デジタル録音機【要望】

<要求要旨>

社会、経済情勢の変化により、複雑困難な事件が増えている中で、逐語録需要の増加に容量的、機動的に対応するために、速記録に加え、法廷供述を録音反訳して逐語録を作成する方式(録音反訳方式)により法廷における証人尋問等の供述内容を正確に記録する必要がある、そのために、質問者及び供述者の音声を確実かつ明瞭に録音するためにデジタル録音機を整備する必要がある。

また、簡易裁判所における民事訴訟事件については、民事訴訟規則において、証拠調べの証人等の陳述の結果の記載を省略できるとされているが、この場合、当事者の裁判上の利用に供するため、その証人等の陳述の結果を記録する必要がある、そのためにもデジタル録音機を整備する必要がある。

<整備計画>

令和5年度は、923台の新規及び更新整備にかかる経費を要求する。

所要台数		整備台数					
庁名	台数	令5	6	7	8	9	合計
高等裁判所							
地方裁判所	4,106	923	890	1,653	332	308	4,106
家庭裁判所							
合計	4,106	923	890	1,653	332	308	4,106

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ハーフォーレータ			0 (54,450)		
	法廷用デジタル録音機			0 (15,581)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	ハーフォーレー?	218(220)台	247,500	53,955 (54,450)		要望 3
	法廷用デジタル録音機	923(285)台	(54,670) 56,586	52,229 (15,581)		

	明細書頁
<u>裁判運営の改善経費</u>	
(1) 事務視察旅費	
(ア) 調査官視察	31
＜要求要旨＞	
最高裁判所調査官が調査官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、合理的、能率的な調査官事務を行うために、裁判事務に関して、下級裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。	32
そこで、最高裁判所調査官が下級裁判所を視察するために必要な経費を引き続き要求する。	
(イ) 書記官事務視察	
＜要求要旨＞	34
書記官事務の処理態勢全般にわたる様々な問題について十分に認識し、事務の改善及び統一に資するために、各高等裁判所を視察して、その実情を正しく把握することが不可欠である。	
そこで、各高等裁判所を視察するために必要な経費を引き続き要求する。	
(2) 訟廷事務査察旅費	
＜要求要旨＞	
高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所（いずれも支部を含む。）における書記官事務及び訟廷事務の運用状況について具体的に査察調査し、事務の改善及び統一に資するために必要な経費を引き続き要求する。	
(3) 法令・判例等検索システム	
＜要求要旨＞	
法令・判例等検索システムは、法令、判例及び文献情報を検索閲覧するシステムである。	
本システムは、裁判官や書記官各自の端末パソコンからアクセスすることにより、裁判執務に必要な法規、判例及び法律判例文献の著者名、雑誌名等を容易かつ瞬時に入手することができるものであり、適正迅速かつ効率的な裁判事務処理に極めて有効なものであり、令和5年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。	
なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその4年目である。	
(4) 法律雑誌等検索システム	
＜要求要旨＞	
法律雑誌等検索システムは、判例や法律雑誌に掲載された論文、評釈及び解説等の膨大な情報を収録しているデータベースシステムである。本システムは、法律雑誌の収録件数が豊富であり、主要法律雑誌に掲載された判例評釈及び解説のすべてを、原本性を保持したPDFデータとして収録し、判例と関連づけて検索閲覧することが可能である。	
これは、(3)法令・判例等検索システムにはない機能であり、その都度膨大な数の雑誌から、事件処理に必要な記事を探し出す作業の必要がなくなり、効率的な裁判事務処理、特に、日々第一線で訴訟等の案件を処理している裁判官の事務処理の負担軽減に多大な貢献をもたらすものである。	
法律雑誌等検索システムと法令・判例等検索システムは、それぞれのシステムの特長から、相互に補完して利用することにより、より一層裁判事務の効率化に寄与するものであり、令和5年度も引き続きその利用に必要なライセンス料を要求する。なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその4年目である。	

(5) Web版図書情報システム

<要求要旨>

Web版図書情報システムは、下級裁判所の資料室及び裁判官室等で管理している図書資料（約230万冊）の情報を、インターネット回線を利用して、運営会社の提供する蔵書検索サービスにデータをアップロードし、職員が同サービスにインターネット回線を利用してアクセスすることにより、図書資料の有無や配架場所を検索できるものである。

Web版図書情報システムは、書籍名や著者名等のキーワードを入力することにより、関連する蔵書の有無や配架場所を瞬時に検索することが可能であり、適正迅速かつ効率的な事務処理に有効であることから、令和5年度も引き続きその利用に必要なライセンス等を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその4年目である。

(6) 管内実情視察旅費

<要求要旨>

合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現するためには、司法行政事務を総括する高裁長官又は地・家裁所長が管内の裁判所の司法行政事務及び裁判事務の処理態勢全般にわたる問題について十分に認識し、実情に即応した適切な司法行政上の指導、監督を行うことが必要である。そのためには、高裁長官又は地・家裁所長等が管内各裁判所を視察し、その実情を正しく把握することが不可欠である。

そこで、高裁長官が管内地・家裁を、地・家裁所長等が管内地・家裁支部及び簡裁を視察するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

区分	視察期間	視察庁	1年間の視察庁	日程	備考
高裁長官実情視察	3年	50(42)	17(14)	2泊3日	地・家裁50箇所(地・家裁は同一所在地)を3年間で視察する。
地裁所長実情視察	2年	438(384)	219(192)	日帰り	簡裁438庁(支部203庁は簡裁と同一所在地)を2年間で視察する。
家裁所長実情視察	2年	122(122)	61(61)	日帰り	専任の所長が置かれた家裁26庁の管内支部122庁を2年間で視察する。

()内の数字は要旅行庁

(7) 協議会出席旅費、会議費

(ア) 所長等管内別協議会

<要求要旨>

裁判所全体としての合理的、能率的な司法行政及び裁判運営を実現させるためには、総務事務、人事事務及び経理事務等、裁判所の事務処理態勢全般にわたる広範で様々な問題点、その中でも、特に高裁管内特有の問題について、各地・家裁の司法行政事務を総括する所長が各高裁管内ごとに集まり、意見交換を行い、共通の解決方策を検討することが不可欠である。司法行政に関する事項を全国的な視野に立って協議する中央会同の趣旨、目的を徹底させるためにも、このような管内別協議会を行うことが是非とも必要である。特に、近年、社会、経済情勢は急速に変化し、複雑困難な事件が増加しているという現状に対応して、より適正迅速な裁判を実現するために、各高裁管内において、人的、物的態勢の整備や、各種情報の共有などといった司法行政面での支援態勢を整える必要性が一層高まっている。このような状況に対応するためには、適時、管内の所長が一堂に会し、意見交換を行うことが必要である。

そこで、所長等管内別協議会を実施するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	主催者	参列者	計
所長等管内 別協議会	1日	各高等裁判所	地裁所長 100(84)	高裁長官	高裁事務局長 16(0)	368(240)
			家裁所長 52(36)	16(0)	高裁担当官 32(0)	
					地・家裁事務局長 152(120)	
			計 152(120)		計 200(120)	

()内の数字は要旅費人員

(イ) 裁判事務研究会

< 要求要旨 >

裁判所全体としての合理的、能率的な裁判運営を実現するためには、各裁判所内部における適正な人員配置、事務分配の改善、書記官等補助機関の活用、法廷、庁舎等の警備、報道機関との対応等、裁判を遂行する上で必要となる事務処理態勢全般にわたる様々な課題について、多くの裁判所、裁判官の間で意見交換を行い、協力して最も合理的、効果的な解決方策を探求することが必要である。各高裁管内の裁判官が一堂に会し意見交換を行う裁判事務研究会は、法解釈、運用等に関する裁判官の協議会及び司法行政に関する事項を協議する協議会、事務打合せ等と並び、有効に機能している。また、このような研究会を継続的に実施することで、裁判事務を遂行する上での今日的課題に対処し、所期の目的を達成することが可能となる。

そこで、高裁別の裁判事務研究会に必要な経費を引き続き要求する。

< 実施計画 >

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			研究員	参列員等	計
裁判事務研究会	11月	各高等裁判所	高裁本庁部総括 93(0)	高裁長官 8(0)	190(73)
			高裁支部裁判官 6(6)	高裁事務局長 8(0)	
			地裁本庁裁判官 50(42)		
			地裁支部裁判官 25(25)		
			計 174(73)	計 16(0)	

()内の数字は要旅費人員

(ウ) 第一審充実協議会

<要求要旨>

第一審である地方裁判所における合理的、能率的な裁判運営を実現するためには、裁判官のみの努力では足りず、訴訟手続に直接携わる検察官及び弁護士との協力が不可欠である。そこで、裁判所の事件処理手続あるいはその運用等裁判運営全般にわたる様々な課題について、裁判官だけでなく、多くの検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換を行い、相互に協力して最も合理的、効果的な解決方策を採求することが必要である。そして、各出席者が協議の後それぞれの組織において協議内容及び結果を説明、周知することによって、より望ましい実務が定着することになる。

とりわけ、昨今、社会、経済情勢の変化を反映して、これまでにない種類の複雑困難な民事訴訟事件が増加し、これらの事件での争点整理の在り方や専門委員の活用、裁判員裁判の適正迅速な審理のための公判前整理手続の在り方、各種事件におけるプライバシー保護の在り方、成年後見人等に対する監督の在り方といった新しい実務上の諸問題が生じており、このような状況の下で、より適正迅速な裁判を実現するためには、これまで以上に裁判の当事者の理解を求め、その意識改革に努める必要がある。

このように、裁判官をはじめとする裁判所職員のみで行う協議会及び事務打合せ等のほかに、裁判官、検察官及び弁護士が一堂に会して意見交換する機会を設け、より効果的な方策を検討することは、裁判所にとって、最も合理的、効果的で現実に即した一定の取扱いを考案し、その定着を図ることができるものとして是非とも必要である。

そこで、地裁別の第一審充実協議会を実施するために必要な経費を引き続き要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者						計	備考
			裁判所委員		検察庁委員		弁護士委員			
第一審充実協議会	11月	各地方裁判所	地裁本庁 裁判官	350(0)	地検本庁 検事	350(0)	地裁本庁管 内弁護士	350(0)	1,356 (204)	地裁支部(地裁 支部管内)から の出席者は、支 部203庁から各1 人、半数ずつ隔 年で出席する。
			地裁支部 裁判官	102(102)	地検支部 検事	102(0)	地裁支部管 内弁護士	102(102)		
			計	452(102)	計	452(0)	計	452(102)		

()内の数字は要旅費人員

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)						31
	事務視察旅費			990 (990)		32
	調査官視察					34
	調査官 (指定職)	7人	49,853	349 (349)		
	書記官事務視察			641 (641)		
	局課長	7人	49,853	349 (349)		
	事務官	7人	41,678	292 (292)		
	訟廷事務査察旅費			366 (366)		
	首席書記官	4人	49,853	199 (199)		
	主任書記官	4人	41,678	167 (167)		
情報処理業務庁費 (雑役務費)			(40,184,125)			
	法令・判例等検索システム	一式	40,185,674	40,186 (40,185)		
	知財高裁用 法令・判例等検索システム		(75,875)			
		一式	74,326	75 (76)		
			(29,344,899)			
	法律雑誌等検索システム	一式	29,346,533	29,347 (29,345)		
			(80,101)			
	知財高裁用 法律雑誌等検索システム	一式	78,467	79 (81)		
	Web版図書情報システム	一式	1,056,000	1,056 (1,056)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						77
	管内実情視察旅費			4,732 (4,732)		
	高裁長官実情視察 (→地家裁)			1,616 (1,616)		
	長官	14人	42,676	597 (597)		
	秘書官	14人	33,510	469 (469)		
	事務局長	14人	39,316	550 (550)		
	地裁所長実情視察 (→支部・簡裁)			2,371 (2,371)		
	所長	192人	4,418	848 (848)		
	事務局長	384人	3,966	1,523 (1,523)		
	家裁所長実情視察 (→支部)			745 (745)		
	所長	61人	4,345	265 (265)		
	事務局長	122人	3,937	480 (480)		
	協議会出席旅費			9,663 (9,663)		
	所長等管内別協議会			5,836 (5,836)		
	地裁所長	84人	26,489	2,225 (2,225)		
	地裁事務局長	84人	22,147	1,860 (1,860)		
	家裁所長	36人	26,489	954 (954)		
	家裁事務局長	36人	22,147	797 (797)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	裁判事務研究会 (高裁別)			1,974 (1,974)		77
	高裁支部裁判官	6人	36,836	221 (221)		
	地裁裁判官	42人	26,489	1,113 (1,113)		
	地裁支部裁判官	25人	25,580	640 (640)		
	第一審充実協議会 (地裁別)					
	地裁支部裁判官	102人	18,169	1,853 (1,853)		
	訟廷事務査察旅費			13,118 (13,118)		
	民刑首席書記官					
	(高裁→高裁支部)			689 (689)		
	首席書記官等	12人	29,823	358 (358)		
	主任書記官等	12人	27,618	331 (331)		
	民刑首席書記官					
	(高裁→地家裁)			3,411 (3,411)		
	首席書記官等	84人	21,421	1,799 (1,799)		
	主任書記官等	84人	19,194	1,612 (1,612)		
	民刑首席書記官					
	(地裁→地裁支部)			6,002 (6,002)		
	首席書記官等	203人	15,887	3,225 (3,225)		
	主任書記官等	203人	13,682	2,777 (2,777)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	首席書記官					77
	(家裁・家裁支部)			3,016 (3,016)		
	首席書記官等	102人	15,887	1,620 (1,620)		78
	主任書記官等	102人	13,682	1,396 (1,396)		
						E
庁費 (会議費)	第一審充実協議会 (地裁別)					
	弁護士	102人	18,169	1,853 (1,853)		
	第一審充実協議会 (地裁別)	904人	110.9	100 (100)		

裁判官の執務環境改善経費

裁判官室用法律雑誌

<要求要旨>

裁判官の執務環境の整備を図るためには、裁判官室に、最新の法情報のなかでも、特に常時把握しておく必要性の高い判例、立法、学説等の動向についての基本資料である法律雑誌を整備する必要があり、そのために必要な経費を要求する。

<配布計画>

区分	高等裁判所		地方裁判所		簡易裁判所	家庭裁判所		合計
	本庁	支部	本庁	支部	本庁併設及び独立庁	本庁	支部	
法律雑誌	95	15	331	231	193	74	2	941

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	裁判官室用法律雑誌	941(1,008)部	71,077	66,883 (71,646)		B

裁判補助事務の強化改善経費

(1) 書記官等用六法

<要求要旨>

裁判所書記官及び家裁調査官（補）は、訴訟、審判、調停等の手続を進めていく上で重要な職責を担っており、執務において日常的に六法を参照することが必要不可欠であり、六法の購入経費を本年度も引き続き要求する。

<配布計画>

区分	裁判所書記官用	家庭裁判所調査官（補）用	計
配布部数	9,863部	1,598部	11,461部

(2) 事件受付用図書の整備

<要求要旨>

受付事務を充実させ、当事者に対する十分な教示及び案内等を行うために、各種申立書について必要最小限の記載事項とその記載上の留意点等の解説を加えた書式集や、訴訟手続を十分説明するための受付用図書を整備する必要がある、追録購入に必要な経費を要求する。

<配布計画>

図書名	区分	地裁本庁	地裁支部	独立簡裁	家裁本庁	家裁支部	合計
民事訴訟・非訟事件受付用図書			203	185			388
夫婦・親子関係事件受付用図書					50	203	253
相続関係事件受付用図書					50	203	253
破産・再生等事件受付用図書		50	203				253
民事保全事件受付用図書		50	203				253
借地・借家等調停事件受付用図書		50	203				253
民事執行事件受付用図書		50	63 (合議事件取扱庁に限る。)				113

(3) 地裁首席書記官協議会（高裁別）

< 要求要旨 >

(ア) 地裁首席書記官の役割

首席書記官は、管内を含めた全裁判部門の書記官、速記官、事務官等を指導監督するほか、裁判部門の一般職員のトップとして、裁判官会議を直接補佐し、他の部門又は他の機関との折衝等を主な職務内容とするため、適正迅速な裁判の実現を図る上で極めて重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

書記官が行う事前準備、連絡調整等の裁判官の補佐的業務について、効果的の方策を研究し、その適正、円滑な進行のため統一的基盤を検討する。

(ウ) 必要性

昨今、争訟の処理に要する時間と労力が増大する中で、事件の適正迅速な処理を図るには、手続の運営管理が重要になっている。その対策は極めて広範かつ多岐にわたるところ、書記官は裁判官を補佐して事前準備、連絡調整等の業務を行っている。そこで、首席書記官が中心となって、組織的に最も効果的な訴訟運営管理の方策を研究し、部下職員を指導するとともに、外部に対しても、あらゆる機会を通じ、書記官の補佐事務が適正円滑に遂行されるようにするための基盤を作っていく必要がある。

このような目的を達成するためには、高等裁判所単位で首席書記官が一堂に会し、当面する諸問題について情報交換する機会を持つことが不可欠であることから、その開催に必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
地裁首席書記官協議会	1日	高裁本庁	地裁 50(42)	高裁首席書記官 8	66(42)
				高裁次席書記官 8	
				計 16	

()内の数字は要旅費人員

(4) 家裁首席書記官協議会（高裁別）

<要求要旨>

(ア) 家裁首席書記官の役割

首席書記官は、家裁の書記官事務全般を総括し、家裁調査官を除いた家裁の裁判部門の一般職員を指導監督していく立場にある。一方、裁判官、首席家裁調査官及び事務局長との連絡調整を行うなど、家裁全体の裁判事務を適切円滑に運営する上で極めて重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

家裁における書記官事務を全国的な規模で標準化、均質化し、事務処理態勢の整備を行うための方策を検討する。

(ウ) 必要性

近年の社会経済の急激な変動に伴う家族意識の変化、社会の高齢化の進行、家族、学校、地域社会など少年を取り巻く環境の複雑化等に伴い、家庭事件（家裁に係属する家事事件及び少年事件）は、その内容がますます複雑多様化している。

家事事件の事務処理手続においては、裁判所の広範な裁量に委ねられている部分が大きく、担当者の交代等により事務処理方式が不統一になりやすいという面があるが、裁判所としては、前記のような社会変化の中で、国民が安定した手続を享受できるように全国的な規模で事務処理方式の標準化、均質化を進めているところである。

このような状況の中で、家裁における書記官事務を中心とした事務処理態勢の在り方を見直し、その整備を図るためには、首席書記官が、実務上の問題点等について協議を行うとともに、各庁の経験に基づく意見及び情報の交換を行う必要があることから、その開催のための経費を要求する。

<開催計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
家裁首席書記官協議会	111	高裁本庁	家裁 50(42)	高裁首席書記官 8	66(42)
				高裁次席書記官 8	
				計 16	

()内の数字は要旅費人員

(5) 地裁支部・簡裁主任書記官協議会（地裁別）

< 要求要旨 >

(ア) 主任書記官の役割

主任書記官は、自ら合議事件等の複雑な事件を担当するほか、部総括裁判官、支部長、簡裁の司法行政事務掌理者及び首席書記官と連絡を取り、その指示を仰ぎながら、各裁判部に配置された書記官、事務官等を指導監督するという重要な役割を担っている。

(イ) 協議会の目的

首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内の書記官の事務処理及びその態勢、主任書記官の指導の在り方等について、首席書記官を交えて協議する。

(ウ) 必要性

書記官等の指導については、各庁の首席書記官が、首席書記官協議会等の結果を管内各庁の主任書記官等に伝達し、あるいは査察等を行うことにより、指導監督を徹底する態勢が採られてきたところであるが、首席書記官が管内の隅々にわたって極めて実務的・日常的な書記官等の事務の指導をすることは到底不可能であり、そのため、書記官事務に関して過誤が発生することや、各種施策の円滑な実施に支障を生ずることが危惧されるところである。

そこで、首席書記官の直接の指導監督が行き届きにくい管内支部及び簡裁において、第一線で書記官、事務官等の指導に当たっている主任書記官を対象として、毎年地裁単位で定期的に協議できる機会を設け、その中で、管内の書記官事務等の全般を統括し、裁判部職員を指導監督する立場にある地裁首席書記官を交えて、各庁の抱える多数の事務処理上あるいは事務処理態勢上の問題点とこれに対する指導の在り方等について協議し、日常的な問題とともにそのときどきにおける緊急なテーマを解決していくことが必要不可欠であることから、その開催のための経費を要求する。

< 開催計画 >

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			協議員	主催者	参列員等	計
地裁支部・簡裁 主任書記官協議会	1日	地裁本庁	大規模支部(各2人) 170(170)	地裁所長 50	地裁首席書記官 100	623(473)
			小規模支部(各1人) 118(118)			
			独立簡裁 (各1人) 185(185)			
			計 473(473)			

()内の数字は要旅費人員

(6) 書記官実務研究会（高裁別）

< 要求要旨 >

書記官は、その基本的職務である事件に関する記録の作成、保管等のいわゆる公証事務及びその他法律に定められた裁判手続に付随する事務を行うほか、法令、判例等の調査事務や事件の処理に関し必要な連絡準備等多岐にわたる事務を行っている。

近年の社会、経済情勢の変化により、紛争解決手段としての司法に対する需要が高まり、事件の内容も複雑困難化している中、適正迅速な裁判、利用しやすく分かりやすい裁判を実現していくためには、裁判の補助機構として書記官が果たす役割も大きく、その職務内容もより高度なものへと変容してきている。

例えば、民事訴訟においては、適正迅速な裁判を実現するために書記官が裁判官と協働して法規上の根拠から導かれた事務の目的を見定め、事案の内容に即して主体的に合理的な事務処理を行うことが求められている。

書記官の役割は、刑事事件、家事事件、少年事件などにおいても同様であり、また、最近の経済情勢を受けて、民事執行事件や倒産関係事件においても、書記官がより主体的に事件の進行に関与して、適正迅速に処理することが必要とされている。

これらの事務の円滑な運用と定着を図るためには、実務の第一線において自ら事務処理に携わり、かつ、直接部下の書記官等を指導する立場にある主任書記官等が、具体的な事務処理の在り方、問題点、解決策等について、各高等裁判所単位で研究、協議できる機会を設け、議論を深めた上、その結果を自庁の書記官等にフィードバックすることが不可欠であることから、その開催のための経費を要求する。

< 開催計画 >

研究会名	会期	開催場所	出席者			
			研究員	主催者	参列員等	計
書記官実務研究会	1日	高裁本庁	地裁、簡裁及び家裁 112(84)	高裁長官 8	高裁首席書記官 8	128(84)

()内の数字は要旅費人員

(7) 高裁首席書記官事務打合せ

<要求要旨>

近時ますます複雑困難化する裁判事務に対応して、書記官事務について検討すべき課題は各分野において多岐にわたっており、しかもそれぞれの課題を並行して検討していくべき差し迫った状況にある。

民事及び刑事の高裁首席書記官は、高裁管内の書記官の統括をしている立場にあり、各分野についての裁判部の課題等の実質的な議論をして、上記の状況に的確に対処していくために、高裁の民事、刑事両首席書記官が一堂に会して、民事及び刑事の両分野にわたって、書記官事務について協議する事務打合せを行う必要があることから、その開催のための経費を要求する。

<実施計画>

協議会名	会期	開催場所	出席者
高裁首席書記官 事務打合せ	1日	最高裁判所	高裁 16(14)

()内の数字は要旅費人員

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)						B
	書記官等の図書の整備 (六法)			53,534 (53,089)		
			(4,633)			
	書記官用	9,863部	4,671	46,070 (45,695)		
			(4,633)			
	家裁調査官(補)用	1,598(1,596)部	4,671	7,464 (7,394)		
	事件受付用図書の整備			29,371 (27,634)		
			(33,152)			
	民事訴訟・非訟事件受付用図書	388部	34,832	13,515 (12,863)		
			(16,320)			
	夫婦・親子関係事件受付用図書	253部	11,520	2,915 (4,129)		
			(13,000)			
	相続関係事件受付用図書	253部	13,720	3,471 (3,289)		
			(4,928)			
	破産・再生等事件受付用図書	253部	10,400	2,631 (1,247)		
			(5,200)			
	民事保全事件受付用図書	253部	5,488	1,388 (1,316)		
	借地・借家等調停事件受付用図書	253部	15,600	4,860 (3,947)		
			(7,464)			
	民事執行事件受付用図書	113部	5,232	591 (843)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						79
	協議会出席旅費			10,741 (10,741)		
	地裁首席書記官協議会 (高裁別)					
	地裁首席書記官	42人	22,147	930 (930)		
	家裁首席書記官協議会 (高裁別)					
	家裁首席書記官	42人	22,147	930 (930)		
	地裁支部・簡裁主任書記官協議 会 (地裁別)			6,594 (6,594)		
	支部主任書記官	288人	13,917	4,008 (4,008)		
	簡裁主任書記官	185人	13,977	2,586 (2,586)		
	書記官実務研究会 (高裁別)					
	主任書記官	81人	19,809	1,664 (1,664)		
	高裁首席書記官事務打合せ					
	高裁首席書記官	14人	44,489	623 (623)		

<u>裁判員制度の施行に必要な経費</u>	明細書頁
<u>裁判員制度の運営に必要な経費</u> 評議室の図書整備（六法全書） <要求要旨> 裁判員制度の実施にあたって、裁判官と裁判員が、事実の認定、法令の適用及び刑の量定のための評議を行う評議室が、裁判員裁判を実施する地裁本庁及び支部に設置されている。 裁判員は、法令に精通しているわけではないので、評議にあたっては、裁判官が、裁判員に対して、必要な法令の説明を丁寧に行う必要があり、このことは、裁判員法66条5項が要請しているところでもある。また、それによって、裁判員もどの法令が適用され、その法令にはどのような刑が定められているかを理解し、裁判員としての職責を果たすことができるようになる。 そのための裁判員に対する法令の説明を行う際の資料としては、裁判員裁判対象事件に関する法令をほぼ収録している六法全書が有益であり、六法全書は法令の改廃に応じて毎年新たな版が刊行されるので、評議室に最新の六法全書を1部ずつ整備するための経費を要求する。 <配布計画> 地方裁判所の評議室に1部ずつ配布する。	B

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	評議室の図書を整備（六法全書）	148部	(10,303) 10,299	1,524 (1,525)		B

音声認識システム等経費

音声認識システムの運用等

<要求要旨>

(ア) 機器等リース料等

裁判員裁判において、法廷における証人等の供述を忠実に記録し、評議の場面などにおいて、供述の重要な部分を迅速かつ容易に検索の上、再現して確認する等のために、平成20年度から、裁判員裁判を行う地方裁判所に、音声認識システムを設置しているところ、引き続きその賃借料等を要求する。

(イ) 運用保守料

裁判員制度においては、連日的開廷を行い、審理に関与する裁判員が直接証人等の供述を聞いて新鮮な記憶のあるうちに有罪か無罪かの心証を形成し、量刑の判断を行うため、法廷における証人等の供述の重要度が高い。音声認識技術は、法廷における証人等の供述を忠実に記録し、評議の場面などにおいて、供述のうち確認が必要な部分を迅速かつ容易に検索の上、これを再現して確認することを可能とする技術であるため、音声認識システムの利用は、裁判員制度の円滑な実施に資する面が極めて大きいものである。

音声認識システムは平成20年度に導入され、実運用を開始したところであり、引き続き音声認識システムの安定的な運用を確保・支援するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						103
裁判庁費						
(借料及び損料)						
	機器等リース料等	一式	78,132,642	78,133 (78,133)		
	機器等リース料等 (マイクロフン等)	一式	195,384	195 (195)		
(雑役務費)						
	運用保守	一式	13,728,000	13,728 (13,728)		

	明細書頁
<u>裁判の迅速適正処理経費</u> <u>最高裁判所事件管理システム等経費</u> 最高裁判所事件管理システム等の運用等 ＜要求要旨＞ 最高裁判所事件管理システム等は、裁判部の調査官室、書記官室、訟廷事務室及び秘書課の秘書官室をネットワークで結び、最高裁で取り扱う各事件の訴訟進行等に関する情報を共有して、事務処理の適正化及び効率化を図ることを目的に平成15年から運用している。 最高裁判所事件管理システム等は、12種類のプログラムで構成されているが、登録された事件の情報を基に多数の帳票を出力するとともに、事件の受理から終局に至るまでの進行や記録の授受、返還事務を円滑・効率的に管理するほか、統計資料の作成事務を適正・迅速に処理するなど、多種多様な事務処理において発揮される効果は絶大である。また、裁判所を利用する国民からの事件に関する問合せ、報道機関からの照会及び各省庁からの行政共助などの司法サービスにおいても、その検索機能は威力を発揮している。 そこで、その円滑な稼働のために必要なサーバリース料及び保守料を、令和5年度も引き続き要求する。 なお、サーバリースについては年度途中でリース期間が終了するが、今後の機器運用を検討し、残りの期間については同機器を再リースする。 また、Java 8の無償サポート期間が終了し、継続したサポートを受けるため、有償サポートのライセンス購入に必要な費用を要求する。	100

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						100
裁判庁費						
(消耗品費)						
	JavaSE8のサポート付きのライセンスの購入	2式	39,600	79 (0)		
(借料及び損料)						
	サーバリース料	7(12)月	96,495	676 (1,158)		
	サーバリース料(再リース)	5月	213,671	1,068 (0)		
(雑役務費)			(3,127,885)			
	運用保守	一式	2,952,522	2,953 (3,128)		

人 事 局 經 費

目 次

一 経常事務費	
1 基本経費 -----	1 7 9
2 委員会に必要な経費 -----	1 8 1
3 人事行政経常経費 -----	1 8 5
二 裁判所の機構の維持に必要な経費	
執務機構の整備 -----	1 8 9
三 人事行政充実等に必要な経費 -----	1 9 1
四 調停制度の充実強化に必要な経費	
調停事件の処理経費 -----	2 1 4

経常事務費基本経費

人事異動の適正化経費

<要求要旨>

裁判所は、全国に多数の官署を有しており、欠員補充並びにローテーションによる適材適所の人員配置及び人材育成を行い、もって迅速かつ適正な事務処理を実現するために、一定程度の人事異動が不可欠である。このため、従来から裁判官等の各クラスそれぞれの定員と平均的な在任期間に応じた赴任旅費が予算化され、裁判事務及び司法行政事務を円滑に行うための態勢の確立が図られてきた。

そこで、令和5年度においても、①長官・判事、簡裁判事について、平均的な在任期間を考慮すると定員の約1/4が毎年定期的な異動を必要としていることから545人分及び193人分を、②判事補については、同様の理由で、定員（新任の90人を除く。）の約1/3に当たる222人分を、さらに、③新任判事補任官に伴う赴任旅費として90人分、合計281,568千円を要求する。

また、一般職のうち、④局（次）長・首（次）席クラスについては、定員の約1/3が定期的な異動を必要としていることから301人分を、同様に、⑤主任書記官クラスについては、定員の約1/4に当たる1,016人分を、⑥その他の行（一）職員については定員の約1/7に当たる2,264人分の合計321,103千円を要求する。

経費積算内訳

区 分			予算定員	基 本 経 費			備考	明細書頁
				人員	単価 (円)	所要額 (千円)		
裁 判 官	長官・判事		2,178	545	(289,115) 289,114	157,567 (157,568)		7
	判 事 補	新任以外	(897) 857	222 (226)	(275,724) 335,399	74,459 (62,314)		
		新 任		90 (180)	124,168	11,175 (22,350)		
	簡裁判事		806	193 (185)	(184,579) 198,793	38,367 (31,147)		
	計		(3,881) 3,841	1,050 (1,136)		281,568 (276,379)		
一 般 職 員	局 (次) 長 首 (次) 席		(882) 884	301 (300)	(122,382) 122,932	37,003 (36,715)		
	主任書記官級		(4,233) 4,232	1,016	(102,233) 102,869	104,515 (103,869)		
	その他の 行 職員等		(16,183) 16,174	2,264 (2,427)	79,322	179,585 (192,514)		
	計		(21,298) 21,290	3,581 (3,743)		321,103 (333,098)		
合 計			(25,179) 25,131	4,631 (4,879)		602,671 (609,477)		

所 要 額 (項) 最高裁判所 赴任旅費 基本経費 602,671 (609,477) 千円

	明細書頁
<u>委員会に必要な経費</u>	
(1) 司法修習生考試委員会	
<要求要旨>	10
司法修習生は、少なくとも1年間修習をした後、試験に合格したときは、司法修習生の修習を終える（裁判所法第67条第1項）とされ、この試験を行うため最高裁判所にこの委員会が置かれている（司法修習生に関する規則第12条第1項）。	
この委員会は、委員長たる最高裁判所長官並びに裁判官、検察官、司法研修所教官、弁護士及び学識経験者で組織され（同規則第12条第2項、第3項）、裁判、検察及び弁護士事務の実務その他必要な事項について考試を行い（同規則第14条）、修習成績と考試の結果によって試験の可否を決定する（同規則第16条）。	11
また、考試の実施に当たり、最高裁判所は、審査委員を委嘱することができ、審査委員は、考試の実施に関し、問題作成及び答案審査など委員長が特に命じた事務を行う（同規則第12条の2）。	68
そこで、委員会開催及び考試実施に必要な経費を要求する。	A
(2) 簡易裁判所判事選考委員会	
<要求要旨>	D
簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第45条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。	
この委員会は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会から推薦を受けた者に対して、一次選考として筆記試験、二次選考として口頭試験を行う。	
委員会は、裁判官（3人）、検察官（1人）、弁護士（2人）及び学識経験のある者（3人）でこれを構成し、年に数回各委員を招集し、開催する。	
そこで、簡易裁判所判事選考委員会開催に必要な経費を要求する。	
(3) 簡易裁判所判事推薦委員会	
<要求要旨>	
簡易裁判所判事は、最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命する。その名簿に登載する簡易裁判所判事の候補者を選定するために、裁判所法第45条及び簡易裁判所判事選考規則に基づいて簡易裁判所判事選考委員会が選考を行う。	
この選考は、各地方裁判所に設置された簡易裁判所判事推薦委員会が推薦した者を対象に行うことになっているので、同委員会の開催が必要である。	
この委員会は、地方裁判所長、地方裁判所判事（2人）、家庭裁判所長、地方検察庁検事正、弁護士会会長及び学識経験のある者（2人）でこれを構成し、主に年1回各委員を招集し、開催する。	
そこで、簡易裁判所判事推薦委員会開催に必要な経費を要求する。	

	明細書頁
(4) 司法修習委員会 ＜要求要旨＞ 司法修習及び司法研修所の管理運営に関し、司法修習の充実及び法科大学院における教育との有機的連携の確保並びに法曹相互の協力の強化を図るため、平成15年5月に司法修習委員会が設置され、委員及び幹事が任命された。 平成18年から新司法試験合格者を対象とした司法修習が始まっており、その実施結果を踏まえた見直し等修習に関する重要事項を踏むために、委員会及び幹事会を相当回数開催する必要がある。 そこで、司法修習委員会開催に必要な経費を要求する。	10

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当						10
	司法修習生考試委員会 委員	15 人 1 (2) 回 出席率 80 %	19,600	235 (470)		11
	簡易裁判所判事選考委員会 委員	5 人 5 回 出席率 80 %	19,600	392 (392)		A
	司法修習委員会 委員長	1 人 1 回 出席率 100 %	22,700	1,847 (91)		
	委員	6 人 1 回 出席率 80 %	19,600	376 (376)		
	幹事	11 人 8 回 出席率 80 %	19,600	1,380 (1,380)		
諸謝金 (依頼協力謝金)						
	答案採点謝金 司法修習生考試委員会	1,505 (2,953) 人 2 科目 1.5 人 1 回	400	1,806 (3,544)		
庁費 (会議費)						
	司法修習生考試委員会	15 人 1 (2) 回	110.9	2 (3)		
	簡易裁判所判事選考委員会	5 人 5 回	110.9	3 (3)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所 委員手当	簡易裁判所判事推薦委員会 委員	150 人 1回 出席率 80 %	17,700	2,124 (2,124)		68
庁費 (会議費)	簡易裁判所判事推薦委員会	150 人	110.9	17 (17)		D

人事行政経常経費

(1) 公平委員会

< 要求要旨 >

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が、その意に反して、降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を受けた場合には、当該職員は、一定期間内に、最高裁判所に対し不服申立てを行い、処分の取消し又は変更を求めることができる。

最高裁判所は、各事案ごとに、裁判所職員及び識見豊かな在野法曹を主体として公平委員3名又は5名を選任して公平委員会を組織し、公平委員会は、審理を進める過程で証拠調べを行い、必要がある場合には、証拠の所在地に赴いて証拠調べを行う。最終的に、公平委員会は、調書を作成して判定に関する意見を付した上最高裁判所に提出する。

そこで、公平委員手当、証拠の所在地における証拠調べに必要な経費を要求する。

12

13

(2) 災害補償審査委員会

< 要求要旨 >

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員が、公務上又は通勤によって、負傷したり死亡したりするなどの災害を受けた場合は、災害により生じた損害のてん補として、損害の程度に応じた補償を受けることができる。そして、補償の実施機関が行った災害の認定、療養の方法、補償金額の決定等について不服がある場合には、最高裁判所に対して審査の申立てを行うことができる。

最高裁判所においては、最高裁職員1名及び学識経験者4名からなる最高裁判所災害補償審査委員会が常設されており、同委員会は、申立ての審理を行い、必要があると認めるときは、災害のあった場所等に立入検査を行う。最終的に、同委員会は、委員会の意見を付した調書を作成して最高裁判所に提出する。

そこで、災害補償審査委員手当、立入検査に必要な経費を要求する。

(3) 公平事件弁護士謝金

< 要求要旨 >

その意に反して降給、降任、休職、免職その他著しく不利益な処分を受けた裁判所職員が、最高裁判所に対して不服申立てを行った場合、当該処分を行った裁判所は、処分者として公平審理に出席する必要がある、弁護士に代理者又は代理人を依頼する必要がある。

そこで、弁護士に謝金として支払う経費を要求する。

(4) 給与事務の査察、指導

< 要求要旨 >

近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化してきており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなつてきている。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第69条の規定に基づき、各裁判所における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。

そこで、給与事務の査察、指導に要する経費を要求する。

(5) 紛争事件処理

< 要求要旨 >

全国各地の裁判所において、労使紛争が生じた場合に、その早急な解決を図るために必要な経費を要求する。

(6) 任用に関する調査指導

< 要求要旨 >

近年の我が国における急激な社会経済状況の変化等を反映し、事件の複雑困難化が著しい状況の下、事件を適正かつ迅速に処理し、国民の期待に応える裁判所を実現するためには、一般職の任用政策上もきめ細かい配慮が必要となる。しかし、審級制を採る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性が存在することなど、最高裁判所が、報告等のみによって下級裁判所の実情をつぶさに把握するには困難な面がある。

こうした事情から、下級裁判所における調査を実施することによって、任用の実情等適切な任用政策を策定するために必要な情報を収集するとともに、政策の推進・浸透状況を把握して的確な指導を行う必要がある。

そこで、一般職の任用に関する調査指導を行うために必要な経費を要求する。

(7) 人事関係事務打合せ

< 要求要旨 >

昨今、急速な社会、経済情勢の変化を受け、複雑困難な事件が増加し、より適正迅速な事件処理に向けての国民の期待と要求がますます高まる中で、裁判事務を支援する司法行政部門である事務局においては、より効果的かつ的確な事務の遂行が求められている。とりわけ人事事務においては、事件数の変動、内容の複雑困難化等による司法需要の増大や職員の意識の変化に対応するとともに、国家公務員全体の職員制度に関する動向等も踏まえ、それが裁判所の人事事務に与える影響等も考慮し、人事評価や職員育成を含む人事政策の在り方を常に見直しつつ各種施策を実施していくことが求められている。そして、その実施をスムーズに行うためには、実際に現場で職員を管理しつつ管内の地方裁判所及び家庭裁判所を指導している各高等裁判所の担当者（事務局次長、人事課長等）の意見を事前に聴き、調整した上で実施に移すことが必要不可欠であり、そのためには、全国の担当者が一堂に会して意見交換及び調整を行う中で政策の趣旨の浸透を図る機会を設けることが最も効率的である。

そこで、こうした機会として、各高等裁判所の担当者を最高裁判所に集め、人事関係事務について協議する場を設定する必要があることから、その実施に必要な経費を要求する。

13

69

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)		備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当							12
	公平委員会			271 (	271)		13
	委員長	1 人 5 回 出席率 100 %	22,700	114 (	114)		
	委員	2 人 5 回 出席率 80 %	19,600	157 (	157)		
	災害補償審査委員会						
	委員	4 人 3 件 3 回 出席率 80 %	19,600	564 (	564)		
諸謝金 (弁護士謝金)							
	公平事件弁護士謝金	1 人	586,340	586 (	586)		
職員旅費 (内国旅費)							
	調査連絡旅費			1,315 (	1,315)		
	公平委員会			108 (	108)		
	委員	1 人 1 回	59,569	60 (	60)		
	書記	1 人 1 回	47,799	48 (	48)		
	災害補償審査委員会			108 (	108)		
	委員	1 人 1 回	59,569	60 (	60)		
	書記	1 人 1 回	47,799	48 (	48)		
	給与事務の査察、指導			599 (	599)		
	課長補佐	6 人	52,191	313 (	313)		
	事務官	6 人	47,624	286 (	286)		
	紛争事件処理			200 (	200)		
	職員管理官	1 人 2 回	52,075	104 (	104)		
	同補佐	1 人 2 回	47,799	96 (	96)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費 (委員会調査旅費)	任用に関する調査指導			300 (300)		13
	課長補佐	3 人	52,191	157 (157)		
	事務官	3 人	47,624	143 (143)		
	公平委員会					
	委員	1 人 1回	59,569	60 (60)		
	災害補償審査委員会					
証人等旅費 (公平委員会証人旅費)	委員	1 人 1回	59,569	60 (60)		
	公平委員会					
	証人	8 人	1,469	12 (12)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費					69
	人事関係事務打合せ			3,695 (3,695)		
	事務局次長 (高裁)	7 人 3回	65,290	1,371 (1,371)		
	人事課長 (高裁)	7 人 3回	57,612	1,210 (1,210)		
	人事課課長補佐 (高裁)	7 人 3回	53,042	1,114 (1,114)		

裁判所の機構の維持に必要な経費

執務機構の整備

総括企画官の増設

< 要求要旨 >

高等裁判所の事務局は、司法行政事務全般にわたり、最高裁判所において定める方針に沿って、各高等裁判所管内の地方裁判所及び家庭裁判所（以下「管内各裁判所」という。）の実情を踏まえつつ、高等裁判所管内における具体的な実施方針を企画・立案し、管内各裁判所における実施について具体的な指導や助言を行う役割のほか、デジタル化に関する様々な施策の検討を含め、管内各裁判所と最高裁判所との各種調整連絡の役割を担っている。高等裁判所の事務局に設置されている総括企画官は、事務局の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理するところ、当該高等裁判所管内の、総務課、人事課及び会計課といった事務局各課に横断的な重要事項に関する企画・立案を担当している。

デジタル技術の飛躍的発展に伴い、社会全体のデジタル化のスピードが加速し、業種や分野等を問わず、「対面・紙」から「オンライン・データ」への移行が急速に拡大し、業務や組織の改革（DX：デジタル・トランスフォーメーション）が進められている。このような社会情勢に対応するべく、民事訴訟手続においては、当事者双方が不出頭の弁論準備手続期日を可能とすること、ウェブ会議の方法による口頭弁論期日を可能とすること、オンラインで訴状等を提出することを可能とすること、訴訟記録を原則電子化すること等を内容とする民事訴訟法等の一部を改正する法律が令和4年5月25日に公布され、裁判所においても、これまでの民事訴訟手続一般のデジタル化に向けた検討に加え、デジタル化後の書記官事務の在り方やそれを見据えたシステムについても、具体的な検討を進める必要がある。また、家事事件手続等のデジタル化については、現行法下において、令和3年12月以降、東京、大阪、名古屋及び福岡の各家庭裁判所において、家事調停手続におけるウェブ会議の運用の試行が開始されており、さらに、19庁の家庭裁判所において、令和4年度中の運用開始に向けて検討・準備を進めているところである。その他、民事保全、執行及び倒産手続等のデジタル化や刑事・少年手続のデジタル化、司法行政事務のデジタル化等についても、政府における検討のスピード感を意識しつつ検討等をしていく必要がある。

裁判所がこれからも国民から信頼され、その社会的使命である「より良い司法サービス」を提供し続けていくためには、このような社会情勢の変化に伴う法改正に適切に対応して、組織全体としてデジタル化を進めていくことが必要である。最高裁判所においては、昨年度から既設の審議官やそのスタッフ等を活用して、デジタル推進態勢を整えているところであるが、実務を担う管内各裁判所のデジタル化の実施について具体的な指導や助言を行うべき高等裁判所においては、態勢整備が進んでおらず、組織全体としてデジタル化を進めていく態勢としては不十分な状況である。裁判所のデジタル化は、単に既存の業務をデジタルに置き換えるものではなく、デジタルの特性を活かして、既存の事務フローの合理性を徹底的に検討し、実務や事務の実情にフィットした業務改革（仕事の「再構築」）を行うことを目指しており、そのためには、最高裁判所と下級裁判所との間で直接的・実質的な意見交換を充実させること、高等裁判所が主体となって、管内各裁判所の実情に応じたデジタル化の実施に関する検討をリードすること等が必要不可欠である。そして、これらを実現するためには、最高裁判所との情報共有や問題意識の共有をした上で、管内各裁判所における裁判所のデジタル化の検討をリードする司令塔として、組織横断的な施策に関する高度な調整、企画・立案を担当する課長級ポストの整備が喫緊の課題である。

現在、東京高裁及び大阪高裁には2人、名古屋高裁及び福岡高裁には1人の総括企画官が置かれており、いずれの高裁も大規模庁であるところ、管内の事件数や職員数の多さから、事務局事務全般にわたる既存の事務が大きな負担となっており、現在置かれている総括企画官のみでは、先述の各高等裁判所管内における裁判所のデジタル化の検討に必要な高度な調整、企画・立案を行うことが極めて困難な状況にある。また、広島高裁、仙台高裁、札幌高裁及び高松高裁には総括企画官が置かれていないことから、各高等裁判所管内における裁判所のデジタル化の検討をリードする司令塔が実質的にいない状態である。

そこで、各高等裁判所管内における裁判所のデジタル化の検討をリードする司令塔として、組織横断的な施策に関する高度な調整、企画・立案を担当する総括企画官を各高等裁判所の事務局に各1増設して、裁判所における重要施策である裁判所のデジタル化という喫緊の課題に対して十分な対応を行うための態勢を整備する必要がある。

	明細書頁
<u>人事行政充実等に必要な経費</u>	
(1) 裁判所職員倫理審査会	
＜要求要旨＞	19
裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員倫理法第10条の規定により、最高裁判所に裁判所職員倫理審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員2人により構成されており、四半期ごとの定期開催及び臨時開催により、年間6回の開催を予定している。そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。	20
(2) 裁判所職員退職手当審査会	72
＜要求要旨＞	
国家公務員退職手当法第19条第6項において読み替えて準用する同条第1項から第4項の規定の権限を行うため、最高裁判所に裁判所職員退職手当審査会が設置された。同審査会は、会長及び委員2人により構成されており、年間2回の開催が見込まれている。そこで、この審査会の運営に必要な経費を要求する。	A
(3) カウンセリング委託経費	
＜要求要旨＞	
近年の社会環境をみると、技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所においても、係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、裁判所職員は、日々、職場においてストレス因子にさらされている状況にある。	
こうした中、精神及び行動の障害により長期病気休暇を取得する職員の割合は高原状態にある。	
裁判所が、各種の事件を適正迅速に解決していくためには、裁判官のみならず、書記官や家裁調査官など事件に携わる全ての職員が心身共に健康な状態でなければならず、特に、精神面の健康管理を充実させることは、裁判所がその責務を果たしていく上でも重要な課題である。	
メンタルヘルス対策としては、精神的問題を抱える職員やその直属の上司等を対象としたカウンセリングを実施することが有効であり、かつ、表面化していない、いわゆる暗数の部分への対策としても効果的である。	
そこで、上記カウンセリング委託に必要な経費を引き続き要求する。	
(4) 任用試験の充実に要する経費	
＜要求要旨＞	
最高裁判所では、裁判所事務官及び家庭裁判所調査官補の採用のために、裁判所職員採用総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）を実施している。将来の裁判所を背負って立つ優秀な人材を多数確保するためには、これらの採用試験を充実強化し、十全にその機能を発揮させることが是非とも必要である。	
ついては、採用試験に関する経費を引き続き要求する。	

		明細書頁
(7) 任用試験費		
(a) 問題作成謝金		19
総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）の各試験の問題作成に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）		
(b) 問題検査謝金		20
総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の各試験の問題の相当性について、第三者的立場からの事前検査に要する費用（出題分野ごとの専門家に依頼）		
(c) 答案採点謝金		21
総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）の論文式試験の答案採点に要する費用（分野ごとの専門家に依頼）		22
(i) 任用試験旅費		
人物試験官派遣旅費		23
総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）では、人物試験を各高等裁判所で行うため、最高裁判所から人物試験官を試験地に派遣する必要がある。総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）の各試験においても、昨年度と同様、高等裁判所から人物試験官を試験地に派遣する必要がある。		73
そこで、裁判所職員としての適性等の人物評価を行うため、人物試験官を試験地に派遣するために要する旅費を要求する。		
(v) 任用試験費		
(a) 試験問題等印刷費		
総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）の各試験の実施に必要な各試験問題集（基礎能力試験及び専門試験）、答案用紙等の各印刷費を要求する。		
(b) 試験問題点字・答案黒字訳費		
公務においても障害者雇用が強く求められており、それにこたえるためには採用試験も障害者が受験しやすいよう配慮をしていく必要がある。視覚障害者の受験の途を開くため、試験問題の点字訳及び答案の黒字訳を行う必要がある。		
(x) 任用試験費		
採用試験募集経費		
近年、公務員を目指す受験者が全体として減少傾向にある中で、裁判所においても受験者が減少傾向となっており、このような就職環境で優秀な職員を多数確保するためには、まず、多数の優秀な受験者の確保を図ることが肝要であり、そのためには、採用試験の存在を周知するだけでなく、裁判所という職場の魅力を様々なツールを用いて受験者層に発信するなど活発かつ広範な広報活動が不可欠である。		
そこで、採用試験募集広報のために必要な経費を要求する。		

(オ) 任用試験費

試験場借料

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）は、全国の37箇所の地方裁判所本庁において、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）は、全国の37箇所の家庭裁判所本庁において、一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）は、全国の50箇所の地方裁判所本庁において、それぞれ実施する予定である。ところで、裁判所職員の採用試験には多数の受験申込者がいるので、各試験の第1次試験については、大学等の施設を借りて実施せざるをえない。この施設を借りるために必要な経費を引き続き要求する。

23

73

(カ) 任用試験費

試験問題等の梱包及び発送業務の外注

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の各試験の第1次試験実施に先立ち、試験実施裁判所へ試験問題集及び答案用紙を送付している。試験問題という機密性の高い書類を、安全かつ確実に梱包の上、全国の試験実施裁判所へ送付するには、貴重品運送等の実績のある信頼のおける業者に依頼せざるをえない。

そこで、試験問題等の梱包及び発送業務の外注に必要な経費を引き続き要求する。

(キ) 任用試験費

答案（多肢選択式試験）採点等経費

総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）、総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分・大卒程度区分）、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）の多肢選択式試験の答案採点を専門業者に外注するために要する費用を要求する。

(ク) 任用試験費

試験問題作成外注経費

試験問題作成事務の効率化・合理化の観点から、総合職試験及び一般職試験の第1次試験基礎能力試験（多肢選択式）並びに総合職試験（裁判所事務官、院卒者区分・大卒程度区分）及び一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）の第1次試験専門試験（多肢選択式）の選択科目である経済理論の問題の作成を専門業者に外注することとし、これに必要な経費を要求する。

(5) 健康管理講習会の実施

<要求要旨>

技術革新や情報化が急速に進展する一方、価値観の多様化や権利意識の高揚等により人間関係も複雑化し、裁判所に係属する事件自体が複雑化、高度化、専門化、国際化するなど大きな変化が生じていることから、これを処理する職員を取り囲むストレス因子は、他の一般の職場以上に充満している状況にある。また、日常生活の在り方が問われる生活習慣病も大きな問題となっている。

こうした状況の中で、職員自身による健康の自己管理を支援する健康教育の充実を図るため、健康管理講習会を実施し、職員本人が健康に関心を持つよう動機付け、正しい認識の下に健康管理への理解を深めさせるという意識啓発を行う必要がある。

そこで、令和5年度についても、前年度同様、上記の健康管理講習会を実施するための経費を要求する。

<実施計画>

区 分	開催場所	回数	日数	受 講 者	備 考
健康管理講習会	最高裁	2回	1	一般職員	外部講師（大学教授） 1人3時間
	高・地・家裁本庁 （合同実施を含む） 52庁	1回	1	一般職員並びに地・家裁支部及び簡裁の 健康管理担当者	外部講師（大学教授） 1人4時間

(6) 管理職員メンタルヘルス講習会の実施

<要求要旨>

最近の社会の急激な変化やデジタル化の中で、ストレス因子は増大するばかりであり、現代社会においては、自殺者が増加し、精神及び行動の障害により、長期間、病気休暇を取得する者が増えている。裁判所では、一般の職場におけるストレス因子に加え、対立する当事者の間に立ったり、事案ごとに当事者や来庁者の安全確保を検討する必要があるなど、高度の緊張が日々連続するという特殊性がある。

こうした状況の中で、特に職員を管理・監督する立場にある管理職員には、職場におけるストレス状況の把握及びその改善等を行うため、日頃から部下職員の言動などの変化を早期に把握するとともに、早期に対応することが求められている。また、メンタルヘルス不調となった職員の円滑な職場復帰と再発防止の観点から、復帰後の職員の状況等の把握に努め、必要に応じ職務の内容等の調整を行うことが重要となっている。そのため、管理職員を対象としたメンタルヘルス講習会を実施し、管理職員による職員の心の健康づくりを実践していくことが必要不可欠である。

そこで、令和5年度についても、前年度同様、上記の管理職員メンタルヘルス講習会を実施するための経費を要求する。

<開催計画>

区 分	開催場所	回数	日数	受講者	備考
管理職員メンタルヘルス講習会	最高裁	2回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人3時間
	高・地・家裁本庁 （合同実施を含む） 52庁	1回	1	管理職員	外部講師（大学教授） 1人4時間

(7) 裁判官採用のための健康診断経費

<要求要旨>

裁判所に係属する事件内容の複雑化、高度化、専門化、国際化という最近の情勢の下で、裁判官の職務はますます困難かつ繁忙となっており、適正かつ迅速な裁判の実現を図るためには、裁判官がその職務に耐え得る健康体であることが必要である。かかる観点からは、裁判官を採用するに当たり、採用候補者が職務を遂行できる健康体であるかどうか及び職場の集団生活において他に感染するおそれのある疾患にかかっていないかどうかを診断し、その健康上の適格性の有無を判定する必要がある。

そこで、令和5年度についても、裁判官採用のための健康診断を実施するための経費を要求する。

(8) 人事担当課長等事務打合せ（高裁別）

<要求要旨>

近年、複雑困難化する事件の適正かつ迅速な解決を図り、かつ、裁判手続等のデジタル化及びデジタル化に伴う業務全体の見直し等を進めていくことが裁判所にとって重要な課題となっているところである。そのためには、一般職員についても、人員を事件の動向等に的確に対応させるとともに、きめ細かく適材を選別して配置するなど、各高等裁判所管内ごとに全体的な視野から、より一層効果的かつ重点的な人事異動を行い、所要の事件処理体制を着実に確立する必要がある。また、人員配置を事件動向に的確に対応させ、きめ細かく適材を選別するに当たっては、配置や昇任といった任用面だけでなく、昇格等といった給与面を含めて総合的に検討する必要がある。

このために、高等裁判所管内の地方・家庭裁判所の人事担当課長に加え、給与面等の人事事務に詳しい課長補佐を参加させて各庁の実情に関する詳細な情報を提供させ、これらを踏まえた多角的な検討をもとに、各庁の人員を事件の動向等に対応させるための調整を行うとともに、高等裁判所管内について全体的な視野からの異動政策を検討し、長期的展望に立った異動計画の策定を行うための事務打合せの開催が必要となる。

さらに、全国的視野から人事異動等の人事政策を検討するに当たっては、各高等裁判所に最高裁判所係官を派遣して最高裁判所と高等裁判所間の連携及び調整を図ることも必要となる。

そこで、地方・家庭裁判所の人事担当課長等を当該高等裁判所に招集して年2回事務打合せを実施するための経費を要求する。

<開催計画>

開催地	会期	回数	参 加 者		
			最 高 裁	高 裁	地 ・ 家 裁
各高等裁判所	2日	2回	課長補佐 1人 16人 × 8高裁 係長 1人 ただし、参加回数は1回	事務局長 8人 事務局次長 8人 人事課長 8人 人事課企画官 8人	総務（人事）課長 100人 200人 同課長補佐 100人 ただし、課長補佐の参加回数は1回
			要旅費人員 課長補佐 7人 係長 7人	要旅費人員 0人	要旅費人員 168人 ただし、課長補佐の参加しない回は84人

(9) 人事関係協議会（高裁別）

<要求要旨>

人事政策は、全国的視野及び長期的展望に立って策定する必要があるが、特に裁判所においては、審級制を採る裁判所の組織上の特殊性や裁判所職員の職務の特殊性が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性があるなど、その取扱いについて極めて複雑多岐な要素を含んでいる。また、策定された人事政策は、各庁に周知させ、各庁においても長期政策に沿った人事政策の実行を徹底する必要がある。

現在、裁判所では、より一層適正迅速な裁判の実現を目指すとともに、裁判手続等のデジタル化及びデジタル化に伴う業務全体の見直し等に取り組んでいるところ、これらの重要課題に対応できる人的態勢を確保し、裁判所内における職員制度の円滑な運用を確保していくためには、女性活躍推進や多様な働き方の実現といった社会のニーズや動向等も踏まえ、より一層広い視野からの多角的な分析が必要となるなど、人事政策の策定に向けて、より複雑かつ困難な要素を検討・協議する必要性が生じている。

このために、各高等裁判所に最高裁判所係官を派遣して、最高裁判所と高等裁判所人事担当職員との間の連絡及び調整を図るとともに、高等裁判所管内の地方・家庭裁判所の事務局長に加え、各庁の人事管理の要としての役割を担う事務局次長を出席させ、その所管する役割を踏まえた視点に基づく協議・検討を行い、また、首席書記官、首席家裁調査官等の幹部職員を各高裁に参集させて、人事評価や職員育成の在り方等、広く公務員制度全般に関する意見を聴取することによって、最高裁判所が策定した人事政策の基本方針の周知徹底を図るとともに、高等裁判所の地域性に即した政策実現の方策を検討し、統一のとれた人事政策を推進させることを目的とした協議会を開催する必要がある。

そこで、令和5年度も引き続きこれに必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地	会期	回数	参 加 者		
			最 高 裁	高 裁	地 ・ 家 裁
各高等裁判所	2月	3回	2人 課長 1人 課長補佐 1人	24人 事務局長 8人 事務局次長 8人 人事課長 8人	350人 事務局長 100人 事務局次長 100人 地家裁首席書記官 100人 首席家裁調査官 50人
			要旅費人員 課長 1人 課長補佐 1人	要旅費人員 0人	要旅費人員 事務局長 84人 事務局次長 84人 首席書記官 84人 首席家裁調査官 42人 ただし、局長の参加回数は3回、次長、 首席書記官、首席家裁調査官の参加回数は各1回

	明細書頁
(10) 司法修習生考試の実施に必要な経費 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、修習の後、試験（以下「司法修習生考試」という。）に合格して初めて、修習を終え、法曹資格を得ることができる。 この司法修習生考試は、法曹資格取得の要件である司法修習生の修習終了の可否を最終的に判定する、極めて重要な試験であり、その実施に当たっては、厳格かつ公正、公平な運用が求められている。	21
	22
(ア) 司法修習生考試の外注のための経費（司法研修所実施分、大阪会場実施分） 司法修習生考試に係る事務のうち、問題の作成や採点等は、司法研修所教官が行っているが、考試会場の設営、問題の配布・回収、考試中の監督等の実施事務は、平成18年度から、試験事務についてノウハウを持った民間企業に一括して外注化しているところである。 そこで、司法修習生考試（1回）の実施に必要な外注経費を要求する。 (イ) 司法修習生考試試験場借料 大阪会場実施分 従前、司法修習生考試の試験場は、司法研修所の施設のみを使用していたが、平成20年11月以降、受験者が増加するとともに、修習のカリキュラム上、一部の受験者はその直前まで大阪で修習を行うこととなり、その者たちを司法研修所に來させて考試を行うことは、受験者にとっての負担が大きく、東京にいる他の受験者と不均衡が生じることから、この者たちの受験のため、大阪に試験場を設置する必要があるが生じている。 そこで、大阪において司法修習生考試の試験場を借用するのに必要な経費を要求する。 (ウ) 司法修習生考試用六法購入費 司法修習生考試を厳格かつ公正、公平に運用するためには、試験中に使用させる法文についても、実施機関において用意した同種類のものとする必要がある。また、試験の性格上、判例、解説のないものでなければならない。 そこで、司法修習生考試用六法の購入に必要な経費を要求する。	23

(11) 人事情報データベース

<要求要旨>

(人事情報データベース保守)

人事情報データベース（以下「本データベース」という。）は、現在及び過去の人事関係の履歴データ等を一元的に格納するデータベースであり、出力される情報を利活用することにより、人事施策検討のためのマクロ分析などのほか、個々の職員の過去の履歴を踏まえた能力主義・成績主義に則った適切な処遇の検討を効率的に行うことを可能にするものである。

ハードウェア障害時に迅速な復旧等を行うとともに、本データベースの正常な稼働を図るため、ハードウェア及びシステムソフトウェアに係る問い合わせ対応等を行う保守契約を締結する必要があることから、これらの保守に必要な経費を要求する。

(人事情報データベースの改修（データセンタ基幹インフラ切替対応））

令和5年度に最高裁判所データセンタ基幹インフラの切替えが予定されており、基幹インフラが個別システムに対して提供している各機能に変更が生じるため、最高裁判所データセンタにおいて稼働している人事情報データベースについては、これに対応するための改修を行う必要があることから、同改修に必要な経費を要求する。

(12) 人事・経理関係法規集データベース利用料（人事関係分）

<要求要旨>

人事・経理関係法規集データベース（以下「人・経データベース」という。）は、人事・会計事務に必要な法令、通達等を収録した加除式の法令集であった人事関係法規集及び経理関係法規集をデータベース（ウェブ）化し、参照、検索及び加工等ができるようにしたものである。

人・経データベースは、その構築に当たり法令データベースのデータ及びパッケージソフトシステムを活用しているが、これを利用するためには所要の利用料を支払う必要があり、また、データを更新するためには所要の経費が必要となる。

そこで、人・経データベースの利用等のための経費を要求する。

(13) インターネットによる受験申込み等の実施

<要求要旨>

裁判所職員採用試験においては、インターネットによる受験申込みを実施し、インターネットによらない受験受付事務の一部について外注化することにより、受験受付事務の効率化・合理化を図り、情報化社会における受験対象者のニーズに適切に応えているところである。そこで、インターネットによる受験申込み及びインターネットによらない受験受付事務の一部外注化を実施するため、引き続きこれらに必要な経費を要求する。

23

24

(14) 退職準備等説明会

<要求要旨>

高齢化社会への移行が進む中で、公務部門における高齢者雇用を推進するための方策を講ずる必要性が高まっているところ、公的年金支給開始年齢の引上げに伴う諸問題をはじめとして、高齢者をめぐる社会情勢が変化しており、組織内部において重要な地位と役割を占める中高齢職員の退職後の生活に対する不安を解消し、公務の安定的、能率的運営や労使関係の安定に障害が発生しないよう配慮することが必要である。

裁判所の一般職の場合、定年まで勤務する者が大多数であり、中高齢職員の大部分が、現場の第一線で裁判事務を現実には担っている。これら中高齢職員は退職後の生活に不安を抱いており、その意味で裁判所における高齢者対策の問題は深刻である。職員の退職準備を円滑に行い得る条件を整備することによって、その不安を取り除き、職務に専念させることが、裁判事務の能率的処理に資することになる。

そこで、定年退職を間近に控えた職員及び定年退職はまだ先であるが退職準備の意義について知らしめる必要のある職員を対象として、再就職の規制に関する諸制度、再任用制度、年金制度、高齢期における健康管理等、定年退職後の生活に必要なかつ重要な情報を了知させるとともに、必要な相談に応じることによって、今後の在職期間及び定年退職後の生活について見直す機会とそのための情報を提供する必要がある。

また、退職管理に関する個々の職員からの要望や問題点を把握し、今後の円滑な退職管理に活用するためにも、説明会を実施することが不可欠であり、これに要する経費を要求する。

(15) 裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験

<要求要旨>

裁判所職員総合研修所の書記官養成課程研修を受けるための入所試験の第二次試験（口述試験）では、入所者を厳正に選抜するため、各高等裁判所の職員が試験官となって同研修所教官と共に口述試験を行い、法律的素養及び人物・研修適応性など研修生としての適格性を十分に見極める必要がある。

そこで、口述試験実施のため、各高等裁判所の職員を試験官として口述試験場となる各地方裁判所本庁に派遣する経費を要求する。

(16) 裁判所書記官任用試験

<要求要旨>

年々増大する司法需要に適正迅速に対応する観点から、年度途中に生じる裁判所書記官の欠員を機動的に補充するため裁判所書記官任用試験を実施し、裁判部の充実強化を図っている。近年、社会経済状況の変化、価値観の多様化等により裁判事務が高度化、困難化しており、裁判所書記官任用試験においては、高度化等する書記官事務に対応できる執務能力等を備えた職員を選抜する必要があることから、高等裁判所の試験官が口述試験を行い、法律知識、実務知識、執務遂行能力など裁判所書記官として必要な資質・能力の有無を十分に見極める必要がある。

そこで、口述試験実施のため、高等裁判所の試験官を派遣する経費を要求する。

(17) 高等裁判所の管内地方・家庭裁判所に対する任用事務の査察、指導

<要求要旨>

裁判所職員は、国家公務員法上すべて特別職とされ、人事に関する事項も人事院傘下から独立して、最高裁判所の定めるところにより、自主的運用がなされている。しかし、裁判官を除く一般職員については、官職の種類も多く、また、審級制を採る裁判所の特殊事情が司法行政の面にも反映されており、高等裁判所ごとに地域性があるなど、その取扱いについては極めて複雑多岐な要素を含んでおり、任用関係法規の内容も、その運用面においても複雑化の傾向にある。さらに、複雑困難化する事件の適正かつ迅速な処理及び裁判員制度をはじめとする司法制度改革の諸施策の確実な定着を図るために、任用政策上もきめ細かな配慮が必要となっている。

このような状況においては、複雑化する任用関係法規の遵守及びその理解徹底を図るとともに、裁判所の特殊性と時代の動きに即応した人事政策を策定するため、各高等裁判所において、管内各庁における人事政策推進の状況、昇進等の実施状況をつぶさに査察し、これらの事項に関する適切な指導を行うほか、長期的展望に立った人事計画の策定等今後の任用政策を検討するために必要かつ的確な資料の収集を行う必要がある。

そこで、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導を行うための経費を要求する。

(18) 高等裁判所管内及び地方・家庭裁判所管内における給与事務の査察、指導

<要求要旨>

近年、給与関係法規の内容は精緻かつ複雑化してきており、それに伴って、給与事務は、人事事務の中でも最も複雑困難なものとなってきた。このような状況において、複雑化する給与関係法規の遵守及びその理解の徹底を図り、支給過誤につながる給与事務に関する過誤を未然に防止するため、各庁における給与事務担当者の事務処理状況及び認定簿等の決裁書類を詳細に査察し、これらに対する適切な指導を行う必要がある。このため、最高裁判所による下級裁判所に対する査察、指導等だけでは物理的にも限界があることから、これを補うため、裁判所法第80条第2号に規定された監督権に基づく高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導等及び裁判所法第80条第3号・4号に規定された監督権に基づく地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導等を最高裁判所の給与監査、指導等に加えて実施する必要がある。

よって、高等裁判所による管内の地方・家庭裁判所に対する査察、指導に要する経費及び地方・家庭裁判所による管内の支部に対する査察、指導に要する経費を要求する。

(19) 心の健康づくり（ストレスチェック制度実施関係）経費

<要求要旨>

人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）に基づき、心の健康づくり対策のうち、特に心の不調者の発生防止を強化し、もって職場におけるストレス要因を評価し、その低減につなげるため、定期的に職員のストレスの状況について医師等を実施者とする検査を行い、職員本人にその結果を通知して気付きを促すとともに、実施者から高ストレスと判断され、かつ、面接指導が必要と評価された者から申出があった場合は、医師による面接指導を行うこととするストレスチェック制度を実施する。

そこで、ストレスチェック制度を実施するために必要となる経費を要求する。

(ア) ストレスチェック制度実施経費

医師による検査や面接指導等、ストレスチェック制度の実施のための経費が必要となる。

(イ) ストレスチェック面接指導旅費

医師による面接指導は、医師が勤務する医療機関等で実施することとなるため、面接指導の申出をした職員が勤務する裁判所から当該医療機関等までの旅費が必要となる。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当	裁判所職員倫理審査会			500 (500)		19
	会長	1 人 6 回 出席率 100 %	34,200	205 (205)		20
	委員	2 人 6 回 出席率 80 %	30,700	295 (295)		
	裁判所職員退職手当審査会			108 (108)		
	会長	1 人 2 回 出席率 100 %	22,700	45 (45)		
	委員	2 人 2 回 出席率 80 %	19,600	63 (63)		
諸謝金 (依頼協力謝金)	カウンセリング委託経費	2 人 4 時間 46 (49) 週	9,094	3,347 (3,565)		
	任用試験費			895 (919)		
	問題作成			249 (249)		
	専門試験 (2次記述式・総合職試験 (家庭裁判所調査官補))	22 題	9,600	211 (211)		
	専門試験 (2次記述式・総合職試験 (裁判所事務官))	4 題	9,600	38 (38)		
	問題検査			175 (175)		
	専門試験 (2次記述式・総合職試験 (家庭裁判所調査官補))	41 題	2,400	106 (106)		
	専門試験 (2次記述式・総合職試験 (裁判所事務官))	8 題	2,400	19 (19)		
	専門試験 (1次多肢選択式・総合職試験 (裁判所事務官)・一般職試験 (大卒程度区分))	10 題	5,000	50 (50)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(講師等謝金)	答案採点			471 (195)		20
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (家庭裁判所調査官 補))	1,100 通	300	330 (330)		
	専門試験 (2次記述式・総合 職試験 (裁判所事務官))	470 (550) 通	300	141 (165)		
	健康診断経費					
	裁判官採用候補者	100 (200) 人	6,175	618 (1,235)		
	健康管理講習会					
	大学教授	2 人 3 時間	7,900	47 (47)		
	管理職員メンタルヘルス講習会					
	大学教授	2 人 3 時間	7,900	47 (47)		
	職員旅費 (内国旅費)					
	協議会出席旅費			1,544 (1,544)		
	人事担当課長等事務打合せ (高 裁別)			730 (730)		
	課長補佐	7 人	52,191	365 (365)		
	係長	7 人	52,191	365 (365)		
	人事関係協議会 (高裁別)			814 (814)		
	課長	1 人 7回	64,130	449 (449)		
	課長補佐	1 人 7回	52,191	365 (365)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費) 庁費 (消耗品費) (印刷製本費)	任用試験旅費					20
	人物試験官派遣					
	総合職試験 (家庭裁判所調査官補)					
	事務官	50 人 1回	41,678	2,084 (2,084)		21
	調査連絡旅費			192 (192)		
	裁判所職員倫理審査会					
	事務官	2 人 1回	47,799	96 (96)		
	裁判所職員退職手当審査会					
	事務官	2 人 1回	47,799	96 (96)		
	裁判所職員倫理審査会					
	委員	1 人 1回	45,817	46 (46)		
	裁判所職員退職手当審査会					
	委員	1 人 1回	45,817	46 (46)		
	図書購入費					
	司法修習生考試用六法	1,580 部	1,505	2,378 (2,378)		
	任用試験費			7,066 (7,095)		
	試験問題等印刷費			3,364 (3,366)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	総合職試験 (裁判所事務官、 家庭裁判所調査官補)、一般 職試験 (大卒程度区分)			712 (712)		21
	基礎能力試験 (多肢選択 式) 問題集	15,000 部	43,120	647 (647)		
	基礎能力試験 (多肢選択 式) 拡大問題集	3 部	21,560	65 (65)		
	総合職試験 (裁判所事務 官)、一般職試験 (大卒程度 区分)			766 (771)		
	専門試験 (多肢選択式) 問 題集	14,000 部	36,960	517 (517)		
	専門試験 (記述式) 問題集	14,000 部	13,200	185 (185)		
			(20,020)			
	専門試験 (多肢選択式) 拡 大問題集	3 部	18,480	55 (60)		
	専門試験 (記述式) 拡大問 題集	3 部	3,080	9 (9)		
	一般職試験 (高卒者区分)			514 (482)		
			(82,500)			
	基礎能力試験 (多肢選択 式) 問題集	5,000 部	88,000	440 (413)		
			(23,100)			
	基礎能力試験 (多肢選択 式) 拡大問題集	3 部	24,640	74 (69)		
	一般職試験 (大卒程度区分)			194 (194)		
	論文試験 (小論文) 問題集	14,000 部	13,200	185 (185)		
	論文試験 (小論文) 拡大問題 集	3 部	3,080	9 (9)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	総合職試験 (裁判所事務官、 家庭裁判所調査官補)			91 (117)		22
			(114,400)			
	政策論文試験 (記述式) 問題集	900 部	85,800	77 (103)		
	政策論文試験 (記述式) 拡大問題集	3 部	4,620	14 (14)		
	一般職試験 (高卒者区分)			141 (141)		
	作文試験問題集	5,000 部	26,400	132 (132)		
	作文試験拡大問題集	3 部	3,080	9 (9)		
	答案用紙			832 (846)		
			(20,121)			
	多肢選択式試験	34,000 部	20,276	689 (684)		
			(2,489)			
	記述式試験	65,000 部	2,200	143 (162)		
			(11,428)			
	試験関係書類印刷等	10,000 (9,000) 部	11,371	114 (103)		
	採用試験募集経費			2,670 (2,685)		
			(19,898)			
	ホスター印刷	12,000 部	22,869	274 (239)		
			(37,840)			
	ハシレット印刷	62,530 (64,650) 部	38,310	2,396 (2,446)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	試験問題点字訳費 総合職試験、一般職試験 (大卒程度区分)		(336,460)			22
	基礎能力試験問題等	3 部	335,674	1,007 (1,009)		23
	答案墨字訳費 総合職試験、一般職試験 (大卒程度区分)			25 (35)		A
	多肢選択式試験	2 部	2,520	5 (5)		
	記述式試験	6 部	(5,040) 3,360	20 (30)		
(借料及び損料)	司法修習生考試試験場借料		(13,931,065)			
(会議費)	大阪会場実施分	一式	14,594,225	14,594 (13,931)		
	裁判所職員倫理審査会	3 人 6 回	110.9	2 (2)		
	裁判所職員退職手当審査会	3 人 2 回	110.9	1 (1)		
(雑役務費)	司法修習生考試事務外注経費		(40,786,683)	57,284 (55,603)		
	司法研修所実施分	一式	42,113,093	42,113 (40,787)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
	大阪会場実施分	一式	(14,816,425) 15,171,379	15,171 (14,816)		23
	任用試験費 試験問題等の梱包及び発送業務 の外注		(770)	822 (785)		
	仕分け	260 個	750	195 (200)		
	運送	260 個	(2,250,286) 2,411,941	627 (585)		
	任用試験費 答案（多肢選択式試験）採点等 経費	34,000 通	(4.39) 4.26	145 (149)		
	任用試験費 採用試験募集経費 採用試験募集用ポスター及びパン フレットの改訂	一式	3,260,950	3,261 (3,261)		
	採用広報支援経費 学生向け説明会の運営 （2025年卒業生向け）	一式	2,972,200	2,972 (2,972)		
	学生向け説明会の運営 （2024年卒業生向け）	一式	55,000	55 (55)		
	大学1、2年生向け広報	一式	999,900	1,000 (1,000)		
	採用広報動画作成費	一式	503,800	504 (504)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(職員厚生経費)	任用試験費					
	試験問題作成外注経費			2,046 (2,167)		23
			(22,800)			
	基礎能力試験 (総合職試験・ 一般職試験 (大卒程度区 分))	40 題	21,500	860 (912)		24
			(22,900)			A
	専門試験 (総合職試験・一般 職試験 (大卒程度区分))	10 題	21,800	218 (229)		
			(22,800)			
	基礎能力試験 (一般職試験 (高卒者区分))	45 題	21,500	968 (1,026)		
	ストレスチェック実施経費			141 (204)		
	情報処理業務庁費 (雑役務費)					
	人事情報データベース			25,113 (67,700)		
			(12,254,000)			
	人事情報データベース保守	一式	8,943,000	8,943 (12,254)		
	人事情報データベース改修 (データベース 基幹インフラ切替対応)	一式	16,170,000	16,170 (0)		
	人事事務処理システムサーバ機リソース消 去作業等			0 (2,085)		
	人事・給与関係業務情報システムの 運用支援			0 (29,480)		
	人事情報データベース等改修 (制度 改正対応)			0 (23,881)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	人事・経理関係法規集データベース利用料	一式	2,644,600	2,645 (2,645)		24
	インターネットによる受験申込等の実施運用費	一式	4,054,050 3,765,850	(4,054) 3,766 (4,054)		
(項)下級裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	カウンセリング委託経費			9,599 (9,599)		72
		3 人 4 時間 49 週	9,094	5,347 (5,347)		73
		1 人 3 時間 49 週	9,094	1,337 (1,337)		
		1 人 2.5 時間 49 週	9,094	1,114 (1,114)		
		1 人 2 時間 49 週	9,094	891 (891)		
		1 人 2 時間 25 週	9,094	455 (455)		
		1 人 2 時間 25 週	9,094	455 (455)		
(講師等謝金)	健康管理講習会					
	大学教授	52 人 4 時間	7,900	1,643 (1,643)		
	管理職員メンタルヘルス講習会					
	大学教授	52 人 4 時間	7,900	1,643 (1,643)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費			22,497 (22,501)		73
	退職準備等説明会					
	受講対象職員	362 (363) 人	3,737	1,353 (1,357)		
	人事担当課長等事務打合せ (高裁別)			7,683 (7,683)		
	地・家裁総務 (人事) 課長	84 人 2回	30,487	5,122 (5,122)		
	同課長補佐	84 人 1回	30,487	2,561 (2,561)		
	人事関係協議会 (高裁別)			13,461 (13,461)		
	地・家裁事務局長			7,734 (7,734)		
		84 人 2回	34,963	5,874 (5,874)		
		84 人 1回	22,147	1,860 (1,860)		
	同次長	84 人 1回	34,963	2,937 (2,937)		
	同首席書記官	84 人 1回	22,147	1,860 (1,860)		
	首席家裁調査官	42 人 1回	22,147	930 (930)		
	任用試験旅費					
	人物試験官派遣			3,076 (2,859)		
	総合職試験 (裁判所事務官)、一般職試験 (大卒程度区分)					
	事務官	19 (13) 人	39,320	1,927 (1,691)		
	一般職試験 (高卒者区分)					
	事務官	42 人	19,194	806 (806)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	裁判所職員総合研修所裁判所書記官養成課程入所試験					73
	事務官	11 (12) 人	19,194	211 (230)		
	裁判所書記官任用試験			132 (132)		
	高裁裁判官	2 人	25,651	51 (51)		
	高裁首・次席書記官	2 人	21,421	43 (43)		
	事務官	2 人	19,194	38 (38)		
	調査連絡旅費			7,230 (7,230)		
	高裁管内地・家裁に対する任用事務の査察・指導			1,843 (1,843)		
	高裁課長補佐	1 人 21 庁	29,257	614 (614)		
	高裁事務官	2 人 21 庁	29,257	1,229 (1,229)		
	高裁管内及び地・家裁管内における給与事務の査察・指導			5,387 (5,387)		
	高裁課長補佐	1 人 21 庁	29,257	614 (614)		
	高裁事務官	2 人 21 庁	29,257	1,229 (1,229)		
	地・家裁課長補佐	1 人 50 庁	23,627	1,181 (1,181)		
	地・家裁事務官	2 人 50 庁	23,627	2,363 (2,363)		
	ストレスチェック面接指導旅費	8 (10) 人	2,637	21 (26)		
庁費 (借料及び損料)	任用試験費					
	試験場借料			24,153 (24,525)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(職員厚生経費)	総合職試験 (裁判所事務官)、一般職試験 (大卒程度区分)	41 (37) 会場	(197,772) 182,979	7,502 (7,318)		73 D
	総合職試験 (家庭裁判所調査官補)	41 (37) 会場	(197,772) 182,979	7,502 (7,318)		
	一般職試験 (高卒者区分)	50 会場	(197,772) 182,979	9,149 (9,889)		
	ストレスチェック実施経費			3,302 (4,415)		

調停制度の充実強化に必要な経費

調停事件の処理経費

(1) 調停官手当

<要求要旨>

司法制度改革審議会意見では、弁護士任官の推進が提言されているところであるが、裁判官と弁護士の職務内容・執務態勢の違い等の理由から、弁護士任官は年数名程度に止まっているのが現状である。また、近年の社会経済情勢の変動に伴い、多方面の専門分野にわたる複雑困難な調停事件が増加するようになっており、調停手続の紛争解決機能の強化が必要不可欠となっている。

このような背景から、弁護士が裁判官の職務・執務形態への理解を深めつつ裁判官への任官の準備ができる環境を整備して、弁護士任官を推進すること及び弁護士の有する多様な知識、経験や専門性を調停手続に活用して複雑困難化する調停手続の紛争解決機能を充実強化することを目的として、平成16年1月から調停官の制度が新設された。

調停官に対しては、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項により、非常勤の職員に対する手当が支給される（民事調停法第23条の5、家事事件手続法第251条第5項）。

そこで、令和5年度についても前年度同様、調停官の手当として所要の経費を要求する。

(2) 調停官登庁旅費

<要求要旨>

調停官が調停事件処理のために登庁するのに必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所 委員手当 (調停官手当)	調停官手当	5,760 人日	30,700	176,832 (176,832)		85
委員等旅費 (調停官登庁旅費)	調停官登庁旅費	5,760 回	733	4,222 (4,222)		

經 理 局 經 費

目 次

一	経常事務費	
	基本経費 -----	2 1 9
二	裁判所の機構の維持に必要な経費	
	1 会計事務の充実経費 -----	2 3 7
	2 機構運営対策経費 -----	2 5 3
	3 新庁舎備品整備等経費 -----	2 5 6
	4 庁舎管理等対策経費 -----	2 5 8
三	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	1 裁判事務の器具整備経費 -----	2 6 3
	2 裁判運営の改善経費 -----	2 6 7
	3 裁判官の執務環境改善経費 -----	2 7 0
	4 訴訟関係人等環境改善経費 -----	2 7 2
	5 裁判補助事務の強化改善経費 -----	2 7 5
四	裁判の迅速適正処理経費	
	1 裁判の迅速適正処理経費 -----	2 7 7
	2 保管金事務処理システム経費 -----	2 8 2
五	事件計算分 -----	2 8 4

経常事務費

基本経費

(1) 非常勤職員手当

< 要求要旨 >

最高裁判所及び下級裁判所における裁判所職員の健康の保持及び増進を図るため、非常勤職員たる医師及び看護師の確保に必要な経費を要求する。また、裁判所における情報システムの開発や業務改革、サイバーセキュリティ対策等を適切に実施し、裁判所のデジタル化の推進を図るため、非常勤職員としてIT・セキュリティ知識を有する人材を確保するために必要な経費を要求する。

(2) 児童手当

< 要求要旨 >

中学校修了前までの子どもを養育している者には、児童手当が支給されるため、支給に必要な経費を要求する。

(3) 会計事務調査連絡旅費

< 要求要旨 >

各高裁単位で、管内の会計実務を担当している地家裁事務官を一堂に集め、会計事務に関する指導及び事務連絡を行い、もって会計事務処理の適正化、統一化及び円滑化を図る必要がある。

そこで、これに必要な経費を要求する。

(4) 会計監査旅費

< 要求要旨 >

裁判所は、外部監査として会計検査院の行う会計検査及び財務大臣（財務局等）が行う国有財産の監査を受けているが、裁判所自らも、予算の執行その他会計に関する事務について実情を把握し、その適正かつ効率的な事務処理に資することを目的として内部監査を行う必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

< 実施計画 >

実施庁		庁数	人数
最高裁実施分	高裁	2	11
	地裁	16	9
	家裁	8	9
高裁実施分	地裁	14	11
	家裁	6	11
	高裁支部	2	4

6

7

67

(5) 会計課長協議会出席旅費

<要求要旨>

予算の適正かつ効率的な執行に関して考慮すべき事項について、実務レベルでの協議によりその解決を図る必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

<実施計画>

出席者役職名	人 数	回 数
最高裁局長・課長	7	2
最高裁事務官（補佐）	7	2
地裁会計課長	42	2
地裁会計課長補佐	42	2
家裁会計課長	18	2
家裁会計課長補佐	18	2

(6) 裁判官会議出席旅費

<要求要旨>

下級裁判所において、各裁判所の司法行政に関する重要事項を決定するには、それぞれの裁判所の裁判官会議の議決を経なければならない（裁判所法20条1項、29条2項、31条の5）。

司法行政事務の中でも、とりわけ予算執行事務については、国の財政状況が厳しい中であって、今までにも増して、それぞれの裁判所において、予算の効率的執行に向けた努力を行うことが必要不可欠である。

それぞれの裁判所において、適正かつ効率的な予算執行をする上で重要な方針決定等を行うには裁判官会議の議決を経る必要がある。裁判官会議を開催するには、高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所のそれぞれの支部から少なくとも1名の裁判官を本庁に出張させて会議に出席させる必要があり、この場合、当該支部から本庁までの旅費が必要となる。

そこで、このための経費を要求する。

<実施計画>

出 席 者	人 数	回 数
高裁支部裁判官	6	1
地裁支部裁判官	203	1
家裁支部裁判官	203	1

(7) 予算関係資料費

<要求要旨>

予算編成事務の機械化に伴い必要となる消耗品等及び予算書等を購入するのに必要な経費を要求する。

(8) 予算関係図書購入費

<要求要旨>

予算事務を適正かつ迅速に処理するためには、各種図書資料を参照することが必要不可欠である。そこで、予算事務提要等の予算関連図書を購入するのに必要な経費を要求する。

		明細書頁
(9) 国家公務員財産形成法施行事務費		8
＜要求要旨＞	財形持家融資の事務に必要な経費を要求する。	
(10) 業務補助職員雇用経費		
＜要求要旨＞	障害者雇用促進法の下、国の機関として自ら率先して障害者を雇用する責務があり、障害者雇用の更なる推進に向けた取組を行っているところ、裁判所の事務の特性などを踏まえた上で、障害特性などに応じた多様な雇用形態の一つとして、一時的又は期間を限定して賃金要員を雇う場合がある。 そこで、業務補助職員を確保するために必要な経費を要求する。	67
(11) 産休代替要員等雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）		68
＜要求要旨＞	育児休業法の施行により、育児休業制度と育児休業職員の代替措置の制度が導入された。その後、平成14年4月には、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が共に家庭責任を担いつつ、仕事と育児とを一層容易に両立できるよう、育児休業制度が拡充され、平成19年度には育児短時間勤務制度が導入されるなど、育児休業法上、育児に関する制度の整備が進められてきた。 加えて、平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るため次世代育成支援対策を推進するために必要な措置を講ずることとされ、更に、平成28年には女性活躍推進法が施行され、裁判所においても、ワークライフバランスの実現と女性の活躍の推進に向けて、育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに、より一層、育児休業を取得する職員の代替要員の確保その他の執務態勢の整備に努めているところである。 育児休業法上、職員が育児休業を取得した場合、職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には、任期付採用又は臨時的任用により対処することが予定されている。しかし、女性職員の場合、産前・産後の休暇から引き続いて育児休業を取得することが通常である。育児休業期間につき任期付採用又は臨時的任用を行うような場合で、これに先立つ産前・産後の休暇の期間中も、業務分担の変更等によっても職員の業務を処理することが困難な場合には、その期間についても代替要員を確保し、産前・産後の休暇期間と育児休業の期間を通じて代替要員を確保することが、職員が安心して育児休業を取得できる環境の整備及び円滑な執務態勢の整備に資することとなる。 そこで、産休代替要員及び臨時的任用職員を確保するために必要な経費を要求する。	
(12) 行（二）職員代替要員雇用経費		
＜要求要旨＞	行（二）職員の業務の中には、恒常的に人員を配置するよりも、一時的又は期間を限定して賃金要員を雇い、業務を行わせることが効率的な場合がある。 そこで、行（二）職員代替要員を確保するために必要な経費を要求する。	
(13) 再任用職員雇用経費（最高裁分及び下級裁事務局職員分）		
＜要求要旨＞	再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。	

040 自動車損害賠償責任保険料

① 既定分

区分	令和5年度車検到来車両			保険料 不要車 台数	台数計	整備年度												
	台数	単価	金額			17	18	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	計
	台	円	円			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
最高裁	13		223,230	34	47	(1) 1			1	(19) 1	(6) 1	2	(4) 4			(5) 3	(1) 1	(36) 13
乗合自動車	5	12,630	63,150		5	(1) 1										(3) 3	(1) 1	(5) 5
乗用自動車	8	20,010	160,080	34	42				1	(19) 1	(6) 1	2	(4) 4			(2) 1		(31) 8
下級裁	49		889,850	79	128		(1) 1	(7) 1	5	(14) 11	(44) 16	(14) 16	(4) 8	(4) 1	(4) 6	(2) 2		(90) 49
乗合自動車	9	12,630	113,670		9		(1) 1	(1) 1						(4) 4	(1) 1	(2) 2		(9) 9
乗用自動車	38	20,010 10,650 7,900	760,380 15,800	79	119			(6) 5	5	(14) 11	(42) 14 (2)	(12) 14 (2)	(4) 4 (2)	(3) 4		4		(77) 38 (4) 2
合計	62		1,113,080	113	175	(1) 1	(1) 1	(7) 1	6	(33) 12	(50) 18	(18) 18	(4) 12	(9) 4	(3) 7			(126) 62

② 交換差金分

区分	令和5年度新規車両			整備年度	
	台数	単価	金額	24	計
	台	円	円	台	台
下級裁					
乗用自動車	2	27,180	54,360	2	2

(15) 自動車交換差金

< 要求要旨 >

裁判所では、従前から保有する乗用自動車の低公害化を推進し、もって地球温暖化防止対策に貢献してきたところであり、保有する乗用自動車の更新においては引き続き低公害化に配慮した更新計画とする。

そこで、所要の経費を要求する。

< 整備計画 >

区分	要求台数		要求額		備考
最高裁	該当なし				
下級裁	平成24年度整備車	1	1×@3,708,880	3,709	小型ワゴン車（ハイブリッド車）
	平成24年度整備車	1	1×@4,262,704	4,263	小型ワゴン車（ハイブリッド車）
	（小計）	2	（小計）	7,972	
合計		2 台		7,972 千円	

		明細書頁
16	最高裁判所裁判官公邸等維持費 ＜要求要旨＞ 最高裁判所裁判官の公邸等を維持管理するための経費が必要であるから、このための経費を要求する。	8
17	最高裁判所裁判官公邸等警備委託費 ＜要求要旨＞ 最高裁判所裁判官の公邸等の警備に必要な経費を要求する。	9
18	無線局電波利用料 ＜要求要旨＞ 平成20年5月30日に電波法の一部を改正する法律が公布された。これにより最高裁判所及び下級裁判所の庁舎管理及び法廷警備時の連絡のために無線機を使用するに当たり電波利用料を支出する必要があるから、このための経費を要求する。	68
19	自動車維持費 ＜要求要旨＞ 裁判所が所有している自動車を維持するために、燃料費や修繕費が必要であるから、このための経費を要求する。	A
20	裁判官等法服費 ＜要求要旨＞ 法廷においては、裁判官は法服を、裁判所書記官は職服を、それぞれ着用しなければならない。 そこで、法服及び職服を購入するための経費を要求する。	D

(2) 土地建物借料

区 分	前年度 予算額	令和5年度 要求額	対前年度 比較増△減	借上 (㎡)		所有者
				土地	建物	
(項) 最高裁判所	0	0	0			
該当なし						
(項) 下級裁判所	27,318	26,005	△ 1,313			
一般分						
東京地方裁判所 新島簡裁宿舎	560	1,800	1,240		未定	民間
千葉地方裁判所 東金簡裁庁舎	266	266	0	340		東金市
水戸地方裁判所 麻生支部宿舎	58	57	△ 1	228		行方市
大阪地方裁判所 枚方簡裁庁舎	11,445	11,371	△ 74	1,997		枚方市
大阪地方裁判所 大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室	7	7	0			大阪市
長崎地方裁判所 杵岐宿舎	0	1,033	1,033		69	民間
鹿児島地方裁判所 甕島簡裁宿舎	390	390	0		49	薩摩川内市
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	858	858	0		55	民間
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	1,199	1,199	0		71	民間
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	1,798	1,094	△ 704		62	民間
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	1,798	1,094	△ 704		62	民間
那覇地方裁判所 平良支部宿舎	1,798	0	△ 1,798		62	民間
那覇地方裁判所 石垣支部宿舎	1,099	1,099	0		49	民間
那覇地方裁判所 石垣支部宿舎	1,327	1,327	0		52	民間
那覇地方裁判所 石垣支部宿舎	1,692	1,155	△ 537		59	民間
那覇地方裁判所 石垣支部宿舎	0	1,155	1,155		59	民間
盛岡地方裁判所 三戸支部庁舎	3,023	2,100	△ 923	2,621	1,100	三戸市
(計)	27,318	26,005	△ 1,313			

(22) 各所修繕

6,000㎡未満

経年別	令和3年度 末面積 (A)	令和4年度建築見合 旧庁舎等面積 (B)	令和5年度 計上面積 A+B-(C)	単価 6000㎡未満 (D)	算出額 (C)×(D)	金額	備考
	㎡	㎡	㎡	円	千円	千円	
一般修繕 (非木造)							
1～5年	15,486	0	15,486	246	3,810		
6～10	48,660	0	48,660	600	29,196		
11～15	105,166	10	105,156	866	91,065		
16～20	46,112	34	46,078	1,079	49,718		
21～25	85,476	0	85,476	743	63,509		
26～30	51,725	87	51,638	1,064	54,943		
31～35	79,381	0	79,381	762	60,488		
36～40	65,132	19	65,113	743	48,379		
41～45	73,960	0	73,960	773	57,171		
46～50	138,468	3,461	135,007	1,252	169,029		
51～55	105,733	0	105,733	908	96,006		
56～60	97,488	1,019	96,469	785	75,728		
61～	12,176	0	12,176	984	11,981		
計	924,963	4,630	920,333		811,023		
(木造)							
1～5年	158	0	158	152	24		
6～10	66	0	66	272	18		
11～15	0	0	0	370	0		
16～20	0	0	0	990	0		
21～25	0	0	0	308	0		
26～30	9	0	9	441	4		
31～35	829	0	829	313	259		
36～40	135	0	135	306	41		
41～45	1,070	0	1,070	318	340		
46～50	375	0	375	515	193		
51～55	554	0	554	374	207		
56～60	390	0	390	323	126		
61～	859	0	859	405	348		
計	4,445	0	4,445		1,560		
合 計	929,408	4,630	924,778		812,583	592,036	812,583×0.66235×1.1

6,000㎡以上

経年別	令和3年度 末面積 (A)	令和4年度建築見合 旧庁舎等面積 (B)	令和5年度 計上面積 A+B(C)	単価 6000㎡以上 (b)	算出額 (C)×(b)	金 額	備 考
	㎡	㎡	㎡	円	千円	千円	
一般修繕 (非木造)							
1～5年	56,833	0	56,833	244	13,867		
6～10	101,763	0	101,763	495	50,373		
11～15	110,713	0	110,713	787	87,131		
16～20	110,821	0	110,821	948	105,058		
21～25	86,904	0	86,904	685	59,529		
26～30	140,556	0	140,556	783	110,055		
31～35	55,662	0	55,662	656	36,514		
36～40	157,573	0	157,573	637	100,374		
41～45	44,329	0	44,329	712	31,562		
46～50	129,279	0	129,279	937	121,134		
51～55	78,550	0	78,550	799	62,761		
56～60	6,370	0	6,370	712	4,535		
61～	13,204	0	13,204	840	11,091		
計	1,092,557	0	1,092,557		793,984		
(木造)							
1～5年	0	0	0	0	0		
6～10	0	0	0	0	0		
11～15	0	0	0	0	0		
16～20	0	0	0	0	0		
21～25	0	0	0	0	0		
26～30	0	0	0	0	0		
31～35	0	0	0	0	0		
36～40	0	0	0	0	0		
41～45	0	0	0	0	0		
46～50	0	0	0	0	0		
51～55	0	0	0	0	0		
56～60	0	0	0	0	0		
61～	0	0	0	0	0		
計	0	0	0		0		
合 計	1,092,557	0	1,092,557		793,984	578,485	793,984×0.66235×1.1
総 合 計	2,021,965	4,630	2,017,335		1,606,567	1,170,521	

(23) 自動車重量税

① 既定分

区分	令和5年度車検到来車両			重量税 不要車 台数	台数計	整備年度												
	台数	単価	金額			17	18	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	計
	台	千円	千円			台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
最高裁	13		361	34	47	(1)			1	(19)	1	(6)	2	(4)	4	(5)	(1)	(36)
乗合自動車	2	13	26			(1)										(3)	(1)	(5)
	1	21	21			1										1		2
	2	25	50		5											1	1	1
乗用自動車	8	33	264	34	42				1	(19)	1	(6)	2	(4)	4	(2)		(31)
下級裁	49		1,434	79	128		(1)	(7)	5	(14)	11	(44)	16	(14)	(4)	(4)	(2)	(90)
乗合自動車	5	13	65				(1)	(1)	1						(4)	(1)	(2)	(9)
	1	17	17												3	1		5
	1	18	18				1										1	1
	1	21	21														1	1
	1	25	25		9										1			1
乗用自動車	4	25	100					(6)		(14)		(44)	4	(14)		(3)		(81)
	36	33	1,188	79	119				5		11		12		4		4	4
合計	62		1,795	113	175	(1)	(1)	(7)	6	(33)	12	(50)	18	(18)	(4)	(9)	(3)	(126)

② 交換差金分

区分	令和5年度新規車両			整備年度	
	台数	単価	金額	24	計
	台	千円	千円	台	台
下級裁					
乗用自動車	2	50	100	2	2

(24) 長官所長等交際費

< 要求要旨 >

高等裁判所長官並びに地方裁判所及び家庭裁判所の所長等の儀礼的、社交的な交際に必要な経費として要する費用を要求する。

(25) 賠償償還及払戻金

< 要求要旨 >

裁判所職員が司法行政事務を遂行する際に過失等により権利を侵害した場合、被害者に賠償金等を支払う必要があるから、このための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 非常勤職員手当				59,603 (60,680)		6
児童手当				946,530 (57,680)	(項)下級裁判 所より組替	7
職員旅費 (内国旅費)						
	会計監査旅費			13,891 (7,829)		
	高裁へ 事務官	2庁 11(7)人	62,704	1,379 (878)		
	地裁へ 事務官	16庁 9(5)人	57,927	8,341 (4,634)		
	家裁へ 事務官	8庁 9(5)人	57,927	4,171 (2,317)		
	会計課長協議会出席旅費			1,629 (1,629)		
	局課長	7人 2回	64,130	898 (898)		
	事務官	7人 2回	52,191	731 (731)		
庁費 (消耗品費)						
	予算関係資料費			611 (621)		
	予算編成事務機械化等経費			146 (146)		
	予算書等購入費			465 (475)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(賃金)	予算関係図書			245 (303)		7
			(1,556)			
	図書類	128(165)部	1,553	199 (257)		8
	雑誌類	9部	5,124	46 (46)		
	国家公務員財産形成法施行事務費			50 (50)		
	貸借契約 (5000万円以下)	2回	20,000	40 (40)		
	貸借契約 (1000万円以下)	1回	10,000	10 (10)		
	賃金			72,307 (69,254)		
	業務補助職員			70,140 (67,228)		
	産休代替要員			2,167 (2,026)		
	自動車損害賠償責任保険料			223 (696)		
	社会保険料			6,817 (10,234)		
	業務補助職員			5,299 (8,126)		
	産休代替要員			185 (224)		
	臨時的任用職員			1,333 (1,884)		
(保険料)	雇用保険料			2,214 (1,293)		
	業務補助職員			757 (573)		
	再任用職員			1,457 (720)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(子ども・子育て拠出金)	子ども・子育て拠出金			266 (290)		8
	業務補助職員			208 (237)		A
	産休代替要員			7 (5)		
	臨時的任用職員			51 (48)		
(自動車交換差金)				0 (4,033)		
(雄役務費)	裁判官公邸等維持費			3,349 (2,910)		
	公邸等警備委託費			4,380 (4,850)		
	無線局電波利用料	78局	400	31 (31)		
(自動車維持費)				11,706 (13,722)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
裁判官等法服費 (被服費)	裁判官			2,423 (2,484)		9
			(93,500)			
	最高裁判官	1(2)人	106,700	107 (187)		
			(22,000)			
	下級裁判官	97(100)人	22,794	2,211 (2,200)		
			(3,850)			
	女性用短	25人	4,180	105 (97)		
			(11,684)			
	書記官	343(367)人	12,679	4,349 (4,288)		
各所修繕	一般修繕分			1,170,521 (1,154,499)		
自動車重量税				361 (729)		
賠償償還及払戻金				52,650 (120,324)		
(項) 下級裁判所 非常勤職員手当				169,229 (169,123)		67
児童手当				0 (851,465)	(項)最高裁判 所に組替	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
職員旅費 (内国旅費)	会計事務調査連絡旅費					67
	高裁へ					
	事務官	60人 2(1)回	30,487	3,658 (1,829)		
	会計監査旅費			8,951 (5,654)		
	地裁へ					
	事務官	14庁 11(7)人	39,320	6,055 (3,853)		
	家裁へ					
	事務官	6庁 11(7)人	39,320	2,595 (1,651)		
	高裁支部へ					
	事務官	2庁 4(2)人	37,563	301 (150)		
	会計課長協議会出席旅費			7,318 (3,659)		
	地裁から	84(42)人 2回	30,487	5,122 (2,561)		
	家裁から	36(18)人 2回	30,487	2,196 (1,098)		
裁判官会議出席旅費	裁判官会議出席旅費			7,685 (7,685)		
	高裁支部から	6人 1回	51,467	309 (309)		
	地裁支部から	203人 1回	18,169	3,688 (3,688)		
	家裁支部から	203人 1回	18,169	3,688 (3,688)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費						67
(賃金)	賃金			956,381 (938,310)		68
	行 (一) 職員代替要員			612 (612)		
	業務補助職員			955,769 (937,698)		
(保険料)	自動車損害賠償責任保険料			944 (1,779)		
	社会保険料			81,617 (100,016)		
	業務補助職員			80,862 (98,885)		
	行 (二) 職員代替要員			113 (333)		
	臨時的任用職員			642 (798)		
	雇用保険料			16,022 (9,826)		
	業務補助職員			12,037 (7,485)		
	行 (二) 職員代替要員			623 (532)		
	再任用職員			3,362 (1,809)		
(子ども・子育て拠出金)	子ども・子育て拠出金			3,211 (2,996)		
	業務補助職員			3,182 (2,967)		
	行 (二) 職員代替要員			4 (8)		
	臨時的任用職員			25 (21)		
(自動車交換差金)				7,972 (13,195)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)	無線局電波利用料			795 (789)		68 D
	個別登録利用料	1,900(1,885)局	400	760 (754)		
	包括登録利用料	87局	400	35 (35)		
(自動車維持費)				23,688 (29,866)		
土地建物借料				26,005 (27,318)		
自動車重量税				1,534 (2,442)		
交際費				505 (658)		

	明細書頁
<u>裁判所の機構の維持に必要な経費</u>	
<u>会計事務の充実経費</u>	
(1) 入札監視委員会経費 <要求要旨>	13
平成5年12月に建設大臣の諮問機関である中央建設業審議会から、入札手続の透明性を高める第三者機関として入札監視委員会の設置が提案された。それを受けて、国土交通省をはじめ各省庁、公団等において順次同委員会が設置され、最高裁判所においても平成12年度に入札監視委員会を設置した。	14
そこで、入札監視委員会の開催に必要な経費を要求する。	A
(2) 契約監視委員会経費 <要求要旨>	
平成19年11月2日開催の公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議において随意契約の監視等のための第三者機関の設置が決定されたことに伴い、最高裁判所においても平成19年度に契約監視委員会を設置した。	
そこで、契約監視委員会の開催に必要な経費を要求する。	
(3) 総合評価審査委員会経費 <要求要旨>	
平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が施行された。品確法では、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされなければならない」と規定されており、公共工事の品質確保のための主要な取組として総合評価落札方式の適用をあげている。	
このような状況の下、裁判所発注工事においても、平成20年度から総合評価落札方式を適用しているが、その運用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な審査・評価を行う必要があることから、最高裁判所においても総合評価審査委員会を設置し、学識経験者の意見を聴く必要がある。	
そこで、総合評価審査委員会の開催に必要な経費を要求する。	

(4) 会計関係協議会出席旅費

(ア) 会計実務担当者講習会

<要求要旨>

会計事務の処理に当たっては、会計法規等についての広範な知識を必要とするが、職員構成から会計事務の知識、経験に乏しい職員が会計事務を担当することも少なくない。特に支部のように職員数の少ない庁では、それが常態となっている。そこで、会計事務、特に第一線の金銭出納事務態勢の強化を図るべく、下級裁判所（高等裁判所を除く。地裁支部については毎年3分の1程度）の会計事務担当者を対象とし、職務遂行に必要な知識、意識の向上を図るため、各地方裁判所において会計事務の講習会を実施する経費を要求する。

<実施計画>参加者（各庁1人、会期2日、滞在1日、年1回）

区分		参加者	参加者中要旅費人員
地裁	本庁	50	0
	支部	68	68
家裁	本庁	26	0
合計		144	68

(イ) 予算執行事務打合せ

<要求要旨>

限られた予算を適正かつ重点的・効率的に執行するためには、各庁において適正な経理計画を策定し、計画的な予算執行を図ることが必要である。そのためには、最高裁判所からの事務連絡や電話等による指導だけでは不十分であり、管轄区域内の実情を把握している高等裁判所が、直接、下級裁判所の予算執行担当者と協議、調整を図ったり、指導を行ったりするなど、きめ細かく対応する態勢を整えておく必要がある。そこで、高等裁判所管内ごとに、予算執行担当者を招集して事務打合せをするための経費を要求する。

<実施計画>

（開催地）各高等裁判所

会期2日、滞在1日、年2回

出席者：高裁会計課長、同事務官、地裁事務官、家裁事務官

(ウ) 経理事務打合せ

< 要求要旨 >

高等裁判所は、中間監督庁として会計事務の処理方針に関し、管轄区域内の下級裁判所に対して指示し、経理行政の円滑化を図る立場にある。

そこで、よりきめ細かい経理行政を行って効率的な予算執行を図るには、最高裁判所が管轄区域内の下級裁判所の実情を把握している高等裁判所と、そのための方策を十分協議する必要がある、これに要する経費を要求する。

また、最高裁判所と協議を行った高等裁判所は、その協議結果や今後の会計事務の処理方針を管轄区域内の下級裁判所に周知する必要があることから、これに要する経費を要求する。

< 実施計画 >

(開催地) 最高裁判所 会期 2 日、滞在 1 日、年 3 回
出席者：高等裁判所事務局次長、同会計課長、同会計課長補佐

(開催地) 各高等裁判所 会期 1 日、年 3 回、出席者：地家裁事務局長、同事務局次長

(エ) 所長事務打合せ

< 要求要旨 >

管内各庁を掌握し指導する立場にある各高等裁判所に、管内各庁の所長及び司法行政上所長を補佐する立場にある事務局長を招集し、経理行政上の諸問題について協議し、円滑な司法行政遂行の基礎を確立していく必要がある。

併せて、最高裁判所で決定された経理行政上の諸施策を本事務打合せにおいて各所長に伝達し、司法行政の統一的な運営を確保する必要があることから、これに要する経費を要求する。

< 実施計画 >

(開催地) 各高等裁判所 会期 2 日、滞在 1 日、年 1 回
出席者：高等裁判所長官、同事務局長、同事務局次長、地方裁判所長、同事務局長、
家庭裁判所長、同事務局長

(5) 庁舎等敷地測量手数料

< 要求要旨 >

行政財産の適正な管理を行うためには、実地測量をし、未確定な隣地との境界を明確にして、行政財産の正確な数量を把握する必要があるため、敷地測量が未了等の国有財産について、測量手数料を要求するものである。

< 実施計画 >

区分	庁舎宿舎の別	数量 (㎡)	金額 (千円)	備考
(項) 最高裁判所			3,143	
最高裁判所武蔵野宿舎	宿舎	2,237	3,143	境界確定・登記
(項) 下級裁判所			16,449	
知的財産高等裁判所・東京地方裁判所中目黒庁舎	庁舎	8,257	3,120	境界確定・登記
水戸地方裁判所下妻支部庁舎	庁舎	8,689		境界確定・登記
水戸地方裁判所下妻支部下妻宿舎	宿舎	761	4,526	境界確定・登記
水戸地方裁判所下妻支部陣屋宿舎	宿舎	668		境界確定・登記
南魚沼簡易裁判所	庁舎・宿舎	2,444	1,589	財務引継
新潟地方裁判所高田支部庁舎	庁舎	3,517		境界確定・登記
和歌山地方裁判所御坊支部	庁舎・宿舎	2,520	659	復元測量
和歌山地方裁判所神倉宿舎	宿舎	248		境界確定・登記
津地方裁判所伊賀支部庁舎	庁舎	3,053	401	財務引継
金沢地方裁判所七尾支部庁舎	庁舎	3,975	87	復元測量
広島地方裁判所尾道支部庁舎	庁舎	3,333	165	復元測量
長門簡易裁判所	庁舎・宿舎	1,412	359	財務引継
折尾簡易裁判所庁舎	庁舎	2,010	1,838	復元測量
福岡地方裁判所大手町宿舎	宿舎	1,657		復元測量
鹿児島地方裁判所加治木支部庁舎	庁舎	2,573	1,023	復元測量
大隅簡易裁判所庁舎	庁舎	1,937		復元測量
那覇地方裁判所平良支部庁舎	庁舎	1,166	770	復元測量
盛岡地方裁判所一関支部城内南宿舎	宿舎	1,034	812	財務引継
富良野簡易裁判所宿舎	宿舎	709	1,100	財務引継
計			19,592	

	明細書頁
(6) 国有財産管理处分庁費 ＜要求要旨＞ 引継ぎ等を行う宿舍及び研修所分室（以下「当該施設」という。）については、跡地の利用目的に適合させるために当該施設の用途を廃止して、早急に建物及び工作物等を撤去する必要がある。 この場合、廃止する当該施設を長期間放置することは、管理の経費負担がかさむだけでなく、地域住民から遊休施設であると非難されることにもなるので、国有財産の適正な管理の観点からも、速やかに当該施設の建物等を撤去する必要がある。 また、建物等の撤去、引継ぎに当たっては、有害物質（アスベストやＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）等）を含む建材・設備の使用の有無の調査等をする必要があることから、調査等が必要となる当該施設のうち、準備が整ったものについて、必要経費を要求する。	70

庁名	宿舍名 (施設名)	内容	構造	規格	戸数	延面積 (㎡)	独立物置 (㎡)	延面積 (㎡)	建築 年度	廃止手続 年度	引継予定 年度	要求額 (円)
前橋地裁	大手町三丁目宿舍 (2棟)	宿舍撤去費等	W	e	1	115.38	-	115.38	S53	R4	R5	12,870,000
	大手町三丁目宿舍 (3棟)		W	e	1	114.16	-	114.16	S54			
前橋地裁 高崎支部	稲荷町宿舍 (1棟)	宿舍撤去費等	RC	c	6	421.92	18.90	440.82	S51	R4	R5	56,076,000
	稲荷町宿舍 (3棟)		W	b	1	39.69	-	39.69	S42			
長野地裁 諏訪支部	湖柳町宿舍 (1棟)	宿舍撤去費	W	e	1	108.54	2.67	111.21	S50	R2	R5	10,769,000
	湖柳町宿舍 (2棟)	宿舍撤去費	W	d	1	82.54	-	82.54	S53			
和歌山地裁	上屋敷町宿舍	工作物撤去費等	W	c	1	64.80	2.95	67.75	S56	R4	R5	1,501,000
長門簡裁	城の下宿舍	工作物撤去費 アスベスト調査費等	RC	c、e	2	171.79	-	171.79	H10	H24	R5	255,000
福岡高裁	裁判所職員総合研修所 福岡分室	撤去費	RC	-	-	1,826.48	-	1,826.48	H6	-	R5	92,400,000
福岡地裁行橋支部	行事宿舍	宿舍・工作物撤去費	W	e	1	82.99	-	82.99	H1	R4	R5	3,300,000
札幌高裁	裁判所職員総合研修所 札幌分室	地下埋設物撤去費	RC	-	-	1,202.94	-	1,202.94	S54	-	R5	4,774,000
本別簡裁	柳町宿舍 (1号)	宿舍解体費	B	c	1	76.90	2.39	79.29	S39	R5	R5	6,174,000
	柳町宿舍 (2号)	宿舍解体費	B	b	1	41.89	2.39	44.28	S39	R5	R5	
											計	188,119,000

(7) 官報公告料

<要求要旨>

国の締結する調達契約であって、当該調達契約に係る予定価格が財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」が適用され、一般競争参加資格を定めたとき及び一般競争入札に付するとき等には、予決令の規定による公示については、官報によりしなければならない。

そこで、これに必要な経費を要求する。

(8) 庁舎等使用料鑑定料

< 要求要旨 >

行政財産である裁判所庁舎の使用収益については、国有財産法及び財務省理財局長通達「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」（以下「通達」という。）に基づいて許可することができ、具体的には庁舎内に設置されている売店や自動販売機がこれに該当する。

また、庁舎等の使用料は、通達により、民間精通者の意見価格や不動産鑑定士の鑑定により算定することとされており、適正な使用料を算定するため、不動産鑑定士に意見価格や鑑定を依頼するための費用を要求する。

< 実施計画 >

（項） 最高裁判所	88
最高裁判所	88
（項） 下級裁判所	4,829
東京高等裁判所	44
東京地方裁判所	154
横浜地方裁判所	630
さいたま地方裁判所	77
千葉地方裁判所	1,066
静岡地方裁判所	44
新潟地方裁判所	451
東京家庭裁判所	282
大阪高等裁判所	436
京都地方裁判所	110
名古屋高等裁判所	149
名古屋地方裁判所	264
津地方裁判所	79
岐阜地方裁判所	231
福井地方裁判所	61
金沢地方裁判所	69
富山地方裁判所	154
山口地方裁判所	110
盛岡地方裁判所	44
札幌高等裁判所	110
函館地方裁判所	99
釧路地方裁判所	165
計	4,917

14

70

(9) 営繕設計ソフトウェアの整備

< 要求要旨 >

技術革新や建築に関する法改正が著しい中、建築物はますます高度化、複雑化の度合いを高め、庁舎設計に伴う企画、建築意匠、電気設備及び機械設備の各種設計並びに日影図、立体図及び透視図等の作図、斜線計算、構造計算等の各種計算業務をコンピュータに担わせることにより、正確かつ迅速な事務処理を図ることが不可欠である。

そこで、膨大な設計業務データを効率的に処理し、関係諸機関の要請や請負業者との調整に迅速に対応できるよう、設計専用のアプリケーション（建築系：AutoCAD LT、設備系：CADWe'11 Tfas/TfasE）を営繕技官用のパソコンにインストールしているところであり、引き続き利用する必要があることから、その経費を要求する。

< 整備(配布)計画 >

	最高裁	東京 高裁	大阪 高裁	名古屋 高裁	広島 高裁	福岡 高裁	仙台 高裁	札幌 高裁	高松 高裁	合計
AutoCAD LT	40	4	3	3	3	3	3	2	1	62
CADWe'11 Tfas	1									1
CADWe'11 TfasE	1									1

(10) 資格審査システム

< 要求要旨 >

資格審査システムの機器は、令和3年度に修習資金貸与金事務管理システムと統合のうえサーバ等機器を更改し、最高裁判所データセンタにおいてリース運用をしている。

本システムは建築工事等競争参加資格の審査を行うことで、営繕事務の適正かつ迅速な処理を図ることを目的としており、機器本体において安定的な稼働を維持する必要があるほか、本システムを効率的に運用するためには、問合せ対応、障害対応及び運用支援等を内容とする保守業務を調達し、本システムの円滑な動作を確保するとともに、障害発生時の業務復旧体制を確立する必要がある。

そこで、本システムに係る機器のリース経費及び運用保守経費を要求する。

11) 営繕積算システム

<要求要旨>

本システムは、公共建築物の積算業務の合理化・簡素化、各省庁間の積算方法の標準化・統一化等を図ることを目的として開発されたシステムである。「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の適正化指針により、公共工事の入札・契約手続をより透明化するために予定価格及び積算内訳の公表が定められた。裁判所が行う工事に関しても、国民に対し、より正確で分かりやすい情報を提供するとともに、裁判所全体の積算業務の合理化、積算体系の統一化を図る必要があるため、本システムを最高裁判所と各高等裁判所の担当部署に導入してきたところである。

そこで、引き続き同システムを利用するために必要な経費を要求する。

12) 発注者支援データベースシステム

<要求要旨>

発注者支援データベースシステムとは、公共工事の実績等、受注業者に登録が義務付けられている事項を調査することができるネットワーク上の検索システムである。

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の発注に当たっては、適正な競争、公共工事の品質確保等が求められ、技術力、施工能力等から適切な施工を行えない業者が、虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。そのため、同法に基づく適正化指針において、同システムを利用することが求められ、平成13年度より最高裁判所及び各高等裁判所へ同システムを導入した。

そこで、同システムを利用するための経費を要求する。

13) 建設副産物情報交換システム

<要求要旨>

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」において、建設工事の発注者は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材の使用等により、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に努めることが義務付けられている。建設工事の発注者が、同法所定の手続を遵守するためには、工事の設計、積算、発注、施工から完了に至る事業の各段階において、建設副産物の搬出先、再生資材の購入先、建設廃棄物等の処分価格などの各種情報を入手することが不可欠である。

上記各種情報を正確かつ迅速に収集するためには、インターネットを経由して建設副産物情報交換システムを利用する必要があり、そのための経費を要求する。

	明細書頁
04) 公共建築設計者情報システム ＜要求要旨＞ 公共建築設計者情報システム（PUBDIS）とは、公共建築の設計者選定を支援するため、技術者の過去の実績・業務成績等の情報をインターネットにより検索できるようにデータベース化したものである。 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、公共工事の発注に当たっては、適正な競争、公共工事の品質確保等が求められ、技術力、施工能力等から適切な施工が行えない業者が、虚偽登録等を行って不正な手段で発注を受けたりすることがないようにする必要がある。 業務発注については、上記の法律に定めはないものの、国が発注する以上、国民に対して工事と同様に発注に関する透明性等が求められており、工事の基準に準ずるレベルを担保しなければならないことから、業務実績の情報を得るために同システムを平成19年度に最高裁判所へ導入し、平成22年度には各高等裁判所へも導入した。 そこで、同システムを利用するための経費を要求する。 05) 人事・経理関係法規集データベースの利用料（経理関係分） ＜要求要旨＞ 人事・経理関係法規集データベース（以下「本データベース」という。）は、人事・会計事務に必要な法令、通達等を収録した加除式の法令集であった人事関係法規集及び経理関係法規集をデータベース（ウェブ）化し、参照、検索及び加工等ができるようにしたものである。 本データベースは、その構築に当たり法令データベースのデータ及びパッケージソフトシステムを活用しているが、これを利用するためには所要の利用料を支払う必要があり、また、データを更新するためには所要の経費が必要となる。 そこで、本データベースの利用等のための経費を要求する。	14 70

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)						13
	入札監視委員会			123 (123)		14
	委員長	1人 2回	22,700	45 (45)		A
	委員	2人 2回	19,600	78 (78)		
	契約監視委員会			123 (123)		
	委員長	1人 2回	22,700	45 (45)		
	委員	2人 2回	19,600	78 (78)		
	総合評価審査委員会			310 (310)		
	委員長	1人 5回	22,700	114 (114)		
	委員	2人 5回	19,600	196 (196)		
庁費 (会議費)	契約監視委員会	3人 2回	110.9	1 (1)		
	入札監視委員会			0 (1)		
	総合評価審査委員会			0 (2)		
(雑役務費)	官報公告料			18,049 (18,049)		
	庁舎等敷地測量手数料			3,143 (2,561)		
	庁舎等使用料鑑定料			88 (88)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
情報処理業務庁費 (消耗品費)	営繕設計ソフトウェア購入経費			4,843 (1,881)		14
	AutoCAD LT	40(38)式	49,500	1,980 (1,881)		
	CADWe'11 Tfas			2,863 (0)		
	CADWe'11 Tfas12	一式	1,595,000	1,595 (0)		
	CADWe'11 Tfas12E	一式	1,265,000	1,265 (0)		
	インストー用CD-ROM	一式	2,750	3 (0)		
	返納金納入告知書用紙購入経費			0 (31)		
(通信運搬費)	競争参加資格認定通知費用			0 (1,428)		
(借料及び損料)	資格審査システム機器リース料	一式	2,402,180	2,402 (2,402)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)						14
	営繕積算システム			15,184 (15,241)		
			(4,384,380)			
	システム利用料	一式	4,459,180	4,459 (4,384)		
			(10,857,000)			
	データ提供費用	一式	10,725,330	10,725 (10,857)		
	発注者支援データベースシステム年間利用料	一式	3,410,000	3,410 (3,410)		
	建設副産物情報交換システム年間利用料	一式	165,000	165 (165)		
	公共建築設計者情報システム年間利用料	一式	66,000	66 (66)		
	人事・経理関係法規集データベース利用料(経理関係分)	一式	2,653,000	2,653 (2,653)		
	資格審査システム			3,042 (34,848)		
			(3,989,150)			
	システム運用保守経費	一式	3,041,500	3,042 (3,989)		
	システム改修等経費			0 (5,209)		
	競争参加資格インターネット一元受付関連経費			0 (25,650)		
	共通経費分担金(建設工事)			0 (17,863)		
	共通経費分担金(コンサル)			0 (7,787)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						70
	会計実務担当者講習会					
	地裁支部事務官	68人 1回	24,097	1,639 (1,639)		
	予算執行事務打合せ			6,220 (3,110)		
	地裁事務官	42庁 2人 2(1)回	30,487	5,122 (2,561)		
	家裁事務官	18庁 1人 2(1)回	30,487	1,098 (549)		
	経理事務打合せ			14,268 (9,276)		
	高裁から最高裁へ			3,695 (3,695)		
	高裁次長	7庁 3回	65,290	1,371 (1,371)		
	高裁課長	7庁 3回	57,612	1,210 (1,210)		
	高裁課長補佐	7庁 3回	53,042	1,114 (1,114)		
	地家裁から高裁へ			10,573 (5,581)		
	地家裁局長	84庁 3回	22,147	5,581 (5,581)		
	地家裁次長	84庁 3回	19,809	4,992 (0)		
	所長事務打合せ			5,396 (5,396)		
	地家裁所長	60人	40,991	2,459 (2,459)		
	地家裁局長	84人	34,963	2,937 (2,937)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費 (雑役務費)						70
	庁舎等敷地測量手数料			16,449 (7,454)		
	庁舎等使用料鑑定料			4,829 (5,957)		
国有財産管理処分庁費 (雑役務費)	廃止宿舍撤去等経費			188,119 (64,542)		
情報処理業務庁費 (消耗品費)	営繕設計ソフトウェア購入経費					
	AutoCAD LT	22(24)式	49,500	1,089 (1,188)		
(雑役務費)			(1,973,180)			
	営繕積算システム利用料	一式	1,898,380	1,898 (1,973)		
	公共建築設計者情報システム利用料	8式	66,000	528 (528)		

機構運営対策経費

(1) 大型シュレッダー【要望】

<要求要旨>

裁判所においては、機密保持を強く要請されるため原形のまま処分することができない文書が数多く存在する。そのため、大量の廃棄文書等を裁断処理することが必要となるが、これを職員の手作業によって行おうとすると多大な労力を要することになる。

そこで、文書等の廃棄作業を効率化すると共に紙資源の再資源化率の向上にも資するものとして、大量の廃棄文書等を自動的に裁断、圧縮、梱包することができる大型シュレッダーを整備又は更新するための経費を要求する。

(2) 防災用品【要望】

<要求要旨>

東日本大震災及び熊本地震は未曾有の被害をもたらし、物資が大変不足する状況で避難生活を余儀なくされた方々が大勢いる中、避難者を受け入れ、物資を提供することにより被災地域に貢献した裁判所もあった。また、東日本大震災では首都圏においても、帰宅難民として裁判所で夜を明かさなければならなくなった者が多くいた。このようなときに応急対策を行い、ひいては裁判所機能の継続性を確保するためには、裁判所への来庁者や避難者、全職員が被災時や避難生活等に用いるために必要な物資を整備する必要がある。そこで、防災用品を整備するための経費を要求する。

さらに、今後の発生が懸念される首都直下型地震などの大震災の際には、エレベーターの閉じ込めや運転休止が多数発生するおそれがあり、救出や運転復旧への対応に長時間を要することが想定される。このような事態に備えて健康状態を損なうことなく救出を待つことができるようにするために、エレベーターのかご内に簡易トイレや非常用飲料水等を備蓄した防災キャビネットを設置する必要がある。

そこで、庁舎内のエレベーターに防災用品としてエレベーター用防災キャビネットを整備するための経費を併せて要求する。

(3) 下水道受益者負担金

<要求要旨>

公共下水道の完備による受益者負担金を要求する。

<積算内訳>

徴収地方 公共団体	出 先 機 関	区 分		賦 課 決 定 額 円	最 終 納 付 年 度	令和5年度要求額内訳		令和5年度 要 求 額 千円
		利用 種別	町 名 番 地			納 付 額 円	合 計 円	
本庄市	さいたま地方裁判所	庁舎	北堀1394-3	195,000	R9	39,000	39,000	39

(4) 国有資産所在市町村交付金

<要求要旨>

国有資産所在市町村交付金とは、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、固定資産を所有する国等が、市町村に交付するもので、裁判所でも同交付金の対象となる国家公務員宿舍等の固定資産を所有している。

そこで、必要な市町村交付金を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費						15
(消耗品費)	防災用品			0 (10,790)		16
(雑役務費)	下水道受益者負担金			39 (0)		
国有資産所在市町村交付金				177,621 (179,618)		
(項)下級裁判所 庁費						
(消耗品費)	防災用品			0 (85,589)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費 (備品費)	大型シュレッダー	1台	26,736,111	26,736 (0)		要望 2
(消耗品費)	防災用品 (エレベーター用防災キット ネット)	15基	193,600	8,712 (0)		
	防災用品			12,935 (10,790)		
(項)下級裁判所 庁費 (備品費)	防災用品 (エレベーター用防災キット ネット)	543基	193,600	105,125 (0)		要望 3
(消耗品費)	防災用品			101,307 (85,589)		

新庁舎備品整備等経費

移転料（新規・事務室等分）

<要求要旨>

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

区 分	庁 名	庁 数	所要額（千円）
			庁費
新庁舎移転料	仙台高裁秋田支部、秋 田地家簡裁	1	8,281

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 庁費 (雑役務費)	新庁舎移転料 仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁			8,281 (0)		71

庁舎管理等対策経費

(1) 光熱水料（事務室等新規分・継続分）

<要求要旨>

庁舎等の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

16

(2) 庁舎の新営及び耐震改修に伴う仮庁舎の冷暖房機器整備（事務室等・継続分）

<要求要旨>

庁舎の新営及び耐震改修に当たっては、基本的に完成まで数年の工期を要するため、仮庁舎での執務が相当長期にわたる。その間、仮庁舎での執務において、適正かつ効率的な事務処理を図るためには、冷暖房機器の整備が必要である。そこで、このための経費を要求する。

71

72

<積算内訳>

(単位：千円)

庁 名	借 料
	事務室等
大阪高地簡裁	733
仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁	1,709
合 計	2,442

(3) 汚染負荷量賦課金

<要求要旨>

公害健康被害の補償等に関する法律第55条により、最大排出ガス量が規定の基準を超えるばい煙発生施設等設置者は、公害によって健康被害を受けた方に対して迅速かつ公正な保護を図るために汚染負荷量賦課金の申告、納付を行うことが義務付けられている。

そこで、ばい煙発生施設に該当する庁について、これに必要な納付額を要求する。

・下級裁判所（1庁） 札幌高裁

(4) 庁舎等の維持管理に必要な経費（事務室等分）

<要求要旨>

裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。

なお、本件の一部については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、国庫債務負担行為によることを要求する。

(5) 中央合同庁舎第6号館業務委託費（事務室等分）

< 要求要旨 >

東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第6号館の業務委託については、業務の質の向上、委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため、設備管理業務等について令和2年度から4箇年（初年度は役務の提供なし）にわたる国庫債務負担行為が組まれている。

そこで、これに要する業務委託費を要求する。

なお、令和5年度から4箇年（初年度はいわゆるゼロ国債）にわたる国庫債務負担行為を要求する。

16

72

(6) 紋別緑町4丁目宿舍の保守に必要な経費

< 要求要旨 >

紋別緑町4丁目宿舍は、省庁間合築の共同住宅であり、エレベーターが設置されていることから、第一管区海上保安本部（海上保安庁）から配分されている官署に対し、エレベーター保守料等の予算措置の依頼がされている。

そこで、裁判所の分担額につき要求する。

(7) 廃棄物処分料

< 要求要旨 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

(8) 移転料（継続・事務室等分）

< 要求要旨 >

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

< 積算内訳 >

区 分	庁 名	所要額（千円）
		庁 費
仮庁舎移転料	大阪高地簡裁	2,625

(9) 燃料費

< 要求要旨 >

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費 (光熱水料)						16
	事務室等分			115,899 (56,638)		
	電気料			73,759 (35,495)		
	ガス料			35,288 (14,366)		
	水道料			6,852 (6,777)		
	上水道代東京			4,111 (4,066)		
	下水道代東京			2,741 (2,711)		
(雑役務費)						
	庁舎等の維持管理に必要な経費			137,075 (129,848)		
	庁舎維持管理経費			95,366 (86,586)		
	清掃委託費			41,709 (43,262)		
	廃棄物処分料			3,951 (3,813)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所						71
庁費						
(備品費)						72
	新庁舎会議室等器具			0 (6,234)		
(光熱水料)						
	事務室等分			1,180,766 (813,861)		
	電気料			736,173 (488,136)		
	ガス料			351,596 (228,884)		
	水道料			92,997 (96,841)		
	上水道代東京			10,002 (12,227)		
	上水道代その他			45,796 (45,878)		
	下水道代東京			6,668 (8,151)		
	下水道代その他			30,531 (30,585)		
(借料及び損料)						
	仮庁舎冷暖房機器借料			2,442 (3,180)		
	大阪高地簡裁			733 (939)		
	仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁			1,709 (2,241)		
(雑役務費)						
	汚染負荷量賦課金			12 (13)		
	庁舎等の維持管理に必要な経費			1,362,586 (1,256,888)		
	庁舎維持管理経費			642,983 (635,026)		
	設備運転管理費			283,352 (202,740)		
	庁舎等機械警備費			106,709 (108,239)		
	清掃委託費			329,542 (310,883)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(燃料費)	中央合同庁舎第6号館業務委託費 設備運転管理費			48,603 (19,745)		72
	宿舍設備保守料 紋別緑町4丁目宿舍設備保守料 分担金			48 (45)		
	廃棄物処分料			45,853 (39,576)		
	移転料			2,625 (16,434)		
	飯庁舎移転料			2,625 (8,137)		
	大阪高地簡裁			2,625 (4,924)		
	鳥取地家簡裁			0 (1,088)		
	佐賀地家簡裁			0 (2,125)		
	新庁舎移転料			0 (8,297)		
	A重油			25,701 (24,679)		

裁判事務の迅速適正化に必要な経費

裁判事務の器具整備経費

(1) 裁判事務器具

<要求要旨>

下級裁判所が裁判事務を行うにあたって必要となる多種多様な器具の整備に必要な経費を要求する。

(2) エックス線検査装置【要望】

<要求要旨>

当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防ぐため、入庁時にゲート式金属探知機と併せて、手荷物をまとめて迅速に検査できるエックス線検査装置を整備することにより、裁判所のセキュリティ体制が充実・強化される。

そこで、現在整備されているエックス線検査装置を更新するための経費を要求する。

(3) 手荷物預かりロッカー【要望】

<要求要旨>

当事者や傍聴人等により刃物や銃器等の凶器が庁舎内に持ち込まれることを未然に防止するため、各庁において所持品検査を実施しているところ、同検査により発見された危険物等を一時的に保管したり、予防的に手荷物を預かったりする必要がある。

そこで、各庁に手荷物預かりロッカーを整備するための経費を要求する。

(4) 法廷用空気清浄機【要望】

<要求要旨>

裁判所は、国民の裁判を受ける権利を保障するため、適正迅速な裁判を実現することが求められているところ、法廷はその機能的制約から窓の設置がなかったり、換気がし難い構造であったりする一方で、裁判においては当事者等が対面で会話することが避けられない。また、場合によっては多数の傍聴人が訪れることもある。このような裁判所特有の環境下において、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ等の感染症の拡大防止の観点にも配慮しつつ、安全かつ安心な裁判を円滑に実施する必要がある。

そこで、各庁に法廷用空気清浄機を整備するために必要な経費を要求する。

(5) 防弾パネル【要望】

<要求要旨>

裁判所は、国民の裁判を受ける権利を保障するため、安全かつ安心な環境下で適正迅速な裁判を実現することが求められているところ、法廷において傍聴席等から裁判官又は当事者等への射撃等による加害行為を防止・抑止するため、物理的に遮へい措置を講じる場合がある。もっとも、当該措置は裁判の公開原則に反することのないよう、視認性が高く裁判傍聴の妨げとならないよう配慮する必要がある。また、防護性能と視認性の両方を備えた防弾パネルによって行う必要がある。

そこで、各庁の法廷に防弾パネルを整備するために必要な経費を要求する。

	明細書頁
(6) 防犯カメラ【要望】 ＜要求要旨＞ 庁舎内への危険物の持込防止や庁舎敷地内での加害行為等抑止のため、警備員や守衛で賄えない出入口や庁舎敷地等については、危険物持込みの事前抑止や映像記録による証拠保全を図る必要がある。 そこで、各庁に防犯カメラを整備するための経費を要求する。	要望 3

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	裁判事務器具整備共通経費			375,032 (351,866)		E

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)						要望 3
	エックス線検査装置	6台	7,315,000	43,890 (0)		
	手荷物預かりロッカー	210台	208,202	49,968 (0)		
	法廷用空気清浄機	342台	200,200	68,168 (0)		
	防弾ハコ	110台	891,000	98,010 (0)		
	防犯カメラ	17式	4,792,000	81,464 (0)		

裁判運営の改善経費

(1) 保管金押収物監査旅費

<要求要旨>

裁判所における会計事務には、事件に関する保管金及び保管有価証券の取扱事務並びに押収物、民事保管物の受入、保管、仮出及び処分等の裁判所独自のものがある。これらの事務処理の適否は、裁判事務に直接重大な影響を及ぼすものであるから、その取扱いは慎重でなければならない。

これらの事務処理の適正な執行を確保するためには、管内支部等に対する指導監査を強化する必要があるから、このための経費を要求する。

<実施計画>

	被査察庁	監査実施者	回 数	延べ人数
地裁本庁 → 地裁支部	203庁	9人	年1回	1,827人
地裁本庁 → 独立簡裁	185庁	7人	年1回	1,295人
家裁本庁 → 家裁支部	122庁	7人	年1回	854人

(2) 裁判官特別調査研究費

<要求要旨>

最高裁判所長官を始めとする最高裁判所の裁判官が的確な裁判を行うのに必要な、国内外の法令・判例等の資料や、周辺諸科学に関する文献等を整備するための経費を要求する。

(3) 大型シュレッダー【要望】

<要求要旨>

裁判所においては、機密保持を強く要請されるため原形のまま処分することができない文書が数多く存在する。そのため、大量の廃棄文書等を裁断処理することが必要となるが、これを職員の手作業によって行おうとすると多大な労力を要することになる。

そこで、文書等の廃棄作業を効率化すると共に紙資源の再資源化率の向上にも資するものとして、大量の廃棄文書等を自動的に裁断、圧縮、梱包することができる大型シュレッダーを整備又は更新するための経費を要求する。

(4) 自動車維持費

<要求要旨>

裁判所が所有している自動車を維持するために、燃料費や修繕費が必要であるから、このための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判官特別調査研究費)	15組	298,570	4,479 (4,479)		33
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	保管金押収物監査旅費			54,437 (39,363)		77 E
	地裁支部へ 地裁事務官	203庁 9(6)人	13,682	24,997 (16,665)		
	簡裁へ 地裁事務官	185庁 7(5)人	13,711	17,756 (12,683)		
	家裁支部へ 家裁事務官	122庁 7(6)人	13,682	11,684 (10,015)		
庁費 (自動車維持費)				7,988 (9,955)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 庁費 (備品費)	大型シュレッダー	6台	26,736,111	160,417 (0)		要望 4

裁判官の執務環境改善経費

特殊事件専門図書

<要求要旨>

社会の高度化、国際化及び国民の権利意識の多様化を反映して、裁判所に持ち込まれる事件は複雑困難化しており、従来にはない類型の訴訟が増加している。このような事件を適正迅速に解決するためには、幅広い分野についての専門的な知識が必要となり、事件を担当する裁判官の身近に多分野にわたる各種の専門図書を整備し、いつでも最新の専門知識にアクセスできるように環境を整備することが有効な方策である。

裁判官は、当事者の主張及び証拠を検討して整理し、法律問題の争点について、判例・学説を調査し、また、外国の法律や判例、学説についても調査研究するとともに、法律学以外の社会科学や自然科学などの専門外の知識についても資料を収集して争点整理期日や証拠調べ期日に臨むことが求められる。さらに、当該事件に関する論説や当事者が引用する文献・資料についても調査を尽くす必要がある。

その中でも、特に困難な事件の調査に要する事務量は膨大なものであり、各種の専門図書が手元になれば、担当裁判官は事実及び争点の調査に一層多大な労力と時間を費やさざるを得ず、適正かつ迅速な裁判の実現のために大きな支障を生ずることになる。

そこで、複雑困難な事件の処理のため、調査研究資料の整備に必要な経費を要求する。

經費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (特殊事件専門図書)	743組	(20,551) 43,914	32,628 (15,269)		B

訴訟関係人等環境改善経費

(1) 独立簡裁冷暖房器具更新

<要求要旨>

独立簡裁の庁舎は比較的小規模であるため、効率的な予算執行の観点から全館冷暖房ではなく単体エアコンの整備を行っている。
そこで、これを更新するための経費を要求する。

(2) 新庁舎法廷等器具【要望】

<要求要旨>

仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁庁舎は、令和5年度中に新庁舎完成予定であるところ、新庁舎に移転するにあたり、仮庁舎の既存備品のみを移転して執務を行うには備品が不足するため、新庁舎において執務を開始するために必要な備品を要求する。

要求

E

要望

F

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 庁費 (備品費)	独立簡裁冷暖房器具	35(30)庁	1,652,619	57,842 (49,579)		E
法廷等器具整備費 (備品費)	新庁舎法廷等器具			0 (48,820)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	新庁舎法廷等器具			61,583 (48,820)		要望 F

裁判補助事務の強化改善経費

(1) 産休代替要員等雇用経費（下級裁裁判部職員分）

<要求要旨>

育児休業法の施行により、育児休業制度と育児休業職員の代替措置の制度が導入された。その後、平成14年4月には、男女共同参画社会の実現に向けて、男女が共に家庭責任を担いつつ、仕事と育児とを一層容易に両立できるよう、育児休業制度が拡充され、平成19年度には育児短時間勤務制度が導入されるなど、育児休業法上、育児に関する制度の整備が進められてきた。

加えて、平成17年に次世代育成支援対策推進法が施行され、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備を図るため次世代育成支援対策を推進するために必要な措置を講ずることとされ、更に、平成28年には女性活躍推進法が施行され、裁判所においても、ワークライフバランスの実現と女性の活躍の推進に向けて、育児休業を取得しやすい職場環境を整備するとともに、より一層、育児休業を取得する職員の代替要員の確保その他の執務態勢の整備に努めているところである。

育児休業法上、職員が育児休業を取得した場合、職員の配置換え等により育児休業職員の業務を処理することが困難な場合には、任期付採用又は臨時的任用により対処することが予定されている。しかし、女性職員の場合、産前・産後の休暇から引き続いて育児休業を取得することが通常である。育児休業期間につき任期付採用又は臨時的任用を行うような場合で、これに先立つ産前・産後の休暇の期間中も、業務分担の変更等によっても職員の業務を処理することが困難な場合には、その期間についても代替要員を確保し、産前・産後の休暇期間と育児休業の期間を通じて代替要員を確保することが、職員が安心して育児休業を取得できる環境の整備及び円滑な執務態勢の整備に資することとなる。

そこで、産休代替要員及び臨時的任用職員を確保するために必要な経費を要求する。

(2) 再任用職員雇用経費（下級裁裁判部職員分）

<要求要旨>

再任用職員の雇用に必要な経費を要求する。

(3) 裁判所調査官の執務態勢改善経費

<要求要旨>

最高裁判所の裁判所調査官は、最高裁判所に上告された事件について、これを担当する裁判官の命を受けて、事件の調査を行っている。

最高裁判所は、裁判所に提起された紛争解決の最終判断をする存在であるから、上告されてくる事件の内容は当然のことながら複雑困難なものが大多数を占めている。裁判所調査官の調査の内容も法令・判例の問題に限らず、事実関係解明のため、あらゆる分野の問題に及ぶことになる。

そこで、裁判所調査官が調査報告書を作成する上で不可欠な図書資料の整備に要する経費を要求する。

經費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	図書購入費 (裁判所調査官用)	39(20)組	238,857	9,315 (4,777)		B
(項) 下級裁判所 庁費 (賃金) (保険料) (子ども・子育て拠出金)	賃金 産休代替要員 社会保険料 産休代替要員 臨時的任用職員 雇用保険料 産休代替要員 再任用職員 子ども・子育て拠出金 産休代替要員 臨時的任用職員			83,430 (86,639) 61,408 (99,002) 36,944 (67,571) 24,464 (31,431) 58,199 (31,825) 14,607 (10,925) 43,592 (20,900) 2,363 (2,437) 1,419 (1,657) 944 (780)		80

裁判の迅速適正処理経費裁判の迅速適正処理経費

(1) 光熱水料（法廷等分）

< 要求要旨 >

庁舎等の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

(2) 庁舎の新営及び耐震改修に伴う仮庁舎の冷暖房機器整備（法廷等・継続分）

< 要求要旨 >

庁舎の新営及び耐震改修に当たっては、基本的に完成まで数年の工期を要するため、仮庁舎での執務が相当長期にわたる。その間、仮庁舎での執務において、適正かつ効率的な事務処理を図るためには、冷暖房機器の整備が必要である。

そこで、このための経費を要求する。

< 積算内訳 >

（単位：千円）

庁 名	法 廷 等
	借 料
大阪高地簡裁	1,711
仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁	3,986
合 計	5,697

(3) 移転料（法廷等分）

< 要求要旨 >

庁舎の移転に必要な経費を要求する。

区 分	庁 名	所要額（千円）
		裁判庁費
仮庁舎移転料	大阪高地簡裁	10,000
新庁舎移転料	仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁	22,600

93

94

(4) 庁舎等の維持管理に必要な経費（法廷等分）

< 要求要旨 >

裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費を要求する。

なお、本件の一部については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、国庫債務負担行為によることを要求する。

(5) 中央合同庁舎第6号館業務委託費（法廷等分）

< 要求要旨 >

東京家庭裁判所が入居する中央合同庁舎第6号館の業務委託については、業務の質の向上、委託経費の削減及び契約事務コストの低減を図るため、警備業務については令和3年度から4箇年（初年度は役務の提供なし）、設備管理業務等については令和2年度から4箇年（初年度は役務の提供なし）にわたる国庫債務負担行為が組まれている。

そこで、令和5年度に要する業務委託費を要求する。

なお、設備管理業務等については令和5年度から4箇年（初年度はいわゆるゼロ円債）にわたる国庫債務負担行為を要求する。

(6) 除灰雪等業務委託費

< 要求要旨 >

除灰及び除雪に要する経費を要求する。

(7) 廃棄物処分料

< 要求要旨 >

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において運搬又は処分することが原則とされているが、処理委託業者に委託する場合には、都道府県知事・市町村長の許可を受けた業者との間で、運搬については収集運搬業者と、処分については処分業者と、それぞれ契約を締結する必要がある。

そこで、これに要する経費を要求する。

(8) 録音反訳委託経費

< 要求要旨 >

社会構造、経済構造の複雑化、多様化を受けて、民事、刑事、家事いずれにおいても争点が多く、複雑困難な訴訟事件が増えており、法廷における証人の供述内容等を逐語的に記録化する必要性が高まっている。

そこで、こうした需要に対応するため、録音した法廷供述を反訳して逐語録を作成するための経費を要求する。

(9) 保管金入金通知サービス等利用経費

< 要求要旨 >

事件当事者（保管金提出者）が、裁判所に保管金を納付するにあたっては、裁判所の窓口で現金を納付する方法、日本銀行の保管金口座に電子納付する方法、裁判所の当座預金口座に振込む方法があるが、手続が簡便であることから、特に市中の金融機関の当座預金口座への振込みが多く用いられている。裁判所は保管金管理の必要から、毎日この当座預金口座の入金確認を行った上で、日本銀行の保管金口座へ納付を行う必要があり、この確認等のために、金融機関が提供するWEBサービス等の利用経費が必要である。

そこで、上記サービスの利用に必要な経費を要求する。

(10) 記録保管業務委託費

< 要求要旨 >

裁判記録は、事件が終局すると担当書記官から訟廷事務室担当書記官に回付され、一定期間記録倉庫に収納し保存しなければならないが、多くの事件を抱える東京地家簡裁及び横浜地家裁においては、現有の記録を保管している庁舎内倉庫のみでは賄えない状況にある。そこで、横浜地家裁の裁判記録の一部については、その保管を民間の保管業者へ委託するのに必要な保管委託料並びに入庫、出庫及び集配に要する費用（保存中の記録につき、訴訟関係人から記録の閲覧、確定証明や送達証明等の各種証明及び執行文付与等の申請がなされるため）を、東京地家簡裁の裁判記録の一部については、保管委託料等に代えて最高裁判所和光別館資料棟において保管等を民間の業者へ委託するのに必要な費用をそれぞれ要求する。

< 積算内訳 >

対 象 庁	所要額（単位：千円）
東京地家簡裁	16,782
横 浜 地 裁	5,597
横 浜 家 裁	357
合 計	22,736

(11) 燃料費

< 要求要旨 >

庁舎等の維持管理に必要な燃料費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						93
裁判庁費						
(光熱水料)						94
	法廷等分			2,848,059 (1,944,111)		
	電気料			1,786,488 (1,181,291)		
	ガス料			840,839 (535,502)		
	水道料			220,732 (227,318)		
	上水道代東京			25,718 (29,291)		
	上水道代その他			106,721 (107,101)		
	下水道代東京			17,145 (19,528)		
	下水道代その他			71,148 (71,398)		
(借料及び損料)						
	仮庁舎冷暖房機器借料			5,697 (7,420)		
	大阪高地簡裁			1,711 (2,190)		
	仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁			3,986 (5,230)		
(雑役務費)						
	移転料			32,600 (49,700)		
	仮庁舎移転料			10,000 (30,341)		
	大阪高地簡裁			10,000 (16,335)		
	鳥取地家簡裁			0 (5,729)		
	佐賀地家簡裁			0 (8,277)		
	新庁舎移転料			22,600 (19,359)		
	仙台高裁秋田支部、秋田地家簡裁			22,600 (0)		
	知財高裁・東京地裁中目黒庁舎			0 (19,359)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(燃料費)	庁舎等の維持管理に必要な経費			4,601,724 (4,260,739)		94
	庁舎維持管理経費			1,565,031 (1,556,762)		
	設備運転管理経費			658,918 (473,059)		
	警備委託費			1,327,708 (1,282,440)		
	清掃委託費			1,050,067 (948,478)		
	中央合同庁舎第6号館業務委託費			142,072 (151,345)		
	警備委託費			28,664 (35,274)		
	設備運転管理費			113,408 (116,071)		
	除灰雪等業務委託費			73,116 (56,106)		
	廃棄物処分料			115,730 (90,977)		
	録音反訳委託経費			328,508 (340,209)		
	保管金入金通知書等利用経費			7,888 (8,067)		
	記録保管業務委託費			22,736 (23,343)		
	法廷等維持費			60,026 (57,670)		
	A重油			54,023 (51,903)		
	灯油			6,003 (5,767)		

保管金事務処理システム経費

保管金事務処理システム

< 要求要旨 >

保管金事務処理システム（以下「本システム」という。）は、裁判所内の事件処理システムの一部と連携し、保管金事務（例えば、刑事事件の被告人の身柄拘束を解放する要件の一つとなる保釈保証金や強制執行手続の進行・差押え等に関する民事執行予納金等の事務）の適正かつ迅速な処理を行うことを目的とする基盤システムであり、財務省所管の歳入金電子納付システム及び官庁会計システムと連携して、裁判所における保管金の電子受払を可能としている。

本システムは、平成17年4月から運用を開始し、平成19年度までに全ての裁判所への導入を完了している。平成22年度、平成28年度及び令和2年度にサーバ等機器等を更改し、現在までリースにより運用するとともに、安定的な稼働を維持するために必要な運用保守等を行っている。

令和5年度には、令和4年度に引き続き、最高裁判所データセンタ基幹インフラ切替対応及び新民事執行事件処理システムの機器更改に伴う対応を予定している。また、汎用受付システム及びMINTASの機器更改に伴う対応及び上記リース対象のソフトウェアのうち、ウイルスチェックを担っているソフトウェアのバージョンアップ等作業を予定している。さらに、最高裁判所近郊における大規模災害後に確実にシステムの復旧を進める観点から、バックアップテープ等の記録媒体を遠隔地保管する必要がある。

加えて、本システムの現行ハードウェア・ソフトウェアのリース期間が令和7年6月末をもって終了することを踏まえ、令和5年度からクラウド上に構築する次期システムの開発作業等を行う必要がある。

そこで、本システムについて、システム機器借料、運用保守等経費、改修作業等経費、ソフトウェアのバージョンアップ等作業経費及びバックアップテープの保管業務に係る経費、次期システムについて、クラウドサービス基盤及び回線提供等経費並びにシステム開発作業等経費を要求する。

なお、システム機器借料については、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその3年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						98
裁判庁費						
(借料及び損料)						99
	保管金事務処理システム			136,950 (79,200)		
	保管金事務処理システム機器借料	一式	79,200,000	79,200 (79,200)		
	クラウドサービス基盤及び回線提供等経費	一式	57,750,000	57,750 (0)		
(雑役務費)	保管金事務処理システム			580,451 (212,338)		
		(	128,249,267)			
	システム運用保守等経費	一式	192,739,800	192,740 (128,249)		
		(	45,048,300)			
	システム改修作業等経費	一式	136,375,800	136,376 (45,048)		
		(	38,841,000)			
	クラウド移行・コンアッパ 作業等経費	一式	28,957,500	28,958 (38,841)		
		(	199,805)			
	バックアップ サーブ 等の保管業務経費	一式	176,528	177 (200)		
	システム開発作業等経費	一式	222,200,000	222,200 (0)		

令和5年度裁判費裁判所別要求額内訳表（事件計算分）

（単位：千円）

区 分	最高裁判所	高等裁判所	地方裁判所	家庭裁判所	簡易裁判所	要求額	備 考
裁判費							
諸謝金	0	6,285	447,015	48,969	40,787	543,056	
鑑定人手当	0	730	173,210	22,941	553	197,434	
通訳謝金	0	5,555	273,044	26,028	40,234	344,861	
国選弁護人等報酬	0	0	761	0	0	761	
裁判旅費	3,686	4,530	93,213	134,236	41,612	277,277	
執行官旅費	0	0	43,858	0	0	43,858	
委員等旅費	0	20	22,640	260,812	440,139	723,611	
調停委員旅費	0	0	1,360	886	273	2,519	
調停官旅費	0	0	80	0	0	80	
参与員旅費	0	0	0	259,926	0	259,926	
司法委員旅費	0	0	0	0	439,808	439,808	
鑑定委員旅費	0	0	20,455	0	58	20,513	
専門委員旅費	0	20	693	0	0	713	
国選弁護人等旅費	0	0	52	0	0	52	
証人等旅費	0	3,400	158,019	9,457	8,244	179,120	
証人旅費	0	547	49,495	482	705	51,229	
鑑定人旅費	0	18	2,441	44	6	2,509	
通訳人旅費	0	2,835	106,083	6,311	7,533	122,762	
少年旅費	0	0	0	6	0	6	
参考人旅費	0	0	0	2,614	0	2,614	
裁判庁費	-	-	-	-	-	1,654,584	
消耗品費	-	-	-	-	-	599,461	
印刷製本費	-	-	-	-	-	116,353	
通信運搬費	-	-	-	-	-	534,652	
借料及び損料	-	-	-	-	-	9,897	
雑役務費	-	-	-	-	-	394,221	
特別送達料	9,408	26,451	371,833	6,607	103,782	518,081	
身柄拘束者食糧費	0	0	0	424	0	424	
少年補導委託費	0	0	0	140,287	0	140,287	
賠償償還及払戻金	115	41,505	173,095	6,884	67,413	289,012	
保証金	0	0	10,000	0	0	10,000	
刑事補償金	0	198,094	367,585	0	22	565,701	
少年補償金	0	0	0	10,021	0	10,021	
合 計	13,209	280,285	1,687,258	617,697	701,999	4,955,032	

(項) 裁判費の(目)の説明

区	分	説 明	法 令
(目) 諸謝金	鑑定入院命令に基づく入院経費	鑑定入院命令に伴い、医療機関に支給する入院及び精神障害の治療に必要な費用	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 34条1項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則 55条1項
	鑑定人手当	鑑定人に支給する鑑定料 (鑑定人) 特別の知識を有するために、裁判所から、ある鑑定事例につき、その知識経験に基づく法則又はこれに基づく事実の判断の報告を求められる第三者	(民事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条2項、20条1項、26条 (刑事) 刑事訴訟法 173条1項、178条 刑事訴訟費用等に関する法律 7条
	通訳謝金	通訳人・翻訳人に支給する通訳料 (通訳人) ある者が行わなければならない手続において、その者が日本語に通じない者、耳の聞こえない者又は口のきけない者である場合、その者その他の者との間の意思が通じるように、日本語又はその者が理解することができる言語若しくは表現に転換することを任務とする者 (翻訳人) 日本語でない文字又は符号を翻訳する者	(心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 24条4項、77条1項 刑事訴訟費用等に関する法律 7条 (家事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条2項、20条1項、26条 (少年) 少年法 14条2項、30条1項
	指定弁護士手当	指定弁護士に支給する手当 (指定弁護士) 検察審査会において起訴議決があった場合に、裁判所が指定する検察官の職務を行う弁護士	検察審査会法 41条の9第6項 検察官の職務を行う弁護士に給すべき手当の額を定める政令 1、2条
	国選弁護士等報酬	国選弁護士、国選付添人及び国選代理人に支給する報酬及び記録等の複写に要した費用 (国選弁護士) 刑事訴訟事件において裁判所が選任する弁護士 (国選付添人) 少年保護事件及び心神喪失者等医療観察事件において裁判所が選任する付添人 (国選代理人) 人身保護事件において裁判所が選任する代理人	【国選弁護士】 刑事訴訟法 38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律 8条2項 【国選付添人】 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 30条5項、77条4項 (少年) 少年法 22条の3第4項、30条4項 【国選代理人】 人身保護法 14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則 5条

区	分	説 明	法 令
(目)裁判旅費	民事事件旅費	裁判官、書記官等による裁判所外における検証・証人尋問等に必要な旅費	民事訴訟法 185条 執行官規則 6条 執行官法 20条1項
	刑事事件旅費	同 上	刑事訴訟法 128条、158条1項 刑事訴訟規則 105条、114条
	家事事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による家事審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	家事事件手続法 56条、58条、64条1項
	少年事件旅費	裁判官、書記官、家裁調査官等による少年審判・証人・鑑定人尋問・検証、調査等に必要な旅費	少年法 8条 少年審判規則 19条、27条
	調停事件旅費	調停主任裁判官、書記官等による調停・調査・証拠調べに必要な旅費	(民事) 民事調停法 12条の4 (家事) 家事事件手続法 265条、261条、262条
	事件連絡等旅費	裁判官、書記官等の職務代行旅費及びてん補旅費・記録運送・法廷警備員派遣旅費・調査官派遣調査旅費等	裁判所法 19条、28条、31条の5、36条、57条、60条、61条の2
	調査研究等旅費	裁判事務処理に必要な打合せ、調査、研究・協議会等に必要な旅費	
(目)執行官旅費		兼務を命ぜられた執行官が兼務庁において執務するために必要な旅費	
(目)委員等旅費	裁判員等旅費	裁判員、補充裁判員、裁判員候補者及び選任予定裁判員が裁判所に出頭した場合の旅費 (裁判員・補充裁判員) 裁判官と一緒に審理に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするかについて評議・評決を行い、判決宣告に立ち会う (補充裁判員は評議・評決を傍聴することができ、裁判官から意見を求められた場合は意見を言うことができる。) (裁判員候補者・選任予定裁判員) 呼出しにより裁判員等選任手続期日に出頭し、裁判長からの質問を受けるなどした上で、裁判員又は補充裁判員として選任・不選任の決定等を受ける。	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 11条、29条2項、97条5項 裁判員の参加する刑事裁判に関する規則 6～8条
	調停委員旅費	調停委員が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理(てん補)のため当該裁判所に出張した場合の旅費 (調停委員) 民事調停及び家事調停において、裁判官又は調停官とともに調停委員会を構成し、当事者双方の話し合いの中で合意をあっせんして紛争の解決に当たる。	(民事) 民事調停法 10条 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律 22条 民事調停委員及び家事調停委員規則 7条 (家事) 家事事件手続法 249条2項 民事調停委員及び家事調停委員規則 7条

区	分	説 明	法 令
	調停官旅費	調停官が事件処理のため出張した場合及び他の裁判所の事件処理（てん補）のため当該裁判所に出張した場合の旅費 （調停官） 民事調停及び家事調停について、裁判官と同等の権限で調停手続を主宰する。	（民事） 民事調停法 23条の5 民事調停官及び家事調停官規則 5条 （家事） 家事事件手続法 251条5項 民事調停官及び家事調停官規則 5条
	参与員旅費	参与員が裁判所に出頭した場合の旅費 （参与員） 家事審判において、期日に立ち会ったり、申立人が提出した資料の内容について、申立人から説明を聴いたりして、裁判官が判断するのに参考となる意見を述べる。 また、人事訴訟事件において、審判や和解の試みに立ち会い、裁判官が紛争を解決に導くのに参考となる意見を述べる。	家事事件手続法 40条7項 人事訴訟法 9条5項 参与員規則 5、6条
	司法委員旅費	司法委員が裁判所に出頭した場合の旅費 （司法委員） 簡易裁判所の民事訴訟において、裁判官が和解を試みるときにその補助をしたり、審理に立ち会って、裁判官に参考となる意見を述べるなどの役割を担う。	民事訴訟法 279条5項 司法委員規則 6、7条
	鑑定委員旅費	鑑定委員が裁判所に出頭した場合の旅費 （鑑定委員） 借地非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。	借地借家法 47条3項 接収不動産に関する借地借家臨時処理法 20条 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法附則 3条 罹災都市借地借家臨時処理法 22条 鑑定委員規則 6～8条
	専門委員旅費	専門委員が事件処理のため出張した場合の旅費 （専門委員） 医療、建築、知財等の各種分野について、専門的知識経験に基づく説明をし又は意見を述べる。	民事訴訟法 92条の5第4項 専門委員規則 7条

区	分	説 明	法 令
	精神保健審判員等旅費	精神保健審判員及び精神保健参与員が事件処理のため出張した場合の旅費 (精神保健審判員) 心神喪失等の状態で重大な他害行為(殺人等)を行った者について、裁判官とともに、処遇の要否及びその内容を判断する役割を担う。 (精神保健参与員) 心神喪失等の状態で重大な他害行為(殺人等)を行った者について、処遇の要否及びその内容に関し意見を述べる役割を担う。	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 6条3項、15条4項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則 6条、15条
	国選弁護人等旅費	国選弁護人、国選付添人及び国選代理人が期日に出頭し、又は取調べもしくは処分立ち会った場合の旅費	【国選弁護人】 刑事訴訟法 38条2項 刑事訴訟費用等に関する法律 8条1項、3～5条 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則 2条、3条、5条 【国選付添人】 (心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 30条5項、77条4項 (少年) 少年法22条の3第4項、30条4項 【国選代理人】 人身保護法 14条3項 人身保護法による国選代理人の旅費等に関する規則 2条～4条
(目)証人等旅費	証人旅費	証人が出頭するのに要する旅費 (証人) ある事件につき、その者が過去において知り得た事実の供述を求められる第三者	(民事) 民事訴訟費用等に関する法律 18条1項、19条、21～23条 民事訴訟費用等に関する規則 6～8条 (刑事) 刑事訴訟法 164条1項、171条、178条 刑事訴訟費用等に関する法律 3～6条 刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則 2～4条
	鑑定人旅費	鑑定人が出頭するのに要する旅費	(心神) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 24条4項、77条1～3項
	通訳人旅費	通訳人、翻訳人が出頭するのに要する旅費	(少年) 少年法 13条、14条2項、25条、26条、30条1～3項、65条4項
	少年旅費	裁判所職員が少年に対し同行状を執行する場合などに要する旅費	

区 分		説 明	法 令
	参考人旅費	参考人が出頭するのに要する旅費 (参考人) 当事者ないし直接の利害関係人ではない第三者から意見を聴く場合に、意見を求められる者	
(目)裁判庁費		裁判事務処理に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費等	
(目)特別送達料		郵便法49条に規定する特別送達に伴う郵便料	郵便法 49条 民事訴訟法 103～106条、109条 刑事訴訟法 54条 家事事件手続法 36条
(目)身柄拘束者食糧費		身柄拘束者(身柄同行の少年、法廷等の秩序維持に関する法律による被拘束者)に対する食糧費	法廷等の秩序維持に関する法律 3条 法廷等の秩序維持に関する規則 2条 少年法 11～13条、17条、26条、65条4項
(目)少年補導委託費		更生保護施設・児童福祉施設・その他の施設、団体又は個人に対し、少年の補導を委託するのに要する経費	少年法 29条
(目)賠償償還及払戻金	執行官立替金	職務の執行に要した費用の執行官に対する償還金	執行官法 7条、10条、12条、15条、16条 執行官の手数料及び費用に関する規則 36～42条
	過納手数料還付	過大に納められた手数料又は申立却下若しくは取下げによる所定の手数料に相当する金銭の還付	民事訴訟費用等に関する法律 9条1～3項、5項、10条2項
	保釈保証金の没取決定の取消しによる払戻金	抗告(準抗告)裁判所等において、原裁判たる保釈保証金没取決定を違法又は不相当として取り消す決定がなされた場合の保釈保証金の払戻金	刑事訴訟法 96条2項、3項、420条、429条
	損害賠償金	裁判事務処理に起因した損害賠償金	国家賠償法 1条1項
(目)保証金		国庫からの破産手続費用の仮支弁	破産法 23条
(目)刑事補償金	拘禁補償	無罪の判決を受けた者等に対して、未決の抑留若しくは拘禁又は刑の執行若しくは拘置によって受けた損失の補償	刑事補償法 1条、4条 刑事訴訟法 188条の2、4、6
	費用補償	無罪の判決を受けた者等に行う裁判に要した費用の補償	
(目)少年補償金		保護処分に付さない旨の判断がなされた少年に対する、身体的自由の拘束等に対する補償	少年の保護事件に係る補償に関する法律 2条、4条

事件計算分算出基準

(一) 事件の増減比率による所要額（既定分）の算出

令和3年度支出実績に下記算出による平均事件率（3年平均）を乗じて算出した。

$$\left[\begin{array}{l} A = (1.6 \sim 2.5 \text{新受件数}) \div (30.6 \sim 1.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ B = (1.6 \sim 2.5 \text{既済件数}) \div (30.6 \sim 1.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right.$$

$$\left[\begin{array}{l} C = (2.6 \sim 3.5 \text{新受件数}) \div (1.6 \sim 2.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ D = (2.6 \sim 3.5 \text{既済件数}) \div (1.6 \sim 2.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right.$$

$$\left[\begin{array}{l} E = (3.6 \sim 4.5 \text{新受件数}) \div (2.6 \sim 3.5 \text{新受件数}) = \text{新受事件率} \\ F = (3.6 \sim 4.5 \text{既済件数}) \div (2.6 \sim 3.5 \text{既済件数}) = \text{既済事件率} \end{array} \right.$$

$$\{ (A+B) \div 2 + (C+D) \div 2 + (E+F) \div 2 \} \div 3 = \text{平均事件率}$$

(二) 調査研究等旅費

(単位:千円)

協 議 会 等 の 名 称	開催地等	経 費	備 考
簡易裁判所民事事件担当裁判官等事務打合せ	高等裁判所	4,963	最高裁局課長 7人、同事務官 7人、裁判官 42人、書記官 42人
簡易裁判所判事協議会 (民事)	高等裁判所	2,132	最高裁局課長 4人、同事務官 4人、裁判官 42人
不動産執行関係協議会	高等裁判所	4,731	最高裁局課長 7人、裁判官 42人、書記官 42人、執行官 42人
民事執行事務打合せ	地方裁判所	5,823	裁判官 63人、書記官 63人、執行官 95人
倒産事件担当裁判官等中央協議会	最高裁判所	5,449	裁判官 49人、書記官 49人
破産管財人研究会	地方裁判所	2,016	裁判官 63人
倒産手続に関する協議会	地方裁判所	3,534	裁判官 63人、書記官 63人
倒産事件の実態調査	地方裁判所	1,863	最高裁局課長 8人、同事務官 8人、高裁首席書記官 16人、高裁事務官 16人
消費者信用関係事件の実態調査	簡易裁判所	924	最高裁局課長 7人、同事務官 7人
労働関係事件担当裁判官研究会	最高裁判所	1,097	裁判官 14人
少年事件担当裁判官協議会	最高裁判所	3,830	裁判官 56人、家裁調査官 7人
家庭裁判所運営改善研究会	高等裁判所	1,722	裁判官 42人
少年事件ケース研究会	高等裁判所	3,002	裁判官 42人、家裁調査官 42人
成年後見制度に関する書記官及び家裁調査官協議会	最高裁判所	4,844	書記官 49人、家裁調査官 49人
少年院での処遇の実情調査	少 年 院	1,671	裁判官 53人、家裁調査官 53人
補導委託先の実情調査	補導委託先	1,589	家裁調査官 100人
執行官事務の実情調査	地方裁判所	6,400	裁判官 203人、執行官 203人
保護観察に関する連絡協議会	地方裁判所	882	裁判官 203人
計		56,472	

(三) 執行官旅費

(目的及び必要性)

執行官は、原則として、その所属する地方裁判所の本庁又は支部に配置され、その管轄区域内における執行事務を取り扱うが、支部については、事件数等の制約により、専任の執行官を配置できない場合がある。また、事件数等によっては、支部の執行官に本庁の事件を取り扱わせることにより、適正、迅速な事務処理に資する場合がある。そこで、近接庁の執行官に対し兼務を命じ、事件数に応じ兼務庁における執務日を隔週1日から週3日までの範囲で定めててん補させ、その事務を処理することが必要である。執行官を兼務庁へ出張させるについては、本務庁から兼務庁までの旅費及び日当を支給する。

執行官旅費積算内訳								(単位：円)	
庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
さいたま地裁	越谷支部	本庁		1,369			1,369	60	82,140
さいたま地裁	川越支部	本庁		1,591			1,591	54	85,914
さいたま地裁	熊谷支部	本庁		3,330			3,330	47	156,510
さいたま地裁	熊谷支部	秩父支部		2,738			2,738	24	65,712
千葉地裁	佐倉支部	佐原支部	1,364		1,100		2,464	6	14,784
千葉地裁	八日市場支部	佐原支部	1,980		1,100		3,080	6	18,480
千葉地裁	一宮支部	館山支部	3,040		1,100		4,140	12	49,680
宇都宮地裁	本庁	真岡支部		1,554	1,100		2,654	53	140,662
宇都宮地裁	本庁	大田原支部	1,540	740	1,100		3,380	54	182,520
宇都宮地裁	本庁	栃木支部	840				840	52	43,680

庁名	本庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
宇都宮地裁	本庁	足利支部	1,860		1,100		2,960	60	177,600
前橋地裁	本庁	桐生支部		2,479	1,100		3,579	101	361,479
前橋地裁	本庁	沼田支部		3,256	1,100		4,356	50	217,800
静岡地裁	本庁	富士支部		2,997			2,997	12	35,964
静岡地裁	沼津支部	下田支部		4,995	1,100		6,095	12	73,140
静岡地裁	浜松支部	掛川支部		2,109			2,109	12	25,308
甲府地裁	本庁	都留支部		3,367			3,367	57	191,919
長野地裁	本庁	上田支部		2,590			2,590	125	323,750
長野地裁	佐久支部	諏訪支部		4,107			4,107	48	197,136
長野地裁	松本支部	諏訪支部		3,441			3,441	116	399,156
長野地裁	飯田支部	伊那支部		3,219			3,219	105	337,995
新潟地裁	本庁	佐渡支部	10,320	1,660	1,100		13,080	16	209,280
新潟地裁	本庁	新発田支部		2,331	1,100		3,431	12	41,172
新潟地裁	長岡支部	三条支部		333			333	30	9,990
京都地裁	本庁	園部支部	1,180				1,180	54	63,720

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
京都地裁	舞鶴支部	宮津支部	1,400				1,400	94	131,600
神戸地裁	本庁	明石支部		1,480	1,100		2,580	135	348,300
神戸地裁	本庁	洲本支部		4,440	1,100		5,540	25	138,500
神戸地裁	尼崎支部	伊丹支部		370			370	73	27,010
神戸地裁	尼崎支部	柏原支部		5,069	1,100		6,169	25	154,225
神戸地裁	姫路支部	豊岡支部		7,363	1,100		8,463	72	609,336
神戸地裁	姫路支部	社支部		2,294	1,100		3,394	29	98,426
神戸地裁	姫路支部	龍野支部		1,332	1,100		2,432	25	60,800
奈良地裁	葛城支部	五條支部	1,020				1,020	26	26,520
大津地裁	彦根支部	長浜支部	480				480	51	24,480
和歌山地裁	田辺支部	本庁	6,420		1,100		7,520	46	345,920
和歌山地裁	田辺支部	御坊支部	1,540		1,100		2,640	24	63,360
和歌山地裁	田辺支部	新宮支部		6,586	2,200	9,800	18,586	49	910,714
名古屋地裁	半田支部	本庁		1,702			1,702	54	91,908

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
名古屋地裁	本庁	一宮支部		1,332			1,332	92	122,544
名古屋地裁	岡崎支部	豊橋支部		2,183			2,183	98	213,934
津地裁	本庁	伊賀支部		3,034			3,034	101	306,434
津地裁	本庁	熊野支部		6,364			6,364	25	159,100
津地裁	伊勢支部	松阪支部		2,886			2,886	92	265,512
岐阜地裁	本庁	高山支部		7,215	2,200	9,800	19,215	50	960,750
岐阜地裁	本庁	大垣支部		2,257			2,257	91	205,387
岐阜地裁	本庁	御嵩支部		2,479			2,479	96	237,984
岐阜地裁	本庁	多治見支部		1,776			1,776	98	174,048
福井地裁	本庁	武生支部		1,702			1,702	24	40,848
福井地裁	本庁	敦賀支部		3,811			3,811	74	282,014
金沢地裁	本庁	小松支部		2,146			2,146	68	145,928
金沢地裁	本庁	七尾支部		5,439			5,439	55	299,145
金沢地裁	本庁	輪島支部		8,584			8,584	20	171,680
富山地裁	本庁	魚津支部		1,776			1,776	24	42,624

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
富山地裁	高岡支部	本庁		296			296	66	19,536
広島地裁	本庁	呉支部		1,850	1,100		2,950	65	191,750
広島地裁	本庁	三次支部		4,921	1,100		6,021	19	114,399
広島地裁	本庁	福山支部	9,020		1,100		10,120	14	141,680
広島地裁	本庁	尾道支部		6,031	1,100		7,131	2	14,262
広島地裁	福山支部	尾道支部		1,924	1,100		3,024	26	78,624
山口地裁	本庁	周南支部		1,776	1,100		2,876	98	281,848
山口地裁	本庁	萩支部		3,108	1,100		4,208	41	172,528
山口地裁	本庁	宇部支部		2,812	1,100		3,912	120	469,440
岡山地裁	本庁	新見支部		5,920	1,100		7,020	8	56,160
岡山地裁	本庁	津山支部		4,366	1,100		5,466	85	464,610
岡山地裁	本庁	倉敷支部		1,295	1,100		2,395	108	258,660
鳥取地裁	本庁	倉吉支部		3,367	1,100		4,467	24	107,208
鳥取地裁	本庁	米子支部		7,067	1,100		8,167	71	579,857

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
松江地裁	本庁	出雲支部		2,479	1,100		3,579	43	153,897
松江地裁	本庁	西郷支部	11,960	3,626	1,100		16,686	5	83,430
松江地裁	浜田支部	出雲支部・益田支部		9,731	1,100		10,831	5	54,155
松江地裁	浜田支部	出雲支部		6,771	1,100		7,871	75	590,325
松江地裁	浜田支部	益田支部		2,960	1,100		4,060	41	166,460
福岡地裁	本庁	飯塚支部		3,034	1,100		4,134	61	252,174
福岡地裁	小倉支部	直方支部		2,035	1,100		3,135	108	338,580
福岡地裁	小倉支部	田川支部		2,368	1,100		3,468	58	201,144
福岡地裁	小倉支部	行橋支部		1,813	1,100		2,913	72	209,736
福岡地裁	久留米支部	柳川支部		5,032	1,100		6,132	75	459,900
福岡地裁	久留米支部	大牟田支部		3,589	1,100		4,689	62	290,718
福岡地裁	久留米支部	八女支部		999	1,100		2,099	44	92,356
佐賀地裁	本庁	唐津支部	2,260		1,100		3,360	77	258,720
佐賀地裁	本庁	武雄支部	2,260		1,100		3,360	102	342,720

庁名	本庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
長崎地裁	本庁	大村支部		2,701			2,701	91	245,791
長崎地裁	本庁	島原支部		4,588	1,100		5,688	70	398,160
長崎地裁	本庁	佐世保支部		4,958	1,100		6,058	127	769,366
長崎地裁	本庁	平戸支部		7,659	1,100		8,759	48	420,432
長崎地裁	本庁	五島支部	13,840	640	2,200	9,800	26,480	21	556,080
長崎地裁	本庁	壱岐支部	17,500	3,720	2,200	9,800	33,220	15	498,300
長崎地裁	本庁	厳原支部	25,400	3,500	2,200	9,800	40,900	19	777,100
大分地裁	本庁	杵築支部		3,108	1,100		4,208	61	256,688
大分地裁	本庁	佐伯支部		3,885	1,100		4,985	49	244,265
大分地裁	本庁	竹田支部		4,218	1,100		5,318	39	207,402
大分地裁	本庁	中津支部・日田支部		7,659	2,200	9,800	19,659	50	982,950
大分地裁	本庁	中津支部		5,217	1,100		6,317	89	562,213
熊本地裁	本庁	玉名支部		1,961	1,100		3,061	49	149,989
熊本地裁	本庁	人吉支部		6,179	2,200	9,800	18,179	34	618,086
熊本地裁	本庁	山鹿支部		2,257	1,100		3,357	25	83,925

庁名	本庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
熊本地裁	本庁	八代支部		5,180	1,100		6,280	71	445,880
熊本地裁	本庁	阿蘇支部		3,293	1,100		4,393	27	118,611
熊本地裁	本庁	天草支部		6,438	2,200	9,800	18,438	25	460,950
鹿児島地裁	本庁	名瀬支部	22,700	4,700	3,300	19,600	50,300	26	1,307,800
鹿児島地裁	本庁	加治木支部		2,913			2,913	53	154,389
鹿児島地裁	本庁	知覧支部		2,220			2,220	11	24,420
鹿児島地裁	本庁	川内支部		3,885			3,885	27	104,895
鹿児島地裁	本庁	鹿屋支部		3,663			3,663	101	369,963
宮崎地裁	本庁	日南支部		4,107	1,100		5,207	9	46,863
宮崎地裁	本庁	延岡支部		6,697	1,100		7,797	47	366,459
宮崎地裁	本庁	都城支部		3,700	1,100		4,800	44	211,200
那覇地裁	本庁	沖縄支部		1,961	1,100		3,061	49	149,989
那覇地裁	本庁	名護支部		4,884	1,100		5,984	60	359,040
那覇地裁	本庁	平良支部	42,840	540	1,100		44,480	16	711,680
那覇地裁	本庁	石垣支部	55,440	540	1,100		57,080	23	1,312,840

庁名	本庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
仙台地裁	本庁	大河原支部		2,479	1,100		3,579	74	264,846
仙台地裁	本庁	石巻支部		4,070	1,100		5,170	59	305,030
仙台地裁	本庁	気仙沼支部		9,102	2,200	9,800	21,102	21	443,142
仙台地裁	古川支部	登米支部		2,590	1,100		3,690	32	118,080
福島地裁	本庁	相馬支部		6,549	1,100		7,649	26	198,874
福島地裁	郡山支部	本庁		3,552	1,100		4,652	26	120,952
福島地裁	郡山支部	白河支部		2,701	1,100		3,801	59	224,259
福島地裁	会津若松支部	郡山支部		4,514	1,100		5,614	26	145,964
福島地裁	いわき支部	郡山支部		6,882	1,100		7,982	13	103,766
山形地裁	本庁	新庄支部		4,773	1,100		5,873	27	158,571
山形地裁	本庁	米沢支部		3,367	1,100		4,467	84	375,228
山形地裁	本庁	鶴岡支部		5,402	1,100		6,502	12	78,024
山形地裁	本庁	酒田支部		7,141	1,100		8,241	12	98,892
山形地裁	本庁	酒田支部・鶴岡支部		7,178	2,200	9,800	19,178	50	958,900

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
盛岡地裁	本庁	二戸支部		5,513			5,513	26	143,338
盛岡地裁	本庁	宮古支部		6,771	2,200	9,800	18,771	27	506,817
盛岡地裁	花巻支部	本庁		2,812			2,812	52	146,224
盛岡地裁	花巻支部	遠野支部		3,182			3,182	27	85,914
盛岡地裁	花巻支部	一関支部		4,440			4,440	75	333,000
盛岡地裁	花巻支部	水沢支部		2,442			2,442	28	68,376
秋田地裁	本庁	大曲支部・横手支部		5,476	2,200	9,800	17,476	46	803,896
秋田地裁	本庁	本荘支部		3,071	1,100		4,171	25	104,275
秋田地裁	本庁	大曲支部		3,959	1,100		5,059	80	404,720
秋田地裁	本庁	横手支部		5,402	1,100		6,502	103	669,706
秋田地裁	本庁	大館支部		3,626	1,100		4,726	155	732,530
秋田地裁	本庁	能代支部・大館支部		4,514	2,200		6,714	49	328,986
青森地裁	本庁	五所川原支部		2,627			2,627	53	139,231
青森地裁	八戸支部	十和田支部		5,254			5,254	53	278,462

庁名	本庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
札幌地裁	本庁	岩見沢支部		3,367			3,367	86	289,562
札幌地裁	本庁	岩見沢支部・滝川支部		6,327	2,200	9,800	18,327	29	531,483
札幌地裁	本庁	滝川支部		6,216	1,100		7,316	1	7,316
札幌地裁	本庁	小樽支部		3,848	1,100		4,948	100	494,800
札幌地裁	室蘭支部	岩内支部		6,660	2,200	9,800	18,660	24	447,840
札幌地裁	苫小牧支部	浦河支部		12,432	2,200	9,800	24,432	24	586,368
函館地裁	本庁	江差支部		5,328	1,100		6,428	24	154,272
旭川地裁	本庁	名寄支部・紋別支部		11,248	3,300	19,600	34,148	12	409,776
旭川地裁	本庁	名寄支部		5,439	2,200	9,800	17,439	1	17,439
旭川地裁	本庁	紋別支部		10,138	2,200	9,800	22,138	1	22,138
旭川地裁	本庁	留萌支部		3,800	2,200	9,800	15,800	17	268,600
旭川地裁	本庁	稚内支部		17,538	3,300	19,600	40,438	21	849,198
釧路地裁	本庁	根室支部		9,028	1,100		10,128	26	263,328
釧路地裁	帯広支部	本庁		8,732	1,100		9,832	20	196,640
釧路地裁	帯広支部	根室支部		17,538	3,300	19,600	40,438	1	40,438

庁名	本務庁	兼務庁	鉄道賃	車賃	日当	宿泊料	計	年間回数	所要額
釧路地裁	北見支部	網走支部		3,515	1,100		4,615	30	138,450
釧路地裁	北見支部	本庁		6,490	2,200	9,800	18,490	17	314,330
高松地裁	本庁	丸亀支部	1,120				1,120	99	110,880
高松地裁	本庁	観音寺支部	2,220		1,100		3,320	49	162,680
徳島地裁	本庁	美馬支部	1,740		1,100		2,840	26	73,840
徳島地裁	本庁	阿南支部	1,120				1,120	25	28,000
高知地裁	本庁	須崎支部	1,740		1,100		2,840	7	19,880
高知地裁	本庁	安芸支部	2,340				2,340	5	11,700
高知地裁	本庁	中村支部	8,020		1,100		9,120	20	182,400
松山地裁	本庁	大洲支部	1,940		1,100		3,040	12	36,480
松山地裁	本庁	今治支部	1,940		1,100		3,040	21	63,840
松山地裁	本庁	西条支部	3,320		1,100		4,420	43	190,060
松山地裁	本庁	宇和島支部	3,660		1,100		4,760	17	80,920
合計									43,857,786

裁判費積算表

区 分		積 算 科 目
最高裁	民 事 事 件	裁判旅費(民事事件旅費)、賠償償還及払戻金
	刑 事 事 件	諸謝金(国選弁護人報酬)、裁判旅費(刑事事件旅費)、委員等旅費(国選弁護人旅費)、刑事補償金
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)、特別送達料
高 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金、国選代理人報酬)、裁判旅費(民事事件旅費)、委員等旅費(専門委員旅費、国選代理人旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費)、賠償償還及払戻金
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)、委員等旅費(調停委員旅費、調停官旅費)
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金、国選弁護人報酬)、裁判旅費(刑事事件旅費)、委員等旅費(国選弁護人旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費)、特別送達料、刑事補償金
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)
地 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金、国選代理人報酬)、裁判旅費(民事事件旅費)、委員等旅費(鑑定委員旅費、専門委員旅費、国選代理人旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費)、賠償償還及払戻金、保証金
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)、委員等旅費(調停委員旅費、調停官旅費)
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金、国選弁護人報酬)、裁判旅費(刑事事件旅費)、委員等旅費(国選弁護人旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費)、特別送達料、身柄拘束者食糧費、刑事補償金
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)
家 裁	イ 家 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金)、裁判旅費(家事事件旅費)、委員等旅費(参与員旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費)、賠償償還及払戻金
	ロ 調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)、委員等旅費(調停委員旅費、調停官旅費)
	ハ 少 年 事 件	
	計	裁判旅費(事件連絡等旅費)
	ニ 少年事件(除交通)	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金)、裁判旅費(少年事件旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費、少年旅費、参考人旅費)、身柄拘束者食糧費、少年補導委託費、少年補償金
	ホ 少年交通事件	
	イロ+ニ+(ホ×0.1)	特別送達料
簡 裁	民 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金)、裁判旅費(民事事件旅費)、委員等旅費(司法委員旅費、鑑定委員旅費、専門委員旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費)、賠償償還及払戻金
	調 停 事 件	裁判旅費(調停事件旅費)、委員等旅費(調停委員旅費、調停官旅費)
	刑 事 事 件	諸謝金(鑑定人手当、通訳謝金、国選弁護人報酬)、裁判旅費(刑事事件旅費)、委員等旅費(国選弁護人旅費)、証人等旅費(証人旅費、鑑定人旅費、通訳人旅費)、刑事補償金
	略 式 事 件	
	民事+調停+刑事	裁判旅費(事件連絡等旅費)
	民事+調停+刑事+(略式×0.1)	
	刑事+略式(除在庁)	特別送達料
	略式事件(除在庁)	
	在庁略式事件	
全裁判所平均事件率		裁判庁費

3 年 平 均 事 件 率

区 分		1.6~2.5 30.6~1.5	2.6~3.5 1.6~2.5	3.6~4.5 2.6~3.5	3年平均率	前年度 3年平均率	備 考
最高裁	民事事件	0.951	1.065	1.035	1.017	0.993	
	刑事事件	1.013	0.976	0.902	0.964	0.979	
	計	0.967	1.041	1.001	1.003	0.989	
高裁	民事事件	0.955	1.038	1.059	1.017	0.923	
	調停事件	2.586	1.683	1.429	1.899	2.072	
	刑事事件	0.954	0.998	0.907	0.953	0.984	
	計	0.955	1.032	1.036	1.008	0.931	
地裁	民事事件	0.986	1.056	0.988	1.010	1.008	
	調停事件	1.118	1.473	1.402	1.331	1.192	
	刑事事件	0.956	1.051	0.922	0.976	1.001	
	計	0.984	1.058	0.984	1.009	1.008	
家裁	イ 家事事件	1.006	1.078	1.006	1.030	1.036	
	ロ 調停事件	0.938	1.076	0.970	0.995	1.002	
	ハ 少年事件	0.876	0.950	0.869	0.898	0.902	
	計	0.990	1.071	0.995	1.019	1.024	
	ニ 少年事件（除交通）	0.875	0.929	0.874	0.893	0.892	
	ホ 少年交通事件	0.880	1.018	0.857	0.918	0.931	
	イ+ロ+ニ+（ホ*0.1）	0.991	1.071	0.997	1.020	1.025	
簡裁	民事事件	0.882	0.930	0.975	0.929	0.940	
	調停事件	0.919	0.983	0.945	0.949	0.948	
	刑事事件	0.841	0.862	0.800	0.834	0.877	
	略式事件	0.816	1.035	0.884	0.912	0.921	
	民+調+刑	0.883	0.932	0.973	0.929	0.940	
	民+調+刑+（略式*0.1）	0.882	0.934	0.971	0.929	0.940	
	刑事+略式（除在庁）	0.776	1.013	0.874	0.888	0.891	
	略式事件（除在庁）	0.773	1.020	0.877	0.890	0.892	
	在庁略式事件	0.715	0.806	0.946	0.822	0.793	
	全裁判所平均事件率	0.956	1.027	0.998	0.994	0.978	

事 件 率 表 (3.6~4.5)

区 分		新 受			既 済			平均事件率	備 考
		2.6~3.5	3.6~4.5	事件率	2.6~3.5	3.6~4.5	事件率		
最高裁	民事事件	5,414	5,880	1.086	5,931	5,834	0.984	1.035	
	刑事事件	1,825	1,740	0.953	2,036	1,730	0.850	0.902	
	計	7,239	7,620	1.053	7,967	7,564	0.949	1.001	
高裁	民事事件	30,530	32,535	1.066	30,044	31,584	1.051	1.059	
	調停事件	63	92	1.460	63	88	1.397	1.429	
	刑事事件	5,449	4,938	0.906	5,573	5,055	0.907	0.907	
	計	36,042	37,565	1.042	35,680	36,727	1.029	1.036	
地裁	民事事件	586,996	582,376	0.992	602,770	593,010	0.984	0.988	
	調停事件	5,037	6,924	1.375	4,907	7,005	1.428	1.402	
	刑事事件	67,825	62,258	0.918	69,027	63,944	0.926	0.922	
	計	659,858	651,558	0.987	676,704	663,959	0.981	0.984	
家裁	イ 家事事件	949,505	970,484	1.022	977,683	966,514	0.989	1.006	
	ロ 調停事件	133,167	128,105	0.962	137,971	134,871	0.978	0.970	
	ハ 少年事件	49,618	44,625	0.899	53,549	44,954	0.839	0.869	
	計	1,132,290	1,143,214	1.010	1,169,203	1,146,339	0.980	0.995	
	ニ 少年事件(除交通)	37,094	33,572	0.905	40,175	33,858	0.843	0.874	
	ホ 少年交通事件	12,524	11,053	0.883	13,374	11,096	0.830	0.857	
	イ+ロ+ニ+(ホ*0.1)	1,121,018	1,133,266	1.011	1,157,166	1,136,353	0.982	0.997	
簡裁	民事事件	715,829	695,565	0.972	725,320	709,096	0.978	0.975	
	調停事件	25,879	25,126	0.971	28,380	26,064	0.918	0.945	
	刑事事件	4,226	3,427	0.811	4,484	3,532	0.788	0.800	
	略式事件	181,959	160,180	0.880	181,097	160,649	0.887	0.884	
	民+調+刑	745,934	724,118	0.971	758,184	738,692	0.974	0.973	
	民+調+刑+(略式*0.1)	764,130	740,136	0.969	776,294	754,757	0.972	0.971	
	刑事+略式(除在庁)	108,619	94,749	0.872	108,647	95,133	0.876	0.874	
	略式事件(除在庁)	104,393	91,322	0.875	104,163	91,601	0.879	0.877	
	在庁略式事件	87,289	77,098	0.883	31,512	31,751	1.008	0.946	
	全裁判所平均事件率							0.998	

事 件 率 表 (2.6~3.5)

区 分		新 受			既 済			平均事件率	備 考
		1.6~2.5	2.6~3.5	事件率	1.6~2.5	2.6~3.5	事件率		
最高裁	民事事件	5,551	5,414	0.975	5,138	5,931	1.154	1.065	
	刑事事件	2,038	1,825	0.895	1,928	2,036	1.056	0.976	
	計	7,589	7,239	0.954	7,066	7,967	1.128	1.041	
高 裁	民事事件	29,715	30,530	1.027	28,665	30,044	1.048	1.038	
	調停事件	39	63	1.615	36	63	1.750	1.683	
	刑事事件	5,657	5,449	0.963	5,399	5,573	1.032	0.998	
	計	35,411	36,042	1.018	34,100	35,680	1.046	1.032	
地 裁	民事事件	578,426	586,996	1.015	549,450	602,770	1.097	1.056	
	調停事件	3,466	5,037	1.453	3,286	4,907	1.493	1.473	
	刑事事件	66,433	67,825	1.021	63,878	69,027	1.081	1.051	
	計	648,325	659,858	1.018	616,614	676,704	1.097	1.058	
家 裁	イ 家事事件	910,650	949,505	1.043	878,822	977,683	1.112	1.078	
	ロ 調停事件	133,411	133,167	0.998	119,640	137,971	1.153	1.076	
	ハ 少年事件	55,805	49,618	0.889	52,996	53,549	1.010	0.950	
	計	1,099,866	1,132,290	1.029	1,051,458	1,169,203	1.112	1.071	
	ニ 少年事件(除交通)	42,737	37,094	0.868	40,576	40,175	0.990	0.929	
	ホ 少年交通事件	13,068	12,524	0.958	12,420	13,374	1.077	1.018	
	(イ+ロ+ニ+ホ*0.1)	1,088,105	1,121,018	1.030	1,040,280	1,157,166	1.112	1.071	
簡 裁	民事事件	788,797	715,829	0.907	761,513	725,320	0.952	0.930	
	調停事件	28,496	25,879	0.908	26,857	28,380	1.057	0.983	
	刑事事件	5,056	4,226	0.836	5,051	4,484	0.888	0.862	
	略式事件	175,051	181,959	1.039	175,633	181,097	1.031	1.035	
	民+調+刑	822,349	745,934	0.907	793,421	758,184	0.956	0.932	
	民+調+刑+(略式*0.1)	839,854	764,130	0.910	810,984	776,294	0.957	0.934	
	刑事+略式(除在庁)	107,596	108,619	1.010	107,071	108,647	1.015	1.013	
	略式事件(除在庁)	102,540	104,393	1.018	102,020	104,163	1.021	1.020	
	在庁略式事件	86,625	87,289	1.008	52,252	31,512	0.603	0.806	
全裁判所平均事件率								1.027	

事 件 率 表 (1.6~2.5)

区 分		新 受			既 済			平均事件率	備 考
		30.6~1.5	1.6~2.5	事件率	30.6~1.5	1.6~2.5	事件率		
最 高 裁	民事事件	5,858	5,551	0.948	5,388	5,138	0.954	0.951	
	刑事事件	1,985	2,038	1.027	1,930	1,928	0.999	1.013	
	計	7,843	7,589	0.968	7,318	7,066	0.966	0.967	
高 裁	民事事件	30,491	29,715	0.975	30,701	28,665	0.934	0.955	
	調停事件	15	39	2.600	14	36	2.571	2.586	
	刑事事件	5,839	5,657	0.969	5,750	5,399	0.939	0.954	
地 裁	計	36,345	35,411	0.974	36,465	34,100	0.935	0.955	
	民事事件	578,808	578,426	0.999	564,578	549,450	0.973	0.986	
	調停事件	3,051	3,466	1.136	2,988	3,286	1.100	1.118	
家 裁	刑事事件	68,887	66,433	0.964	67,459	63,878	0.947	0.956	
	計	650,746	648,325	0.996	635,025	616,614	0.971	0.984	
	家事事件	892,962	910,650	1.020	886,899	878,822	0.991	1.006	
家 裁	調停事件	135,942	133,411	0.981	133,693	119,640	0.895	0.938	
	少年事件	61,717	55,805	0.904	62,531	52,996	0.848	0.876	
	計	1,090,621	1,099,866	1.008	1,083,123	1,051,458	0.971	0.990	
家 裁	少年事件(除交通)	47,360	42,737	0.902	47,916	40,576	0.847	0.875	
	少年交通事件	14,357	13,068	0.910	14,615	12,420	0.850	0.880	
	($\text{イ}+\text{ロ}+\text{ニ}$)($\text{ホ} \times 0.1$)	1,077,700	1,088,105	1.010	1,069,970	1,040,280	0.972	0.991	
簡 裁	民事事件	881,100	788,797	0.895	877,085	761,513	0.868	0.882	
	調停事件	30,168	28,496	0.945	30,124	26,857	0.892	0.919	
	刑事事件	5,981	5,056	0.845	6,045	5,051	0.836	0.841	
簡 裁	略式事件	215,004	175,051	0.814	214,965	175,633	0.817	0.816	
	民+調+刑	917,249	822,349	0.897	913,254	793,421	0.869	0.883	
	民+調+刑+(略式 $\times 0.1$)	938,749	839,854	0.895	934,751	810,984	0.868	0.882	
簡 裁	刑事+略式(除在庁)	138,233	107,596	0.778	138,477	107,071	0.773	0.776	
	略式事件(除在庁)	132,252	102,540	0.775	132,432	102,020	0.770	0.773	
	在庁略式事件	115,433	86,625	0.750	76,880	52,252	0.680	0.715	
全裁判所平均事件率								0.956	

審級裁判所別、日の細分別積算内訳

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
裁判費審級別総表									
諸謝金	412,500		395,297	147,759	543,056		0	1,516,353	2,059,409
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0		0	1,344,576	1,344,576
鑑定人手当	143,497		139,634	57,800	197,434		0	100,224	297,658
民事事件	1,046		1,056	437	1,493		0	0	1,493
刑事事件	125,442		122,353	50,647	173,000		0	0	173,000
家事事件	7,561		7,788	3,224	11,012		0	0	11,012
少年事件	9,448		8,437	3,492	11,929		0	0	11,929
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	100,224	100,224
通訳謝金	269,003		255,663	89,198	344,861		0	280	345,141
民事事件	546		539	188	727		0	0	727
刑事事件	246,907		235,828	82,278	318,106		0	0	318,106
家事事件	381		392	137	529		0	0	529
少年事件	21,169		18,904	6,595	25,499		0	0	25,499
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	280	280
指定弁護士手当	0		0	0	0		0	15,760	15,760
国選弁護士等報酬	0		0	761	761		0	55,513	56,274
国選弁護士報酬	0		0	761	761		0	0	761
弁護士報酬	0		0	761	761		0	0	761
一般分	0		0	761	761		0	0	761
特別分	0		0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0		0	0	0		0	0	0
国選付添人報酬	0		0	0	0		0	55,513	55,513
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	55,513	55,513
付添人報酬	0		0	0	0		0	54,728	54,728
一般分	0		0	0	0		0	52,799	52,799
特別分	0		0	0	0		0	1,929	1,929
記録謄写料	0		0	0	0		0	785	785
国選代理人報酬	0		0	0	0		0	0	0
弁護士報酬	0		0	0	0		0	0	0
一般分	0		0	0	0		0	0	0
特別分	0		0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0		0	0	0		0	0	0
裁判旅費	138,889		192,418	84,859	277,277		0	0	277,277
民事事件旅費	4,360		4,392	2,724	7,116		0	0	7,116
刑事事件旅費	764		743	461	1,204		0	0	1,204
家事事件旅費	30,903		31,830	19,739	51,569		0	0	51,569
少年事件旅費	23,736		21,196	13,145	34,341		0	0	34,341
調停事件旅費	2,111		2,133	1,323	3,456		0	0	3,456

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
事件連絡等旅費	77,015		75,993	47,126	123,119		0	0	123,119
調査研究等旅費	0		56,131	341	56,472		0	0	56,472
執行官旅費	0		43,858	0	43,858		0	0	43,858
委員等旅費	544,142		524,519	199,092	723,611		0	641,845	1,365,456
裁判員等旅費	0		0	0	0		0	639,277	639,277
裁判員	0		0	0	0		0	400,762	400,762
鉄道賃	0		0	0	0		0	43,392	43,392
車賃	0		0	0	0		0	9,673	9,673
日当	0		0	0	0		0	341,825	341,825
宿泊料	0		0	0	0		0	5,872	5,872
補充裁判員	0		0	0	0		0	131,030	131,030
鉄道賃	0		0	0	0		0	14,660	14,660
車賃	0		0	0	0		0	3,202	3,202
日当	0		0	0	0		0	111,327	111,327
宿泊料	0		0	0	0		0	1,841	1,841
裁判員候補者	0		0	0	0		0	107,485	107,485
鉄道賃	0		0	0	0		0	22,253	22,253
車賃	0		0	0	0		0	4,496	4,496
日当	0		0	0	0		0	79,728	79,728
宿泊料	0		0	0	0		0	1,008	1,008
調停委員旅費	2,052		2,349	170	2,519		0	0	2,519
鉄道賃	1,289		1,497	109	1,606		0	0	1,606
車賃	435		471	34	505		0	0	505
日当	298		341	24	365		0	0	365
宿泊料	30		40	3	43		0	0	43
調停官旅費	18		24	56	80		0	0	80
鉄道賃	17		23	54	77		0	0	77
車賃	0		0	0	0		0	0	0
日当	1		1	2	3		0	0	3
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
参与員旅費	169,142		174,217	85,709	259,926		0	0	259,926
鉄道賃	7,661		7,891	3,882	11,773		0	0	11,773
車賃	3,730		3,842	1,890	5,732		0	0	5,732
日当	157,751		162,484	79,937	242,421		0	0	242,421
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
司法委員旅費	354,636		329,456	110,352	439,808		0	0	439,808
鉄道賃	22,402		20,811	6,971	27,782		0	0	27,782
車賃	7,642		7,099	2,378	9,477		0	0	9,477
日当	324,592		301,546	101,003	402,549		0	0	402,549
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
鑑定委員旅費	17,640		17,812	2,701	20,513		0	0	20,513
鉄道賃	132		133	20	153		0	0	153
車賃	50		51	8	59		0	0	59
日当	17,458		17,628	2,673	20,301		0	0	20,301
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	654		661	52	713		0	0	713
鉄道賃	375		379	30	409		0	0	409
車賃	76		77	6	83		0	0	83
日当	120		121	9	130		0	0	130
宿泊料	83		84	7	91		0	0	91
精神保健審判員等旅費	0		0	0	0		0	144	144
精神保健審判員旅費	0		0	0	0		0	80	80
鉄道賃	0		0	0	0		0	28	28
車賃	0		0	0	0		0	10	10
日当	0		0	0	0		0	42	42
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
精神保健参与員旅費	0		0	0	0		0	64	64
鉄道賃	0		0	0	0		0	29	29
車賃	0		0	0	0		0	3	3
日当	0		0	0	0		0	32	32
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
国選弁護人等旅費	0		0	52	52		0	2,424	2,476
国選弁護人旅費	0		0	52	52		0	0	52
鉄道賃	0		0	11	11		0	0	11
車賃	0		0	0	0		0	0	0
日当	0		0	41	41		0	0	41
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0		0	2,424	2,424
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	2,424	2,424
鉄道賃	0		0	0	0		0	433	433
車賃	0		0	0	0		0	147	147
日当	0		0	0	0		0	1,823	1,823
宿泊料	0		0	0	0		0	21	21
国選代理人旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0		0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0		0	0	0
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
証人等旅費	137,858		133,114	46,006	179,120		0	605	179,725
証人旅費	41,197		40,068	11,161	51,229		0	24	51,253

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
民事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0		0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0		0	0	0
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
刑事事件	40,775		39,691	11,056	50,747		0	0	50,747
鉄道賃	14,625		14,230	3,964	18,194		0	0	18,194
車賃	1,595		1,551	432	1,983		0	0	1,983
日当	23,263		22,653	6,309	28,962		0	0	28,962
宿泊料	1,292		1,257	351	1,608		0	0	1,608
家事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0		0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0		0	0	0
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
少年事件	422		377	105	482		0	0	482
鉄道賃	40		36	10	46		0	0	46
車賃	26		23	6	29		0	0	29
日当	356		318	89	407		0	0	407
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	24	24
鉄道賃	0		0	0	0		0	8	8
車賃	0		0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0		0	14	14
宿泊料	0		0	0	0		0	1	1
鑑定人旅費	1,283		1,258	1,251	2,509		0	46	2,555
民事事件	217		219	218	437		0	0	437
鉄道賃	135		136	135	271		0	0	271
車賃	2		2	2	4		0	0	4
日当	80		81	81	162		0	0	162
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
刑事事件	1,043		1,017	1,011	2,028		0	0	2,028
鉄道賃	199		194	193	387		0	0	387
車賃	25		24	24	48		0	0	48
日当	804		784	779	1,563		0	0	1,563
宿泊料	15		15	15	30		0	0	30
家事事件	8		8	8	16		0	0	16
鉄道賃	0		0	0	0		0	0	0
車賃	1		1	1	2		0	0	2
日当	7		7	7	14		0	0	14

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
少年事件	15		14	14	28		0	0	28
鉄道賃	3		3	3	6		0	0	6
車賃	0		0	0	0		0	0	0
日当	12		11	11	22		0	0	22
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	46	46
鉄道賃	0		0	0	0		0	16	16
車賃	0		0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0		0	28	28
宿泊料	0		0	0	0		0	1	1
通訳人旅費	94,038		90,591	32,171	122,762		0	58	122,820
民事事件	5,673		5,693	2,022	7,715		0	0	7,715
鉄道賃	2,019		2,031	721	2,752		0	0	2,752
車賃	139		139	49	188		0	0	188
日当	3,345		3,351	1,191	4,542		0	0	4,542
宿泊料	170		172	61	233		0	0	233
刑事事件	83,162		80,241	28,495	108,736		0	0	108,736
鉄道賃	24,400		23,687	8,411	32,098		0	0	32,098
車賃	2,183		2,100	746	2,846		0	0	2,846
日当	55,610		53,512	19,004	72,516		0	0	72,516
宿泊料	969		942	334	1,276		0	0	1,276
家事事件	82		84	30	114		0	0	114
鉄道賃	15		15	5	20		0	0	20
車賃	1		1	0	1		0	0	1
日当	66		68	25	93		0	0	93
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
少年事件	5,121		4,573	1,624	6,197		0	0	6,197
鉄道賃	1,012		904	321	1,225		0	0	1,225
車賃	164		146	52	198		0	0	198
日当	3,939		3,518	1,249	4,767		0	0	4,767
宿泊料	6		5	2	7		0	0	7
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	58	58
鉄道賃	0		0	0	0		0	14	14
車賃	0		0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0		0	43	43
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
少年旅費	7		6	0	6		0	0	6
鉄道賃	7		6	0	6		0	0	6
車賃	0		0	0	0		0	0	0

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円		千円	千円	千円
口当	0		0	0	0		0	0	0
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
参考人旅費	1,333		1,191	1,423	2,614		0	477	3,091
少年事件	1,333		1,191	1,423	2,614		0	0	2,614
鉄道賃	285		255	305	560		0	0	560
車賃	102		91	108	199		0	0	199
日当	946		845	1,010	1,855		0	0	1,855
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	477	477
鉄道賃	0		0	0	0		0	159	159
車賃	0		0	0	0		0	13	13
日当	0		0	0	0		0	290	290
宿泊料	0		0	0	0		0	15	15
裁判庁費	1,664,571		1,654,584	0	1,654,584		0	17,746,762	19,401,346
消耗品費	603,079	0.994	599,461	0	599,461		0	1,186,754	1,786,215
印刷製本費	117,055	0.994	116,353	0	116,353		0	2,538	118,891
通信運搬費	537,879	0.994	534,652	0	534,652		0	823,515	1,358,167
借料及び損料	9,957	0.994	9,897	0	9,897		0	2,185,027	2,194,924
雑役務費等	396,601	0.994	394,221	0	394,221		0	13,548,928	13,943,149
特別送達料	443,517		424,366	93,715	518,081		0	103,370	621,451
身柄拘束者食糧費	37		33	391	424		0	0	424
少年補導委託費	60,836		54,327	85,960	140,287		0	0	140,287
補導委託費	60,712		54,216	85,784	140,000		0	0	140,000
医療費	124		111	176	287		0	0	287
賠償償還及払戻金	224,812		222,851	66,161	289,012		0	0	289,012
保証金	0		0	10,000	10,000		0	0	10,000
刑事補償金	340,467		329,512	236,189	565,701		0	0	565,701
拘禁補償	265,600		256,970	184,192	441,162		0	0	441,162
費用補償	74,867		72,542	51,997	124,539		0	0	124,539
被告人の鉄道賃	975		940	674	1,614		0	0	1,614
被告人の日当	2,082		2,017	1,446	3,463		0	0	3,463
被告人の宿泊料	34		32	23	55		0	0	55
私選弁護人の鉄道賃	2,518		2,430	1,741	4,171		0	0	4,171
私選弁護人の日当	4,039		3,903	2,798	6,701		0	0	6,701
私選弁護人の宿泊料	52		50	36	86		0	0	86
私選弁護人の報酬	62,962		61,035	43,749	104,784		0	0	104,784
私選弁護人の謄写料	2,205		2,135	1,530	3,665		0	0	3,665
少年補償金	149		133	9,888	10,021		0	0	10,021
計	3,967,778		3,975,012	980,020	4,955,032		0	20,008,935	24,963,967

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
最高裁判所									
諸謝金	0		0	0	0		0	8,530	8,530
指定弁護士手当	0		0	0	0		0	5,282	5,282
国選弁護士等報酬	0		0	0	0		0	3,248	3,248
国選弁護士報酬	0		0	0	0		0	0	0
弁護士報酬	0		0	0	0		0	0	0
一般分	0	0.964	0	0	0		0	0	0
特別分	0	0.964	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.964	0	0	0		0	0	0
国選付添人報酬	0		0	0	0		0	3,248	3,248
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	3,248	3,248
付添人報酬	0		0	0	0		0	3,239	3,239
一般分	0		0	0	0		0	3,239	3,239
特別分	0		0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0		0	0	0		0	9	9
裁判旅費	0		3,653	33	3,686		0	0	3,686
民事事件旅費	0	1.017	0	0	0		0	0	0
刑事事件旅費	0	0.964	0	0	0		0	0	0
事件連絡等旅費	0	1.003	0	0	0		0	0	0
調査研究等旅費	0		3,653	33	3,686		0	0	3,686
委員等旅費	0		0	0	0		0	99	99
国選弁護士等旅費	0		0	0	0		0	99	99
国選弁護士旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.964	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.964	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.964	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.964	0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0		0	99	99
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	99	99
鉄道賃	0		0	0	0		0	0	0
車賃	0		0	0	0		0	0	0
日当	0		0	0	0		0	99	99
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
特別送達料	7,683	1.003	7,706	1,702	9,408		0	0	9,408
賠償償還及払戻金	88	1.017	89	26	115		0	0	115
刑事補償金	0		0	0	0		0	0	0
拘禁補償	0	0.964	0	0	0		0	0	0
費用補償	0		0	0	0		0	0	0
被告人の鉄道賃	0	0.964	0	0	0		0	0	0
被告人の日当	0	0.964	0	0	0		0	0	0

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
被告人の宿泊料	0	0.964	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	0	0.964	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の日当	0	0.964	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の宿泊料	0	0.964	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の報酬	0	0.964	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の謄写料	0	0.964	0	0	0		0	0	0
計	7,771		11,448	1,761	13,209		0	8,629	21,838

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
高等裁判所									
諸謝金	4,861		4,634	1,651	6,285		0	16,907	23,192
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0		0	0	0
鑑定人手当	541		516	214	730		0	0	730
民事事件	0	1.017	0	0	0		0	0	0
刑事事件	541	0.953	516	214	730		0	0	730
通訳謝金	4,320		4,118	1,437	5,555		0	0	5,555
民事事件	25	1.017	25	9	34		0	0	34
刑事事件	4,295	0.953	4,093	1,428	5,521		0	0	5,521
指定弁護士手当	0		0	0	0		0	5,301	5,301
国選弁護士等報酬	0		0	0	0		0	11,606	11,606
国選弁護士報酬	0		0	0	0		0	0	0
弁護士報酬	0		0	0	0		0	0	0
一般分	0	0.953	0	0	0		0	0	0
特別分	0	0.953	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.953	0	0	0		0	0	0
国選付添人報酬	0		0	0	0		0	11,606	11,606
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	11,606	11,606
付添人報酬	0		0	0	0		0	11,386	11,386
一般分	0		0	0	0		0	10,502	10,502
特別分	0		0	0	0		0	884	884
記録謄写料	0		0	0	0		0	220	220
国選代理人報酬	0		0	0	0		0	0	0
弁護士報酬	0		0	0	0		0	0	0
一般分	0	1.017	0	0	0		0	0	0
特別分	0	1.017	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	1.017	0	0	0		0	0	0
裁判旅費	1,530		3,558	972	4,530		0	0	4,530
民事事件旅費	580	1.017	590	366	956		0	0	956
刑事事件旅費	0	0.953	0	0	0		0	0	0
調停事件旅費	0	1.899	0	0	0		0	0	0
事件連絡等旅費	950	1.008	958	594	1,552		0	0	1,552
調査研究等旅費	0		2,010	12	2,022		0	0	2,022
委員等旅費	19		19	1	20		0	348	368
調停委員旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.899	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.899	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.899	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.899	0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	19		19	1	20		0	0	20

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
鉄道賃	16	1.017	16	1	17		0	0	17
車賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
日当	3	1.017	3	0	3		0	0	3
宿泊料	0	1.017	0	0	0		0	0	0
国選弁護人等旅費	0		0	0	0		0	348	348
国選弁護人旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.953	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.953	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.953	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.953	0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0		0	348	348
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	348	348
鉄道賃	0		0	0	0		0	2	2
車賃	0		0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0		0	345	345
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
国選代理人旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.017	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.017	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	2,654		2,529	871	3,400		0	0	3,400
証人旅費	448		427	120	547		0	0	547
民事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.017	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.017	0	0	0		0	0	0
刑事事件	448		427	120	547		0	0	547
鉄道賃	240	0.953	229	64	293		0	0	293
車賃	6	0.953	6	2	8		0	0	8
日当	186	0.953	177	49	226		0	0	226
宿泊料	16	0.953	15	5	20		0	0	20
鑑定人旅費	9		9	9	18		0	0	18
民事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.017	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.017	0	0	0		0	0	0
刑事事件	9		9	9	18		0	0	18

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
鉄道賃	0	0.953	0	0	0		0	0	0
車賃	1	0.953	1	1	2		0	0	2
日当	8	0.953	8	8	16		0	0	16
宿泊料	0	0.953	0	0	0		0	0	0
通訳人旅費	2,197		2,093	742	2,835		0	0	2,835
民事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.017	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.017	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.017	0	0	0		0	0	0
刑事事件	2,197		2,093	742	2,835		0	0	2,835
鉄道賃	631	0.953	601	213	814		0	0	814
車賃	55	0.953	52	18	70		0	0	70
日当	1,504	0.953	1,433	509	1,942		0	0	1,942
宿泊料	7	0.953	7	2	9		0	0	9
特別送達料	22,734	0.953	21,666	4,785	26,451		0	0	26,451
賠償償還及払戻金	31,469	1.017	32,004	9,501	41,505		0	0	41,505
刑事補償金	121,075		115,387	82,707	198,094		0	0	198,094
拘禁補償	98,007	0.953	93,401	66,948	160,349		0	0	160,349
費用補償	23,068		21,986	15,759	37,745		0	0	37,745
被告人の鉄道賃	521	0.953	497	356	853		0	0	853
被告人の日当	690	0.953	658	472	1,130		0	0	1,130
被告人の宿泊料	34	0.953	32	23	55		0	0	55
私選弁護人の鉄道賃	1,202	0.953	1,146	821	1,967		0	0	1,967
私選弁護人の日当	1,734	0.953	1,653	1,185	2,838		0	0	2,838
私選弁護人の宿泊料	52	0.953	50	36	86		0	0	86
私選弁護人の報酬	18,091	0.953	17,241	12,358	29,599		0	0	29,599
私選弁護人の膳写料	744	0.953	709	508	1,217		0	0	1,217
計	184,342		179,797	100,488	280,285		0	17,255	297,540

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
地方裁判所									
諸謝金	332,863		324,923	122,092	447,015		0	1,490,916	1,937,931
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0		0	1,344,576	1,344,576
鑑定人手当	125,478		122,502	50,708	173,210		0	100,224	273,434
民事事件	1,046	1.010	1,056	437	1,493		0	0	1,493
刑事事件	124,432	0.976	121,446	50,271	171,717		0	0	171,717
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	100,224	100,224
通訳謝金	207,385		202,421	70,623	273,044		0	280	273,324
民事事件	369	1.010	373	130	503		0	0	503
刑事事件	207,016	0.976	202,048	70,493	272,541		0	0	272,541
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	280	280
指定弁護士手当	0		0	0	0		0	5,177	5,177
国選弁護士等報酬	0		0	761	761		0	40,659	41,420
国選弁護士報酬	0		0	761	761		0	0	761
弁護士報酬	0		0	761	761		0	0	761
一般分	0	0.976	0	761	761		0	0	761
特別分	0	0.976	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.976	0	0	0		0	0	0
国選付添人報酬	0		0	0	0		0	40,659	40,659
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	40,659	40,659
付添人報酬	0		0	0	0		0	40,103	40,103
一般分	0		0	0	0		0	39,058	39,058
特別分	0		0	0	0		0	1,045	1,045
記録謄写料	0		0	0	0		0	556	556
国選代理人報酬	0		0	0	0		0	0	0
弁護士報酬	0		0	0	0		0	0	0
一般分	0	1.010	0	0	0		0	0	0
特別分	0	1.010	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	1.010	0	0	0		0	0	0
裁判旅費	39,316		68,438	24,775	93,213		0	0	93,213
民事事件旅費	3,578	1.010	3,614	2,241	5,855		0	0	5,855
刑事事件旅費	748	0.976	730	453	1,183		0	0	1,183
調停事件旅費	106	1.331	141	87	228		0	0	228
事件連絡等旅費	34,884	1.009	35,198	21,827	57,025		0	0	57,025
調査研究等旅費	0		28,755	167	28,922		0	0	28,922
執行官旅費	0		43,858	0	43,858		0	0	43,858
委員等旅費	19,192		19,696	2,944	22,640		0	641,398	664,038
裁判員等旅費	0		0	0	0		0	639,277	639,277
裁判員	0		0	0	0		0	400,762	400,762
鉄道賃	0		0	0	0		0	43,392	43,392

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
車賃	0		0	0	0		0	9,673	9,673
日当	0		0	0	0		0	341,825	341,825
宿泊料	0		0	0	0		0	5,872	5,872
補充裁判員	0		0	0	0		0	131,030	131,030
鉄道賃	0		0	0	0		0	14,660	14,660
車賃	0		0	0	0		0	3,202	3,202
日当	0		0	0	0		0	111,327	111,327
宿泊料	0		0	0	0		0	1,841	1,841
裁判員候補者	0		0	0	0		0	107,485	107,485
鉄道賃	0		0	0	0		0	22,253	22,253
車賃	0		0	0	0		0	4,496	4,496
日当	0		0	0	0		0	79,728	79,728
宿泊料	0		0	0	0		0	1,008	1,008
調停委員旅費	953		1,268	92	1,360		0	0	1,360
鉄道賃	660	1.331	878	64	942		0	0	942
車賃	125	1.331	166	12	178		0	0	178
日当	138	1.331	184	13	197		0	0	197
宿泊料	30	1.331	40	3	43		0	0	43
調停官旅費	18		24	56	80		0	0	80
鉄道賃	17	1.331	23	54	77		0	0	77
車賃	0	1.331	0	0	0		0	0	0
日当	1	1.331	1	2	3		0	0	3
宿泊料	0	1.331	0	0	0		0	0	0
鑑定委員旅費	17,586		17,762	2,693	20,455		0	0	20,455
鉄道賃	132	1.010	133	20	153		0	0	153
車賃	50	1.010	51	8	59		0	0	59
日当	17,404	1.010	17,578	2,665	20,243		0	0	20,243
宿泊料	0	1.010	0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	635		642	51	693		0	0	693
鉄道賃	359	1.010	363	29	392		0	0	392
車賃	76	1.010	77	6	83		0	0	83
日当	117	1.010	118	9	127		0	0	127
宿泊料	83	1.010	84	7	91		0	0	91
精神審判員等旅費	0		0	0	0		0	144	144
精神保健審判員旅費	0		0	0	0		0	80	80
鉄道賃	0		0	0	0		0	28	28
車賃	0		0	0	0		0	10	10
日当	0		0	0	0		0	12	12
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
精神保健参与員旅費	0		0	0	0		0	64	64

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
鉄道賃	0		0	0	0		0	29	29
車賃	0		0	0	0		0	3	3
日当	0		0	0	0		0	32	32
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
国選弁護人等旅費	0		0	52	52		0	1,977	2,029
国選弁護人旅費	0		0	52	52		0	0	52
鉄道賃	0	0.976	0	11	11		0	0	11
車賃	0	0.976	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.976	0	41	41		0	0	41
宿泊料	0	0.976	0	0	0		0	0	0
国選付添人旅費	0		0	0	0		0	1,977	1,977
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	1,977	1,977
鉄道賃	0		0	0	0		0	431	431
車賃	0		0	0	0		0	146	146
日当	0		0	0	0		0	1,379	1,379
宿泊料	0		0	0	0		0	21	21
国選代理人旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.010	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.010	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.010	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.010	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	120,935		118,218	39,801	158,019		0	605	158,624
証人旅費	39,664		38,712	10,783	49,495		0	24	49,519
民事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.010	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.010	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.010	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.010	0	0	0		0	0	0
刑事事件	39,664		38,712	10,783	49,495		0	0	49,495
鉄道賃	14,116	0.976	13,777	3,838	17,615		0	0	17,615
車賃	1,549	0.976	1,512	421	1,933		0	0	1,933
日当	22,746	0.976	22,200	6,183	28,383		0	0	28,383
宿泊料	1,253	0.976	1,223	341	1,564		0	0	1,564
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	24	24
鉄道賃	0		0	0	0		0	8	8
車賃	0		0	0	0		0	1	1
日当	0		0	0	0		0	14	14
宿泊料	0		0	0	0		0	1	1
鑑定人旅費	1,247		1,224	1,217	2,441		0	46	2,487
民事事件	217		219	218	437		0	0	437

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3年平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
鉄道賃	135	1.010	136	135	271		0	0	271
車賃	2	1.010	2	2	4		0	0	4
口当	80	1.010	81	81	162		0	0	162
宿泊料	0	1.010	0	0	0		0	0	0
刑事事件	1,030		1,005	999	2,004		0	0	2,004
鉄道賃	199	0.976	194	193	387		0	0	387
車賃	24	0.976	23	23	46		0	0	46
口当	792	0.976	773	768	1,541		0	0	1,541
宿泊料	15	0.976	15	15	30		0	0	30
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	46	46
鉄道賃	0		0	0	0		0	16	16
車賃	0		0	0	0		0	1	1
口当	0		0	0	0		0	28	28
宿泊料	0		0	0	0		0	1	1
通訳人旅費	80,024		78,282	27,801	106,083		0	58	106,141
民事事件	5,222		5,274	1,874	7,148		0	0	7,148
鉄道賃	1,924	1.010	1,943	690	2,633		0	0	2,633
車賃	120	1.010	121	43	164		0	0	164
口当	3,008	1.010	3,038	1,080	4,118		0	0	4,118
宿泊料	170	1.010	172	61	233		0	0	233
刑事事件	74,802		73,008	25,927	98,935		0	0	98,935
鉄道賃	22,973	0.976	22,422	7,962	30,384		0	0	30,384
車賃	1,926	0.976	1,880	668	2,548		0	0	2,548
口当	48,972	0.976	47,797	16,974	64,771		0	0	64,771
宿泊料	931	0.976	909	323	1,232		0	0	1,232
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	58	58
鉄道賃	0		0	0	0		0	14	14
車賃	0		0	0	0		0	1	1
口当	0		0	0	0		0	43	43
宿泊料	0		0	0	0		0	0	0
参考人旅費	0		0	0	0		0	477	477
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	477	477
鉄道賃	0		0	0	0		0	159	159
車賃	0		0	0	0		0	13	13
口当	0		0	0	0		0	290	290
宿泊料	0		0	0	0		0	15	15
特別送達料	312,063	0.976	304,573	67,260	371,833		0	103,370	475,203
身柄拘束者食糧費	0	0.976	0	0	0		0	0	0
賠償償還及払戻金	132,148	1.010	133,469	39,626	173,095		0	0	173,095
保証金	0	1.010	0	10,000	10,000		0	0	10,000

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
刑事補償金	219,377		214,112	153,473	367,585		0	0	367,585
拘禁補償	167,581	0.976	163,559	117,237	280,796		0	0	280,796
費用補償	51,796		50,553	36,236	86,789		0	0	86,789
被告人の鉄道賃	454	0.976	443	318	761		0	0	761
被告人の口当	1,389	0.976	1,356	972	2,328		0	0	2,328
被告人の宿泊料	0	0.976	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	1,316	0.976	1,284	920	2,204		0	0	2,204
私選弁護人の口当	2,305	0.976	2,250	1,613	3,863		0	0	3,863
私選弁護人の宿泊料	0	0.976	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の報酬	44,871	0.976	43,794	31,391	75,185		0	0	75,185
私選弁護人の謄写料	1,461	0.976	1,426	1,022	2,448		0	0	2,448
計	1,175,894		1,227,287	459,971	1,687,258		0	2,236,289	3,923,547

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
家庭裁判所									
諸謝金	38,559		35,521	13,448	48,969		0	0	48,969
鑑定入院命令に基づく入院経費	0		0	0	0		0	0	0
鑑定人手当	17,009		16,225	6,716	22,941		0	0	22,941
家事事件	7,561	1.030	7,788	3,224	11,012		0	0	11,012
少年事件	9,448	0.893	8,437	3,492	11,929		0	0	11,929
心神喪失者等医療観察	0		0	0	0		0	0	0
通訳謝金	21,550		19,296	6,732	26,028		0	0	26,028
家事事件	381	1.030	392	137	529		0	0	529
少年事件	21,169	0.893	18,904	6,595	25,499		0	0	25,499
裁判旅費	74,143		88,945	45,291	134,236		0	0	134,236
家事事件旅費	30,903	1.030	31,830	19,739	51,569		0	0	51,569
少年事件旅費	23,736	0.893	21,196	13,145	34,341		0	0	34,341
調停事件旅費	1,951	0.995	1,941	1,204	3,145		0	0	3,145
事件連絡等旅費	17,553	1.019	17,887	11,093	28,980		0	0	28,980
調査研究等旅費	0		16,091	110	16,201		0	0	16,201
委員等旅費	169,972		175,043	85,769	260,812		0	0	260,812
調停委員旅費	830		826	60	886		0	0	886
鉄道賃	480	0.995	478	35	513		0	0	513
車賃	232	0.995	231	17	248		0	0	248
日当	118	0.995	117	8	125		0	0	125
宿泊料	0	0.995	0	0	0		0	0	0
調停官旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.995	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.995	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.995	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.995	0	0	0		0	0	0
参与員旅費	169,142		174,217	85,709	259,926		0	0	259,926
鉄道賃	7,661	1.030	7,891	3,882	11,773		0	0	11,773
車賃	3,730	1.030	3,842	1,890	5,732		0	0	5,732
日当	157,751	1.030	162,484	79,937	242,421		0	0	242,421
宿泊料	0	1.030	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	6,988		6,253	3,201	9,457		0	0	9,457
証人旅費	422		377	105	482		0	0	482
家事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	1.030	0	0	0		0	0	0
車賃	0	1.030	0	0	0		0	0	0
日当	0	1.030	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	1.030	0	0	0		0	0	0
少年事件	422		377	105	482		0	0	482

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
鉄道賃	40	0.893	36	10	46		0	0	46
車賃	26	0.893	23	6	29		0	0	29
日当	356	0.893	318	89	407		0	0	407
宿泊料	0	0.893	0	0	0		0	0	0
鑑定人旅費	23		22	22	44		0	0	44
家事事件	8		8	8	16		0	0	16
鉄道賃	0	1.030	0	0	0		0	0	0
車賃	1	1.030	1	1	2		0	0	2
日当	7	1.030	7	7	14		0	0	14
宿泊料	0	1.030	0	0	0		0	0	0
少年事件	15		14	14	28		0	0	28
鉄道賃	3	0.893	3	3	6		0	0	6
車賃	0	0.893	0	0	0		0	0	0
日当	12	0.893	11	11	22		0	0	22
宿泊料	0	0.893	0	0	0		0	0	0
通訳人旅費	5,203		4,657	1,654	6,311		0	0	6,311
家事事件	82		84	30	114		0	0	114
鉄道賃	15	1.030	15	5	20		0	0	20
車賃	1	1.030	1	0	1		0	0	1
日当	66	1.030	68	25	93		0	0	93
宿泊料	0	1.030	0	0	0		0	0	0
少年事件	5,121		4,573	1,624	6,197		0	0	6,197
鉄道賃	1,012	0.893	904	321	1,225		0	0	1,225
車賃	164	0.893	146	52	198		0	0	198
日当	3,939	0.893	3,518	1,249	4,767		0	0	4,767
宿泊料	6	0.893	5	2	7		0	0	7
少年旅費	7		6	0	6		0	0	6
鉄道賃	7	0.893	6	0	6		0	0	6
車賃	0	0.893	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.893	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.893	0	0	0		0	0	0
参考人旅費	1,333		1,191	1,423	2,614		0	0	2,614
少年事件	1,333		1,191	1,423	2,614		0	0	2,614
鉄道賃	285	0.893	255	305	560		0	0	560
車賃	102	0.893	91	108	199		0	0	199
日当	946	0.893	845	1,010	1,855		0	0	1,855
宿泊料	0	0.893	0	0	0		0	0	0
特別送達料	5,306	1.020	5,412	1,195	6,607		0	0	6,607
身柄拘束者食糧費	37	0.893	33	391	424		0	0	424
少年補導委託費	60,836		54,327	85,960	140,287		0	0	140,287

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3 か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
補導委託費	60,712	0.893	54,216	85,784	140,000		0	0	140,000
医療費	124	0.893	111	176	287		0	0	287
賠償償還及払戻金	5,153	1.030	5,308	1,576	6,884		0	0	6,884
少年補償金	149	0.893	133	9,888	10,021		0	0	10,021
計	361,143		370,975	246,722	617,697		0	0	617,697

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
簡易裁判所									
諸謝金	36,217		30,219	10,568	40,787		0	0	40,787
鑑定人手当	469		391	162	553		0	0	553
民事事件	0	0.929	0	0	0		0	0	0
刑事事件	469	0.834	391	162	553		0	0	553
通訳謝金	35,748		29,828	10,406	40,234		0	0	40,234
民事事件	152	0.929	141	49	190		0	0	190
刑事事件	35,596	0.834	29,687	10,357	40,044		0	0	40,044
国選弁護人等報酬	0		0	0	0		0	0	0
国選弁護人報酬	0		0	0	0		0	0	0
弁護人報酬	0		0	0	0		0	0	0
一般分	0	0.834	0	0	0		0	0	0
特別分	0	0.834	0	0	0		0	0	0
記録謄写料	0	0.834	0	0	0		0	0	0
裁判旅費	23,900		27,824	13,788	41,612		0	0	41,612
民事事件旅費	202	0.929	188	117	305		0	0	305
刑事事件旅費	16	0.834	13	8	21		0	0	21
調停事件旅費	54	0.949	51	32	83		0	0	83
事件連絡等旅費	23,628	0.929	21,950	13,612	35,562		0	0	35,562
調査研究等旅費	0		5,622	19	5,641		0	0	5,641
委員等旅費	354,959		329,761	110,378	440,139		0	0	440,139
調停委員旅費	269		255	18	273		0	0	273
鉄道賃	149	0.949	141	10	151		0	0	151
車賃	78	0.949	74	5	79		0	0	79
日当	42	0.949	40	3	43		0	0	43
宿泊料	0	0.949	0	0	0		0	0	0
調停官旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.949	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.949	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.949	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.949	0	0	0		0	0	0
司法委員旅費	354,636		329,456	110,352	439,808		0	0	439,808
鉄道賃	22,402	0.929	20,811	6,971	27,782		0	0	27,782
車賃	7,642	0.929	7,099	2,378	9,477		0	0	9,477
日当	324,592	0.929	301,546	101,003	402,549		0	0	402,549
宿泊料	0	0.929	0	0	0		0	0	0
鑑定委員旅費	54		50	8	58		0	0	58
鉄道賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
日当	54	0.929	50	8	58		0	0	58

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
宿泊料	0	0.929	0	0	0		0	0	0
専門委員旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.929	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.929	0	0	0		0	0	0
困選弁護人等旅費	0		0	0	0		0	0	0
困選弁護人旅費	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.834	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.834	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.834	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.834	0	0	0		0	0	0
証人等旅費	7,281		6,114	2,130	8,244		0	0	8,244
証人旅費	663		552	153	705		0	0	705
民事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.929	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.929	0	0	0		0	0	0
刑事事件	663		552	153	705		0	0	705
鉄道賃	269	0.834	224	62	286		0	0	286
車賃	40	0.834	33	9	42		0	0	42
日当	331	0.834	276	77	353		0	0	353
宿泊料	23	0.834	19	5	24		0	0	24
鑑定人旅費	4		3	3	6		0	0	6
民事事件	0		0	0	0		0	0	0
鉄道賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.929	0	0	0		0	0	0
日当	0	0.929	0	0	0		0	0	0
宿泊料	0	0.929	0	0	0		0	0	0
刑事事件	1		3	3	6		0	0	6
鉄道賃	0	0.834	0	0	0		0	0	0
車賃	0	0.834	0	0	0		0	0	0
日当	4	0.834	3	3	6		0	0	6
宿泊料	0	0.834	0	0	0		0	0	0
通訳人旅費	6,614		5,559	1,974	7,533		0	0	7,533
民事事件	451		419	148	567		0	0	567
鉄道賃	95	0.929	88	31	119		0	0	119
車賃	19	0.929	18	6	24		0	0	24
日当	337	0.929	313	111	424		0	0	424

区 分	令和3年度 支出実績額	事件率 3か年 平 均	事 件 計 算 分			新 規 事 項			令和5年度 要 求 額
			既定分	調整分	計	値上率	値上額	迅速適正 処 理 等	
	千円		千円	千円	千円			千円	千円
宿泊料	0	0.929	0	0	0		0	0	0
刑事事件	6,163		5,140	1,826	6,966		0	0	6,966
鉄道賃	796	0.834	664	236	900		0	0	900
車賃	202	0.834	168	60	228		0	0	228
日当	5,134	0.834	4,282	1,521	5,803		0	0	5,803
宿泊料	31	0.834	26	9	35		0	0	35
特別送達料	95,731	0.888	85,009	18,773	103,782		0	0	103,782
身柄拘束者食糧費	0		0	0	0		0	0	0
賠償償還及払戻金	55,954	0.929	51,981	15,132	67,413		0	0	67,413
刑事補償金	15		13	9	22		0	0	22
拘禁補償	12	0.834	10	7	17		0	0	17
費用補償	3		3	2	5		0	0	5
被告人の鉄道賃	0	0.834	0	0	0		0	0	0
被告人の日当	3	0.834	3	2	5		0	0	5
被告人の宿泊料	0	0.834	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の鉄道賃	0	0.834	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の日当	0	0.834	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の宿泊料	0	0.834	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の報酬	0	0.834	0	0	0		0	0	0
私選弁護人の謄写料	0	0.834	0	0	0		0	0	0
計	574,057		530,921	171,078	701,999		0	0	701,999

民 事 局 經 費

目 次

一	経常事務費	
	委員会に必要な経費	3 3 3
二	法律改正等経費	
	民事訴訟制度改革に必要な経費	3 3 5
三	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	1 裁判運営の改善経費	3 3 7
	2 専門的知見を要する事件の処理経費	3 4 5
四	調停制度の充実強化に必要な経費	
	1 調停事件の処理経費	3 5 2
	2 調停制度の充実改善経費	3 5 9
五	民事執行制度の強化改善に必要な経費	
	1 民事執行制度の改善経費	3 6 2
	2 執行官制度の維持経費	3 6 7
六	倒産制度の強化改善に必要な経費	
	倒産事件の処理経費	3 6 9
七	裁判の迅速適正処理経費	
	1 裁判の迅速適正処理経費	3 7 1
	2 督促手続オンラインシステム経費	3 7 3
	3 新民事執行事件処理システム経費	3 7 5
八	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	
	1 情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	3 7 7
	2 情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）	3 8 0

	明細書頁
<u>経常事務費</u> <u>委員会に必要な経費</u> 民事規則制定諮問委員会 <要求要旨> 法律の制定・改廃がある場合等においては、民事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。規則制定等作業は、他の手続領域への影響を考慮しながら立法作業にも準じた慎重かつ綿密な検討が必要となる。この作業は、昭和22年11月13日最高裁判所規則第8号最高裁判所規則制定諮問委員会規則により設置された民事規則制定諮問委員会に諮問して、裁判官、弁護士、関係機関の職員及び学識経験のある者による調査、審議を経ることになる。 そこで、令和5年度も引き続き、この委員会の開催に必要な経費を要求する。	10 11 A

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所						10
委員手当 (民事規則制定諮問委員 手当)	民事規則制定諮問委員会	18人 5(4)回 出席率80%	19,600	1,411 (1,129)		11
委員等旅費 (委員会出席旅費)	民事規則制定諮問委員会	1(2)人 5(4)回	46,921	235 (375)		A
庁費 (会議費)	民事規則制定諮問委員会	18人 5(4)回	110.9	10 (8)		

	明細書頁
<u>法律改正等経費</u> <u>民事訴訟制度改革に必要な経費</u> 民事事件担当裁判官等協議会（高裁別） ＜要求要旨＞ 近時の社会情勢の変化、情報技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待も高まっている。それに伴い、裁判の質についても、判断自体の適正さや手続保障のみならず、理由の当事者及び社会に対する説得力の更なる向上や合理的な期間内での解決に対する要請が高まっている。 こうした要請に的確にこたえるため、民事訴訟事件を担当する裁判官を中心に、訴訟の進行管理等に当たっている裁判所書記官も加えて、高裁単位ごとに協議会を開催して、適正かつ迅速な審理を実現し、裁判の質の更なる向上を図るための民事訴訟運営について協議する必要がある。 そこで、令和5年度も引き続き、協議会開催に必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 高等裁判所 会期 2日 人員 120人 協議員 72人 (高裁裁判官8人、高裁支部裁判官6人、地裁本庁裁判官50人、高裁民事首席書記官8人) 参列員 16人 (最高裁2人×8高裁) 係員 32人 (4人×8高裁)	28 75

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会(高裁別)			814 (814)		28
		局課長 7人	64,130	449 (449)		
		事務官 7人	52,191	365 (365)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	民事事件担当裁判官等協議会(高裁別)			2,031 (2,031)		75
		高裁支部裁判官 6人	51,467	309 (309)		
		地裁裁判官 42人	40,991	1,722 (1,722)		

	明細書頁
<u>裁判事務の迅速適正化に必要な経費</u> <u>裁判運営の改善経費</u> (1) 協議会の開催 ア) 特殊民事事件の研究会 ＜要求要旨＞ 特殊民事事件（「医事関係訴訟」、「建築関係訴訟」等の専門訴訟、「公害」等の特殊損害賠償請求訴訟、差止請求訴訟等）については、司法制度改革審議会の意見書において、審理期間をおおむね半減することが目標として掲げられており、これを受け、裁判所では、これらの特殊民事事件を円滑に処理するため、特殊民事事件を担当する裁判官を対象として、自然科学、社会科学、人文科学等の法律以外の分野に関する知識を補充するために、それぞれの専門領域の大学教授等を講師として研究会を開催することとし、対象テーマとなる専門分野を変えながら、研究会を実施してきた。 そこで、令和5年度も引き続き、本研究会の開催に必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 高等裁判所又は地方裁判所 会期 1日 回数 74回（高裁1回×8、高裁所在地地裁3回×8、その他の地裁1回×42） 人員 814人（大学教授74人、裁判官740人のうち要旅費人員支部所属裁判官56人）	76 77

(イ) 簡易裁判所民事実務研究会（地裁）

＜要求要旨＞

権利意識の高揚や価値観の多様化による国民の紛争解決に対する意識の変化、社会の高度情報化による法的知識等の入手容易化、更には、弁護士人口の増加などを原因とする少額な紛争への法律専門家の進出など、簡易裁判所を取り巻く状況の変化に対応するために、今後の簡易裁判所の運営改善策の検討を進め、更に簡易裁判所の機能強化を図ることがますます要請される。

簡易裁判所全体の紛争解決機能を充実強化する方策としては、各地方裁判所管内の簡易裁判所から裁判官や主任書記官等を集めて研究会を開催するだけでなく、各簡易裁判所の中心的な立場にある民事調停委員及び司法委員についても本研究会に参加させることが有益であり、例えば裁判官・書記官と民事調停委員・司法委員との連携といった訴訟・調停の運営上の諸問題や自主的な研修の在り方等について、簡易裁判所における事件処理の在り方といった高い見地から検討することが望ましいと考えられる。また、地方裁判所の裁判官等の意見等を踏まえつつ、参加者がそれぞれの立場から議論することによって、裁判所職員のみならず、簡易裁判所の事件を処理する上で重要な役割を担っている民事調停委員及び司法委員の問題意識を高め、さらに、研究会における多角的な検討結果を基に各簡易裁判所における通常訴訟事件や民事調停事件の円滑な処理を図ることも期待できるところである。

そこで、令和5年度も引き続き、本研究会を開催するために必要な経費を要求する。

＜開催計画＞

開催地 地方裁判所
会期 1日
回数 1回
人員 1, 150人（裁判官100人、民事首席書記官50人、簡易裁判所庶務課長・主任書記官300人、調停委員400人、司法委員200人、係員100人）

77

78

E

(ウ) 司法委員研究会

<要求要旨>

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法２７９条、民事訴訟規則１７２条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっている。そのため、司法委員に対し、事件処理上起こり得る法律問題等を適切に処理するのに必要な民法、商法等の実体法に関する基本的な知識等を習得させるとともに、実際の事件処理の過程において生ずる種々の諸問題につき、具体的な事例を基に司法委員が相互に研究し、解決策を検討し、その結果を具体的事件の処理過程において反映できるよう研究会を実施する必要がある。

本研究会については、司法委員全体の処理能力の向上が求められるようになってきていることから、新任者を除く全司法委員（約４，３００人）についてほぼ３年間で一巡するように参加させる必要がある。

そこで、令和５年度も引き続き、本研究会を開催するための経費を要求する。

<開催計画>

区分	司法委員研究会
開催場所	地方裁判所（５０庁）
回数	２回
日数	１日
研究員	司法委員 ６５０人
講師等	部内講師 裁判官１００人、係員１５０人

(二) 司法委員研修会

< 要求要旨 >

司法委員については、紛争の実情に即した適正かつ妥当な解決を図るため、国民各層から幅広く適任者を得ることが求められている。そして、年齢、知識、職業等が区々である一般国民が司法委員として簡易裁判所の訴訟手続において主体的に行動し、国民の健全な良識を裁判に反映させようという司法委員制度を十分機能させるためには、新たに選任された司法委員に対し、基礎的な知識等を早期に付与し、司法委員として審理に立ち会って意見を述べたり、和解の補助を行ったりすることができるようにすることが必要である。

そのため、新たに選任された司法委員に対し、司法委員制度のあらまし、司法委員としての心構えや求められる役割、簡易裁判所の民事訴訟手続や少額訴訟手続の概要、調停委員の役割との差違等の基本的な事項に関する知識を付与する研修会を実施する必要がある。

そこで、令和5年度も引き続き、本研修会を開催するために必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

区分	司法委員研修会
開催場所	地方裁判所（50庁）
回数	1回
日数	1日
研究員	司法委員 425人
講師等	部内講師 裁判官100人、係員150人

(2) 資料等の整備

(ア) 簡易裁判所の民事裁判手続案内用リーフレット等

<要求要旨>

簡易裁判所の民事裁判手続（以下「簡裁民事手続」という。）は、民事訴訟手続、支払督促手続、少額訴訟手続、民事調停手続に分けることができる。これらの手続は、裁判手続に精通しない一般国民にとって利用しやすい身近な紛争解決手段として、実際に多くの申立てがなされている。

今後も、簡裁民事手続をより多くの国民に周知し、利用しやすくするため、また、書記官による窓口での手続案内事務を効率化するために、利用者の関心に応じて各手続の流れや特徴を分かりやすく図解等を用いて説明したリーフレット等を作成、配布することが有効である。

また、リーフレット等を裁判所以外の官公庁の窓口等にも配布することによって、簡裁民事手続をより多くの国民に周知することができ、より利用しやすいものとするところから、裁判所及び市町村をはじめとする公共団体や関係機関にリーフレット等を配布してきた。

そこで、令和5年度も引き続き、下記のリーフレット等を作成、配布するための経費を要求する。

(a) 簡易裁判所手続用リーフレット

利用者が紛争の種類等に応じて比較検討できるよう簡裁民事手続の各手続の概略を説明したリーフレット

(b) 簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット

簡易裁判所の民事訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

(c) 少額訴訟手続用リーフレット

少額訴訟手続の流れを具体的に説明したリーフレット

(d) 支払督促手続用リーフレット

支払督促手続の流れを具体的に説明したリーフレット

(イ) 司法委員執務資料

<要求要旨>

司法委員制度は、民間の有識者から選ばれた司法委員が、簡易裁判所の民事裁判について和解を補助したり、審理に立ち会って事件につき意見を述べたり、証人等に対し発問することができる制度である（民事訴訟法279条、民事訴訟規則172条）。

簡易裁判所の事物管轄の拡大や少額訴訟手続の訴額上限の引上げ等により複雑困難な事件が増加しており、充実した審理と適正かつ迅速な事件処理を行うためには司法委員の活用を図ることが必須となっており、司法委員制度の機能の充実を図るためには、司法委員が具体的な執務に当たり参考となるような資料が必要となる。

そこで、令和5年度も引き続き、新任司法委員が具体的な執務に当たり参考となる法規や注意事項等を網羅した資料を配布するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)						34
	簡易裁判所手続用リーフレット	(71,500) (部)	1,870	102 (134)		35
	簡易裁判所民事訴訟手続用リーフレット	(66,500) (部)	1,760	99 (117)		
	少額訴訟手続用リーフレット	(66,000) (部)	1,760	96 (116)		
	支払督促手続用リーフレット	(65,000) (部)	1,760	110 (114)		
	司法委員執務資料	56,000部	1,958	174 (174)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所						76
諸謝金						
(講師等謝金)						77
	特殊民事事件の研究会					
	大学教授	74回 3時間	7,900	1,754 (1,754)		
職員旅費						78
(内国旅費)						
	特殊民事事件の研究会					
	地裁裁判官	56人	18,169	1,017 (1,017)		
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)					
	簡裁庶務課長、主任書記官			1,503 (1,503)		
	日帰り	195人	3,766	734 (734)		
	宿泊	55人	13,977	769 (769)		
委員等旅費						
(委員会出席旅費)						
	簡易裁判所民事実務研究会 (地裁)					
	調停委員及び司法委員			2,984 (2,984)		
	日帰り	388人 1回	3,766	1,461 (1,461)		
	宿泊	109人 1回	13,977	1,523 (1,523)		
	司法委員研究会					
	司法委員			5,101 (5,101)		
	日帰り	332人 2回	3,766	2,501 (2,501)		
	宿泊	93人 2回	13,977	2,600 (2,600)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
庁費 （会議費）	司法委員研修会					78 E
	司法委員			1,666（ 1,666 ）		
	日帰り	216人 1回	3,766	813（ 813 ）		
	宿泊	61人 1回	13,977	853（ 853 ）		
	簡易裁判所民事実務研究会（地裁）	600人 1回	110.9	67（ 67 ）		
	司法委員研究会	650人 2回	110.9	144（ 144 ）		
	司法委員研修会	425人 1回	110.9	47（ 47 ）		

	明細書頁
専門的知見を要する事件の処理経費	
(1) 協議会の開催	
(ア) 鑑定人セミナー	36
<要求要旨>	
医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟については、医師、建築士等の専門家による鑑定が必要となる。近時の専門訴訟の多様化、高度化に伴って、専門分野が細分化される傾向が顕著であり、適任の者を選任するためには、鑑定経験のない専門家に依頼せざるを得ないことがある。このような場合、当該鑑定人候補者に、訴訟手続における鑑定の位置付け、意義、重要性についての理解がなければ、円滑な鑑定が行われないばかりか、鑑定自体を引き受けてもらえない状況にもなりかねない。	80
鑑定経験のない専門家を対象とした鑑定人セミナーを開催し、専門訴訟において適正な審理を行うための鑑定の重要性等を鑑定人候補者等となる専門家に理解してもらう必要性は依然として高いものである。	81
そこで、令和5年度も引き続き、高等裁判所所在地の地方裁判所8庁で1回実施するための経費を要求する。	
<開催計画>	
開催地 高等裁判所所在地の地方裁判所8庁	B
会期 2日 1回	
出席者 148人	
(受講者116人、地方裁判所裁判官(本庁)8人、民事首席書記官8人、鑑定経験豊富な専門家16人)	E
(イ) 専門訴訟委員会	
<要求要旨>	
医事関係訴訟や建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する理由として、鑑定人の選任に時間を要することが挙げられる。専門訴訟においては、適切な鑑定人の確保が最も重要な課題であるが、裁判所及び当事者は専門的知識を十分には持ち得ないため、どの分野の専門家を鑑定人として選任すべきか、また、誰が鑑定人にふさわしいかを判断することは容易ではなく、さらに、当該分野の専門家になかなか鑑定を引き受けてもらえないことがある。	
これらの問題点の原因は、鑑定人の選任が裁判所に一任されることが多いにもかかわらず、適切な鑑定人を選任するための司法行政上の支援システムが十分でないことにあった。そのため、鑑定人としてふさわしい専門家の推薦、鑑定結果の評価、鑑定人候補者名簿の編成、鑑定事項や鑑定資料の在り方の検討等を行い、裁判所と専門家団体との相互理解と意思疎通を図るための組織として、平成13年6月14日最高裁判所規則第5号医事関係訴訟委員会規則により医事関係訴訟委員会を、同第6号建築関係訴訟委員会規則により建築関係訴訟委員会を最高裁判所に設置した。	
そこで、令和5年度も引き続き、所要の経費を要求する。	
<開催計画>	
(a) 医事関係訴訟委員会	本委員会 2回
(b) 建築関係訴訟委員会	委員長1人、委員11人、係員2人
(a) 医事関係訴訟委員会	本委員会 1回
(b) 建築関係訴訟委員会	委員長1人、委員11人、係員2人

明細書頁	
80 81 E	(ウ) 専門訴訟連絡協議会 ＜要求要旨＞ 医事関係訴訟、建築関係訴訟等の専門訴訟の審理に時間を要する原因の一つとして、適切な専門家の協力を得ることが困難で、審理に必要な専門的知見がなかなか得られないということが言われている。その背景には、裁判所や弁護士等の法曹と医師等の専門家との間の相互理解が不足しているといった問題がある。この問題を解消するため、裁判官、専門家、弁護士等が一堂に会し、専門家に対して裁判手続について理解してもらうとともに、問題点等について協議し信頼関係を醸成していくことが不可欠である。そのため、平成14年度から、各地方裁判所が地元の専門機関、研究機関、専門団体の代表者等と継続的に協議会を開催している。 そこで、令和5年度も引き続き、本協議会開催のために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ (a) 医事関係訴訟連絡協議会 医事関係については、専門分野が多岐にわたっており、大学医学部附属病院等の医療研究機関を中心とした医師の協力が必要であることから、そのような医療研究機関が管内に多く存在する高等裁判所所在地の地方裁判所8庁及び地域の医療研究機関等との協力関係が構築されている地方裁判所4庁の計12庁で、年間各2回開催する。開催人員は、裁判所が5人、医療研究機関が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。 (b) 建築関係訴訟連絡協議会 建築関係については、地域に影響力のある建築関係団体の協力を得て継続的な協議をすることが必要であり、建築関係の集中部のある東京及び大阪の各地方裁判所で、年間各2回開催する。開催人員は、裁判所が5人、建築専門家団体が9人、弁護士10人の合計24人規模で開催する。
	(エ) 専門委員研修 ＜要求要旨＞ 民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）により、専門委員制度が創設されたが、専門委員は医事や建築等の専門知識は有しているものの、民事訴訟手続に関する法律的な知識は必ずしも十分ではない。訴訟手続に鑑定という局面でしか関わらない鑑定人と異なり、専門委員は、争点整理、証拠調べ、和解といった訴訟手続の様々な段階で関与するものであり、訴訟手続の流れ、専門委員としての関与の在り方についての知識のほか、法律的な知識が必要不可欠である。そこで、専門委員に対して、訴訟手続に関与するに当たって必要な知識や技能を付与するとともに、専門委員として訴訟に関与する中で経験した具体的事例等を研究材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、適切に対処するために必要とされる訴訟手続への関わり方等についての手法を習得させるための機会を設ける必要がある。 そこで、令和5年度も引き続き、本研修の開催のための経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 地方裁判所本庁25庁（全50庁において2年に1回開催） 開催回数 1回 人員 375人 （専門委員300人、裁判官25人、民事首席書記官25人、外部講師（大学教授等）25人）

	明細書頁
(2) 専門委員推薦依頼用パンフレット ＜要求要旨＞ 民事訴訟法の改正（平成16年4月施行）において、専門委員制度が創設されたが、制度を円滑に進めるためには、専門家団体等を通じて広く専門委員の人材確保に努める必要がある。専門家団体に働きかけるに際しては、専門委員制度の内容、専門委員の役割、専門委員の職務内容等についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し、これを交付するのが極めて効果的であることから、令和5年度も引き続き、パンフレット作成に必要な経費を要求する。	37 80
(3) 専門委員に対する手当等 ＜要求要旨＞ 民事紛争のうちでも、その解決のために専門的知見を要する事件（医事関係事件、建築関係事件、金融関係事件等）においては、専門家の適切な協力を得られなければ適正な判断を下すことができないばかりか、往々にして手続の遅延を生じてしまう。特に、近時の科学技術の革新、社会・経済関係の高度化、国際化に伴って、それらの事件は更に複雑・困難化している。そこで、各種専門領域における専門家が、その分野の専門技術的見地から、争点整理手続、証拠調べ及び和解の各手続に関与して裁判官をサポートする制度として、平成16年4月から専門委員制度が設けられており、各種事件で事案解明に寄与している。 専門委員制度を運営するためには、専門委員に対する手当や旅費が必要となるので、以下のとおり必要な経費を要求する。 (ア) 専門委員手当 専門委員の関与率が高い医事関係事件及び建築関係事件については、新受事件数が高水準で推移しており、事案の複雑困難化も見られることから、専門委員が訴訟において果たす役割は、ますます重要なものとなっている。 専門委員には、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので、令和5年度も所要の経費を要求する。 (イ) 専門委員の登庁旅費 専門委員がその関与する訴訟事件の期日に出頭するに当たり、職務を行う裁判所へ登庁する際の交通費を支給する必要があるので、令和5年度も所要の経費を要求する。	81

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当 (専門訴訟委員手当)						36
	専門訴訟委員会			912 (912)		
	医事関係訴訟委員会					
	本委員会			608 (608)		
	委員長	1人 2回	34,200	68 (68)		
	委員	11人 2回 出席率80%	30,700	510 (510)		
	建築関係訴訟委員会					
	本委員会			304 (304)		
	委員長	1人 1回	34,200	34 (34)		
	委員	11人 1回 出席率80%	30,700	270 (270)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)						
	専門訴訟委員会			605 (605)		
	医事関係訴訟委員会					
	本委員会	2人 2回	50,433	202 (202)		
	建築関係訴訟委員会					
	本委員会	8人 1回	50,433	403 (403)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費						37
(印刷製本費)		(1,000)	(81,400)			
	専門委員推薦依頼用パンフレット	700部	157,872	111 (81)		B
(会議費)						
	専門訴訟委員会			4 (4)		
	医事関係訴訟委員会					
	本委員会	12人 2回	110.9	3 (3)		
	建築関係訴訟委員会					
	本委員会	12人 1回	110.9	1 (1)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所 委員手当	専門委員手当			78,546 (78,546)		80
諸謝金 (講師等謝金)	鑑定人に対する 鑑定経験を有する医師・建築士等	8庁 2人 2時間 1回	7,900	253 (253)		81
	専門訴訟連絡協議会 医事関係 医師等	12庁 9人 3時間 2回	8,700	5,638 (5,638)		
	建築関係 建築士等	2庁 9人 3時間 2回	7,900	853 (853)		
	専門委員研修	25庁 1人 1時間 1回	7,900	198 (198)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	鑑定人に対する 医師・建築士等 (開催地)	100人 1回	2,600	260 (260)		
	医師・建築士等 (開催地以外)	16人 1回	34,963	559 (559)		
	専門委員研修	60人 1回	3,937	236 (236)		
(専門委員登庁旅費)	専門委員登庁旅費			4,336 (4,336)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費 (会議費)						E
	鑑定人等	116人 2日 1回	110.9	26 (26)		
	専門訴訟連絡協議会			59 (59)		
	医事関係					
	医師等	12名 19人 2回	110.9	51 (51)		
	建築関係					
	建築士等	2名 19人 2回	110.9	8 (8)		
	専門委員研修	25名 13人 1回	110.9	36 (36)		

調停制度の充実強化に必要な経費

調停事件の処理経費

(1) 協議会等の開催

民事調停手続は、身近な紛争を柔軟に解決できる手段として広く利用されているが、複雑困難な事案も多く、国民からは、迅速かつ事案の実情に即した妥当な解決を図ることがますます求められている。また、調停制度を更に充実させるためには、幅広く国民各層から調停委員の適任者を得る必要があり、年齢、職業、知識経験等において多様な人材を確保することは勿論のこと、任命後の調停委員に対しても、継続的に協議会等を実施する必要がある。

そこで、調停事件における調停委員の処理能力を高め、調停制度の更なる充実を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。

(ア) 調停運営協議会（高裁別）

<要求要旨>

調停委員の事件処理能力を高めるため、各調停委員においても、専門的知識や調停技法の向上について、独自に勉強会を実施したり、自己研さんに努めたりする一方、裁判官、書記官との協働の在り方等について打合せ等を行うなどして、様々な検討、工夫を重ね、効率的な調停運営に努力しているところである。

指導的立場にある調停委員が各高裁管内に一堂に集まり、管内の実情に即してそれぞれが工夫した成果や問題点等を発表し、他の調停委員や裁判官等と協議するとともに、実際の民事調停事件の処理に当たって心掛けるべき共通の認識を持つことは極めて有意義である。また、協議の結果を各庁に持ち帰り、他の調停委員に還元することによって、調停委員全体の処理能力の向上が図られる。

そこで、令和5年度も引き続き、本協議会を開催するための経費を要求する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所

回数 1回

人員 協議員470人

(調停委員380人、裁判官50人、日調連参列員16人、係員24人)

最高裁参列員16人

(最高裁2人×8高裁)

40

85

E

	明細書頁
(イ) 民事調停委員研修会 ＜要求要旨＞ 令和５年度も任期満了等による退任者の補充を行うため、新任民事調停委員の任命を行う予定であるが、新たに任命される調停委員は、民事調停手続に関する法律的な知識をほとんど有していないのが現状である。 そのため、新任の民事調停委員全員に対し、できるだけ早期に研修を行い、民法等の関係法規等に関する基礎知識や当事者との対応を含めた調停委員としての心構え、民事調停に関する運営上の留意点等、民事調停を円滑に進めるに当たって必要な基本的知識等を付与する必要がある。 また、調停委員に任命後、実際に相調停委員及び調停主任である裁判官とともに調停委員会を構成し、書記官等とも連携しながら、紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではない。そのため、任命後ある程度実務を経験した段階で、具体的な事例を題材として調停事件の在るべき調停運営の基本モデルを実践的に体験させることにより、調停委員として果たすべき役割を正確に理解、習得させる必要がある。さらに、立法、判例の展開の著しい最近の民事調停事件を巡る状況を考えると、任命直後の研修における基礎的な知識の付与を十分に行い、更に継続的かつ発展させた内容の講義等を行ってフォローアップを図るとともに、実際に調停の実務に携わる中で生ずるであろう様々な疑問点等についてはなるべく早期に解決しておく必要があることから、任命後ある程度経過した後に更に研修を実施するのが、新任の民事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。 そこで、令和５年度も引き続き、本研修会について、１年に２回開催するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 地方裁判所 回数 ２回 人員 ６６０人（調停委員５１０人、裁判官５０人、民事首席書記官５０人、係員５０人）	85 86 E
(ウ) 民事調停委員研究会 ＜要求要旨＞ 民事調停事件の処理に当たる調停委員には、一般的に法律的知識に乏しい当事者に対して説得力のある説明を行い、当事者双方が納得するような解決策を示すといったスキルが必要であることから、調停委員に対して、その実務経験に応じて調停運営に当たって必要な知識や技術を付与するとともに、調停委員としての基本的な心構えを再確認する機会を設ける必要がある。 そのため、民事調停委員研修会を修了し、任命後１年以上である調停委員を対象に、裁判官等が、各種法規に関する基礎的な理論、判例の動向、特定調停手続や個人再生手続等の運用等について講義するとともに、各調停委員がこれまでの実務経験を踏まえながら、改めて調停の在り方等の基本に立ち返り、調停運営等に関する様々な問題点について質疑応答を行うなどの方法による標記の研究会を開催することが調停委員の活用を図る上で有効である。 そこで、令和５年度も引き続き、本研究会を開催するための経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 地方裁判所 回数 １回 人員 １，０５０人（調停委員８５０人、裁判官１００人、書記官５０人、係員５０人）	

明細書頁	
(エ) 民事調停委員ケース研究会	85
< 要求要旨 >	86
調停委員には、具体的な紛争に対し、紛争の真の原因、紛争が容易に解決できない理由、当事者が置かれている立場などを見極め、どのように対処すれば社会の良識にかなった紛争解決が図れるのかということを的確に判断した上で、当事者の互譲を導き出し、その調整に当たることが求められている。	E
そのためには、なるべく多くの調停委員について、民事調停事件において実際に起こり得る多種多様な具体的事例をもとに多角的な検討を行う機会を設けることが不可欠である。	
そこで、主として民事調停委員研究会を修了し、ある程度実務経験を積んだ調停委員を対象に、民事調停事件に関与する中で経験した具体的事例などを材料として、各事例ごとに生じ得る様々な問題点とこれに対処する上で必要な知識及び技能について研究するとともに、それを裏付ける基礎的理論とその理論を応用的に展開する講義を受ける等の方法により本研究会を開催することは有効である。	
本研究会は、参加した調停委員もそれぞれの経験等を踏まえた意見を発表しながら、より適切な解決方法を討議・研究することができるなど、実務上参考となる有益な研究会となっている。また、近時の民事分野の各種改正法の知識を的確に身に付け、これを具体的紛争の解決に活かすためには、相当数の調停委員が参加し、研究結果を実務に有効に反映させる必要がある。	
そこで、令和5年度も引き続き、本研究会を開催するために必要な経費を要求する。	
< 開催計画 >	
開催地 地方裁判所	
回数 1 回	
人員 1, 0 5 0 人	
(調停委員 8 5 0 人、裁判官 5 0 人、民事首席書記官 5 0 人、書記官 5 0 人、係員 5 0 人)	

		明細書頁
(2) 資料等の整備		
＜要求要旨＞ 調停事件を円滑かつ適正に処理するためには、調停委員の力量によるところが大きく、調停委員の資質の一層の向上が求められるため、従前より執務に供するための参考図書や資料を整備・配布してきた。また、民事調停手続を分かりやすく説明した手続案内用リーフレットなどを作成し、裁判所の窓口のほか市町村をはじめとする公共団体、機関等に配布して周知を図るとともに、書記官による窓口での手続案内事務にも有効に活用してきている。 そこで、令和5年度も引き続き、次の資料等を整備するための経費を要求する。		40
(ア) 調停委員執務用図書 調停事件処理の参考図書を全国の簡易裁判所に整備する。		41
(イ) 民事調停委員執務資料 紛争の内容を正確に理解して社会常識に合致した解決方法を提案することは、経験のない者にとって容易ではないため、調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料が必要となる。 そこで、調停委員任命時に調停関係法規を解説し、執務の一般的注意事項等を網羅した資料を配布する。		85
(ウ) 民事調停手続案内用リーフレット等		
(a) 民事調停手続用リーフレット 民事調停手続の概要について説明したリーフレット		
(b) 特定調停手続用リーフレット 特定調停法の手続の概要について説明したリーフレット		
(c) 民事調停手続用パンフレット 民事調停手続を利用しようとする者を対象とし、特に建築、医事等に関する専門調停について説明したパンフレット		
(3) 民事調停委員に対する手当等		
(ア) 民事調停委員手当		
＜要求要旨＞ 民事調停委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により非常勤の職員に対する給与としての手当が支給される（民事調停法第10条）。 そこで、令和5年度も所要の経費を要求する。		
(イ) 民事調停委員登庁旅費		
＜要求要旨＞ 民事調停委員が調停を行うに当たり、職務を行う裁判所へ登庁する際の交通費を支給する必要がある。 そこで、令和5年度も所要の経費を要求する。		

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所						40
職員旅費						
(内国旅費)						
	調停運営協議会 (高裁別)			641 (641)		41
	局課長	7人	49,853	349 (349)		
	事務官	7人	41,678	292 (292)		B
裁判資料整備費						
(消耗品費)						
	調停委員執務用図書	438庁	8,277	3,625 (3,625)		
(印刷製本費)						
	民事調停委員執務資料	1,200部 (75,500)	145.728 (1.760)	175 (175)		
	民事調停手続用リーフレット	67,000部 (76,000)	1.595 (1.760)	107 (133)		
	特定調停手続用リーフレット	67,000部 (500)	2.684 (83.160)	180 (134)		
	民事調停手続用ハ ンフレット	400部	144.287	58 (42)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所						85
委員手当 (調停委員手当)	民事調停委員手当			1,140,114 (1,140,114)		86
諸謝金 (講師等謝金)	民事調停委員研修会 大学教授	50名 2時間 2回	7,900	1,580 (1,580)		
	民事調停委員ケース研究会 大学教授	50名 3時間 1回	7,900	1,185 (1,185)		
委員等旅費 (調停委員登庁旅費)	民事調停委員登庁旅費			45,232 (45,232)		
(委員会出席旅費)	調停運営協議会 (高裁別) 調停委員	245人 1回	19,809	4,853 (4,853)		
	民事調停委員研修会 調停委員			3,992 (3,992)		
	(本庁所在地以外の簡裁) 口帰り	259人 2回	3,766	1,951 (1,951)		
	宿泊	73人 2回	13,977	2,041 (2,041)		
	民事調停委員研究会 調停委員			3,314 (3,314)		
	(本庁所在地以外の簡裁) 口帰り	431人 1回	3,766	1,623 (1,623)		
	宿泊	121人 1回	13,977	1,691 (1,691)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費 (会議費)	民事調停委員ケース研究会 調停委員 (本庁所在地以外の簡裁)			3,314 (3,314)		86
	日帰り	431人 1回	3,766	1,623 (1,623)		E
	宿泊	121人 1回	13,977	1,691 (1,691)		
	調停運営協議会 (高裁別)	380人 1回	110.9	42 (42)		
	民事調停委員研修会	510人 2回	110.9	113 (113)		
	民事調停委員研究会	850人 1回	110.9	94 (94)		
	民事調停委員ケース研究会	850人 1回	110.9	94 (94)		

明細書頁	
41 42 87 B E	<u>調停制度の充実改善経費</u>
	(1) 調停手続相談事業の実施経費
	＜要求要旨＞ 調停委員が地域ごとに組織する調停協会に委嘱して、毎年、全国の各市区町村の公民館等において開催している調停手続相談は、一般市民からの土地・建物や金銭等のトラブルに関する相談に対して、調停委員が調停手続の利用に関する説明に応じているものであり、国民の調停制度に対する理解を広めるためにも重要な事業である。また、市区町村等において相談窓口業務を担う担当者を対象とした手続相談も行うことで本事業の目的をより効果的に達することができる。 さらに、調停相談の期日や場所について広く周知し、調停相談を多くの国民に認識してもらうとともに、調停手続の利用の一層の促進を図るには、各地の自治体や駅等の公共交通機関などの施設における掲示板等にポスターを掲示することが効果的である。 そこで、令和5年度も引き続き、調停手続相談事業実施のために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 全国95か所 回数 年1回
	(2) 調停委員等表彰の実施経費 ＜要求要旨＞ 民事調停委員、司法委員及び鑑定委員は、国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また、近時、調停事件等における紛争の内容が複雑困難となってきたが、豊富な経験や専門的知識等を活かして、紛争の適正で円滑な処理に尽力しており、その功績は高く評価されるべきものである。 その功績をたたえるため、毎年、最高裁判所において、民事調停委員、司法委員及び鑑定委員の中でも顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに、下級裁判所においても功績のある民事調停委員等に対して表彰式を実施している。 そこで、令和5年度も引き続き、各表彰式の開催のために必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ (ア) 最高裁判所表彰分 開催地 最高裁判所 人員 90人（民事調停委員等70人、参列者15人、係員5人） (イ) 下級裁判所表彰分 開催地 下級裁判所 人員 1,033人（民事調停委員等780人、参列者183人、係員70人）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	調停手続相談事業協力謝金			1,710 (1,710)		41 42
委員等旅費 (委員会出席旅費)	調停委員等表彰のための招集旅費	60人	38,482	2,309 (2,309)		B
庁費 (印刷製本費)	調停委員等表彰状	70枚	1,012,000	71 (73)		
	調停手続相談用ポスター	20,000枚	18,735	375 (375)		
(借料及び損料)	調停手続相談事業会場借料			1,024 (1,024)		
(会議費)	調停委員等表彰	70(71)人	110.9	8 (8)		
(雑役務費)	調停委員等表彰状筆耕料	70枚	815	57 (57)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)						87
庁費 (印刷製本費)	調停委員等表彰のための招集旅費	100人	19,809	1,981 (1,981)		E
(会議費)	調停委員等表彰状	780枚	371.377	290 (290)		
(雑役務費)	調停委員等表彰	780人	110.9	87 (87)		
	調停委員等表彰状筆耕料	780枚	571	445 (445)		

民事執行制度の強化改善に必要な経費民事執行制度の改善経費

民事執行手続は、債権回収の法的な手段として重要な役割を果たしている。特に、不動産担保を中心に行われてきた我が国の金融の実情からすれば、不動産執行手続の適正迅速な遂行は、債権処理のみならず担保不動産利用の観点からも強く要請されているところである。民事執行手続を担う裁判所としては、この要請にこたえるため、事務の改善や工夫に対する不断の努力をしなければならない。

そこで、民事執行事件処理の適正迅速化を図るための施策の実施に必要な経費を要求する。

(1) 民事執行事件の実態調査

< 要求要旨 >

民事執行手続を担う裁判所としては、より適正迅速な手続の運用を実現しなければならない。そのためには、実地に赴いて実態調査を行うことが必須である。これまでにも、本調査に基づいて処理態勢の強化・見直し、デジタル化による事務の合理化、事務処理方法の改善が図られ、事件処理について一定の成果を上げているが、民事執行制度をより実効性のあるものとするには、本調査を継続して実施する必要がある。

そこで、令和5年度も引き続き、本調査に必要な経費を要求する。

< 調査計画 >

調査実施庁	最高裁
調査地	地裁3庁
目的	1日（地裁滞在）
調査者	局課長、事務官 各1名

	明細書頁
(2) 執行官関係協議会（高裁別） ＜要求要旨＞ 執行官の事務は、動産執行、不動産・動産の引渡執行、保全処分の執行、現況調査等多岐にわたる。いずれも当事者の利害が鋭く対立する執行現場における公権力の行使であり、予期せぬ問題に遭遇した場合にも、常に単独で適切に対処しなければならない。 本協議会は、執行官又は庁によって対応が区々とならないよう、具体的事例を対象として、執行官の監督官、監督補佐官及び総括執行官が高裁ごとに参集して各種の問題を検討するものであり、執行官の監督、事務の適正処理及び事故防止のため必要不可欠なものである。 そこで、令和5年度も引き続き、本協議会の開催に必要な経費を要求する。 ＜開催計画＞ 開催地 高等裁判所 会期 2日 回数 1回 人員 198人 協議員 150人 （監督官、監督補佐官、総括執行官各1人×50地裁） 参列員 16人 （最高裁2人×8高裁） 係員 32人 （4人×8高裁）	42 87

(3) 執行手続に関するリーフレット

(ア) 売却手続リーフレット

<要求要旨>

不動産執行事件を迅速に処理するためには、不動産を早期に売却手続に付し、円滑に売却を実施することが必要であり、裁判所としても、買受希望者の拡大を図って競売不動産の売却率を高めるなど、より円滑な処理に努めている。競売不動産の期間入札の手続、買受申出の方法等について、分かりやすく説明したリーフレットを作成、配布することは、一般市民である買受希望者が入札手続に関する知識を得るために、非常に有効な手段となっている。

このリーフレットは、これまでも裁判所、市町村等に備え置き、一般市民への配布を行ってきており、今後も更に競売手続の理解を深め、競売手続への参加者を増やすために活用したい。

そこで、令和5年度も引き続き、売却手続リーフレットを作成するための経費を要求する。

(イ) 執行手続案内用リーフレット

<要求要旨>

支払督促手続、少額訴訟手続及び民事調停手続では、通常の訴訟手続と比較して簡易な手続で債務名義を取得することが可能であるが、勝訴判決等を得ても、任意の履行がなされない場合、強制執行手続を利用することになる。一般市民が強制執行手続を容易に利用できるようにするためには、簡易な用語を用いて申立方法などを案内し、簡易裁判所の職員が手続教示を行う際の説明の便宜を図るリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、令和5年度も引き続き、執行手続案内用リーフレットを作成するための経費を要求する。

(4) 現況調査用住宅地図

<要求要旨>

現況調査用住宅地図は、執行官が現況調査、各種の執行及び送達を実施する場合の事前調査の資料（対象物件や執行場所を特定するための資料）として必要不可欠な資料である。また、整備後も、年数が経過すれば住宅の配置や名称が変わっていることも多いことから、定期的に更新しなければ執務に支障がある。

そこで、令和5年度も引き続き、本件地図を更新するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)						42
	民事執行事件の実態調査			322 (322)		
	局課長	3人	59,569	179 (179)		
	事務官	3人	47,799	143 (143)		
	執行官関係協議会 (高裁別)			814 (814)		
	局課長	7人	64,130	449 (449)		
	事務官	7人	52,191	365 (365)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)			(1,870)			
	売却手続リーフレット	20,500(21,000)部	2,684	55 (39)		
			(1,870)			
	執行手続案内用リーフレット	30,200(31,000)部	1,650	50 (58)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						87
	執行官関係協議会（高裁別）			4,470（ 4,470 ）		88
	監督官	42人	40,991	1,722（ 1,722 ）		
	監督補佐官	42人	34,963	1,468（ 1,468 ）		
	総括執行官	42人	30,487	1,280（ 1,280 ）		
法廷等器具整備費 (備品費)						
	現況調査用住宅地図	150冊	16,327	7,347（ 7,347 ）		

執行官制度の維持経費

執行官室用備品

<要求要旨>

執行官は、その職務の執行につき手数料を受け（裁判所法第62条4項、執行官法第7条）、国から給与を受けないが、各地方裁判所に置かれる裁判所職員である。昭和41年の執行官法制定に伴う裁判所法の改正で、執行官は各地方裁判所に配置されることとなり（裁判所法第62条1項）、所属の地方裁判所から指定された勤務裁判所において勤務することとなった（裁判所法第65条、裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則第4条）。執行官法制定過程における第51回国会衆議院法務委員会（昭和41年6月9日）において、「政府並びに最高裁判所は、各地方裁判所内に、執行官の執務場所を確保することはもとより、その環境施設を明朗ならしめることに努力することについて配慮すべきである。」との「執行官法案に対する附帯決議」が行われ、各地方裁判所（本庁及び支部）に執行官の執務場所として執行官室が設置された。

執行官の執務場所である執行官室がその機能を果たすためには、一般執務に要する各種器具の維持整備を図る必要がある。

そこで、令和5年度も引き続き、執行官室の執務環境を整備するため、執行官1人に対し1組ずつ配布している執務用机、いす及び更衣ロッカーの更新分各4台を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 庁費 (備品費)						E
	執行官室用備品			625 (625)		
	机	4卓	79,970	320 (320)		
	いす	4脚	36,850	147 (147)		
	更衣ロッカー	1台	39,600	158 (158)		

倒産制度の強化改善に必要な経費倒産事件の処理経費

倒産手続に関するリーフレット

(ア) 個人債務者再生手続に関するリーフレット

<要求要旨>

個人債務者再生手続は、債務者と債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することにより、債務者の経済生活の再生を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用しようとする個人債務者に対して、再生手続の流れや申立方法、再生債務者になった場合の義務など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、令和5年度も引き続き、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。

(イ) 破産手続に関するリーフレット

<要求要旨>

破産手続は、債務者の財産等の適正かつ公平な清算を図るとともに、債務者について経済生活の再生の機会の確保を図るものであり、今後も全国の裁判所に多数の事件が係属することが見込まれるところ、この手続を利用する者に対して、破産手続及び免責手続の流れや、申立方法、破産者になった場合の義務や制限など、手続を利用する際に必要な情報を分かりやすく記載したリーフレットを作成、配布することが有効である。

そこで、令和5年度も引き続き、これらの情報を記載したリーフレットを作成するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)						43
	個人債務者再生手続に関する リーフレット	(29,000(30,000)部	1,760) 1,650	48 (53)		
	破産手続に関するリーフレット	(33,000(37,000)部	1,760) 2,684	89 (65)		

裁判の迅速適正処理経費裁判の迅速適正処理経費

(1) 出張調停に伴う借料

<要求要旨>

東京簡易裁判所における民事調停事件処理は、平成19年8月の墨田区錦糸所在の庁舎（以下「墨田庁舎」という。）の開庁に伴い、同庁舎に集約して行うことになった。

ところが、墨田庁舎へ調停事件を集約した以降においても、同庁舎が東京簡易裁判所の管轄区域の東端近くに位置するため、利用者等の利便性を損なっているとの関係者からの意見が根強くある。そこで、管轄区域の西側で調停を行った場合の利用状況を確認等するため、一定の条件に合致する事件について、週1回程度職員を出張させて調停を行うこととした。

そこで、令和5年度も引き続き、管轄区域の西側に位置する新宿駅周辺の事務所を週1回程度の割合で借り受け、出張調停を行うための借料を要求する。

(2) 小笠原村と東京簡裁とのテレビ会議接続に伴う回線利用料等

<要求要旨>

小笠原村は、東京簡裁の管轄区域に属するが、小笠原村から東京までの交通事情は、船便のみであり、他の島しょ部等と比較しても格段に司法アクセスが悪い。

そこで、小笠原村の司法アクセスの改善を図るため、民事調停事件においてテレビ会議による手続を実施することができるよう、小笠原村と東京簡裁をテレビ会議で接続するために必要な回線利用料等の経費を令和5年度も引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						94
裁判庁費						
(通信運搬費)						
	テレビ会議接続回線利用料等	一式	316,800	317 (317)		
(借料及び損料)						
	出張調停に伴う借料	17口	20,141	947 (947)		

督促手続オンラインシステム経費

督促手続オンラインシステムの運用等

<要求要旨>

督促手続オンラインシステムは、支払督促事件のうち定型的な処理が可能なものについて、インターネットを利用した申立てを可能とし、審査から発付、通知、照会までを含む手続全体をオンライン化することにより、申立債権者の利便を図るとともに、督促手続に要する裁判所業務を集中的に処理することで事務処理の効率化を図るシステムである。

なお、本システムは、保管金事務処理システムとの連携も図られており、本システムから直接、保管金の払出しを行うことが可能である。また、セキュリティ面及びコスト面に配慮し、クラウドサービス基盤を利用して構築されている。

本システムを稼働させるには、送達用機器の賃貸借、システムの運用保守、クラウドサービス基盤の利用及びサポート期限終了に伴うソフトウェアアップデート等の改修等が必要となる。

そこで、本システムの運用を続けるため令和5年度は、これらの経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						99
裁判庁費						
(消耗品費)		(330,000)	(5,500)			
	システム消耗品 (封筒)	300,000枚	3,900	1,170 (1,815)		
		(220)	(32,450)			
	システム消耗品 (ラベルシール)	188巻	41,800	7,858 (7,139)		
(借料及び損料)						
	システム送達用機器借料	一式	24,601,671	24,602 (24,602)		
(雑役務費)						
	システム運用保守料	一式	47,190,000	47,190 (47,190)		
	システムクラウドサービス基盤利用料	一式	17,600,000	17,600 (17,600)		
	ソフトウェアバージョンアップ作業等	一式	42,900,000	42,900 (0)		

新民事執行事件処理システム経費

新民事執行事件システムの運用等

<要求要旨>

新民事執行事件処理システムは、不動産等執行事件（不動産に準ずるものに対する事件並びに強制管理、担保不動産収益執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を含む。）の円滑な処理及び事件管理を支援するため、不動産等執行事件の受付から終局までを管理し、各種決定書等の定型文書を自動的に作成するシステムであり、平成25年から開発され、同28年度までに全国211の本庁及び支部に導入が完了した。同システムの円滑な利用環境を確保、維持するためには、同システムの障害に迅速かつ適切に対応するための保守体制の確保が必要であり、専門業者との間で保守契約を締結し、保守体制を構築しておく必要がある。

また、上記に加えて、同システムは最高裁判所データセンタの共通基盤上に構築されている、同データセンタの機器等が更改されることから、同システムも改修を行い、更改後のサーバ上に環境を再構築する必要がある。

そこで、令和5年度はこれらの運用保守及び改修にかかる経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						99
裁判庁費						
(雑役務費)			(37,205,363)			
	運用保守料	一式	43,461,700	43,462 (37,205)		
			(74,248,647)			
	改修等	一式	16,280,000	16,280 (74,249)		

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費
情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

(1) 民事裁判書類電子提出システムに係るクラウド基盤の提供、運用・保守及び展開支援

<要求要旨>

本システムは、6提出の一部について、現行法上可能な範囲で先行実施するためにクラウド上に開発されたシステムであるところ、令和4年度には、甲府地方裁判所本庁、大津地方裁判所本庁、知的財産高等裁判所及び高等裁判所所在地の地方裁判所本庁にそれぞれ導入し、令和5年度には全国の高等裁判所、高等裁判所所在地以外の地方裁判所本庁及び全国の地方裁判所の支部に導入することを予定している。

本システムの安定した稼働を維持するためには、本システムで使用するクラウド基盤の提供とアプリケーション及びクラウドの運用保守を調達する必要がある。また、本システムは裁判所職員のみならず当事者等の国民も利用するシステムであり、令和5年度における導入の拡大に伴い、利用者も増加することが見込まれ、システムの処理に停滞を及ぼさないよう、適切なリソースを確保する必要がある。

そこで、令和5年度は、本システムの安定稼働のためクラウド基盤の提供とアプリケーション及びクラウドの運用保守調達費用を要求する。

(2) 民事非訟事件手続及び家事事件手続等のデジタル化に係る法改正等に伴うシステム開発のための要件定義及び調達支援業務

<要求要旨>

民事執行、民事保全、倒産及び家事事件手続等のデジタル化については、公益社団法人商事法務研究会主催の「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会」において検討が進められ、令和3年12月に報告書が公表された。令和4年4月からは、法務省の法制審議会の民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会において、上記各手続のデジタル化に係る法改正に関する議論が進められており、令和5年の法案提出が目指されている。

なお、新たな運用については、先行する民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないよう取り組むこととされている。

上記法改正に対応するためには、上記各手続の現状の業務を分析し、これと既に稼働している業務システムとの関係を整理するとともに、同法改正後の業務モデルを検討した上で、国民にとってより身近で利用しやすく、裁判所の事務処理態勢の最適化にも資するシステムを構築する必要がある。

また、これらの作業においては、民事訴訟手続における新システムの開発状況も踏まえて開発項目を精査し、その費用等を精緻に見積もる必要があることから、外部の専門的知見を取り入れて、同作業を支援させる必要がある。

そこで、令和5年度は、民事執行、民事保全、倒産及び家事事件手続等のデジタル化に係るシステム開発のための要件定義及びコンサルティング業務の調達費用を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						
裁判庁費						
(消耗品費)						
	Microsoft 365 ライセンス利用料等			0 (75,165)	情報政策課	
	本格運用用 (第一次実施 庁)			0 (31,680)	経費へ組替	
	ライセンス			0 (15,206)		
	セキュリティソフト			0 (16,474)		
	本格運用用 (第二次実施 庁)			0 (11,880)		
	ライセンス			0 (5,702)		
	セキュリティソフト			0 (6,178)		
	本格運用用 (第三次実施 庁・第一次及び第二次導 入庁)			0 (14,434)		
	ライセンス			0 (6,928)		
	セキュリティソフト			0 (7,506)		
	本格運用用 (第三次実施 庁・第三次導入庁)			0 (7,152)		
	ライセンス			0 (3,433)		
	セキュリティソフト			0 (3,719)		
	本格運用用 (最高裁・高 裁)			0 (10,019)		
	ライセンス			0 (4,809)		
	セキュリティソフト			0 (5,210)		
	多要素認証利用料			0 (629)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)			(134,519,000)			105
	民事裁判書類電子提出システムに係るクラウド基盤の提供、運用・保守及び展開支援	一式	139,920,000	139,920 (134,519)		
	民事非訟事件手続及び家事事件手続等のデジタル化に係る法改正等に伴うシステム開発のための要件定義及び調達支援業務	一式	108,819,788	108,820 (0)		
	裁判会議等の運用支援業務			0 (33,217)		
	最高裁・高裁へのLAN 配線敷設費用			0 (5,416)		

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）

(1) 民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム（e事件記録・e提出）開発等

＜要求要旨＞

第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律については、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日において施行とされている（附則第1条）ところ、令和4年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画においては、「民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始する」とこととされており、本改正内容にかかる規律は令和7年度中に施行される見込みである。

そのため、同法律に定める訴状等のオンライン提出や、訴訟記録を電子化して裁判所としても本改正内容を実現するためのシステムを開発（第2次開発）する必要があるところ、開発に要する期間を考慮すると、令和5年度予算に必要経費を計上した上で開発を進め、施行に備える必要がある。なお、本システムは別途開発を行うe事件管理システム（第1次開発部分）と疎結合することで、全体として民事デジタル化を実現するシステムとなる。

そこで、令和5年度はこれらのシステム開発にかかる経費を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて3箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその1年目である。

(2) 民事訴訟手続のデジタル化に係るe事件管理システムの設計・開発及び貸貸借保守業務

＜要求要旨＞

第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律については、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日において施行とされている（附則第1条）ところ、令和4年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画においては、「民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始する」とこととされており、本改正内容にかかる規律は令和7年度中に施行される見込みである。

本システムは、民事訴訟手続のデジタル化を実現するシステムのうち、令和5年度中のリリースを目指して開発するe事件管理部分（第1次開発部分）のシステムであり、令和5年度に第1次開発を実施することで、フェーズ3で民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するための環境整備を段階的に実施する必要がある。

そこで、令和5年度はこれらの開発、移行・展開及び運用・保守の経費を要求する。

(3) 民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム開発のための工程監理支援

<要求要旨>

第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律については、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において政令で定める日において施行とされている（附則第1条）ところ、令和4年6月7日に閣議決定された規制改革実施計画においては、「民事訴訟手続のデジタル化について、遅くとも令和7年度に本格的な運用を円滑に開始する」とこととされており、本改正内容にかかる規律は令和7年度中に施行される見込みである。

令和7年度までにフェーズ3において民事訴訟手続のデジタル化を全面実現するシステムを開発し、また運用していくに当たっては、令和5年度向けe事件管理設計開発（第1次開発）と令和7年度向けフェーズ3実現に向けたシステムの設計開発（第2次開発）との整合性を確保しながら進めていく必要があり、また、作業遅延を起こさない進捗管理を行うことはもとより、品質劣化をはじめとする各種リスクを事前に検知してコントロールするという専門的な知見が必要不可欠である。

具体的には、民事訴訟手続のデジタル化に係る全体的な理解を背景とした統合的なプログラムマネジメント業務、第1次開発と第2次開発の受託者間調整、調達間連携や引き継ぎ支援、裁判所内の既存システムを含むシステム間調整等を行う必要がある。

そこで、令和5年度は、これらの複数案件の整合性確保のため工程監理支援費用を要求する。

なお、本件は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて2箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその1年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費 裁判庁費 (雑役務費)						106
	民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム(e事件記録・e提出)開発等	一式	1,771,330,000	1,771,330 (0)		
	民事訴訟手続のデジタル化に係る e 事件管理システムの設計・開発及び貸借保守業務	一式	399,300,000	399,300 (0)		
	民事訴訟手続のデジタル化に係るシステム開発のための工程監理支援	一式	167,828,430	167,828 (0)		

刑 事 局 經 費

目次

一	経常事務費	
	委員会に必要な経費	385
二	検察審査会充実強化経費	387
三	裁判資料の整備に必要な経費	389
四	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	1 裁判事務の器具整備経費	391
	2 外国人事件の処理経費	394
	3 裁判運営の改善経費	399
五	心神喪失者等医療観察事件の処理経費	407
六	裁判員制度の施行に必要な経費	
	1 裁判員制度広報関連経費	412
	2 裁判員制度の運営に必要な経費	414
	3 裁判員候補者名簿管理システム経費	421
	4 裁判員量刑検索システム経費	423
七	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	
	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	425
八	審査関係経費	427
九	裁判の迅速適正処理経費	
	1 裁判の迅速適正処理経費	435
	2 通信傍受法用システム経費	437
	3 ビデオリンクシステム経費	439

<u>経常事務費</u>	明細書頁
<u>委員会に必要な経費</u> 刑事規則制定諮問委員会 ＜要求要旨＞ 法律の制定・改廃がある場合等においては、刑事の手続に関する最高裁判所規則を制定等する必要があるかどうかなどを検討することになる。その場合、刑事手続全般への影響を考慮しながら立法作業に準じた慎重かつ綿密な検討が必要となるため、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和２２年最高裁判所規則第８号）に基づき、学者、実務家などの法律専門家によって構成される刑事規則制定諮問委員会に諮問して、必要な事項の調査、審議を経る。 そこで、この委員会の開催に必要な経費を要求する。	10 A

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当	刑事規則制定諮問委員会	11人 8回 出席率80%	19,600	1,380 (1,380)		10
庁費 (会議費)	刑事規則制定諮問委員会	11人 8回	110.9	10 (10)		A

検察審査会充実強化経費

(1) 検察審査会事務局長研究会（高裁別）

<要求要旨>

検察審査会事務局は、審査活動の補助事務のみならず、検察審査会の運営及び機構の維持に至るまで非常に多岐にわたる事務を行っており、例えば、検察審査員等の出頭確保を図る方策や検察審査会制度の普及活動など、個々の検察審査会事務局の実情に応じ様々な創意・工夫を重ねてきている。しかし、検察審査会事務局の職員が行う事務のうち、全国的にある程度統一した取扱いをすることが合理的であると考えられる審査事務に関連する細目的・技術的事項に係る事務や検察審査会行政事務について、これらが的確に運営されるためには、一定程度の事例集積がみられる大規模検察審査会を含む幅広い検察審査会の事務局長同士が情報交換や調整を行う機会を設ける必要がある。

そこで、この研究会の開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 高等裁判所本庁所在地検察審査会

打合せ会期 半日（年1回開催）

検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地（ただし、東京、横浜、さいたま、千葉、大阪、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡にあつては第一検審のみ。）	50人
		(42人)
	集約庁（立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）を含む地方裁判所支部所在地	26人
		(26人)

（ ）内の数字は要旅費人員

(2) 検察審査会事務局長事務打合せ

<要求要旨>

検察審査会事務局は、審査活動の補助事務のみならず、検察審査会の運営及び機構の維持に至るまで非常に多岐にわたる事務を行っており、例えば、検察審査員等の出頭確保を図る方策や検察審査会制度の普及活動など、個々の検察審査会事務局の実情に応じ様々な創意・工夫を重ねてきている。しかし、地域によってある程度統一した取扱いをすることが合理的であると考えられる審査事務に関連する細目的・技術的事項に係る事務や検察審査会行政事務について、これらが的確に運営されるためには、各地方裁判所管内の検察審査会の事務局長同士が情報交換や調整を行う機会を設ける必要がある。また、検察審査会事務局の事務として、検察審査員等の選定手続に関し、対応する市町村選挙管理委員会との連絡調整が必要となるが、これは各地方裁判所管内で取りまとめて対応することが効率的であり、そのための打合せも必要である。

そこで、この打合せの開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催地 地方裁判所本庁所在地検察審査会

打合せ会期 1日（年1回開催）

検察審査会事務局長	地方裁判所本庁所在地	67人	(要旅費人員)
	地方裁判所支部所在地	98人	
計		165人	

25

74

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	検察審査会事務局長研究会 (高裁別)			641 (641)		25
	局課長	7人	49,853	349 (349)		
	事務官	7人	41,678	292 (292)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	検察審査会事務局長研究会 (高裁別)			1,338 (1,338)		74
	地裁本庁所在地検審	42人	19,809	832 (832)		
	地裁支部所在地検審等	26人	19,455	506 (506)		
	検察審査会事務局長事務打合せ			488 (488)		
	宿泊	12人	13,917	167 (167)		
	日帰り	86人	3,737	321 (321)		

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 刑事関係専門図書

<要求要旨>

刑事事件は、事件処理に際して専門外の知識が要求される場合が少なくない。例えば、薬物の中毒症状によって引き起こされた刑法犯の処理においては、被告人の責任能力が問題となれば、法律学以外に薬理学、精神医学といった科学分野が交錯することになり、判断にはこれらの分野にまたがった総合的な考察が要求されることになる。

また、特別法犯については、適用される法規の範囲が広汎な上、特殊性を有する場合もあり、周辺関連分野を含めて特殊な法的解釈や実務慣行に関する専門知識が幅広く必要となる。例えば、租税事件では、帳簿等の証拠書類の整理分析から適用すべき法条の判断に至るまで、税法税務や、簿記、財務諸表論、財務監査といった関連諸分野に関して、幅広い専門知識が要求される。

さらには、医療過誤、サイバー犯罪等の事件処理については、医学、ITといった先進分野に通暁しておかなければならないところ、かかる先進分野については、適正な判断のために常に最新の情報が提供されていかなければならない。これらの要請に応えるには、実情に応じて必要な各種専門図書等の参考資料を裁判官等に対して配布する必要がある。

そこで、刑事事件の円滑かつ適正な処理のために、各種専門図書等の整備に必要な経費を要求する。

(2) 刑事裁判資料

<要求要旨>

刑事裁判実務が円滑に行われるためには、担当裁判官等が、日々直面する様々な問題点を解決するために参考となる情報を迅速かつ的確に入手できることが不可欠であるから、各裁判所において採られている運用上の諸方策、各庁の刑事裁判実務の具体的な実例、アップ・トゥ・デートな参考文献等の情報を分野別に整理編集した資料を刊行して各庁に配布する必要がある。

また、裁判官は、その執務に際し、参考資料として先例となるべき裁判例の有無の調査を欠かすことはできないので、関係する裁判例をできるだけ利用しやすいように、問題点別に整理して収録した資料を逐次作成して各庁に配布する必要がある。

そこで、これらの資料を刊行するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	刑事関係専門図書			1,361 (1,361)		27
(印刷製本費)	刑事裁判資料	453(482)部 1冊	566,500	257 (273)		B

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判事務の器具整備経費

(1) ゲート式金属探知機【要望】

<要求要旨>

裁判所では、あらゆる事件の審理が行われ、多種多様な事件関係者が自由に出入りすることができることから、当事者や傍聴人等の中には、ことさらに法廷内外で騒いだり暴れたりして、裁判所職員や事件関係者に凶器等で危害を加えるという事件を起こす者もいる。

こうした事件を未然に防ぐためには、入廷前に所持品検査を行い、刃物や銃器等の凶器を持ち込ませないことが効果的であることから、ゲート式金属探知機を使用する必要性がある。とりわけ裁判員裁判においては、一般人である裁判員等が裁判所構内でこうした事件に遭うことがないように必要な機器を整備することは、裁判員制度を実施する裁判所の責務である。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

<整備計画>

更新計画							
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計(台)
10	19	19	18	7	4	7	84

(2) 棒状金属探知機【要望】

<要求要旨>

裁判所は、凶器等の持込みが予想される場合に所持品検査を厳格に行う必要がある。ゲート式金属探知機を設置していない庁は、棒状金属探知機を使用して傍聴人等の所持品検査を行い、凶器等の発見に努める必要がある。また、ゲート式金属探知機を設置する庁においても、傍聴人等の来庁者自身が金属探知機に反応した場合、直ちに触手による身体検査を行うことはトラブルを招くおそれが高く、困難であることから、改めて棒状金属探知機を使用して、それらの発見に努め、警備に万全を期する必要がある。

手荷物等の所持品については、所持品の内容物すべてについて開披を求めるのはプライバシー保護の観点から問題であり、時間も要するので、迅速に検査を行うためには棒状金属探知機を使用する必要がある。さらに、短時間かつ少人数で対象とした警備を効率的に行うため、傍聴人等の検査においても、機動性を有する棒状金属探知機を使用する必要がある。

そこで、整備済みのこれらの機器を更新整備するための経費を要求する。

<整備計画>

更新計画							
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	合計(本)
26	125	125	125	31	73	47	552

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)						
	杆斗式金属探知機			0 (11,979)		
	棒状金属探知機			0 (1,923)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)						要望 3
	ゲート式金属探知機	10台	1,089,000	10,890 (0)		
	棒状金属探知機	26本	41,800	1,087 (0)		

外国人事件の処理経費

通訳人、翻訳人が必要な外国人事件数は少なくない。また、被疑者及び被告人の国籍も多岐にわたっている。

さらに、事件内容も、窃盗をはじめ、出入国管理及び難民認定法違反、覚醒剤取締法違反、道路交通法違反、傷害など多種多様であり、強盗や殺人なども少なくない上、裁判員裁判においては、連日開廷が行われることから、このような事件に対応可能な高度なレベルの法廷通訳、翻訳が必要とされている。

そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。

(1) 法廷通訳支援専門用語対訳図書

<要求要旨>

外国人事件を適正に処理するためには法廷における通訳が正確に行われることが不可欠である。法廷通訳には通常の通訳とは異なり、発言内容をより忠実かつ厳格に訳すことが要求され、かつ、通訳人の個人的な解釈を交えることなく公正、中立な立場に立った通訳が必要となるほか、日常では用いられない特殊な専門用語、俗語、慣用表現及び言い回しが比較的高い頻度で用いられる。

そこで、法廷通訳に役立つ専門用語等を対訳形式で掲載した図書を整備するための費用を要求する。

(2) 通訳人候補者名簿への登録希望者に対する面接

<要求要旨>

通訳人候補者名簿への登録を希望する者（以下、「登録希望者」という。）に対して、各地方裁判所の刑事事件を担当する裁判官が面接を実施し、通訳人としての適性を審査している。外国語の専門家ではない裁判官が、登録希望者の通訳能力を適切に評価するには困難な面が残っているため、法廷通訳の経験が豊富な者（以下、「法廷通訳経験者」という。）に面接に同席してもらい、登録希望者の通訳能力の評価について意見を述べてもらうことなどが必要である。

そこで、法廷通訳経験者に面接へ同席してもらうための経費を要求する。

(3) 法廷通訳セミナー

<要求要旨>

平成7年度より、全国8高裁所在地において法廷通訳セミナーの開催が認められ、とりわけ、事件数に比してその言語に通じている者が少ない、いわゆる少数言語の通訳人を育成する上で極めて高い成果を上げてきた。同セミナーにおいては、受講者に対し、外国人事件を担当している裁判官による裁判手続の説明、法廷通訳の経験豊かな通訳人による講義、裁判所書記官等を交えた座談会、否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）を想定した模擬通訳実習等、様々な施策を実施しながらきめ細やかな指導が行われており、短期間で法廷通訳についての基本的な知識の習得などに効果を上げている。

一方で、外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）は少なくなく、否認事件の法廷通訳を担当するための実践的な知識及び技能を習得する研修を行い、多数言語・少数言語を問わず、中級者レベルの通訳人候補者を育成する必要がある。

そこで、法廷通訳セミナーの開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

会 期	2日（年2回）	
開催地	地方裁判所（8庁）	
出席者	受講者	124人
	地方裁判所裁判官	40人
	刑事首席書記官	8人
	外国語の専門家	28人
	合計	200人

(4) 法廷通訳フォローアップセミナー

<要求要旨>

通訳人、翻訳人の付いた外国人事件に占める否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）の数は少なくなく、否認事件においては、その通訳内容が犯罪事実の認定及びその量刑を左右するおそれがあるため、特殊な専門用語や被告人等の発言の細かなニュアンスを正確に通訳することがより一層求められる。また、当事者双方から異議の申立てがされたり、被告人らから不規則発言がされるなど、即座に適切な対処を要する突発的な事態が発生する可能性も高く、こうした特殊な言語知識及び高度な通訳技術、突発的な事態に対応する際のノウハウ等を身につけた通訳人候補者を早期に確保・育成するために、より実践に近い言語別のセミナーを行う必要がある。そこで、全国より選ばれた講師、受講者によるレベルの高い講義や複雑困難な否認事件（裁判員裁判対象事件を含む。）を想定した模擬通訳実習等を可能とする全国単位によるセミナー開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

会 期	2日（年3回）	
開催地	地方裁判所（2庁）	
出席者	受講者	72人
	地方裁判所裁判官	6人
	刑事首席書記官	2人
	外国語の専門家	12人
	合計	92人

(5) 法廷通訳基礎研修

<要求要旨>

平成18年度から法廷通訳基礎研修を実施し、多数言語の初心者レベルの通訳人候補者を対象として、ベテラン通訳人が基礎的法律用語のニュアンスの違いに気を付けて正確に通訳するためのノウハウの教示、具体的な経験に基づく通訳倫理に関する事例研究、基礎的な裁判手続についての講義などを行い、初心者レベルの通訳人候補者の育成強化に高い効果を上げている。

ところで、法廷通訳基礎研修は、自白事件の法廷通訳を担当するための最低限の知識の習得を可能とすべく実施するものであるところ、こうした事件を担当できる通訳人を育成する必要性は、多数言語に限らず、少数言語においても同様であることから、対象を少数言語にも広げ、各庁のニーズに応じた初級者向けの研修の開催を可能としている。

そこで、法廷通訳基礎研修を行うための経費を要求する。

<開催計画>

会 期	1 日	
開催地	地方裁判所（50庁）	
出席者	受講者	310人
	地方裁判所裁判官	50人
	地方裁判所書記官	50人
	外国語の専門家	53人
	合計	463人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	法廷通訳支援専門用語対訳図書	58戸 1組	32,098	1,862 (1,862)		B
(項)下級裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	通訳人候補者名簿への登録 希望者に対する面接	91人 1日 2時間	7,900	1,438 (1,438)		76
(講師等謝金)	法廷通訳セミナー 札幌高裁及び高松高裁以外 の高裁	6戸 4人 2日 4時間	7,900	1,517 (1,517)		
	札幌高裁及び高松高裁	2戸 2人 2日 4時間	7,900	253 (253)		
	法廷通訳フォローアップ セミナー	2戸 2人 2日 4時間 3回	7,900	758 (758)		
	法廷通訳基礎研修	53人 1日 3時間	7,900	1,256 (1,256)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	法廷通訳セミナー 開催地	30人	2,200	66 (66)		
	その他	94人	30,487	2,866 (2,866)		
	法廷通訳フォローアップ セミナー 開催地	15人	2,200	33 (33)		
	その他	57人	53,042	3,023 (3,023)		
				2,932 (2,932)		
				3,056 (3,056)		
				3,023 (3,023)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費 (会議費)						E
	法廷通訳セミナー			6 (6)		
	札幌高裁及び高松高裁以外 の高裁	6庁 4人 2日	110.9	5 (5)		
	札幌高裁及び高松高裁	2庁 2人 2日	110.9	1 (1)		
	法廷通訳フォローアップ セミナー	12人 2日	110.9	3 (3)		
	法廷通訳基礎研修	53人 1日	110.9	6 (6)		

裁判運営の改善経費

(1) 刑事事件担当裁判官協議会（高裁別）

< 要求要旨 >

刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要求する。

< 開催計画 >

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
刑事事件担当裁判官協議会（高裁別）	1回	高裁	64人（48人） （高裁裁判官8人、高裁支部裁判官6人、地裁裁判官50人）	48人 （14人）	112人 （62人）

（ ）内の数字は要旅費人員

(2) 位置情報の取得状況に関する実証検証に係る業務委託経費【要望】

< 要求要旨 >

近時、保釈中の被告人の逃走事案が相次いで発生したことを受け、令和3年10月、保釈中の被告人の逃亡防止策の一つとして、当該被告人にGPS（以下「GNSS」ともいう。）端末を装着させて位置情報を取得することにより逃亡を防止する制度（以下「本制度」という。）を盛り込んだ要綱（骨子）が法制審議会で採択され、法務大臣に答申された。これを踏まえ、法務省において、令和4年の臨時国会に法案を提出する予定であり、遅くとも令和9年度までにその運用を開始するためには、保釈中の被告人の逃亡を適切に防止するために必要な機能・性能を備えたGNSS端末や、その位置情報の把握に用いる機器の整備を終え、さらには、それらの機器を適切に操作し、実効的に逃亡を防止するため、その運用を担う諸機関において、それぞれ管轄する区域の地域性を踏まえた運用要領を検討・策定し、また、職員の訓練を十分に積むなどする必要があることから、GNSS端末やその位置情報の把握に用いる機器の要求性能やその実現可能性等に係る検証等、運用の大前提となる基礎的研究を行う必要がある。

そのため、令和4年度には、法務省と最高裁判所の共同でGNSS端末の実証検証を先行実施することとしているところ（令和3年補正予算）、令和5年度には、引き続き、同実証検証の結果を基礎として、次の段階の検証、すなわち、GNSS端末を装着された者の逃亡を防止する上で適切な所在禁止区域の設定方法やその在り方に係る知見を集積するため、通常人の日常生活において一定の期間継続して使用する場合を想定した実験を行うなど、本制度を担う物的・電磁的インフラを整備する上での課題の有無等を明らかにするための検証を行う必要がある。

具体的には、本制度では、GNSS端末を装着し日常生活を送る者が前触れなく逃亡リスクの高い行為に及んだとしても、直ちにその位置情報を取得・把握することができるものである必要があることから、位置情報の取得が困難となり得る地域や条件などを明らかにするための実証検証等を行う必要がある。なお、このような調査・検証は、GNSS技術の特性や先端の情報通信技術に関する高度の専門的知見を必要とする。

そこで、上記の業務委託に必要な経費を要求する。

(3) 犯罪被害者等施策のための経費

(ア) 犯罪被害者保護制度等に関するリーフレット

<要求要旨>

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための制度としては、従前から、証人として出廷する際の負担を軽減する措置や、公判記録の閲覧謄写といった規定が設けられていたところ、これらに加え、平成20年12月には、被害者参加制度及び刑事損害賠償命令制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。

また、医療観察事件においても、被害者等のために、審判期日の傍聴等の制度が設けられている。

そこで、制度の概要を解説した図表やイラスト入りの簡潔なリーフレットを作成し、これを配布することにより、犯罪被害者に関する諸制度について継続的に広く周知をするとともに、それら諸制度を利用する者の一助としている。

よって、このようなリーフレットを作成するための経費を要求する。

(イ) 犯罪被害者等施策のための研究会

<要求要旨>

犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関する国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、この中で、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法19条）。

さらに、前記目的を達成するため、平成20年12月には、被害者参加制度、刑事損害賠償命令制度が、平成25年12月には、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、その出席のための旅行に係る旅費等を国が支弁する制度が施行された。

このように、犯罪被害者法制については、これまで以上に社会的関心が高まっているものであることから、多様な問題を受け止めつつ、より被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようにするための研究会を行う経費を要求する。

<開催計画>

会 期 1日

開催地 高等裁判所（8庁）

講 師 被害者保護問題の専門家（弁護士等）

8人

被害者保護問題の有識者（被害者支援団体の会員等）

8人

受講者 裁判官

50人（要旅費人員42人）

窓口対応職員

50人（要旅費人員42人）

35

76

77

(4) 鑑定事件研究協議会

< 要求要旨 >

裁判所には、鑑定が必要と判断した事件については、具体的事案に即した適切な鑑定事項を定めて鑑定を依頼し、その結果を事件の判断資料としての確に利用すべき責務がある。

近年、DNA鑑定、薬物・毒物に関する鑑定等の科学的証拠が、新たに確立された最新の科学的手法を用いた分析結果によって、その信用性を争われる事件も珍しくなくなっていることを踏まえ、各裁判官が、鑑定を必要とする分野に関し、初歩的なレベルを超えた、裁判において鑑定制度を適切に利用するために要求される知識をあらかじめ有していることが、事件の適正迅速な処理を図る上で不可欠な要素となる。

また、鑑定人が事件に即応した適切な鑑定をするためには、鑑定人にも裁判の実情や鑑定制度等について十分に理解してもらうことが不可欠である。

さらに、裁判員裁判における鑑定の在り方は大きな課題の一つであり、実際の運用を通じて生じた課題等について専門家を交えた協議を行い、鑑定書の内容や鑑定結果の説明が裁判員に分かりやすいものとなるよう検討する必要がある。

その上、上記のように、各裁判官が理解を深める必要性等は鑑定にとどまらず、その他の専門的事項についても同様である。

そこで、鑑定経験を有する等の各分野の専門家を招き、各庁の実情に応じた研究、協議を行うため、この研究協議会開催の経費を要求する。

< 開催計画 >

会 期	1 日			
開催地	地方裁判所			
出席者	地裁裁判官	本庁	50人	
		支部	63人（要旅費人員）	
	刑事首席書記官		50人	
	鑑定経験者		50人	
	参列員等		66人	以上合計279人

(5) 開放的処遇施設等刑事施設巡視旅費

< 要求要旨 >

刑の量定は、事実の認定とともに刑事裁判官に課せられた重要な責務であるが、これについての一般的な基準は法律上定められておらず、裁判官が法律の規定に従い、諸般の事情を総合的に考慮して決することになっている。その際、裁判官は、被告人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重、犯行後の情状等のほか、矯正施設における処遇内容及び矯正効果の点も重要な判断要素としている。よって、裁判官が矯正施設を視察し、処遇の実情、矯正効果の有無等を十分に認識しておくことは職務遂行上要請されるところであり、これらの知見を得るため、その職務上の権限として、刑事施設を巡視することができる（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律11条）。

また、いわゆる開放的処遇制度は、欧米諸国において戦後著しい展開をみており、我が国においてもこのような情勢を背景に、開放的処遇を行う施設が逐次増加しており、大きな矯正効果を上げている。

したがって、このような行刑の近代化のすう勢の下、適正妥当な刑の量定を行うための判断資料として、また、裁判員裁判において刑事施設の実情等について裁判員等に対し分かりやすい説明をするためにも、裁判官が現に矯正施設を視察し、施設の状況、受刑者の処遇及び矯正教育の実情等を的確に把握しておくことが必要であるので、これに要する旅費を要求する。

(6) 簡易裁判所刑事事件担当裁判官協議会

< 要求要旨 >

刑事事件の適正かつ迅速な処理の実現に向け、簡易裁判所において刑事事件を担当する裁判官が刑事事件の処理、特に令状事件の処理に関し考慮すべき事項などについて協議することを目的として開催される以下の協議会の経費を要求する。

< 開催計画 >

協議会名	会期	開催場所	出席者		
			協議員	参列員等	計
簡易裁判所刑事事件 担当裁判官協議会	111	高裁	158人(126人) (地裁裁判官8人、簡裁裁判官150人)	48人 (14人)	206人 (140人)

() 内の数字は要旅費人員

32

77

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金) 職員旅費 (国内旅費)	刑事事件担当裁判官協議会 (高裁別) 局課長 事務官 簡易裁判所用刑事事件担当裁判官 協議会 局課長 事務官 刑事法研究会	7人 7人 7人 7人 7人 7人 7人 7人	49,853 11,678 41,678 19,853 6,270 6,369	641 (641) 349 (349) 292 (292) 641 (641) 349 (349) 292 (292) 0 (758)		32
印刷資料整備費 (印刷製本費) 庁費 (会議費)	刑事法研究会 犯罪被害者保護制度等に関する 4-76,外			266 (266)		35

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)下級裁判所						76
諸謝金						
(講師等謝金)						77
	犯罪被害者等施策のための研究会			336 (336)		
	専門家	8人 3時間	7,900	190 (190)		
	有識者	8人 3時間	6,100	146 (146)		
	鑑定事件研究協議会	50庁 1人 3時間	7,900	1,185 (1,185)		
職員旅費						
(内国旅費)						
	刑事事件担当裁判官協議会					
	(高裁別)			1,334 (1,334)		
	高裁支部裁判官	6人	36,836	221 (221)		
	地裁裁判官	42人	26,489	1,113 (1,113)		
	犯罪被害者等施策のための研究会			1,945 (1,945)		
	裁判官	42人	26,489	1,113 (1,113)		
	窓口対応職員	42人	19,809	832 (832)		
	鑑定事件研究協議会					
	地裁支部裁判官	63人	4,345	274 (274)		
	開放的処遇施設等刑事施設					
	巡視旅費					
	裁判官	50人	26,489	1,324 (1,324)		
	簡易裁判所刑事事件担当裁判官					
	協議会					
	簡裁裁判官	126人	25,141	3,168 (3,168)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
庁費 (会議費)	刑事事件担当裁判官協議会			0 (2,652)		E
	高裁裁判官			0 (353)		
	地裁裁判官			0 (2,299)		
	鑑定事件研究協議会	50人	110.9	6 (6)		

経費積算内訳【要望】

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	位置情報の取得状況に関する 実証検証に係る業務委託	一式	14,997,235	14,997 (0)		要望 2

心神喪失者等医療観察事件の処理経費

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）が、平成17年7月に施行された。同法は、心神喪失等の状態で殺人、放火など重大な他害行為（以下「対象行為」という。）を行い、これについて検察官の公訴を提起しない処分又は裁判所によって無罪の確定裁判若しくは心神耗弱により刑を減軽された有罪の確定裁判（実刑を除く。）を受けた者（以下「対象者」という。）に対する適切な処遇を決定するための手続等を定めたものである。裁判所は、対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療継続の要否を決定するなど、対象者に対する継続的かつ適切な医療の要否を決定する役割を担っている。

そこで、以下のとおり所要の措置を講ずるための予算を要求する。

(1) 精神保健審判員経費

(ア) 精神保健審判員手当

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法により、対象者の処遇を決定する地方裁判所は、1人の裁判官及び1人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱い、処遇事件ごとに精神保健審判員を任命することになっている。そして精神保健審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっているため、この手当を支給するための経費を要求する。

(イ) 登庁旅費

< 要求要旨 >

精神保健審判員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。

(2) 精神保健参与員経費

(ア) 精神保健参与員手当

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法により、裁判所は、処遇事件の対象者の処遇の要否及びその内容について意見を聴くため、処遇事件ごとに精神保健参与員を指定し、審判に関与させることができる。そして、その場合、精神保健参与員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の職員に対する手当が支給されることになっている。

そこで、この手当を支給するための経費を要求する。

(イ) 登庁旅費

< 要求要旨 >

精神保健参与員に対しては、審判等のために登庁するのに必要な旅費を支給することになるため、所要の経費を要求する。

(3) 精神保健判定医との研究協議会

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法における処遇事件の対象者の処遇の要否やその内容を決定する際には、精神保健判定医から任命される精神保健審判員が裁判所の合議体の一員として関与するほか、原則として精神保健判定医から任命される鑑定人が、対象者が精神障害のために再び対象行為を行うおそれの有無について鑑定を行うことが予定されている。

本法に基づく処遇事件の審判手続は、法律家と精神科医とが協力して運用していくことが求められる制度であるが、その適正かつ円滑な実施を図るためには、上記のとおりこの制度において極めて重要な役割を果たすことになる精神保健判定医と裁判官が、医学と法律というそれぞれの分野の専門家としての立場から、あるべき運用の在り方等について協議、研究し、共通認識を持つことが不可欠である。

そこで、こうした精神保健判定医と裁判官との研究協議会を開催するのに必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

協議会名	会期	開催場所	出席者			
			精神保健判定医	協議員（裁判官）	参列員等	計
精神保健判定医との研究協議会	111	地裁	394人	150人	50人	594人

(4) 心神喪失者等医療観察制度関係専門図書

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法における処遇事件では、裁判所が対象者の入院若しくは通院による治療の要否又は入院の継続若しくは退院といった治療の継続の要否を判断することになり、審判には、精神保健審判員及び精神保健参事員といった精神医療の専門家が関与する。しかし、処遇の要否に当たって検討される対象者の責任能力の有無や再犯のおそれの判断には高度の専門的知識が要求されることから、合議体を構成する裁判官にも、審判に際して精神医療の分野における一定の知識が求められるほか、具体的な事件処理に伴い精神医療に関して調査をする必要性も生じる。

そこで、実際に事件の係属する高等裁判所及び地方裁判所に対して、こうした専門図書を整備するために必要な経費を要求する。

(5) 鑑定入院命令に基づく入院経費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、検察官による申立てを受けた地方裁判所の裁判官は、対象者について、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて鑑定を行うが、鑑定を円滑に行うために対象者の身体を確保するとともに、対象者の病状等を医療の見地から日常的かつ継続的に観察するため、原則として、鑑定入院を命じて終局決定があるまで医療機関に入院させなければならない。

そこで、この手続に伴う入院費その他入院に必要な費用を支給するための経費を要求する。

(6) 鑑定人経費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、検察官による申立てがあった場合、対象者に関し、精神障害者であるか否か及び対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するためにこの法律による医療を受けさせる必要があるか否かについて、その必要が明らかでないとする場合を除き、精神保健判定医又はこれと同等以上の学識経験を有すると認める医師に鑑定を命じなければならないとされている。鑑定を実施した場合、鑑定人に対しては、旅費、日当、宿泊料及び鑑定料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(7) 通訳人経費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察事件の対象者が日本語を解さない外国人や聴覚障害者である場合には、鑑定入院命令のための質問手続（34条2項）、審判期日（31条）には通訳人が出頭して通訳を行うことが不可欠であり、また、期日外に国選付添人が鑑定入院先に面会に行く場合にも通訳人の同行及び通訳が必要となる。これらの通訳については、通訳料、旅費、日当及び宿泊料が通訳人に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(8) 国選付添人経費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、裁判所は、①対象者に付添人がない場合であって、その精神障害の状態その他の事情を考慮し、必要があると認めるときは、職権で、弁護士である付添人を付することができ、また、②検察官申立てによる事件において、対象者に付添人がないときは、付添人を付さなければならないとされている。これらの規定によって選任された付添人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができるとされているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(9) 精神保健審判員等旅費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、審判期日は、個々の対象者について、最も適切と考えられる処遇を迅速に決定するとの観点から、裁判所構内に限らず、鑑定その他医療的観察のために入院している病院等、裁判所が適切と認める場所でこれを開くことができることになっている。

このような場合には、当該開催場所に赴くために旅費、日当及び宿泊料が精神保健審判員及び精神保健参事員に支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(10) 証人及び参考人経費

< 要求要旨 >

心神喪失者等医療観察法によれば、決定又は命令をするについて必要がある場合は、事実の取調べをすることができ、そのため必要があると認めるときは、証人尋問等を行うことができるとされている。証人及び参考人に対しては、出頭のための旅費、日当及び宿泊料が支給されることになっているため、これらの費用を支給するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	心神喪失者等医療観察制度 関係専門図書	58冊 1組	33,523	1,944 (1,944)		B
(項)下級裁判所 委員手当 諸謝金 (講師等謝金) 委員等旅費 庁費 (会議費)	精神保健審判員手当 精神保健参与員手当 精神保健判定医との研究協議会 精神保健審判員登庁旅費 精神保健参与員登庁旅費 精神保健判定医との研究協議会	 394人 1日 4時間 394人	 8,700 110.9	 43,861 (43,861) 9,198 (9,198) 13,711 (13,711) 890 (890) 839 (839) 44 (44)		89 E
(項)裁判費 諸謝金	鑑定入院命令に基づく入院経費 鑑定人手当 通訳謝金 国選付添人報酬			1,344,576 (1,344,576) 100,224 (100,224) 280 (788) 55,513 (55,513)		104

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費	国選付添人旅費			2,424 (2,424)		104
	精神保健審判員に支払う旅費			80 (171)		
	精神保健参与員に支払う旅費			64 (110)		
証人等旅費	証人旅費			24 (59)		
	鑑定人旅費			46 (46)		
	通訳人旅費			58 (106)		
	参考人旅費			177 (839)		

裁判員制度の施行に必要な経費裁判員制度広報関連経費

裁判員制度は、裁判に対する国民の幅広い参加を求める制度であり、平成21年5月21日から施行されている。裁判所としては、裁判員裁判を円滑かつ確実に実施していくことが極めて重要であり、そのためには各種の広報活動を実施し、制度の運用状況（円滑・確実に実施されていること）及び裁判員経験者の声・感想を広く国民に伝えることにより、制度に対する国民の信頼・理解を高めていくことが必要である。また、施行から12年を経過したものの、引き続きこれまで蓄積された裁判員経験者の声・感想や制度の運用状況に関する情報を、各種の広報活動において適時適切かつ正確に伝えることが不可欠である。さらに、これまでも学生などの若年層に対する広報活動を重視して取り組んできたが、新たに18歳、19歳の国民が裁判員として参加することとなる法改正がなされ、法改正の周知も含めて、これまで以上に若年層に対する広報活動が必要である。

そこで、裁判員制度の広報活動を実施するための経費を要求する。

出張講演会<要求要旨>

出張講演会は、実際に刑事事件を担当している裁判官が求めに応じて、企業、商工会議所、学校、PTA、生活協同組合等に出向き、その経験談を交えて直接国民に裁判員制度について説明するものであり、これまでも各地の裁判所で実施してきているが、裁判員裁判に参加することへの漠然とした不安を有している方は依然として多く、参加意欲を高めるための情報として、具体的な経験談を求めている方が多い。そこで、多くの国民が裁判員を経験しつつある現状において、裁判官が出張講演会を行う際に、裁判員経験者を同行し、裁判員を経験して感じたことなどを率直に語っていただくことにより、一般国民の目線からの裁判員裁判の実情を直接参加者に伝えることができ、裁判員のやりがいについて具体的なイメージを持っていただき、参加意欲を高めることができると考えられる。

そこで、出張講演会の開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

実施庁 地裁50庁

日 程 年4回

開催場所 各地の企業、団体、学校等

出席者 出張先に応じ、市民十数名から100名程度まで（講師として裁判官及び裁判員経験者）

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費 (印刷製本費)	制度広報用漫画の増刷			0 (451)		
(項)下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	出張講演会 裁判員経験者	50庁 1人 2時間 4回	5,100	2,040 (2,040)		83 E
職員旅費 (内国旅費)	協議会出席旅費 出張講演会 裁判官	200人	2,815	569 (569)		
委員等旅費 (協議会出席旅費)	出張講演会 裁判員経験者	200人	2,666	533 (533)		
庁費 (会議費)	出張講演会	50庁 1人 4回	110.9	22 (22)		

	明細書頁
<u>裁判員制度の運営に必要な経費</u>	
(1) 裁判員制度の運営等に関する有識者会議	40
＜要求要旨＞	
裁判員制度の運用は、例えば、裁判員等選任手続など、国民生活に大きな影響を与えるものが多いことから、運用上の諸課題の検討に当たっては、法曹関係者のみならず、外部の有識者等も加わった会議を開催して、国民的視点から多角的に検討を進めていくことが不可欠であることから、最高裁判所に、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を設置している。今後も引き続き有識者会議の助言を受けるなどして、裁判員制度の運用面の検討を行っていく必要がある。	83
また、最高裁判所は、裁判員制度施行後、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況に関する資料を公表しなければならない（裁判員法103条）。この公表に当たっても、あらかじめ有識者会議に公表内容を示して、意見を聴くことが有益である。	101
そこで、裁判員制度の運営等に関する有識者会議を開催するのに必要な経費を要求する。	
＜開催計画＞	B
開催回数 1回	
出席者 16人（うち、外部有識者8人中、謝金が必要となる者7人）	E
(2) 裁判員経験者との意見交換会	
＜要求要旨＞	
裁判員制度の運用については、不断に検証し、見直すべき点については迅速かつ柔軟に対応していく必要があるところ、そのためには、裁判員の職務終了後、一定期間経過した後に感想や制度自体について改めて考えたこと、あるいは守秘義務やその他の負担等、言渡し直後では聞くことができない事項及び各庁固有の検討課題等について、裁判員経験者との意見交換会を実施し、裁判員経験者から率直な意見を聴くことが必要である。聴取した結果は各庁の運用改善等に役立てる。	
そこで、裁判員経験者との意見交換会の実施に必要な経費を要求する。	
(3) 裁判員等旅費	
＜要求要旨＞	
裁判員裁判においては、裁判員及び補充裁判員、裁判所の呼出しに応じて裁判員等選任手続期日に出頭した裁判員候補者並びに選任予定裁判員に対して、それぞれ旅費、日当及び宿泊料が支給される（裁判員法11条、29条2項、97条5項）。	
そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。	

(4) 裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（裁判員分）

<要求要旨>

次年に用いる裁判員候補者名簿（裁判員法２３条）に記載された裁判員候補者に対しては、その旨を通知しなければならない（同法２５条）ところ、当該通知は例年秋頃に一括して行うため、両候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。また、検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対する通知（検察審査会法１２条の２第３項）も同時期に一括して行うことから、同様に電話照会が集中する。

令和６年用の裁判員候補者名簿に記載される者は２３万人から２５万人規模に及ぶことが予想されていることに加え、検察審査員候補者は全国で約７万人の規模に及ぶことからすると、両候補者からの電話照会に対応する業務量が膨大なものになることは確実であり、職員の業務の効率化を図るためには、両候補者からの電話照会が集中する時期に、両候補者専用のコールセンター業務を中央一括で外部委託する必要がある。

そこで、コールセンター業務の外部委託に必要な経費を要求する。

(5) 法廷及び裁判員関連諸室のＩＴ機器の借料等

<要求要旨>

裁判員制度が機能し、国民の間に根付いていくためには、裁判員裁判の公判において、裁判員が事件の内容等について理解し、評議の場で裁判官と対等に意見を述べ、数日間中には結論にいたることができる態勢を整えることが必要不可欠である。裁判に参加したことのない国民が、公判の場で事件の内容等をスムーズに理解できるためには、職業裁判官が従来から行ってきた公判記録の閲覧等による事件の理解という方法ではなく、公判廷のその場で、証拠等を見て、尋問を聴いただけで事件を理解することができるための方法が必要となる。

また、裁判員裁判の選任手続においては、オリエンテーションビデオの再生のほか、その他の選任手続等に必要な情報を、裁判員候補者全員に一斉にしかも効率的に伝えていかなければならない。

そこで、法廷、評議室及び裁判員候補者待合室の各裁判員関連諸室において、ＩＴによる視覚化が必要であるので、各部屋に備え付けられるＩＴ機器の借料等経費を要求する。

(6) 通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等

(ア) 通知書及び調査票等の発送業務等委託経費

<要求要旨>

裁判員候補者名簿に記載された者には、その旨を通知しなければならないが（裁判員法２５条）、やみくもに数多くの候補者を裁判所に呼び出すことを避けるために、通知書とともに調査票等を送付して、就職禁止事由や年間を通じて辞退事由に該当する者などをあらかじめ把握しておく必要がある。

令和５年に必要な裁判員候補者名簿は全国分を総計すると２３万人から２５万人規模に及ぶことが予想されていることから、裁判員候補者に対する通知書等を印刷、封入封緘、発送し、調査票を集計する業務は極めて膨大なものとなる。また、これらの作業は、名簿が調製された後、年内の短期間に処理しなければならないが、職員だけで処理することは非常に困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。

そこで、通知書等の印刷、封入封緘及び発送並びに裁判員候補者の調査票を集計する業務を外部業者に委託するのに必要な経費を要求する。

(イ) 質問票送付時用制度説明用小冊子の増刷

<要求要旨>

個別事件について裁判員候補者として選定された裁判員候補者には、事前に質問票を送付し、審理に参加することについての辞退の希望や支障の有無などを確認することになる。この段階では、実際に裁判員となる可能性が高まっていることから、質問票を記載するために必要な知識や裁判員等選任手続期日における具体的な手続の流れなど、個々の裁判員候補者が抱くであろう疑問や不安もより具体的なものとなり、かつ、多岐にわたることが予想される。

そこで、そうした裁判員候補者の疑問や不安を解消するとともに、裁判員等選任手続期日への出頭率を高め、裁判員制度を安定的に運用していくために、質問票送付段階においては、裁判員制度そのものに関するより具体的かつ詳細な情報を提供することが不可欠となる。

よって、制度説明用の小冊子を増刷するための経費を要求する。

(ウ) 通知書等発送等に要する郵便料金

<要求要旨>

裁判員等選任手続においては、以下のとおりの郵便によるやりとりが想定されている。

(a) 市町村の選挙管理委員会に対する通知等の発送

(b) 通知書等の発送及び調査票の返送

そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。

(エ) 呼出状等送付に要する郵便料金

<要求要旨>

個別事件について、くじにより選定された裁判員候補者に対しては①呼出状（裁判員法27条）を送付する。併せて、辞退事由等の有無を確認するために②質問票（裁判員法30条）を送付する。そして、質問票の回答結果から辞退事由等に該当すると認められた裁判員候補者に対しては、③呼出取消通知（裁判員法27条5項、6項）を送付する。

そこで、これに必要な郵便料金を要求するものである。

(7) 障害者対応経費（介助料及び手話通訳料等）

<要求要旨>

裁判員制度においては、広く国民が参加できる環境を整備することが重要である。

障害者は、裁判員法の規定により、障害の程度や事件の内容等によって職務の遂行に著しい支障があると認められる場合を除き、裁判員等に選任され得ることになるが、裁判員候補者名簿の規模は23万人から25万人にのぼることから、その中には一定数の障害者が含まれることになる。

障害者基本法に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された障害者基本計画（第4次）においても、障害者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行うことが求められており、刑事手続に参加する裁判員等に対しても、同法の趣旨を踏まえ、適切な配慮を行う必要がある。

裁判員制度の導入の意義を達成するには、障害者が裁判員等に選任された際に支障なく参加できるよう、裁判所としても合理的な配慮を行うことが不可欠である。

そこで、身体障害者について介助料、聴覚障害者について手話通訳料等の経費を要求する。

(8) 裁判員のメンタルヘルス対応電話相談等委託経費

< 要求要旨 >

裁判員裁判は、裁判員等が刑事手続に参加して、裁判官とともに審理に立ち会い、被告人の有罪・無罪や刑の重さを判断するものであり、その性質上、裁判員等にかかる心理的な負担がかかるものである。特に、残虐な事件に携わったり、死刑を選択するか否かの判断を迫られる場面では、裁判員等にかかる心理的な負荷は大きく、裁判員等が身体的・精神的に不調を来す可能性がある。したがって、裁判員裁判に参加した裁判員等が広く、安心して利用でき、必要に応じてサポートできる体制を構築し、国民の参加意欲を損なうことがないようにする必要がある。

そして、医師による治療が必要な程度に至ったものはもとより、そこに至らない程度のもの、あるいは治療を要するかどうか判断できない限界事例のものについても、裁判所において何らかのケアやアドバイスを提供できるよう対応することが必要であるところ、専門的知識のない裁判所職員にはそのような対応を行うことは困難であり、メンタルヘルス対応の専門知識を有する民間業者に電話や面談によるカウンセリングを委託することが不可欠である。

そこで、上記委託に必要な経費を要求する。

(9) 裁判員制度の運用等に関するアンケート調査

< 要求要旨 >

裁判員制度は、ありとあらゆる階層や職種をバックグラウンドとした国民が多数参加するものであるから、制度の実施により生じた課題については迅速かつ柔軟に対処する必要があるが、このうち、選任手続等の運用の在り方や審理・評議の進め方といった課題については、法曹三者だけではなく実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の感想や意見・要望を聴取し、その結果を分析することが極めて有益である。

また、裁判員裁判の運用主体である裁判所が、その目的が果たされているか、不断に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然であるが、そのためには、客観的なデータに加え、実際の審理・評議に関与した裁判員・補充裁判員や、選任手続に出頭した裁判員候補者の意見・要望が、実態に即した検討を進める上で重要な検討材料の一つとなることは明白であり、これまでと同様に調査を継続することが必要不可欠である。

そこで、裁判員等経験者及び裁判員候補者を対象としたアンケート調査を実施するために必要な経費を要求する。

(10) 裁判員制度についての意識調査

< 要求要旨 >

裁判員制度は、国民の中から選任された裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとされている（裁判員法1条）ところ、裁判員裁判の運用主体である裁判所として、その目的が果たされているか、不断に運用状況を検証し、その改善に努めるべきことは当然である。

裁判員裁判の運用状況の検証に当たっては、事件数や審理日数等の客観的データを把握・分析し、また、アンケート調査や意見交換会を通じて裁判員等経験者の率直な意見・感想を聴取する必要があることはいうまでもないが、裁判員制度の趣旨が、国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼を高めるという点にあることに鑑みれば、運用改善の方向性を見極められるような検証をするためには、上記裁判員等の意見・感想に加え、制度の運用状況に関する国民一般の受け止め・評価を継続的に把握し、これらを総合的に分析・検討することが不可欠である。

なお、本調査は、上記のとおり、裁判員制度の運用に対する国民一般の受け止め・評価を把握し、今後の運用改善に役立てることを目的とするものであり、そのために必要な調査項目、調査実施方法等については、裁判所が主体となって決定し、実施する必要がある。

そこで、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査を実施するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議			141 (561)		40
	座長	1人 1(4)回	22,700	23 (91)		B
	委員	6人 1(4)回	19,600	118 (470)		
庁費 (会議費)	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	8人 1(4)回	110.9	1 (4)		
(項)下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	裁判員経験者との意見交換会	8人 99回	6,000	4,752 (4,752)		83
庁費 (会議費)	裁判員経験者との意見交換会	8人 99回	110.9	88 (88)		E

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						
委員等旅費	裁判員等旅費			639,277 (639,277)		101
裁判庁費						102
(印刷製本費)	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等			2,538 (8,022)		
	質問票送付時用制度説明用		(28,600)			
	小冊子の増刷	83,000(90,000)部	30,580	2,538 (2,574)		
	調査票送付時用制度説明用					
	漫画の増刷			0 (5,448)		
	個別事件の裁判員候補者					
	送付用ハフレット			0 (347)		
(通信運搬費)						
	裁判員候補者及び檢察審査員候補者用コールセンター業務委託費(裁判員分)		(2,471,443)			
	通話料金	一式	2,463,192	2,463 (2,471)		
	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等					
	通知書等発送等に要する					
	郵便料金			52,098 (73,251)		
(借料及び損料)						
	法廷及び裁判員関連諸室の					
	IT機器の借料等	一式	295,707,750	295,708 (295,708)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)	裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費(裁判員分)					102
	コールセンター設置経費	一式	18,363,272	18,363 (18,363)		
	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等					
	通知書及び調査票等の発送					
	業務等委託経費	一式	51,826,610	51,827 (51,827)		
	障害者対応経費(介助料及び手話通訳料等)			4,434 (4,434)		
	介助料			3,444 (3,444)		
	裁判員等選任手続分	一式	1,538,880	1,539 (1,539)		
	審理関与分	一式	1,905,200	1,905 (1,905)		
	手話通訳料等			990 (990)		
	裁判員等選任手続分	一式	273,000	273 (273)		
	審理関与分	一式	717,000	717 (717)		
			(2,178,000)			
	裁判員のメンタルヘルズ対応電話相談等委託経費	一式	1,970,267	1,970 (2,178)		
	裁判員制度の運用等に関するアンケート調査	一式	4,444,000	4,444 (4,510)		
	裁判員制度についての意識調査	一式	9,350,000	9,350 (9,350)		
特別送達料						
(通信運搬費)	通知書及び調査票等の印刷等、封入封緘及び発送並びに集計業務委託経費等					
	呼出状等送付に要する郵便料金			103,370 (105,610)		

裁判員候補者名簿管理システム経費

裁判員候補者名簿管理システムの運用等

<要求要旨>

裁判員裁判の実施に当たっては、①候補者名簿の調製及び管理、②呼び出すべき裁判員候補者の選定、③裁判員等の選任等の業務が必要であり、候補者名簿は毎年約23～25万人の規模に及ぶため、これらの業務量は膨大なものとなる。裁判員候補者名簿管理システムは、候補者名簿の調製から裁判員等の選任に至るまで、各業務に必要な機能を有しており、裁判員制度を支える基幹となるシステムとして、裁判員制度の円滑な運用に必要不可欠なものである。このシステムは、最高裁判所データセンタにサーバを、裁判員裁判実施庁にクライアント端末等を整備して稼働している。同システムを引き続き安定的に稼働させるためには、サーバ及びクライアントPC一式の借料、運用保守等経費及びバックアップテープの保管料が必要となる。

また、最高裁判所から全国約1,900の市区町村選挙管理委員会に対して、選挙人名簿から候補者予定者名簿を調製するために名簿調製プログラム並びに市町村ごとで千差万別な文字を汎用性の高い文字コードで表示及び入力することを可能とするためのソフトウェア（以下「市町村配布用ソフトウェア」という。）を配布している。名簿調製プログラムについては、[]の問題を解消するため[]を「[]」に改修するための費用が必要となる。市町村配布用ソフトウェアについては、名簿調製作業に使用する端末のブラウザをInternet Explorer11からMicrosoft Edgeに変更する市区町村選挙管理委員会のために、Microsoft Edgeに対応した後継モデルを購入する必要がある。

さらに、裁判員候補者名簿管理システム及び裁判員量刑検索システムにおいて利用する共通基盤（サーバ）は最高裁判所データセンタに設置しているところ、令和4年度から同5年度にかけてデータセンタ基幹インフラの切替が予定されており、そのための裁判員候補者名簿管理システムの設計等の作業が必要となる。

そこで、裁判員候補者名簿管理システムの稼働に必要な経費とともに、データセンタ基幹インフラの切替時に伴う対応作業のための経費等を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 裁判費						103
裁判庁費						
(消耗品費)						
	市町村配布用ワトゲン7の購入	100(1,620)式	24,750	2,475 (40,095)		
(借料及び損料)						
	サーバ及びプリンタハコソー式借料等経費		(98,180,016)	112,303 (110,455)		
	サーバ	一式	100,027,356	100,028 (98,180)		
	PC	一式	12,274,680	12,275 (12,275)		
(雑役務費)						
	運用保守費用	一式	88,240,074	88,240 (92,851)		
	市町村配布用ワトゲン7保守料	一式	3,704,580	3,705 (4,116)		
	バックアップテープ保管料	一式	105,854	106 (117)		

裁判員量刑検索システム経費

(1) 量刑検索システムの開示専用端末用プリンタ

<要求要旨>

量刑検索システムは、裁判員裁判において効率的かつ充実した量刑評議を実現させることを目的として、裁判員に過去の同種事例の大きな量刑傾向を把握することができる資料を提供するために利用するものであるが、検察官及び弁護人においても、裁判員が行為責任の原則に則った量刑評議を行うことを可能とするような量刑の主張、立証をしてもらう必要があるため、検察官及び弁護人に対しても利用を認めている。

もともと、本システムは裁判所内部のネットワーク上で運用しているシステムであるため、検察官及び弁護人に対しては、裁判所庁舎内に設置した本システムのみアクセス可能な開示専用の端末及び同端末専用のプリンタによる利用のみを認めている。裁判員裁判における量刑の主張、立証の重要性を踏まえると、そのために必要な本プリンタを検察官及び弁護人がいつでも使用することができるように整備しておく必要がある。

そこで、本プリンタを更新整備するための経費を要求する。

<整備計画>

更新計画			
R5	R6	R7	合計(台)
22	23	23	68

(2) 量刑検索システムの運用等

<要求要旨>

量刑検索システムは、最高裁判所データセンタにサーバを設置してWeb方式のデータベースを構築し、裁判所内のネットワークを通じて、全国の裁判所の端末から裁判官が、データの入力、検索、出力等の作業を行うとともに、検察官・弁護人に対しても、裁判所に設置した開示専用の端末を利用してこれを開示し、データの利用を可能としている。

本システムを利用した量刑資料の作成は、検察官及び弁護人による論告又は弁論の準備段階や評議中に行われることから、もしその運用に支障が発生すれば、全国の裁判員裁判の進行にとって大きな障害となることは必至である。そのため、システムを引き続き安定稼働させるための運用保守等経費及び開示専用端末の借料等経費が必要となる。

また、令和5年度にはデータセンタの基幹インフラ切替が予定されており、その対応作業が必要となる。

そこで、量刑検索システムの安定稼働に必要な費用とともに、基幹インフラ切替対応作業のための費用を要求する。

なお、開示専用端末の借料については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその2年目である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	最刑検索システムの開示専用端末用 ケーブル	22台	38,500	847 (0)		83
(項)裁判費 裁判庁費 (借料及び損料) (雑役務費)	最刑検索システムの開示専用端末 借料 (R3) 運用保守費用 最刑検索システムの開示専用端末のソフト ウェア保守	一式 一式 一式	1,328,961 (12,494,801) 10,883,400 (57,640) 85,800	1,329 (1,329) 10,883 (12,495) 86 (58)		103

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

刑事手続デジタル化に係るシステム開発のための要件定義及び調達支援業務

< 要求要旨 >

社会における情報通信技術の普及状況等を踏まえ、刑事手続のデジタル化の実現に向けた検討をしていく必要がある。現に、令和3年3月に法務省に立ち上げられた「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、刑事手続について情報通信技術を活用する方策に関する検討が進められ、令和4年3月、その検討結果が取りまとめられた。また、同年6月7日に閣議決定された「規制改革実施計画」においては、政府において、上記検討会の取りまとめ報告書を踏まえ、速やかに法制審議会に諮問し、令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進めるとともに、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進し、令和8年度中に、新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指すこととされた。そして、同月27日、法制審議会に、情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問がされた。

こうした政府における検討のスピード感に対応するため、最高裁判所においても、刑事手続における書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化、手続に応じた非対面・遠隔化の活用による刑事手続のデジタル化に向けた検討を進めている。令和4年度には書類の電子データ化、電子データ発受のオンライン化等を実現する刑事手続デジタル化システムの開発のための業務要件定義及び全体構想策定等の技術支援を委託し、外部の専門的知見を取り入れてこれらの検討を更に進めている。

そして、令和5年度には、上記刑事手続デジタル化システム開発のための要件定義を完成させ、開発等請負業務の調達手続を進める必要がある。これらの作業は後続の情報システム開発作業に直接関わる専門的な内容を多く含み、かつ、これらの作業に抜け漏れや曖昧さが存在した場合は刑事デジタル化システムの開発に大きな支障が生じ、刑事手続のデジタル化の実現そのものに支障が生じることになりかねないため引き続き外部の専門的知見を要する。

そこで、刑事手続デジタル化システム開発のための要件定義及び調達支援のための経費が必要である。なお、刑事手続のデジタル化は、法制審議会での調査審議において更なる法制化の検討が進められるところ、本経費はこの法改正に対応するために必要な経費である。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)裁判費 裁判庁費 (雑役務費)	刑事手続デジタル化に係るシステム開発 のための要件定義及び調達支援業 務	一式	167,487,782	167,488 (0)		105

審査関係経費

(1) 審査補助員手当・旅費

<要求要旨>

檢察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認めるときは、弁護士の中から事件ごとに審査補助員を委嘱することができる（檢察審査会法39条の2、任意的審査補助員）。

また、檢察審査会が、起訴相当議決（檢察審査会法39条の5第1項1号）をした事件について、檢察官が再度不起訴処分をしたとき又は一定期間内に処分を行わなかったときは、当該檢察審査会は改めて審査を行わなければならない（檢察審査会法41条の2第1項、2項）、その審査（2回目の審査）においては、必ず審査補助員を委嘱しなければならない（檢察審査会法41条の4、必要的審査補助員）。

これらの審査補助員には、別に法律（裁判所職員臨時措置法により準用される一般職の職員の給与に関する法律22条1項）で定めるところにより手当が支給され、さらに、政令で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料が支給される（檢察審査会法39条の4、檢察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(2) 情報公開・個人情報保護審査委員会

<要求要旨>

檢察審査会行政文書開示及び保有個人情報開示手続について、苦情申出制度が設けられている。苦情申出がなされた場合には、客観性及び透明性を確保するため、学識経験者等で構成する情報公開・個人情報保護審査委員会を開催し、同委員会の意見を聴いた上で、苦情申出に対応することが不可欠である。

そこで、同委員会の運営に必要な経費を要求する。

(3) 実地見分・所在尋問立会

<要求要旨>

審査事件によっては、事件の真相を究明把握するために実地見分をすることが必要となる。この実地見分は、裁判所が行う検証と同様のものであり、檢察審査会事務官がこれに立ち会って、実地見分調書を作成しなければならない。

また、同様の目的で、重要証人が病氣等で出頭不能の場合、その現在する場所において尋問することが必要となる。この所在尋問も、裁判所が裁判所外において行う証人尋問と同様であり、檢察審査会事務官がこれに立ち会って、調書を作成しなければならない。

そこで、実地見分及び所在尋問の実施に必要な経費を要求する。

(4) 検察審査員旅費

< 要求要旨 >

検察審査会は合議体で構成されていることから、検察審査員及び補充員を招集して検察審査会議を開く必要がある（検察審査会法 22 条、25 条）。

出頭した検察審査員及び補充員には、旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法 29 条、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。

< 積算内訳 >

令和 5 年度会議回数見込み	1 回の会議開催当たりの必要額	所要額（千円）
1,894 回	120,394 円	228,026

(5) 検察審査会議証人旅費

< 要求要旨 >

審査事件によっては、事件の真相を究明するため証人の尋問を行い（検察審査会法 37 条）、事件処理の適正を期するため専門的助言者の意見を求める必要がある（検察審査会法 38 条）。

出頭した証人及び専門的助言者には、旅費、日当及び宿泊料が支給される（検察審査会法 39 条、検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令）。

そこで、これらの費用を支給するための経費を要求する。

(6) 図書（判例六法）

< 要求要旨 >

審査事件の処理に当たっては、被疑罪名、法定刑、時効期間等を六法で確認する必要があることから、各検察審査会に審査会用の六法が必要となる。

そこで、この六法の購入に必要な経費を要求する。

(7) 検察審査員候補者名簿管理システム

< 要求要旨 >

検察審査員候補者名簿管理システムは、年間約 7 万人の規模となる検察審査員候補者情報をシステムで管理し、この情報を利用して、名簿記載通知、前科照会などの資格調査、過去 5 年間の履歴情報の検索、選定等の事務処理の合理化を図っており、検察審査会制度の運営に不可欠なシステムとなっているが、このシステムが円滑に稼働するためには、システム専用端末一式の借料、運用保守経費及び消耗品費が必要である。

そこで、これらシステムの稼働に必要な経費を要求する。

なお、システム専用端末一式の借料については、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて 5 箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和 5 年度はその 2 年目である。

90

91

(8) 検察審査会ハンドブック

<要求要旨>

検察審査員及び補充員は国民の中から選ばれ、また、任期も6か月と短いことから、選定後の早い段階で職務遂行に必要な知識を身につけてもらわなければならない。そのためには、検察審査会制度の目的や会議の進め方などを分かりやすく解説した資料を検察審査員に速やかに提供する必要がある。そこで、審査会議の進め方、審査・議決の方法、取扱事件の秘密保持義務など、検察審査員として要求される基本的な知識を得てもらうための資料を作成し、検察審査員及び補充員に配布している。

加えて、この資料には、元検察審査員の感想文も盛り込み、検察審査員のための入門書にとどまらず、検察審査会事務局の担当者にも配布し、執務の参考としてもらうほか、各選挙管理委員会への配布や検察審査会制度についての各種問合せに適切に対応できるように利用されている。

そこで、このようなハンドブックを印刷、製本するために必要な経費を要求する。

<配布計画>

区分	検察審査員・ 補充員等	高裁本庁	地裁		検察審査会 事務局	最高裁	計
			本庁	検審所在支部			
配布部数	(165庁×45) 7,425	(8庁×1) 8	(50庁×1) 50	(98庁×1) 98	(165庁×8) 1,320	83	8,984

(9) リーフレット

<要求要旨>

検察審査会の審査が当初から充実したものとなるためには、検察審査員及び補充員として選定された者が検察審査会制度について一定の理解を有していることが好ましいが、選定された審査員等の制度についての理解度は十分ではないのが実情であり、候補者に選ばれただけで不安感を抱く者が少なくない。そこで、検察審査員、補充員及びその候補者はもちろん、検察審査員となり得る国民に広く検察審査会制度の概要を把握してもらい、不安感を軽減又は解消し、安心して審査会議に参加してもらうために、検察審査会制度についての基本的知識をイラスト入りで簡潔かつ分かりやすく説明したリーフレットを利用することが有効である。

そこで、このようなリーフレットを作成するための経費を要求する。

(10) 検察審査員等の招集用費用

<要求要旨>

検察審査会議を開催するためには、検察審査員及び補充員全員(22人)に対して招集状を発しなればならず(検察審査会法22条)、この場合の招集状の発送は、検察審査会法施行令16条の定めるところにより原則として民事訴訟に関する法令の規定(公示送達に関する規定を除く。)を準用して行うこととされている。

また、検察審査会における証人に対する呼出状の送達は、検察審査会法施行令24条の規定により検察審査員及び補充員に対する招集状の送達と同一の方法によることとされている。

さらに、検察審査会法では年8回の会議の開催を義務付けており(検察審査会法15条1項、21条1項)、会議の開催には11人の出頭者が必要であるが(検察審査会法25条1項)、審査員等の出頭を確保するためには、郵便の活用が効果的である。

そこで、審査員の招集等に必要な経費を要求する。

(11) 裁判員候補者及び検察審査員候補者用コールセンター業務委託費（検察審査員分）

< 要求要旨 >

検察審査員候補者名簿に記載された検察審査員候補者に対しては、その旨を通知しなければならない（検察審査会法12条の2第3項）ところ、当該通知は例年秋頃に一括して行うため、同候補者からの電話照会が同通知直後の時期に集中する。また、裁判員候補者名簿に記載された裁判員候補者に対する通知（裁判員法25条）も、同時期に一括して行うことから、同様に電話照会が集中する。

検察審査員候補者名簿は全国で約7万人の規模に及び、他方で、裁判員候補者名簿は23万人から25万人の規模に及ぶことが予想されていることからすると、両候補者からの電話照会に対応する業務量が膨大なものになることは確実であり、職員の業務の効率化を図るためには、両候補者からの電話照会が集中する時期に、両候補者専用のコールセンター業務を中央一括で外部委託する必要がある。

そこで、コールセンター業務の外部委託に必要な経費を要求する。

(12) 通知書等の発送及び質問票の返送に要する郵便料金

< 要求要旨 >

検察審査会は、年間約7万人の検察審査員候補者に対して、検察審査員候補者名簿に記載された旨の通知を発出しなければならない（検察審査会法12条の2第3項）。

また、検察審査員となることのできない事由があるかどうかについて調査するため（検察審査会法12条の3）、候補者に質問票を送付し（検察審査会法12条の4）、候補者から回答を返送してもらう必要がある。

これらの通知等は郵便により行うため、そのための郵便料金が必要である。

そこで、これらの郵送に必要な郵便料金を要求する。

(13) 通知書及び質問票等の印刷、封入封緘及び発送業務委託経費

< 要求要旨 >

検察審査会は、検察審査員候補者名簿調製後、同名簿に記載された者全員に一斉に通知を発出し、また、任期を異にする候補者（検察審査会法9条2項、14条、第1群から第4群）ごとに時期を異にして資格審査のための質問票を送付しなければならない。検察審査員候補者名簿は年間約7万人の規模であり、通知書等を印刷、封入封緘するだけでなく、各群ごとの発送書類の分別など発送に関する作業は極めて膨大なものとなる。

また、発送業務は、名簿が調製された後、短期間（1か月以内）に処理しなければならないことから、これらの業務を職員だけで処理することは極めて困難であり、外部業者を活用することが不可欠となる。

そこで、通知書等の印刷、封入封緘及び発送業務を外部業者に委託するのに必要な経費を要求する。

(14) 手話通訳料

< 要求要旨 >

検察審査会における審査は、検察審査会議において検察審査員同士が相互に十分な意見交換をした上で、事件についての結論、すなわち議決を出すという経過をたどるが、聴覚障害者が検察審査員になった場合は、他の検察審査員との意見交換に不自由を来すことになる。これら聴覚障害者が不自由なく検察審査会議に参加し、十分に円滑な意見交換ができるよう配慮するためには、手話通訳者の手当てをする事が必要である。

そこで、手話通訳者の手当てのために必要な経費を要求する。

	明細書頁
(15) 介護料 <要求要旨> 障害者自立支援法の制定により、障害者も自立した社会生活を営むことができるように十分な配慮を行う必要性が一層高まっているが、検察審査会においても、外出時に移動介護が必要な者が検察審査員又は補充員に選定された場合に、その者が不自由を感じることなく審査会議に参加できるよう、介護事業者と契約を結び、介護者をつける必要が生じてくる。 そこで、介護者をつけるために必要な経費を要求する。	91

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 検察審査費						90
委員手当	審査補助員手当			4,145 (4,145)		
諸謝金 (依頼協力謝金)	情報公開・個人情報保護審査委員会 委員長 委員	1人 7回 2人 7回	22,700 19,600	434 (434) 159 (159) 275 (275)		
職員旅費 (内国旅費)	実地見分・所在尋問立会			264 (264)		
委員等旅費	審査補助員旅費			173 (173)		
検察審査員旅費	検察審査員旅費			228,026 (231,675)		
証人等旅費	検察審査会議証人旅費			142 (142)		
庁費 (消耗品費)			(5,236)			
	図書 (判例六法)	165冊	4,928	813 (864)		
	検察審査員候補者名簿管理システム 用消耗品	一式	(413,160) 397,980	398 (413)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(印刷製本費)			(41,349)			90
	検察審査会ハットブック	8,984(8,921)部	37,950	341 (369)		91
			(2,134)			
(通信運搬費)	リフレット	240,530(297,382)部	2,640	635 (635)		
			(8,679,000)			
	検察審査員等の招集用費用 裁判員候補者及び検察審査員候補 者用コールセンター業務委託費(検察審査 員分)	一式	9,101,219	9,101 (8,679)		
			(274,605)			
	通話料金	一式	273,688	274 (275)		
			(15,233,790)			
	通知書等の発送及び質問票の返送 に要する郵便料金	一式	15,530,790	15,531 (15,234)		
(借料及び損料)						
	検察審査員候補者名簿管理 システム用パソコン借料(R3)	一式	1,270,802	1,271 (1,271)		
(会議費)						
	情報公開・個人情報保護審査委員 会	3人 7回	110.9	2 (2)		
(雑役務費)						
	検察審査員候補者名簿管理 システム運用保守費用	一式	2,595,230	2,595 (2,595)		
	裁判員候補者及び検察審査員候補 者用コールセンター業務委託費(検察審査 員分)					
	コールセンター設置経費	一式	2,040,364	2,040 (2,040)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	通知書及び質問票等の印刷、 封入封緘及び発送業務委託 経費	一式	(13,319,625) 11,785,950	11,786 (13,320)		91
	手話通訳料	4人 6回 3人	23,500	1,692 (1,692)		
	介護料	18人 6回 1人	12,674	1,369 (1,369)		

裁判の迅速適正処理経費裁判の迅速適正処理経費

(1) 指定弁護士に支払う手当

< 要求要旨 >

検察審査会が起訴議決をしたとき、裁判所により検察官の職務を行う弁護士が指定され、この指定弁護士が、起訴議決に係る事件について、公訴を提起し、その維持に当ることになる。指定弁護士に対しては、政令で定める額の手当が支給され、指定弁護士が職務により出張したときは、旅費を加算した額の手当が支給されることになっている（検察審査会法41条の9）。

そこで、この手当を支給するための経費を要求する。

< 積算内訳 >

(報酬分)

指定弁護士が必要となる事件数	1名当たりの手当額	所要額（千円）
3件（9人）	1,713,872円	15,425

(旅費分)

審級の別	旅費の加算が必要となる件数	平均開廷回数	1回当たりの旅費額	合計額（千円）
最高裁	1件（3人）	1回	46,921円	335
高裁	1件（3人）	2回	26,489円	
地裁	1件（3人）	2.7回	4,345円	

(2) 刑事訴訟規則の翻訳（改正対応）に伴う経費

< 要求要旨 >

日本法令の外国語訳整備は、グローバル化する世界において、我が国の法令を海外や国内の外国人に向けて正確に発信する必要から、司法制度改革の一環として検討が開始され、その基盤整備を行うこととされている。

このような趣旨から、刑事訴訟規則についても、その英語訳が「日本法令外国語訳データベースシステム」のウェブサイトに掲載されており、現在は、平成20年10月21日までの改正内容が反映された条文が掲載されている。

同規則は、その後数次の改正を経ていくことに加え、上位規範である刑事訴訟法については、これまでの法改正に対応するための英語翻訳が先行して進められており、上記ウェブサイトに掲載されている。

そこで、上記ウェブサイトに掲載されている同規則の英語訳を最新のものに更新するため、翻訳に要する経費を要求する。

93

94

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費 諸謝金						93
	指定弁護士に支払う手当			15,760 (15,760)		
	報酬分	3件 3人	1,713,872	15,425 (15,425)		94
	旅費分			335 (335)		
	最高裁	1件 3人 1回	46,921	141 (141)		
	高裁	1件 3人 2回	26,489	159 (159)		
	地裁	1件 3人 2.7回	4,345	35 (35)		
裁判庁費 (雑役務費)						
	刑事訴訟規則の翻訳	一式	1,243,000	1,243 (0)		

通信傍受法用システム経費

変換符号等作成装置等の保守

<要求要旨>

第190回通常国会で成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律のうち、通信傍受の合理化・効率化に係る特別の機能を有する再生・記録装置を用いる傍受に関する事項は、令和元年6月1日に施行された。

改正法においては、裁判所書記官その他の裁判所の職員が、裁判官の命を受け、傍受すべき通信を暗号化するための変換符号及びこれを復号するための対応変換符号を作成し、通信管理者等や検察官又は司法警察員に提供したり、自ら保管すること（改正法9条）が定められている。

変換符号等作成のための変換符号等作成装置及び聴取等のための傍受の原記録聴取等装置の各装置が地方裁判所に整備され、運用されているところ、その運用に予期できない障害が生じた場合、捜査遅延の原因となり裁判所のみならず捜査機関にも重大な影響を及ぼすこととなる。そこで、制度の安定的な運用を確保するためには、業者による保守業務が必要不可欠であることから、これに必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費 裁判庁費 (雑役務費)			(7,405,179)			101
	変換符号等作成装置等の保守	一式	8,969,606	6,970 (7,405)		

ビデオリンクシステム経費

<要求要旨>

平成12年11月1日から犯罪被害者保護関連法が施行され、裁判官及び訴訟関係人が在席する場所以外の同一構内の適当な場所に証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（ビデオリンク方式）による証人尋問制度が導入された。また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）の施行により、平成30年6月1日から、同一構内以外の裁判所規則で定める場所に証人を在席させる、構外ビデオリンク方式による証人尋問を行うことができるようになった。

平成17年4月1日から犯罪被害者等基本法が施行され、犯罪被害者等施策の重要性は増しており、同法8条に基づき同年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画の中でも、ビデオリンク等の措置の周知徹底及び一層の適正な運用がうたわれているところ、性犯罪等の被害者や証人の保護、負担軽減のために、ビデオリンク方式による証人尋問（構外ビデオリンクを含む。）を適正かつ円滑に実施するべく、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網を整備している。

これらの運用のためには、ビデオリンクシステムについては、機器の借料のほか、本件システム機器をシステム整備庁以外の尋問実施庁に運搬するための経費（運搬費）、不具合が生じた場合に、修理等の対応をとるための経費（修理費）が必要となる。また、IPネットワーク回線網については、回線費用及び回線機器借料が必要となる。

そこで、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網に必要な経費を要求する。

なお、ビデオリンクシステム及びIPネットワーク回線網は、民事事件や家事事件等における利用も想定している。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)裁判費						101
裁判庁費						
(通信運搬費)						
	ビデオリンクシステム運搬費	21(22)回	(121,618) 164,927	3,463 (2,676)		
	ネットワーク回線費用	一式	(15,221,376) 54,027,600	51,028 (15,221)		
(借料及び損料)						
	ビデオリンクシステムの借料	一式	45,470,304	45,471 (45,471)		
	ネットワーク回線機器借料	一式	(8,576,304) 16,988,400	16,989 (8,576)		
(雑役務費)						
	ビデオリンクシステム修理費	6(8)回	(132,681) 129,019	774 (1,061)		
	IPネットワーク回線移設費用			361 (810)		
	秋田地裁	一式	360,800	361 (0)		
	鳥取地家裁			0 (405)		
	佐賀地家裁			0 (405)		
	IPネットワーク回線初期費用			0 (35,200)		

行 政 局 經 費

目 次

一	裁判資料の整備に必要な経費	-----	4 4 3
二	裁判事務の迅速適正化に必要な経費		
	裁判運営の改善経費	-----	4 4 5
三	知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費		
1	知的財産権関係事件の処理経費	-----	4 4 7
2	知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費	-----	4 5 0
四	労働審判制度の実施に必要な経費		
1	労働審判事件の処理経費	-----	4 5 6
2	労働審判制度の充実経費	-----	4 5 9

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 行政事件関係等専門図書

<要求要旨>

行政事件、労働事件及び労働関係行政事件は、一般の訴訟事件に比べると、そのいずれもが特殊な法分野を対象とするものである一方、多くの事件が市民の生活環境や生活状況など、日常生活に直結する問題をはらんでいるため、世間の注目を集めることが多い分野でもある。よって、裁判所としては、その判断内容が社会に与える影響に鑑み、特に慎重な審理が必要となる。

また、上記の分野に属する事件は、都市計画に関するものなど、争点が専門的かつ複雑であるものや、国際取引をめぐる課税等新規性のある争点を含むもの、また、高齢者継続雇用問題や、非正規労働者雇止め問題、業務に起因する精神疾患に関する問題等、社会情勢やライフスタイルの変化に伴って生じる新たな論点が含まれるものなど、多様な様相を呈している。

これらの状況を踏まえれば、常に最新の各種専門図書を整備し、随時参照することができるようにしておくことは、適正迅速な裁判実現のために欠かすことができない。

そこで、今年度も引き続きこれらの分野の専門図書を整備するための経費を要求する。

(2) 労働訴訟等手続案内リーフレット

<要求要旨>

近年、雇用形態の構造的変化に伴い、労働者としての地位の確認、残業代等の未払いをめぐる個別的労働紛争の増加が著しい。裁判所には、これら生活に直接打撃を与える労働紛争に直面した一般市民のために個別労働紛争を解決するための様々な手続があるが、その中から事案に応じた適切な解決手続を選択し、裁判所の手続を容易に利用できるようにするため、裁判所の手続や手続ごとの違い、選択する際のポイント等を教示した手続案内リーフレットを作成し、各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布することが必要である。

そこで、今年度も引き続き本リーフレットを作成するための経費を要求する。

<必要とする部数>

108,000部

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	行政事件関係等専門図書			10,232 (10,232)		27
(印刷製本費)	労働訴訟等手続案内リーフレット	108,000(120,000)部	(1,760) 1,958	211 (211)		B

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判運営の改善経費

行政事件実態調査連絡旅費

<要求要旨>

近年は、事件の内容が・複雑困難化していることや、生活保護基準引下げ訴訟、年金減額集団訴訟などの審理期間を要する事件が複数の裁判所に多数係属していることなどを背景として、各裁判所においては、行政事件を特定の部に集中させたり、人的物的な態勢を強化するなど、審理を充実させるための様々な工夫等を行っているところである。

種々の行政事件等を適正迅速に処理する上で、裁判所が取るべき態勢（事件の配てん、部の構成、部の人数等）を検討するに当たり、各庁における事件処理の実態とその問題点を把握するため、実態調査を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

<調査連絡計画>

区 分		係 官	
		局 課 長	事 務 官
対 象 庁	高 裁	2 人	2 人
	地 裁	5 人	5 人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)						32
	行政事件実態調査連絡旅費 (滞在1日)			600 (600)		
	局課長			329 (329)		
	高裁	2人	49,853	100 (100)		
	地裁	5人	45,817	229 (229)		
	事務官			271 (271)		
	高裁	2人	41,678	83 (83)		
	地裁	5人	37,671	188 (188)		

知的財産権関係事件の処理態勢の充実強化に必要な経費

知的財産権関係事件の処理経費

(1) 知的財産権保護のための裁判手続の充実・強化

近年、日本の経済的競争力を維持していくためには、知的財産権保護の強化が不可欠であるとして、訴訟における紛争処理機能の充実強化が求められているところ、特に昨今は、オープン・イノベーションによる技術革新の進展に伴う知的財産権の流動性の高まりや、産業構造やビジネスモデルが変革する中、知的財産権の安定性の確保が重要であるとされ、紛争処理態勢のより一層の強化が必要となっている。また、経済のグローバル化がますます進展するとともに、知的財産権の保護を巡る環境も、国際的な動向による影響がより強まっていることから、諸外国の情報をいち早く取り入れ、素早く対応することもまた強く求められている。これまでも、審理の迅速化、専門性の向上及び情報の公開に努め、一定の成果を上げてきたところではあるが、引き続き諸外国における制度の研究も含めた多角的な分析を行うとともに、必要な施策を以下のとおり積極的に講じていかなければならない。

知的財産権関係事件専門図書

<要求要旨>

知的財産権関係事件は、その処理のために専門的知見を要することから、裁判所調査官を活用している。知的財産権関係事件を担当する裁判所調査官は、個々の裁判官が有する既存の法的知識では賄いきれない特許・実用新案などを始めとする技術的事項に関する最先端の情報、知識を補うことを主たる役割としており、その職務を十全に果たすためには、関係する各分野における専門図書を随時参照し、技術情報を入手しておくことが不可欠である。

他方、裁判所調査官による調査等を踏まえて、その法的判断を下すのは裁判官であり、裁判官が当該分野の法知識を習得しておくことは必須であるといえる。そのため、裁判官が絶えず当該分野における最新の法的論点、法的問題を参照し、理解できる環境整備を図ることが必要である。

そこで、今年度も引き続きこれらの専門図書を整備するための経費を要求する。

(2) 専門委員用パンフレット

<要求要旨>

知的財産権関係事件は、対象となる技術分野が極めて広汎であり、また、特許権侵害における差止請求のような民事訴訟のほかに、知的財産権に関する審決取消請求事件のような特殊な事件も存在する。このため、専門委員が具体的にどのような関与を求められるのか、具体的な事件においてどのような説明をすればよいのか理解しにくい面がある。適切な専門委員を選任し、専門委員制度を有効に活用するためには、推薦母体となる各関係機関や選任される専門委員に、この点を事前に十分に理解してもらう必要がある。

そこで、一般の専門委員用パンフレットに加え、知的財産権関係事件に関し、これらの点を分かりやすく詳細に説明したパンフレットを作成するための経費を要求する。

<配布計画>

行政局から推薦母体 345部、 知財高裁 130部、 東京地裁 20部、 大阪地裁 5部

(3) 専門委員手当

< 要求要旨 >

知的財産権関係事件では、その取り扱う領域が電気、機械、化学、情報通信、バイオテクノロジー、コンピュータープログラム、応用物理など多岐にわたるため、各種専門領域における専門的知見を要する複数の専門委員が、技術説明会などを中心に事件に関与して裁判官をサポートし事案解明に寄与している。この専門委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給されるので、これに要する経費を要求する。

(4) 専門委員登庁旅費

< 要求要旨 >

専門委員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費を支給する必要があるので、これに要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費) (印刷製本費)	知的財産権関係事件専門図書 専門委員用ハンズレット	 500部	 216,414	5,226 (5,226) 108 (0)		38 B
(項)下級裁判所 委員手当 委員等旅費	専門委員手当 専門委員登庁旅費			5,149 (5,149) 2,023 (2,023)		82

知的財産権関係事件の審理の充実改善に必要な経費

(1) 知的財産権関係事件の裁判運営の改善を目的とする情報の収集、提供及び研究会等の開催に必要な経費

(ア) 知的財産権関係事件研究会（最高裁）

<要求要旨>

我が国の知的財産権に関する手続等の制度及び運用の在り方について、諸外国における知的財産権関係の法制度及び訴訟の運用と対比するなどしながら研究、討議する研究会を開催する必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

<開催計画>

開催地	会期	研 究 会 員
最高裁	1日	高裁裁判官 3
		地裁裁判官 37
		計 40

(イ) 知的財産権関係事件研究会（高裁）

<要求要旨>

知的財産権関係事件に関する専門的処理機能を強化するためには、諸外国の知的財産権に関する法制度及びその運用の実情、企業における知的財産権の管理や知的財産権判決の捉え方、あるいは、産業界のニーズなどの最新の情報を幅広く把握することが必要である。しかし、文献等によっては必ずしもこのような情報を十分に得ることができないため、知的財産権の研究者や企業で知的財産権の管理に携わっている者などを外部講師として招いて定期的に研究会を開催し、情報収集を行う必要がある。

そこで、今年度においても、引き続きこのための経費を要求する。

<開催計画>

（開催地） 知財高裁、大阪高裁

（出席者） 各高裁裁判官、同調査官及び同書記官並びに東京・大阪各地裁裁判官、同調査官及び同書記官

（会期等） 会期1日 年6回（各高裁ごとに年3回）

38

82

(ウ) 専門委員セミナー

<要求要旨>

知的財産権関係事件について、裁判所の紛争処理機能の充実強化を求める声が高まっているところ、平成16年4月に導入された専門委員制度は、知的財産権関係事件が極めて広汎な専門的分野に関する紛争の解決を求められることから、その処理の一層の適正、迅速化を実現するために最適の制度といえることができる。

専門委員の活用による効果に寄せる期待は高いが、その手続への関与は、裁判所が「争点若しくは証拠の整理又は訴訟手続の進行に関し必要な事項の協議をするに当たり、訴訟関係を明瞭にし、又は訴訟手続の円滑な進行を図るため」に必要な範囲で許されるものであり、これを逸脱した説明は裁判官の心証に影響を及ぼすおそれが多い。反面、この点を気にするあまり、必要な説明を控えてしまうようなこともあってはならない。加えて、知的財産権関係訴訟が取り扱う問題は、各分野の最先端のものであることが多く、必ずしも広く一般的に確立した知識に関するものではない上、ごく限られた特定の領域に関する問題が扱われることがほとんどである。そのため、他の事件よりも訴訟への関与の在り方においてデリケートな面があり、裁判の結果により左右される経済的利益も甚大であることから、専門委員は訴訟への関わり方について、十分な技術を備えている必要がある。

そのため、知的財産権関係事件に関与する専門委員に対して、一般の専門委員のための専門委員研修に加えて、できる限り数多くの知的財産権関係事件の実例に沿って、関与の在り方を検討・研究する専門委員セミナーを開催して、知的財産権関係事件に関与する専門委員としての技能を向上させる必要がある。

そこで、今年度においても、引き続き専門委員セミナーを開催するための経費を要求する。

<開催計画>

開催地	会期	人 員					備 考
		専門委員	裁判官	首席書記官	係員	計	
東京	11月	50 (25)	1	1	1	106 (50)	括弧内は、 要旅費人員
	2月						
大阪	11月	50 (25)	1	1	1	53 (25)	

(エ) 国際知財司法シンポジウム開催運営事業費

<要求要旨>

経済がグローバル化し、同じ技術や商標に関する紛争が世界各地で生じるようになったことに伴い、知的財産権関係紛争解決の国際的連携や世界水準の知的財産権関係紛争処理システムの構築が求められている。

このような状況のもと、平成29年から、知的財産権関係事件を担当する裁判官に必要な国際的な知財司法に関する知識の習得、各国の制度運用の実態に関する情報収集及び知財司法関係者への情報提供並びに知財高裁の国際的プレゼンスの向上を目的として、国際シンポジウムを開催している。

我が国自ら国際シンポジウムを主催することは、我が国が関心を持つテーマを設定し、テーマに相応しい国を招へいすることが可能となるなど、極めて高い利点がある。また、シンポジウムへの参加を通じて、知的財産権関係事件を担当する裁判官は、国際的水準の紛争解決能力を効率的に吸収することができる。

そして、このようなシンポジウムは継続して開催することによって、知的財産権関係紛争解決の様々な論点について時流に沿った議論の変化を捉えるとともに、議論の深化を図ることができるため、継続して実施する必要がある。

令和5年度は、日本、中国、韓国及びASEAN諸国等各国の裁判所関係者、法務省関係者及び特許庁関係者等合計31名を招へいし、模擬裁判やパネルディスカッション等のプログラムを実施し、令和3年度に実施したシンポジウムでの議論の更なる発展を図りたい。

以上の趣旨に鑑み、我が国において日本、中国、韓国及びASEAN諸国等を対象とした知的財産権関係紛争解決に関する国際シンポジウムを開催するための経費を要求する。

<開催計画>

(開催地) 東京都内

(日程) 令和5年10月頃に3日間

(参加者) 日本、中国、韓国及びASEAN諸国等各国の裁判所関係者、法務省関係者及び特許庁関係者
その他、国内外の法曹関係者・研究者及び知的財産制度に関心を有する民間企業関係者等の傍聴を予定している。

(2) 知的財産高等裁判所等の審理充実及び外部への情報発信に伴う関連経費

国際的な技術開発競争に打ち勝ち、日本の経済的競争力を維持していくためには、知的財産権保護の強化が不可欠であるとして、訴訟における紛争処理機能の充実強化を求める声が高まり、また、知的財産権重視の国家の姿勢を明確に内外に示すことが重要であるとして、平成17年4月に知的財産高等裁判所が設立された。そこで、知的財産高等裁判所設立の趣旨にのっとり、その第一審を集中的に取り扱う東京・大阪地裁の知財専門部を含めた知的財産権についての紛争の適正迅速な処理を一層推し進めるため、以下のような諸施策を講ずる必要があり、このための経費として以下の諸経費を要求する。

(ア) 知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料

<要求要旨>

知的財産高等裁判所は海外でも注目されているところであり、外国の法曹関係者や記者、経済団体等の訪問を多く受けている。また、知的財産高等裁判所の裁判官は海外の会議等に積極的に参加している。

これらの来賓や会議参加者に対して、限られた時間の中で、効率的かつ正確に、日本の知的財産権に関する裁判制度について理解を得るためには、知的財産高等裁判所の設立の経緯や裁判制度の解説、知的財産権関係事件の統計等を記載した冊子を作成し、英語に翻訳した資料として提供することが求められるところである。

そこで、今年度においても、引き続き知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料を作成するための経費を要求する。

<翻訳を必要とする枚数>

50枚

<配布計画>

知財高裁 900部、 最高裁 100部

(イ) 知的財産高等裁判所等裁判例要旨等翻訳

<要求要旨>

知的財産高等裁判所は、知的財産権に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図ることを目的として平成17年に設立され、我が国の知的財産権関係訴訟の内容等について、国内のみならず、海外に対し、積極的な情報発信を行うことが期待されているところである。

知的財産高等裁判所では、設立年度から同裁判所ウェブサイトの稼働を開始し、日本語のみならず、英語、フランス語、ドイツ語、中国語及び韓国語により、広く国内外に情報発信を行ってきた。特に、英語のウェブページでは、裁判例を広く全世界に公開するため、知的財産権に関する裁判例を紹介するデータベース及びコンテンツを設けて、英訳した裁判例要旨を発信するとともに、重要で先例的価値の高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）の英訳発信を行ってきたところであり、今後もこれらの情報を継続して発信していく必要がある。

そこで、今年度においても、引き続き知的財産権関係事件の判決の要旨及び重要で先例的価値の高い知的財産権関係事件の判決（全文及び重要部分）を英訳するための経費を要求する。

<必要とする枚数>

知的財産高等裁判所等裁判例要旨 800枚、知的財産高等裁判所等裁判例（全文及び重要部分） 2、400枚

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所						38
諸謝金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)	1人 3時間 1回	7,900	24 (24)		39
庁費 (雑役務費)	知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料翻訳	50枚	9,020	451 (451)		
	国際知財司法シンポジウム開催運営事業費	一式	13,417,200	14,111 (13,417)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)	知的財産高等裁判所外国来賓用説明資料	1,000部	352,000	352 (352)		
(雑役務費)	知的財産高等裁判所等裁判例要旨等翻訳	3,200枚	10,010	32,032 (32,032)		
(項)下級裁判所						82
諸謝金 (講師等謝金)	知的財産権関係事件研究会 (高裁)	1人 2時間 6回	9,700	116 (116)		
	専門委員会等	1人 2時間 3回	9,700	58 (58)		
職員旅費 (内国旅費)	知的財産権関係事件研究会 (最高裁)			0 (1,887)		
	高裁裁判官			0 (151)		
	地裁裁判官			0 (1,736)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	専門委員等計-	25人 3回	30,801	2,310 (2,310)		82
庁費 (会議費)	専門委員等計-	51人 3回	110.9	17 (17)		E
法廷等器具整備費 (備品費)	知的財産権関係事件用7ロジエター			0 (481)		

労働審判制度の実施に必要な経費

裁判所における個別労働関係事件の簡易迅速な紛争解決制度として、裁判官である労働審判官と労働関係に関する専門的な知識経験を有する者である労働審判員で組織する労働審判委員会が、当該事件について審理し、合議により、権利義務関係を踏まえて事件の内容に即した解決案を定めるものとする労働審判制度の実施に必要な経費を要求する。

88

労働審判事件の処理経費

(1) 労働審判員手当

<要求要旨>

労働審判員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職の職員の給与に関する法律第22条第1項の規定により、非常勤の委員に対する給与としての手当が支給される。

89

E

(2) 労働審判員研修会

<要求要旨>

労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、新たに任命された労働審判員（新任労働審判員）が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判手続やその運用の概要等を十分に理解しておくことが必要不可欠である。

新任労働審判員が既に実績を積んだ労働審判員とともに円滑な事件処理を行うためには、労働審判手続とその運用の概要、労働審判員に期待される役割、労働審判員としての心構え等につき、職務導入的な研修の機会を設ける必要がある。

その際には、経験を積んだ労働審判員を招き、部総括裁判官と共に労働審判手続における労働審判員の関与の実情について説明することが有用と考えられる。

そこで、今年度も引き続き本研修会を開催するための経費を要求する。

<開催計画>

開催地	地裁本庁	35庁
参加者	労働審判員	172人
	裁判官	35人
	民事首席書記官	35人
	労働審判員（講師）	70人

		明細書頁
(3) 労働審判員研究会		
<要求要旨> 労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、労働審判員の資質の向上が求められることから、労働審判員に対して、労働審判手続の流れ、労働審判員としての関与の在り方についての知識や、労働法規を始めとする法律的知識など、労働審判手続を円滑に進めるに当たって必要となる基本的な知識を付与するとともに、事例ごとに生じ得る様々な問題点を研究し、これに適切に対処するために必要とされる労働審判員としての審判手続への関わり方についての手法を取得させ、労働審判員としての技術を向上させるなど、専門的知識、技能を付与するための機会を設ける必要がある。 そこで、今年度も引き続き本研究会を開催するための経費を要求する。		43
<開催計画> 開催地 地裁本庁 50庁 参加者 労働審判員 1, 512人 裁判官 50人 民事首席書記官 50人 外部講師(大学教授等) 50人		88
		89
		E
(4) 労働審判員登庁旅費		
<要求要旨> 労働審判員に対しては、職務を行う裁判所に登庁する際の交通費が支給されるため、これに要する経費を要求する。		
(5) 労働審判手続案内リーフレット		
<要求要旨> 労働審判手続の利用の促進を図るため、同手続を利用しようとする者を対象としたリーフレットを作成し、各裁判所や都道府県労働局及び労働基準監督署等の関係機関に配布する必要がある。 そこで、今年度も引き続き本リーフレットを作成するための経費を要求する。		
<配布部数> 108,000部		

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)	労働審判手続案内等7点	108,000(120,000)部	(1,760) 1,958	211 (211)		43
(項)下級裁判所 委員手当	労働審判員手当			257,039 (257,039)		88
諸謝金 (講師等謝金)	労働審判員研修会 労働審判員研究会	70(100)人 3時間 1回 50人 3時間 1回	3,600 7,900	756 (1,080) 1,185 (1,185)		89 E
委員等旅費 (労働審判員登庁旅費)	労働審判員登庁旅費			10,203 (10,203)		
(委員会出席旅費)	労働審判員研修会 労働審判員研究会	172(673)人 1日 1,512人 1日	2,619 2,619	450 (1,763) 3,960 (3,960)		
庁費 (会議費)	労働審判員研修会 労働審判員研究会	242(773)人 1回 1,562人 1回	110.9 110.9	27 (86) 173 (173)		

労働審判制度の充実経費

労働審判員用手引

<要求要旨>

労働審判手続の円滑な進行は、労働審判員の力量によるところが大きく、その資質の向上が求められるところ、労働審判員が事件を処理するに当たっては、非常勤の裁判所職員としての心構えはもちろんのこと、労働審判員の職務の内容、労働審判手続の流れ等について精通することが不可欠であることから、労働審判員向けにこれらについての解説等を掲載した執務資料を刊行する必要がある。

そこで、本手引を作成するための経費を要求する。

<配布計画>

区 分	最 高	労働審判員	計
配布部数	31	1,639	1,670

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (印刷製本費)						43
	労働審判員用手引	1,670部	311.080	520 (0)		
	労働審判員推薦依頼ハシレット			0 (72)		

家庭局經費

目 次

一	経常事務費	
	委員会に必要な経費	4 6 3
二	裁判資料の整備に必要な経費	4 6 5
三	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	1 裁判運営の改善経費	4 7 4
	2 裁判補助事務の強化改善経費	4 8 3
	3 関係機関との連絡調整経費	4 9 3
四	家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費	
	1 科学的処理体制の充実経費	4 9 7
	2 少年事件処理経費	5 0 3
五	調停制度の充実強化に必要な経費	
	1 調停事件の処理経費	5 0 6
	2 調停制度の充実改善経費	5 1 1
六	交通事件の処理に必要な経費	
	少年交通事件の処理経費	5 1 5
七	裁判の迅速適正処理経費	
	裁判の迅速適正処理経費	5 1 7
八	情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	
	1 情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費	5 1 9
	2 情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）	5 2 0

	明細書頁
<u>経常事務費</u> <u>委員会に必要な経費</u> (1) 家庭規則制定諮問委員会 ＜要求要旨＞ 家庭規則制定諮問委員会は、最高裁判所規則制定諮問委員会規則（昭和22年最高裁判所規則第8号）に基づいて設置され、家事審判、家事調停、人事訴訟及び少年審判に関連する規則の制定に関する必要な事項を調査審議することを目的としている。同委員会の委員及び幹事は、裁判官、検察官、弁護士、関係機関の職員又は学識経験者から任命され、規則改正のための準備的な調査審議を行った上で規則案に対する建議を行うことになる。 そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。 (2) 家庭裁判所委員会 ＜要求要旨＞ 家庭裁判所委員会は、家庭裁判所委員会規則（平成15年最高裁判所規則第10号）に基づいて、家庭裁判所の運営に広く国民の意見を反映させることを目的として各家庭裁判所に設置されている。 家庭裁判所委員会は、委員として、教育関係者、福祉関係者、大学教授等の学識経験者から広くその人材を集めて多様な委員構成とし、国民の視点に立った家庭裁判所の運営や在り方について自由な意見交換を行う機関として、家庭裁判所の運営改善にとって大きな役割を果たしている。 そこで、本委員会の開催に要する経費を要求する。	10 69 A D

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当	家庭規則制定諮問委員会	17人 2回 出席率80%	19,600	533 (533)		10
庁費 (会議費)	家庭規則制定諮問委員会	17人 2回	110.9	4 (4)		A
(項)下級裁判所 委員手当	家庭裁判所委員会			20,067 (20,067)		69
	委員長	1人 50庁 3回	20,500	3,075 (3,075)		D
	委員	8人 50庁 3回 出席率80%	17,700	16,992 (16,992)		
諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所委員会	5人 1回 2時間	8,700	87 (87)		
委員等旅費 (委員会出席旅費)	家庭裁判所委員会	6人 3回	2,637	47 (47)		
庁費 (会議費)	家庭裁判所委員会	11人 50庁 3回	110.9	183 (183)		

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 消耗品費

(ア) 科学調査用図書整備費

<要求要旨>

家庭裁判所における家事事件、人事訴訟事件及び少年事件の調査は、医学、心理学、社会学などの行動科学等の専門的知識及び技法を活用することが法規上要請されており、この科学的調査の中核として家裁調査官等が活動している。

最近では、家事事件及び人事訴訟事件の当事者並びに少年事件の非行少年の中に、社会生活の急激な変化や人間関係の複雑化によって、心理的葛藤、神経症傾向、精神障害等を有する者や、家庭内で暴力や虐待などを繰り返す者などが増加しており、紛争の要因や非行の動機を理解することが難しい事件が多くなっている。紛争や非行のメカニズムを分析し、問題解決のための方策を見出すために、家裁調査官等による行動科学の専門的知識及び技法を活用する必要性がこれまで以上に高まっている。

医学、心理学、社会学などの行動科学等の進歩には、目覚ましいものがあり、家裁調査官等がその専門的知識や技法を身につけるために最新の研究、調査、学説、技法等を把握することが不可欠である。

そこで、行動科学に関する最新の刊行物を定期的に購入し、整備するための経費を要求する。

(イ) 家庭裁判所事務室用図書

<要求要旨>

平成25年1月に施行された家事事件手続法では、家事事件の当事者等の手続保障に資する規定を拡充し、より利用しやすくするための手続が新設された。平成26年4月には、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律が施行され、子の返還申立事件等が東京家庭裁判所及び大阪家庭裁判所で扱われるようになった。平成26年5月及び6月には少年法の一部を改正する法律が施行され、平成27年6月には、新少年院法及び少年鑑別所法が施行された。平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、平成29年3月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されている。また、令和3年4月には、民法等の一部を改正する法律が施行され、財産管理制度の改正が行われた。令和4年4月には少年法等の一部を改正する法律が施行され、18歳以上の特定少年に対する保護処分の特例や原則逆送対象事件の拡大などの規定が新たに設けられた。これら法改正や新法の施行等に伴い、家庭裁判所の事件の審理には大きな影響が及ぶことから、新たな手続を理解し、新設された制度の円滑な運用に役立てるためには、注釈書等により、法律や制度の趣旨や内容の理解をより一層深める必要がある。

そこで、裁判官、家裁調査官及び裁判所書記官が執務に利用するための図書経費を要求する。

<整備計画>

家庭裁判所の本庁、支部及び出張所の合計330庁に整備する。

(2) 印刷製本費

(ア) 後見及び後見監督の事務手続案内リーフレット（後見人及び後見監督人用）

< 要求要旨 >

成年後見制度は、認知症等の精神上の障害により判断能力の低下した者を保護する制度であり、急速に進展する高齢社会において重要な役割を担っている。

また、成年後見関係事件及び後見監督処分の新受件数の合計数は、制度施行時である平成12年の約1万件から令和3年の約23万件に増加しており、今後も、高齢化の進展や、成年後見制度利用促進法が平成28年5月13日に施行され、平成29年3月24日に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の対象期間が満了することに伴い、令和4年3月25日に新たに第二期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことなどによって、利用者の増加が見込まれる。

このリーフレットは、家庭裁判所の家事手続案内において成年後見制度の概要や手続の流れについて、簡潔かつ分かりやすい説明を行うための資料として活用しているほか、「憲法週間」や「法の日週間」における成年後見制度の説明会等の広報行事における配布、庁舎内の待合室等への備置き、家庭裁判所管内の市区町村に設置されている地域包括支援センターやその他の関係機関への備置きなど、広く成年後見制度の概要を周知するために利用されている。

そこで、このリーフレットを作成するための経費を要求する。

(イ) 家庭裁判所パンフレット・リーフレット（利用案内用）

< 要求要旨 >

家庭裁判所で取り扱う家事事件及び少年事件は、家庭内の紛争の解決や非行があった少年の更生を目的としているため、原則として非公開の手続で行われるなど、民事事件及び刑事事件とは大きく異なる特徴を有する。また、家事事件及び人事訴訟事件については、専門的知識を持たない本人自らが手続を行うことが多い。よって、これらの手続を十分に理解してもらい、家庭裁判所をより利用しやすくするとともに、手続を円滑に進めるためには、手続教示サービス等の充実を図ることが要請される。

そこで、

- ① 関係機関（福祉事務所、児童相談所、弁護士会等）の利用者の中には、家庭裁判所を利用することを考えている者が多数含まれていることから、これらの機関から利用者に適切な家庭裁判所の案内を行ってもらうためにも、また、事件処理上密接な連携関係を保つ必要のある学校や福祉機関等の関係機関の職員等に対して家庭裁判所の所管事項や機能を理解してもらうためにも、家庭裁判所で取り扱う事件や組織態勢、役割を分かりやすく説明したパンフレットを作成、配布する必要がある。

よって、家庭裁判所パンフレットの刊行に要する経費を要求する。

- ② 家庭裁判所では、100種類以上の事件から成る家事事件を扱っていることから、事件によって異なる管轄家庭裁判所、調停・審判・訴訟の手続、申立てに必要な書類、費用などを分かりやすく説明したリーフレットが必要不可欠である。また、こうしたリーフレットを広く配布して当事者等の便宜を図るため、家庭裁判所だけでなく、関係機関（地方公共団体、警察、弁護士会等）にも配布して窓口で備え置いてもらい、来庁者等への説明に活用できるようにする必要がある。

よって、家庭裁判所リーフレットの刊行に要する経費を要求する。

(ウ) 人事訴訟手続説明用リーフレット

<要求要旨>

平成16年4月に人事訴訟法が施行されたことにより、家庭裁判所において、人事訴訟事件を扱うこととなった。

家庭裁判所の利用者は、調停手続よりも厳格な訴訟手続に精通しない本人が多いことから、人事訴訟手続を分かりやすく説明し、利用しやすいものとするために、同手続説明用のリーフレットを作成し、活用してきている。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

(エ) 扶養義務等に係る定期金給付請求権の強制執行手続案内リーフレット

<要求要旨>

平成16年4月から「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」が施行され、子の養育費など扶養義務等に係る定期金給付請求権についての強制執行手続において、給料など弁済期の到来していない継続的給付に係る債権を差し押えることができることとなった。また、平成17年4月から改正民事執行法が施行され、養育費等に係る金銭債権について間接強制の方法による強制執行が可能となった。さらに、令和2年4月1日から改正民事執行法が施行され、債務者以外の第三者からの情報取得手続を新設するとともに、財産開示手続の見直しが行われた。

養育費等の定期金給付請求権の強制執行制度については社会的関心が高いが、これらの債務名義を得た当事者は、強制執行手続に精通しない本人が多いため、制度の具体的な利用方法について分かりやすく説明する必要がある。その際、制度を簡明に説明したリーフレットを利用希望者に交付し、それに基づいて説明することによって、当事者の手続に関する理解を容易にすることができる。とともに、説明する職員にとっても事務の効率化を図ることができる。

そこで、各家庭裁判所にリーフレットを備え置く必要性があり、そのための経費を要求する。

(オ) 年金分割リーフレット

<要求要旨>

平成19年4月1日から、夫婦が離婚等をした場合において、厚生年金保険等の公的年金の分割を可能とする制度が導入され、平成27年10月1日からは、被用者の年金制度を厚生年金に統一する改正厚生年金保険法が施行された。同制度においては、年金の分割割合は、原則として当事者の協議により定められるが、当事者の協議が調わないときなどには、家庭裁判所が、当事者からの申立てにより、審判又は離婚訴訟等の附帯処分として分割割合を定めることができるほか、離婚調停においても取り扱うことができるため家庭裁判所で取り扱う事件数は相当数に及んでいる。しかし、同制度は、一般の当事者には非常に分かりにくいものであるため、家庭裁判所においては、当事者から年金分割の制度や手続についての説明を求められる機会が多い。

そこで、当事者の理解を容易にし、説明する職員の事務の効率化を図るとともに、手続の利用者及びその可能性のある者に対して交付するために、年金分割の制度の概要、申立ての方法及び手続、分割審判等があった後の標準報酬改定請求の手続等を記載した本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことは必要不可欠であり、そのための経費を要求する。

(カ) 児童虐待に関する家庭裁判所の手続案内リーフレット

< 要求要旨 >

近年、児童虐待に関する事件が増加し、社会的関心が高まると同時に、そのための対策が社会的に喫緊の課題となっており、平成30年4月には、児童虐待案件に裁判所が関与する手続を新たに設けるなどした児童福祉法等の改正法が施行されている。また、令和元年6月には、特別養子縁組における養子となる者の年齢の上限を引き上げるなどした民法等の改正法が成立し、令和2年4月に施行されたところである。

家庭裁判所における児童虐待に関する手続としては、親権者変更、養子縁組の許可、親権喪失の審判、親権停止の審判及び児童福祉施設入所等措置等承認審判などの手続があり、これらが児童虐待を防止するための方法の一つとして活用されているということが関係機関及び社会一般に十分認知されているとはいえず、これらの手続を説明したリーフレットを関係機関及び一般人に配布して広く周知する必要がある。

そこで、このリーフレット作成のための経費を要求する。

(キ) 少年犯罪被害者用リーフレット

< 要求要旨 >

平成13年4月の改正少年法の施行に伴い、被害者への配慮として、意見聴取、審判結果通知及び記録の閲覧謄写の各制度が導入され、さらに、平成20年12月施行の改正少年法において、被害者等の審判傍聴制度及び被害者等に対する審判状況の説明制度が導入された。

ところで、犯罪被害者等基本法18条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようになるため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、令和3年4月から令和7年度末までを計画期間とする第4次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等に関する各種制度の周知」及び「少年審判の傍聴制度の周知」が取り上げられている。

犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。

少年事件に関する被害者配慮制度については、これまでも各家庭裁判所において周知徹底を図っているところであるが、実際に被害に遭った被害者等は、被害者配慮の諸制度を知らない者が多く、同制度の利用を希望する被害者等が利用機会を逸しないようにするため、同制度の存在及び利用方法を簡明に説明したリーフレットを、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。

よって、本リーフレット作成のための経費を要求する。

(2) 面会交流リーフレット

<要求要旨>

少子化や権利意識の高揚を背景に、家事調停事件においては、離婚後又は別居後の別居親と子との面会交流をめぐる争いが激しさを増しており、こうした争いが原因で調停での合意が困難となる事案が増加している。また、改正民法766条（平成24年4月施行）では、離婚に際し、子の利益を考慮して面会交流について定めることが明記された。

こうした法の趣旨に則り、子の福祉を損なわず円滑な面会交流を実現するためには、父母の双方に対して、争いに子を巻き込まないための心構えや、面会交流を実施する際の留意事項等について共通の認識を持たせることが不可欠である。全国の家裁裁判所でどの当事者に対しても必要かつ十分な内容を解説するためには、標準的なリーフレットを作成し、全国で統一した運用を図る必要がある。

このような標準的なリーフレットを利用して分かりやすく説明することにより、調停委員会や家裁調査官等は、調停での合意に向けた適切な働き掛けを当事者に行うことができるようになる。調停内での口頭説明にとどまらず、視覚的な情報として当事者に伝えていくことによって理解を深めさせることができる上に、当事者がいつでも繰り返し読み返すことができるため、内容が浸透しやすくなることが期待される。その結果、面会交流の方法等に関する誤解に基づく当事者間の無用な争いが減少し、少ない調停回数で子の利益を考慮した解決に至ることが期待される。また、面会交流に関する合意事項について任意の履行を望めるというメリットもある。

そこで、このリーフレットを作成するための経費を要求する。

(2) 離婚と子の福祉に関するリーフレット

<要求要旨>

民法766条が改正され、協議離婚に際して面会交流や子の監護費用の分担について子の利益を最も優先して考慮して定めるべき旨が明記され、同時に、その協議が調わないとき又は協議ができないときは、家庭裁判所がこれらの事項を定めるべきものとされた（平成24年4月施行）。また、平成25年1月に施行された家事事件手続法においても、子の福祉への一層の配慮が求められている。これらの法改正を受けて、子どもを持つ夫婦の離婚調停事件において、家庭裁判所が面会交流や養育費についても併せて紛争解決能力を発揮し子の福祉を実現していくことが、従前以上に期待されている。

これらの状況を踏まえ、離婚に向けた話合いを進める上で当事者が子どものために配慮すべき事項、面会交流や養育費の考え方や取決めの必要性等を説明するリーフレットを作成し、申立て前の手続説明時に交付するほか、子どものある夫婦（申立人及び相手方の双方）に対して、申立て後の早期段階で郵送等により交付することによって、円滑な調停進行及び民法改正の趣旨に則った紛争解決を目指す必要がある。リーフレットがあることによって、①子への配慮につき事前の周知ができる、②当事者が手元に置いて読み返すことができるため、内容が浸透しやすく、かつ期日においては感情的になりがちな当事者も、期日外に読み返すことで冷静に説明を受け止めることができる等の効果が期待できる。これらは調停委員会などによる説明をもって代替できるものではない。また、離婚紛争における子への配慮にポイントを絞ったものは本リーフレットのみであることから、作成する必要性は高い。

そこで、本リーフレット作成のための経費を要求する。

(ロ) 少年審判リーフレット

< 要求要旨 >

犯罪被害者等基本法 18 条では、国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、手続の進捗状況等に関する情報の提供や、手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとしている。これを踏まえ、令和 3 年 4 月から令和 7 年度末までを計画期間とする第 4 次犯罪被害者等基本計画が策定され、施策として「少年保護事件に関する意見の聴取等に関する各種制度の周知」及び「少年審判の傍聴制度の周知」が取り上げられている。

犯罪被害者等基本計画は、政府の計画であり、裁判所の取組そのものを対象とするものではないが、犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、裁判所に対しても引き続き、裁判手続等における犯罪被害者等への適切な配慮・取組が期待されているところであり、今後も、制度周知の重要性に変わりはないものと考えられる。

審判傍聴制度等の被害者配慮制度の理解及び利用を容易にするためには、前提となる少年審判の一般的な流れや各手続の情報を被害者等に提供することが必要不可欠であることから、それらを簡明に説明したリーフレットを、別途作成する少年犯罪被害者用リーフレットとともに、少年事件が家庭裁判所に係属した初期の段階で被害者等に提供するほか、各家庭裁判所や関係機関（警察署、検察庁、弁護士会、地方更生保護委員会及び保護観察所等）に備え置くなどして、同制度の周知を充実させる必要がある。また、一般の利用者等に対して少年審判手続の説明や広報活動を行う際に提供する資料としても必要なものである。

よって、本リーフレット作成のための経費を要求する。

(ハ) 補導委託先開拓用パンフレット

< 要求要旨 >

補導委託は、家庭裁判所が、少年審判手続の中で、非行があった少年を個人経営者や民間の団体等に預け、その指導のもとでの様子を観察した上で、少年の最終的な処分を決めるための制度である。補導委託制度の特長を十分にいかすためには、個々の少年の特性に応じた補導委託先を選定することが必要であり、利用できる委託先の種別、形態が多様であれば、それだけ適合する少年の幅も広がることから、家庭裁判所においては、多様な委託先を確保しておくことが望まれる。しかし、近年、非行少年と生活を共にしながら更生を援助しようとする民間の篤志家が得難くなっている実情がある。新しい補導委託先の開拓に向けて、家庭裁判所はより積極的な取組を行う必要があり、そうした活動を一層効果的に行うために、本パンフレットを作成し、新規の補導委託先の候補者に交付するほか、各種の団体に協力を求めたりする際、補導委託制度を分かりやすく説明する資料として配布する必要がある。

そこで、本パンフレット作成のための経費を要求する。

(シ) 手続説明用リーフレット（面会交流）

＜要求要旨＞

面会交流調停事件は、当事者の権利意識の高揚や家族の価値観の多様化、少子化等を背景として、新受件数が増加傾向にある。また、当事者の対立が先鋭化し、解決が困難な事案は少なくない。

面会交流事件の手続の流れを当事者に理解してもらった上で調停を進めていくことは、充実した調停運営のために必要不可欠であり、本リーフレットにより、担当者が、適切かつ容易に手続の流れを説明することが可能となる。また、本リーフレットには、面会交流について話し合うに当たって当事者が配慮すべき事項などについても掲載しており、これによって、第1回期日前を含めた早期の段階において、当事者に対して紛争解決に向けた働き掛けをすることができ、これにより当事者の対立の先鋭化を和らげ、複雑困難な事件の解決に結びつけることができる。このような点から、本リーフレットを各家庭裁判所へ備え置くことが必要であるため、本リーフレットを作成するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	数量等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	科学調査用図書整備費	162冊	8,382	1,358 (1,358)		27 B
	家庭裁判所事務室用図書	330冊	4,928	1,626 (1,626)		
(印刷製本費)			(2,013)			
	後見及び後見監督の事務手続案内 リーフレット	68,078(98,465)部	1,595	109 (198)		
			(17,542)			
	家庭裁判所リーフレット (利用案内用)	15,572(16,705)部	18,150	283 (293)		
			(2,255)			
	家庭裁判所リーフレット (利用案内用)	109,340(138,510)部	2,585	283 (312)		
			(2,002)			
	人事訴訟手続説明用リーフレット	32,793(37,070)部	1,958	64 (74)		
			(5,038)			
	扶養義務等に係る定期金給付請求 権の強制執行手続案内リーフレット	8,779(12,470)部	7,997	70 (63)		

項・目・目録等	品名等	枚数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	年金分割リーフレット	6,319(9,110)部	(11,022) 11,462	72 (100)		27
	児童虐待に関する家庭裁判所の手 続案内リーフレット	30,206(37,120)部	(3,509) 4,774	144 (130)		28
	少年犯罪被害者用リーフレット	39,554(42,590)部	(3,333) 3,179	126 (142)		
	面会交流リーフレット	11,053(15,090)部	(6,908) 7,502	83 (101)		
	離婚と子の福祉に関するリーフレット	13,274(25,205)部	(1,991) 1,650	22 (50)		
	少年審判リーフレット	32,320(28,025)部	(3,333) 3,179	103 (93)		
	補導委託先開拓用パンフレット	945(1,255)部	(67,694) 84,744	80 (85)		
	手続説明用リーフレット (面会交流)	14,919(14,260)部	(11,308) 13,222	197 (161)		
	少年審判手続のしおり			0 (116)		

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判運営の改善経費

(1) 家庭事件担当裁判官等協議会（少年関係）

< 要求要旨 >

家庭事件の適正な運営を図るため、具体的事例の集積を踏まえて、運用上の問題点や解釈上の疑義などについて、高裁単位で実務レベルの検討、協議を行ってきた。

少年事件に関しては、事件数は減少しているものの、少年の再非行率は高い水準にあり、社会の耳目を引く凶悪・重大な事件（殺人、殺人未遂、強盗殺人など）や「いじめ」が背景にある暴行事件に対する注目度も依然として高く、非行の内容や背景事情も複雑多様化している。また、平成12年、19年、20年及び26年の各改正少年法により、事実認定手続の一層の適正化や被害者に対する配慮の充実が図られているほか、平成28年12月には、少年審判規則の一部を改正する規則が施行されて付添人による記録等の閲覧に関する措置の制度等が創設され、令和4年4月には、特定少年に対する手続の特例を定めることなどを内容とする改正少年法が施行された。これらを踏まえた少年審判の在り方や少年審判の機能のさらなる充実・強化などについて、裁判官が、他職種（家庭裁判所調査官及び書記官）との連携を図りながら改めて検討することが不可欠となっている。

そこで、この協議会の開催に必要な経費を要求する。

< 開催計画 >

開催場所	高裁	
日 程	1 日	
出席者	家裁裁判官	50人（うち要旅費人員42人）
	家裁調査官	50人（うち要旅費人員42人）
	家裁書記官	50人（うち要旅費人員42人）
	高裁裁判官	8人
	最高裁局課長	8人（うち要旅費人員 7人）
	最高裁事務官	8人（うち要旅費人員 7人）
	計	174人

32

78

(2) 家事事件担当裁判官協議会

<要求要旨>

家事事件の新受件数は、平成11年に約52万件であったものが、年々増加を続け、令和2年には約120万件に達している。事件の内容は、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等を反映して、複雑かつ困難化している。

このような家族をめぐる事件の多様化・複雑化という現代的状況に的確に対応するため、家庭裁判所における家事審判及び家事調停に関する事件の手続を定めた基本法である家事審判法（昭和22年法律第152号）が廃止され、同法を全面的に見直した家事事件手続法が平成25年1月から施行され、抗告審を含めて家事事件の審理及び事件処理の様々な面において大幅な変更が求められた。家庭裁判所は、同法の趣旨に即した手続運営を行っていくために、施行後の運用状況、課題等について検討を続けてきたが、その成果について、今後も不断に検証していく必要がある。

そこで、このような問題について、家事事件を担当する全国の裁判官が一堂に会して、意見交換し、十分な協議を行うために、裁判官の中央協議会開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	最高裁	
日程	1日	
出席者	高裁判官	8人（うち要旅費人員 7人）
	家裁判官	50人（うち要旅費人員 49人）
	最高裁局課長	6人
	最高裁事務官	6人
	計	70人

(3) 犯罪被害者等施策のための研究会

<要求要旨>

平成17年4月施行の犯罪被害者等基本法は、国の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の権利利益を図ることを目的としており、国は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等の必要な施策を講ずることとされている（法19条）。

また、平成20年6月には、一定の重大事件について被害者等による少年審判の傍聴等を内容とする少年法改正が行われ、同年12月15日から施行されており、被害者配慮制度の定着とともに、職員が犯罪被害者等に対応する機会が更に増加している。

そこで、被害者等の抱える多様な問題を知り、被害者の立場、感情に配慮した対応をすることができるようにするために、職員研修を実施することが不可欠であるから、そのための経費を要求する。

<開催計画>

会 期	1 日	
開 催 地	高裁（8庁）	
講 師	被害者保護問題の専門家（大学教授等）	8 人
	被害者保護問題の専門家（被害者団体等）	8 人
受 講 者	家裁裁判官	50 人（うち要旅費人員42人）
	家裁調査官	50 人（うち要旅費人員42人）
	家裁書記官又は事務官	50 人（うち要旅費人員42人）
	計	150 人

(4) 家庭事件担当裁判官等協議会（家事関係）

<要求要旨>

家事事件の新受件数は、年々増加を続けており、内容についても、社会経済情勢の変化、国民の権利意識の高揚、価値観の多様化等を反映して、複雑かつ困難化している。

このような背景を踏まえて、家事事件については、裁判官、書記官及び家裁調査官の3職種が、家事事件を適正かつ迅速に処理するために、各職種が果たすべき役割を個別に議論するだけでなく、各職種間でその議論を共有した上、職種間連携の在り方や今後の課題等について、多角的に検討を続けていくことが必要かつ有益である。

そこで、先に開催される家事事件担当裁判官協議会の協議結果を踏まえ、3職種の連携という観点から、家事事件の適正かつ迅速な処理に向けた課題と方策について、各高等裁判所において、家事事件を担当する裁判官、書記官及び家裁調査官が意見交換し、十分な協議を行うために必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	高裁（8庁）												
日程	1日												
出席者	<table> <tr> <td>家裁裁判官</td><td>50人（うち要旅費人員42人）</td></tr> <tr> <td>家裁調査官</td><td>50人（うち要旅費人員42人）</td></tr> <tr> <td>家裁書記官</td><td>50人（うち要旅費人員42人）</td></tr> <tr> <td>最高裁局課長</td><td>16人（うち要旅費人員14人）</td></tr> <tr> <td>最高裁事務官</td><td>24人（うち要旅費人員21人）</td></tr> <tr> <td>計</td><td>190人</td></tr> </table>	家裁裁判官	50人（うち要旅費人員42人）	家裁調査官	50人（うち要旅費人員42人）	家裁書記官	50人（うち要旅費人員42人）	最高裁局課長	16人（うち要旅費人員14人）	最高裁事務官	24人（うち要旅費人員21人）	計	190人
家裁裁判官	50人（うち要旅費人員42人）												
家裁調査官	50人（うち要旅費人員42人）												
家裁書記官	50人（うち要旅費人員42人）												
最高裁局課長	16人（うち要旅費人員14人）												
最高裁事務官	24人（うち要旅費人員21人）												
計	190人												

(5) 後見関係事件事務打合せ

<要求要旨>

成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の対象期間が満了することに伴い、令和4年3月25日に新たに閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが今後の施策の目標として掲げられているところであり、今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには、この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。

そのため、後見事件を担当する裁判官等が一堂に会する場において、各庁における取組状況及び課題等について意見交換を行い、家庭裁判所においては今後の取組を、上級庁においては今後の取組支援の方策等をそれぞれ検討することが不可欠となっている。

そこで、この事務打合せの開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	最高裁				
日 程	1日				
出席者	高裁裁判官	8人	(うち要旅費人員	7人)	
	高裁書記官	16人	(うち要旅費人員	14人)	
	家裁裁判官	8人	(うち要旅費人員	7人)	
	家裁書記官	16人	(うち要旅費人員	14人)	
	最高裁局課長	6人			
	最高裁事務官	6人			
	計	60人			

(6) 高裁別後見関係事件事務打合せ

<要求要旨>

成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立件数は高水準を維持している状況にある。

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画の対象期間が満了することに伴い、令和4年3月25日に新たに閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりが今後の施策の目標として掲げられているところであり、今後の成年後見制度の円滑な運用を実現するためには、この基本計画を踏まえた運用の状況及び課題等について検討を続けていくことが必要かつ有益である。

先に最高裁で開催される後見関係事件事務打合せの結果を受け、その後の管内家裁における取組状況や課題を把握し、相互に情報を共有することは、施策に関する取組の方策等の検討のためには不可欠である。

そこで、この事務打合せの開催に必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 高裁

日 程 1日

出席者 家裁裁判官 50人（うち要旅費人員42人）

家裁書記官 50人（うち要旅費人員42人）

最高裁局課長 8人（うち要旅費人員7人）

最高裁事務官 8人（うち要旅費人員7人）

計 116人

32

78

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)						32
	家庭事件担当裁判官等協議会 (少年関係)			641 (641)		
	局課長	7人 1回	49,853	349 (349)		
	事務官	7人 1回	41,678	292 (292)		
	家庭事件担当裁判官等協議会 (家事関係)			1,573 (1,573)		
	局課長	14人 1回	49,853	698 (698)		
	事務官	21人 1回	41,678	875 (875)		
	高裁別後見関係事件事務打合せ			641 (641)		
	局課長	7人 1回	49,853	349 (349)		
	事務官	7人 1回	41,678	292 (292)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						78
	家庭事件担当裁判官等協議会 (少年関係)			2,777 (2,777)		
	家裁裁判官	42人 1回	26,489	1,113 (1,113)		
	家裁調査官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	家裁書記官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	家事事件担当裁判官協議会			2,652 (2,652)		
	高裁裁判官	7人 1回	50,433	353 (353)		
	家裁裁判官	49人 1回	46,921	2,299 (2,299)		
	犯罪被害者等施策のための研究会			2,777 (2,777)		
	家裁裁判官	42人 1回	26,489	1,113 (1,113)		
	家裁調査官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	家裁書記官又は事務官	42人 1回	19,809	832 (832)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	家庭事件担当裁判官等協議会 (家事関係)			2,777 (2,777)		78
	家裁裁判官	42人 1回	26,489	1,113 (1,113)		
	家裁調査官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	家裁書記官	42人 1回	19,809	832 (832)		
	後見関係事件事務打合せ			1,876 (1,876)		
	高裁裁判官	7人 1回	50,433	353 (353)		
	高裁書記官	14人 1回	44,489	623 (623)		
	家裁裁判官	7人 1回	46,921	328 (328)		
	家裁書記官	14人 1回	40,867	572 (572)		
	高裁別後見関係事件事務打合せ			2,043 (2,043)		
	家裁裁判官	42人 1回	26,489	1,113 (1,113)		
	家裁書記官	42人 1回	22,147	930 (930)		

裁判補助事務の強化改進黨費

(1) 家庭裁判所調査官事務の事務査察

<要求要旨>

家裁調査官は、心理学、教育学、社会学などの行動科学等の専門的知識を活用して、家事事件、人事訴訟事件及び少年事件についての事実の調査等を行うことを職務とする職種である。行動科学は、日進月歩の分野であるから、家裁調査官に対しては、その専門性を十分に発揮させるために、最新の知識、技法の研さんのための積極的な教育指導が常に必要である。

行動科学等の知見や技法に基づき、裁判官の命令に従い専門的・技術的な業務に従事するという職務の性質上、各家裁調査官の調査の質にばらつきが生じないように、組織的にその職務を指導監督して、均質かつ高い専門的力量を発揮した調査事務を適正かつ迅速に行わせる必要もある。

そこで、各上級機関が下級機関の家裁調査官事務を査察し、指導するための経費を要求する。

<実施計画>

(ア) 最高裁による事務査察

対 象 各高裁所在地の家裁（8庁）

査察者 最高裁局課長及び補助者（要旅費人員2人×7庁）

(イ) 高裁による事務査察

対 象 各家裁（50庁）

査察者 各高裁所在地の家裁の首席家裁調査官及び補助者（要旅費人員3人×42庁）

(2) 支部家庭裁判所調査官事務の査察

<要求要旨>

昨今、子の親権などをめぐって激しく争う家事事件が増加し、また、動機の解明が困難で社会の耳目を集める少年事件が相次ぐなど、家庭裁判所で取り扱う問題は、ますます複雑かつ困難なものとなっており、特にこれらの事件において、その専門性を発揮することが期待される家裁調査官が行う事務については、一層の適正かつ迅速な運用が求められている。

首席家裁調査官は、家裁調査官の幹部職員として、年間を通じて管内の家裁調査官の一般執務及び調査事務の実情を把握し、各種の法改正などを踏まえた事務の改善を図るなどして、適正かつ迅速な事務の運用がされるよう指導監督を行う必要がある。

指導監督を適切に行うためには、日常的な電話連絡や報告書等のやりとりのみでは不十分であり、少なくとも年に一度は実際に管内各支部に赴いて、当該支部の家裁調査官と直接に面談し、執務の状況を具体的に把握し、個別に指導することが必要不可欠である。また、庁舎や執務室等の現状を視察したり、裁判官等の幹部職員とも面談したりして、当該支部全体の実情を把握し、指導監督態勢を整備することが必要である。

そこで、この査察を行うための経費を要求する。

<実施計画>

実施場所 各家裁支部

日 程 2日

査 察 者 首席家裁調査官（要旅費人員1人×112庁×2日＝224人）

次席家裁調査官（要旅費人員1人×112庁×2日＝224人）

計 448人

(3) 首席家庭裁判所調査官協議会

<要求要旨>

ますます複雑困難化している家庭事件について、家庭裁判所の科学的機能と福祉的機能を発揮しながら適正迅速に対処していくためには、行動科学の専門家である家裁調査官の専門性及び問題解決能力の更なる向上が求められる。そのためには、全国の首席家裁調査官において、適切かつ効果的な調査方法の在り方や調査事務上考慮すべき事項について協議することが不可欠である。

特に、家事事件及び人事訴訟事件に関しては、平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえ、家事調停の一層の充実や人事訴訟事件における家裁調査官の調査事務の運用上の諸問題について、首席家裁調査官が意見交換するとともに、事件の適正迅速な処理に資するための調査の在り方について十分な協議を行う必要がある。また、少年事件に関しては、令和4年4月に施行された改正少年法の趣旨を踏まえて適切な運用を図るとともに世間の耳目を集めるような動機の解明が困難な少年事件において、家裁調査官の調査事務の適正さを確保する必要がある上に、比較的軽微な非行があった少年の再非行を防止するために、家裁調査官が少年及び保護者に対して行う指導、訓戒等の措置についても、より一層効果的に行う必要があることから、これらの方策等に関しても協議を行う必要がある。

そこで、各高等裁判所において首席家裁調査官協議会を開催するために必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	各高裁
日程	1日
出席者	首席家裁調査官 50人（うち要旅費人員42人）
	最高裁局課長 8人（うち要旅費人員7人）
	係官 8人
	計 66人

35

79

(4) 首席家庭裁判所調査官事務打合せ

< 要求要旨 >

近年の社会情勢やこれを反映した家庭の有りようの変化、国民の権利意識の高揚等は、家庭事件の内容やこれを扱う家庭裁判所に対する期待と要望に大きな影響を与えている。家事事件についてみると、社会の高齢化に伴い成年後見関係事件が増加し続けているほか、少子化等の影響から子をめぐって激しく争うなど、当事者間の利害の対立が先鋭化し、内容も複雑化して解決困難なものとなっており、家庭裁判所における紛争解決の在り方についても、国民のニーズは変化してきている。平成25年1月に施行された家事事件手続法の下では、透明性の高い手続において、当事者の感情面にも配慮をしつつ、法的観点及び紛争の実情を的確に踏まえた解決を図ることが必要となっている。また、少年事件に関しては、令和4年4月に施行された改正少年法の趣旨を踏まえて適切な運用を図るとともに、再非行少年率が高い水準で推移している中、少年刑事司法全体の再非行防止機能に対してこれまで以上に厳しい目が向けられており、決定機関である家庭裁判所には、適切かつ妥当な処遇選択を通じて、少年に対し、自己の非行について内省を深めさせ、自立的な更生を促すことが求められている。

このような情勢の下、高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家裁調査官は、管内の家庭裁判所の首席家裁調査官の事務の執行状況について調査し、当該首席家裁調査官と必要な事項について協議するほか、その事務の取扱いについて助言をするなどの調整事務を年間を通じて行っている。所在地の首席家裁調査官が調整事務を行うに当たっては、家裁調査官の調査事務等に関する重要な施策課題を十分に踏まえる必要があり、年度当初に、その対応方策等について最高裁と十分な検討を行い、各高等裁判所管内における調整事務に不均衡、不均質が生じないよう意思の統一を図っておく必要がある。また、調査方法の在り方や家裁調査官の指導育成についても法改正等を踏まえた上で全国統一の運用指針を示す必要があり、年度当初の時期に本事務打合せを開催する必要性は極めて高い。

そこで、この事務打合せを開催するための経費を要求する。

< 開催計画 >

開催場所	最高裁	
日 程	1 日	
出席者	高裁の所在地を管轄する家裁の首席家裁調査官	8 人（うち要旅費人員 7 人）
	最高裁局課長	5 人
	計	13 人

(5) 最高裁判所長官による補導委託先表彰

< 要求要旨 >

保護処分に付する蓋然性のある少年について、保護処分決定を留保し、相当な期間少年を観察した上で終局決定をしようとするのが試験観察であり、これに併せて適当な施設、団体等に少年の補導を委託するのが補導委託である（少年法25条）。また、補導委託は、要保護性の進んだ少年に対する生活指導や職業補導、更には環境調整（非行集団との離別や家族関係の調整）という面でも多大の成果を上げており、少年保護事件において極めて有効な制度として活用されている。

これらの少年を受け入れる補導委託先は、民間の篤志家であって、様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦勞があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることもある中で、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るため、高等裁判所長官による表彰を受けた者の中から特に多年にわたって尽力し、その功績の著しい補導委託先に対し、最高裁判所長官による表彰を実施している。

そこで、この表彰に要する経費を要求する。

< 表彰計画 >

被表彰者数	10人
表彰式出席者	被表彰者 10人
	最高裁側 8人
	係 員 2人
	計 20人

(6) 新任参与員研修会

< 要求要旨 >

新任参与員研修会は、新たに選任された参与員に対して、参与員制度のあらまし、参与員としての心構えや求められる役割、家庭裁判所の家事審判手続、人事訴訟手続の概要等の基礎的な知識を付与するものである。

近年、社会経済情勢の急激な変動に伴う社会意識の変容や権利意識の高まり、価値観の多様化などにより、家事事件及び人事訴訟事件についても、人間関係の調整が困難な事件、価値観や財産的利害の対立が深刻な事件等が増加するなど、紛争が多様化し、複雑困難な事件が増加している。こうした状況の下、研修会の実施により、経験、年齢、職業等が区々である参与員に対し、家事審判手続、人事訴訟手続に国民の健全な良識を反映させるための基礎的な知識を早期に習得させる必要がある。

そこで、本研修会の開催に要する経費を要求する。

< 開催計画 >

開催場所	家裁50庁
日 程	1日
出席者	参与員 500人（うち要旅費人員300人）
	裁判所側 100人（2人×50庁）
	係 官 100人（2人×50庁）
	計 700人

(7) 参与員研究会

<要求要旨>

参与員研究会は、新任者以外の参与員を対象とし、家事審判事件及び人事訴訟事件を処理するために必要な知識や技法を習得させることを目的とする研究会である。

家事審判事件及び人事訴訟事件は複雑困難化する傾向にあることから、参与員が事件処理に必要な知識や技法を習得する機会を設けることは、これまで以上に重要であり、また、国民の司法参加に対する期待にも応えるものである。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁
日 程	年2回、1日
出席者	参 与 員 700人（うち要旅費人員420人）
	裁判所側 100人（2人×50庁）
	係 官 100人（2人×50庁）
	計 900人

(8) 家庭裁判所家事実務研究会

<要求要旨>

家庭裁判所家事実務研究会は、家事調停委員及び参与員を中心として、各職種間の連携を始めとする、手続の円滑な運営に関する諸問題を研究、検討するものである。

家事調停委員及び参与員は、多様な分野の民間人から選ばれている非常勤職員であり、事件処理上生ずる諸問題に関して、的確に問題点を把握した上で、他職種（裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等）と連携して適切に対応することに、必ずしも習熟しているわけではない。

家庭裁判所は、家庭内の紛争を取り扱う、国民に最も身近な裁判所であり、専門的知識を持たない当事者本人が自ら手続を行うことが多い。また、事件の受付、審判手続、調停手続、訴訟手続等において、職員が直接当事者本人と対応する機会も多い。家事事件及び人事訴訟事件の紛争自体も、社会経済情勢の大きな変動や価値観の多様化を背景に、その内容は様々であり、複雑困難なものが増加している。このような状況の下で、事件処理上においてはもちろん、当事者対応や職員間の連携等、執務全般においても、対応に困難を感じたり、工夫が必要なことも少なくない。

家事調停委員研究会、家事調停委員ケース研究会、参与員研究会等では、家事調停委員及び参与員がそれぞれ事件処理に必要な知識や技法を習得し、それを活用するための研究、検討を行うこととなる。他方、この研究会では、比較的経験が豊富であり、指導的な立場にある家事調停委員及び参与員が、共に他職種との連携等の手続運営について研究、検討を行うことに特色がある。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁
日 程	1日
出席者	家事調停委員 600人（うち要旅費人員360人）
	参 与 員 400人（うち要旅費人員240人）
	裁 判 所 側 410人（3人×50庁、1人×260庁）
	係 官 100人（2人×50庁）
	計 1,510人

(9) 後見人のための後見事務の手引

< 要求要旨 >

成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや、高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立て件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の対象期間満了に伴う第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後も更なる後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。

成年後見制度の利用者増加に伴い、制度に関する専門知識を持たない親族が本人の成年後見人として選任される件数も相当数存在するが、成年後見人は本人の財産上の法律行為に関する包括的な代理権を有するなど大きな権限を持っているため、専門知識を持たない親族を成年後見人に選任する際には、親族が申立てを考えている段階から申立手続にかけて、成年後見人の職務と責任を十分に理解させる必要がある。また、成年後見人に選任された後においても、不明な点があるときにははすぐに参照できる手引を座右に置いて後見事務を適正に遂行してもらう必要がある。

さらに、平成28年5月に成年後見制度利用促進法が施行され、これまで以上に市民後見人の活用が進むと考えられるが、市民後見人にも成年後見人の職務と責任を正確に理解してもらう必要がある。

そこで、この手引を作成するための経費を要求する。

(10) 診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引

< 要求要旨 >

成年後見制度をめぐっては、制度が広く社会に認知されてきたことや、高齢化の急速な進行を背景に、後見等開始事件の申立て件数は高水準で推移している。また、業務の一部として制度利用者への支援等を行う地域包括支援センターの設置や、市町村が実施する成年後見制度利用支援事業の対象者拡大、権利擁護人材育成事業の実施、成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の対象期間満了に伴う第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政施策として制度の利用促進が図られており、今後も更なる後見等開始事件数の増加が見込まれる状況にある。

後見等開始事件の申立てに当たっては、原則として医師の診断書が必要とされており、また、後見及び保佐の開始に関しては、原則として鑑定を行う必要がある。一層の事件増加が見込まれる中、家庭裁判所が適正かつ迅速に後見等開始事件を審理するためには、従前以上に診断医及び鑑定医の確保、診断書及び鑑定書の記載事項の明確化並びに鑑定期間の短縮化に努める必要がある。

これまで成年後見の診断書・鑑定書を作成したことのない医師でも迅速かつ容易にこれらを作成できるよう、後見等開始事件の診断・鑑定に必要な事項及び各事項に関する記載の程度を明確にする資料として「診断書・鑑定書（成年後見用）作成の手引」を作成し、医師への周知を図る必要がある。

そこで、本手引作成のための経費を要求する。

(1) 参与員執務資料

<要求要旨>

家庭内における人間関係の希薄化、少子化、価値観の多様化や権利意識の高揚などを反映し、複雑で解決が困難な人事訴訟事件及び家事事件が増加している。このような状況の下、人事訴訟事件等を適正に処理していくためには、人事訴訟手続及び家事審判手続に国民の健全な良識を反映させる役割を担う参与員が、その役割を十分に果たすことがますます求められており、特に、新たに選任された参与員に対しては、早期に基礎的な知識を習得させる必要がある。

そのためには、参与員制度の概要、参与員としての基本的な心構えや求められる役割、参与員が関与する手続の概要、離婚等に適用される関係法規を説明したアップ・トゥ・デートな執務資料を刊行することが必要不可欠である。

そこで、本資料作成のための経費を要求する。

<配布計画>

区分	研修所 (最高裁)	参与員	合計
配布部数	50	362	412

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)						35
	家庭裁判所調査官事務の事務査察 局課長	7人	45,817	585 (585) 321 (321)		36
	事務官	7人	37,671	264 (264)		B
	首席家庭裁判所調査官協議会 局課長	7人	49,853	349 (349)		
庁費 (印刷製本費)	最高裁判所長官による補導委託先 表彰状	10枚	3,740,000	37 (37)		
(会議費)	最高裁判所長官による補導委託先 表彰	10人	110.9	1 (1)		
(雑役務費)	最高裁判所長官による補導委託先 表彰状筆耕料	10枚	3,430	34 (34)		
裁判資料整備費 (印刷製本費)			(9,493)			
	後見人のための後見事務の手引	69,157(84,445)部	8,030	555 (802)		
			(52,735)			
	診断書・鑑定書(成年後見用)作 成の手引	11,327(15,755)部	43,951	498 (831)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	参与員執務資料	412 (776) 部	(89,760) 154,000	63 (70)		36
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官事務の事務査察 首席家裁調査官	12人	21,421	2,699 (2,699) 900 (900)		79
	次席家裁調査官	84人	21,421	1,799 (1,799)		
	支部家庭裁判所調査官事務の査察 首席家裁調査官	224人	3,937	1,764 (1,764) 882 (882)		
	次席家裁調査官	224人	3,937	882 (882)		
	首席家庭裁判所調査官協議会 首席家裁調査官	42人	22,147	930 (930)		
	首席家庭裁判所調査官事務打合せ 首席家裁調査官	7人	40,867	286 (286)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	新任参与員研修会					79 E
	参与員			1,916 (1,916)		
	日帰り	222人 1回	3,737	830 (830)		
	宿泊	78人 1回	13,917	1,086 (1,086)		
	参与員研究会					
	参与員			5,358 (5,358)		
	日帰り	311人 2回	3,737	2,324 (2,324)		
	宿泊	109人 2回	13,917	3,034 (3,034)		
	家庭裁判所家事実務研究会					
	調停委員、参与員			3,830 (3,830)		
	日帰り	444人 1回	3,737	1,659 (1,659)		
	宿泊	156人 1回	13,917	2,171 (2,171)		
	研修費 (会議費)					
	新任参与員研修会	500人 1回	110.9	55 (55)		
	参与員研究会	700人 2回	110.9	155 (155)		
	家庭裁判所家事実務研究会	1,000人 1回	110.9	111 (111)		

関係機関との連絡調整経費

(1) 少年院の運営改善等に伴う少年院視察

<要求要旨>

平成13年4月から施行された改正少年法において、懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳に満たない少年については、16歳に達するまでの間、少年院においてその刑を執行することができることとなっており、また、14歳未満の少年に対する少年院送致が可能となる少年法等の改正法も平成19年11月に施行され、年少少年に対する処遇プログラム等が開始された。

さらに、平成27年6月に施行された新少年院法によって、①再非行防止に向けた処遇の充実強化、②在院者の権利義務・職員の権限の明確化、③施設運営の透明性の確保など、基本的な処遇制度が抜本的に見直された。

また、令和4年4月1日に改正少年法が施行され、これにより18歳及び19歳の少年に対する保護処分についての特例が設けられた。

このような情勢を踏まえると、法施行後の少年院の処遇の実情等について、処遇の現場において情報を収集し、法務省との処遇改善の協議のための資料にするとともに、適正な処遇選択のための資料として各家庭裁判所に提供するため、主に以下の矯正教育課程を実施する少年院や、行刑施設としての少年院を最高裁家庭局の局課長及び事務官が順次、視察することが必要である。

そこで、この視察に要する経費を要求する。

(主な矯正教育課程の内容)

- ① 短期社会適応課程
- ② 社会適応課程
- ③ 支援教育課程

<視察計画>

視察者 最高裁局課長(1人×1少年院)
最高裁事務官(1人×1少年院)

(2) 少年院における処遇ケース検討会

<要求要旨>

保護処分がその効果を上げるためには、関係機関が密接な連携を保ち、処遇の一貫性を確保することが強く要請される。そのためには、現に少年が処遇を受けている少年院に、家庭裁判所、矯正管区、少年院、少年鑑別所、保護観察所等少年の処遇に直接関与する機関の担当者が集まり、処遇困難事例等特定の具体的事例について検討を加えることが必要である。

従来、少年院において開催される少年事件の事例研究会は、各少年院において3年に1回開催され、裁判官及び家裁調査官が出席してきたが、平成22年12月、「少年矯正を考える有識者会議」において、個々の少年に関する情報交換やケースカンファレンスをこれまで以上に積極的に行うべきであると提言されたのを受け、法務省矯正局は、同研究会を処遇ケース検討会に発展的に改め、各少年院において、毎年少なくとも1回は開催することとした。

本検討会では、少年院在院者を対象とし、当該在院者の少年院入院後の処遇経過、今後の処遇方針や保護関係調整等について検討することとされており、平成27年6月から新少年院法が施行されたこと、また、令和4年4月1日に改正少年法が施行されたことを踏まえると、家庭裁判所にとっては、処遇の実情を把握し、処遇効果の検証をするのにとどまらず、決定に込めた矯正教育に対する期待を処遇に反映させる格好の機会であると考えられる。

そこで、全国の各少年院において開催される本検討会に、裁判官又は家裁調査官が出席するための経費を要求する。

<開催計画>

開催場所 46少年院において開催

開催回数 合計61回

日 程 1日

出席者 家裁裁判官 31人

家裁調査官 30人

計 61人

(参 考) 保護関係機関側出席者

少年院 8人

少年鑑別所 2人

矯正管区 2人

保護観察所 2人

地方更生保護委員会 2人

(3) 家事関係機関との連絡協議会

<要求要旨>

家庭事件の処理に当たっては、かねてから家庭裁判所と福祉関係機関との間の密接な連携を図るための連絡協議会を開催してきたところである。

平成25年1月に施行された家事事件手続法の趣旨を踏まえて円滑な運用を図るためには、家事事件の申立てに関わる弁護士会や地方自治体の相談窓口等の機関と、運用上の留意点等について継続的に協議を行うことが必要である。

また、成年後見制度に関しては、高齢化社会の進展や成年後見制度利用促進法の施行、成年後見制度利用促進基本計画の対象期間満了に伴う第二期成年後見制度利用促進基本計画の閣議決定等、立法及び行政政策として制度の利用促進が図られており、今後、更なる事件数の増加が見込まれることに加え、これらの立法及び行政政策を踏まえた成年後見制度の運用に当たり、行政機関や社会福祉協議会、更に専門職団体との間で連携・協力の在り方について協議する必要があると高まっている。

さらに、保護者等の虐待により児童が死に至る児童虐待事件が相次いで発生しており、社会的関心が高まると同時に、これを防止するための対策が社会的に喫緊の課題となっている。このような社会状況等を背景に、児童福祉法の一部を改正する法律が平成30年4月に施行されたところであり、新たな手続の運用に当たって家庭裁判所と児童相談所、児童福祉施設等との連携をより緊密なものとする必要が生じている。

このような状況の下、福祉関係機関等と協議し、連携を円滑かつ緊密なものとしていく必要があり、家事関係機関との連絡協議会を開催するための経費を要求する。

<開催計画>

開催地	各家裁				
会 期	1 日				
出席者	児 童 相 談 所	2 5 0 人	(5 人 × 5 0 庁)		
	福 祉 事 務 所	4 0 0 人	(8 人 × 5 0 庁)		
	都 道 府 県 等	2 5 0 人	(5 人 × 5 0 庁)		
	その他の関係機関	1 5 0 人	(3 人 × 5 0 庁)		
	計	1, 0 5 0 人			

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 職員旅費 (内国旅費)	少年院の運営改善等に伴う少年院 視察			85 (85)		36
	局課長	1人	46,407	46 (46)		
	事務官	1人	38,671	39 (39)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)	少年院における処遇改善検討会			963 (963)		80 E
	家裁裁判官	31人	17,849	553 (553)		
	家裁調査官	30人	13,682	410 (410)		
庁費 (会議費)	家事関係機関との連絡協議会	1,050人	110.9	116 (116)		

明細書頁	
83 84 B	<u>家庭事件の処理体制の充実強化に必要な経費</u>
	<u>科学的処理体制の充実経費</u>
	(1) 地価評価用図書 ＜要求要旨＞ 遺産分割関係事件において、最も争点となりやすいのが、遺産（特に土地）の評価をめぐる問題である。 土地の評価額をめぐる争いについて公正な解決を図るという観点からは、不動産鑑定士の鑑定により客観的な評価額を確定することが望ましい。しかし、現実の事件処理においては、鑑定には高額のコストや相当の時間を要することから、相続人の中に鑑定に消極的な者がいて、鑑定による土地の評価ができないこともあるし、むしろ、鑑定を行うよりは、調停委員会に妥当と思われる評価額を提示してもらい、それに従って遺産を分割することを全相続人が求めることも少なくない。このような事情から、調停委員会としては、鑑定によらず、妥当な評価額を算出して提示する必要がある場合が多い。 そこで、金融機関、不動産会社、不動産鑑定士等において不動産評価に利用される地価評価資料を各家庭裁判所の本庁25庁に配布する必要があるので、そのための経費を要求する。 (2) 家庭裁判所調査官研究費 ＜要求要旨＞ 家裁調査官は、家裁の科学的機能を担うものとして、その専門的な知識と技法を生かして事件の処理に当たっている。 最近の家庭事件の多様化、複雑化に伴い、当事者や少年への対応も含めた家裁調査官の調査活動そのものが年々複雑かつ困難なものになってきており、その専門性を一層向上させることが大きく期待されている。 人格理論、発達理論、家族理論、認知行動理論、心理テスト、犯罪学など行動科学に属する分野は日進月歩の学問分野であることから、家裁調査官が調査能力や面接技術の向上及び改善を図るためには、これらの学問の新しい成果を絶えず研究し、実務に取り入れる必要がある。 そこで、家裁調査官が関連分野における最新の専門的知識や技法の獲得に向けた研究を行う必要があるので、裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び関連する分野の学会に出席するための学会出席旅費を要求する。

(3) 医官研究費

<要求要旨>

家庭事件の当事者の中には、医学的な問題を持つ者が見られることがあり、そうした場合に、裁判官は医学的な意見を参考にして適切に事件を処理する必要があることから、家庭裁判所には、医師又は看護師である裁判所技官（医官）が置かれている。

近年、家事事件においては精神障害あるいはその疑いのある当事者が増えてきており、また、少年事件においても動機に分かりにくい事件が相次いでいる。このような事案の問題点の分析や解決に向けた働き掛けの検討に当たっては、医学的な知見が不可欠であり、調停や審判において医官の関与の必要性は高い。

医師である裁判所技官は、精神医学などの知識や臨床経験に基づく医学的な診断によって、事件関係人の心身の状況を裁判官に報告したり、家裁調査官に対し事案の理解や調査の方法等について助言を行ったり、当事者等に助言指導を実施するなどしている。また、看護師である裁判所技官は、医師を補佐するとともに、少年事件での保健指導など個々の課題に応じた教育的働き掛けを担うこともある。そうした医学の理論や診断方法、技術等は日進月歩の分野であり、家庭裁判所においても、家庭事件についての医学的診断技術の向上及び診断方法の改善を図るため、精神医学等の新しい成果を絶えず研究し、実務に取り入れる必要がある。

そこで、医師である裁判所技官及びそれを補佐する看護師である裁判所技官が最新の専門的知識や技術の獲得に向けた研究を行う必要があるので、裁判所職員以外の者の援助を受けるための研究謝金及び研究の援助を受けたり関連する学会に出席したりするための研究旅費を要求する。

(4) 調査室用映像、音響機器

< 要求要旨 >

近年、子の監護をめぐる調停、審判事件（離婚における子の奪い合い、子の引渡し、親権者変更、面会交流等）が増加している。この種の事件では、改正民法766条や家事事件手続法65条において子の利益を尊重するとともに、子の年齢及び発達に応じて子の意思を考慮しなければならない旨定められている。子の利益に配慮した解決を図るために、親子関係について家裁調査官が調査を行い、子の意思を把握したり、親権者としての適格性や面会交流実施の妥当性等について検討したり、その調査に基づいて面会交流の試行を実施するなどして当事者間の調整を図ったりすることが多い。親権者の指定等に関する調査が必要な人事訴訟事件も高水準を維持しているところ、この場合も、同様の調査が必要な場合が多い。

これらの事件の対象となる子は、幼少である場合が多いことから、緊張しやすく、言語表現も未熟であり、言語的なやりとりが中心の面接による調査だけでは、親子の親和性の程度や子の意思等を的確に把握することが難しいため、親子の交流場面の観察による調査が必要になる。このような調査では、親子の自然な振る舞い、子の表情及び仕草など非言語的な表現を別室からカメラで観察するとともに、録画して見直すなど、映像、音響機器を活用した調査を行うことで、親子関係や子の意思をよりの確に分析し、評価することができる。

そして、平成29年6月には、児童福祉法が司法関与が強化される内容に改正され、児童虐待に関する事件においても、従前以上に家裁調査官の的確な調査が求められている。また、社会における面会交流への関心がこれまでになく高まっており、面会交流をめぐる事件の増加が一層見込まれるとともに、子の福祉に配慮した紛争解決に向けた調査の質に対する社会の期待も非常に大きくなっている。このような状況においては、前記の映像、音響機器を用いた精密な調査が今まで以上に求められている。

したがって、こうした必要性に対応するため、調査で使用する映像、音響機器（観察及び記録を可能とするドーム型カメラ、集音マイク等）を全国の家庭裁判所及び大規模支部に整備するための経費を要求する。

< 整備計画 >

対象庁	更新計画				
	R5	R6	R7	R8	R9～
家裁本庁 及び支部	6	6	6	6	6

(5) 知能テスト、心理テスト器具

< 要求要旨 >

家裁調査官の行う事実の調査は、心理学等の専門的知識を活用して行われるものであり、事件関係人の資質、人格、人間関係等を踏まえて、事例を総合的に理解するための補助手段として、知能テスト及び心理テストが多く用いられている。離婚の訴え等における附帯処分事実の調査においても、知能テスト及び心理テスト器具が活用されることがある。

これらの器具は、時代に応じて変化していくものであるが、①知能検査用具の一つとして用いられる「WISC（ウィスク）」は、子どもの知的発達の様相を複数の指標に基づき多面的に把握することが可能な検査であるため、少年事件と家事事件の双方で必要とされている。また、②親子関係の検査用具の一つとして用いられる「FDT親子関係診断検査」は、親子関係を情緒的側面から把握することができ、子どもの行動の背景の理解に役立つことから、少年事件と家事事件の双方で活用することができる。さらに、③箱庭療法用具は、児童から思春期の少年に対する適用性が高く、心の状態変化を視覚的に観察することができるため、少年事件と家事事件の双方で活用されている。

そこで、これらの検査を適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、各種検査器具の購入経費を要求する。

< 整備計画 >

器具名	対象庁	更新計画				
		R5	R6	R7	R8	R9～
①知能検査用具 ②親子関係検査用具 ③箱庭療法用具	家裁本庁 及び支部	10	10	10	10	10

(6) 心理テスト図版

< 要求要旨 >

家裁調査官は、必要に応じ、事件関係人の性格や資質等を検査するために調査において心理テストを行う。事件関係人が気付いていない性格や資質等を評価する際に不可欠なのが投映法と呼ばれる手法であり、ロールシャッハテストやTATなどが代表的な心理テストである。これらの心理テストで正確な解釈をするためには、世界的に統一された心理テスト図版を用いなければならない。

そこで、心理テストを適切に調査に取り入れ、より客観的かつ科学的な調査結果を導くために、心理テスト図版の購入経費を要求する。

< 整備計画 >

対象庁	更新計画				
	R5	R6	R7	R8	R9～
家裁本庁 及び支部	10	10	10	10	10

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	地価評価用図書	25冊	(52,481) 50,709	1,268 (1,312)		B
(項)下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)	家庭裁判所調査官研究謝金	20人 3時間	7,900	474 (474)		83
	医官研究謝金	2人 2時間	8,700	35 (35)		84
職員旅費 (内国旅費)	家庭裁判所調査官学会出席旅費 家裁調査官	20人	30,487	610 (610)		
	医官研究旅費 医官	12人	40,867	490 (490)		
法廷等器具整備費 (備品費)	調査室用映像、音響機器	6式	(1,580,590) 1,592,580	9,555 (9,484)		
	知能テスト、心理テスト器具	10組	460,130	4,601 (4,601)		
	心理テスト図版	10組	45,100	451 (451)		

少年事件処理経費

(1) 犯罪被害等を考えさせる講習

<要求要旨>

少年の再非行防止は、国の重要施策とされており、再非行防止に向けたより実効性の高い教育・指導の実施が課題となっている。

各家庭裁判所では、被害者の立場や保護者の責任の視点を取り入れた教育・指導に種々の工夫を重ねてきており、その中で、万引き、バイク盗等の非行があった少年及びその保護者等を対象に、同種非行の被害体験者の講話を中心に据え、被害の実態に直面させ自己の非行が被害者に及ぼした影響を考えさせる講習を実施している。このような講習は、少年に対しては、自らの行為の問題を痛感させ、しよく罪の意識を高めて、再非行を防止する効果をもたらすほか、保護者等にとっても、犯罪被害に係る認識を新たにすることに加え、少年と保護者等の間で非行について話し合う際の基盤を得るという点でも有効な措置となっており、本庁のみならず支部においても、講習会実施のニーズがある。そして、再非行防止の効果を上げるためには、必要な少年に対して、時機を逃さずに教育的な働きかけを確実に行うといった観点から、適切な講習時間と頻度を確保する必要がある。

そこで、犯罪被害等を考えさせる講習を定期的、継続的に実施するための経費を要求する。

<実施計画>

実施庁 家裁60庁（本庁50庁、支部10庁）
日 程 年7回
講 師 部外講師

(2) 補導委託先表彰

<要求要旨>

補導委託は、家庭裁判所の中間的な処分である試験観察に付随するもので、少年審判においては非常に大きな役割を果たしている。例えば、家族関係に問題があることから非行に走り、そのため、ますます家庭内の葛藤が高まるなど、少年自身の問題よりも周囲の環境に問題があるために更生が妨げられているようなケースでは、少年を従来の環境から切り離し、少年の更生に理解のある民間の篤志家に少年を預け、家庭的な雰囲気の中で少年の補導を実施してもらいながら経過を観察することが、再非行防止に向けた処遇選択に当たって非常に有効である。

様々な問題を抱える少年の指導には多くの苦勞があり、時には身体の危険にさらされたり、物的損害を被ったりすることがあるにもかかわらず、これらの少年を受け入れる補導委託先は、日夜、少年と寝食を共にするなどして献身的に生活指導や職業補導を行い、非行少年の更生のために情熱を注いでいる。このような補導委託先の労苦に報いるとともに、指導意欲の向上を図るためには、表彰を実施し、その功績に謝意を表す必要がある。

そこで、高等裁判所長官による表彰を実施するための経費を要求する。

<表彰計画>

被 表 彰 者 数 16人
裁判所側出席者 56人（各高裁の長官、局長、高裁所在地の家裁所長、首席家裁調査官、首席書記官、係官2人）

(3) 少年関係機関との連絡協議会

< 要求要旨 >

少年審判の適正な運営のためには、家庭裁判所と関係諸機関との緊密な連携が必要である。そのため、家庭裁判所においては、少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所等の少年保護関係機関、教育関係機関及び警察関係機関との間で、それぞれの機関の事務処理態勢について相互に理解を深めるとともに、少年事件の取扱上連絡調整を要する事項について協議し、連携上の課題を解決するための連絡協議会を各家庭裁判所が主催して開催する必要がある。平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律が施行されたことを踏まえて、少年の再非行防止に向けて、なお一層の円滑な連携のために協議することが不可欠である。

そこで、この連絡協議会を開催する経費を要求する。

< 開催計画 >

開催場所	家裁50庁
日 程	1日
出席者	少年鑑別所 52人 (1人× 52庁)
	少年院 46人 (1人× 46庁)
	保護観察所 50人 (1人× 50庁)
	児童相談所 228人 (1人× 228庁)
	児童自立支援施設 58人 (1人× 58庁)
	中学校 2, 200人 (1人× 2, 200校)
	高等学校 1, 100人 (1人× 1, 100校)
	市町村の警察署 1, 153人 (1人× 1, 153署)
	都道府県の警察本部 102人 (2人× 51庁)
計	4, 989人

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 諸謝金 (講師等謝金)						84
庁費 (印刷製本費)	犯罪被害等を考えさせる講習	60庁 1人 2時間 7(8)回	5,100	4,284 (4,896)		E
(会議費)	補導委託先表彰状	16枚	440,000	7 (7)		
	補導委託先表彰	16人	110.9	2 (2)		
(雑役務費)	少年関係機関との連絡協議会	4,989(4,987)人	110.9	553 (553)		
	補導委託先表彰状筆耕料	16枚	3,430	55 (55)		

明細書頁	
	調停制度の充実強化に必要な経費
41	調停事件の処理経費
	(1) 家事調停委員手当
	＜要求要旨＞
85	家事調停委員に対しては、裁判所職員臨時措置法によって準用される一般職員の給与に関する法律22条1項の規定により、非常勤の委員に対する手当が支給される（家事事件手続法249条2項）。よって、所要の経費を要求する。
	(2) 家事調停委員登庁旅費
86	＜要求要旨＞
	家事調停委員が調停のために登庁するのに必要な費用、すなわち住所から裁判所までの交通費（鉄道賃、路程賃（車賃）等）の支給（家事事件手続法249条2項、民事調停委員及び家事調停委員規則7条）につき所要の登庁旅費を要求する。
B	(3) 家事調停委員用備付図書
	＜要求要旨＞
	家事調停事件を適正迅速に処理するためには、家庭内の紛争に関連する法改正を踏まえた最新の法律知識とともに、変動する現代社会の状況や価値観の変化を的確に把握し、新たに生起する各種の紛争に適切に対処できるだけの知識及び能力が不可欠である。
	家事調停事件の処理については、家庭局がこれまでに刊行した家事調停関係法規に関する各種資料や過去の審判例が参考になるが、複雑困難な事件の処理に当たってはこれらの資料だけでなく、学者や実務家が執筆した家事調停関係法規の注釈書等を利用することが有益である。
	また、紛争の背景や当事者の真意を理解し、適切に調停運営を行うためには、心理学や調停技法に関する書籍を利用して、家事調停委員自身の知識を深める必要がある。
	そこで、家事調停委員が事件の質の変化、多様性に対応した適切な事件処理を行う際の参考とするとともに、家事調停委員の執務能力の向上を図るために、調停委員室等に執務に必要な図書を整備することが必要であり、このための経費を要求する。
	＜整備計画＞
	家裁本庁50庁、支部203庁の合計253庁に整備する。
	(4) 家事調停委員執務資料
	＜要求要旨＞
	家事調停事件を適正迅速に処理するためには、家事調停委員が最新の関係法規や調停手続を早期に確実に身に付け、高い合理的判断に基づいて、積極的に当事者の合意の形成を図っていく必要がある。
	そのためには、家事調停委員の心構え、家庭に関する紛争に適用される関係法規、家事調停の具体的な進行方法等について説明した執務資料が必要不可欠である。
	そこで、家事調停委員執務資料の刊行に要する経費を要求する。
	＜配布計画＞
	調停委員 1, 500部

(5) 新任家事調停委員研修会

<要求要旨>

新任家事調停委員研修会は、新任の家事調停委員に対して、家事調停委員として必要な心構え及び基礎的知識の習得を目的として行うものである。

家事調停委員は、社会の多様な分野から任命されており、必ずしも家庭裁判所の手続に精通しているとは限らない。特に、新たに任命された家事調停委員に対しては、できるだけ早期に研修を行い、調停委員としての心構え、関係法規等の基礎知識、調停運営上の留意点など実際に調停を進めていく上で必要な基本的事項について十分に理解させ、調停手続に関する知識と経験の不足を補って、調停委員として合理性の高い解決を図ることができる能力を身に付けさせることが強く要請される。

また、家事調停委員は、実際の調停を経験しているうちに、調停の進行方法、相調停委員との協力関係、他の職種との連携などで、新たな疑問が生じたり、困惑を感じたりするものであり、家事調停委員として活動していくためには、それらのことを早期に解決する必要がある。よって、任命後6か月程度を経過した時点で更に研修を実施することは、新任の家事調停委員の能力向上を図る上で極めて有効である。

そこで、本研修会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁
日程	年2回、1日
出席者	家事調停委員 1,000人(うち要旅費人員600人)
	裁判所側 300人(6人×50庁)
	係官 100人(2人×50庁)
計	1,400人

(6) 家事調停委員研究会

<要求要旨>

家事調停委員研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち、在任期間が3年から4年程度の者を主な対象とし、家事調停事件を処理するために必要な専門的知識及び家事調停を円滑に運営するために必要な技法を習得させることを目的とする研究会である。

この研究会は、事件処理上配慮を要する事項の多い離婚事件、子の監護に関する処分事件などを中心に、これらの事件の適正かつ迅速な処理を図るために、法律学やカウンセリングなどの専門家である大学教授を招いての専門的知識や技法に関する講義、研究事項別の分科会形式の討議などの方法により行っている。

そこで、家事調停委員の執務能力の向上を図り、より円滑な調停運営を行うために、本研究会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁
日程	1日
出席者	家事調停委員 1,100人(うち要旅費人員660人)
	裁判所側 200人(4人×50庁)
	係官 100人(2人×50庁)
計	1,400人

85

86

E

(7) 家事調停委員ケース研究会

<要求要旨>

家事調停委員ケース研究会は、新任者を除く家事調停委員のうち、在任期間が4年を超える比較的経験の豊富な者を主な対象とし、具体的な事件を研究材料として、調停の円滑な進め方、当事者心理に配慮した面接の在り方、当事者の納得が得られる調停運営の在り方等について研究を行うものである。

この研究会では、匿名性に配慮した上で、家事調停委員が実際に取り扱ったケースを、研究員がディスカッション形式等によって検討し、実際の調停において起こり得る諸問題を処理するために必要となる、より実践的な知識、技法等を身に付けるとともに、これまで身に付けた個々の知識、技法等を総合的に活用する方法を習得する。事例研究は、実務上非常に有効な研究方法であるが、実施には高度な知識と技法が要求されるので、カウンセリングや精神医学等の専門家である大学教授を講師に招くなどの方法により実施している。

また、人事訴訟に前置される家事調停の充実が家事調停委員にとって今後の大きな課題となっている。さらに、国民の権利意識の高まりや価値観の多様化等を反映して、解決の困難な事件が増加している状況であり、家事調停委員の執務能力の向上を図り、適切な調停運営を行えるようにするために本研究会は非常に有効であり、開催する意義は大きい。

そこで、本研究会の開催に要する経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	家裁50庁
日 程	1日
出席者	家事調停委員 1, 100人(うち要旅費人員660人)
	裁判所側 200人(4人×50庁)
	係 官 100人(2人×50庁)
	計 1, 400人

85

86

E

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 裁判資料整備費 (消耗品費)	家事調停委員用備付図書	253庁	5,518	1,396 (1,396)		41
(印刷製本費)	家事調停委員執務資料	1,500部	(93,830) 103,664	155 (141)		B
(項)下級裁判所 委員手当 (調停委員手当)	家事調停委員手当			4,999,420 (4,999,420)		85
諸謝金 (講師等謝金)	新任家事調停委員研修会 大学教授	50庁 2時間	7,900	790 (790)		
	家事調停委員研究会 大学教授	50庁 1時間	7,900	395 (395)		
	家事調停委員ケース研究会 大学教授	50庁 2時間	7,900	790 (790)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
委員等旅費 （調停委員登庁旅費）	家事調停委員登庁旅費			279,393（ 279,393 ）		86
（委員会出席旅費）	新任家事調停委員研修会					E
	調停委員（支部）			7,660（ 7,660 ）		
	日帰り	444人 2回	3,737	3,318（ 3,318 ）		
	宿泊	156人 2回	13,917	4,342（ 4,342 ）		
	家事調停委員研究会					
	調停委員（支部）			4,218（ 4,218 ）		
	日帰り	488人 1回	3,737	1,824（ 1,824 ）		
	宿泊	172人 1回	13,917	2,394（ 2,394 ）		
	家事調停委員ケース研究会					
	調停委員（支部）			4,218（ 4,218 ）		
	日帰り	488人 1回	3,737	1,824（ 1,824 ）		
	宿泊	172人 1回	13,917	2,394（ 2,394 ）		
庁費 （会議費）	新任家事調停委員研修会	1,000人 2回	110.9	222（ 222 ）		
	家事調停委員研究会	1,100人 1回	110.9	122（ 122 ）		
	家事調停委員ケース研究会	1,100人 1回	110.9	122（ 122 ）		

調停制度の充実改善経費

(1) 調停委員等表彰

<要求要旨>

調停制度が重要な紛争解決手段の一つとして国民の間に定着し、また、参与員制度が家事審判事件及び人事訴訟事件の円滑な処理に多大な貢献をしている現状において、調停委員及び参与員は、国民が参加する司法制度の担い手として重い職責を担っている。また、近時、家事事件及び人事訴訟事件における紛争の内容が複雑困難になってきているなかで、豊富な経験や専門的知識等をいかして、紛争の適正かつ円滑な処理に尽力しており、その功績は高く評価されるべきものである。

その功績をたたえるため、毎年、最高裁判所において、家事調停委員及び参与員の中でも特に顕著な功績を有する者に対して表彰式を開催するとともに、下級裁判所においても功績のある家事調停委員等に対して表彰式を実施している。

そこで、各表彰式開催のために必要な経費を要求する。

<表彰計画>

① 最高裁表彰分

開催場所	最高裁	
日 程	1日	
出席者	調停委員等	50人（うち要旅費人員45人）
	参列者	15人
	係 官	5人
	計	70人

② 下級裁表彰分

開催場所	下級裁	
日 程	1日	
出席者	調停委員等	620人（うち要旅費人員90人）
	参列者	233人
	係 官	120人
	計	973人

41

42

87

B

E

(2) 家事調停委員推薦依頼用パンフレット

<要求要旨>

近年、家事調停委員のなり手不足が深刻な問題となっている。

具体的には、家事調停事件の新受件数は、この10年間で年約13万から14万件ほどで推移している一方で、事件処理に当たる家事調停委員の員数は、平成23年から減少傾向が続き、平成23年と比較すると、1,000名以上減少している。その影響から、家事調停委員の1名当たりの負担(担当事件数)が増加しつつあり、また、この人員不足を補うために家事調停委員の高齢化を招いている(60歳以上の家事調停委員は、平成21年は約64%であったのに対し、令和3年では約69%となっている。)。さらに、高齢化に伴う退任者数の急増も懸念されているところである。

また、面会交流調停事件を始めとする子の監護事件については、当事者(父母)の対立が先鋭化し、解決が困難な事案は少なくなく、そのような事件に対応できる専門的な知見を有する家事調停委員の確保も課題となっている。

このように、家事調停委員のなり手の確保への対策は急務であり、そのためには、家事調停委員としての仕事の内容、やりがい、魅力を伝えるためのツールが必要である。今後、退職年齢引き上げ等の高齢者雇用確保措置の浸透等や都市部への人口集中による地方部での人材流出などの社会状況の変化により、全国的に又は地方部において、さらに家事調停委員のなり手の確保が困難になる状況が懸念されている。

そこで、家事調停委員としての仕事のやりがいや魅力を伝えるためのツールとして、家事調停委員採用案内用パンフレットを制作するための経費を要求する。

(3) 調停制度協議会

<要求要旨>

調停制度を更に充実させ、調停手続に対する国民の信頼と期待にこたえるためには、全国の指導的立場にある調停委員を一堂に集めて、調停制度や研修等の在り方、調停委員の給源や選任方法等、調停制度の核となるポイントについて協議し、調停制度が抱える問題点や改善事項等について認識を共有してもらうことが極めて有意義である。さらに、協議の結果等を踏まえて、参加した調停委員が全国各地において発展的な研修や指導育成等を行い、調停制度に関する改善策を検討しつつ、効果的に実行していくような継続的な取組が必要である。

そこで、令和5年度に本協議会を開催するために必要な経費を要求する。

<開催計画>

開催場所	最高裁判所
日程	1日
出席者	協議員
	民事調停委員 50人(うち要旅費人員49人)
	家事調停委員 50人(うち要旅費人員49人)
	参列員
	家裁裁判官 3人
	家裁調査官 3人
	家裁書記官 3人
	その他 11人
	係官 4人
	計 124人

42

86

87

B

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員等旅費 (委員会出席旅費)						41
	調停委員等表彰のための招集旅費	45人	38,482	1,732 (1,732)		42
庁費 (印刷製本費)			(1,045,000)			B
	調停委員等表彰状	50枚	1,012,000	51 (52)		
			(43,670)			
(会議費)	家事調停委員推薦依頼用パンフレット	8,332(9,055)部	41,800	348 (395)		
	調停委員等表彰	50人	110.9	6 (6)		
(雑役務費)	調停制度協議会	100人	110.9	11 (11)		
	調停委員等表彰状筆耕料	50枚	815	41 (41)		
(項)下級裁判所 職員旅費 (内国旅費)						86
	調停制度協議会			481 (481)		
	家裁裁判官	3人 1回	61,778	185 (185)		
	家裁調査官	3人 1回	49,420	148 (148)		
	家裁書記官	3人 1回	49,420	148 (148)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
委員等旅費 （委員会出席旅費）						87
	調停委員等表彰のための招集旅費	90人	19,809	1,783（ 1,783 ）		E
	調停制度協議会	98人	49,420	4,843（ 4,843 ）		
庁費 （印刷製本費）			（ 530,129 ）			
	調停委員等表彰状	620枚	521,258	323（ 329 ）		
（会議費）						
	調停委員等表彰	620人	110.9	69（ 69 ）		
（雑役務費）						
	調停委員等表彰状筆耕料	620枚	815	505（ 505 ）		

交通事故の処理に必要な経費少年交通事故の処理経費

講習用DVD

< 要求要旨 >

家庭裁判所では、交通関係事件を起こした少年とその保護者等に対し、交通法規・危険予知及び保護者の監督責任等について教育・指導し、少年が再び交通違反や交通事故を起こさないようにさせるため、交通講習（交通違反講習、交通事故講習）を行っている。家庭裁判所における交通講習は、事件を前提として、少年に処分を言い渡す前に実施されるため、強い心理的規制のもとで行われることにより高い教育効果を発揮するという意味で行政講習にはない特色を持っている。これらの講習において高い効果を上げるためには、単に言葉で説明するだけでなく、視聴覚教材を用いて視覚や心情に訴えることが不可欠かつ重要である。

そこで、交通講習用DVDを導入するための経費を要求する。

< 整備計画 >

(単位：本)

対象庁	整備計画				
	R5	R6	R7	R8	R9～
家裁本庁 及び支部	26	26	26	26	26

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)下級裁判所 法廷等器具整備費 (備品費)	講習用DVD	26本	65,835	1,712 (1,712)		88

裁判の迅速適正処理経費

裁判の迅速適正処理経費

音声翻訳機の利用料等

< 要求要旨 >

家事審判及び調停の涉外事件（当事者等の全部又は一部が外国人である事件）については増加傾向が続いており、この10年間で約1.3倍に増加し、令和2年の新受件数は1万件を超えている。これに伴って、手続教示を受けるために家裁に来庁する外国人の数も増加しており、加えて、英語以外の言語（中国語、韓国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ロシア語、フランス語、イタリア語等）での対応が必要な場合がある。

家事審判及び調停事件の期日中においては、基本的に、事前に手配した通訳人を介してコミュニケーションをとることが可能である。しかし、審判又は調停期日以外の日に来庁する外国人当事者や手続教示を受けるために初めて家裁を訪れる外国人来庁者などについては、事前に通訳人を手配することは困難であるため、意思疎通に苦慮することが多く、特に日本語又は英語での意思疎通ができない場合は対応が難しいのが現状である。

また、令和3年1月1日時点の住民基本台帳に基づく人口動態調査（総務省）によると、外国人の人口は281万1,543人であり、前年比5万5,172人減となっているが、同人口は平成27年から令和2年度までは6年連続で増加しており、今後の外国人労働者の受け入れ拡大と相まって、家裁への外国人の来庁者がますます増加することが懸念されるところであることから、その対策が必要になってくる。

このような問題を解消し、外国人が不安や不満を感じることなく家裁を利用し、安心して適切な司法サービスを受けるためには、当該外国人の母国語によるコミュニケーションの方が望ましく、そのために多言語に対応可能なコミュニケーションツールが必要である。

そこで、多言語に対応した音声翻訳機を利用することが必要であり、そのための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)裁判費 裁判庁費 (通信運搬費)	音声翻訳機の利用料等	一式	500,000	500 (500)		94

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)裁判費						
裁判庁費						
(消耗品費)						
	ウェブ会議アプリケーション利用料			0 (3,621)		
(通信運搬費)						
	モバイル回線使用料			0 (2,239)		
(雑役務費)						
	ウェブ会議導入サポート費			0 (352)		
	庁内LAN配線敷設費用			0 (7,222)		

	明細書頁
<u>情報通信技術を活用した裁判手続等の運用に必要な経費（特殊要因）</u> 家事事件手続等のデジタル化のためのウェブ会議関連経費 <要求要旨> 国民生活に関わる様々な分野で手続のデジタル化が進められているところ、家事事件手続等についても、当事者の利便性及び司法アクセスの向上や新型コロナウイルス感染症への対策の観点から、デジタル化に対する国民の期待が高まっている状況にある。令和3年12月に、公益社団法人商事法務研究会の主催の研究会により「家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等IT化研究会報告書」が取りまとめられたところ、これを受けて、令和4年2月14日に法制審議会に諮問がされた。同年4月8日から法制審議会「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会」において調査審議が始まり、令和5年の法案提出を目指して検討が進められている。これに先立って、令和4年5月に成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律（第48号）では、ウェブ会議を用いた家事調停での離婚等の成立を可能とする規律（公布後3年以内に施行）が導入されており、これを受けて、早期に準備を進め施行に備える必要があるため、令和5年度に家事調停におけるウェブ会議の運用に必要となるウェブ会議用アプリケーションの利用料及び同アプリケーションの導入サポート費、ウェブ会議用パソコンの購入費用並びにモバイル回線使用料の経費を要求する。	89 106

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 下級裁判所 法廷等器具整備費	ウェブ会議用パソコン	一式	87,723,064	87,723 (0)		89
(項) 裁判費 裁判庁費 (消耗品費) (通信運搬費) (雑役務費)	ウェブ会議用アプリケーション利用料 モバイル回線使用料 ウェブ会議導入サポート費	一式 一式 一式	21,364,200 2,086,608 844,800	21,364 (0) 2,087 (0) 845 (0)		106

圖 書 館 經 費

目 次

一 経常事務費	
1 基本経費	5 2 5
2 委員会に必要な経費	5 2 7
二 裁判資料の整備に必要な経費	5 2 9

	明細書頁
<u>経常事務費</u> <u>基本経費</u>	
(1) 図書館事務に関する調査連絡旅費 ＜要求要旨＞	7
最高裁判所図書館が、裁判所唯一の図書館として、裁判事務に必要な図書資料の充実を図るとともに、その利便性を向上させるためには、法律図書館による協議会等に職員を派遣して図書館事務に関する情報収集及び意見交換を行うことが必要である。 そのため、これに要する経費を引き続き要求する。	8
(2) リーフレット「最高裁判所図書館利用案内」印刷経費 ＜要求要旨＞	9
最高裁判所図書館では、広報の一環としてリーフレット「最高裁判所図書館利用案内」を作成し、図書館利用者及び大学図書館等に配布しているところ、今後も利用促進のため配布を継続することで在庫が僅少となるほか、設備や運営の変更や改善に伴って記載内容の修正も必要となるため、令和5年度も新たにリーフレットを作成する必要がある。 そのため、これに要する経費を引き続き要求する。	
(3) 図書資料購入費 ＜要求要旨＞	
最高裁判所図書館は、裁判事務に奉仕するための裁判所唯一の図書館として全国の裁判所に対し裁判に必要な資料を提供するほか、国立国会図書館の支部図書館及び法律専門図書館として法律関係者等に図書館サービスを行っており、裁判事務に必要な法律専門図書を中心とした図書資料をできるだけ厚くかつ広範囲に収集して内容の充実を図り、その責務を果たしてきている。	
特に、我が国の法律制度は、戦前は仏法及び独法の、戦後は英米法の理念、手続等の影響を受けており、これら諸国の重要法律図書、判例集、法令集、司法制度関係図書等の整備が必要不可欠である。また、近時、韓国、中国をはじめアジア圏の人々が関わる事件が増加するなどその国際化が進んでおり、様々な国の法律情報の収集が一段と求められているうえ、国内においても事件の多様化、複雑化に伴い裁判実務関連図書のより一層の収集を求める声が強くなっている。 よって、これら図書資料の整備に要する経費を引き続き要求する。	

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所						7
職員旅費						8
(内国旅費)						
	図書館事務に関する調査連絡旅費					
	事務官	4人	52,191	209 (209)		9
庁費						
(印刷製本費)						
	リーフレット「最高裁判所図書館利用案内」印刷経費	2,000 (3,000) 部	10,780	22 (32)		
国会図書館支部庁費						
(備品費)						
	図書資料購入費			46,665 (46,665)		
	図書等	一式	35,724,672	35,725 (35,725)		
	オンラインデータベース	一式	10,940,328	10,940 (10,940)		

	明細書頁
<u>委員会に必要な経費</u> 最高裁判所図書館委員会 <要求要旨> 最高裁判所図書館委員会は、最高裁判所図書館委員会規則に基づき設置され、最高裁判所図書館の運営について調査審議し、最高裁判所に建議している。また、外国図書等の整備については、専門的知識のある裁判官のほか、著名法律学者等で構成されている最高裁判所図書館委員会に諮問し、その充実を図っている。 よって、これらに要する経費を引き続き要求する。	10 11 A

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 委員手当	最高裁判所図書館委員会					10
	(運営に関する調査審議)	5人 1回 出席率80%	19,600	78 (78)		11
諸謝金 (依頼協力謝金)						A
	最高裁判所図書館委員会					
	(外国図書等の選書)	5人 2回	35,500	355 (355)		
庁費 (会議費)						
	最高裁判所図書館委員会					
	(運営に関する調査審議)	5人 1回	110.9	1 (1)		

裁判資料の整備に必要な経費

(1) 印刷製本費

(ア) 破損洋書補修製本費

<要求要旨>

洋書系の図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用により、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。

(イ) 逐次刊行物（雑誌等）の合冊製本費

<要求要旨>

和・洋の雑誌、判例集等の逐次刊行物を週刊、月刊、季刊等の形態で受け入れているが、これらを年度ごとに合冊製本し、図書として利用に供するための経費を引き続き要求する。

(ウ) 破損和書補修製本費

<要求要旨>

和書系の裁判関係及び法律関係の専門図書資料は、閲覧、貸出し、複写等の利用頻度が高く、年々装丁が破損して利用に供し得ないものが多いため、補修製本して再度利用に供するための経費を引き続き要求する。

(2) 図書館総合情報管理システムの運用経費

<要求要旨>

最高裁判所図書館では、図書館事務全体をコンピュータ化し、業務全般の効率化、迅速化を図るために、図書館総合情報管理システム（以下「図書館システム」という。）を平成8年度に導入し、約29万冊の蔵書と約38万件という膨大な書誌データを適切に管理し、図書原簿、各種カード等のペーパーレス化、蔵書数や利用統計等の自動集計化、蔵書検索や蔵書点検の効率化を図るとともに、貸出し、返却手続きの簡素化、短縮化を実現しており、令和元年度に最高裁判所の多機能サーバの更改に伴い図書館システム自体をリプレイスし「システムの最適化」を図った。

図書館システムについては、運用保守及び利用者カード等の消耗品が必要となるので、令和5年度も引き続きこれらの各経費を要求する。

さらに、上記に加えて最高裁判所データセンタの基幹インフラの更改に伴い、図書館システムが稼働する環境として利用している仮想サーバを移行し、データベース管理ソフトのバージョンアップを実施するとともに必要となる設定変更及びデータの新旧移行等を行うための費用を要求する。

なお、リプレイス後の図書館システムの運用保守は、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその5年目である。

(3) 最高裁判所図書館蔵書データの公開経費

<要求要旨>

最高裁判所図書館は、裁判所唯一の図書館であり、かつ、司法部門を担当する国立国会図書館の支部図書館である。

最高裁判所図書館の利用対象者は、裁判所職員、裁判所職員に準じる者及び弁護士や法律学を担当する教授等となっていたが、平成18年度から利用対象者の範囲を拡大し、学術研究目的のために最高裁判所図書館を利用したいという一般国民に広く公開してきた。そして、現代社会において、数多くのデータがインターネットを通じて容易に入手できるという状況を背景に、各種の情報を国民一般に対して提供することが、国にとっても重要な責務であるとされる中で、最高裁判所図書館が所蔵する図書情報をインターネットにより提供してきたところである。

この社会的要請に応えるために、今後も最高裁判所図書館の図書情報を一般国民がインターネット上で検索できる環境を継続して整備して運用する必要がある。

そこで、そのための経費を引き続き要求する。

(4) 図書資料の電子化に要する経費

<要求要旨>

最高裁判所図書館は裁判所唯一の図書館として、国内及び諸外国の法律関係図書資料の収集に努め、これら資料を常に利用できる状態で保管していくことが、将来の利用者に対する図書館奉仕の方法であるとともに、図書館の重要な使命である。しかし、経年により著しく劣化した資料や利用頻度が多く損傷の激しい資料も存在する。これらの資料をこのままの状態に保管し続ければ図書としての機能が消失・利用不能となることが危惧される。

最高裁判所図書館で保存する図書資料には裁判資料として欠かせない貴重なものもあることから、蔵書としての機能の喪失を防ぐとともに常時活用ができ、また長期間の保存が可能となる電子化をすることは必須であり、そのための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費						26
(印刷製本費)			(2,640)			
	破損洋書補修製本費	78(82)冊	2,750	215 (216)		28
	逐次刊行物(雑誌等)の合冊製本費	617冊	2,200	1,357 (1,357)		
			(2,640)			
	破損和書補修製本費	78(82)冊	2,750	215 (216)		
情報処理業務庁費						
(消耗品費)			(100,500)			
	図書館総合情報管理システム用消耗品	一式	103,000	103 (101)		
(雑役務費)						
	図書館総合情報管理システム			4,077 (1,771)		
	保守料等	一式	1,770,340	1,771 (1,771)		
	データベースバージョンアップ作業等	一式	2,305,600	2,306 (0)		
裁判資料整備費						
(雑役務費)			(108,644)			
	図書館蔵書データの公開	12月	63,800	766 (766)		
	図書館資料の電子化	3,950 (4,000) コマ	110,194	435 (435)		

司法研修所經費

目 次

一	裁判事務の迅速適正化に必要な経費	
	裁判運営の改善経費	5 3 5
二	経常事務費	
	司法研修所運営経費	5 3 7
三	司法修習及び裁判官研修に必要な経費	
	1 司法修習経費	5 4 1
	2 裁判官研修研究経費	5 5 5
	3 修習研修等の強化改善経費	5 6 9

裁判事務の迅速適正化に必要な経費裁判運営の改善経費

行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業

<要求要旨>

行政・労働事件を適正迅速に処理するためには、最新の裁判例の情報を適時に全国の裁判所に提供する必要がある。また、行政・労働事件は国民の関心も高く、国民に対し適時に最新の裁判例の情報を公開するためには、最高裁ウェブサイトに掲載する必要があるところ、実名等、個人が識別される情報が記載されたまま掲載することは、個人情報保護の観点から相当でない。

そこで、行政・労働事件の裁判例を仮名処理するための経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	量数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 情報処理業務庁費 (雑役務費)	行政・労働事件の裁判例の仮名処理作業	3,000 頁	122.65 (350.90)	368 (1,053)		34

経常事務費司法研修所運営経費

(1) 備品費

< 要求要旨 >

司法研修所の机及び椅子等備品の更新に必要な経費を要求する。

(2) 消耗品費

< 要求要旨 >

司法研修所の維持管理に必要な蛍光灯、誘導灯バッテリー等の庁舎維持管理物品の購入に必要な経費を要求する。

(3) 印刷製本費

< 要求要旨 >

司法研修所の広報に必要なパンフレットの印刷に必要な経費を要求する。

(4) 通信運搬費

< 要求要旨 >

司法研修所の通信運搬に必要な切手代、後納郵便料、電話料及びＩＣカードのチャージに必要な経費を要求する。

(5) 光熱水料

< 要求要旨 >

司法研修所の維持管理に必要な光熱水料を要求する。

(6) 自動車借上料

< 要求要旨 >

司法研修所には、事務用車が配備されており、最高裁や東京高・地裁等との事務打合せのための和光市駅間の教官の移動のほか、これらの関係官署等との資料、書類等の授受、さらに本館・別館間の職員の移動及び事務用品等の運搬にも使用している。

しかし、研究会等が競合したなどの場合には、司法研修所と最寄り駅である和光市駅は約３キロメートルの距離があり、上記事務用車では賄い切れないことが多いので、このような際に必要な自動車借上料を要求する。

(7) 新聞

< 要求要旨 >

司法研修所においても各種の新聞を備え付け、日々の社会情勢や各種事件等について、最新の情報を入手しておく必要があるため、そのための経費を要求する。

明細書頁	
(8) 論集及び論集送料 <要求要旨> 司法研修所で行われた研修等における講演録や専門家の論文を印刷し、全国の裁判所等に配布する必要があるので、そのための経費を要求する。	45
(9) 庁舎等の維持管理に必要な経費 <要求要旨> 司法研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理のため、清掃業務委託及び警備業務委託等に要する経費を要求する。	46
(10) カラー複合機保守 <要求要旨> 修習等業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機保守料の要求をする。	C

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所						45
庁費						
(備品費)	備品費			2,000 (2,000)		
(消耗品費)	消耗品費			2,214 (2,214)		
(印刷製本費)	ハソプレット	400 部	480,480 (484,000)	192 (194)		
(通信運搬費)	通信運搬費			1,771 (1,922)		
(光熱水料)	電気料			144,099 (77,069)		
	水道料			93,179 (43,655)		
	上水道			3,748 (9,590)		
	下水道			2,248 (5,754)		
	ガス料			1,500 (3,836)		
				47,172 (23,824)		
(借料及び損料)	自動車借上料			379 (411)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)	庁舎維持管理経費			115,101 (115,101)		45
	清掃委託費			30,425 (30,425)		
	警備委託費			2,156 (1,590)		46
	カー複合機保守料			3,197 (3,197)		
研修費						C
(消耗品費)	新聞			285 (285)		
(印刷製本費)	論集	1,750 部	134.800	236 (236)		
(通信運搬費)	論集送料	1,485 部	210	312 (312)		
(雑役務費)	庁舎維持管理経費			76,734 (76,734)		
	清掃委託費			20,283 (20,283)		
	警備委託費			63,104 (63,104)		
	カー複合機保守料			2,131 (2,765)		

司法修習及び裁判官研修に必要な経費

司法修習経費

【修習期間（計画）一覧表】

区 分	令 和 4 年 度												令 和 5 年 度												令 和 6 年 度											
	4 年 4 月	5	6	7	8	9	10	11	12	5 年 1 月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	6 年 1 月	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	7 年 1 月	2	3
2 年次生(1, 4 5 8 人) 7 6 期 (令和 4 年度採用)													導入修習 分野別実務修習 (4分野: 民事裁判, 刑事 裁判, 検察, 弁護) 集合修習 選択型実務修習 試験(二回試験) 修習終了																							
1 年次生(1, 8 0 0 人) 7 7 期 (令和 5 年度採用)																									導入修習 分野別実務修習 (4分野: 民事裁判, 刑事 裁判, 検察, 弁護) 集合修習 選択型実務修習 試験(二回試験) 修習終了											

(1) 講師等謝金

<要求要旨>

司法修習における講義は、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目が中心となっており、各科目毎に教官が講義を担当しているが、各法律分野の内容の細分化・専門化が進むとともに、従来にはなかった様々な法律問題が生じており、それぞれの分野について研究者としての大学教授や実務家である弁護士等から講義を受ける必要がある。また、現代の多様化している国民の価値観や社会情勢に正しく対応できる法曹となるためには、法律分野以外の一般教養的な講義や現代の先端技術等に関する基本的知識を習得するための講義も必須である。

そこで、各地における実務修習期間及び司法研修所における集合修習期間において、これらの講義を実施するため、令和5年度においても、必要な経費を要求する。

47

48

(2) 弁護教官謝金

<要求要旨>

- (ア) 司法修習のうち、中央（司法研修所）における修習は、導入修習及び集合修習をそれぞれクラスに分けて実施する。各クラスに民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護及び刑事弁護の5科目の教官を1人ずつ配置する。民事弁護及び刑事弁護を担当する弁護教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれも本業である弁護士の業務にも従事しているが、単に司法研修所において講義、起案講評等を行うのみならず、司法修習生に起案させた訴状、準備書面、弁論要旨等の法律文書の添削、講義・講評の事前の打合せ（合議）、修習記録として使用する事件記録等の収集・編集、テキスト等の教材の作成等にも従事し、また、クラスの裁判教官・検察教官とともに、司法修習生の全人格的な指導に当たり、さらに、教官会議や各種委員会に出席して、司法研修所の運営にも関与している。このように、弁護教官の事務は、その内容も専門職の養成指導という高度の知的作業を含む多岐にわたるもので、これによる拘束時間も必然的に長時間に及ぶものであって、弁護教官は、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にして弁護教官事務に従事しているのが実情である。

なお、このような弁護教官の負担を軽減するため、教官を補助して下調的な事務を行う弁護所付を配置しているが、弁護所付も最高裁判所から教官の事務の補助を委嘱された弁護士であり、弁護教官と同様、本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしている。

- (イ) 令和5年度には、司法研修所において、2年次生1,458人及び1年次生1,800人に対する修習を行うことになる。

そこで、同年度における弁護教官の講義・講評・起案添削等に対する謝金として、必要な予算措置を要求する。

(3) 修習給付金

<要求要旨>

司法修習生に修習給付金を支給する改正裁判所法が平成29年4月に成立し、同年11月1日以降に採用された司法修習生（71期）から修習給付金を支給することとなった。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(4) 修習給付金の支給事務に必要な業務委託費

< 要求要旨 >

修習給付金を司法修習生に支給するに当たり、約 1, 500 人の司法修習生から提出される大量の書類を短期間で集中的に処理するために要する費用である。委託する業務内容は、司法修習生全員から提出される口座申出書に基づく官庁会計システム（ADAMS II）用投入データの入力作業（司法修習生の氏名、振込先口座番号、修習クラス番号等）である。修習開始準備期間は繁忙期であることから、当該作業を業務委託する必要があるため、令和 5 年度においても、これに要する経費を要求する。

48

50

(5) 司法修習生指導担当者協議会

< 要求要旨 >

実務修習は、全国各地の裁判所、検察庁及び弁護士会（実務修習庁会）に実施を委託しており、実際の司法修習生の指導は各実務修習庁会の指導担当者が行っている。そこで、修習指導の運営に関する事項について協議し、実務修習をより充実させていくために、従来から、各実務修習庁会の指導担当者を司法研修所に招集し、司法修習生指導担当者協議会を開催している。

ところで、司法修習においては、年間約 1, 500 人という多数の司法修習生を対象として、1 年という短期の修習期間で、一定の水準が求められる法曹を養成する必要があるところ、その中核である実務修習の重要性がより高まっている。そこで、司法修習の実施状況を随時検証し、実務修習の指導の在り方等を検討する必要がある。特に、司法修習生の配属の多い上位 20 庁については、同協議会に参加する裁判所の指導担当者を民事裁判及び刑事裁判から各 1 名とし、同協議会の充実・強化を図る必要がある。

令和 5 年度においても、これに必要な経費を要求する。

(6) 教官派遣研修旅費

< 要求要旨 >

司法修習においては、実務修習期間中に教官を各修習地に出張させ、司法修習生に課題を与えたり、講義を行うことによって、現場の指導担当者の司法修習生に対する指導を援助、補完することとしている。

また、そのための事前の情報収集や指導担当者との打合わせが必要である。

令和 5 年度においても、これに必要な経費を要求する。

(7) 司法修習期間中の旅費

< 要求要旨 >

(ア) 招集帰任旅費

司法修習においては、1 年次生が司法研修所における導入修習に参加するための招集旅費並びに 2 年次生が集合修習に参加するために、司法研修所に移動するための A 班の招集帰任旅費及び B 班の招集旅費が必要となる。

令和 5 年度においても、これに必要な経費を要求する。

	明細書頁
(イ) 実務修習旅費 司法修習生の実務修習の主たる目的は実際の事件処理を学ぶことにある。そのためには、法廷での審理に立ち会うだけでなく、進行中の事件における現場検証や出張尋問等にも同行し、修習指導担当者等の指導を受けることが必要である。 令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。	48
(ウ) 選択型実務修習旅費 司法修習における2年次生に対する選択型実務修習は、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の分野別実務修習の各分野を一通り体験した後、分野別実務修習で配属された弁護士事務所を本拠地とし、司法修習生の主体的な選択により行う課程である。 そのため、実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）は、その地の実情に応じて、できるだけ多様な個別修習プログラムを提供し、また、その修習の性質上特定の地域の実務修習庁会等しかプログラムを提供できないようなものについては、全国の司法修習生にそのプログラム(全国プログラム)を提供する。 また、司法修習生が、自ら修習先を開拓することも認められる（自己開拓型プログラム）。 個別修習プログラムの例としては、各実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）において、分野別実務修習の内容を更に深め、又は、特定の事件類型等に焦点を当てるなどした様々なプログラムが提供されているほか、模擬裁判、刑事関連施設見学修習、公設事務所における公益的活動の修習等がある。 全国プログラムの例としては、管轄が東京・大阪という特定の地方裁判所に限定されている知的財産権訴訟等に関する修習、法務省における法務行政に関する修習、いわゆる渉外・知財事務所での修習等がある。 このように、選択型実務修習は、司法修習生の2年次生が、分野別実務修習の深化と補完を図り、併せて、各自が関心を持つ法曹の活動領域における知識・技法の習得を図る目的で実施するものである。 そこで、令和5年度においても、これに要する司法修習生旅費を要求する。	49 50 C
(8) カラーデジタル式印刷機保守料 <要求要旨> 司法研修所では、司法修習及び裁判官研究・研修で使用するレジュメや資料を印刷するために、カラーデジタル式印刷機を整備しているところ、印刷枚数が膨大になることから、可用性を考えると定期的な保守が必要であるため、令和5年度においても、これに要する経費を要求する。	
(9) 司法修習関係図書費 <要求要旨> 司法研修所では、司法修習生に対し基本的な情報を提供し、かつ司法修習生の自学自修に資するため、法律図書を中心とした図書を図書室に備え置き、同時に、各教官室の教官等において、導入修習や集合修習のカリキュラムの策定、講義に向けた準備を行う際にも図書を利用する必要がある。 近時の様々な法律の制定、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対応して質の高い充実した修習を行うためには、法改正や社会情勢の変動に応じて継続的に図書を整備し、最新の情報を常にアップデートしていくことが必要不可欠である。 そこで、令和5年度においても、これに要する経費を要求する。	

(10) 模擬裁判資料

＜要求要旨＞

司法修習生は、集合修習中等に模擬裁判（民事・刑事）を実施する。これは、模擬裁判を通じて、法曹三者それぞれの職務に関して、より実践的な体験をするとともにその実践内容につきベテラン実務法曹である教官からの講評等を受けることで、法曹として必要な能力等を総合的に向上させることを目的としている。その際、臨場感あふれる模擬裁判を行い、高い教育効果を得るには、各役柄の修習生は他の役柄の修習生が承知している事実を知らない状態で模擬裁判を実施することが有効であり、そのためには、裁判官役、原告代理人役（民事）、被告代理人役（民事）、原告本人役（民事）、被告本人役（民事）、検察官役（刑事）、弁護人役（刑事）、被告人役（刑事）、証人役及び裁判所職員役に対して、同一の事件についてそれぞれの役柄に応じて異なる資料を作成、配布する必要がある。このような方法を採用することにより、それぞれの関係者の認識が食い違い、法廷での言い分が対立する状況を作り出し、実際の法廷に近い模擬裁判を実現することが可能となる。

そこで、令和5年度においても、この資料作成に必要な経費を要求する。

(11) 修習記録の作成

＜要求要旨＞

現実の訴訟事件記録や捜査記録に基づいて作成される修習記録は、司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、社会が複雑多様化する中で、国民の多様な法的ニーズに対応し得る法曹を養成し、高い修習効果を上げるためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要がある、これまでも所要の予算措置を得ている。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(12) 民事裁判テキストの作成

＜要求要旨＞

民事裁判科目では、当事者が提示した具体的な請求や訴訟物を的確に把握し、実体法の解釈を踏まえて、当事者の主張の中から法的に意味のある主張を分析、抽出した上、主張・立証責任の所在を前提に的確に主張を整理する基本を学ばせることや、その整理を踏まえた事実認定の基礎を学ばせることに重点を置いている。そのための教材として、実体法の要件・効果の基本的な考え方等について実務を踏まえて解説した民事裁判テキストを作成しており、民事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(13) 刑事裁判テキストの作成

＜要求要旨＞

刑事裁判科目では、法曹として汎用的に必要となる事実関係を証拠によって認定する作業についての基本的な考え方を会得させることに重点を置いている。そのための教材として、事実認定についての考え方等を説明した刑事裁判テキストを作成しており、刑事裁判科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(14) 検察テキストの作成

< 要求要旨 >

検察科目では、具体的な事件についての適正な事件処理の在り方を研究させるなどの方法により、司法修習生に捜査及び公判を中心とする検察の実務を理解させることを目的としている。そのための教材として、実務上の各手続的処理の内容及び法律上の意味や、検察の立場からの証拠の評価、量刑についての考え方等を解説した検察テキストを作成しており、検察科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(15) 民事弁護テキストの作成

< 要求要旨 >

民事弁護科目では、未整理の事実関係から出発して、法律構成の仕方、攻撃防御方法の提出の仕方等を訓練させることを目的としている。そのための教材として、訴訟代理人の立場からの証拠の評価、法律構成についての考え方等を解説した民事弁護テキストを作成しており、民事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(16) 刑事弁護テキストの作成

< 要求要旨 >

刑事弁護科目では、刑事弁護の受任に始まり、捜査から公判を経て、判決確定後に至るまでの刑事弁護人の職務及び活動に関する実務の基本を修得させることを目的としている。そのための教材として、刑事弁護人の立場から刑事弁護の実務について解説した刑事弁護テキストを作成しており、刑事弁護科目の修習成果の向上に大いに寄与している。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(17) 民事裁判サブテキストの作成

< 要求要旨 >

民事裁判科目では、民事訴訟を中心とした紛争解決に関する基本を学ばせることがその柱の一つであり、そこでは、第一審の一連の手続を理解させて、釈明権の行使、証拠の採否、証拠調べの実施等に関する当事者及び裁判所の役割に対する認識を深めさせることに主眼が置かれている。多様化、複雑化した民事紛争の迅速な解決のために、争点の早期整理、集中証拠調べなど、民事訴訟における標準的な実務を理論、実践の両面から解説したサブテキストが必要である。

そこで、令和5年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(18) 刑事裁判サブテキストの作成

< 要求要旨 >

刑事裁判科目では、第一審公判手続を中心とした刑事訴訟手続の実務と理論について、裁判官又は訴訟関係人（検察官・弁護士）としての基礎的な知識を修得させている。刑事訴訟手続は、特に裁判員制度が導入されて以降、大きく変化してきているが、これからの刑事裁判に対応できる法曹を養成するためには、捜査から公訴提起、公判前整理手続、公判に至る各段階における最新の実務の運用を踏まえた刑事手続を理解させることが非常に重要であり、刑事第一審公判手続を実務的観点から説明したサブテキストが必要である。

そこで、令和5年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(19) 検察サブテキストの作成

< 要求要旨 >

検察科目では、捜査、事件処理から公判に至る検察実務の全般について基礎から理解させることを目的としている。そして、司法修習生の検察実務に対する理解を深めさせるためには、捜査の端緒、被疑者の身柄拘束、各種の捜査方法、起訴・不起訴等の事件処理、公判の準備、各種の公判活動などの検察実務の段階において生ずる問題点等について、簡単な事例を設定して解説したサブテキストが有益かつ必要である。

そこで、令和5年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(20) 民事弁護サブテキストの作成

< 要求要旨 >

民事弁護科目では、民事弁護実務の全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。民事事件は、執行、保全、破産等の多くの分野に分かれているが、これらの分野は種々の法律問題が錯綜している。そのため、関係法規について概括的な知識をもって実務修習に臨めるよう、事件の処理に必要なノウハウや最新の情報を盛り込んだ体系的なサブテキストが必要である。

そこで、令和5年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(21) 刑事弁護サブテキストの作成

< 要求要旨 >

刑事弁護科目では、捜査、公判を中心として刑事弁護実務全般にわたり基礎から理解させることを目的としている。刑事弁護を行う上で、捜査機関や裁判所に各種申立等の書類を適時に提出することが重要であるが、司法修習生が実務修習中にそのような書類を的確に作成するためには、参考となる書式などを網羅したサブテキストが必要である。

そこで、令和5年度においても、その作成に必要な経費を要求する。

(22) 修習生関係資料

< 要求要旨 >

司法修習生は、司法研修所における導入修習後、分野別実務修習を各実務修習庁会（裁判所、検察庁、弁護士会）で、選択型実務修習を分野別実務修習で配属された弁護士事務所を中心として受け、集合修習を司法研修所で受けることになる。

そのため、それぞれの修習期間中充実した修習生活を送れるように、修習生に対しては、各機関の組織概要、規律（旅行許可申請、健康管理、欠席届等）及び修習指導の指針について周知せしめ、また、各司法修習事務担当者に対しては、規律及び修習指導の指針のほか、総務関係事務、経理関係事務及び資料関係事務等について統一した取扱いを徹底し、効率的に修習を進めるため、資料を作成し、配布している。これらの資料は、各年度の方針、制度等の変更に伴い毎年度作成する必要があるため、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(23) 修習生経費

< 要求要旨 >

司法修習を実施するに当たっては、司法修習生が修習期間中に使用する起案用紙等の消耗品や司法研修所と各実務修習庁会との通信連絡、テキスト以外の修習用教材としての資料等の印刷、実務修習庁で使用する修習生用図書、司法修習生用備品の修繕等についての経費が必要である。

令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(24) 司法修習生研修委託費

< 要求要旨 >

司法修習生は、実務修習中、弁護士会での弁護修習を行うが、これは、法曹三者にとって必要な基礎的知識、実務能力をすべての司法修習生に修得させることを目的とする司法修習の一環として行われるものである。

弁護修習は、司法研修所長が弁護士会にその実施を委託し（司法修習生に関する規則第7条）、弁護士会が司法修習生の配属事務所の選定や修習計画の策定等を行っている。弁護修習の内容は、個別の弁護士事務所における修習と弁護士会における合同修習に分けられる。司法修習生が配属された事務所の指導弁護士は、修習の成果を上げるために特に配慮して事件を受任したり（専ら民事事件を扱っている弁護士が、刑事事件処理の実務を修習させるために国選弁護事件を受任するなど）、適宜司法修習生に訴訟書類を起案させて添削指導したり、合同修習の指導も分担したりするなど本来の業務をある程度犠牲にして司法修習生の指導に当たっており、司法修習生のために、通信費、備品費、消耗品費等を負担している。また、弁護修習を委託された弁護士会は、講義、起案及び講評、見学等の合同修習の企画・運営に当たっており、合同修習のための教材費、通信費、消耗品費等を負担している。

令和5年度においても、弁護修習における弁護士会への委託に必要な経費を要求する。

(25) 修習専念資金貸与金

< 要求要旨 >

司法修習生の修習専念義務を担保するため、修習専念資金を貸与する貸与制が、平成23年11月1日以降に採用された司法修習生（新65期）から実施されている。平成29年4月19日に成立した改正裁判所法においても、「司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの」を貸与することとされている。

そこで、令和5年度においても、修習専念資金の貸与に必要な経費を要求する。

(26) 修習専念資金の貸与事務に必要な経費

< 要求要旨 >

(ア) 貸与申請書受付及びデータ入力・返還明細書等印刷・封入・封緘等業務委託経費

修習専念資金を司法修習生に貸与するに当たり、多数の貸与審査を円滑かつ迅速に行う前提として、大量の申請書等の短期間かつ集中的な処理を行うために要する費用である。委託する具体的な業務内容は、郵便で送付された貸与申請書及び加算額に係る疎明資料等関係書類の仕分け作業、貸与申請書（額の変更申請等含む。）等に基づくデータ入力作業（司法修習生の氏名、振込先口座番号、貸与額等）である。

また、貸与を受けている司法修習生に対し返還明細書を、修習専念資金の貸与総額が確定した後、貸与を受けていた修習生及び2人の保証人に対し貸与総額通知書を、それぞれ送付する必要がある。さらに、貸与終了後に被貸与者から提出される変更事項の届出に基づくデータ修正作業及び最初の年賦金を納付すべき被貸与者に対する年賦金通知書送付作業を行う必要がある。

これらの大量の送付事務及び貸与終了後の修正を短期間で処理するためには、職員による作業のみでは不可能であり、文書の印刷・封入・封緘・及びデータ修正等の作業を業者に委託し、効率的な事務処理を行うことが不可欠である。

そこで、令和5年度においても、これに必要な経費を要求する。

(イ) 修習専念資金貸与金事務管理システム

修習専念資金貸与金事務管理システムは、司法修習に際し、修習専念資金の貸与を希望する者（以下「被貸与者」という。）に修習専念資金を貸与する制度が導入されたことにより、その被貸与者に貸与金を交付する修習専念資金の貸与業務及び貸与終了後の債権管理業務を行うこととなるため、官庁会計システム汎用媒体インターフェースに対応し、歳入及び歳出業務のタンキングデータを作成すること及びその他の貸与管理事務等の効率化を図りつつ、誤入力等による過誤を防止することを目的とするシステムである。

本システムは、平成22年度予算において、開発経費が認められ、平成27年度にリース契約によりサーバ機器等を更新し、現在までリースにより運用するとともに、安定的な稼働を維持するために必要な運用保守を行っており、令和3年度に、最高裁判所内の他部署で使用しているサーバ機器等のリースアップと時期を合わせてサーバ統合を行うため、サーバ機器等への移行作業及び現行サーバ機器の撤去等を行った。

また、令和4年度秋以降に、最高裁判所データセンタにおける基盤インフラの更改やMicrosoft Edge（Chromium 64 ビット版）機能のアップデートに対応するためシステムの改修を予定している。

そこで、令和5年度に要する本システムの運用・保守経費及び機器等のリース経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所						47
諸謝金 (講師等謝金)	講師等謝金					48
	大学教授			12,024 (20,082)		
	2 年次生	1,522 時間	7,900	12,024 (12,024)		
	1 年次生			0 (8,058)		
	弁護教官謝金			52,511 (62,173)		
	一般修習分			21,569 (27,650)		
	2 年次生	2,400 時間	7,900	18,960 (18,960)		
	1 年次生 (導入修習)	710 (950) 時間	7,900	5,609 (7,505)		
	1 年次生			0 (1,185)		
	起案添削分			27,942 (34,523)		
	1 年次生	1,350 (2,238) 時間	7,900	10,665 (17,680)		
	2 年次生	2,187 (2,132) 時間	7,900	17,277 (16,843)		
修習給付金	修習給付金	一 式	2,393,879,000 (3,115,727,000)	2,393,879 (3,115,727)		
職員旅費 (内国旅費)	司法修習生指導担当者協議会			5,537 (5,537)		
	指導担当官	20 庁 2 人	46,921	1,877 (1,877)		
	指導担当官	78 庁 1 人	46,921	3,660 (3,660)		
	教官派遣研修旅費			23,351 (31,690)		
	教官 (1 年次生担当)	4 (11) 人 28 班	59,569	6,672 (18,347)		
	教官 (2 年次生担当)	10 (8) 人 28 班	59,569	16,679 (13,343)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
委員等旅費 (委員会出席旅費)	司法修習生指導担当者協議会 指導担当委員	49 庁 1 人	46,921	2,299 (2,299)		48
司法修習生旅費	招集帰任旅費			39,754 (51,689)		C
	1 年次生	1,800 (1,492) 人	10,525 (21,050)	18,945 (31,407)		
	2 年次生			20,809 (20,282)		
	(A班)	272 (265) 人	31,322	8,520 (8,300)		
	(B班)	720 (702) 人	17,068	12,289 (11,982)		
	実務修習旅費			7,177 (10,242)		
	2 年次生	1,458 (1,421) 人 1.4 (1)回	3,516	7,177 (4,996)		
	1 年次生			0 (5,246)		
	選択型実務修習旅費					
	2 年次生			45,019 (44,499)		
	全国修習	374 人 1 回	65,546	24,514 (24,514)		
	地方修習	1,458 (1,421) 人 4 回	3,516	20,505 (19,985)		
研修費 (消耗品費)	司法修習関係図書費	一 式	1,812,000	1,812 (1,812)		

項・目・目録等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(印刷製本費)	模擬裁判資料			506 (332)		49
	民事裁判関係	1,598 (1,561) 部	42,898 (69,500)	69 (108)		50
	刑事裁判関係	1,598 (1,561) 部	273,700 (143,700)	437 (224)		
	修習記録			5,727 (5,871)		
	民事裁判 (1年次生)	1,910 (1,602) 部	283,879 (318,700)	542 (511)		
	刑事裁判 (1年次生)	1,910 (1,602) 部	137,653 (239,100)	263 (383)		
	検察 (1年次生)	1,910 (1,602) 部	438,509 (476,400)	838 (763)		
	民事弁護 (1年次生)	1,910 (1,602) 部	88,847 (158,800)	170 (254)		
	刑事弁護 (1年次生)	1,910 (1,602) 部	96,451 (118,900)	184 (190)		
	民事裁判 (2年次生)	1,568 (1,531) 部	599,028 (638,300)	939 (977)		
	刑事裁判 (2年次生)	1,568 (1,531) 部	281,236 (263,000)	441 (403)		
	検察 (2年次生)	1,568 (1,531) 部	546,421 (538,500)	857 (824)		
	民事弁護 (2年次生)	1,568 (1,531) 部	629,557 (722,600)	987 (1,106)		
	刑事弁護 (2年次生)	1,568 (1,531) 部	322,711 (300,200)	506 (460)		
	民事裁判テキスト	1,910 (1,602) 部	352,104 (566,900)	673 (908)		
	刑事裁判テキスト	1,910 (1,602) 部	82,470 (236,800)	158 (379)		
	検察テキスト	1,910 (1,602) 部	297,691 (377,900)	569 (605)		
	民事弁護テキスト	1,910 (1,602) 部	421,331 (568,700)	805 (911)		
	刑事弁護テキスト	1,910 (1,602) 部	179,648 (307,400)	343 (492)		
	民事裁判サブテキスト	1,910 (1,602) 部	483,384 (656,600)	923 (1,052)		
	刑事裁判サブテキスト	1,910 (1,602) 部	336,475 (393,800)	643 (631)		
	検察サブテキスト	1,910 (1,602) 部	114,157 (134,300)	218 (215)		
	民事弁護サブテキスト	1,910 (1,602) 部	210,005 (362,600)	401 (581)		
	刑事弁護サブテキスト	1,910 (1,602) 部	163,800 (163,800)	313 (262)		
	修習生関係資料	3,295 (2,950) 部	43,158 (104,300)	142 (308)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(通信運搬費)	貸与決定通知等印刷・封入・封緘等経費					50 C
	郵便料	— 式	304,291 (555,614)	304 (556)		
(借料及び損料)	修習専念資金貸与金事務管理システムサーバリース料等	— 式	480,436	480 (480)		
(雑役務費)	貸与申請書受付及び貸与入力・貸与決定通知等印刷・封入・封緘等業務委託経費	— 式	2,819,269 (3,099,207)	2,819 (3,099)		
	修習専念資金貸与金事務管理システム運用保守料	— 式	608,300 (797,830)	608 (798)		
	カラーデジタル式印刷機保守料	— 式	1,341,780 (1,229,800)	1,342 (1,230)		
	給付金貸与入力等業務委託経費	— 式	151,250 (198,000)	151 (198)		
	修習専念資金貸与金事務管理システムの改修			0 (3,826)		
(修習生経費)	修習生経費 (学生単価)	3,258 (2,913) 人	13,016 (14,560)	42,406 (42,413)		

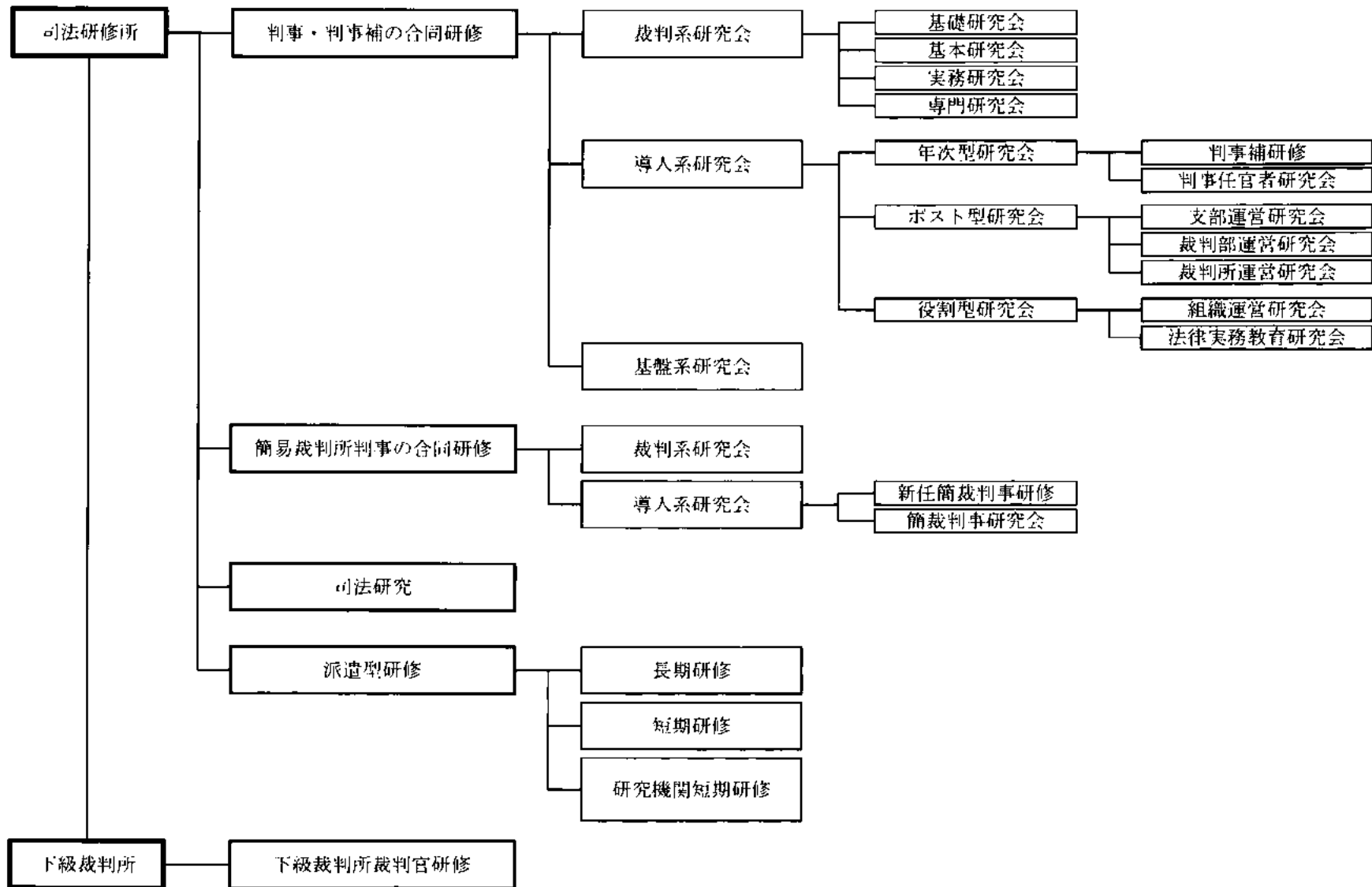
項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
司法修習生研修						50
委託費	司法修習生研修委託費	一 式	75,826,400（ 94,592,800 ）	75,827（ 94,593 ）		
修習資金貸与金	修習資金貸与金	一 式	803,925,000（ 1,014,075,000 ）	803,925（ 1,014,075 ）		

裁判官研修研究経費

【研修（研究）実施計画等一覧表】

事項名	研 修 研 究 名				場 所 等	回 数 等	期 間	1回の人員
裁 判 官 研 修 研 究 経 費	判事・判事補 の合同研修	裁判系研究会	基礎研究会		司法研修所	5回	3日	30人
			基本研究会		司法研修所	8回	3日	40人
			実務研究会		司法研修所	7回	2日	40人
			専門研究会		司法研修所	10回	2日	40人
		導入系研究会	半次型 研究会	判事補研修	司法研修所	2回	5日	80人
				判事任官者研究会	司法研修所	1回	3日	100人
			ポスト型 研究会	支部運営研究会	司法研修所	1回	3日	50人
				裁判部運営研究会	司法研修所	1回	4日	50人
				裁判所運営研究会	司法研修所	2回	2日	20人
			役割型 研究会	組織運営研究会	司法研修所	2回	2日	30人
				法律実務教育研究会	司法研修所	1回	3日	40人
		基盤系研究会		司法研修所	4回	3日	30人	
	簡易裁判所判事 の合同研修	裁判系研究会		司法研修所	3回	3日	30人	
		導入系研究会	新任簡裁判事研修		司法研修所	1回	30日	30人
			簡裁判事研究会		司法研修所	1回	4日	20人
	司法研究					司研・地方	3回	1年
派遣型研修	長期研修		派遣先企業		1回	1年	15人	
	短期研修		派遣先企業		1回	14日	35人	
	研究機関短期研修		派遣先機関		1回	14日	2人	
下級裁判所裁判官研修					高 裁	8庁	2日	5人
					地裁・家裁	30庁	2日	2人

【裁判官研修研究体系図】



	明細書頁
【裁判官研修研究体制】 司法研修所における裁判官の研修研究は、個々の裁判官が裁判実務に携わりながら取り組む自己研さんを支援することを目的とする。司法研修所では、近時の事件の複雑・困難化の傾向や、法改正や社会経済情勢の変動に伴う、新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広め、あるいは、思考を深めることを通じて、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修研究体制を導入している。	51
(1) 判事・判事補の合同研修	52
(ア) 裁判系研究会 裁判系研究会は、裁判事務に関する分野別の研修であり、主たる対象を、左陪席の裁判官とする「基礎研究会」、右陪席の裁判官とする「基本研究会」、裁判長・右陪席の裁判官とする「実務研究会」、特定のテーマにつき研究・討論するのに適した裁判官とする「専門研究会」に分けられる。	53
(a) 基礎研究会 ＜要求要旨＞ 金融・経済、建築・IT、医療、行政、知的財産権の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究等を行うことによって、各分野の基礎的な知識を付与することを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。	C
(b) 基本研究会 ＜要求要旨＞ 民事（民事通常、建築、行政、労働等）、刑事、家事及び少年の各分野について、有識者による講義・講演、裁判官による共同研究等を行うことにより、裁判官の得意分野を形成し、深化させるとともに、事件処理に当たっての組織運営的な側面を意識させることを目的とする研究会であり、これらの研究会を実施するために必要な経費を要求する。	
(c) 実務研究会 ＜要求要旨＞ 裁判所に持ち込まれる案件の内容は、近時、ますます複雑・専門化してきており、裁判官は、このような状況に適切に対応するため、多様性と高度の専門性を備えることが求められている。 そこで、民事（金融・経済、建築、医療、行政、労働等）、刑事等の各分野について、実務上問題となっている事項や重要な事項を題材として取り上げ、有識者による講義・講演、意見交換、裁判官による高度に専門的な観点に立った共同研究等を行うことによって、より高度な専門性を獲得し、深化させることを目的とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	

(d) 専門研究会

＜要求要旨＞

近時の頻繁に行われる新規立法・法改正に速やかに対応し、また、裁判所に持ち込まれる新たな類型の事件に的確に対応するためには、上記の基礎研究会、基本研究会及び実務研究会に加え、その時々研修ニーズに応じたテーマを設定し、事件処理又は運用上の様々な問題点を協議、検討する研究会を適時に実施する必要がある。

そこで、このような要請に応えるとともに、近年の裁判所の事件傾向及び法改正の動向等を踏まえて、機動的かつきめ細やかに研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

(イ) 導入系研究会

導入系研究会は、一定の年次に達したときや、新たなポストに就いたり、一定の役割を担うようになった際の職務への導入を目的とする研修である。

(a) 年次型研究会

① 判事補研修

＜要求要旨＞

任官直後の判事補については、裁判実務及び裁判官・裁判所という職・職場への円滑な導入を行うため、裁判所の組織・機構・職員制度の概要を理解させた上、新任判事補が着任してすぐに担当することとなる分野を中心として、民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能を修得するとともに、裁判官としての心構え等を学ぶための各種講義・共同研究等を実施する必要がある。

また、任官後2年以上が経過した判事補については、これまでのOJTや自己研さんの成果を振り返り、そのフォローアップを図るとともに、基本的な事件処理能力の向上を目的として、一定の実務経験を踏まえた上での民事及び刑事事件の処理に関する基礎的知識・技能に関する講義や、裁判官として知っておくべき組織的課題についての情報提供等を実施する必要がある。

そこで、これらの研修を実施するために必要な経費を要求する。

② 判事任官者研究会

＜要求要旨＞

任官後10年以上経過し、判事に任命された裁判官については、中堅裁判官としての自覚をかん養するとともに、次のステップとして想定される第一審の裁判長に向けて成長させることが必要となる。

そこで、民事、刑事事件等の各分野における課題を研究するとともに、司法の役割、裁判官の在り方、人事管理その他マネジメントの在り方等に関する講義や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

(b) ポスト型研究会

① 支部運営研究会

＜要求要旨＞

地方・家庭裁判所の支部においては、支部長を務めている裁判官の下、少数の裁判官が、当該支部に係属する多種多様な事件を、本庁に比べて小規模な人的・物的態勢により、同時かつ適正・迅速に処理し、支部全体を円滑に運営していくことが求められる。

そこで、支部長を務めている裁判官について、支部に係属する事件の適正な処理や、書記官等支部職員の指導等の支部のマネジメントに関する諸問題についての講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

51

52

53

C

	明細書頁
② 裁判部運営研究会 <要求要旨> 部総括裁判官には、部の事務を「総括」する者として、部に属する陪席裁判官や職員の持てる力を結集し、部に配てんされた裁判事務を適正・迅速に処理することが求められる。 そこで、初めて部総括に指名された裁判官について、上記のような役割意識をもって部のマネジメントをはじめとする組織運営の重要性を認識させるとともに、合議事件をはじめとする複雑困難な裁判事務の適正・迅速な処理を実現するための講演や共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	51
③ 裁判所運営研究会 <要求要旨> 地方・家庭裁判所に係属する事件は、近時、専門化、複雑化しているところ、適正かつ迅速な裁判を実現するためには、事件処理体制の確立等の裁判運営に関する諸問題、職員の人事管理に関する諸問題、その他の司法行政上の諸問題についての研究を行う必要がある。 そこで、所長その他各裁判所の運営に携わる裁判官について、これらの諸問題を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	52
(c) 役割型研究会 ① 組織運営研究会 <要求要旨> 部総括裁判官に就任後一定期間経過した者、中堅判事又は家裁の上席裁判官については、組織運営能力の向上や、裁判所の課題を考え、組織の中でリーダーシップを発揮する能力等の向上が求められる。 そこで、これらの研究会を実施するのに必要な経費を要求する。	53
② 法律実務教育研究会 <要求要旨> 法科大学院には、実務家教員として現役の裁判官が派遣され、教育・指導に当たっているところ、派遣されている裁判官及び派遣されることが予定される裁判官について、法科大学院で期待される役割等について認識を深めた上、充実した質の高い法科大学院教育を実現することが求められている。 そこで、法科大学院の研究者教員等による講義や最新の法科大学院の実情等の情報提供に加え、法科大学院における実務教育についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	C
(ウ) 基盤系研究会 <要求要旨> 多様化、複雑化、専門化する訴訟に対応するためには、裁判官が広い視野を持ち、法律知識のみならず、裁判と社会の関わり、あるいは紛争の背景にある社会・経済構造等を含めた法律周辺の諸科学についても理解する必要がある。 そこで、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や隣接領域である自然科学等に関する知見を得て、視野を広め、あるいは思考を深めることを通じ、一般的資質・能力を高めるきっかけとすることを目的とし、これらの周辺諸科学の問題をテーマとして取り上げた上、専門家等による講義・講演等を行う研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。	

(2) 簡易裁判所判事の合同研修

(ア) 裁判系研究会

<要求要旨>

任官後5年程度以上経過した簡裁判事については、自らの執務の在り方を総点検するとともに、時機に応じた新たな課題等についての情報を得て自らの執務能力の向上を図ることが求められている。

そこで、民事及び刑事の実務的な諸問題について掘り下げて検討する共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供及び共同討議、簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

51

52

(イ) 導入系研究会

(a) 新任簡裁判事研修

<要求要旨>

任官後間もない新任簡裁判事については、裁判実務への円滑な導入が必要であり、不可欠である。

そこで、民事事件や刑事事件の第一審の手続、判決起案及び裁判実務の基礎の修得並びに裁判官としての心構え等に関する講義や意見交換等を内容とする研修を実施するため、これに必要な経費を要求する。

53

C

(b) 簡裁判事研究会

<要求要旨>

任官後2年程度経過した簡裁判事については、これまでのOJTや自己研さんの成果を振り返らせ、簡裁判事としての基本的な執務能力の修得をフォローアップすることが必要である。

そこで、民事事件及び刑事事件の実務的な諸問題についての共同研究、各種事件の動向や課題についての情報提供並びに簡裁判事の在り方についての共同研究等を内容とする研究会を実施するため、これに必要な経費を要求する。

(3) 司法研究

<要求要旨>

司法研究とは、裁判実務上の諸問題の中からテーマを選定した上、複数の裁判官や大学教授等の専門家を研究員に指名し、実務的及び理論的な観点から、様々な調査、分析、検討等を行う個別研究である。研究結果については、報告会で報告させるとともに、報告書として提出させ、当該報告書は、司法研究報告書として全国の裁判所等に配布し、裁判実務に携わる裁判官等の事件処理に活用されている。

そこで、令和5年度においても、研究及び報告書の作成・配布等に必要な経費を要求する。

(4) 派遣型研修

近時ますます多様化、複雑化、専門化する社会・経済活動のもとでの的確な裁判を行っていくためには、単に法律の分野に関する専門的知識・経験のみならず、例えば、経済界における企業活動の実態に関する的確な理解など、広い視野と識見が要求されるようになってきている。

そこで、裁判官を一定期間、民間企業や研究機関等へ派遣し、その業務に主体的に携わったり、業務や研究の体験、見学等を行ったりすることにより、視野を広げ、識見を高めることを目的とする研修を実施している。

(ア) 長期研修

＜要求要旨＞

判事補が裁判所外部において、裁判官以外の経験その他の多様な経験を積むことは、多様で豊かな知識、経験を備えた視野の広い裁判官を育てることになり、極めて有意義である。

長期研修は、任官して数年程度経過した若手の判事補を、1年間民間企業、シンクタンク等に派遣し、その業務を実際に経験することを通じて、経済の実情等についての理解を深めさせるとともに、自らの裁判官としての能力を伸ばし、成長させることを目的とする研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。

(イ) 短期研修

＜要求要旨＞

任官して10年以上の経験を積んだ裁判官は、裁判所において、部や支部の運営、職員との連携等の組織的課題により深く関与し、一層重要な役割を果たすことが求められている。

短期研修は、任官後10年以上経過した裁判官を、2週間程度民間企業や報道機関に派遣し、その業務やこれを支える組織について触れ、それらの実情を通じて裁判官としての視野を広げ、裁判所の組織の在り方について考える機会を持たせるための研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。

(ウ) 研究機関短期研修

＜要求要旨＞

研究機関短期研修は、自然科学分野に関する研究の実情等に関心のある裁判官を、研究機関に派遣し、科学技術等に関する最先端の試験及び研究等の現場見学等を見聞させることを通じて、専門的知見を提供し、裁判官の専門性を高めさせることを目的とする研修であり、これを実施するために必要な経費を要求する。

(5) 下級裁判所裁判官研修

＜要求要旨＞

下級裁判所（高等裁判所、地方・家庭裁判所、簡易裁判所）において、各管内所属の裁判官を、当該地域を管轄する高等裁判所又は地方・家庭裁判所本庁に集合させ、裁判官の執務に必要な知識を付与し、また、その能力を高めることを目的として行う研修である。

具体的には、最新の法改正、法律問題の解釈に関する問題等について、裁判官による問題研究や討論によって理解を深め、また、司法研修所の合同研修では取り上げられない各地方公共団体の条例、行政事務、経済事情（景気の動向、産業構造等）、慣習、犯罪の傾向とその理由、その時々社会問題等各管内の固有の問題を含め、当該管内における裁判事務処理に有益な諸問題も取り上げ、学識者等による講義、質疑応答、討論等を行うものであり、これを実施するために必要な経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (依頼協力謝金)	判事・判事補の合同研修 裁判系研究会 基礎研究会 医療機関等	8 箇所 2 日	50,000	800 (800)		51
(講師等謝金)	簡易裁判所判事の合同研修 裁判系研究会 民間企業等	1 箇所 1 日	50,000	50 (50)		52
	判事・判事補の合同研修 裁判系研究会 基礎研究会 大学教授	72 時間	7,900	2,963 (2,963) 1,754 (1,754) 569 (569)		
	基本研究会 大学教授	72 時間	7,900	569 (569)		
	実務研究会 大学教授	12 時間	7,900	332 (332)		
	専門研究会 大学教授	36 時間	7,900	284 (284)		
	導入系研究会 年次型研究会			640 (640) 308 (308)		
	判事補研修 大学教授	30 時間	7,900	237 (237)		
	判事任官者研究会 大学教授	9 時間	7,900	71 (71)		
	※ 小型研究会 支部運営研究会 大学教授	9 時間	7,900	166 (166) 71 (71)		
	裁判部運営研究会 大学教授	12 時間	7,900	95 (95)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	役制型研究会			166 (166)		52
	組織運営研究会					
	大学教授	12 時間	7,900	95 (95)		
	法律実務教育研究会					
	大学教授	9 時間	7,900	71 (71)		
	基盤系研究会					
	大学教授	72 時間	7,900	569 (569)		
	簡易裁判所判事の合同研修			379 (379)		
	裁判系研究会					
	大学教授	18 時間	7,900	142 (142)		
	導入系研究会					
	新任簡裁判事研修					
	大学教授	30 時間	7,900	237 (237)		
	司法研究					
	大学教授	18 時間	7,900	142 (142)		
	下級裁判所裁判官研修			1,327 (1,327)		
	高等裁判所					
	大学教授	48 時間	7,900	379 (379)		
	地方・家庭裁判所					
	大学教授	120 時間	7,900	948 (948)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
職員旅費 （内国旅費）	現地研修（研究）引率者旅費			196（ 196 ）		52
	判事・判事補の合同研修					53
	裁判系研究会			98（ 98 ）		
	基礎研究会			65（ 65 ）		
	教官	2 人 2 回	8,340	33（ 33 ）		
	事務官	2 人 2 回	7,940	32（ 32 ）		
	基本研究会			33（ 33 ）		
	教官	2 人 1 回	8,340	17（ 17 ）		
	事務官	2 人 1 回	7,940	16（ 16 ）		
	簡易裁判所判事の合同研修			98（ 98 ）		
	裁判系研究会			33（ 33 ）		
	教官	2 人 1 回	8,340	17（ 17 ）		
	事務官	2 人 1 回	7,940	16（ 16 ）		
	導入系研究会					
	新任簡裁判事研修			65（ 65 ）		
	教官	2 人 2 回	8,340	33（ 33 ）		
	事務官	2 人 2 回	7,940	32（ 32 ）		
	招集等旅費			65,366（ 82,613 ）		
	判事・判事補の合同研修			51,308（ 66,871 ）		
	裁判系研究会			32,501（ 42,005 ）		
	基礎研究会					
	判事補	23（ 30 ）人 5 回	35,254	4,054（ 5,288 ）		
	基本研究会			9,033（ 11,643 ）		
	判事	8（ 10 ）人 8 回	39,774	2,546（ 3,182 ）		
	判事補	23（ 30 ）人 8 回	35,254	6,487（ 8,461 ）		
	実務研究会			7,994（ 10,325 ）		
	判事	23（ 30 ）人 7 回	38,004	6,119（ 7,981 ）		
	判事補	8（ 10 ）人 7 回	33,484	1,875（ 2,344 ）		
	専門研究会			11,420（ 14,749 ）		
	判事	23（ 30 ）人 10 回	38,004	8,741（ 11,401 ）		
	判事補	8（ 10 ）人 10 回	33,484	2,679（ 3,348 ）		

項・目・目録等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	導入系研究会			15,148 (20,093)		53
	年次型研究会			7,638 (10,184)		
	判事補研修					
	判事補	60 (80) 人	2 回	38,794	4,655 (6,207)	
	判事任官者研究会					
	判事	75 (100) 人	1 回	39,774	2,983 (3,977)	
	本対型研究会				4,530 (5,985)	
	支部運営研究会					
	判事	38 (50) 人	1 回	40,613	1,543 (2,031)	
	裁判部運営研究会					
	判事	38 (50) 人	1 回	41,544	1,579 (2,077)	
	裁判所運営研究会					
	判事	15 (20) 人	2 回	46,921	1,408 (1,877)	
	役割型研究会				2,980 (3,924)	
	組織運営研究会					
	判事	23 (30) 人	2 回	38,004	1,748 (2,280)	
	法律実務教育研究会				1,232 (1,644)	
	判事	15 (20) 人	1 回	43,286	649 (866)	
	判事補	15 (20) 人	1 回	38,876	583 (778)	
	基盤系研究会					
	判事	23 (30) 人	4 回	39,774	3,659 (4,773)	
	簡易裁判所判事の合同研修				5,471 (7,155)	
	裁判系研究会					
	簡裁判事	23 (30) 人	3 回	40,613	2,802 (3,655)	
	導入系研究会				2,669 (3,500)	
	新任簡裁判事研修					
	簡裁判事	23 (30) 人	1 回	88,403	2,033 (2,652)	
	簡裁判事研究会					
	簡裁判事	15 (20) 人	1 回	42,383	636 (848)	

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	司法研究					53
	判事	5 人 3 回	36,234	544 (544)		
	派遣型研修			5,447 (5,447)		
	長期研修					
	判事補	15 人	217,242	3,259 (3,259)		
	短期研修					
	判事	35 人	59,244	2,074 (2,074)		
	研究機関短期研修			114 (114)		
	判事	1 人	59,244	59 (59)		
	判事補	1 人	51,724	55 (55)		
	下級裁判所裁判官研修			2,596 (2,596)		
	判事	80 人	26,843	2,147 (2,147)		
	判事補	20 人	22,454	449 (449)		
	現地研修(研究)旅費			1,298 (1,298)		
	判事・判事補の合同研修					
	裁判系研究会			683 (683)		
	基礎研究会					
	判事補	30 人 2 回	6,840	410 (410)		
	基本研究会			273 (273)		
	判事	10 人 1 回	6,840	68 (68)		
	判事補	30 人 1 回	6,840	205 (205)		
	簡易裁判所判事の合同研修			615 (615)		
	裁判系研究会					
	簡裁判事	30 人 1 回	6,840	205 (205)		
	導入系研究会					
	新任簡裁判事研修					
	簡裁判事	30 人 2 回	6,840	410 (410)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
研修費 (消耗品費)	研修 (研究) 員経費			829 (829)		53
	判事・判事補の合同研修			768 (768)		C
	裁判系研究会			500 (500)		
	基礎研究会	30 人 5 回	434	65 (65)		
	基本研究会	40 人 8 回	434	139 (139)		
	実務研究会	40 人 7 回	434	122 (122)		
	専門研究会	40 人 10 回	434	174 (174)		
	導入系研究会			216 (216)		
	年次型研究会			112 (112)		
	判事補研修	80 人 2 回	434	69 (69)		
	判事任官者研究会	100 人 1 回	434	43 (43)		
	ホ 外型研究会			61 (61)		
	支部運営研究会	50 人 1 回	434	22 (22)		
	裁判部運営研究会	50 人 1 回	434	22 (22)		
	裁判所運営研究会	20 人 2 回	434	17 (17)		
	役割型研究会			43 (43)		
	組織運営研究会	30 人 2 回	434	26 (26)		
	法律実務教育研究会	40 人 1 回	434	17 (17)		
	基盤系研究会	30 人 1 回	434	52 (52)		
	簡易裁判所判事の合同研修			61 (61)		
	裁判系研究会	30 人 3 回	434	39 (39)		
	導入系研究会			22 (22)		
	新任簡裁判事研修	30 人 1 回	434	13 (13)		
	簡裁判事研究会	20 人 1 回	434	9 (9)		
(印刷製本費)	司法研究報告書	1,700 部	242,000	411 (411)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(通信運搬費)						C
	研修(研究)員経費			1,072 (1,072)		
	判事・判事補の合同研修			993 (993)		
	裁判系研究会			646 (646)		
	基礎研究会	30 人 5 回	562.4	84 (84)		
	基本研究会	40 人 8 回	562.4	180 (180)		
	実務研究会	40 人 7 回	562.4	157 (157)		
	専門研究会	40 人 10 回	562.4	225 (225)		
	導入系研究会			280 (280)		
	年次型研究会			146 (146)		
	判事補研修	80 人 2 回	562.4	90 (90)		
	判事任官者研究会	100 人 1 回	562.4	56 (56)		
	ホト型研究会			78 (78)		
	支部運営研究会	50 人 1 回	562.4	28 (28)		
	裁判部運営研究会	50 人 1 回	562.4	28 (28)		
	裁判所運営研究会	20 人 2 回	562.4	22 (22)		
	役割型研究会			56 (56)		
	組織運営研究会	30 人 2 回	562.4	34 (34)		
	法律実務教育研究会	40 人 1 回	562.4	22 (22)		
	基盤系研究会	30 人 4 回	562.4	67 (67)		
	簡易裁判所判事の合同研修			79 (79)		
	裁判系研究会	30 人 3 回	562.4	51 (51)		
	導入系研究会			28 (28)		
	新任簡裁判事研修	30 人 1 回	562.4	17 (17)		
	簡裁判事研究会	20 人 1 回	562.4	11 (11)		

修習研修等の強化改善経費

(1) 弁護教官の実務修習等検証・検討経費

< 要求要旨 >

司法修習は、約1,500人という多数の司法修習生を対象として、1年間という短期間の修習期間において、最大限の教育効果を上げ、一定の水準が求められる法曹を多数養成する必要がある。ところで、司法研修所長が単位弁護士会に委託して実施される弁護実務修習については、組織に属しない個人の弁護士が司法修習生を指導することから、その指導内容や司法研修所の教官による支援方策等多くの課題が指摘され、検討が進められており、弁護教官においては法科大学院教育の内容を十分に検証・検討するとともに、司法修習、特に弁護実務修習の実施状況を随時検証し、指導内容や指導方法を鋭意見直すなど、司法修習の内容等を検討していくことが必要である。

よって、これに要する弁護教官謝金を要求する。

< 時間数内訳 >

区 分	1人あたりの時間数		員 数			合 計 (総時間数)	備 考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	小計		
実務修習等検討打合せ	5	15	17	17	34	510	

(2) 弁護士付の実務修習等検討打合せ謝金

<要求要旨>

弁護教官が実務修習等検討打合せを行う際、弁護士付がそのための準備、資料収集及び作成並びに調査等を行い、弁護教官を補助する必要がある。

そこで、これに要する弁護士付謝金を要求する。

<時間数内訳>

区 分	1人あたりの時間数		員 数			合 計 (総時間数)	備 考
	登庁日数	時間数	民事弁護	刑事弁護	小計		
指導要綱等検討打合せ	4	6	3	3	6	36	
同調査・資料作成	1	2				12	
合 計	5	8	3	3	6	48	

(3) 弁護教官の講義等打合せ（合議）謝金

<要求要旨>

弁護教官は、講義、講評等の各カリキュラムの実施前に、教官室としての見解、指導方法等を調整するために教官全員による合議を行っており、修習記録やテキストの作成（改訂）に当たっても教官全員による念入りの合議を行っている。こうした弁護教官の講義等打合せに対しては、謝金によって予算措置がされてきている。

そこで、令和5年度においても、講義等打合せに必要な経費を要求する。

<時間数内訳>

(a) 総時間数

区 分	時間数	員 数			合 計 (総時間数)	備 考
		民事弁護	刑事弁護	小計		
1 年次生	60 (12・1月分)	17	17	34	2,040	1 年次生合計 4,320
	60 (2・3月分)	19	19	38	2,280	
2 年次生	119	17	17	34	4,046	

(b) 弁護教官 1 人あたりの時間数

区 分	1 年次生		2 年次生		備 考
	登庁日数	時間数	登庁日数	時間数	
講 義 打 合 せ	6	22	6	21	
起 案 打 合 せ	8	29	8	28	
問 題 研 究 打 合 せ	4	15	4	14	
模 擬 裁 判 打 合 せ	1	7	2	10	
交 互 尋 問 打 合 せ	1	4	1	4	
弁 護 士 倫 理 討 論 打 合 せ	1	4	1	4	
修 習 記 録 等 編 集 打 合 せ	2	14	2	14	
弁 護 テ キ ス ト 作 成 (改 訂) 打 合 せ	3	15	3	15	
カ リ キ ュ ラ ム 検 討 打 合 せ	3	10	3	9	
合 計	29	120	30	119	

(4) 弁護士付の講義等打合せ（合議）等謝金

< 要求要旨 >

弁護教官は、最高裁判所から司法研修所教官の事務を委嘱された弁護士であり、いずれも、教官としての事務のほか、本業である弁護士の業務にも従事しているが、教官の事務は、単なる講義等に限らず、司法研修所の運営にも関与するなど多岐にわたるものであり、これによる拘束時間も必然的に長時間にわたることから、弁護教官は本来の弁護士業務を相当程度犠牲にしているのが実情である。このような状況下で、経験豊富で有能な弁護士を教官として採用していくためには、教官を補助して下調べ的な事務を担当する者（所付）を配置し、教官の負担を軽減することが必要である。具体的には、経験年数が数年程度の若手弁護士を弁護士付として置き、講義等の事前の打合せ（合議）のための資料を作成して合議に参加させたり、また教官が修習記録として使用する事件記録を選定、編集するに当たり、事前に記録を収集させて問題点を研究させたりすることが有効である。

そこで、令和5年度においても、これに要する弁護士付謝金を要求する。

< 時間数内訳 >

(a) 総時間数

区 分	時間数	員 数			合 計 (総時間数)	備 考
		民事弁護	刑事弁護	小計		
1 年次生	224	3	3	6	1,344	
2 年次生	220	3	3	6	1,320	

(b) 弁護士付1人あたりの時間数

区 分	1 年次生		2 年次生		備 考
	登庁日数	時間数	登庁日数	時間数	
講 義 打 合 せ	6	22	6	21	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	3	11	3	10	
起 案 打 合 せ	8	29	8	28	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	4	15	4	14	
問 題 研 究 打 合 せ	4	15	4	14	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	2	7	2	6	
模 擬 裁 判 打 合 せ	1	7	2	10	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	4	1	5	
交 互 尋 問 打 合 せ	1	4	1	4	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	2	1	2	
弁 護 士 倫 理 討 論 打 合 せ	1	4	1	4	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	2	1	2	
修 習 記 録 等 編 集 打 合 せ	2	14	2	14	
修 習 記 録 等 調 査 ・ 収 集	2	14	2	14	
修 習 記 録 等 編 集 ・ 調 査 資 料 作 成	7	28	7	28	
弁 護 テ キ ス ト 作 成 (改 訂) 打 合 せ	3	15	3	15	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	3	15	3	15	
カ リ キ ュ ラ ム 検 討 打 合 せ	3	10	3	9	
同 調 査 ・ 資 料 作 成	1	6	1	5	
合 計	54	224	55	220	

	明細書頁
(5) 司法研修所参与謝金 ＜要求要旨＞ 我が国の社会経済情勢の変動や国民の価値観の多様化等を背景に、近時、裁判所に提起される事件が益々複雑困難化、専門化し、事件に適用される多種多様な法律も頻繁に改正されるようになり、国民の期待に応える司法を実現するためには、裁判官の能力、資質の一層の向上が求められ、そのためには、裁判官の研修研究を益々多様化、専門化、高度化させる必要がある。 このような状況において、司法研修所としては、裁判官の能力、資質の一層の向上に資するような効果的な研修研究を実施していく必要があり、学者等の有識者を司法研修所参与として迎えることにより、各種の裁判実務に関する議論や将来の裁判実務に影響を与える可能性がある議論について、学会等における最新の状況を踏まえた知見を獲得し、さらに、裁判官研修全体の在り方についても有益な意見を得ることが不可欠である。 そこで、令和5年度においても、これに要する司法研修所参与謝金を要求する。	53 54
(6) 調査連絡旅費 ＜要求要旨＞ 現実の訴訟事件記録や捜査記録に基づいて作成される修習記録は、司法修習生の修習に不可欠な教材であるが、社会が複雑多様化する中で、国民の多様な法的ニーズに対応し得る法曹を養成し、高い修習効果を上げるためには、最新の事件を基にした修習記録を毎年作成する必要があり、修習記録としてふさわしい訴訟事件記録等の調査をするために司法研修所教官を各庁へ派遣する必要がある。 そこで、令和5年度においても、これに要する経費を要求する。	
(7) 修習状況視察旅費 ＜要求要旨＞ 司法修習生は、修習期間のうち、司法研修所における中央修習を除く期間は、全国51箇所の裁判所、検察庁、弁護士会に配属され、実務修習を行っている。この間に、司法研修所教官は、実務修習庁会に赴き司法修習生の実務修習状況を視察し、かつ、その機会に実務修習指導担当者と個別的、具体的な修習指導上の諸問題について連絡・調整を行っているところ、このような視察は、実務修習でのきめ細かい指導や実務修習の内容の全国的均質化について大きな効果を上げているばかりでなく、短縮された修習期間の中で、実務修習と集合修習とを連携させた効果的な指導を行うためにも必要不可欠である。 そこで、令和5年度においても、この施策の実施に要する経費を要求する。	

(8) 裁判官研修等実施状況調査旅費

<要求要旨>

下級裁判所の裁判官研修においては、司法研修所の合同研修では取り上げられない問題や裁判事務処理に関する各庁固有の問題等につき、各庁において、その実情等を踏まえて研修の内容を計画・実施しているところ、司法研修所における合同研修を充実・強化するためには、このような各庁の実情や研修ニーズを把握した上、全庁的に問題となるような事項については、いち早く司法研修所の合同研修で取り上げるなどして、各庁に還元していく必要がある。

また、派遣型研修については、派遣された研修員が研修で得たことを還元するため、各庁で報告会を行っているところ、その報告会に司法研修所の教官が参加し、派遣型研修の趣旨や目的を説明したり、質疑・応答を行ったりすることで、派遣型研修への理解を深めさせるとともに、研修ニーズや参加に当たってのあい路を把握することで、より充実した派遣型研修を計画・実施することができる。

そこで、各庁の裁判官研修等の実施状況等を調査するために必要な経費を要求する。

(9) 裁判官研修関係図書費

<要求要旨>

司法研修所では、近時の事件の専門化、複雑・困難化の傾向や、法改正や社会情勢の変動に伴う新たな法的問題に対処するための専門的な研究会を充実させるほか、法律分野そのものではなく、その背景となる社会、経済や自然科学等に関する知見を広めることを通じ、社会から期待される適正な裁判の実現を支援する研究会を充実させるなど、多様で充実した研修体制を導入している。これらの多岐にわたる研修の企画立案や、研修に参加する裁判官に対する情報提供のため、参考となる図書を購入する必要がある。

そこで、令和5年度においても、これに要する経費を要求する。

(10) 映像教材制作経費

<要求要旨>

司法修習生の修習は、法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等を前提として、学識の深化を図り、これを実務に応用できる能力をかん養することを目的として、幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させることを中心として行うこととされている。

これを一年間という短期間で実現するためには、実際の事件を題材とした学修や印刷教材による学修に加え、具体的な事件を題材として制作された映像教材を使用して動態的な学修内容を補完し、司法修習生に具体的なイメージを獲得させることが有益である。

よって、映像教材の制作に必要な経費を要求する。

(11) 司法修習企画運営システム

< 要求要旨 >

司法修習企画運営システムは、近年の司法制度改革による司法修習生の採用数の大幅な増加及び採用事務処理期間の大幅な短縮化に対応するため、司法研修所で行う業務のうち、次の業務の処理等を目的として開発されたウェブクライアント型の業務システムである。

- ①実務修習地、クラス、修習班の割り当て業務
- ②身上報告書、顔写真、席図の教官等への提供業務
- ③司法修習生の身上管理業務（婚姻等による改姓、編入、除籍、修習地変更）
- ④司法修習生の成績管理業務
- ⑤司法修習生の出欠席管理業務
- ⑥司法修習生に関するデータ分析業務

司法修習企画運営システム用サーバ機等については、サーバリース契約費（機器保守費用を含む。）及びシステムの安定稼働を確保するためのアプリケーションの運用保守経費を要求する。

(12) 手話通訳及び要約筆記業務委託料（聴覚障害を有する司法修習生に対する支援経費）

< 要求要旨 >

司法修習生は、最高裁判所によって採用され、修習の全期間を通じて修習専念義務を負い（裁判所法第67条2項）、法曹として活動するために必要な知識・能力を修得するため、司法研修所における導入及び集合修習並びに修習を委託された裁判所、検察庁及び弁護士会における実務修習を少なくとも1年間行う。障害を有する司法修習生についても、修習専念義務を課して前述のとおり修習を行うことを求める以上、最高裁判所（司法研修所）は、当該司法修習生が実効的な修習を行うことができるよう修習の全期間を通じて環境を整える必要がある。特に、重度の聴覚障害を有する司法修習生については、司法修習での意思疎通において、手話通訳者及び要約筆記者による支援を実施することが合理的配慮として必要不可欠であるため、当該経費を要求する。

(13) Microsoft 365ライセンス経費

<要求要旨>

民事事件を始めとする各種手続についてデジタル化が推進されている状況にあるところ、法曹養成を目的とする司法研修所においても、デジタル技術を取り入れながら、実効性の高い修習を実施し、デジタル社会に対応可能なプロフェッションを養成していく必要がある。

具体的には、Microsoft 365の各種の機能を最大限活用することにより、司法研修所と司法修習生間における適時、適切な情報共有はもとより、コミュニケーションツールを利用したきめ細やかな指導等を行うことで、司法修習のさらなる充実化を図るとともに、これまで約1500人もの司法修習生に対し、都度行ってきた事務連絡や講義資料の印刷・発送等にかかる業務軽減や従前外注にて行ってきた修習のアンケート等の実施・結果集計を、外注することなく実施することが可能となる等、司法修習の充実化あるいは事務の適正、合理化に資する効果は極めて大きい。

また、デジタルツールの活用にあたっては、適切な情報セキュリティ対策を施す趣旨から、ウイルス対策はもとより、未知なる脅威に対するセキュリティリスクに対応するためセキュリティソフトウェアライセンスを導入する必要がある。

そこで、Microsoft 365の機能を利用できる環境を構築するために必要となるライセンス経費を要求する。

(14) LAN配線敷設

<要求要旨>

令和5年度の新J・NET回線構築に伴い、司法修習や同事務において同回線を利用していくところ、同回線を利用するためのLAN配線が敷設されていない各教室に新たに同配線を敷設する必要があるため、これに要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所						53
諸謝金 (依頼協力謝金)	司法研修所参与謝金	7 人 3 回	22,700	477 (477)		54
(講師等謝金)	実務修習等検証・検討経費			4,332 (4,332)		
	弁護教官	510 時間	7,900	4,029 (4,029)		
	弁護所付	48 時間	6,320	303 (303)		
	講義等打合せ			82,927 (81,031)		
	弁護教官			66,091 (64,195)		
	1 年次生	4,320 (4,080) 時間	7,900	34,128 (32,232)		
	2 年次生	4,046 時間	7,900	31,963 (31,963)		
	弁護所付			16,836 (16,836)		
	1 年次生	1,344 時間	6,320	8,494 (8,494)		
	2 年次生	1,320 時間	6,320	8,342 (8,342)		
職員旅費 (内国旅費)	調査連絡旅費					
	教官	22 人	46,921	1,032 (1,032)		
	修習状況視察旅費					
	甲地 (教官)	9 庁 2 人	46,921	845 (845)		
	乙地 (教官)	10 庁 1 人	45,568	1,823 (1,823)		
	裁判官研修等実施状況調査旅費					
	教官	2 人 10 回	46,921	938 (938)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
情報処理業務庁費 (借料及び損料)	司法修習企画運営システムリース料等 (現行)	式	1,770,014 (452,616)	1,770 (453)		54
	司法修習企画運営システムリース料等 (リプレイス前)			0 (1,075)		
(雑役務費)	司法修習企画運営システム運用保守料	式	2,530,000	2,530 (2,530)		
	司法修習企画運営システム機器等の更新に伴うシステム更新作業料			0 (12,540)		
	司法修習企画運営システム機器等の撤去・運搬及びデータ消去作業料			0 (539)		
研修費 (消耗品費)	裁判官研修関係図書費	式	1,647,112	1,647 (1,647)		
	Microsoft 365ライセンス料	119 (103) 式 10(12) ヶ月	1,199 (957)	1,427 (1,183)		
	ウイルス対策ソフトウェアライセンス料	119 (103) 式 10(12) ヶ月	302.5 (242)	360 (299)		
	DVD-R			0 (58)		
(通信運搬費)	DVD-R送付料			0 (156)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(雑役務費)						54
	映像教材制作経費	- 式	6,336,660 (6,475,260)	6,337 (6,475)		
	手話通訳及び要約筆記業務委託料 (1年次生)	式	576,080 (3,572,880)	576 (3,573)		
	手話通訳及び要約筆記業務委託料 (2年次生)	- 式	5,796,720 (5,513,720)	5,797 (5,514)		
	LAN配線敷設	- 式	4,136,000	4,136 (0)		
	CD・DVD教材制作経費			0 (2,558)		

裁判所職員総合研修所経費

目 次

一	経常事務費	
	裁判所職員総合研修所運営経費	5 8 7
二	裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費	
1	裁判所書記官等研修経費	5 9 4
2	家庭裁判所調査官研修経費	6 1 2
3	委託研修経費	6 2 2
4	研修強化改善経費	6 2 8

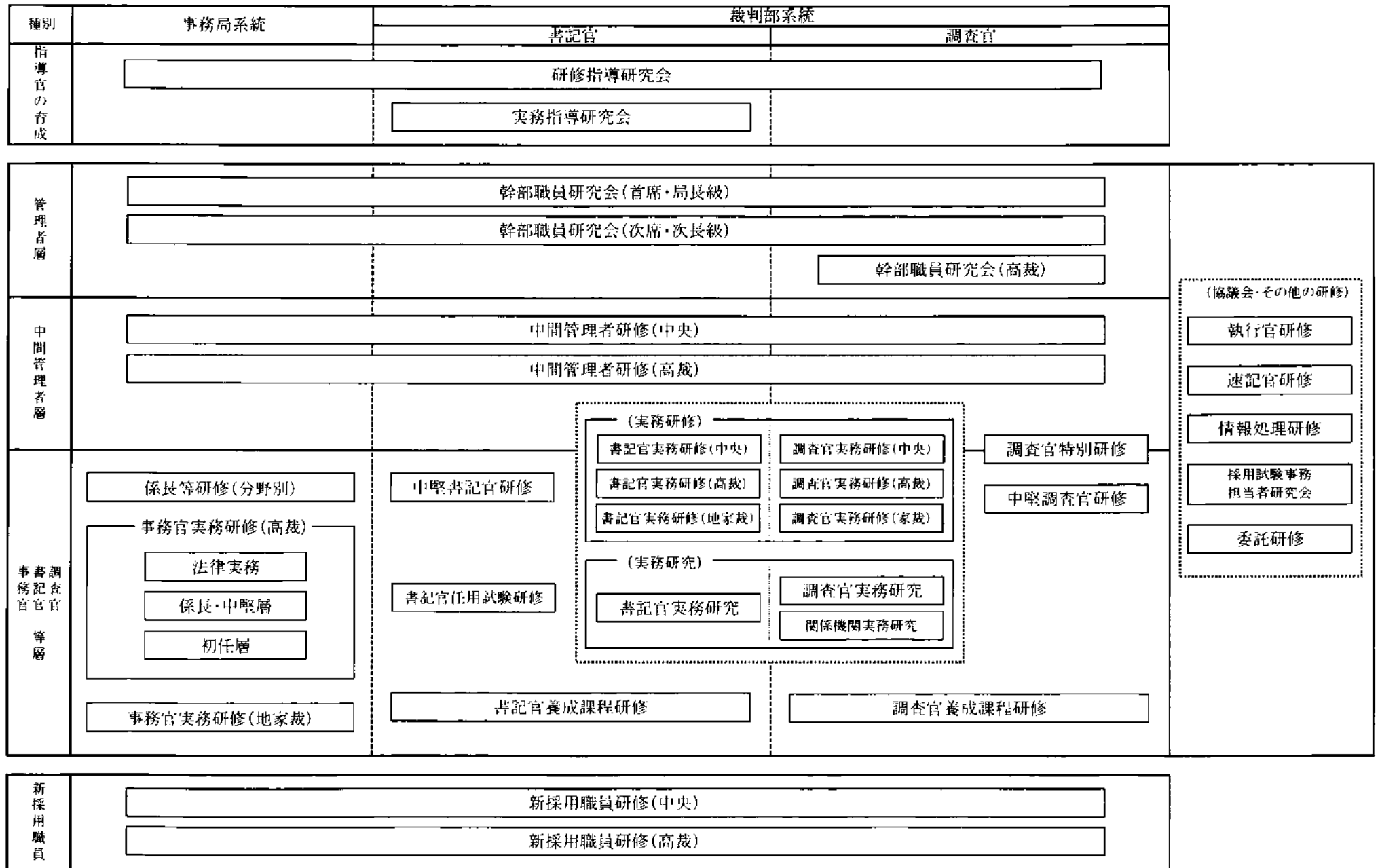
令和5年度研修実施計画

区 分				人 員	期 間	実施場所	対 象 者	
書記官等研修経費	書記官養成課程研修		一部		227人	1年	総研	大学法学部卒業の学歴を有し、一部入所試験に合格した事務官等
			二部1年		95人	1年		一部入所資格を有する者以外の者であって、一定期間の職歴を有する事務官等のうち、二部入所試験に合格した者
			二部2年		88人	1年		
	実務指導研究会	実務指導研究会	民事	40人	2日	中堅書記官研修における民事、刑事、家事、少年の各分野の指導者（講師）（各高裁及び高裁所在地の地家裁の首・次席、主任書記官等）		
			刑事	40人	2日			
			家事	35人	2日			
			少年	35人	2日			
		研修指導研究会		80人	3日	高裁委嘱研修の指導者（講師）（各高地家裁の総括企画官、課長、課長補佐等）		
	中堅書記官研修			380人	5日	各高裁	書記官任用資格取得後の年数が5年以上の者	
	書記官実務研修	書記官実務研修（中央）		各50人 （4分野）	2日	総研	高裁又は高裁所在地の地家裁で、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者	
		書記官実務研修（高裁）		各120人 （4分野）	3日	各高裁	地家裁本庁等において、現に当該分野を担当している書記官のうち、主導的な立場にある者	
		書記官実務研修（地家裁）		民刑家各102人 少 51人	1日	各地家裁	各庁において、現に当該分野を担当する書記官	
	書記官任用試験研修			60人	3月	総研	採用後5～9年以上の職務経験を経た事務官等	

区 分				人 員	期 間	実施場所	対 象 者
書記官等研修経費	事務官研修	係長等研修（分野別）		240人	3日	総研	高地家裁各本庁の事務局の係長及び専門職
		事務官実務研修 高裁	法律実務	200人	通信4月	各高裁	採用後2年程度の事務官
					集合7日		
			係長・中堅層	990人	3日		高地家裁の事務官
			初任層	400人	3日		採用後3年日以降のジョブローテーションを控えた事務官
		地家裁		406人	1日	各地家裁	地家裁の事務官
		新採用職員研修	新採用職員研修（中央）	15人	5日	総研	裁判所職員採用総合職試験に合格して、新たに採用された者
			新採用職員研修（高裁）	445人	5日	各高裁	新たに採用された者（総合職採用職員を除く）
	管理者研修	幹部職員研究会	幹部職員研究会（次席・次長級）	160人	5日	総研	地家裁の次長、次席書記官及び次席家裁調査官
			幹部職員研究会（首席・局長級）	80人	2日		地家裁の事務局長、首席書記官
		中間管理者研修	中間管理者研修（中央）	400人	4日		高地家裁の訟廷管理官、主任書記官、主任家裁調査官、課長、企画官、課長補佐
			中間管理者研修（高裁）	200人	5日	各高裁	新たに中間管理者に任命された者
	その他の研修	書記官実務研究		2人	1年	総研	当該分野に関する事務を担当する書記官（主任書記官等を含む）
		執行官研修	初任層	15人	4日		新たに任命された執行官及び指定された執行官事務取扱書記官口
			指導者層	30人	3日		総括執行官等の指導的な立場にある者
		速記官研修		20人	2日		速記官
		情報処理研修		180人	2日		情報化関連事務・情報化事務を担当する裁判所事務官・裁判所書記官及び各裁判所の情報セキュリティ対策従事者の事務を補助する裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官
		採用試験事務担当者研究会		36人	1日		採用試験事務を担当する管理職員

区 分				人 員	期 間	実施場所	対 象 者	
調査官研修経費	調査官養成課程研修		令和５年度入所生（１年生）	５５人	１年	総研	令和５年度に採用された家裁調査官補	
			令和４年度入所生（２年生）	５５人	１年		令和４年度に採用された家裁調査官補	
	調査官研修	中堅調査官研修		５５人	８日		総研	採用後６年目の家裁調査官
		調査官特別研修		４５人、３回	３日			採用後９年以上の家裁調査官
		調査官実務研修	調査官実務研修（中央）		１００人、２回	４日	総研	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
			調査官実務研修（高裁）		３５７人	３日	各高裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
			調査官実務研修（家裁）		１５５人	２日	各家裁	主任家裁調査官及び中堅の家裁調査官
		管理者研修	中間管理者研修		４８人	５日	総研	新任の主任家裁調査官
	幹部職員研究会		幹部職員研究会（中央）		８３人	２日		首席家裁調査官、次席家裁調査官及び総括主任家裁調査官
			幹部職員研究会（高裁）		４２人	１日		各高裁
	実務研究	調査官実務研究		（個人・共同研究）	個人２人 共同２班	６月	各家裁	研究員に指名された家裁調査官
				（指定研究）	７人	１年	総研	研究員に指名された家裁調査官
		関係機関実務研究	少年院等派遣		１６人	８月	各家裁及び 関係機関	研究員に指名された家裁調査官
			研修派遣		４人、２回	２月		研究員に指名された家裁調査官
委託研修経費								

研 修 体 系 図



経常事務費

裁判所職員総合研修所運営経費

裁判所職員総合研修所の運営及び庁舎等の維持管理に必要な経費を要求する。

(1) 備品費

< 要求要旨 >

当研修所の運営に必要な維持管理用備品等の経費を要求する。

(2) 消耗品費

< 要求要旨 >

当研修所の運営に必要な庁舎及び合宿舎の維持管理用部品等の経費を要求する。

(3) 印刷製本費（紀要の刊行）

< 要求要旨 >

当研修所においては、機関誌として「紀要」を刊行している。「紀要」には、実務研究の成果、調査実務に関連する学者や家庭裁判所調査官等の論文を中心に掲載し、現場の裁判所書記官、家庭裁判所調査官、関係機関等に還元している。

裁判所を取り巻く状況が大きく変容し、司法に対する需要が増大し、事件が多様化、困難化してきている現在、研究の結果等について、裁判所全体あるいは関係機関等に広く還元することは、ますます重要となっている。そこで、令和5年度も「紀要」の刊行に要する経費を要求する。

(4) 通信運搬費

< 要求要旨 >

当研修所の運営に必要な郵便料、電話料の経費を要求する。

(5) 光熱水料

< 要求要旨 >

当研修所の運営に必要な電気料、水道料及びガス料の経費を要求する。

(6) 借料及び損料

講師送迎用自動車借上料

< 要求要旨 >

当研修所が行う各種研修においては、行動科学を主要な教科目とする研修について、大学教授等の専門家を講師に招いて授業を行っているが、講師の送迎に当たり、必ずしも官用車を確保できない。そこで、令和5年度も自動車を借り上げる費用を要求する。

(7) 雑役務費

(ア) 庁舎維持管理経費、清掃委託費、警備委託費

＜要求要旨＞

当研修所の庁舎及び合宿舎の維持管理、清掃委託及び警備委託に要する経費を要求する。

なお、庁舎維持管理経費の一部につき、複数年度にわたる契約を締結する必要があるため、併せて5箇年の国庫債務負担行為によることを要求しており、令和5年度はその3年目である。

(イ) カラー複合機保守料

＜要求要旨＞

当研修所では、研修業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。

(8) 備品費（研修費）

＜要求要旨＞

当研修所では研修に必要な備品類を整備しており、日々の使用による破損や故障に対応するため適宜更新する必要がある。

令和5年度も引き続き、研修のために使用する各種機器、教室等の備品類の更新に要する経費を要求する。

(9) 消耗品費（研修費）

(ア) 資料室等備付用図書

＜要求要旨＞

当研修所では、法律学等に関する最新の情報を入手し、授業等で活用する必要があるため、また、各研修生、研修員等の学習にも活用することで研修効果を上げることができることから、法律雑誌、専門書等を購入し、資料室等に備え付けている。令和5年度も引き続き、これらの整備に要する経費を要求する。

(イ) 用紙代

＜要求要旨＞

当研修所では、各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種の研修のための教材や資料を作成しており、それぞれの研修用教材等の作成には、印刷用紙が必要であり、これらの経費を要求する。

(ウ) 心理検査記録用紙

＜要求要旨＞

家庭裁判所調査官の調査実務においては、心理テストを始めとする各種検査の実施が重要であり、調査官養成課程研修等において、実際に検査器具を利用した訓練は欠かすことができない。このため、これらの検査に用いる心理検査記録用紙が引き続き必要である。

令和5年度もロールシャッハ、TAT、文章完成、発達検査、親子関係診断、東大式エゴグラムの検査用紙の経費を要求する。

(10) 通信運搬費（研修費）

< 要求要旨 >

業務遂行のため、各高等裁判所へ高裁委嘱研修に関する連絡、各地方裁判所及び家庭裁判所への養成課程研修等に関する連絡並びに最高裁判所への連絡を行い、必要な情報を提供し、又は収集する必要がある。

よって、令和5年度もこれらに要する経費を要求する。

(11) 借料及び損料（研修費）

サーバリース料

< 要求要旨 >

裁判所では、事務処理の効率化を図るため、主に裁判部において使用する各種システムの開発、導入を行い、全国の裁判所に導入しているところ、当研修所では、情報セキュリティ対策事務に従事する者を養成するための研修や養成課程研修における裁判事務に関するカリキュラムの一環として行うこれらのシステムの操作等についての研修のほか、新たなシステムの導入時や担当者の交代時に全国から職員を集めて、研修及び説明会を実施している。

これらの基幹となっているサーバ等機器について、引き続き令和5年度もサーバ等機器のリース費用に要する経費を要求する。

(12) 雑役務費（研修費）

(ア) サーバ等機器保守料

< 要求要旨 >

当研修所は職員の事務処理及び情報システムの操作研修等に用いるサーバ等機器を導入しており、サーバ等に不具合が生じた場合の迅速な復旧に備えるため、保守に要する経費を要求する。

(イ) デジタル印刷機保守料

< 要求要旨 >

当研修所では、各高等裁判所で実施する高裁委嘱研修を含めた各種研修のための教材や資料を印刷するために、デジタル印刷機（フルカラー式及び赤黒二色型）を整備している。これまでの実績から印刷枚数が膨大になると見込まれることから、可用性を考えるとこれらのデジタル印刷機には定期的な保守が必要であるため、これに要する経費を要求する。

(ウ) カラー複合機保守料

< 要求要旨 >

当研修所では、研修業務の円滑な遂行のために、複写機能と印刷機能を併せ持ったカラー複合機を整備している。これを維持管理するための費用として、複合機の保守料を要求する。

(13) 燃料費（研修費）

< 要求要旨 >

当研修所の運営に必要な燃料の経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 庁費						46
(備品費)	備品費			356 (356)		
(消耗品)	消耗品費			5,890 (5,890)		
(印刷製本費)	印刷製本費					
	紀要の刊行	2,010(2,100)部 1回	145.725	293 (306)		
(通信運搬費)	通信運搬費			1,793 (2,066)		
(光熱水料)	光熱水料			83,797 (49,250)		
	電気料			59,026 (32,310)		
	水道料			7,209 (9,105)		
	上水道			4,325 (5,463)		
	下水道			2,884 (3,642)		
	ガス料			17,562 (7,835)		
(借料及び損料)	講師送迎用自動車借上料			183 (183)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(雑役務費)	庁舎維持管理経費			99,812 (99,812)		46 C
	清掃委託費			11,583 (11,583)		
	警備委託費			946 (523)		
	ｶｰ複合機保守料			1,659 (1,774)		
研 修 費 (備品費)	研修用器具			1,056 (1,056)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(消耗品費)	資料室等備付用図書			2,698 (2,786)		46
			(3,921)			
	法律書等	187(199)冊	4,164	779 (780)		47
	定期刊行物等			892 (951)		
			(1,480)			C
	法律	249(265)冊	1,510	376 (392)		
			(1,597)			
	専門・その他	249(297)冊	1,739	433 (474)		
			(5,333)			
	各種追録	18(16)回	4,608	83 (85)		
			(5,642)			
	一般図書	149(90)冊	3,233	482 (508)		
			(2,034)			
	人事管理関係図書	59(54)冊	1,838	108 (110)		
	人間関係諸科学外国文献図書	15冊	29,144	437 (437)		
	用紙代	1,714(1,810)箱	1,320	2,262 (2,389)		
	心理検査記録用紙			1,960 (1,960)		
	ロールシキッパ	2,270枚	330	749 (749)		
	TAT	2,380枚	330	785 (785)		
	文章完成	320枚	220	70 (70)		
	発達検査	130枚	253	109 (109)		
	親子関係診断	660枚	198	131 (131)		
	東大式プログラム	390枚	297	116 (116)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(通信運搬費)	通信費			1,898 (1,732)		47
(借料及び損料)	カーパリース料	一式	1,489,296	1,490 (1,490)		C
(雑役務費)	庁舎維持管理経費			72,123 (72,123)		
	清掃委託費			11,293 (12,072)		
	警備委託費			33,810 (33,810)		
	カー等機器保守料	一式	420,468	421 (421)		
	デジタル印刷機 (フルカラー式)	(	40,333)			
	保守料	12月	48,400	581 (484)		
	デジタル印刷機 (赤黒二色型)	(	38,500)			
	保守料	12月	51,333	616 (462)		
	カラー複合機保守料			1,195 (1,233)		
(燃料費)	灯油			2 (2)		
	A重油			74 (106)		

裁判所職員総合研修所の研修に必要な経費

裁判所書記官等研修経費

(1) 書記官養成課程研修

<要求要旨>

裁判所書記官は、裁判に付随する事務を自己の名において行う権限を有する機関であり、裁判記録の作成等の公証事務及び執行文付与等の各種処分事務をつかさどるほか、裁判官の命を受けて法令、判例等の調査を行うなど、重要かつ専門的な官職である。さらに、近時の法改正においても、様々な事項について裁判所書記官の職務とされるなど、ますますその重要性及び専門性が増している。そこで、このような裁判所書記官を養成するため、当研修所では、書記官養成課程研修第一部及び第二部を設置している。

第一部は、大学法学部卒業の学歴を有する裁判所事務官等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。

第二部は、第一部の入所資格を有する裁判所事務官等以外の者であって、一定期間の職歴を有する者等のうち、入所試験に合格した者について、法律科目及び裁判実務の研修並びに実務修習を行うものである。

令和5年度も引き続き、これらの書記官養成課程研修に必要となる経費を要求する。

(2) 裁判所書記官に対する研修

<要求要旨>

社会経済活動の多様化・複雑化・国際化、国民の権利意識の高揚や価値観の多様化、また、家族形態の変化等といった裁判所を取り巻く状況の変化には著しいものがあり、司法に対する需要は増大し、事件も複雑化、困難化している。このような中で、適正、迅速かつ利用しやすく分かりやすい裁判を実現し、国民の司法に対する期待に応えていくためには、裁判の運営方法の見直し、裁判部の充実を図るための職員制度の見直し、デジタル化の一層の活用による裁判所の事務全般の合理化等の方策を採っていく必要があり、裁判所はこれらの方策に着手し、実行に移してきているところである。

そして、これらの方策を実効性あるものにするためには、その趣旨を理解し、複雑化、困難化している事件に対応できる高い執務能力と柔軟な思考力を持った裁判所書記官を育成することが不可欠である。

そこで、以下の研修等を実施するための経費を要求する。

55

56

57

(ア) 実務指導研究会（実務指導研究会、研修指導研究会）

裁判所書記官に任用後5年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は、一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり、他方で中間管理者である主任書記官を補佐し、さらには、近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にあるなど、正に裁判所書記官の中核である。

当研修所が高等裁判所に委嘱して実施する中堅書記官研修は、このような立場にある裁判所書記官に対し、裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行うことにより、その置かれた立場を自覚させるとともに裁判所書記官個人としての資質の向上を図り、もって適正迅速な裁判の実現に寄与しようとするものである。この研修の指導には、高等裁判所又は高等裁判所所在地にある地方裁判所若しくは家庭裁判所の首席書記官、次席書記官、主任書記官等が当たっているもので、これらの者に対し、当研修所の研修指導方針、研修指導要領、指導技法等を周知徹底させるとともに、実務上の諸問題等を共同研究するため、民事、刑事、家事、少年の各分野について実務指導研究会を実施する必要がある。

また、リーダーシップ、マネジメント、公務員倫理等の一般科目に関するものは、裁判所書記官はもとより、裁判所事務官等に対する研修の科目とする必要もあるが、これらの者に対する高裁委嘱研修において、これらの一般科目に関する指導者となることが予定される総括企画官、課長、課長補佐等を対象に研修指導研究会を実施し、これらの知識、能力を付与する必要がある。

(イ) 中堅書記官研修

裁判所書記官に任用後5年以上の経験を有する中堅の裁判所書記官は、一方で若手の裁判所書記官や裁判所事務官をリードする立場にあり、他方で中間管理者である主任書記官を補佐し、さらには、近い将来中間管理者に登用される可能性のある立場にある。

そこで、これらの中堅の裁判所書記官に対し、各分野についてアップ・トゥ・デートな知識付与を行うとともに、演習を中心としたカリキュラムにより応用能力を習得させ、また、中堅として求められるマネジメントの基本についても学ばせるべく、裁判所書記官としての総合的な能力開発を目的とした研修を行う。

(ウ) 書記官実務研修（中央・高裁・地家裁）

裁判部の充実強化を図るため、職員の質及び能力の向上を図り、裁判に携わる職員全員がその持てる力を十分に発揮できる執務態勢を作り上げることが喫緊の課題である。また、各分野における新法・改正法の成立、施行が相次ぎ行われる中で、裁判所書記官の職務は、内容も一層複雑困難かつ高度なものになっており、担当職務別に、全国の裁判所に配置されている裁判所書記官を対象とした研修を着実に実施する必要がある。ところで、各庁の全裁判所書記官を当研修所に集めて研修を受けさせることは不可能であるから、これらの研修を各高等裁判所で実施するのが有効であるところ、そのためには、実務面で現場をリードする役割を求められている高等裁判所の主任書記官等を当研修所に集め、標準的な事務処理を示すとともに、研修における指導技法を身に付けさせるべく、書記官実務研修（中央）を実施する必要がある。さらに、各高等裁判所においては、各庁の主任書記官や中堅の裁判所書記官を指導者として養成するために、書記官実務研修（高裁）を実施する。そして、最終的には、書記官実務研修（高裁）に参加した研修員が地方裁判所又は家庭裁判所での書記官実務研修（地家裁）の講師となることによって、各庁所属の裁判所書記官全てに書記官実務研修（中央）の成果を浸透させることができ、各庁の実情に応じた事務処理方法を個々の裁判所書記官に研究させることができる。このように研修の系統的实施を制度化することにより、全国各庁の裁判所書記官の資質、能力を均質に向上させ、もって適正迅速な裁判を実現することが可能となる。

55

56

57

(エ) 書記官任用試験研修

裁判所書記官は、原則として、書記官養成課程研修第一部又は第二部を修了した裁判所事務官から任用している。しかし、一定期間、裁判所事務官としての職務経験を積んだ裁判所事務官の中には、裁判事務に関する高い事務処理能力を備え、長期間にわたる研修を経なくとも、一定の能力検証を行うことにより、即戦力の裁判所書記官として活躍することができるような優秀な者も存在している。そこで、優秀な裁判所事務官について、例外的に、研修を含む試験により特に優秀な者を選抜してその能力を有効に活用し、かつ、年度途中で裁判所書記官に任用することができる裁判所書記官任用試験の制度を設けている。これにより、年度途中の退職等によって生ずる裁判所書記官の減耗分は、翌年の4月期まで待たなければ補充することが困難であるところ、これを年度途中で効果的に補充することで、裁判部の充実強化を図ることができる。

書記官任用試験研修は、この裁判所書記官任用試験における実務試験として行う研修である。

(3) 裁判所事務官に対する研修

＜要求要旨＞

裁判部を充実強化するためには、事務局の裁判部に対する支援態勢の確立が不可欠であり、事務局は、その事務処理を従来にも増して効率的に行うことが必要となっている。そのためには、まず、事務局事務を担当する裁判所事務官に対して、裁判部門での事務処理を体験させ、理解させることにより、裁判部をバックアップする事務局事務の意義及び目的を認識させなくてはならない。

そこで、採用時においては、裁判所事務官を裁判部に一定期間配置して裁判事務の経験をさせることにより、裁判所職員としての組織人教育を行う。その後、事務局に配置換えをし、事務局の総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせ、各人の能力開発と職務の適性発見に努める。こうした過程を経た後は、係長等として担当する係を円滑に運営するとともに、それぞれの分野の専門家として、その持てる能力及び技能を十分に発揮し、裁判部を側面から支援していくことになる。

よって、各段階における研修及び専門研修を以下のとおり実施する必要がある、そのための経費を要求する。

(ア) 係長等研修（分野別）

裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっている。このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。そのためには、その中核的役割を担う係長に対し、総務、人事、会計等の各分野において係の仕事全体を管理するマネジメント能力及び係員をリードできるだけの高度な職務知識を付与するための研修を実施する必要がある、これは、各分野における最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である。

(イ) 事務官実務研修（高裁）法律実務

裁判部に配置された裁判所事務官は、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となるが、その趣旨を理解し、的確に処理できるようにするためには、裁判部における実務処理能力及び法律的な素養を高めることが必要である。しかし、法律的な素養はOJTのみによっては習得が困難であるので、採用後、早期に基本的な法律知識を身に付けさせ、その職務の遂行に必要な民法、刑法等の実体法や、民事訴訟法、刑事訴訟法等の手続法の知識を習得させるための研修を行うことが必要となるところ、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせるのは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。

(ウ) 事務官実務研修（高裁）係長・中堅層

裁判部の充実強化策の実施に伴い、裁判部を支援する事務局も繁忙となっており、このような状況下で事務局を従前以上に強化するには、第一線の中核である係の強化が必要である。

裁判部から事務局に配置換えになった裁判所事務官は、事務局配置換え後6年から10年程度を経ると、事務局の各分野を二、三箇所経験し、正に中堅の裁判所事務官として、職場の中核的な存在となる。そこで、事務局の一層の精鋭化を図るためにも、中堅の裁判所事務官に対しては、担当する専門分野の職務知識を深化させ、より高度な事務局事務の遂行に必要な能力を向上させるための研修を実施する必要がある。

事務局における主任及び裁判部における調査員は実務の中心を担う重要なポストであり、それにふさわしい意識啓発と、事務官から主任・調査員への役割の変化に応じた能力の向上を図ることが必要である。そこで、新たに主任・調査員に昇任した事務官に対して、主任・調査員に求められる役割を正確に理解させ、その役割を果たすために必要な資質・能力の向上及び職務遂行に向けた意識の高揚を目的とした研修を実施する必要がある。

また、係長任命時には、リーダーシップや係の仕事全体を管理する基礎的なマネジメント能力を付与するための新任係長研修を実施する必要がある。

これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。

(エ) 事務官実務研修（高裁）初任層

裁判所事務官については、新採用者を一定期間裁判部に配置し、裁判部の経験をさせた後、事務局への配置換えをした上で、総務、人事、会計等の各分野をジョブローテーションさせる人事育成策を採っている。

そこで、裁判部から事務局へ配置換えされる裁判所事務官に対して、事務局内へのジョブローテーションの意義を理解させて動機付けを行うとともに、事務局事務の意義や基本的な知識、技能等を付与するための研修を実施する必要がある。

また、事務局勤務を一定期間経験し、仕事の進め方やその改善方法に関する基本的な知識を学ばせ、習得させた後には、これまでより広い視野に立って職務を遂行できる能力を伸ばすことで、担当事務の進行管理能力の伸長・定着を図り、係の中核的役割を担う中堅事務官へと育成する研修が必要である。

これらの研修について、各庁の全対象者を当研修所に集めて一斉に研修を受けさせることは困難であり、むしろ各高等裁判所管内の実情を踏まえて実施することが相当であるから、各高等裁判所において行う。

(オ) 事務官実務研修（地家裁）

社会情勢の変化や価値観の多様化等の諸情勢に対応し、適切に裁判所の組織を運営していくために、種々の具体的施策が実行されている。裁判部に配置され、裁判所書記官の事務の補助が主たる職務内容となる裁判所事務官や、総務、人事、会計等の部門に配置され、司法行政事務を担う裁判所事務官に対し、これらの施策の意義を十分に理解させ、施策に沿って適正に職務を遂行するための能力を身に付けさせる必要があり、研修の面からの取組も必要になっている。これらの研修は各裁判所の実情に応じて行うのが有効であるから、各裁判所で行うのが相当である。

(カ) 新採用職員研修（中央・高裁）

新採用職員の採用後の1年間は、社会人、なかでも、裁判所職員としての意識と使命を自覚させ、当面必要とされる職場についての基礎的知識を付与するための最も重要な期間である。そこで、採用時に組織人教育を中心とする集合研修として新採用職員研修（中央（総合職）・高裁（一般職））を行う必要がある。

55

56

57

(4) 管理者に対する研修

管理者に対する研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。

(ア) 幹部職員研究会

<要求要旨>

多角的、総合的な事務処理の改善強化策及び裁判部の充実強化策を模索することは、裁判部門及び司法行政部門のトップである管理者の職責である。そこで、人事、労務管理態勢の充実強化を図り、管理者としての職責を全うさせるために、幹部職員昇任後早期にこの研究会を実施し、当面する司法行政上の諸問題や人事管理について研究させ、習得させる必要がある。

また、管内の裁判所書記官等を総括する立場にある首席書記官について、裁判所の運営に関わる諸施策や当面する諸問題、首席書記官として必要な指導監督について研究し、討議させ、その職責に応じた総合的な組織運営能力の向上を図る必要があり、事務職の最高幹部である事務局長についても、裁判所組織全体の課題についての研究及び討議を行わせ、職務をより適正に遂行するために必要な広い視野と高い識見を獲得させるとともに、その職責に応じた総合的な組織運営能力の向上を図る必要がある。

(イ) 中間管理者研修（中央・高裁）

<要求要旨>

中間管理者には、裁判部や事務局の課等の職場の長又はその補佐として、その職務に必要な管理能力の向上、管理技法等を早期に身に付けさせる必要があることから、中間管理者任命時に、これらの者全員を対象とし、中間管理者として必要とされる基礎的な知識を付与する研修を実施する必要があるところ、各庁の全対象者を集めて一斉に研修を受けさせることは困難であるから、各高等裁判所において行うのが相当である。

また、任命後も、OJT、実務経験等を通じて基礎的なマネジメント能力を習得させ、施策等の立案能力をかん養し、より実践的な管理技法を習得させる中で、将来のより上位の官職への登用を見据えて、裁判所全体の組織課題を踏まえ、各種施策を自ら企画立案し、実行することができるだけの高度なマネジメント能力を身に付けさせるための研修を実施する必要がある、これは、裁判所の各種施策の最新の情報を基に中央で集中的、統一的に行うのが相当である。

(5) その他の研修

その他の研修として、以下の各研修等を実施するための経費を要求する。

(ア) 書記官実務研究

<要求要旨>

裁判部の充実強化を図り、多様化、困難化した事件を適正迅速に処理していくためには、実務上生ずる困難な諸問題を解決し、裁判所書記官の事務処理上の基準となるような取扱いを決めていくことが不可欠である。しかし、このような問題の中には、一定の長期間にわたって、体系的かつ実証的な研究に専念しなければ解決できないものがある。そこで、実務経験が豊富で優秀な裁判所書記官の中から研究員を選定し、書記官事務の専門的、実務的分野の諸問題について体系的、実務的な研究を行わせ、その成果を裁判の現場に還元し、職務の向上に寄与させ、もって裁判部の充実強化の一助とする必要がある。

(イ) 執行官研修

＜要求要旨＞

執行官は、民事裁判の最終的な目的である権利の実現の担当者であるが、複雑化、困難化している民事執行事件を適正迅速に処理するためには、民事執行法をはじめとする手続法や民法等の実体法に関する正確な理解はもとより、民事執行に当たってのより実践的な知識及び経験が必要となる。そこで、新任の執行官に対し、最低限必要な基礎的知識を付与し、過誤を未然に防止するための研修を行う必要がある。

また、総括執行官等の指導的立場にある執行官に対しては、執行官室の運営や他の執行官の指導、監督を行い、効率的かつ迅速な事務処理を進める環境を整えられるだけの高度な法律的知識を付与するとともに、実務上生起する諸問題の研究及び討議を行うことにより、職務遂行能力の一層の向上を図り、併せて執行官室の運営方法についても研究させて、その改善を図るための研修を実施する必要がある。

(ウ) 速記官研修

＜要求要旨＞

事件の多様化、困難化や専門化により、供述調書に対する逐語録の需要が増加している中、速記官が速記録を適正迅速に作成していくためには、供述内容を正確に録取し、迅速に速記録を作成する技術を向上させる必要がある。

そこで、裁判所速記官に対し、新たに問題となる専門用語等をどのように速記符号化するのが効率的か、反訳時間の短縮のためにどのような方法や技術を使うべきかといった問題を協議するとともに、裁判所が当面する諸問題に関する理解を深めさせ、裁判所職員としての職務意識の高揚を図るための研修を行う必要がある。

(エ) 情報処理研修

＜要求要旨＞

事件を適正かつ迅速に処理するため、裁判部には様々なパソコン等の情報化機器や、各種事件処理システムが導入されている。

国民に対する安定した司法サービスの提供のためには、これら情報化機器を適正、効率的に取り扱い、各種事件処理システムを円滑に運用していく必要があることから、これらを扱う職員全体のレベルアップを図るための指導的な役割を果たす職員に対して、情報化に関する知識及び技能を付与する研修を行う必要がある。

また、情報化の推進と情報セキュリティの確保とは表裏一体の関係にあることから、情報セキュリティ事故を未然に防止するための方策の立案・実施等を行う情報セキュリティ対策事務に従事する者を養成するための研修を行う必要がある。

そこで、上記研修を実施するための経費を要求する。

(オ) 採用試験事務担当者研究会

＜要求要旨＞

採用試験の受験者が減少する中、必要な人材を確実に採用する必要があることから、採用試験事務を担当する管理職員を対象として、採用試験事務に必要な知識及び技能についての研究を行うことにより、職務能力の向上を図るための研修を行う必要がある。

そこで、上記研修を実施するための経費を要求する。

(6) 入所試験旅費（教官派遣・口述試験）

＜要求要旨＞

当研修所の書記官養成課程研修を受けるための入所試験の第二次試験（口述試験）では、入所者を的確に選抜するため、口述試験科目である民事及び刑事の専門の教官がそれぞれ口述試験を行う必要がある。

そこで、令和5年度も、口述試験実施のため、教官を派遣する経費を要求する。

56

57

(7) 通行料

＜要求要旨＞

書記官養成課程研修における関係機関への施設見学移動に際し、高速道路を使用する方が時間効率を高めることから、施設見学のための高速道路料金を要求する。

(8) バス借上料

＜要求要旨＞

書記官が、事件に関係する機関の事務を十分に把握しておくことは事務を行う上で重要であり、書記官養成課程研修では、刑務所をはじめとする関係機関の施設見学を実施しているところ、このような施設は、その多くが研修所から遠方であり、かつ、施設最寄り駅から距離があるため、借上げバスによる移動が合理的である。

そこで、バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項) 最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)						55
	裁判所書記官等研修			9,697 (9,444)		
	書記官養成課程研修			1,986 (1,986)		
	一部			608 (608)		
	大学教授	65時間	7,000	455 (455)		
	大学准教授	25時間	6,100	153 (153)		
	二部1年			913 (913)		
	大学教授	65時間	7,000	455 (455)		
	大学准教授	75時間	6,100	458 (458)		
	二部2年			465 (465)		
	大学教授	42時間	7,000	294 (294)		
	大学准教授	28時間	6,100	171 (171)		
	書記官研修			719 (719)		
	中堅書記官研修					
	大学教授	11時間	7,900	87 (87)		
	書記官実務研修			632 (632)		
	中 央					
	大学教授	4時間 4回	7,900	126 (126)		
	高 裁					
	大学教授	16時間 4回	7,900	506 (506)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	事務官研修			6,256 (6,003)		55
	事務官実務研修			5,561 (5,308)		
	高 裁			2,401 (2,148)		56
	係長・中堅層					
	大学教授	208(176)時間	7,900	1,643 (1,390)		
	初任層					
	大学教授	96時間	7,900	758 (758)		
	地家裁					
	大学教授	400時間	7,900	3,160 (3,160)		
	新採用職員研修					
	高 裁					
	大学教授	88時間	7,900	695 (695)		
	管理者研修			672 (672)		
	幹部職員研究会					
	次席・次長級					
	大学教授	28時間	7,900	221 (221)		
	中間管理者研修			451 (451)		
	中 央					
	大学教授	25時間	7,900	198 (198)		
	高 裁					
	大学教授	32時間	7,900	253 (253)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	執行官研修			48 (48)		56
	初任層					
	大学教授	2時間	7,900	16 (16)		
	指導者層					
	大学教授	4時間	7,900	32 (32)		
	速記官研修					
	大学教授	2時間	7,900	16 (16)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
職員旅費 (内国旅費)						56
	入所試験旅費					
	教官派遣					
	口述試験	14人	64,130	898 (898)		
	招集等旅費			209,645 (213,734)		
	書記官養成課程研修			110,628 (114,456)		
	一部			74,005 (73,914)		
			(443,124)			
	滞 在	159人	444,894	70,738 (70,457)		
			(50,840)			
	通 所	68人	48,050	3,267 (3,457)		
	一部1年			4,584 (4,861)		
			(67,972)			
	滞 在	67(69)人	66,202	4,436 (4,690)		
			(5,890)			
	通 所	28(29)人	5,270	148 (171)		
	一部2年			32,039 (35,681)		
			(491,972)			
	滞 在	62(69)人	493,742	30,612 (33,946)		
			(59,830)			
	通 所	26(29)人	54,870	1,427 (1,735)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	書記官研修			34,103 (34,231)		56
	実務指導研究会			7,089 (7,217)		
	実務指導研究会			4,713 (4,713)		57
	滞 在	128人	36,606	4,686 (4,686)		
	通 所	22人	1,240	27 (27)		
	研修指導研究会			2,376 (2,504)		
			(36,606)			
	滞 在	68人	34,836	2,369 (2,489)		
			(1,240)			
	通 所	12人	620	7 (15)		
	中堅書記官研修			6,219 (6,219)		
	滞 在			5,884 (5,884)		
	分室	256人	19,881	5,090 (5,090)		
	分室以外	16人	49,619	794 (794)		
	通 所	108人	3,100	335 (335)		
	書記官実務研修			14,194 (14,194)		
	中 央			6,331 (6,331)		
	滞 在	43人 4回	36,606	6,296 (6,296)		
	通 所	7人 4回	1,240	35 (35)		
	高 裁			5,386 (5,386)		
	滞 在			5,133 (5,133)		
	分室	81人 4回	13,674	4,430 (4,430)		
	分室以外	5人 4回	35,132	703 (703)		
	通 所	34人 4回	1,860	253 (253)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	地家裁					57
	滞 在			2,477 (2,477)		
	民事・刑事・家事	102人 3回	6,939	2,123 (2,123)		
	少年	51人 1回	6,939	354 (354)		
	書記官任用試験研修			6,601 (6,601)		
	滞 在	51人	126,148	6,434 (6,434)		
	通 所	9人	18,600	167 (167)		
	事務官研修			36,552 (35,152)		
	係長等研修 (分野別)			6,390 (6,774)		
			(32,984)			
	滞 在	204人	31,214	6,368 (6,729)		
			(1,240)			
	通 所	36人	620	22 (45)		
	事務官実務研修			23,477 (21,640)		
	高 裁			17,827 (15,990)		
	法律実務			3,779 (3,779)		
	滞 在			3,602 (3,602)		
	分室	134人	22,921	3,071 (3,071)		
	分室以外	9人	58,953	531 (531)		
	通 所	57人	3,100	177 (177)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	係長・中堅層			10,257 (8,420)		57
	滞 在			10,033 (8,270)		
	分室	571人	12,801	7,309 (7,309)		
		94人	16,341	1,536 (0)		
	分室以外	37人	25,979	961 (961)		
		6人	37,799	227 (0)		
	通 所	242人	620	150 (150)		
		40人	1,860	74 (0)		
	初任層			3,791 (3,791)		
	滞 在			3,720 (3,720)		
	分室	268人	12,301	3,297 (3,297)		
	分室以外	18人	23,493	423 (423)		
	通 所	114人	620	71 (71)		
	地家裁					
	滞 在	406人	13,917	5,650 (5,650)		
	新採用職員研修			6,685 (6,738)		
	中 央					
			(41,416)			
	滞 在	15人	37,876	568 (621)		
	高 裁			6,117 (6,117)		
	滞 在			6,067 (6,067)		
	分室	381人	14,071	5,361 (5,361)		
	分室以外	24人	29,403	706 (706)		
	通 所	40人	1,240	50 (50)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	管理者研修			19,688 (21,221)		57
	幹部職員研究会			6,727 (7,621)		
	次席・次長級			4,570 (5,336)		
			(38,694)			
	滞 在	136人	33,384	4,540 (5,262)		
			(3,100)			
	通 所	24人	1,240	30 (74)		
	首席・局長級			2,157 (2,285)		
			(33,384)			
	滞 在	68人	31,614	2,150 (2,270)		
			(1,240)			
	通 所	12人	620	7 (15)		
	中間管理者研修			12,961 (13,600)		
	中 央			10,650 (11,289)		
			(32,984)			
	滞 在	340人	31,214	10,613 (11,215)		
			(1,240)			
	通 所	60人	620	37 (74)		
	高 裁			2,311 (2,311)		
	滞 在			2,240 (2,240)		
	分室	134人	14,571	1,953 (1,953)		
	分室以外	9人	31,889	287 (287)		
	通 所	57人	1,240	71 (71)		
	書記官実務研究			816 (816)		
	滞 在	1人	668,414	668 (668)		
	通 所	1人	148,180	148 (148)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	執行官研修			1,391 (1,391)		57
	初任層			480 (480)		
	滞 在	13人	36,524	475 (475)		
	通 所	2人	2,480	5 (5)		
	指導者層			911 (911)		
	滞 在	26人	34,754	904 (904)		
	通 所	4人	1,860	7 (7)		
	速記官研修			565 (565)		
	滞 在	17人	32,984	561 (561)		
	通 所	3人	1,240	4 (4)		
	情報処理研修			5,080 (5,080)		
	滞 在	153人	32,984	5,047 (5,047)		
	通 所	27人	1,240	33 (33)		
	採用試験事務担当者研究会					
	滞 在	26人	31,614	822 (822)		
	現地修習旅費					
	書記官養成課程研修			6,397 (6,599)		
	一部	159人	28,944	4,602 (4,602)		
	二部2年	62(69)人	28,944	1,795 (1,997)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	見学旅費					57
	書記官養成課程研修			315 (318)		
	一部			221 (221)		
	研修生	227人	940	213 (213)		
	引率教官	7人	1,200	8 (8)		
	二部1年					
	研修生	95(98)人	940	89 (92)		
	二部2年					
	引率教官	4人	1,200	5 (5)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
研修費						57
(備品費)						C
	研修生経費			388 (388)		
	研修員経費			287 (287)		
(消耗品費)						
	研修生経費			5,054 (5,054)		
	研修員経費			2,948 (2,948)		
(印刷製本費)						
	研修生経費			79 (79)		
	研修員経費			286 (286)		
(通信運搬費)						
	通行料			186 (238)		
(借料及び損料)						
	バス借上料			1,524 (1,540)		
(雑役務費)						
	研修生経費			546 (546)		
	研修員経費			245 (245)		

家庭裁判所調査官研修経費

<要求要旨>

近年、社会情勢及び経済状況の急激な変化を受け、家事事件・少年事件ともに複雑化、困難化している。このような情勢を踏まえ、家事事件については、現代社会に適合する利便性の高い家事事件手続法、ハーグ条約実施法が施行され、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法及び児童福祉法が改正され、また、少年事件については、被害者傍聴制度の導入をはじめとした少年法的大幅な改正、少年院法の改正及び少年鑑別所法の制定等が行われた。このように、家庭裁判所における事件処理は、時代や社会のニーズに応じて日々新たな対応を迫られている状況にある。そこで、こうした状況の変化に適切に対応するためには、家庭裁判所調査官の研修、研究制度をより充実させる必要があり、①新任の家庭裁判所調査官補を養成する調査官養成課程研修、②家庭裁判所調査官の執務能力向上を主たる目的とする調査官研修、③家庭裁判所調査官の調査事務や執務一般を適正に管理するための管理者研修、④時代や社会のニーズに合った調査事務を実現するための今日的課題を研究する調査官実務研究、の4本の柱を中心として、各種研修を行っている。

家庭裁判所の適正かつ迅速な事件処理のために大きな役割を担っている家庭裁判所調査官に対し、必要かつ不可欠な研修を行うため、令和5年度も引き続き、これに要する経費を要求する。

(1) 調査官養成課程研修

家庭裁判所の事件処理においては、医学、心理学、社会学等の行動科学の専門的知識及び技法を活用した調査を行うことが法規上要請されており、家庭裁判所調査官は、こういった調査機構の中核を担っている。そこで、大学の履修分野も区々である家庭裁判所調査官補に対し、調査実務に必要な実体法と手続法の概念を理解させるとともに、行動科学の基礎的知識及び技法を習得させるために、当研修所での研修と所属庁での実務修習とを併用して研修を行う。

(ア) 令和5年度入所生

令和4年度に実施する採用試験の合格者（家庭裁判所調査官補）を対象に、当研修所において前期合同研修を実施し、引き続きそれぞれの所属庁で実務修習を行う。

(イ) 令和4年度入所生

令和4年度に入所した養成課程研修生（家庭裁判所調査官補）に対して、それぞれ所属庁における実務修習の成果を踏まえて、当研修所において後期合同研修を実施する。

なお、前期及び後期合同研修並びに実務修習の全課程を履修し、かつ、研修修了の判定に合格した者は、家庭裁判所調査官に任命される。

(2) 調査官研修

(ア) 中堅調査官研修

この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね3年の実務経験を有する者を対象として、事件処理の第一線で家事事件及び少年事件を一通り経験してきている研修員に対し、調査事務の基盤となる知識及び技能を習得し、自立的な調査事務を行う能力を身に付けていることを点検させた上で、今後、何を日指し、そのためにどのような研さんをすべきかを意識して自らの目標を明確化させるとともに、更に調査事務能力の向上を図って、中堅調査官としての応用力を身に付けさせることを狙いとして行うものである。

(イ) 調査官特別研修

この研修は、家庭裁判所調査官任官後、おおむね6年以上の実務経験を有する家庭裁判所調査官又は主任家庭裁判所調査官から、同じテーマ・分野に問題意識を持って研さんに努めており、研修に高い意欲を持つ者を選定し、今日的問題の中でも、調査実務上困難を感じる事が多く、特に専門性の観点から見て検討の必要性の高い事項をテーマとして取り上げ、そのテーマに関連する行動科学の最新の知識及び技法について学びながら、調査事務の在り方等について充実した討議、質の高い研究を行うことにより、高度な調査事務能力を身に付けさせるとともに、更なる研さんの手掛かりを得させ、その成果を所属する家庭裁判所に還元させることを狙いとして行うものである。

(ウ) 調査官実務研修（中央・高裁・家裁）

社会情勢の変化を反映して、家事事件・少年事件ともに複雑化、困難化している。このような情勢を踏まえ、家事事件については、現代社会に適合する利便性の高い家事事件手続法、ハーグ条約実施法が施行され、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、民法及び児童福祉法が改正された。また、少年事件については、被害者傍聴制度の導入をはじめとした少年法の大幅な改正、少年院法の改正、少年鑑別所法の制定等が行われた。このように、家庭裁判所における事件処理は、時代や社会のニーズに応じて日々新たな対応を迫られている状況にある。そこで、こうした状況の変化に適切に対応するため、具体的な事件処理の在り方を中心に、実務的な研修を行うものである。

中央研修は、高度な知識や技法のエッセンシャルな部分を習得させるとともに、全国における情報を共有させ、全国的に適正な事件処理が行われるようにするものである。そして、これを具体的な事件に活用し、広く現場の家庭裁判所調査官に還元するためには、更に高等裁判所や家庭裁判所の地域性、職員構成（経験年数構成）、執務態勢等の実情に即したフォローアップが必要であり、中央研修の成果を具体的な事件処理に結び付けるものとして、高等裁判所単位及び家庭裁判所単位の研修も必要である。

58

59

(3) 管理者研修

(ア) 中間管理者研修

新任の主任家庭裁判所調査官を対象とした研修であり、全国に配置された者を集めて中央研修として実施する。家庭裁判所調査官の職務は、当事者や少年と1対1で面接調査を行う場面が多々あり、また、機動性を生かして環境調査に出向くなど、通常のデスクワークとは異なった事務を行っており、極めて高い倫理性も要請されている。そこで、新任の管理者として、これらの調査事務を行う部下の家庭裁判所調査官に対して、適切に指導監督を行い、適正妥当な調査を行わせることができるよう、必要な管理能力を身に付けさせるための研修を行うものである。

(イ) 幹部職員研究会（中央・高裁）

家庭裁判所調査官及び家庭裁判所調査官補の一般執務及び調査事務について指導監督する立場にある首席家庭裁判所調査官、また、首席家庭裁判所調査官を補佐して具体的な調査事務の指揮と執務態勢の整備等の任に当たる次席家庭裁判所調査官及び総括主任家庭裁判所調査官を対象とし、家庭裁判所の運営にかかわる諸施策の企画立案、人事管理、組織運営の在り方等の職務上当面する諸問題について研究し、討議させ、その実情に応じた高度な管理能力を身に付けさせるための研究会を行うものである。

中央で実施する研究会の結果を適時適切に現場に反映させるためには、高等裁判所ごとに、管内の家庭裁判所の地域性、職員構成（経験年数構成）、執務態勢等の事情に即した研究、討議を行うことも必要である。

(4) 調査官実務研究

激変する社会状況における家庭事件に的確に対応するためには、常に今日的課題に取り組み、調査事務に有用な研究成果を得ることが必要である。

(ア) 調査官実務研究（個人・共同研究）

各家庭裁判所での執務を行いながら、個人又は共同で、実務に直結する課題についてタイムリーな研究を行うものである。家庭裁判所調査官が調査事務等の改善のための先端的な研究を行うことは、職務への意欲を高めるとともに、職場の活性化を図ることにもつながるものである。研究の成果については、適宜全国に還元している。

(イ) 調査官実務研究（指定研究）

多数ある今日的課題のうち、当研修所が指定する事件処理上の課題について、7人の研究員に共同して1年間の研究を行わせ、その研究成果については、全国の家庭裁判所や関係機関に還元している。

(ウ) 関係機関実務研究

家庭事件の処理に当たっては、関係機関との連携が不可欠であるばかりか、家庭裁判所の適正な事件処理のため、家庭裁判所調査官の職務において密接に関連する関係機関（少年院等）の実情、特に新たな処遇課程や教育内容を十分に把握しておくことは極めて重要である。このために、関係機関の実情や処遇内容を体験的に研究させるものである。

58

59

60

(5) 教官の情報収集に要する経費

適正迅速な事件処理に結び付ける効果的な研修を行うためには、各種研修において、最新の知見を提供するとともに、それらの知見が、単に机上の学問にとどまることのないよう、実務で実際に取り扱った事件を基に教材や研修資料を作成する必要がある。そのためには、教官自身が、関連分野における最新の専門的知識や技法を有しておくことが必須であり、それらの専門的知識や技法を獲得すべく、関連分野の学会に出席する必要があるため、その研究謝金及び学会出席旅費を要求する。

また、教材等に活用が見込まれる事件の情報を得て、教官が直接事件を扱った家庭裁判所に赴き、事件記録等を閲覧し、事情を聴取するなどして、資料を収集する必要があることから、これに要する経費を要求する。

59

60

(6) 通行料

家庭裁判所調査官養成課程研修における関係機関への施設見学の移動に際し、高速道路を使用する方が時間効率を高めることから、施設見学のための高速道路料金を要求する。

(7) バス借上料

家庭裁判所調査官が家庭事件に関係する機関の事務を十分に把握しておくことは、事務を行う上で重要であり、調査官養成課程研修では、少年院を始めとする関係機関の施設見学を実施しているところ、このような施設は、その多くが研修所から遠方にあり、かつ、施設最寄り駅から距離があるため、借上げバスによる移動が合理的である。そこで、バスの借上げに要する経費を引き続き要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)						58
	家庭裁判所調査官研修			9,352 (9,352)		
	調査官養成課程研修			3,096 (3,096)		
	令和5年度入所生			811 (811)		
	大学教授	74時間	7,000	518 (518)		
	大学准教授	48時間	6,100	293 (293)		
	令和4年度入所生			2,285 (2,285)		
	大学教授	180時間	7,000	1,260 (1,260)		
	大学准教授	168時間	6,100	1,025 (1,025)		
	調査官研修			5,766 (5,766)		
	中堅調査官研修			58 (58)		
	大学教授	5時間	7,900	40 (40)		
	大学准教授	3時間	6,100	18 (18)		
	調査官特別研修					
	大学教授	8時間 3回	7,900	190 (190)		
	調査官実務研修			5,518 (5,518)		
	中央					
	大学教授	4時間 2回	7,900	63 (63)		
	高裁			715 (715)		
	大学教授	72時間	7,900	569 (569)		
	大学准教授	24時間	6,100	146 (146)		
	家裁					
	大学教授	600時間	7,900	4,740 (4,740)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
職員旅費 (内国旅費)	管理者研修					58
	幹部職員研究会					
	大学教授	4時間	7,900	32 (32)		59
	調査官実務研究			379 (379)		
	個人・共同研究					
	大学教授	8時間	7,900	63 (63)		
	指定研究					
	大学教授	40時間	7,900	316 (316)		
	教官情報収集					
	大学教授	10時間	7,900	79 (79)		
	調査連絡旅費					
	調査官研修					
	教官情報収集等旅費					
	教 官	3人	52,074	156 (156)		
	教官派遣旅費					
	調査官養成課程研修					
	養成課程実務修習事務連絡調整					
	教 官	8人	39,909	319 (319)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	招集等旅費			49,524 (49,524)		59
	調査官養成課程研修			21,474 (21,474)		
	令和5年度入所生			6,894 (6,894)		
	滞 在	42人	158,954	6,676 (6,676)		
	通 所	13人	16,740	218 (218)		
	令和4年度入所生			14,580 (14,580)		
	滞 在	42人	335,242	14,080 (14,080)		
	通 所	13人	38,440	500 (500)		
	調査官研修			22,150 (22,150)		
	中堅調査官研修			2,199 (2,199)		
	滞 在	50人	43,604	2,180 (2,180)		
	通 所	5人	3,720	19 (19)		
	調査官特別研修			4,198 (4,198)		
	滞 在	40人 3回	34,754	4,170 (4,170)		
	通 所	5人 3回	1,860	28 (28)		
	調査官実務研修			15,753 (15,753)		
	中央			6,760 (6,760)		
	滞 在	92人 2回	36,524	6,720 (6,720)		
	通 所	8人 2回	2,480	40 (40)		
	高裁			4,679 (4,679)		
	滞 在			4,489 (4,489)		
	分室	240人	16,341	3,922 (3,922)		
	分室以外	15人	37,799	567 (567)		
	通 所	102人	1,860	190 (190)		
	家裁					
	滞 在	155人 2回	13,917	4,314 (4,314)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	管理者研修			4,586 (4,586)		59
	中間管理者研修			1,627 (1,627)		
	滞 在	42人	38,294	1,608 (1,608)		
	通 所	6人	3,100	19 (19)		
	幹部職員研究会			2,959 (2,959)		
	中央			2,449 (2,449)		
	滞 在	73人	33,384	2,437 (2,437)		
	通 所	10人	1,240	12 (12)		
	高裁			510 (510)		
	滞 在			506 (506)		
	分室	34人	13,201	449 (449)		
	分室以外	2人	28,364	57 (57)		
	通 所	6人	620	4 (4)		
	調査官実務研究			1,314 (1,314)		
	個人・共同研究					
	滞 在	4人	31,214	125 (125)		
	指定研究			1,189 (1,189)		
	滞 在	5人 7回	32,984	1,154 (1,154)		
	通 所	2人 7回	2,480	35 (35)		
	現地修習旅費					
	調査官養成課程研修			1,773 (1,773)		
	令和5年度入所生	42人	28,144	1,182 (1,182)		
	令和4年度入所生	42人	14,072	591 (591)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	見学旅費					
	調査官養成課程研修 令和5年度入所生			16 (16)		59
	引率教官 令和4年度入所生	3人	1,300	4 (4)		60
	引率教官	3人 3回	1,300	12 (12)		C
	講師招へい旅費					
	調査官養成課程研修	5人	40,867	204 (204)		
	研究員派遣等旅費					
	調査官実務研究			869 (869)		
	指定研究資料収集	2人 1回	37,671	75 (75)		
	関係機関実務研究			794 (794)		
	少年院等派遣	16人 1回	24,297	389 (389)		
	研修派遣	4人 2回	50,684	405 (405)		
研 修 費						
(備品費)						
	研修生経費			63 (63)		
	研修員経費			33 (33)		
(消耗品費)						
	研修生経費			843 (843)		
	研修員経費			321 (321)		
(印刷製本費)						
	研修生経費			14 (14)		
	研修員経費			32 (32)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(通信運搬費)	通行料			25 (26)		60
(借料及び損料)	ガス借上料			231 (259)		C
(雑役務費)	研修生経費			89 (89)		
	研修員経費			27 (27)		

委託研修経費

< 要求要旨 >

職員の能力開発のためには、裁判所の内部研修の充実を図ることが重要であるが、①裁判所で実施しては研修の目的が達成できないもの、②研修内容が専門的で裁判所では運営できないものについては、研修員を外部機関の研修に参加させることによって、研修ニーズを満たす必要があり、これに要する経費を令和5年度についても引き続き要求する。

具体的に派遣する必要がある研修は、次のとおりである。

(ア) 財務省会計センター

(a) 会計事務職員研修等

会計事務職員研修、会計事務職員契約管理研修、予算編成支援システム研修、予算担当職員初任者研修、会計監査事務職員研修

(b) ADAMSⅡ操作説明会

三本官（歳入）事務担当者研修、三本官（歳出）事務担当者研修、負担官（決裁／繰越）事務担当者研修

(イ) 人事院

(a) 行政研修

(b) 人材育成のための研修

「JST基本コース」指導者養成課程

(ウ) 国土交通大学校建築保全企画研修会

(エ) 会計検査院各省庁内部監査業務講習会

(オ) 税務大学校（財務省）本科特別研修

(カ) 財務省共済組合事務担当者指導研修

(キ) 総務省

(a) 情報システム統一研修

(b) 統計研修

(ク) 経済産業省旅費及び謝金・諸手当システム操作説明会

(ケ) 公務人材開発協会研修プランナー養成コース

(コ) 行政管理研究センター公文書管理セミナー

(サ) 全国建設研修センター建築設備（機械）改修研修

(シ) 一般財団法人東京都交通安全協会安全運転管理者講習

(ス) 一般財団法人東京防災設備保守協会防災センター要員講習

(セ) 株式会社富士通ラーニングメディアネットワークの基礎研修

(ソ) 法律図書館連絡会法律図書館連絡会総会

(タ) 日本能率協会日本能率協会セミナー

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 諸謝金 (講師等謝金)						60
	公務人材開発協会					
	研修7 ランナー養成コース	6人	25,000	150 (150)		
	行政管理研究センター					
	公文書管理セミナー	15人	7,000	105 (105)		
	全国建設研修センター					
	建築設備 (機械) 改修研修	6人	100,000	600 (600)		
	一般財団法人東京都交通安全協会					
	安全運転管理者講習	2人	4,500	9 (9)		
	一般財団法人東京防災設備保守協会					
	防災センター要員講習	3人	35,352	106 (106)		
	株式会社富士通トレーニングメディア					
	ネットワークの基礎研修	48人	70,000	3,360 (3,360)		
	法律図書館連絡会		(6,000)			
	法律図書館連絡会総会	2人	2,000	4 (12)		
	日本能率協会					
	日本能率協会セミナー	6人	114,400	686 (686)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
職員旅費 (内国旅費)	招集等旅費					60
	財務省会計センター			8,536 (8,536)		61
	会計事務職員研修等			1,139 (1,139)		
	会計事務職員研修			720 (720)		
	最高裁	7人	40,300	282 (282)		
	最高裁以外	13人	33,666	438 (438)		
	会計事務職員契約管理 研修			151 (151)		
	最高裁	1人	16,120	16 (16)		
	最高裁以外	1人	33,666	135 (135)		
	予算編成支援システム研修					
	最高裁	5人	1,240	6 (6)		
	予算担当職員初任者研 修					
	最高裁	4人	3,100	12 (12)		
	会計監査事務職員研修			250 (250)		
	最高裁	3人	3,100	9 (9)		
	最高裁以外	6人	40,226	241 (241)		
	ADAMS II 操作説明会			7,397 (7,397)		
	三本官 (歳入) 事務担 当者研修			2,287 (2,287)		
	高裁	3人	53,924	162 (162)		
	地家裁	42人	50,302	2,113 (2,113)		
	最高裁	10人	1,240	12 (12)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	三本官（歳出）事務担当者研修			4,836 (4,836)		61
	高裁	3人	59,834	180 (180)		
	地家裁	82人	56,212	4,609 (4,609)		
	最高裁	25人	1,860	47 (47)		
	負担官（決算／繰越）事務担当者研修			274 (274)		
	高裁	5人	53,924	270 (270)		
	最高裁	3人	1,240	4 (4)		
	人事院			130 (130)		
	行政研修			88 (88)		
	通勤研修（3日）	1人	1,860	2 (2)		
	通勤研修（4日）	13人	2,480	32 (32)		
	合宿研修	13人	4,170	54 (54)		
	人材育成のための研修					
	「JST基本コース」指導者養成課程					
	最高裁	17人	2,480	42 (42)		
	国上交通大学校					
	建築保全企画研修会					
	最高裁以外	4人	89,384	358 (358)		
	会計検査院					
	各省庁内部監査業務講習会					
	最高裁	1人	11,100	11 (11)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
	税務大学校 (財務省)					61
	本科特別研修					
	最高裁以外	1人	69,130	69 (69)		
	財務省					
	共済組合事務担当者指導 研修			129 (129)		
	最高裁	2人	3,550	7 (7)		
	高裁	2人	32,266	65 (65)		
	地裁	2人	28,644	57 (57)		
	総務省			111 (111)		
	情報システム統一研修					
	最高裁	80人	1,240	99 (99)		
	統計研修					
	最高裁	10人	1,240	12 (12)		
	経済産業省					
	旅費及び謝金・諸手当シス テム操作説明会			921 (921)		
	高裁	10人	42,104	421 (421)		
	地裁	13人	38,482	500 (500)		
	全国建設研修センター					
	建築設備 (機械) 改修研 修					
	最高裁以外	6人	59,834	359 (359)		
	株式会社富士通ケーシング・メ ットリックの基礎研修					
	最高裁	27人	1,470	40 (40)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
	法律図書館連絡会					
	法律図書館連絡会総会					61
	最高裁	1人	38,482	38（38）		
	日本能率協会					62
	日本能率協会セミナー					
	最高裁	6人	1,240	7（7）		

研修強化改善経費

(1) 書記官養成課程研修用 I T 機器等の整備

＜要求要旨＞

裁判所では、令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」、「規制改革実施計画」等や第208回通常国会で成立した民事訴訟法等の一部を改正する法律の内容も踏まえて、裁判手続等のデジタル化の取組みを進めている。裁判手続等のデジタル化は、裁判手続の適正・迅速化をより推進させるべく裁判運営を抜本的に改善して、国民に対するより良い司法サービスの提供を実現するものであるところ、デジタル化された裁判手続等を着実に運用していくためには、裁判実務の担い手である裁判所書記官について、このような手続に対応できるよう育成を行うことが急務である。裁判手続等のデジタル化は、今後、裁判手続等の各分野で進められるところ、裁判手続等の全般に関する裁判所書記官を養成する課程において、実際の裁判実務と同等の環境下で裁判所書記官としての事務を分析・理解し、デジタル技術を実際に駆使しながら、法律実務家として実践的な学修を行うことが必要である。これにより、裁判所書記官任官後速やかにデジタル化後の裁判手続に通じた事務処理を行うことができ、裁判手続等の充実・迅速化に貢献して、より良い司法サービスの提供につなげることが可能となる。

よって、上記のような書記官養成課程を実施するため、令和5年度も引き続き、これに要する経費を要求する。

(2) 中央研修等のオンライン化

＜要求要旨＞

裁判手続等のデジタル化に伴い、各分野の裁判手続法制はもとより、裁判事務処理の在り様が大きく変化していく中、この変化に適切に対応し、国民に対するより良い司法サービスの提供を実現していくためには、変化に即応した知識付与型の研修や、変化に柔軟に対応するための基盤的能力の向上を図る研修を、適時に職員に実施し、これを職場のOJTや自己研さんにつなげて人材育成の強化を図っていくことが極めて重要である。現状の参集型の研修だけでは、コロナ禍や自然災害等により研修の中止を余儀なくされた場合には、研修機会が失われ、今後の裁判事務に深刻なダメージを与えかねないリスクがあるところ、オンライン研修は、このような事情に影響を受けにくく、適時に実施することが可能となる上、研修参加者の裾野を広げ、研修とOJTを連携させる有効な手段である。

そこで、研修所及び各高等裁判所においてオンライン研修を実施するため、令和5年度も引き続き、これに要する経費を要求する。

(3) 書記官実務研究報告書の刊行

< 要求要旨 >

書記官実務研究は、裁判所書記官実務の改善と向上を図るため、第一線の裁判所書記官の中から特に実務経験豊富で優秀な者を研究員に選定し、実務上の専門的分野の諸問題について体系的、実証的研究を行わせるものである。昭和37年度以降毎年実施し、これまでに多くの研究結果が報告されている。

この研究で取り上げるテーマは、裁判実務上問題が多いにもかかわらず、法律専門書等では言及されていない分野のものであり、研究結果を裁判実務の現場に広く還元することにより、大きな成果が期待される。昭和56年度以降「書記官実務研究報告書」刊行のための経費が認められ、実績を上げている。

よって、令和5年度も、引き続きこれに要する経費を要求する。

(4) 書記官養成用テキストの整備

(ア) 民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの作成

< 要求要旨 >

近年の法改正によって、民事の分野においては、従来、裁判官の権限とされていた様々な事項について裁判所書記官の権限とされるなど、ますますその重要性及び専門性が増している。そこで、このような役割を果たすことができる裁判所書記官を養成する上で、書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストの整備は不可欠である。

民事実務テキスト（Ⅰ～Ⅲ、倒産処理）及び民事実務サブテキスト（通常訴訟手続編、督促手続編、和解・調停手続編）は、養成課程研修において極めて有用なテキストであり、書記官事務について体系的に理解できるテキストとして、多大な効果をあげている。

令和5年度においても、引き続き、これらのテキスト及びサブテキストを養成課程研修用のテキストとして配布し、複雑困難化している書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

そこで、裁判所書記官養成に必要なテキストとして、民事実務テキスト及び民事実務サブテキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(イ) 刑事実務テキストの作成

< 要求要旨 >

近時、刑事の分野でも、犯罪被害者保護法等が成立・施行され、裁判所書記官の事務の在り方についても大きな変化が起こっている。また、複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために、平成16年の刑事訴訟法の改正において公判前整理手続が導入され、国民の司法参加を進めるために、平成21年には裁判員制度が施行されるなど、新たな制度が導入されその運用が進められる中、刑事事件を担当する裁判所書記官について、より一層の役割の強化が求められているところである。

このように、新しい法制度に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、上記法改正等の内容を盛り込んだ上で書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和5年度においても、引き続き、これらのテキストを、養成課程研修生のテキストとして配布し刑事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、刑事実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(ウ) 家事実務テキストの作成

<要求要旨>

近時、家事事件の分野では、面会交流の明文化、新たな親権制限制度の創設等が盛り込まれた民法等の一部を改正する法律が平成24年4月1日に施行されたほか、当事者の手続保障を図り、透明性のある手続の中で事件処理を行うこととされた家事事件手続法が平成25年1月1日に施行されるなど、裁判所書記官の事務の在り方を含めた家事事件に関する制度等の全般について大きな変革が行われている。

また、財産管理事件や遺産分割事件の増加など、複雑困難化する事件を適正かつ迅速に処理していくために、知識の共有化や事務処理の効率化等の重要性がますます増しており、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるため家事事件を担当する裁判所書記官の一層の役割の強化が求められている。

このように、新しい法制度に適切に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処するという役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、そうした内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和5年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、家事事件における書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、家事実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(エ) 少年実務テキストの作成

<要求要旨>

近時、少年事件の分野では、近年の少年法及び少年審判規則等の改正により、被害者等による少年審判傍聴や被害者等への審判結果の通知等の制度が導入されているが、平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画が閣議決定され、これら諸制度の一層の周知が図られたところであり、全国における情報の共有化を更に推し進め、裁判所書記官の事務の在り方を含め、適正運用等を図っていく必要がある。

これら少年事件に関する法制度等の改革は、国民一般からも強い関心を持たれており、より一層少年事件を適正かつ迅速に処理していく必要がある。さらに、少年事件を担当する書記官は、書記官の事務を正確に理解することはもちろん、裁判官や家庭裁判所調査官と協働して事件処理を進めるための役割の強化も求められている。

このような書記官事務の変化に迅速に対応し、困難化、高度化した事務に的確に対処する役割を果たすことができる裁判所書記官を養成するためには、新たな内容を盛り込むなどして書記官事務の内容を網羅した体系的なテキストを整備する必要があり、令和5年度においても、引き続き、養成課程研修生のテキストとして配布し、複雑困難化している書記官事務を体系的に理解させるために活用したい。

よって、少年実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(5) 調査官研修用テキストの整備

<要求要旨>

家庭裁判所調査官が取り扱う家庭事件においては、平成12年4月の成年後見制度の導入、平成16年4月の人事訴訟事件の家庭裁判所への移管、平成17年4月の児童福祉法の改正、平成19年4月のいわゆる離婚時年金分割制度の導入、平成20年12月の少年法改正、平成24年1月の民法等の一部を改正する法律の施行、平成25年1月の家事事件手続法の施行など、調査実務に関連する重要かつ大幅な法改正が続いている。

また、家事事件においては児童虐待やドメスティックバイオレンスを背景とする事件、少年事件においては動機の理解の困難な重大少年事件が続発し、家庭裁判所調査官の取り扱う事件の質も大きく変貌している。このような状況の中で、適正かつ迅速な調査実務を行うためには、調査実務に関する新制度や新しい傾向の事件に関する情報を盛り込んだ体系的実務テキストの整備が急務であったところ、平成14年度から家事調査実務テキスト及び少年調査実務テキストの作成が認められ、養成課程研修を始めとする各種研修で活用できるようになった。

令和5年度も、家事及び少年の調査実務テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

(6) 新任係長研修用教材の整備

<要求要旨>

裁判部の充実強化に伴い、それを支援する事務局がより繁忙となっている現状の下、その事務処理を以前にも増して効率的に行うことが必要となっている。中でも、第一線の中核として係の強化が緊急の課題であり、その監督者である係長に対して、能力、知識、技能等を付与する必要があることから、平成12年度から新任係長研修を実施するための経費が認められている。

また、集合研修で活用することで研修効果をより高めることができ、さらに中間管理者となるまでの部下の指導監督等において利用できるテキストを作成するための経費についても、平成13年度から認められている。このテキストは、令和5年度においても、不可欠なものであるから、引き続き整備する必要がある。

よって、新任係長研修用テキストの印刷製本に要する経費を要求する。

経費積算内訳

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(項)最高裁判所 研修費 (備品費)	モバイルネットワーク整備費			0 (14,109)		62
	書記官養成課程研修用			0 (10,991)		
	中央研修等用			0 (3,118)		
(消耗品費)	Web会議用ライセンス等利用料			11,645 (9,281)		
	ライセンス		(2,178)	10,035 (6,825)		
	書記官養成課程研修用	430式 8(7)月	2,838	9,763 (6,556)		
			(2,442)			
	中央研修等用	11式 12(10)月	2,062	272 (269)		
	セキュリティソフト			1,610 (2,456)		
			(220)			
	書記官養成課程研修用	430式 8(7)月	247.5	851 (662)		
			(519)			
		430式 12(7)月	147	759 (1,562)		
	中央研修等用			0 (232)		
	パソコン周辺機器消耗品費					
	書記官養成課程研修用			0 (544)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価 (円)	所要額 (千円)	備考	明細書頁
(印刷製本費)	書記官実務研究報告書	1,090(1,140)部	269.009	293 (307)		62
	書記官養成用テキスト			2,715 (2,719)		
	民事実務テキスト	1,260部	328.067	413 (413)		63
	民事実務テキスト (倒産処理)	1,260部	212.475	268 (268)		
	民事実務テキスト (通常訴訟 手続編)	2,900部	187.042	542 (542)		
	民事実務テキスト (督促手続 編)	(420(840)部	(35.775) 61.189	26 (30)		
	民事実務テキスト (和解・調 停手続編)	840部	25.388	21 (21)		
	刑事実務テキスト	5,250部	200.508	1,053 (1,053)		
	家事実務テキスト	940部	206.132	194 (194)		
	少年実務テキスト	470部	420.242	198 (198)		
	調査官研修用テキスト			71 (71)		
	家事調査実務テキスト	60部	350.108	21 (21)		
	少年調査実務テキスト	700部	71.306	50 (50)		
	新任係長研修用テキスト	570部	108.566	62 (62)		
(通信運搬費)	ケーブル回線利用料			14,595 (9,306)		
			(2,200)			
	書記官養成課程研修用	430式 12(7)月	2,203.3	11,369 (6,622)		
			(2,200)			
	中央研修等用	122式 12(10)月	2,203.3	3,226 (2,684)		

項・目・目細等	品名等	員数等	単価（円）	所要額（千円）	備考	明細書頁
(雑役務費)	パソコン運搬費用			1,201 (460)		63
			(143,730)			
	書記官養成課程研修用	2回	600,290	1,201 (287)		
	中央研修等用			0 (173)		
	パソコン設定作業費			0 (5,745)		
	書記官養成課程研修用			0 (3,721)		
	中央研修等用			0 (2,024)		

人 件 費

目 次

1	既定定員に伴う経費	6 3 7
2	定員合理化に伴う経費	6 5 3
3	増員要求に伴う経費	6 5 9
4	振替定員に伴う経費	6 6 5

既定定員に伴う経費

人件費(総表)

明細書頁

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計	前年度予算額
職 員 基 本 給	5,489,742	127,046,521	132,536,263	131,718,313
職 員 俸 給	4,484,760	113,195,417	117,680,177	116,975,609
扶 養 手 当	96,998	1,585,676	1,682,674	1,653,060
地 域 手 当	907,984	12,265,428	13,173,412	13,089,644
職 員 諸 手 当	2,782,671	61,056,350	63,839,021	61,831,042
管 理 職 手 当	95,437	3,406,102	3,501,539	3,505,104
初任給調整手当	-	182,524	182,524	166,968
通 勤 手 当	172,474	3,684,167	3,856,641	3,824,682
特 殊 勤 務 手 当	-	26	26	69
特 地 勤 務 手 当	-	65,022	65,022	65,779
宿 日 直 手 当	-	677,265	677,265	675,956
期 末 手 当	1,232,997	25,273,511	26,506,508	24,681,199
勤 勉 手 当	916,420	23,911,989	24,828,409	24,676,727
寒 冷 地 手 当	-	165,753	165,753	165,340
住 居 手 当	96,362	2,119,271	2,215,633	2,233,059
単 身 赴 任 手 当	65,010	622,374	687,384	685,080
管理職員特別勤務手当	53	188,388	188,441	190,527
広 域 異 動 手 当	-	759,958	759,958	755,857
本府省業務調整手当	201,638	-	201,638	202,415
警 備 手 当	2,280	-	2,280	2,280
超 過 勤 務 手 当	638,459	2,999,181	3,637,640	3,823,830
休 職 者 給 与	501,565	-	501,565	447,415
短時間勤務職員給与				
任期付短時間勤務職員給与	1,882	10,923	12,805	11,626
公務災害補償費	103,085	-	103,085	114,360
退 職 手 当	17,525,911	-	17,525,911	23,352,796
国家公務員共済組合負担金	31,674,419	-	31,674,419	32,466,162
基礎年金等国家公務員共済組合負担金	7,962,285	-	7,962,285	8,129,117
育児休業手当金国家公務員共済組合負担金	13,677	-	13,677	16,474
計	66,693,696	191,112,975	257,806,671	261,911,135

(一) 職員基本給

(単位：千円)

明細書頁

項 目 所	目 の 区 分	区 分	人 員 (人)	金 額	
最 高 裁 判 所	職 員 俸 給	裁 判 官	15	270,408	
		秘 書 官	15	88,594	
		一 般 職 員	1,007	4,125,758	
		指 定 職 他	9	89,208	
		計	998	4,036,550	
	扶 養 手 当 地 域 手 当	一 般 職 員	1,037	4,484,760	
		裁 判 官	410	96,998	
		秘 書 官	15	54,082	
		一 般 職 員	15	17,719	
		指 定 職 他	1,007	836,183	
下 級 裁 判 所	職 員 俸 給	指 定 職 他	9	17,477	
		計	998	818,706	
		合 計	1,037	907,984	
		扶 養 手 当 地 域 手 当	裁 判 官		5,489,742
			秘 書 官		
	一 般 職 員				
	指 定 職 他				
	計				
	所 管 計	職 員 俸 給	裁 判 官	3,826	28,752,107
			秘 書 官	8	126,240
一 般 職 員			2,961	25,494,317	
指 定 職 他			857	3,131,550	
計			8	47,101	
扶 養 手 当 地 域 手 当		一 般 職 員	20,745	84,396,209	
		指 定 職 他	16	146,796	
		計	20,729	84,249,413	
		合 計	24,579	113,195,417	
		所 管 計	職 員 俸 給	裁 判 官	153
秘 書 官	6,806			1,563,883	
一 般 職 員	6,959			1,585,676	
指 定 職 他					
計					
扶 養 手 当 地 域 手 当	裁 判 官		3,098	3,939,378	
	秘 書 官		8	22,121	
	一 般 職 員		2,471	3,497,361	
	指 定 職 他		619	419,896	
	計		8	6,214	
所 管 計	職 員 俸 給	一 般 職 員	15,942	8,319,836	
		指 定 職 他	16	18,060	
		計	15,926	8,301,776	
		合 計	19,048	12,265,428	
		所 管 計		127,046,521	
	所 管 計		132,536,263		

3

64

(二) 職員諸手当

(1) 総 表

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
管 理 職 手 当	95,437	3,406,102	3,501,539
初任給調整手当	-	182,524	182,524
通 勤 手 当	172,474	3,684,167	3,856,641
特 殊 勤 務 手 当	-	26	26
特 地 勤 務 手 当	-	65,022	65,022
宿 日 直 手 当	-	677,265	677,265
期 末 手 当	1,232,997	25,273,511	26,506,508
勤 勉 手 当	916,420	23,911,989	24,828,409
寒 冷 地 手 当	-	165,753	165,753
住 居 手 当	96,362	2,119,271	2,215,633
単 身 赴 任 手 当	65,010	622,374	687,384
管理職員特別勤務手当	53	188,388	188,441
広域異動手当	-	759,958	759,958
本府省業務調整手当	201,638	-	201,638
警 備 手 当	2,280	-	2,280
計	2,782,671	61,056,350	63,839,021

(2) 管理職手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	95,437	3,406,102	3,501,539

要求額内訳

項	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	1,015,287	94	95,437
下 級 裁 判 所	779,250	4,371	3,406,102
所 管 計		4,465	3,501,539

(3) 初任給調整手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	-	182,524	182,524

要求額内訳

項	区 分	年額単価(円)	人 員(人)	金 額(千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官	562,686	283	159,240
	一 般 職 員	1,791,077	13	23,284
	所 管 計		296	182,524

(4) 通勤手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	172,474	3,684,167	3,856,641

要求額内訳

項	区 分	年額単価(円)	人 員(人)	金 額(千円)
最 高 裁 判 所	裁 判 官	92,500	2	185
	秘 書 官	208,467	15	3,127
	一 般 職 員		969	169,162
	指 定 職	179,500	8	1,436
	そ の 他	174,533	961	167,726
	計		986	172,474
下 級 裁 判 所	裁 判 官		2,455	509,131
	認 証 官	0	0	0
	指定職相当	216,194	2,033	439,522
	そ の 他	164,950	422	69,609
	秘 書 官	192,167	6	1,153
	一 般 職 員		16,535	3,173,883
	指 定 職	141,455	11	1,556
	そ の 他	191,983	16,524	3,172,327
	計		18,996	3,684,167
所 管 計			19,982	3,856,641

(5) 特殊勤務手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	-	26	26

要求額内訳

項	単 価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	3,300	8	26

(6) 特地勤務手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	-	65,022	65,022

要求額内訳

項	区 分	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官		13	12,041
	指定職相当	940,909	11	10,350
	そ の 他	845,500	2	1,691
	一 般 職 員	595,292	89	52,981
所 管 計			102	65,022

(7) 宿日直手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	-	677,265	677,265

要求額内訳

項	区 分	日額単価 (千円)	日 数 (日)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	一 般 職 員	1,385	489	677,265

(8) 期末手当及び勤勉手当

項	区 分	基礎人員及び給与額(年額)		令和5年度概算要求額(千円)	
		人 員 (人)	金 額 (円)	期 末 手 当	勤 勉 手 当
最 高 裁 判 所	裁 判 官	15	324,490	123,863	-
	秘 書 官	15	106,313	24,370	19,257
	一 般 職 員	1,007		1,084,764	897,163
	指 定 職	9	106,685	15,671	25,027
	そ の 他	998	4,952,254	1,069,093	872,136
	計	1,037		1,232,997	916,420
下 級 裁 判 所	裁 判 官	3,826		5,200,344	7,751,201
	認 証 官	8	148,361	56,729	-
	指定職相当	2,961	29,176,925	4,308,323	6,905,857
	そ の 他	857	3,597,852	835,292	845,344
	秘 書 官	8	53,315	12,144	9,630
	一 般 職 員	20,745		20,061,023	16,151,158
	指 定 職	16	165,221	24,460	39,208
	そ の 他	20,729	94,664,805	20,036,563	16,111,950
	計	24,579		25,273,511	23,911,989
所 管	計	25,616		26,506,508	24,828,409

3

64

(9) 寒冷地手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	-	165,753	165,753

要求額内訳

項	区 分	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官		266	21,057
	認 証 官	70,000	1	70
	指定職相当	81,877	203	16,621
	そ の 他	70,419	62	4,366
	秘 書 官	120,000	1	120
	一般職員		2,000	144,576
	指 定 職	118,000	2	236
	そ の 他	72,242	1,998	144,340
所 管 計			2,267	165,753

(10) 住居手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	96,362	2,119,271	2,215,633

要求額内訳

項	区 分	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	秘 書 官	332,000	2	664
	一 般 職 員	314,796	304	95,698
	計		306	96,362
下 級 裁 判 所	裁 判 官	336,000	270	90,720
	秘 書 官	333,500	2	667
	一 般 職 員	313,090	6,477	2,027,884
	計		6,749	2,119,271
所 管 計			7,055	2,215,633

(11) 単身赴任手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	65,010	622,374	687,384

要求額内訳

項	区 分	基礎人員 (人)	内加算人員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	秘 書 官	0	0	0
	一 般 職 員	89	89	65,010
	指 定 職	2	2	1,864
	そ の 他	87	87	63,146
	計	89	89	65,010
下 級 裁 判 所	裁 判 官	472	433	284,858
	認 証 官	3	3	2,500
	指定職相当	437	398	260,895
	そ の 他	32	32	21,463
	秘 書 官	0	0	0
	一 般 職 員	670	556	337,516
	指 定 職	6	6	4,374
	そ の 他	664	550	333,142
	計	1,142	989	622,374
所 管 計		1,231	1,078	687,384

3

64

(12) 管理職員特別勤務手当

(単位：千円)

区 分	最 高 裁 判 所	下 級 裁 判 所	所 管 計
令和5年度概算要求額	53	188,388	188,441

要求額内訳

項	区 分	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	一般職員	94	53
	指定職	0	0
	その他	94	53
	計	94	53
下 級 裁 判 所	裁判官	3,818	177,824
	指定職相当	2,961	149,225
	その他	857	28,599
	一般職員	4,371	10,564
	指定職	0	0
	その他	4,371	10,564
	計	8,189	188,388
所 管 計		8,283	188,441

3

64

(13) 広域異動手当

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和5年度概算要求額	-	759,958	759,958

要求額内訳

項	区 分	人 員 (人)	金 額 (千円)
下 級 裁 判 所	裁 判 官	465	209,860
	指定職相当	389	185,247
	そ の 他	76	24,613
	秘 書 官	0	0
	一 般 職 員	2,294	550,098
	指 定 職	1	365
	そ の 他	2,293	549,733
所 管 計		2,759	759,958

(14) 本府省業務調整手当

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和5年度概算要求額	201,638	-	201,638

要求額内訳

項	年額単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	282,011	715	201,638

(15) 警備手当

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和5年度概算要求額	2,280	-	2,280

要求額内訳

項	単価 (円)	人 員 (人)	金 額 (千円)
最 高 裁 判 所	600	3,800	2,280

(三) 超過勤務手当

明細書頁

区 分	令和5年度 首予算定員	控 除 人 員				対 象 人 員	年間総時間	単 価	令和5年度概算要求額		
		特別職	管理職	その他	計				既定定員分	特別分	計
	人	人	人	人	人	人		円	千円		千円
最 高 裁 判 所	1,037	30	94	9	133	904	224,736	2,840.93	638,459	0	638,459
下 級 裁 判 所	24,579	3,834	4,371	16	8,221	16,358	1,127,868	2,659.16	2,999,181	0	2,999,181
所 管 計	25,616	3,864	4,465	25	8,354	17,262			3,637,640	0	3,637,640

3

64

(四) 休職者給与

明細書頁

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和5年度概算要求額	501,565	-	501,565

3

要求額内訳

(単位：千円)

年 度	決 算 額 (見込み額)	給与改定額 令和2年度	給与改定額 令和3年度	推定決算額	対前年伸率
令和元年度	405,419	△ 902	△ 2,706	401,811	-
令和2年度	431,763	0	△ 2,930	428,833	1.067251
令和3年度	479,657	0	△ 3,216	476,441	1.111018
令和4年度	451,446	0	0	451,446	(0.947538)
令和5年度	501,565	0	0	501,565	(1.111019)

(五) 短時間勤務職員給与

明細書頁

任期付短時間勤務職員給与

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和5年度概算要求額	1,882	10,923	12,805

要求額内訳

区 分	年額単価（千円）	人 員（人）	金 額（千円）
最 高 裁 判 所	1,882	1	1,882
下 級 裁 判 所	3,641	3	10,923
所 管 計		4	12,805

4

64

(六) 公務災害補償費

(単位：千円)

区 分	最高裁判所	下級裁判所	所 管 計
令和5年度概算要求額	103,085	-	103,085

要求額内訳

(単位：千円)

区 分	療養補償	休業補償	休業援護金	介護補償	障 害 補 償		障 害 特 別				遺族補償	遺族特別	福祉事業 (特別費)	合 計
					年 金	一 時 金	支 給 金	給付(年金)	〃(一時金)	援 護 金	年 金	給付(年金)		
金 額	33,885	3,036	766	1,030	20,803	14,202	1,552	4,122	1,593	7,068	11,695	2,339	994	103,085

明細書頁

4

(七) 退職手当

明細書頁

4

区 分			人 員	金 額	
一 般 分	裁 判 官	普 通 退 職 （ 3 条 ）	自 己 都 合	16 人	82,511 千円
		公務外傷病（3条）		0	0
		公務外死亡（3条、4条及び5条）		2	44,992
		任 期 終 了	4 条	18	385,125
			5 条	11	412,775
			計	29	797,900
	計		47	925,403	
	一 般 職 員	普 通 退 職 （ 3 条 ）	自 己 都 合	173	1,115,948
			任 期 終 了	290	113,957
			計	463	1,229,905
		公務外傷病（3条）		0	0
		公務外死亡（3条、4条及び5条）		16	274,790
		計		479	1,504,695
一 般 分 合 計			526	2,430,098	
定 年 分	裁 判 官	定 年 退 職	特 例 法	1 人	21,110 千円
			3 条	14	106,173
			4 条	21	427,706
			5 条	49	2,639,724
		計		85	3,194,713
	一 般 職 員	定 年 退 職	3 条	0	0
			4 条	5	58,540
			5 条	303	6,850,048
			計	308	6,908,588
	定 年 分 合 計			393	10,103,301
特 別 分	裁 判 官	応募認定退職（3条）		1 人	8,580 千円
		応募認定退職（4条）		9	201,717
		応募認定退職（5条）		26	1,307,150
		計		36	1,517,447
	一 般 職 員	応募認定退職（3条）		0	0
		応募認定退職（4条）		5	70,315
		応募認定退職（5条）		145	3,404,750
		計		150	3,475,065
特 別 分 合 計			186	4,992,512	
合 計	裁 判 官 合 計		168	5,637,563	
	一 般 職 員 合 計		937	11,888,348	
	合 計		1,105	17,525,911	

(八) 国家公務員共済組合負担金

明細書頁

4

区 分	負 担 金								整理資源	介護保険	事 務 費		計
	長期基礎額			長 期 金 額	短期基礎額			短 期 金 額			長 期	短 期	
	標準報酬	標準期末	合計		標準報酬	標準期末	合計						
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
最 高 裁 判 所				865,703	6,831,840	2,115,098	8,946,938	344,994	3,185,260	1,400,340	105,859	27,178	5,929,334
	2,774,000	1,029,711	3,803,711	377,709									
	3,883,600	1,030,739	4,914,339	487,994									
下 級 裁 判 所				18,228,750	143,257,800	49,193,480	192,451,280	7,420,921					25,649,671
	56,977,850	23,412,406	80,390,256	7,982,752									
	79,768,990	23,413,263	103,182,253	10,245,996									
短期給付適用拡大分								43,033		6,132		298	49,463
公 経 済 負 担								99					99
標準システム関係												45,852	45,852
計				19,094,453				7,809,047	3,185,260	1,406,472	105,859	73,328	31,674,419

* 長期負担金率 4月～8月期 (上段) 0.09930

9月～3月期 (下段) 0.09930

* 短期負担金率 0.03856

(九) 基礎年金等国家公務員共済組合負担金

(千円)

公経済負担金	7,962,285

(十) 育児休業手当金国家公務員共済組合負担金

(千円)

公経済負担金	13,677

	明細書頁
<u>定員合理化に伴う経費</u> 「「国家公務員の総人件費に関する基本方針」等について」（平成26年7月25日閣議決定）に協力する定員合理化を65人とし、そのうち業務改革による定員合理化以外のものを46人とする。	4 65

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区 分		人 員 手 当											超過勤 務手当	共済組合 負 担 金	計
事 項	人員 (人)	職 員 基 本 給			職 員 諸 手 当						計				
		職 員 俸 給	地 域 手 当	計	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 働 手 当	生 活 手 当	本府省業務 調整手当						
定員合理化															
(項) 最高裁判所	△ 3	△ 11,912	△ 2,382	△ 14,294	△ 263	△ 3,002	△ 2,377	△ 233	△ 630	△ 6,505	△ 2,448	△ 28,449	△ 51,696		
(項) 下級裁判所	△ 43	△ 113,626	△ 7,607	△ 121,233	△ 4,252	△ 24,395	△ 19,313	△ 3,036	0	△ 50,996	△ 5,414	0	△ 177,643		
計	△ 46	△ 125,538	△ 9,989	△ 135,527	△ 4,515	△ 27,397	△ 21,690	△ 3,269	△ 630	△ 57,501	△ 7,862	△ 28,449	△ 229,339		

2 要求額表

(単位：千円)

区 分	定 員 合 理 化		合 計
	最 高 裁	下 級 裁	
人 員 (人)	△ 3	△ 43	△ 46
職 員 基 本 給	△ 14,294	△ 121,233	△ 135,527
職 員 俸 給	△ 11,912	△ 113,626	△ 125,538
地 域 手 当	△ 2,382	△ 7,607	△ 9,989
職 員 諸 手 当	△ 6,505	△ 50,996	△ 57,501
通 勤 手 当	△ 263	△ 4,252	△ 4,515
期 末 手 当	△ 3,002	△ 24,395	△ 27,397
勤 勉 手 当	△ 2,377	△ 19,313	△ 21,690
住 居 手 当	△ 233	△ 3,036	△ 3,269
本府省業務調整手当	△ 630	0	△ 630
超 過 勤 務 手 当	△ 2,448	△ 5,414	△ 7,862
国家公務員共済組合負担金	△ 2,798	△ 25,651	△ 28,449
長 期	△ 2,013	△ 18,445	△ 20,458
短 期	△ 782	△ 7,162	△ 7,944
事 務 費	△ 3	△ 44	△ 47
合 計	△ 26,045	△ 203,294	△ 229,339

区 分	最 高 裁 判 所				下 級 裁 判 所			
	行(一) 3級 事務官		△ 3 人 (定員合理化)		行(一) 1級 事務官		△ 25 人 (定員合理化)	
	金 額 (千円)	積 算			金 額 (千円)	積 算		
職 員 基 本 給	△ 14,294				△ 65,967			
職 員 俸 給	△ 11,912	330,900 円×	△ 3 人×	12 月	△ 59,970	199,900 円×	△ 25 人×	12 月
地 域 手 当	△ 2,382	66,180 円×	△ 3 人×	12 月	△ 5,997	19,990 円×	△ 25 人×	12 月
職 員 諸 手 当	△ 6,505				△ 27,697			
通 勤 手 当	△ 263	7,308 円×	△ 3 人×	12 月	△ 2,117	8,158 円×	△ 25 人×	12 月
期 末 手 当	△ 3,002	500,320 円×	△ 3 人			263,868 円×	△ 25 人	
		500,320 円×	△ 3 人		△ 13,193	263,868 円×	△ 25 人	
勤 勉 手 当	△ 2,377	396,087 円×	△ 3 人			208,895 円×	△ 25 人	
		396,087 円×	△ 3 人		△ 10,146	208,895 円×	△ 25 人	
住 居 手 当	△ 233	6,468 円×	△ 3 人×	12 月	△ 1,812	6,039 円×	△ 25 人×	12 月
本府省業務調整手当	△ 630	17,500 円×	△ 3 人×	12 月	0			
超過勤務手当	△ 2,448	2,953.93 円×	△ 3 人×	12 月× 23 時間	△ 2,946	1,636.90 円×	△ 25 人×	12 月× 6 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 2,798				△ 13,620			
長 期 負 担 金	△ 2,013	113,625 円×	△ 3 人×	12 月×		219,875 円×	△ 25 人×	12 月×
		△ 5,379 千円×		0.09930	△ 9,792	△ 23,638 千円×		0.09930
短 期 負 担 金	△ 782	113,625 円×	△ 3 人×	12 月×		219,875 円×	△ 25 人×	12 月×
		△ 5,379 千円×		0.03856	△ 3,802	△ 23,638 千円×		0.03856
事 務 費	△ 3	944.00 円×	△ 3 人×	1.10 × 1.00	△ 26	944.00 円×	△ 25 人×	1.10 × 1.00
合 計	△ 26,045				△ 110,430			

区 分	下 級 裁 判 所					下 級 裁 判 所				
	行 (二) 3 級 △ 4 人 (定員合理化)					行 (二) 2 級 △ 7 人 (定員合理化)				
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算			
職 員 基 本 給	△ 14,896					△ 22,417				
職 員 俸 給	△ 14,462	301,300 円×	△ 4 人×	12 月		△ 21,764	259,100 円×	△ 7 人×	12 月	
地 域 手 当	△ 434	9,039 円×	△ 4 人×	12 月		△ 653	7,773 円×	△ 7 人×	12 月	
職 員 諸 手 当	△ 6,277					△ 9,210				
通 勤 手 当	△ 401	8,359 円×	△ 4 人×	12 月		△ 702	8,359 円×	△ 7 人×	12 月	
期 末 手 当	△ 3,128	391,026 円×	△ 4 人			△ 4,183	320,247 円×	△ 7 人		
		391,026 円×	△ 4 人				320,247 円×	△ 7 人		
勤 勉 手 当	△ 2,476	309,562 円×	△ 4 人			△ 3,549	253,529 円×	△ 7 人		
		309,562 円×	△ 4 人				253,529 円×	△ 7 人		
住 居 手 当	△ 272	5,671 円×	△ 4 人×	12 月		△ 476	5,671 円×	△ 7 人×	12 月	
本府省業務調整手当	0					0				
超過勤務手当	△ 665	2,310.22 円×	△ 4 人×	12 月×	6 時間	△ 1,001	1,986.65 円×	△ 7 人×	12 月×	
国家公務員 共済組合負担金	△ 3,269					△ 1,865				
長期負担金	△ 2,352	376,625 円×	△ 4 人×	12 月×	0.09930		323,875 円×	△ 7 人×	12 月×	
		△ 5,604 千円×			0.09930	△ 3,499	△ 8,032 千円×		0.09930	
短期負担金	△ 913	376,625 円×	△ 4 人×	12 月×	0.03856		323,875 円×	△ 7 人×	12 月×	
		△ 5,604 千円×			0.03856	△ 1,359	△ 8,032 千円×		0.03856	
事 務 費	△ 4	944.00 円×	△ 4 人×	1.10 ×	1.00	△ 7	944.00 円×	△ 7 人×	1.10 ×	
合 計	△ 25,107					△ 37,493				

区 分	下 級 裁 判 所					
	行 (一) 1 級					

増員要求に伴う経費

令和5年度増加要求人員表

官 職		事件処理の支援のための体制強化	国家公務員のワークライフバランス推進
区 分			
行 (一)	事 務 官	41	5

(注) 他に、判事補15の減がある。

第1 事件処理の支援のための体制強化のための増員

(必要性)

裁判所は、裁判部門において実際の事件処理を行っているほか、事件処理には直接関与しないものの、司法行政部門において、裁判事務の合理的、効率的な運用を図り、事件処理が円滑に進むよう裁判部門の支援を行っている。

令和4年6月に閣議決定された政府の規制改革実施計画において、民事訴訟手続のデジタル化について、民事訴訟法等の一部を改正する法律の成立を受け、遅くとも令和7年度に民事訴訟手続のデジタル化の本格的な運用を円滑に開始するため、令和5年度中にウェブ会議を用いた口頭弁論の運用を開始するなど、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始できるよう環境整備に取り組むことが掲げられており、裁判所として、これら民事訴訟手続のデジタル化に関する具体的な方策について、新たな制度や運用の在り方の検討、システム開発に向けた検討を今後より一層加速させるとともに、ウェブ会議や書面の電子提出等の先行運用の開始、展開拡大を同時並行で推進していく必要がある。

また、民事訴訟手続以外の分野においては、①家事事件手続及び民事保全、執行、倒産手続等について、民事訴訟手続のデジタル化に関する規律にかかわらず、手続の特性に応じた更なるデジタル化を検討し、政府において令和5年の通常国会に必要な法案を提出した上で、国民にとってデジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するスケジュールを検討し、民事訴訟手続のデジタル化に大きく遅れることのないように取り組むこと、②刑事手続について、政府において令和5年度に必要な法案を国会に提出することを視野に入れて、法制化に向けた具体的な検討を速やかに進めること、令和7年度中の一部施策の運用開始を視野に入れて、デジタル化の運用開始の詳細なスケジュールを検討すること、令和8年度中に新たなシステムを利用した活用施策を一部開始することを目指すこと等が掲げられており、裁判所としては、これらの分野のデジタル化においてもウェブ会議の活用を始めとした段階的な実施、デジタル化後の具体的な運用の在り方の検討やシステム開発に向けた検討を一層加速させる必要がある。

更に、各分野のデジタル化に伴う法制面の検討に適切に対応することに加え、近時の社会経済情勢の変化等を受けて裁判手続に関連する各種法改正の議論や具体的な法制化の検討が活発に行われているところ、裁判所としても、法制審議会等における検討に適切に関与するとともに、法改正に伴う裁判事務の変化に対応するための検討や準備を着実に進めていく必要がある。

(令和5年度の要求人員)

以上のような状況に対応するために、令和5年度は、事務官41人の増員を要求する。

第2 国家公務員のワークライフバランス推進のための増員

(必要性)

政府では、少子高齢化の進行とともに生産年齢人口が減少する中で、経済社会が持続的に発展していくためにも、最大の潜在力である「女性の力」を最大限発揮できるようにし、「女性が輝く社会」、「男女共同参画社会」を実現することが重要であり、国が率先して取り組む必要があるとしている。また、政府では、国が率先して女性職員の採用・登用の拡大に取り組み、多様な人材をいかすダイバーシティマネジメントを進めることは、国民のニーズをきめ細かく把握し、新しい発想による政策対応や行政サービスを可能とし、子育てや介護を担う男女を含む組織全員の力を最大限発揮できるようになるなど、政策の質と行政サービスの向上のためにも必要であるとして、女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての職員の「働き方改革」により仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現することが不可欠であるとし、同取組のための二つの改革として、先に述べた「働き方改革」と「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」を挙げている（「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）」）。

裁判所は、「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」の構成員ではないため、同協議会が決定した取組指針に基づく取組計画を策定・公表することは求められていないが、裁判所としても、同取組指針の趣旨や目的については賛同するところであり、裁判所特定事業主行動計画を定め、「働き方改革」「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」に積極的に取り組んでいるところであるが、裁判所は裁判官以外の裁判所職員に占める女性の割合が約4割、裁判所職員の採用者全体に占める女性割合が5割を超えており、育児時間取得者等によるマンパワー不足も目立つ状況である。このような状況については、実務面での調整を行うことで対応しているものの、なお実態上困難な場合が生じており、司法に対する国民の期待に応え、適正に事務処理を行っていくためには、そうした実態上の困難をカバーし、職員のワークライフバランスの推進を進めていく必要がある。

(令和5年度の要求人員)

以上のような状況に対応するために、令和5年度は、事務官5人の増員を要求する。

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区 分		人 間 費												超過勤 務手当	共済組合 負担金	計
事 項	人員 (人)	職 員 基 本 給				職 務 諸 手 当							計			
		職 員 俸 給	扶 養 手 当	地 域 手 当	計	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 房 手 当	管理職員の 特別勤務手当	本府省業務 調整手当					
増員																
(項) 最高裁判所	46	127,788	0	25,558	153,346	4,034	20,932	16,571	3,570	0	9,660	54,767	26,255	8,019	242,387	
(項) 下級裁判所	△ 15	△ 75,870	△ 4,500	△ 8,037	△ 88,407	△ 1,468	△ 20,678	△ 23,779	△ 1,087	△ 180	0	△ 47,192	0	0	△ 135,599	
計	31	51,918	△ 4,500	17,521	64,939	2,566	254	△ 7,208	2,483	△ 180	9,660	7,575	26,255	8,019	106,788	

2 官職別要求額表

(単位：千円)

区 分	裁判官	一般職	合 計
	判事補	事務官	
人 員 (人)	△ 15	46	31
職 員 基 本 給	△ 88,407	153,346	64,939
職 員 俸 給	△ 75,870	127,788	51,918
扶 養 手 当	△ 4,500	0	△ 4,500
地 域 手 当	△ 8,037	25,558	17,521
職 員 諸 手 当	△ 47,192	54,767	7,575
通 勤 手 当	△ 1,468	4,034	2,566
期 末 手 当	△ 20,678	20,932	254
勤 勉 手 当	△ 23,779	16,571	△ 7,208
住 居 手 当	△ 1,087	3,570	2,483
管理職員特別勤務手当	△ 180	0	△ 180
本府省業務調整手当	0	9,660	9,660
超 過 勤 務 手 当	0	26,255	26,255
国家公務員共済組合負担金	△ 19,219	27,238	8,019
長 期	△ 13,832	19,585	5,753
短 期	△ 5,371	7,605	2,234
事 務 費	△ 16	48	32
合 計	△ 154,818	261,606	106,788

区 分	下 級 裁 判 所					最 高 裁 判 所				
	初事補1号 △ 15 人 (増員)					行 (・) 3級事務官 16 人 (増員)				
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算			
職員基本給	△ 88,407					153,316				
職員俸給	△ 75,870	421,500 円×	△ 15 人×	12 月		127,748	231,500 円×	16 人×	12 月	
扶養手当	△ 4,500	25,000 円×	△ 15 人×	12 月		0				
地域手当	△ 8,037	41,650 円×	△ 15 人×	12 月		25,558	46,300 円×	16 人×	12 月	
職員諸手当	△ 47,192					51,767				
通勤手当	△ 1,468	8,158 円×	△ 15 人×	12 月		1,034	7,308 円×	16 人×	12 月	
期 末 手 当		689,255 円×	△ 15 人				105,008 円×	16 人		
	△ 20,678	689,255 円×	△ 15 人			20,932	350,028 円×	16 人		
勤 勤 手 当		792,643 円×	△ 15 人				83,131 円×	16 人		
	△ 23,779	792,643 円×	△ 15 人			16,571	277,105 円×	16 人		
住 居 手 当	△ 1,087	6,039 円×	△ 15 人×	12 月		3,570	6,468 円×	16 人×	12 月	
管理職員特別勤務手当	△ 180	12,000 円×	△ 15 人			0				
本府省業務調整手当	0					9,660	17,500 円×	16 人×	12 月	
超過勤務手当	0					26,255	2,067.99 円×	16 人×	12 月×	23 時間
国家公務員 共済組合負担金	△ 19,219					27,238				
長期負担金		526,875 円×	△ 15 人×	12 月×	0.09930		289,375 円×	16 人×	12 月×	0.09930
	△ 13,832	△ 44,457 千円×			0.09930	19,585	37,503 千円×			0.09930
短期負担金		526,875 円×	△ 15 人×	12 月×	0.03856		289,375 円×	16 人×	12 月×	0.03856
	△ 5,371	△ 44,457 千円×			0.03856	7,605	37,503 千円×			0.03856
事 務 費	△ 16	944.00 円×	△ 15 人×	1.10 ×	1.00	48	944.00 円×	16 人×	1.10 ×	1.00
合 計	△ 154,818					261,606				

振替定員に伴う経費

<経費積算内訳>

1 要求額総表

(単位：千円)

区 分		人 件 費											
事 項	人員(人)	職 員 基 本 給			職 員 諸 手 当						超過勤 務手当	共済組合 負担金	計
		職 員 俸 給	地 域 手 当	計	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 働 手 当	住 居 手 当	本府省業務 調整手当	計			
振替													
(項) 最高裁判所	30	118,580	23,716	142,296	2,631	30,527	24,168	2,329	7,296	66,951	24,363	△ 2,667	230,943
(項) 下級裁判所	△ 30	△ 129,387	△ 12,938	△ 142,325	△ 2,937	△ 33,793	△ 26,753	△ 2,173	0	△ 65,656	△ 6,357	0	△ 214,338
計	0	△ 10,807	10,778	△ 29	△ 306	△ 3,266	△ 2,585	156	7,296	1,295	18,006	△ 2,667	16,605

明細書頁

5

65

2 要求額表

(単位：千円)

区 分	一 般 職												合 計
	最 高 裁	下 級 裁	最 高 裁	下 級 裁	最 高 裁	下 級 裁	最 高 裁	下 級 裁	最 高 裁	下 級 裁	下 級 裁		
	行(一)6級 (事務官)	行(一)6級 (事務官)	行(一)5級 (事務官)	行(一)5級 (事務官)	行(一)4級 (事務官)	行(一)4級 (補記官)	行(一)4級 (事務官)	行(一)4級 (事務官)	行(一)3級 (事務官)	行(一)3級 (事務官)	行(一)2級 (事務官)	行(一)2級 (事務官)	
人 員 (人)	1	△ 1	1	△ 1	5	△ 5	4	△ 4	19	△ 19	19	△ 19	0
職 員 基 本 給	5,802	△ 5,318	5,579	△ 5,114	26,294	△ 24,103	21,036	△ 19,283	83,585	△ 76,619	49,031	△ 60,919	△ 29
職 員 俸 給	4,835	△ 4,835	4,649	△ 4,649	21,912	△ 21,912	17,530	△ 17,530	69,654	△ 69,654	44,574	△ 55,381	△ 10,807
地 域 手 当	967	△ 483	930	△ 465	4,382	△ 2,191	3,506	△ 1,753	13,931	△ 6,965	4,457	△ 5,538	10,778
職 員 諸 手 当	3,026	△ 2,361	2,814	△ 2,186	12,517	△ 10,352	10,014	△ 8,282	38,580	△ 32,065	14,657	△ 25,067	1,295
通 勤 手 当	88	△ 98	88	△ 98	138	△ 489	351	△ 392	1,666	△ 1,860	1,860	△ 1,860	△ 306
期 末 手 当	1,334	△ 1,223	1,227	△ 1,125	5,785	△ 5,303	4,628	△ 4,242	17,553	△ 16,099	6,374	△ 12,184	△ 3,266
勤 働 手 当	1,056	△ 968	972	△ 891	4,580	△ 4,198	3,664	△ 3,358	13,896	△ 12,738	5,046	△ 9,646	△ 2,585
住 居 手 当	78	△ 72	78	△ 72	388	△ 362	310	△ 290	1,475	△ 1,377	1,377	△ 1,377	156
本府省業務調整手当	470	0	449	0	1,326	0	1,061	0	3,990	0	0	0	7,296
超 過 勤 務 手 当	993	△ 233	955	△ 238	4,502	△ 1,077	3,602	△ 861	14,311	△ 3,422	2,190	△ 2,721	18,006
国家公務員共済組合負担金	1,164	△ 1,136	1,105	△ 1,080	5,210	△ 5,092	4,189	△ 4,072	16,359	△ 15,997	9,276	△ 12,573	△ 2,667
長 期	838	△ 817	795	△ 777	3,749	△ 3,664	3,000	△ 2,930	11,769	△ 11,508	6,667	△ 9,042	△ 1,920
短 期	325	△ 318	309	△ 302	1,456	△ 1,423	1,165	△ 1,138	4,570	△ 4,469	2,589	△ 3,511	△ 747
事 務 費	1	△ 1	1	△ 1	5	△ 5	4	△ 4	20	△ 20	20	△ 20	0
合 計	10,985	△ 9,053	10,453	△ 8,608	48,523	△ 40,624	38,821	△ 32,498	152,835	△ 128,103	75,154	△ 101,280	16,605

区 分	最 高 裁 判 所					下 級 裁 判 所				
	行 (一) 6 級 事務官 1 人 (振替)					行 (一) 6 級 事務官 △ 1 人 (振替)				
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算			
職 員 基 本 給	5,802					△ 5,318				
職 員 俸 給	4,835	102,900 円 ×	1 人 ×	12 月		△ 4,835	102,900 円 ×	△ 1 人 ×	12 月	
地 域 手 当	967	80,580 円 ×	1 人 ×	12 月		△ 483	40,290 円 ×	△ 1 人 ×	12 月	
職 員 諸 手 当	3,026					△ 2,361				
通 勤 手 当	48	7,308 円 ×	1 人 ×	12 月		△ 98	8,158 円 ×	△ 1 人 ×	12 月	
期 末 手 当	1,334	667,202 円 ×	1 人			△ 1,223	611,601 円 ×	△ 1 人		
		667,202 円 ×	1 人				611,601 円 ×	△ 1 人		
勤 勉 手 当	1,056	528,201 円 ×	1 人			△ 968	484,184 円 ×	△ 1 人		
		528,201 円 ×	1 人				484,184 円 ×	△ 1 人		
住 居 手 当	78	6,168 円 ×	1 人 ×	12 月		△ 72	6,039 円 ×	△ 1 人 ×	12 月	
本府省業務調整手当	470	39,200 円 ×	1 人 ×	12 月		0				
超過勤務手当	993	3,599.11 円 ×	1 人 ×	12 月 × 23 時間		△ 238	3,299.18 円 ×	△ 1 人 ×	12 月 × 6 時間	
国家公務員 共済組合負担金	1,164					△ 1,136				
長期負担金	838	503,625 円 ×	1 人 ×	12 月 ×	0.09930	△ 817	503,625 円 ×	△ 1 人 ×	12 月 ×	0.09930
		2,390 千円 ×			0.09930		△ 2,191 千円 ×			0.09930
短期負担金	325	503,625 円 ×	1 人 ×	12 月 ×	0.03856	△ 318	503,625 円 ×	△ 1 人 ×	12 月 ×	0.03856
		2,390 千円 ×			0.03856		△ 2,191 千円 ×			0.03856
事 務 費	1	944.00 円 ×	1 人 ×	1.10	1.00	△ 1	944.00 円 ×	△ 1 人 ×	1.10	1.00
合 計	10,985					△ 9,053				

区 分	最 高 裁 判 所				下 級 裁 判 所			
	行 (一) 5級 事務官		1 人 (振替)		行 (一) 5級 事務官		△ 1 人 (振替)	
	金 額 (千円)	積 算			金 額 (千円)	積 算		
職員基本給	5,579				△ 5,114			
職員俸給	4,649	387,400 円 ×	1 人 ×	12 月	△ 4,649	387,400 円 ×	△ 1 人 ×	12 月
地域手当	930	77,480 円 ×	1 人 ×	12 月	△ 165	38,740 円 ×	△ 1 人 ×	12 月
職員諸手当	2,814				△ 2,186			
通勤手当	88	7,308 円 ×	1 人 ×	12 月	△ 98	8,158 円 ×	△ 1 人 ×	12 月
期 長 手 当	1,227	613,641 円 ×	1 人			562,504 円 ×	△ 1 人	
		613,641 円 ×	1 人		△ 1,125	562,504 円 ×	△ 1 人	
勤 勉 手 当	972	165,799 円 ×	1 人			145,316 円 ×	△ 1 人	
		165,799 円 ×	1 人		△ 891	145,316 円 ×	△ 1 人	
住 居 手 当	78	6,468 円 ×	1 人 ×	12 月	△ 72	6,039 円 ×	△ 1 人 ×	12 月
本庁省業務調整手当	419	37,100 円 ×	1 人 ×	12 月	0			
超過勤務手当	955	3,460.67 円 ×	1 人 ×	12 月 × 23 時間	△ 228	3,172.26 円 ×	△ 1 人 ×	12 月 × 6 時間
国家公務員 共済組合負担金	1,105				△ 1,080			
長期負担金	795	484,250 円 ×	1 人 ×	12 月 × 0.09930		484,250 円 ×	△ 1 人 ×	12 月 × 0.09930
		2,199 千円 ×		0.09930	△ 777	△ 2,016 千円 ×		0.09930
短期負担金	309	484,250 円 ×	1 人 ×	12 月 × 0.03856		484,250 円 ×	△ 1 人 ×	12 月 × 0.03856
		2,199 千円 ×		0.03856	△ 302	△ 2,016 千円 ×		0.03856
事 務 費	1	941.00 円 ×	1 人 ×	1.10 × 1.00	△ 1	941.00 円 ×	△ 1 人 ×	1.10 × 1.00
合 計	10,453				△ 8,608			

区 分	最 高 裁 判 所					下 級 裁 判 所				
	行 (一) 4 級 事務官 5 人 (振替)					行 (一) 4 級 書記官 △ 5 人 (振替)				
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算			
職員基本給	20,294					△ 24,103				
職員俸給	21,912	365,200 円×	5 人×	12 月		△ 21,912	365,200 円×	△ 5 人×	12 月	
地域手当	4,382	73,040 円×	5 人×	12 月		△ 2,191	36,520 円×	△ 5 人×	12 月	
職員諸手当	12,517					△ 10,352				
通勤手当	438	7,308 円×	5 人×	12 月		△ 489	8,158 円×	△ 5 人×	12 月	
期末手当	5,785	578,476 円×	5 人				530,270 円×	△ 5 人		
		578,476 円×	5 人			△ 5,303	530,270 円×	△ 5 人		
勤 働 手 当		457,960 円×	5 人				419,797 円×	△ 5 人		
	4,580	457,960 円×	5 人			△ 4,198	419,797 円×	△ 5 人		
住 居 手 当	388	6,468 円×	5 人×	12 月		△ 362	6,039 円×	△ 5 人×	12 月	
本府省業務調整手当	1,326	22,100 円×	5 人×	12 月		0				
超過勤務手当	4,502	3,262.33 円×	5 人×	12 月×	23 時間	△ 1,077	2,990.47 円×	△ 5 人×	12 月×	6 時間
国家公務員 共済組合負担金	5,210					△ 5,092				
長期負担金	3,719	456,500 円×	5 人×	12 月×	0.09930		456,500 円×	△ 5 人×	12 月×	0.09930
		10,365 千円×			0.09930	△ 3,664	△ 9,501 千円×			0.09930
短期負担金	1,456	456,500 円×	5 人×	12 月×	0.03856		456,500 円×	△ 5 人×	12 月×	0.03856
		10,365 千円×			0.03856	△ 1,423	△ 9,501 千円×			0.03856
事 務 費	5	944.00 円×	5 人×	1.10 ×	1.00	△ 5	944.00 円×	△ 5 人×	1.10 ×	1.00
合 計	18,523					△ 40,624				

区 分	最 高 裁 判 所				下 級 裁 判 所			
	行 (一) 4 級 事務官 4 人 (振替)				行 (一) 4 級 事務官 △ 4 人 (振替)			
	金 額 (千円)	種 算			金 額 (千円)	種 算		
職員基本給	21,036				△ 19,283			
職員俸給	17,530	365,200 円 ×	4 人 ×	12 月	△ 17,530	365,200 円 ×	△ 4 人 ×	12 月
地域手当	3,506	73,040 円 ×	4 人 ×	12 月	△ 1,753	36,520 円 ×	△ 4 人 ×	12 月
職員諸手当	10,014				△ 8,282			
通勤手当	351	7,308 円 ×	4 人 ×	12 月	△ 392	8,158 円 ×	△ 4 人 ×	12 月
解 任 手 当	4,628	578,476 円 ×	4 人			530,270 円 ×	△ 4 人	
		578,476 円 ×	4 人		△ 1,242	530,270 円 ×	△ 1 人	
勤 軟 手 当	3,664	457,960 円 ×	4 人			419,797 円 ×	△ 4 人	
		457,960 円 ×	4 人		△ 3,358	419,797 円 ×	△ 4 人	
住 居 手 当	310	6,468 円 ×	4 人 ×	12 月	△ 290	6,039 円 ×	△ 4 人 ×	12 月
本府官業務調整手当	1,061	22,100 円 ×	4 人 ×	12 月	0			
超過勤務手当	3,602	3,262.33 円 ×	4 人 ×	12 月 × 23 時間	△ 861	2,090.17 円 ×	△ 4 人 ×	12 月 × 6 時間
国家公務員 共済組合負担金	4,169				△ 1,072			
長期負担金	3,000	456,500 円 ×	4 人 ×	12 月 × 0.09930		456,500 円 ×	△ 4 人 ×	12 月 × 0.09930
		8,292 千円 ×		0.09930	△ 2,930	△ 7,600 千円 ×		0.09930
短期負担金	1,165	456,500 円 ×	4 人 ×	12 月 × 0.03856		456,500 円 ×	△ 4 人 ×	12 月 × 0.03856
		8,292 千円 ×		0.03856	△ 1,138	△ 7,600 千円 ×		0.03856
事 務 費	4	944.00 円 ×	4 人 ×	1.10 × 1.00	△ 4	944.00 円 ×	△ 4 人 ×	1.10 × 1.00
合 計	38,821				△ 32,198			

区 分	最 高 裁 判 所					下 級 裁 判 所				
	行 (一) 3級 事務官 19 人 (振替)					行 (一) 3級 事務官 △ 19 人 (振替)				
	金 額 (千円)	繰 算				金 額 (千円)	繰 算			
職員基本給	83,583					△ 76,619				
職員俸給	69,654	305,500 円×	19 人×	12 月		△ 69,654	305,500 円×	△ 19 人×	12 月	
地 域 手 当	13,931	61,100 円×	19 人×	12 月		△ 6,965	30,550 円×	△ 19 人×	12 月	
職員諸手当	38,580					△ 32,065				
通勤手当	1,666	7,308 円×	19 人×	12 月		△ 1,666	8,158 円×	△ 19 人×	12 月	
期 末 手 当	17,353	461,916 円×	19 人			△ 16,090	123,422 円×	△ 19 人		
		461,916 円×	19 人				123,422 円×	△ 19 人		
勤 劬 手 当		365,683 円×	19 人				335,209 円×	△ 19 人		
	13,896	365,683 円×	19 人			△ 12,738	335,209 円×	△ 19 人		
住 居 手 当	1,475	6,468 円×	19 人×	12 月		△ 1,377	6,039 円×	△ 19 人×	12 月	
本庁省業務調整手当	3,990	17,500 円×	19 人×	12 月		0				
超過勤務手当	14,311	2,729.03 円×	19 人×	12 月×	23 時間	△ 3,422	2,501.61 円×	△ 19 人×	12 月×	6 時間
国家公務員 共済組合負担金	16,359					△ 15,997				
長期負担金	11,769	381,875 円×	19 人×	12 月×	0.09930		381,875 円×	△ 19 人×	12 月×	0.09930
		31,449 千円×			0.09930	△ 11,508	△ 28,828 千円×			0.09930
短期負担金	4,570	381,875 円×	19 人×	12 月×	0.03856		381,875 円×	△ 19 人×	12 月×	0.03856
		31,449 千円×			0.03856	△ 4,469	△ 28,828 千円×			0.03856
事 務 費	20	944.00 円×	19 人×	1.10 ×	1.00	△ 20	944.00 円×	△ 19 人×	1.10 ×	1.00
合 計	152,835					△ 128,103				

区 分	下 級 裁 判 所					下 級 裁 判 所				
	行 (一) 2級 事務官 19 人 (振替)					行 (一) 2級 事務官 △ 19 人 (振替)				
	金 額 (千円)	積 算				金 額 (千円)	積 算			
職員基本給	49,031					△ 60,919				
職員俸給	44,574	195,500 円×	19 人×	12 月		△ 55,381	212,900 円×	△ 19 人×	12 月	
地域手当	4,457	19,550 円×	19 人×	12 月		△ 5,538	24,290 円×	△ 19 人×	12 月	
職員諸手当	14,657					△ 25,067				
通勤手当	1,860	8,158 円×	19 人×	12 月		△ 1,860	8,158 円×	△ 19 人×	12 月	
期末手当	6,374	77,418 円×	19 人				320,628 円×	△ 19 人		
		258,060 円×	19 人			△ 12,484	320,628 円×	△ 19 人		
前払手当		61,289 円×	19 人				253,830 円×	△ 19 人		
	5,046	204,297 円×	19 人			△ 9,646	253,830 円×	△ 19 人		
住居手当	1,377	6,039 円×	19 人×	12 月		△ 1,377	6,039 円×	△ 19 人×	12 月	
本府省業務調整手当	0					0				
超過勤務手当	2,190	1,600.87 円×	19 人×	12 月×	6 時間	△ 2,721	1,989.01 円×	△ 19 人×	12 月×	6 時間
国家公務員 共済組合負担金	9,276					△ 12,573				
長期負担金	6,667	244,375 円×	19 人×	12 月×	0.09930		303,625 円×	△ 19 人×	12 月×	0.09930
		11,420 千円×			0.09930	△ 9,042	△ 21,830 千円×			0.09930
短期負担金		244,375 円×	19 人×	12 月×	0.03856		303,625 円×	△ 19 人×	12 月×	0.03856
	2,589	11,420 千円×			0.03856	△ 3,511	△ 21,830 千円×			0.03856
事務費	20	944.00 円×	19 人×	1.10 ×	1.00	△ 20	944.00 円×	△ 19 人×	1.10 ×	1.00
合 計	75,154					△ 101,280				

施 設 費

目 次

1 要求	-----	6 7 5
2 要望	-----	6 7 8

事 項	庁 数	要 求 額	備 考
	庁	千円	
(1) 裁判所施設費		13,100,992	
Ⅰ 裁判所施設整備に必要な経費		13,100,992	
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		12,342,649	
ア 施設一般整備		5,872,142	
① 庁舎新営	9	3,224,581	
継続分	9	3,224,581	本庁 3庁、支部 3庁、簡裁 1庁
② 執務体制確立	1	11,399	
新規分	1	11,399	支部 1庁
③ 各所新営		607,741	
④ 特別修繕		2,028,421	
イ 施設特別整備		6,470,507	
① 耐震改修	1	1,767,753	本庁 1庁
② 模様替	2	1,934,604	本庁 1庁、合同庁舎 1庁
③ 設備改修	4	1,224,876	最高裁、本庁 3庁
④ アスベスト対策	1	1,543,274	本庁 1庁
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費		758,343	
合 計		13,100,992	

事 項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘 要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
(1) 裁判所施設費		m ²	千円			m ²	年	年
Ⅰ 裁判所施設整備に必要な経費			13,100,992					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			12,342,649					
ア 施設一般整備			5,872,142					
① 庁舎新営			3,224,581					
継続分(9庁)			3,224,581					
津地方・家庭裁判所	SRC 5-1	9,658	1,302,780	駆 体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	8,007	昭 39	59
富山地方・家庭裁判所	SRC 4-1	7,676	0	仮 庁	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	5,919	昭 40	58
鳥取地方・家庭裁判所	SRC 3-1	6,922	274,153	解 体	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,148	昭 40	58
佐賀地方・家庭裁判所	SRC 5-1	8,592	197,031	基 礎	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	6,540	昭 40	58
仙台高等裁判所秋田支部秋田地方・家庭裁判所	SRC 6-1	10,112	255,579	完 成	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	7,421	昭 43	55
静岡地方・家庭裁判所沼津支部	SRC 5	7,762	79,983	仮 庁	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	5,460	昭 35	63
富山地方・家庭裁判所高岡支部	RC 3	3,560	815,055	基 礎	老朽庁舎で狭隘であり、かつ施設の不備のため	2,614	昭 36	62
盛岡地方・家庭裁判所二戸支部	RC 2	982	0		老朽かつ施設の不備があり、移転要請のため	1,100	昭 50	48
串本簡易裁判所	S 1	220	0		老朽かつ施設の不備があり、立地条件の不良のため	435	昭 63	35
② 執務体制確立			11,399					
新規分(1庁)			11,399					
福島地方・家庭裁判所郡山支部	RC 3	1,324	11,399	調 査	老朽かつ施設の不備のため	1,242	平 21	14
③ 各所新営								
外装等整備			607,741					

事 項	構 造	面 積	要 求 額	工 事 内 容	修繕工事を必要とする理由	摘 要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建 築 年	経 年
		m ²	千円			m ²	年	年
① 特別修繕 設備改修等			2,028,421					
イ 施設特別整備			6,170,507					
① 耐震改修			1,767,753					
② 模様替			1,934,601					
③ 設備改修			1,224,876					
④ アスベスト対策			1,543,274					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			758,343					
施設施工旅費			69,590					
施設施工庁費			688,753					
合 計			13,100,992					

【要望】

事 項	庁 数	要 求 額	備 考
	庁	千円	
(1) 裁判所施設費		4,866,997	
1 裁判所施設整備に必要な経費		4,866,997	
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費		4,748,548	
ア 施設一般整備		4,748,548	
③ 各所新営		1,027,098	
④ 特別修繕		3,721,450	
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費		118,449	
合 計		4,866,997	

要望
5

事 項	構 造	面 積	要求額	工事内容	営繕工事を必要とする理由	摘 要		
						現 庁 舎 状 況		
						面 積	建築年	経年
(1) 裁判所施設費		m ²	千円			m ²	年	年
1 裁判所施設整備に必要な経費			1,866,997					
(1) 裁判所庁舎等の施設整備に必要な経費			4,866,997					
ア 施設一般整備			4,748,548					
③ 各所新営			4,748,548					
外装等整備			1,027,098					
④ 特別修繕								
設備改修等			3,721,450					
(2) 裁判所庁舎の新営等に必要な経費			118,449					
施設施工旅費			26,774					
施設施工庁費			91,675					
合 計			1,866,997					

(参 考)

(中事項) 共通経費 内訳

目 次

A	(項) 最高裁判所 (大事項) 最高裁判所の事務処理に必要な経費	(要求	6 頁)	-----	6 8 3
B	(項) 最高裁判所 (大事項) 裁判運営の充実に必要な経費	(要求	2 6 頁)	-----	6 8 5
C	(項) 最高裁判所 (大事項) 裁判所職員の研修に必要な経費	(要求	4 5 頁)	-----	6 8 7
D	(項) 下級裁判所 (大事項) 下級裁判所の事務処理に必要な経費	(要求	6 6 頁)	-----	6 8 9
E	(項) 下級裁判所 (大事項) 裁判運営の充実に必要な経費	(要求	7 5 頁)	-----	6 9 0
F	(項) 下級裁判所 (大事項) 裁判運営の充実に必要な経費	(要望	3 頁)	-----	6 9 2

A(項)最高(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							208,218	204,739
庁費小計	備品費小計						34,659	37,322
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	34,659	37,322
庁費小計	消耗品費小計						47,114	45,128
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	47,114	45,128
庁費小計	被服費小計						515	547
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	515	547
庁費小計	印刷製本費小計						5,723	5,280
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	5,723	5,280
庁費小計	通信運搬費小計						29,699	30,244
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	29,699	30,244
庁費小計	借料及び損料小計						3,749	2,776
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	3,749	2,776
庁費小計	会議費小計						123	121
庁費	会議費	秘書	経常事務費	委員会	会議費	情報公開・個人情報保護審査委員会	5	5
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	一般規則制定諮問委員会	3	3
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	下級裁判所裁判官指名諮問委員会	68	68
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	検証検討会	9	9
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所行政不服審査委員会	1	1
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	裁判所職員再就職等監視委員会	1	1
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	司法修習生考試委員会	3	2
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事選考委員会	3	3
庁費	会議費	民事	経常事務費	委員会	会議費	民事規則制定諮問委員会	8	10
庁費	会議費	刑事	経常事務費	委員会	会議費	刑事規則制定諮問委員会	10	10
庁費	会議費	家庭	経常事務費	委員会	会議費	家庭規則制定諮問委員会	4	4
庁費	会議費	図書	経常事務費	委員会	会議費	最高裁判所図書館委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	入札監視委員会	1	0
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	契約監視委員会	1	1
庁費	会議費	経理	機構の維持	会計事務の充実	会議費	総合評価審査委員会	2	0
庁費	会議費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	会議費	裁判所職員倫理審査会	2	2
庁費	会議費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	会議費	裁判所職員退職手当審査会	1	1
庁費小計	雑役務費小計						58,790	57,103
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	58,790	57,103
庁費小計	自動車維持費小計						13,722	11,706
庁費	自動車維持費	経理	経常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	13,722	11,706

A(項)最高(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費小計	職員厚生経費小計						14,124	14,512
庁費	職員厚生経費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレスチェック実施経費	204	141
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	13,920	14,371
総計							208,218	204,739

B(項)最高(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							37	31
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	刑事法研究会	3	0
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	最高裁長官による補導委託先表彰	1	1
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	医事関係訴訟委員会	3	3
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	建築関係訴訟委員会	1	1
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員制度の運営等に関する有識者会議	4	1
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	8	8
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	6	6
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停制度協議会	11	11
裁判資料整備費合計							436,152	457,514
裁判資料整備費小計	消耗品費小計						436,152	457,514
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(法規集追録)	38,287	38,287
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(現行法規総覧追録)	3,485	3,441
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(法律図書)	83,155	97,249
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	資料室図書(六法全書)	39,986	39,558
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	知財高裁用資料室図書	193	225
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	法律雑誌	19,513	19,480
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	知財高裁用法律雑誌	196	199
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	簡易裁判所の図書資料(法律図書)	19,799	16,396
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	簡易裁判所の図書資料(法律雑誌)	6,738	4,306
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	行政通達先例集(法律図書追録)	634	634
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	コンタクト消費税法追録	3,136	3,151
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	破産、執行、保全事件処理用の図書(法律図書追録)	5,725	2,208
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	破産、執行、保全事件処理用の図書(法律雑誌)	7,690	5,494
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	金融関連事件処理用の図書(法律雑誌)	3,733	3,733
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	刑事関係専門図書	1,361	1,361
裁判資料整備費	消耗品費	行政	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	行政事件関係等専門図書	10,232	10,232
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	科学調査用図書整備費	1,358	1,358
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	裁判資料の整備	(裁判資料の整備)	消耗品費	家庭裁判所事務室用図書	1,626	1,626
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	消耗品費	法廷通訳支援専門用語対訳図書	1,862	1,862
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判官執務環境改善	消耗品費	裁判官室用法律雑誌	71,646	66,883
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判官執務環境改善	消耗品費	図書購入費(特殊事件専門図書)	15,269	32,628
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	書記官用六法全書	45,695	46,070
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	家裁調査官用六法全書	7,394	7,464
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事訴訟・非訟事件受付用図書	12,863	13,515

B(項)最高(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	夫婦・親子関係事件受付用図書	4,129	2,915
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	相続関係事件受付用図書	3,289	3,471
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	破産・再生等事件受付用図書	1,247	2,631
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事保全事件受付用図書	1,316	1,388
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	借地・借家等調停事件受付用図書	3,947	4,860
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	民事執行事件受付用図書	843	591
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	消耗品費	図書購入費(裁判所調査官用)	4,777	9,315
裁判資料整備費	消耗品費	刑事	心神喪失者等医療観察事件の処理	(心神喪失者等医療観察事件の処理)	消耗品費	心神喪失者等医療観察制度関係専門図書	1,944	1,944
裁判資料整備費	消耗品費	行政	知財関係事件の充実強化	知財関係事件の処理	消耗品費	知的財産権関係事件専門図書	5,226	5,226
裁判資料整備費	消耗品費	総務	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	消耗品費	評議室の図書の整備(六法全書)	1,525	1,524
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	家庭事件の処理	科学的処理体制の充実	消耗品費	地価評価用図書	1,312	1,268
裁判資料整備費	消耗品費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	消耗品費	調停委員執務用図書	3,625	3,625
裁判資料整備費	消耗品費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	消耗品費	家事調停委員用備付図書	1,396	1,396
総計							436,189	457,545

C(項)最高(大事項)研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
研修費合計							66,879	66,668
研修費小計	備品費小計						15,559	15,559
研修費	備品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	備品費	研修用器具	1,056	1,056
研修費	備品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	備品費	修習生経費(学生単価)	13,732	13,732
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修生経費	388	388
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	備品費	研修員経費	287	287
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修生経費	63	63
研修費	備品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	備品費	研修員経費	33	33
研修費小計	消耗品費小計						27,691	27,475
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	用紙代	2,389	2,262
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	心理検査記録用紙	1,960	1,960
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	法律書等	780	779
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	一般図書	508	482
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	人事管理関係図書	110	108
研修費	消耗品費	総研	経常事務費	総合研修所運営	消耗品費	人間関係諸科学外国文献図書	437	437
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	修習生経費(学生単価)	9,642	9,640
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	消耗品費	司法修習関係図書費	1,812	1,812
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修(裁判系研究会)	500	500
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修(導入系研究会)	216	216
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	判事・判事補の合同研修(基盤系研究会)	52	52
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	簡易裁判所判事の合同研修(裁判系研究会)	39	39
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	消耗品費	簡易裁判所判事の合同研修(導入系研究会)	22	22
研修費	消耗品費	司研	司法修習及び裁判官研修	修習研修等の強化改善	消耗品費	DVD-R	58	0
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修生経費	5,054	5,054
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	消耗品費	研修員経費	2,948	2,948
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修生経費	843	843
研修費	消耗品費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	消耗品費	研修員経費	321	321
研修費小計	印刷製本費小計						11,722	11,720
研修費	印刷製本費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	印刷製本費	修習生経費(学生単価)	11,311	11,309
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修生経費	79	79
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	印刷製本費	研修員経費	286	286
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修生経費	14	14
研修費	印刷製本費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	印刷製本費	研修員経費	32	32
研修費小計	通信運搬費小計						7,741	7,749
研修費	通信運搬費	司研	経常事務費	司法研修所運営	通信運搬費	論集送料	312	312

C(項)最高(大事項)研修

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
研修費	通信運搬費	総研	経常事務費	総合研修所運営	通信運搬費	通信費	1,732	1,898
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	通信運搬費	修習生経費(学生単価)	4,469	4,467
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修(裁判系研究会)	646	646
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修(導入系研究会)	280	280
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	判事・判事補の合同研修(基盤系研究会)	67	67
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	簡易裁判所判事の合同研修(裁判系研究会)	51	51
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	裁判官研修研究	通信運搬費	簡易裁判所判事の合同研修(導入系研究会)	28	28
研修費	通信運搬費	司研	司法修習及び裁判官研修	修習研修等の強化改善	通信運搬費	DVD-R送付料	156	0
研修費小計	借料及び損料小計						195	195
研修費	借料及び損料	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	借料及び損料	修習生経費(学生単価)	195	195
研修費小計	雑役務費小計						3,971	3,970
研修費	雑役務費	司研	司法修習及び裁判官研修	司法修習	雑役務費	修習生経費(学生単価)	3,064	3,063
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修生経費	546	546
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	裁判所書記官等研修	雑役務費	研修員経費	245	245
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修生経費	89	89
研修費	雑役務費	総研	総合研修所の研修	家庭裁判所調査官研修	雑役務費	研修員経費	27	27
総計							66,879	66,668

D(項)下級(大事項)事務処理

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							1,636,494	1,705,464
庁費小計	備品費小計						394,597	421,240
庁費	備品費	経理	共通経費		備品費	備品費	388,363	421,240
庁費	備品費	経理	機構の維持	庁舎管理等対策	備品費	新庁舎会議室・事務室器具	6,234	0
庁費小計	消耗品費小計						393,075	393,075
庁費	消耗品費	経理	共通経費		消耗品費	消耗品費	393,075	393,075
庁費小計	被服費小計						4,039	8,007
庁費	被服費	経理	共通経費		被服費	被服費	4,039	8,007
庁費小計	印刷製本費小計						16,420	16,420
庁費	印刷製本費	経理	共通経費		印刷製本費	印刷製本費	16,420	16,420
庁費小計	通信運搬費小計						318,247	308,221
庁費	通信運搬費	経理	共通経費		通信運搬費	通信運搬費	318,247	308,221
庁費小計	借料及び損料小計						38,154	38,154
庁費	借料及び損料	経理	共通経費		借料及び損料	借料及び損料	38,154	38,154
庁費小計	会議費小計						383	383
庁費	会議費	総務	経常事務費	委員会	会議費	地方裁判所委員会	183	183
庁費	会議費	人事	経常事務費	委員会	会議費	簡易裁判所判事推薦委員会	17	17
庁費	会議費	家庭	経常事務費	委員会	会議費	家庭裁判所委員会	183	183
庁費小計	雑役務費小計						226,722	263,241
庁費	雑役務費	経理	共通経費		雑役務費	雑役務費	226,722	263,241
庁費小計	自動車維持費小計						29,866	23,688
庁費	自動車維持費	経理	経常事務費	基本経費	自動車維持費	自動車維持費	29,866	23,688
庁費小計	職員厚生経費小計						214,991	233,035
庁費	職員厚生経費	人事	人事行政充実	(人事行政充実)	職員厚生経費	ストレスチェック実施経費	4,415	3,302
庁費	職員厚生経費	経理	共通経費		職員厚生経費	職員厚生経費	210,576	229,733
総計							1,636,494	1,705,464

E(項)下級(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費合計							63,046	69,283
庁費小計	備品費小計						50,204	58,467
庁費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	独立簡裁冷暖房器具更新	49,579	57,842
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	机	320	320
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	椅子	147	147
庁費	備品費	民事	執行の強化改善	執行官制度の維持	備品費	更衣ロッカー	158	158
庁費小計	会議費小計						2,887	2,828
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳セミナー	6	6
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳フォローアップセミナー	3	3
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	外国人事件の処理	会議費	法廷通訳基礎研修	6	6
庁費	会議費	総務	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	第一審充実協議会(地裁別)	100	100
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	簡易裁判所民事実務研究会(地裁)	67	67
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	司法委員研究会	144	144
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	司法委員研修会	47	47
庁費	会議費	刑事	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	会議費	鑑定事件研究協議会	6	6
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	新任参与員研修会	55	55
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	参与員研究会	155	155
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	裁判補助事務の強化改善	会議費	家庭裁判所家事実務研究会	111	111
庁費	会議費	家庭	裁判事務の迅速適正化	関係機関との連絡調整	会議費	家事関係機関との連絡協議会	116	116
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	鑑定人セミナー	26	26
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会(医事関係)	51	51
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門訴訟連絡協議会(建築関係)	8	8
庁費	会議費	民事	裁判事務の迅速適正化	専門的知見を要する事件の処理	会議費	専門委員研修	36	36
庁費	会議費	刑事	心神喪失者等医療観察事件の処理	(心神喪失者等医療観察事件の処理)	会議費	精神保健判定医との研究協議会	44	44
庁費	会議費	行政	知財関係事件の充実強化	知財関係事件の審理充実	会議費	専門委員セミナー	17	17
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度広報関連	会議費	出張講演会	22	22
庁費	会議費	刑事	裁判員制度の施行	裁判員制度の運営	会議費	裁判員経験者との意見交換会	88	88
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	補導委託先表彰	2	2
庁費	会議費	家庭	家庭事件の処理	少年事件処理	会議費	少年関係機関との連絡協議会	553	553
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員研修会	113	113
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員研究会	94	94
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	調停運営協議会(高裁別)	42	42
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	民事調停委員ケース研究会	94	94
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	新任家事調停委員研修会	222	222
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員研究会	122	122

E(項)下級(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 予算額 (千円)	5年度 要求額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停事件の処理	会議費	家事調停委員ケース研究会	122	122
庁費	会議費	民事	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	87	87
庁費	会議費	家庭	調停制度の充実強化	調停制度の充実改善	会議費	調停委員等表彰	69	69
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研修会	86	27
庁費	会議費	行政	労働審判制度	労働審判事件の処理	会議費	労働審判員研究会	173	173
庁費小計	自動車維持費小計						9,955	7,988
庁費	自動車維持費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判運営の改善	自動車維持費	自動車維持費	9,955	7,988
法廷等器具整備費小計	備品費小計						400,686	375,032
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	裁判事務の器具整備	備品費	裁判事務器具整備共通経費	351,866	375,032
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	新庁舎法廷等器具	48,820	0
総計							463,732	444,315

F(項)下級(大事項)裁判運営

目	費途別区分	局課	共通経費計上前の			経費名	4年度 要望額 (千円)	5年度 要望額 (千円)
			中事項	小事項	目細			
法廷等器具整備費合計							48,820	61,583
法廷等器具整備費小計	備品費小計						48,820	61,583
法廷等器具整備費	備品費	経理	裁判事務の迅速適正化	訴訟関係人等環境改善	備品費	新庁舎法廷等器具	48,820	61,583
						総計	48,820	61,583